

平成20年
6 月 宮崎県定例県議会会議録

平成20年 6 月 13日 開会

平成20年 7 月 1 日 閉会

平成20年6月宮崎県定例県議会会議録 目次

6月13日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
丸山議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 環境農林水産常任委員長報告	5
宮原環境農林水産常任委員長	5
1. 議案第1号から第9号まで及び報告第1号から第3号まで上程	8
1. 知事提案理由説明	8

自6月14日（土曜日）

至6月17日（火曜日）

休 会

6月18日（水曜日）

1. 出席議員	13
1. 地方自治法第121条による出席者	13
1. 議案第10号から第12号まで追加上程	14
1. 知事提案理由説明	14
1. 一般質問	14
萩原耕三議員質問	14
・まちづくり行政について	
・競い合う「切磋琢磨」の教育行政について	
・誘致企業へのトップセールスのあり方について	
・不審者・変質者等への警察対応について	
満行潤一議員質問	27
・宮崎国際音楽祭の今後の課題について	
・地域医療の充実について	
・消防の広域化について	
・IT調達について	
・治安防災対策について	
新見昌安議員質問	38
・行政財産の活用について	

- ・エコクリーンプラザ問題について
- ・携帯電話のリサイクルについて
- ・中小・ベンチャー企業への支援について
- ・学校裏サイトといじめについて
- ・不登校問題について
- ・交通事故の防止等について
- ・職員宿舎と県営住宅の駐車場について

河野哲也議員質問 ----- 51

- ・価格高騰対策について
- ・地球温暖化対策について
- ・アレルギー疾患等対策について
- ・現場からの教育改革について
- ・北川ダム問題について

6月19日（木曜日）

1. 出席議員 ----- 65
1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 65
1. 一般質問 ----- 66

武井俊輔議員質問 ----- 66

- ・知事の政治姿勢について
- ・エコクリーンプラザみやざきの問題について
- ・宮崎国際音楽祭のあり方について
- ・「スポーツランドみやざき」に係る諸問題について

福田作弥議員質問 ----- 83

- ・知事の政治姿勢について
- ・エコクリーンプラザみやざきについて
- ・食と農の諸問題について
- ・物流対策とモーダルシフトについて
- ・国際定期便の定着化について
- ・県証紙にかわる現金受け取りについて

黒木正一議員質問 ----- 93

- ・自然災害対策について
- ・情報網の整備について
- ・教育施設の利活用について
- ・観光対策について
- ・自殺対策について

<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落の現状に関する調査について ・ 鳥獣被害の問題について 	
図師博規議員質問 -----	107
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の税込格差対策について ・ 薬害肝炎への取り組みについて ・ 医療事故防止について ・ 高鍋町竹鳩橋周辺整備について ・ 改正道路交通法について ・ エコクリーンプラザみやざき問題について 	
6月20日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	123
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	123
1. 一般質問 -----	124
松村悟郎議員質問 -----	124
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道整備のあり方について ・ 安心して子育てできる環境づくりについて ・ 産業と雇用の拡大に寄与する農業の役割について 	
押川修一郎議員質問 -----	133
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度予算等（財政問題）について ・ 農林水産業問題について ・ 入札制度改革について 	
中野一則議員質問 -----	147
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業政策（食料の自給率向上対策、畜産飼料の自給率向上対策、農業・水産試験場の強化）について ・ 環境行政（エコクリーンプラザみやざき、廃棄物処理施設の監視指導、不法投棄の監視指導）について ・ 林業行政（県産材の販路拡大）について ・ 道路行政について 	
鳥飼謙二議員質問 -----	160
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢（マニフェスト、人事、行財政改革等）について ・ 地域医療の充実について ・ 県立病院改革について ・ こども療育センターについて ・ エコクリーンプラザみやざきについて 	
自6月21日（土曜日）	

休 会	
至 6月22日（日曜日）	
6月23日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	181
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	181
1. 一般質問 -----	182
山下博三議員質問 -----	182
・知事の政治姿勢（県民総力戦、トップセールス等）について	
・農政問題（緊急的農家経営支援策、燃油高騰対策、飼料米等）について	
・後期高齢者医療制度と介護支援について	
・青少年犯罪の動向について	
十屋幸平議員質問 -----	195
・観光行政（台湾・韓国との交流拡大）について	
・教育行政（教育長の基本姿勢、学校の耐震化、特別支援教育等）について	
・行財政改革（地方公共団体財政健全化法、適正な定員管理と人材育成）について	
・公共事業（入札制度改革、総合評価落札方式、県道整備等）について	
井上紀代子議員質問 -----	209
・中山間地域対策について	
・サイバー犯罪対策について	
・子供の考える力育成について	
・医師確保対策について	
・エコクリーンプラザみやざきについて	
権藤梅義議員質問 -----	223
・鉄道高速化と今後の対策について	
・エコクリーンプラザみやざき問題について	
・医師不足と知事会の対応等について	
・入札制度改革について	
・雇用・産業振興（先端産業の集積・再編問題、中国木材進出問題、県内雇用の充実強化）について	
・学校の危機管理のあり方について	
6月24日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	237
1. 地方自治法第121条による出席 -----	237
1. 一般質問 -----	238
濱砂 守議員質問 -----	238

- ・平成20年度重点施策について
- ・地方分権改革について
- ・後期高齢者医療制度について
- ・地上デジタルテレビジョン放送について
- ・少子化対策と子育て支援について
- ・中山間地域振興について

前屋敷恵美議員質問 ----- 249

- ・エコクリーンプラザみやざき問題について
- ・後期高齢者医療制度について
- ・国民健康保険証の取り上げ問題について
- ・新田原基地の米軍基地化問題について
- ・特定建設業者の元請責任について

松田勝則議員質問 ----- 260

- ・知事の政治姿勢について
- ・県立延岡病院の医師確保対策について
- ・県内の防災対策について
- ・農林水産業の振興と地産地消について
- ・県北の道路整備について
- ・県内の治安対策について
- ・エコクリーンプラザみやざき問題について

太田清海議員質問 ----- 273

- ・派遣労働に対する知事の所感について
- ・国の施策・予算に対する提案・要望について
- ・廃止路線代替バス等運行費補助とコミュニティバスについて
- ・延岡わかあゆ支援学校高千穂校の取り組みについて
- ・太陽光発電の普及支援について
- ・NPO法人の監査体制について
- ・長浜海岸侵食対策について
- ・高千穂鉄道について

1. 議案第10号から第12号まで採決 ----- 285

1. 議案第1号から第9号まで及び報告第1号から第3号まで、
及び請願委員会付託 ----- 285

自 6月25日（水曜日） 常任委員会

至 6月26日（木曜日）

6月27日（金曜日） 特別委員会

自 6 月 28 日 (土曜日) 休 会
 至 6 月 29 日 (日曜日)
 6 月 30 日 (火曜日) 特別委員会
 7 月 1 日 (水曜日)

1. 出席議員	-----	289
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	289
1. 常任委員長審査結果報告	-----	290
外山 衛総務政策常任委員長	-----	290
権藤厚生常任委員長	-----	292
十屋商工建設常任委員長	-----	294
宮原環境農林水産常任委員長	-----	295
押川文教警察企業常任委員長	-----	297
1. 討 論	-----	299
前屋敷議員 (議案第 8 号及び報告第 2 号に反対、請願第 5 号、第 6 号の 継続審査に反対、請願第 8 号に基づく意見書に賛成)	-----	299
1. 議案第 8 号及び報告第 2 号採決	-----	300
1. 議案第 1 号から第 7 号まで及び第 9 号並びに報告第 1 号及び 第 3 号採決	-----	300
1. 請願 1 件採決	-----	301
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	-----	301
1. 議員発議案送付の通知	-----	301
1. 議員発議案第 1 号から第 11 号まで追加上程	-----	302
1. 議員発議案第 9 号提案理由説明	-----	303
十屋議員	-----	303
1. 議員発議案第 9 号採決	-----	303
1. 討 論	-----	303
前屋敷議員 (議員発議案第 11 号に反対)	-----	304
丸山議員 (議員発議案第 11 号に賛成)	-----	304
1. 議員発議案第 11 号採決	-----	305
1. 議員発議案第 1 号から第 8 号まで及び第 10 号採決	-----	305
1. 閉 会	-----	305
<hr/>		
1. 資 料	-----	307
平成 20 年 6 月定例県議会日程	-----	309
議案送付文書	-----	310

一般質問時間割	312
議案・請願委員会審査結果表	313
閉会中の継続審査・調査申出一覧	314
1. 議案議決件名一覧表	315
1. 意見書、決議文、その他	319
宮崎県議会会議規則の形式の左横書きの実施に関する規則	321
地方分権改革の確実な取組みを求める意見書	323
過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を求める 意見書	324
嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書	325
教育予算の拡充を求める意見書	326
原油価格高騰に関する対策を求める意見書	327
地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書	328
北方領土返還要求についての意見書	329
県内の経済浮揚を図るために入札・契約制度の早期改善を求める決議	330
森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書	331
北朝鮮に対する制裁解除に反対する意見書	332
1. 請願一覧表	333
1. 議事経過	345

6月13日（金）

平成 20 年 6 月 13 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| 知事
副知事
県民政策部長
総務部長
福祉保健部長
環境森林部長
商工観光労働部長
農政水産部長
県土整備部長
会計管理者
企業局長
病院局長
財政課長
教育委員長
教育長
公安委員長
警察本部長
人事委員長
代表監査委員 | 東国原英夫
河野俊嗣
丸山文民
山下健次
宮本尊一
高柳憲一
高山幹男
後藤仁俊
野口宏一
長友秀隆
日高幸平
甲斐景早
西野博之
江藤利彦
渡辺義人
田代知代
相浦勇二
黒木奉武
城倉恒雄 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|--|---|
| 事務局局長
事務局次長
総務課長
議事課長
政策調査課長
議事課長補佐
議事担当主幹
議事課主査
議事課主査 | 石野田幸蔵
弓削孝幸
田原新一
富永博章
桑山秀彦
孫田英美
日高賢治
山中康二
隈元淳二 |
|--|---|

◎ 開 会

○坂口博美議長 これより平成20年6月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○坂口博美議長 会議録署名議員に、十屋幸平議員、河野哲也議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○坂口博美議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、丸山裕次郎委員長。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る6月6日に閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集された平成20年6月定例県議会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計12件、その内訳は、条例7件、条例以外2件、報告承認3件であります。このほか5件の報告が提出されております。また、人事案件3件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、会期については、本日から7月1日までの19日間とすることに決定いたしました。日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、6月18日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計20名以内とし、質問順序は、16日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は、

1人30分以内とすることを確認決定いたしましたところであります。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。6月25日、26日の2日間で各常任委員会を開催していただき、7月1日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告をお願いいたします。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

また、環境農林水産常任委員会から、エコグリーンプラザみやぎの調整池破損問題に関する調査経過等の報告を行いたいとの申し出がありましたので、本日のこの本会議において報告を行っていただくことといたしました。

以上で当委員会の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、議会運営に特段の御協力をお願いいたします。以上でございます。

〔降壇〕

○坂口博美議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○坂口博美議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より7月1日までの19日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 環境農林水産常任委員長報告

○坂口博美議長 次に、環境農林水産常任委員会から報告をしたいとの申し出がありますので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。環境農林水産常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕 発言の許可をいただきましたので、御報告をさせていただきます。

当委員会では、エコクリーンプラザみやぎきの浸出水調整池が開業以来破損していたことに端を発する一連の問題について、早急な解決への対応を図るため、問題が公表された4月17日から現在までの2カ月の間に異例とも言える5回の委員会を開催し、当局への質疑、資料要求、財団法人宮崎県環境整備公社理事長ほかの参考人招致、知事の出席要請等を行ってきたところであります。

この間、多くの委員外議員の皆様が委員会へ出席されるなど、多くの県民からも関心の高い問題であり、また、この件に関する具体的な県の対応策など一定の方向性も示されましたので、これまでの審議の経過等について御報告を申し上げます。

エコクリーンプラザみやぎきは、県央部の11市町村で発生する一般廃棄物と県内で発生する産業廃棄物の処理を行うため、約348億円をかけ、県央市町村と宮崎県環境整備公社が整備した廃棄物処理施設であり、平成17年11月から本格稼働しております。管理運営を行う宮崎県環境整備公社は、現在、県OBの理事長を含め、

県から5名、宮崎市から7名、川南町から1名、嘱託等9名の合計22名の組織であり、財団の出捐金1億110万円のうち約45.6%を県が出捐しております。

まず、4月17日にエコクリーンプラザみやぎきの浸出水調整池が破損していたことが明らかになったことを受け、4日後の4月21日に緊急の委員会を招集いたしました。この中で当局より、「汚水を一時ためる浸出水調整池が地盤沈下のため破損し、開業以来3分の2が使用不能である。現在使用している第3水槽については補強工事を実施しており、構造上安全が確保されている。周辺の地下水等の継続的な水質調査の結果からは漏水はないと考えている」との報告がありました。

これに対し、委員からは、「現在に至るまでなぜ報告がなされなかったのか」「稼働している部分の補強工事はだれが負担したのか」「調整池のどの部分にクラックが入っているのか」などについて質疑があり、当局より、「平成18年7月に担当課に最初の報告がなされたが、大変な状況であるとの認識を持ったのは、現在の理事長から平成19年5月に報告を受けてからである。副知事には19年11月に、知事には20年2月に報告を行った。何の方策もなく公表することは混乱を来すおそれがあったため、発表がなかった。新聞報道される直前まで地元にも報告はなされていない。また、稼働している部分の補強工事については、公社、施工監理会社、JVが負担しており、負担割合は話し合いにより決定されている。さらに、クラックの箇所については把握していない」等の答弁がありました。当委員会といたしましては、当局に対し、補修費用の負担割合を決定した協議簿等の資料の提出を要求いたしました。

次に、4月25日の委員会では、要求資料の一部の提出及び説明を受け、委員会終了後、現地調査を行いました。現地は沢筋で、切り土、盛り土の多い地形であり、破損している浸出水調整池は盛り土上に位置しており、委員からは、「調整池の設置箇所について適切であったのか疑問である」などの意見が出されました。当委員会といたしましては、早急に対応すべき状況であるとの認識から、公社の組織に関する資料、建設に至るまでの経緯、浸出水調整池に関する図面、塩化化合物の処理能力について等の資料の提出及び説明を求めるため、5月14日に委員会を開催することといたしました。

しかしながら、環境整備公社が第3水槽以外の水槽も使用していたこと、浸出水の塩化物イオン濃度の上昇により、計画していた量が処理できない状況にあること、過去にマンホール等から計6回の漏水が起きていたことなどが5月1日に公表され、この内容は、これまでの委員会における当局の説明と異なることから、5月7日に緊急の委員会を招集するとともに、環境整備公社田中理事長ほか5名を参考人として招致いたしました。

この中で公社より、「対外的な説明において内容等にそごを来しており、不信感を招く結果となった。信頼を失墜させたことに対し責任を痛感している。浸出水調整池の一部が機能不全を起こしていること、及び浸出水の塩化物イオン濃度上昇による水処理が十分に行えないという大きな課題を現在抱えている。過去の漏水については、多くの緊急避難的な代替策を繰り返しながら運営を続けてきた。極めて危うい事業の展開を行ってきたと思っている」との説明がありました。

委員からは、「漏水に対する対応について、

どこからどこに報告があり、最終的にどこが判断して対応を決めたのか」「浸出水を市の下水道へ持ち込むことについて、塩化物イオン濃度など問題はなかったのか」「第三者の専門家による委員会を設立し、徹底的に原因を究明するとともに、今後の対策について取り組むべきではないか」「当局、公社の危機感が足りない。知事の政治判断で早急な対応をすべきではないか」などの質疑や要望が出されました。また、この委員会の中で、補修工事等について、協議過程や意思決定を示すような書類がない、組織としての報告、連絡、協議がなされていない、理事会に諮られていないなど、公社の内部組織体制の問題も明らかになりました。当局からは、「事実をすべて明らかにし、今後の対策を含めて、現在、関係部局と協議を行っている。できるだけ早急に対応できるようにしたい」との答弁がありました。

次に、要求していた資料の提出と説明を求めるため、5月14日に再び環境整備公社田中理事長ほか5名を参考人として招致し、委員会を開催いたしました。

なお、前日13日の定例記者会見において知事より、エコクリーンプラザみやぎき問題への対応を一両日中に発表する旨の発言があったことから、あわせて知事に出席を要請し説明を求めました。

この中で知事より、「地元住民の不安解消と一刻も早い機能回復のため、周辺地域の早急な環境調査の実施、原因等究明のための外部調査委員会の設置、第3水槽の安全性の検証とその他の水槽の早急な工事の実施、調査結果の速やかな公表の4つを基本方針として対策を実施する」との説明がありました。

このことについて委員より、「地元住民に正

確な情報公開がなされていない。十分に伝わるようをお願いしたい」「宮崎市と県の責任の所在があいまいである。問題解決のためには市と積極的に協議を行っていただきたい」「最終的な責任の所在があいまいになるおそれがあるので、計画段階からのあらゆる意思決定について検証していただきたい」との要望がありました。当委員会といたしましては、これまでのように後から事実が明らかになることがないよう、速やかな議会への報告を要望いたしました。

次に、県の基本方針が示されてから現在までの対応状況について報告を求めるため、6月4日に委員会を開催いたしました。当局からは、「知事をトップとする対策本部、副知事をトップとする連絡調整会議、及び専門家から成る外部調査委員会を設置した。外部調査委員会は、地盤工学、環境工学、コンクリート工学の専門家、公認会計士、弁護士で構成し、それぞれの専門的立場から検討をお願いする」との説明がありました。また、環境整備公社からは、エコクリーンプラザみやぎきの施設内外での環境調査の実施状況等について説明がありました。

このことについて、委員より、「協議簿などの関係資料がないことや契約の流れに不透明な部分があることについても、外部調査委員会で調査をしていくのか」「外部調査委員会の設置要綱における所掌事務には、責任の所在の究明についての文言がない。原因を究明しても責任の所在を明確にしないと意味がない。外部調査委員会では責任の所在まで究明していくのか」など、外部調査委員会に関して質疑があり、当局より、「予算執行に係る意思決定などすべての段階ごとの手続について究明していきたい。知事も公の場で発言しているとおおり、徹底的に

行っていきたい」との答弁がありました。また、他の委員より、「責任のなすり合いをしている場合ではない。県及び関係市町村は、自分たちの問題として取り組んでいただきたい」との意見がありました。

以上のように、当委員会では、エコクリーンプラザみやぎきに関する一連の問題について積極的に取り組んでまいりました。その結果、県の基本方針が示され、外部調査委員会の設置など解決に向け動き出したところであります。

最後に、当委員会といたしましては、今後もこの問題については議会に対して十分な報告を行っていただくとともに、一日も早い県民、地域住民の安心・安全が確保されるよう、特に外部調査委員会においては、徹底した原因究明と責任の所在の明確化、抜本的な対策の検討、また梅雨や台風時期に備えた早急な対策の検討がなされるよう、強く要望いたします。

なお、知事は、2月に報告を受け、3月に現地を視察しているにもかかわらず、正式に報告を受けたのが4月17日であったと公の場で発言されておられます。実際には、事態の緊急性、重大性を認識したのが4月17日の報告を受けてからであったということのようですが、解決へ向け動き出している中、県民に誤解を与えるおそれもありますので、知事を初め執行部におかれましては、意思の疎通を図られるなど十分注意していただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○坂口博美議長 環境農林水産常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議案第1号から第9号まで及び

報告第1号から第3号まで上程

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第9号まで及び報告第1号から第3号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 平成20年6月定例県議会の開会に当たりまして、まず冒頭に、エコクリーンプラザみやざき問題に関しまして、地元を初め、県議会並びに県民の皆様にご心配をおかけしておりますことを深くおわび申し上げます。

今回、エコクリーンプラザみやざきを運営する財団法人宮崎県環境整備公社の発表により、浸出水調整池の一部が、稼働の当初から破損し使用できない状態であったことや、数回にわたり漏水事故があったこと、そして何よりも、こうした問題を地元の皆様を初め関係者に対して適時適切に説明してこなかったことなど、問題が次々と明らかになりました。

県といたしましては、地元住民の皆様の不安解消と施設の一刻も早い機能回復が重要な課題であるとの認識から、周辺地域の環境調査を早急に実施すること、原因等の調査を行うため、外部調査委員会を設置すること、浸出水調整池第3水槽の安全性の検証とその他の水槽の工事を早期に実施すること、調査結果等については速やかに公表することの4つを基本方針に、県がリーダーシップを発揮し、関係市町村並びに公社と十分に連携をとりながら、スピード感を

持って対応することといたしました。

こうした中、5月には、私が本部長を務め、全庁的に対策を検討する対策本部を立ち上げるとともに、副知事が議長を務め、関係市町村や地元の対策協議会、公社との意見調整等を行う連絡調整会議を設置し、それぞれ第1回会議を開催したところであります。

また、恒久的な安全対策に加え、緊急的な対応策を早急に検討するほか、原因の究明や責任の所在を明らかにするため、法律や土木工学等の専門家で構成する外部調査委員会を設置し、今日4日に現地調査を、昨日は第1回会議を開催し、梅雨・台風対策について検証していただき、既に一部について着手したところであります。

県といたしましても、外部委員による調査を円滑に進めるため、専任職員を配置したところであり、引き続き一日も早い問題の解決に向けて全力を挙げて取り組んでまいりますので、皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、2点ほど御報告させていただきます。

第1点は、宮崎—台北間の国際定期便の就航についてであります。

本県の国際線としては宮崎—ソウル線に次いで2路線目となる宮崎—台北線が去る6月1日に就航いたしました。これも、県議会を初め、関係団体や県民の皆様の積極的な御支援と長年の取り組みの成果であり、深く感謝を申し上げます。

この宮崎—台北線の就航を記念し、県議会や関係団体の代表者、また多くの県民の皆様と一緒に、本県と台湾との一層の交流拡大を図るため、6月1日から4日までの日程で台湾を訪

れ、政府関係機関やエバー航空を表敬訪問して定期便開設のお礼を申し上げるとともに、観光・物産フェアなどを開催して、宮崎のPRを行ってまいりました。また、これにあわせた特別企画として、独身男女による「台北出合いの旅」を実施し、一定の成果を得たところであります。宮崎空港の国際線の充実により、本県と東アジアとの交流の拡大や地域の活性化が一層促進されることを期待しますとともに、県といたしましても、宮崎—台北線の利用促進に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

第2点は、高速道路の整備についてであります。

去る4月26日に、国道218号北方延岡道路北方一舞野間の開通式が延岡市において開催されました。これにより、東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線の早期完成に一層の弾みがつくものと期待しているところであります。

こうした中、先月、改正道路整備費財源特例法が成立し、本年度の道路整備財源はほぼ確保される見通しとなりましたが、一方で、道路特定財源の平成21年度からの一般財源化が閣議決定されたところであります。今後は、今般の暫定税率の失効に伴い発生した歳入欠陥に対して、速やかに国の責任において適切な補てん措置を講じていただくとともに、東九州自動車道などの高速道路を初めとする県内道路網の早期整備を図るため、道路整備のおくれている地方に配慮した公平・透明な基準づくりや整備財源の重点配分を、国に強く求めてまいりたいと存じます。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

議案第6号「宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例」は、小児医療の現場を支える医師の

育成と安定的な確保を図るため、県内の小児科で専門研修を受けている医師に対して研修資金を貸与する条例の制定であります。

議案第8号「日南市と南那珂郡北郷町及び同郡南郷町の廃置分合」は、各市町の議会において、日南市、南那珂郡北郷町及び同郡南郷町を廃し、その区域をもって日南市を設置する旨の議決が行われたことを踏まえ、地方自治法の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

このほか、議案第1号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」外6件であります。説明は省略させていただきます。

次に、報告第1号は、一般国道448号道路災害復旧関連事業小崎トンネル1期工事の工事請負契約の変更についての専決報告であります。

報告第2号は、県税の増収及び地方交付税の確定並びに退職手当の確定等に伴う平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）の専決報告であります。補正額は10億9,535万5,000円で、歳出予算の主な内容は、退職手当の減額2億9,200万円余、県債管理基金への積立金13億7,500万円余であります。この結果、平成19年度一般会計歳入歳出予算の規模は5,489億9,980万8,000円となります。

報告第3号は、地方税法の一部改正により、住宅の用に供する土地の不動産取得税の減額措置が延長されたこと等に伴い、関係規定の所要の整備を行うための宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であります。

これらの専決につきましては、いずれも時間的制約から専決を余儀なくされたものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要につ

平成20年6月13日(金)

いて御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○坂口博美議長 知事の提案理由説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせします。

あす14日から17日までは、議案調査等のために本会議を休会いたします。

なお、次の本会議は、6月18日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時28分散会

6月18日（水）

平成 20 年 6 月 18 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 副知事 県民政策部長 総務部長 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 財政課長 教育委員長 教育長 警察本部長 代表監査委員 人事委員会事務局長 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原英夫 河野俊嗣 丸山文民 山下健次 宮本尊一 高柳憲一 高山幹男 後藤仁俊 野口宏一 長友秀隆 日高幸平 甲斐景早 西野博之 江藤利彦 渡辺義人 相浦勇二 城倉恒雄 大野俊郎 |
|--|---|

事務局職員出席者

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局局長 事務局次長 総務課長 議事課長 政策調査課長 議事課長補佐 議事担当主幹 議事課主査 議事課主査 | <ul style="list-style-type: none"> 石野田幸蔵 弓削孝幸 田原新一 富永博章 桑山秀彦 孫田英美 日高賢治 山中康二 隈元淳二 |
|--|---|

○坂口博美議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、議事に先立ちまして一言申し上げます。

先日の岩手・宮城内陸地震におきましては、たくさんの方々が被災されました。また、この地震によりまして、多くの方がとうとい命を落とされました。本県議会は、この地震に際してお亡くなりになられました方々に、心から哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げるものであります。また同時に、一日も早い復興を願うものであります。

◎ 議案第10号から第12号まで追加上程

○坂口博美議長 それでは、ただいまから一般質問に入りますが、お手元に配付されておりますように、知事から、議案第10号から第12号までの送付を受けましたので、各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定をいたしました。

◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、今回の岩手・宮城内陸地震により、不幸にも亡くなられた方々とその御遺族に対しまして、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭わ

れました皆様に、心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、ただいま提案いたしました議案第10号から第12号について御説明申し上げます。

まず、議案第10号は、公安委員会委員佐々木龍彦氏が平成20年8月7日をもって任期満了となりますので、その後任委員として野中玄雄氏を任命いたしたく、警察法第39条第1項の規定により、県議会の同意を求めるというものであります。

次に、議案第11号及び第12号は、収用委員会委員野崎義弘氏及び近藤日出夫氏が平成20年7月18日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同じく野崎義弘氏及び近藤日出夫氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、県議会の同意を求めるというものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〔降壇〕

○坂口博美議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○坂口博美議長 それでは、ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、萩原耕三議員。

○萩原耕三議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。梅雨の合間でどんよりとした雲の一面ですけれども、何となく自分の心をあらわしているような気がいたしまして、どうも質問に乗らないような気分だったんでありますけれど

も、きょうは傍聴席に私より大先輩の方もいらっしゃいますし、先人の教えなども交えながら質問をしてまいりたいと考えております。

先人の教えに、「きょうでも遅過ぎるというのに、あしたやろうというしれものがある。賢者は、機を見るに敏ゆえに、きょうから始めている」という教えがあります。遅いということでは、ここに居並ぶ知事を初め、行政当局、役人の仕事が遅いと、よく言われます。民間は競争社会に生きているわけですから、非常に機を見るに敏であります。そういうことも含めながら、質問に入らせていただきたいと存じます。

つい数年前まで、県下には44市町村ありました。平成の大合併で現在は30、やがて日南、南郷、北郷が一つになりますから、28の市町村になるかと存じます。統計調査課の調査では、日本一、世界一じゃありませんけれども、県内一も、すべてですけれども、そういう統計調査が大変莫大な資料で出ております。これで調べていきますと、なかなか大変でありまして、28になるであろう市町村の、おらが町の日本一、おらが町の世界一、あるいはここにしかない、俗に言うオンリーワン。オンリーワン、ナンバー1という、県民がひとしくわかるような一覧表をつくってはどうかというふうに考えます。

なぜそういうことを言うかといいますと、最近DSIと知事は言うております、「どげんかせんといかん」と。であれば、そのDSIのためには、県民総力戦と知事が言いますように、それぞれの地域に住む人たちが、自分たちのふるさとには、自分たちの市町村にはこういうものがあるんだという意識を持っていただく必要があるんじゃないか、そう思っております。質問するに当たって、担当部課といろいろ、一言

で言えばすり合わせ、打ち合わせをしている中で、いや、統計調査はあるんですよ、こうおっしゃいますけれども、それはごく一部の人であって、県民ひとしく情報の公開、また一番わかりやすい方法でそういう意識を持つ必要があるんじゃないかと。数字というのは、農産物だとか畜産物だとか、水産物もそうですけれども、数字に出るんですが、ほかに工業製品、いわゆる誘致企業とかそういうものもたくさんありますけれども、宮崎県にしかないという品物もあるはずでありますので、ひとつ調べていただければありがたい。それから、自然、環境、人物、そういうたぐいも、ナンバー1、オンリーワンを調査した上で、一覧表をつくって県民に広く知らしめる必要があるんじゃないかと思えますから、検討していただいて実行していただきたいと思えます。

次に、教育長にお尋ねをいたします。

総務部長から教育長に、これは栄転というか、御就任といいますか、すばらしい人材が教育長になられたわけですが、今から4年間やっていかれるわけですから、教育長に就任された抱負と教育長の考えを伺いたいと存じます。

同時に、教育長と私とは7つか8つぐらい違うんだろーと思えますけれども、私どもの世代は——余りじいさんの私が言うてどうかと思えますけれども、昔のことを言うてと言われるかもしれませんが——非常に競い合う場面が多かったです。学問の成績によっても競い合う、スポーツによっても競い合う、あらゆる面で競い合う場面が教育の現場にありました。具体的に言いますと、最近はどういうわけか、人権なのか、情報公開なのか、平等でなきゃいけないという意味なのか、成績表を全く張り出さないような状況であります。かつては、ベスト30と

かあるいは全員の成績を張り出して、自分のクラスの中で、あるいは学年の中でよきライバルをつくって、競い合うものであります。学問で1位だから、それではスポーツで1位かということではないわけでありまして、それぞれ得意の分野があるわけです。図工のすばらしい人、音楽にたけた人、学問に秀でた人、それぞれの中で、そういう挫折感を味わったり屈辱感を味わうことで、私は、たくましい心、たくましい身体、そして秀でた知識が出ていくんじゃないかと。結局その延長線上に、自分も勝者になったり敗者になったりしますから、思いやりの心も自然とわき出でてくる。そういう競い合う教育が、最近はとみに少ないんじゃないかというふうに思っております。

例えば運動会等に行きますと、競い合うじゃなくて、みんな仲よく走っているというところが、非常に最近多くなっております。昔のことを言うわけじゃありませんが、結局、そういう競い合う中から、お互いがお互いを思いやり、勝者が敗者を思いやるという気持ちをはぐくまれていって、いずれ成人になりましたら競争社会に出るわけですから、そういうたくましい心、たくましい体、秀でた学問を身につける、そういうことをたくさん重ねることが、私は一番大事じゃないかと思っておりますから、その考え方について教育長に見解を伺いたいと思っております。

次に、知事にお伺いいたしますが——現在されていらっしゃるようですが——企業誘致を宮崎県が始めて30数年になると思いますが、誘致された企業に出向いていく、あるいは誘致企業の親会社のほうに出向いていくというトップセールスは、これまでどの程度されたのか、今後どのようにお考えなのかをお伺いいたします。

次に、警察本部長にお伺いいたします。

最近、秋葉原の事件を初め、次から次に事件が、言うならば、事実は小説より奇なりと言いますけれども、小説にも書けないような残酷で悲惨な事件が多発しております。こういう中で、宮崎県の不審者・変質者あるいは声かけ事案等の情報はどの程度入っているのか、どのぐらいの地区から上がっているのか、それに対する警察の対応はどのようにされているのか、お伺いいたしたいと存じます。

後は自席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

本県が本格的に誘致活動を始めた昭和36年からこれまで、524件を誘致しておるそうです。そのうち、本社や親会社等が東証一部に上場している誘致件数というのは90件余りあるそうです。企業誘致というのは、御案内のように、県外からの新規誘致と同様に、本県に立地した企業が工場等の新・増設をしていただくことはもとより、関連企業等も進出していただくことが、本県の地域経済の活性化、あるいは新たな雇用の確保にもつながる大変重要なことであるということは認識しております。このため、私自身、昨年度は、大手を初めとする県内外の企業14社を訪問しまして、本県への立地や企業拡大等を直接働きかけるとともに、企業立地セミナーなどにおきまして、本県の立地環境のよさといったものを広くアピールしたところでございます。今後とも、私が先頭に立って積極的に企業訪問を行い、新たな立地や事業の拡大等の実現について努めてまいりたいと思っております。以上でございます。〔降壇〕

○県民政策部長（丸山文民君）〔登壇〕 県内市町村の一番をまとめた一覧表の作成について

であります。現在、県では、各種統計調査結果の公表データをもとにした「統計からみた宮崎県のすがた」を作成し、全国における本県の位置、あるいは市町村の現状などを広く紹介しているところであります。県民の方々に、それぞれの市町村における日本一あるいは世界一を知っていただくことは、そこに暮らす地域住民にとって大きな自信となるものであり、地域が元気となる一助にもなると考えております。今後、歴史や自然、人物等も含めた市町村ごとの一覧表の作成につきまして、各市町村や国、関係機関等の協力をいただきながら、掲載できるデータや項目等について調査してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

教育長としての抱負についてであります。教育には、人格の完成を目指すという崇高な理念と重大な使命があると考えております。今、教育界は、教育基本法の改正を初め、まさに大きな変革の時期を迎えており、このような節目の時期に教育長を拝命いたしましたことに、身の引き締まる思いをいたしているところでございます。私は、子供たちの健やかな成長の源は、まずは家庭にあるというふうに考えております。子供を慈しみ、親や祖父母を敬うなどのきずなを大切にされた家庭での営みの中で、子供たちは、人を思いやる心や規範意識など人として生きる基礎を学び、この基礎は、学校教育を経て社会において花開き、実を結んでいくものというふうに考えております。

県教育委員会におきましては、本年度から「のびよ！宮崎の子どもたち」をスローガンに、学校・家庭・地域社会が一体となった、三者のきずなを基盤とする第2期戦略プロジェクト

トに取り組むことといたしました。これは私の思いと基軸を同じくするものでございます。この取り組みを通し、あすの宮崎や我が国を担う子供たちが、いかなる試練や困難に直面しようとも決してくじけることなく、自信と誇りを持って乗り越えていけるよう、県民総ぐるみで、子供たちの人間力をはぐくむ教育の推進に全力で取り組んでまいりたいと存じます。

次に、切磋琢磨の教育についてであります。子供たち一人一人が、将来にわたって集団の中で、個性豊かに、しかもたくましく生きていくためには、子供たちの発達段階や教育活動のねらいに応じ、切磋琢磨させることや、鍛えるべきときには徹底して鍛えていくことが必要であると思います。そのためにも、子供を指導する立場にある教職員自身が、絶えず研修に励むとともに、みずからを磨き、信念を持って子供たちを教育していくことが大事であるというふうに考えております。県教育委員会といたしましては、未来を切り開く、たくましい子供たちの育成に、今後とも積極的に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 子供に対する声かけ事案の現状と対応状況についてであります。本県における不審者等の子供への声かけ事案の届け出につきましては、平成19年中は過去最高の333件でありまして、本年の5月末の統計を見ますと、前年度と比較して29件の減少で119件となっておりますが、質問にもありましたとおり、全国的に子供さんが被害に遭う凶悪事件の発生が相次ぐ状況下で、緊張感を持って対応する必要があると考えております。現在、県下では、約300の防犯ボランティア団体、そして300台のいわゆる青パトによりまして、各地区で、地域の住民の方々によります子供の見

守り活動を初めとする、自主的な防犯活動が活発に行われているところがございます。警察におきましても、これらの活動と連携を図りつつ、子供の登下校時間帯等にあわせまして、通学路を中心に街頭活動を強化しているところがございます。

また、こうした声かけ事案等に関する情報を、地域の住民の方、場合によっては広く県民にタイムリーに提供することが、被害の再発防止、そして不審者情報の通報の促進を図る上で大変重要でございますので、被害者のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、防犯メール、ファクス、報道機関等を通じての積極的な情報提供に努めているところであります。さらに、学校との連携という面では、学校関係者や保護者に対するこうした情報の連絡通報にも留意しているところがございます。警察といたしましては、引き続き、関係機関・団体、そして地域住民の方々と連携をしながら、子供の安全確保に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○萩原耕三議員 商工観光労働部長、さっき知事が、今まで546社、30何年間で企業誘致しておるということですが、委員会でちょっと出たと思っただけですけども、そのうち撤退した企業は何社ぐらいあって、その撤退した企業の主たる原因は何なのか。それは、県の職員ですから、3年ぐらいで異動していくでしょうけれども、そういうファイルみたいなのは残っていて調査もされていると思いますから、その辺もお知らせいただきたいと存じます。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 企業誘致は昭和36年から本格的に始めているんですけども、その企業は524社ございまして、そのうち閉鎖に至ったものが136件となっております。そ

のうち主なものは、繊維関係企業が53件、一般機械器具と電気機械器具の製造業がそれぞれ9件などとなっております。閉鎖に至った理由といたしましては、技術革新でありますとか、海外とのコスト競争の激化に伴いまして産業構造の変化でありますとか、消費者ニーズの変化などによるものというふうに考えております。

○萩原耕三議員 私は、いろいろ考え方もあると思うんですけども、誘致した企業の製品が広く県民に——誘致企業ですから、これを使ってくださいというのはなかなか難しいと思うんです。しかし、行政が、せっかく一生懸命上げぜん据えぜんで誘致したわけですから、そこでできる製品等を行政がある意味積極的に購入して、販売促進の一助にもなるというようなことを考えたり、あるいはされたことはありますか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 優先的に県が、行政が発注するということだと思いますけれども、具体的に、例えば県の場合は入札関係とか、そこら辺がいろいろ制約がございまして難しいことがございますが、昨年からは始めましたトライアル発注制度、これは新製品とか新技術を優先的に購入しようという制度でありますから、そういったものを活用していただくことになろうかというふうに思っております。

○萩原耕三議員 県内で需要がありそうな商品というのは、やっぱり県も誘致する以上はその手助けをする、あるいは直接口に出してやらないと、誘致はしたけれども、何もその後なかったじゃ、お話にならぬ。我が家の女房と一緒に、釣り上げるまではいろいろやったけれども、釣り上げてから何もしないじゃ、やっぱり女房も腹かくわけでありますから、それは全く心情的に一緒じゃないかと私は思いますので、

その辺もひとつ十分考慮していただきたいと思います。

次に、知事にお尋ねします。先ほどオンリーワン、ナンバー1の話をしましたけれども、ちなみに私は都城出身です。都城で全国一というのは結構多いんです。例えば牛・豚・鶏の生産は日本一。肉の三冠王とよく言いますけれども。それから大弓・木刀の生産も日本一。人物的には田鍋友時さんが男性長寿世界一。それから、これはオンリーワンになるんだろうと思うけれども、例えば関之尾の甌穴群、これは恐らく世界にも類を見ないというオンリーワンです。そういうふうにして調べると、それぞれの地域には結構あると思うんです。そのことで地域の皆さん方が自分の地元に愛着を持つだろうし、子供たちの学校の教材にもなる。士気の高揚にもつながる。統計調査課がいろいろ出している書類は、小冊子でまとめてありますけど、発行部数なんていうのは知れたものです。ですから、県下の皆さんに、我が町は、我が村はこういうこともあるんだ、あるいは、これから伸ばしたら、ひょっとしたら日本一になるんじゃないだろうか、県下一になるんじゃないだろうかという意識の高揚にもなると思うんですが、その辺は知事としてどう考えますか。

○知事（東国原英夫君） 私は、皆さん御存じかどうかわかりませんが、「日本一」という称号が好きでございまして、マニフェストにも「おもてなし日本一」とか、ああいったものを使わせてもらっているんです。いろんな産物とかいろんな局面で、私は職員の方々に、日本で宮崎は何位ですか、何位ですか、何位ですかと、いつも聞くんです。経常収支は何位ですか、実質公債費比率は何位ですか、何とかは何位ですか、自殺率は——ちょっと悪いですけれ

ども——何位ですかと、いつも順位を非常に気にします。これは多分、昭和30年代から40年代ぐらいの教育は、萩原耕三議員がおっしゃったように、我々は競争というような、順位を非常に重んじられたとか、成績なんかも何位、何位というふうにつけられた、その功罪じゃないかと思っているところなんです。でも、この順位をつけるというのは、萩原議員もおっしゃったように、非常に切磋琢磨のインセンティブになりますね。いいライバルを設定して、彼よりは勝つんだとか、今度は彼に負けたから次は頑張るんだというような、非常にモチベーションのもとになったような気がします。と同時に、大切だったのは、負けた側の気持ちを想像するということが鍛えられたような気がします。宮崎にはキンカンとかスイートピー、あるいは杉の生産量、あるいは近海一本釣りのカツオ、そういった日本一がいっぱいあります。例えば去年、宮崎牛が共進会で1位になりましたが、私は非常にうれしかったですね。そういったものをもっともっとPRして、皆さんに周知していただければ、皆さんの生きる誇りというか、宮崎に生まれてよかったという、そんな自信にもつながると思うんです。ですから、私はちょっとほかにはないぐらい順位にこだわっているんですけれども、私も知事になった以上は、知事で日本一になろうと思っていますし、皆さんも議会として日本一を目指していらっしゃると思います。そういった意味でも、スポーツでもそうだし、学芸でもそうだし、芸術でもそうだし、そういった切磋琢磨、日本一になろうじゃないかという気持ちというのは非常に大切にしたいし、そういったものも今後、皆さんに広く周知していただいて、全国に、あるいは世界に周知していただいて、この宮崎のポテンシャル

といったものをPRしてまいりたいと思っております。

○萩原耕三議員 知事をよいしょするわけじゃありませんけれども、恐らく47都道府県で支持率の高さは日本一でしょう。私は、市町村の日本一だけじゃなくて、県として全国47都道府県の中で日本一はこういうのがあるんですよというの、今、知事がおっしゃったように、そういうのを目指すことが県下の、いわゆるモチベーションとか士気とかそういうものに、あるいは教育の現場にも、すべての分野に広がっていくと思しますので、ひとつ頑張っていたきたいし、それを県民に広く知らしめる対策を、県民政策部だったですか、進めていただくようお願いをいたしておきます。

次に、教育長に競い合う切磋琢磨の教育について伺います。いつのころからかわかりませんが、例えば子供にげんこつをあげる、ほっぺたをたたく、いわゆるしかると怒るの違いですね、永久にこの論争は難しいと思うんですけれども、私たちの時代は、学校の先生から怒られたなんて家に帰って言おうものなら、おやじから倍返しでたたかれたものでしたよ。そのぐらい先生に対しての尊敬の念が非常に高かった。最近では、情報の世界になったのか、平等がはびこり過ぎたのか、わかりませんが、家庭でも少子化の関係なんでしょう、それと同時に、先ほど教育長が、家庭で親子三代できずなをはぐくむとおっしゃいましたけれども、実態は親子三代の家庭というのは少なくなっただけですね。お父さん、お母さんと子供が1人か2人。お父さん、お母さんは共働きで働いている。子供は家に帰っても、ふき掃除とか家の掃除をするとか、そういうことを指導する人もいない。我々の時代は、じいちゃん、ばあちゃん

がいて、人としての行いをいろいろ注意してくれたものであります。あるいは自分の家族のじいちゃん、ばあちゃんが指導するだけでなく、隣近所の年配の方々も、我が子も人の子も世の中の宝という感覚で、よく指導したり、げんこつをもらったものであります。子供心に、くそじい、くそばあと言って逃げた記憶があります。そういう環境が今はなくなった。これは、原因をひもとくというのはなかなか難しいですね。例えば、この前の秋葉原の殺人事件にしても——私どもの時代は小刀を筆箱に持っているのは当たり前だった。小刀で鉛筆も削らにゃいかんし、工作もしなきゃいけない。そうすることで、指を切ったり、手足を切ったりするものでした。それで痛みもわかった。わかるから、痛いから、人を刺すということはない。そういう体の五感、いわゆる視覚、聴覚、嗅覚、触覚、味覚、そういう五感で本当に自分がどうあるべきかということの体験が少な過ぎる。私はぜひそういう教育を現場で取り入れてほしいんだけど、なかなか難しいと思うんですよ、今の世界は。

競い合うということが、ただ記録をつくるために競い合うのか、ライバルと勝ったり負けたりしながら競い合うのか、その競い合うでもいろいろ意味があると思うんですね。その辺を教育長、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 今、萩原議員、私と年齢が5～6歳違うというふうに質問でありましたけれども、年齢的には5～6歳違いますが、私も共有した体験を持った世代であると思います。ナイフで自分の指を切って血を流して、その痛みで、こんな痛い目に遭えば人にもやりたくないとか、げんこつをもらえば、こんな痛いことであれば人にはげんこつを食ら

わせたくないなとか、そういった共通の経験は、実はお話をお伺いしながら、私は大変共鳴感を持って話を伺っておりました。

今、確かに、家庭の問題いろいろと御所見ございましたけれども、そういう中で家庭の教育力というのは非常に低下をしているということは、つとに指摘をされております。そういう中で、子供たちを一個の人格的な存在として立派に育て上げていくために、やはり体感教育というものは、大事なことではないかと私は思います。そういう中で、学校現場におきましては、例えば小学校の理科の5年生だったと思いますけれども、川の学習なんかにおきましては、川の中に足を入れさせて、冷たいということを実感させたり、あるいは流れのあるところに連れて行って、流れがあれば足をとられるかもしれない、そういったことを教えたり、そういった場面を取り入れたりしているようであります。それから、部活動あるいは学校行事等がありますけれども、スポーツは、まさしく鍛え抜くという意味では切磋琢磨の典型ではないかと思えますけれども、そういった部活動等も力を入れているところであります。それから、スポーツ系ではありませんけれども、合唱コンクール等では、クラスごとに競わせて、そのために朝早くから夕方まで一生懸命練習をして、ほかのクラスを何とか負かしたいというふうに子供たちを燃えさせるとか、そういった今に合った形で五感教育というか切磋琢磨教育というのは現場で行われると思いますので、今後ともいろんな創意工夫を重ねながら、御趣旨を体してしっかりと現場に根づかせたい、このように考えております。以上であります。

○萩原耕三議員 教育の世界もドクターの世界と一緒に、白い巨塔と言われましたけれども、

教育は教育の巨塔だと思っております。例えば、総務部長から教育長に行くと、教育のその道の方々からすると、ある意味、色眼鏡で見られたり……。いや、そうなんです。運用の妙は人にありなんです。自分の経験、物差しではかるわけですから。教育を余り知らなくせにとか、現場をよく知らないのにと、教育長の一挙手一投足を、学校の校長経験が長いとか、教育に自信を持っているというか、おごりがあると言っちゃいけませんけれども、そういう人たちはそういう目で見ていると思うんです。それゆえに教育長はやりにくかろうと考えております。

けれども、今の教育が、いつごろからこういう教育になったのかわかりませんけれども、田中角栄総理が教職員の給与を高くした。結局、教職というのは聖職なんだ、労働者じゃないんだという意味で、故人となられた田中角栄総理がされたようですけれども、私もやっぱり聖職だと思うんです。給料をもらうとか報酬とか、それは労働者としての考え方かもしれないけれども、先生方は引退されても終生先生なんです。私もことしは67歳になります。しかし、80歳前後の先生から、やっぱり昔のとおり呼び捨てで、「おい、萩原、こっちに来い」とか、同窓会なんかに行って言われます。やっぱり先生の前に行くとは直立不動です。それも、同窓会には優しい先生だった人はほとんど来ないんです。よく学生時代に食らわせて、厳しいけれども温かい心の先生は非常に記憶にあるし、同窓会にも出てくるんです。だから、私は、食らわすと言いましたけれども、教育というのは五感で覚えなきゃいけない。憎しみでたたくと、これは「怒る」です。教え育てるとなったら、これは「しかる」です。やっぱりそういう

ところの分け隔てを——まあ難しいですけども、その尺度は。

何年か前でしたか、宮崎県のどこかの高校の監督が、保護者の——昔は父兄、今は保護者と言わにゃいかんそうですね——生徒がまずかったものだから平手でたたいた。それは、その子供のためにたたいたんです。ところが、それが問題になって監督をやめざるを得なかった。最近は一事が万事、何かどこか狂っているのじゃないか。給食費だってそうです。払えるのに給食費を払わないという世の中になっている。だから、そういうところの現場の長ですから、教育長は大変だろうと思うけれども、もっと競い合う機会をたくさんつくる。そのことがいづれ——この子らは非常に厳しい競争社会に行くわけです。個人の競争であり、県の競争であり、国としての競争社会なんです、現実には。生きていかなきゃいけないから。そういうたくましい心、たくましい体、秀でた知性をしんからつくるためには、やっぱり競争ですよ。競争させなければ——本当に挫折感を味わったり悲哀を感じたりする中から、相手を思いやる気持ち、自分がいつも勝者じゃないわけですから、自分はいつか敗者になるわけですから。そういう気持ちを育てる現場を教育長に期待したいんですけども、教育長いかがですか。

○教育長（渡辺義人君） 私は、競い合うということは、人間社会において必要不可欠なことであろうと思います。ですから、先ほど申し上げましたように、現代の感覚にマッチしたという語弊があるかもしれませんが、適切な形で、そういった必要な競争のあり方というもの現場にしっかりと根づかせていくべきであろうと思います。そういう中で、御所見にありましたように、まさしく教育の世界というの

はマンパワーの世界であります。教師の力一つでありますから、その教師たちがしっかりとそのことを肝に銘じて、子供たちを指導・育成していかなければならないと思います。その場合の一番基本にすべきは、これも御所見にありましたけれども、憎しみがあれば怒ると、育てようという気持ちがあればしかると。言葉を変えれば、怒（いか）るのは感情が優先するから怒（いか）るのであって、理性が勝てばしかるわけですから、私は、現場の教師がしっかりと理性を持って、子供たちをしかってしっかり伸ばすように、なるべく現場に出ていってそのことを伝えたい、このように考えております。以上であります。

○萩原耕三議員 教育長は、教育庁の長になられたわけですから、教育委員会の。十分おわかりだと思いますけれども。私は、今の世の中は、平等の不平等がはびこっているんじゃないかと、こう思っているものです。すべてが平等、平等という名前でもって不平等があってはならない、そう思いますので、ひとつその辺も十分に頭に入れながらやっていただければありがたいなど。

私は、以前もお話したことがありますけれども、伸びる子の教育は伸びゆく者が指導しなければ意味がないんです。ですから、子供を伸ばそうと思ったら、昔から言われるように、我が子も他人の子も社会の宝ですから、伸びる子たちを育てるのだったら、学校の先生たち、もちろん親もそうですね、やっぱり伸びゆく者が携わるべきだと思いますので、ひとつ教育長頑張ってくださいと思います。

知事、知事も大分人生、苦勞されていましてね。中学校、高校、大学、苦勞されていましてけれども、先ほどほんの一端を述べられました

が、どうですか、そういう競争する社会、社会というか、競争する学校の現場、いわゆる切磋琢磨する現場を、知事としてどういうふうにお考えか、ひとつ伺いたいです。

○知事（東国原英夫君） 自分を磨いて、学問や学力あるいは技芸を修練していくといった意味で、切磋琢磨という言葉を受けとめるなら、私は、それは非常に正しい考え方だと思います。ただ、競争というのが過当競争になってしまうと、競争至上主義、そこにドロップアウトとか落ちこぼれというような概念が生まれてくると思うんです。例えば、競争の中で日本が、メディアもそうなんですけれども、一番いけなかったことというのは、「勝ち組」と「負け組」というのをボーダーしたところだと僕は思います。一体、勝ち組とは何なんだ、負け組というのは何なんだと。この前の秋葉原の事件の犯人も負け組だったと言いますね。私は、この概念の二分化というのが、今の人間形成において非常にマイナスになっているんじゃないかと思えます。萩原議員がおっしゃるように、競争を保ちながら、負けた側の気持ち、負けた側がもう一度頑張るぞというような気持ち、そういったものをはぐくむことが、競争というものが持っている真の意味だと思うんです。萩原さんがおっしゃったように、私もこれまで人生、負け越しております。人生というのは大体50勝50敗だと思うんです。51勝49敗、勝ち越した人というのは幸運だなと思っています。今のところ私は負け越しておりますので、また今後の人生を勝ち越せるように切磋琢磨していこうと考えております。

○萩原耕三議員 知事は大分謙遜されて——知事は中学校、高校時代は割とうちの近所だったんですね。300メートルぐらいしか離れていな

かったわけですけれども。そのころは別に注目しておったわけじゃないですよ。私は、負け組、勝ち組と今話が出ましたけれども、教育というのを、前にも話しました、知・徳・体じゃなくて徳・知・体じゃないかと。私は人間の根幹はやっぱり徳にありだと思うんです。教育でも事業でも何でもそうですけれども、人間の根幹はやっぱり徳にあり。というのは、勝ち組、負け組という表現の裏に、勝者の責任ということを感じていないんですね。勝った人は、負けた人の立場のことを十分におもんばかってやらなきゃいけない。例えば、今そこに居並ぶ、知事を初め部長の皆さんがいらっしゃいます。県庁に入れました。皆さんが県庁に入ったということは、我々議員でもそうですけど、当選したということですから、必ず県庁に入れなかった人がたくさんいらっしゃるわけです。学校の先生になったという人がおれば、学校の先生を何回も受けたけれども、なれなかった人もたくさんいるわけです。我々議員でもそうですけれども、それが勝者の責任。負けた人の気持ちまでおもんばかって、立場まで十分理解しながら勝ち組に、いわゆる当選したり合格したら、その人たちが合格できなかった人の分までやるというのが、広い意味で思いやりではないかというふうに思っております。そういう教育というのか、何というんですか、論語的な発想かもしれませんが、そういうことがもっと必要じゃないかというふうに思っております。この話はやり出すと切りがありませんので、次に、商工観光労働部長にお尋ねします。

知事もよく出席し、あなたたちも出席すると思いますが、関東県人会とか近畿県人会とかいろいろあると思います。その県人会を取り仕切るといいますか催すのは、その地区の県人会の

皆さんだろうと思いますが、そこに出席する方々は、県のほうには御相談がないのか、県人会がありますから、ぜひ出てきてくださいというお願いなのか、今度は県人会にはこういう方々も呼びたいと思いますが、何かほかにありますかとか、そういう御相談があったり……。県人会の活用の仕方について、部長、お尋ねします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 県人会の活用ということですが、私どもにもそうですけれども、各県人会のお考えにもよると思うんですけれども、県人会からは、知事に直接御案内が来たりとか、私どもにも御案内が来る場合もございます。そういった意味で、いろいろ県人会の皆様とはおつき合いをさせていただいているということがございます。例えば、私どもの商工観光行政でいきますと、一番関係があるのは誘致関係であります。そういった形で、県人会の会員の皆様にもいろいろと情報等をいただきながら、企業誘致関係に活用させていただき、アドバイスいただきながら活動しているという状況でございます。

○萩原耕三議員 実は、私のおいが鹿児島県の議をしているんですけれども、鹿児島県人会というのは、全国でも鹿児島県人会と沖縄県人会が一番活発で、情報網がしっかりしているそうなんです。なぜなんだろう、こう思うんですけれども、以前、私はこの議会でも話したりしましたが、一藩一県、いわゆる島津藩というので鹿児島県が1つできた。宮崎県は、延岡から下ってきて、日南、串間、都城まで小藩で1つの県ができた。どうも深層心理の中に、一つにまとまるというのがどこか難しいのかな、こう思ったりするんです。というのは、鹿児島県人会は、例えば関東であれば、関東で事業で成功

した、あるいは大きな会社の重要なポストにおける人、それから国の役人になっている人たち、大学の教授になっている人たち、そういう人たちが一堂に会したら、一つのおきてみたいなのがありまして、ここでやるときにはみんな鹿児島弁でしゃべるんだというようなことで、そこに入るとタイムカプセルですぐ鹿児島弁になって、そして名刺を取り交わして、後日伺いましょうとか、そういうのが企業誘致とかいろいろな意味で、企業誘致だけじゃなくて、あらゆる面で非常に活用されているそうでもあります。そういう情報を駆使しながら、企業誘致にももう少し活用できないかなと思うんです。以前は、宮崎県出身の事務次官が2人おったり、あるいは厚生局長がおったりとかいうのをよく耳にしていましたけれども、国の役人の中にはそういう方々はいらっしゃらないのか、そういうところの活用はどうなっているのか、お尋ねします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 宮崎県でも、県会もありますし、各市町村ごとの町友会等ありましたり、同窓会とかありましたり、いろいろするわけでございます。先ほどちょっと申し上げましたけれども、県会に参加している皆様方には、私ども直接お会いしたりして、積極的に御協力をいただいているということがございます。例えば、企業誘致に関してありますけれども、県外の企業動向などの情報を提供いただいたり、大手企業につながりがある方につきましては、キーマンの紹介をいただいたりとか、あるいは県内企業を直接訪問いただいて、人材育成とか技術開発に対する御提言などをいただいております。例えば、中部地区の県会の皆様におきましては、向こうの企業が何社かまとめてこちらと一緒に訪問いた

だいて、県内の企業を見ていただいたり、あるいは県内の工業団地を見ていただいたり、そういった活動をしていただいているような状況があります。また、国の、県出身の東京はまゆう会という会がありますけれども、そういうところにつきましても、新しい国の施策等について直接、この事業については具体的にはどういった動きをすればいいでしょうかとか、そういった御相談などをして情報提供いただいている、御相談に応じていただいている状況でございます。

○萩原耕三議員 これは、小さな親切大きなお世話かもしれませんが、企業はやっぱり生き物ですから、そういう意味で機を見るに敏に行動していただきたいと思います。後日伺いますでは、1週間、10日じゃ後日ではないわけで、ひょっとしたらひょっとして企業誘致ができるかもしれない、いい人を紹介してくれるかもしれないとなったら、間髪入れずにぽっと行くというような体制をぜひとっていただきたいと思っております。

質問が長くなりましたので、次は、警察本部長にお伺いします。この前、チラシを見ておりましたら、社団法人宮崎犯罪被害者支援センターの一行詩「生命のこえ」というのを見ることができました。小学校の部、中学校の部、高校の部、一般の部の最優秀作を2～3御紹介してみたいと思います。小学校の部では、日向市の子供さんですが、一行詩で「命をつなぐリレーにはアンカーなんていない。永遠にバトンを渡していく。命ある限り私もその一人」、これが最優秀作です。中学校は、「会いたいけど、もう会えない。言いたいこと、いっぱいあるのに。大好きだよ、もう一度会いたいよ」、これは友人を亡くしたときの切実な思いだと思いま

す。高校になると、ちょっと冷静になってきますね。「『また明日』、そう言い、別れた我が友に『明日』という日はこなかった。だから、私はきょうを生きる」というのが最優秀作です。一般の部では、「人は皆、きっと誰かの大切な人。一人でも多くの人が犯罪被害の悲しみを知ることがありませんように」。

今の世の中は、加害者のほうには国選弁護士とかいろいろついて、加害者のほうが何か大事にされているようで、最近、ここ半年ぐらいの間ですか、被害者にもそういう温かい手が伸べられそうになってきております。本当は被害者を、もっと行政も警察も、あるいは国のほうも面倒を見てやらなきゃいけないわけでありませぬ。この前の秋葉原の事件なんかでも、車でひかれた、トラックがばんとひいたですね、あれは自賠責で保険が何千万か、1,000万か幾らか出る。刺し殺されたほうは国のほうの賠償で300万しか出ない。言うならば一つの理不尽な話なんですね。

そういうときに、被害者の家族とかそういう人たちは、どこに相談に行つてどういうふうに対応したらいいかというのは、非常に迷っていらっしゃる。実際、私ども県議の中でも、相談を受けた方がおると思います。例えば、「どこか弁護士を御存じないですか」とか、あるいは「もっと詳しいところはどこがありますか」とか。社団法人の犯罪被害者支援センターも活動されていらっしゃるんだけど、どうも受ける県民のほうが、あすは我が身ということを実際に考えない。私もその一人ですけども……。人のことだと思っているから目にとまらない。だから、その辺をもう少し広く県民に、「あすは我が身で、自分がそういう当事者になった場合は、こういう犯罪被害者支援セン

ターというのがあるんですよ。ここに御相談してください」というような広報はあるかないか、あるいはどういうふうに考えていらっしゃるか、本部長にお尋ねします。

○警察本部長（相浦勇二君） お答えいたします。

御質問にありました支援センターの紹介、もちろん一般的には犯罪被害者になられるというのは、一般の方は直接機会がございませんので、不幸にしてそういうお立場になられれば、まず私どもが最初に被害者になられた方とお会いすることになり、警察で、支援センターの御紹介や民事的なバックアップができるような関係弁護士さん、弁護士会の御紹介については努めておりますし、今後ともやっていきたいと思っています。

また、今、御質問の中にもありましたように、被害者支援センター、全国に、ほぼすべての県にこうした組織があるんですが、当県のセンターは大変活発に活動しておりまして、かなり全国でも上位に入るようなすばらしい活動をしていただいている団体でございます。こういう組織があつてこういう活動をしているということを県民の方に広く知っていただくということは、大変結構なことであります。そういう観点から、当然、ポスターやリーフレットの掲示等も行っておりますし、例えば、路線バスの車体に掲げるラッピング広告、これは200万程度予算が要るんですが、これも1月間ほど、県下で地域的なバランスを見ながら7台ほど選びまして、被害者支援センターでの活動についても目で見てわかりやすそうな形での広報にも努めております。

また、御質問にもありました例の一行詩のコンテストというの、昨年からは始めているんで

すけれども、心に響く、非常に重要な行事でございますので、報道機関の方々にも、このコンテストを大きく取り上げていただいて、命の大切さということについて、平素から県民の方が気づいていただくような契機になればというふうに思っております。センターも、そういう観点で、今後とも引き続き、広報啓発には留意していきたいというふうに考えているものと承知しております。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○萩原耕三議員 実は、先般、私の家に電話がありまして、「都城の本駅の北側で不審者がうろうろしている。何とかならんか。一回現場を見にきてくれんか」と。行ったんですけども、行ったときはもういませぬよね、不審者ですから。その地元の皆さんがこうおっしゃったんです。「こういう不審者がおる場合は、パトカーなり、あるいは交通指導員の車のスピーカーで地域の皆さんに、『最近この辺は不審者が出没しておりますから、十分気をつけてください』、あるいは、『長くとまっている車があるときにはナンバーを覚えておいてください』、そういう広報をしてほしい」と。そうすることで結局、地域の皆さんもよく注意するし、警察本部はPTAとかそういう方々にもやるんですけども、それを都城警察署の椎署長に申し上げましたら、それは大事なことだということで、「みんながみんな警察で回り切らんから、そういうことも大事だということで、明る日には朝礼で言って、そういう場所があったときには、広域にやる必要はないから、その地域には、最近是不審者、変質者が出没しておりますから、ひとつ注意してくださいということ呼びかけるようにしました」ということだったんですが、そういう対応を本部長としてどうお考

えなのか、お伺いします。

○警察本部長（相浦勇二君） お答えいたします。

都城署長の言ったとおりでございまして、大変有効な手段であるというふうに考えております。ただ、場所的な問題とか、頻度の問題とか、どういうバランスでどういうふうにやったらいいのか、それと、捜査との関係とか、捜査と防犯のバランスとか、いろんな問題がありますので、個々具体的にはどういうタイミングでどの辺でやるのかというのは、十分に検討した上でやる必要があると思いますけれども、警察のパトカーもございまして、地区防犯協会も広報車を持っております。また、交通安全の関係でございまして——直接的には交通安全協会とは関係ないんですが——広く安全・安心の確保という観点で、交通安全の広報啓発活動とあわせて、そうした地域防犯に関する情報についても御協力をいただいているというふうに承知しております。今おっしゃった視点からは、私もそのとおりだと思っていますので、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○萩原耕三議員 本部長、警察署長会議があるでしょうから、そういうところで提案をしていただきたいと思いますし、だからといって、今度は不安をあおり過ぎるのもいけないし、難しいんですよ。何かをするには難しいものがあると思いますが、不安をあおらない方法もあるわけですから。例えば、まず、ちょっと問題があるなというところは青パトをしょっちゅう走らせるとか、これは拡声器でやったほうがいいなというときには拡声器でやるとか、その辺を臨機応変にやっていただきたいと思います。いろいろ皆さんに質問いたしましたけれども、これで終

わります。（拍手）

○坂口博美議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） それでは、通告に従い質問させていただきたいと思いません。たくさんの傍聴の方もおいでです。ありがとうございます。

先ほどもありましたように、東北地方で大地震が発生しました。山間部、多くの交通遮断が起りまして孤立し、ヘリコプターが毎日たくさん飛んで救出するのをテレビで見せていただきました。また、日本じゅうのDMATが、要請もないままドクターヘリで岩手、宮城に入っている状況にあります。また同じ日、土曜日でしたけれども、宮崎では、高千穂町でUMKのアナウンサーが頸椎の損傷で、高千穂町立病院、そして熊本の医療センターに運ばれました。日赤の熊本医療センターではヘリポートが2基あるんです。本当に充実した施設であります。ぜひまた次の機会に、ドクターヘリについては訴えていきたいなと思っておるところです。本当に災害時には非常に有効な手段だということを確認しました。

それでは、音楽祭についてであります。

「宮崎には音楽の咲く季節があります」をキャッチフレーズに、ことしで13回になる宮崎国際音楽祭に、私も観客の一員として参加をさせていただきました。ことしも盛大に開催され、感動的な最終日の様子は、毎日新聞支局長のコラムに載っておりましたので、見られた方も多かろうと思います。本当に感動的なフィナーレでありました。昨今のクラシック音楽は、若い世代が背を向けて危機的な状況だとも言われますが、この音楽祭は、妥協を許さないプログラムと第一級の演奏を提供していると、高い評価をいただいています。ことしのオーケストラコ

ンサートは、ベートーベンの「英雄」など、芸術監督で世界的な指揮者デュトワ氏の得意とする曲目が並び、開幕前から期待されていました。

宮崎音楽祭は、アイザック・スターン氏を中心とした室内楽の音楽祭で始まりました。スターン氏没後、2004年の第9回から、シャルル・デュトワ氏と国内外の演奏家で音楽祭のために編成された宮崎国際音楽祭管弦楽団約120名の活動と、大がかりな形に発展してまいりました。シャルル・デュトワ氏の指揮する宮崎国際音楽祭管弦楽団は、各パートとも正真正銘、国内外ともに一流のアーティストで、海外からの参加希望者が多く、断るのに困っているということも聞いています。デュトワ氏が、欧州の各都市で見られるような、市民に親しまれサポートされる音楽祭にしたいと発案した、野外音楽祭のアイデアから実現したストリート音楽祭は、ことしで3回目です。過去2回とも雨にたたられ、本当の意味の野外公演となったのは、ことしが初めてでありました。橋通りを歩行者天国として、約1キロにわたる大通りには8つのステージを設け、発表では4万人を超す大変な人出だったと報道されています。ことしから音楽祭公式ブログも開設され、雨天時の日程変更などが大変便利になりました。また、舞台裏での表情がかいま見られ、ファンとしては興味津々で、その更新を楽しみにしていました。指定管理者となった芸術劇場の熱意を感じます。

昨年の6月議会でも、今後の音楽祭の支援のあり方について知事に質問をしています。昨年の音楽祭閉幕会見で知事は、「質を落とさないよう節約してほしい。身の丈に合った開催の仕方もある」とコメントされ、このことについて私は知事に、「宮崎国際音楽祭は今後も継続発

展していただきたい。しかし、これだけの一流のメンバーを集めるとなると、やはり運営費がネックとなる。音楽祭などの文化事業は公的支援なしには存続が困難なので、今後の支援のあり方について慎重に検討いただきたい」との趣旨で質問をしました。知事の発言に触発された感もありますが、今回は昨年以上に運営費にも知恵を絞り、支出の削減に加え、収入増に努力されたようであります。昨年から企業、個人の支援も広がっています。昨年は協賛企業59社から3,700万円の協賛金を集め、ことしもメインプログラムの5演奏会のうち4演奏会がスポンサー企業名を冠したコンサートとなり、協賛企業54社から3,400万円の協賛金になっています。財団法人県立芸術劇場の涙ぐましい努力を大変評価するとともに、今後の県の積極的な支援のあり方について引き続き検討を加えるべきと考えますが、知事の見解をお聞きします。

次に、地域医療の充実についてであります。

県の医師会長が、会報の新年号に次のように述べておられました。「国民の生命と健康を守る安全保障である医療を、医療制度改革という名の下に、国庫負担を減らし医療費の抑制を進め、課題解決のために競争原理を導入するというのは、まさにアメリカの医療制度に追随する政策的な誤りである。難病患者や障がい者の切り捨て、介護難民・医療難民などが現実のものとなってきている。立ち去り型サボタージュで表現されるように、過酷な労働条件のもと、病院勤務医が開業していく。地域の病院から新臨床研修制度の影響により医師が立ち去り、7対1看護により看護師が立ち去り、やむなく診療科が閉鎖するなどのドミノ倒し現象が始まっている。まさに本県でも、地域医療の崩壊がとうとう現実のものとなってきた。安心・安全を追

求する医療にはコストがかかる事は事実」と述べておられます。医療制度改革ではなく医療制度改悪そのものともおっしゃっておられました。

医師不足等により、宮崎県はより早く医療の崩壊が始まっています。特に2次・3次救急医療体制での診療科の休止や縮小、勤務医の疲弊など、危機的な状況であります。これらの状況を受けて、社民党は県議団を中心に、地域医療体制確保についての政策提言を目的とする地域医療対策本部を設置し、県内各地域の医師会、県立病院などと意見交換をさせていただいております。特に、県医師会や地域の医師会の役員の方々においては、多忙な中、夜の時間設定にかかわらず出席いただき、感謝申し上げます。それぞれの団体から、せっぱ詰まった現状と課題や、率直な行政に対する要望などをいただきました。ここで、その一部を紹介させていただきます。

病院局に対しては、病院局の組織体制や予算配分のあり方について不満が出されておりました。必要な機材（備品）が購入できない。診療に支障を来している。病院局に現場の声が届いているのか疑問。意見交換会もしていない。医師確保は大学医局に大きく依存しており、県みずから医師の養成をやっていない。自治医大卒業生の確保も重要である。勤務医の処遇も定着率に大きなウェイトを占めている。こういった意見もありました。これらを受けて質問に入りたいと思います。

まず、医師確保、臨床研修医確保についてであります。昨年、地域医療対策特別委員会で、千葉県立東金病院の調査を行いました。病院長から具体的なアドバイスをもらいました。千葉県東部に位置する東金病院も、千葉大学付属病

院から医師の派遣を受けていましたが、平成16年から始まった新臨床研修制度によって若手医師が研修先を自由に選択できるようになったことで、大学医局で研修を受ける医師が激減し、病院に派遣してもらえなくなりました。これまでの大学医局からの医師派遣に依存していた医師供給システムの見直しを迫られることになり、平井院長は、今の若手の医師は学位取得よりも認定医・専門医のライセンスを取れる病院が大前提であることに注目し、医師を病院で育てる時代になったと、千葉県立の医療施設8病院から成る県立病院群方式で研修指定の認定を取得し、さらに18年度からは後期研修医の教育研修体制も立ち上げておられます。これまでの初期研修医の受け入れ実績は、平成17年度15名、18年度12名、19年度7名となっています。医師を病院で育てる時代、臨床研修病院として教育機能を充実させることが地域中核病院としての必須の要件であり、県病院のネットワークを生かした研修医師の確保を呼びかけておられました。本県では、各病院がそれぞれ研修医を募集しておりますが、本県でも取り組むべき課題ではないかと考えます。担当部長並びに病院局長に見解をお伺いいたします。

次に、消防の広域化についてであります。

市町村消防広域化につきましては、平成18年6月の消防組織法の一部改正で、「消防の体制整備及び確立を図ることを旨として行わなければならない。広域化によって消防本部の対応力が低下することはあってはならない」と明記されました。この法改正を受け、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が、総務省消防庁から出されております。その内容は、「小規模な消防本部においては、消防の体制は必ずしも十分でない場合がある。これを克服するために

は、市町村の消防の広域化により、行財政上のさまざまなスケールメリットを実現することが極めて有効である」とうたっております。

ことし3月、宮崎県は「宮崎縣市町村消防広域化推進計画」を策定しています。消防庁の発表によれば、本年4月1日現在で30都道府県が計画策定済みとなっています。30のうち8県が県の全域を管轄区域とする1つの消防本部体制とすることになっています。宮崎県も、消防庁のホームページを見る限りでは、全県1つの消防本部体制に再編することになっています。しかし、本県は県北部の7町村にいまだ常備消防体制がありません。私も幾度となく非常備町村の解消を訴えてまいりました。県土の面積の約3分の1を占める非常備消防町村を一挙に加えた全県1つの広域消防体制で、本当に住民サービスが低下しないのか、スケールメリットを生かした行財政改革となるのか、甚だ疑問であります。消防の広域化について担当部長の見解をお聞きします。

次に、IT調達についてであります。

IT調達につきましては、平成17年4月より、情報政策課に情報技術に精通した任期付職員を採用いただきました。それまで、システムの企画、開発、保守は90%以上が随意契約、業者丸投げの状況でありました。専門家を採用して真に必要な開発費などが精査できるようになり、大幅な経費削減となっているはずであります。17年度、18年度、19年度の決算をお尋ね申し上げます。

最後に、交番のパトカー設置基準についてお尋ねいたします。

またもや東京秋葉原で通り魔殺人事件が起きました。本当に日本の治安も危うくなってまいりました。日々現場で私たち住民を守る防犯

対策に尽力されている関係者の皆さんに、感謝を申し上げます。犯罪の予防には、警察官がパトロールをするなどの露出そのものが大きな抑止力になります。制服での巡回やパトカーの警らをつやしてほしいと願うものであります。さて、地域の防犯ボランティアから私に要望がありました。「近くの交番にパトカーを設置してほしい。パトカーがあれば、パトロールなどの防犯活動や警察官の機動性も高まり、また、事件事故の対応も早まる」という要望でありました。警察本部長に、交番のパトカー設置基準についてお尋ねを申し上げます。

以上で壇上の質問を終わります。（拍手）

〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 ことしの音楽祭につきましては、私もメインプログラムを鑑賞させていただきました。また「子どものための音楽会」にも出演させていただきましたが、子供たちが本物の演奏に触れることができる機会として、情操教育の面でも非常に大切であると痛感したところでございます。さらに、ことしは、県民との協働で開催した「みやざき国際ストリート音楽祭」などの野外演奏会を含めますと、県内外から5万人の方々が御参加いただいたと伺っております。開かれた音楽の祭典として、大きな成果が得られたのではないかと考えております。この音楽祭の企画・実施というのは、御案内のように、財団法人宮崎県立芸術劇場に委託しているところでございますが、財団におかれましては、県からの委託料に加え、入場料収入や企業協賛金収入等を確保し、より充実した内容の音楽祭開催に努めておられるところでございます。県といたしましても、これまでの成果を踏まえまして、県民の御意見等を十分伺いながら、より一層支援が得ら

れ、質の高い、そして親しまれる音楽祭を目指してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○県民政策部長（丸山文民君）〔登壇〕 IT調達における経費の削減についてであります。本県におきましては、情報通信技術に精通した任期付職員を中心に、予算の作成前から業者の選定、システム開発及び運用保守までのそれぞれの段階で、仕様内容の確認や費用のチェックを全庁的に行っております。これらの取り組みによりまして、17年度は約5億2,000万円、18年度は約3億4,000万円、19年度は約4億1,000万円、合計いたしまして、3カ年で計約12億7,000万円の経費削減を見たところであります。今後とも、IT調達のさらなる経費削減に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 答えいたします。

消防の広域化についてでございます。近年、災害や事故の形態が大規模化・多様化している一方で、人口減少あるいは高齢化の進展によりまして、地域における防災力の低下が懸念をされているところであります。このため国は、行財政上のさまざまなスケールメリットが期待できる市町村消防の広域化を推進し、消防体制の効率化や基盤強化を図ることとしたところであります。本県におきましても、小規模な消防本部が多く、初動体制あるいは専門要員の確保等に限界がありますことから、将来の見通しを踏まえました、先ほど議員も御指摘の「宮崎県市町村消防広域化推進計画」を、昨年度末に策定したところでございます。広域化によりまして、本部要員の効率化等による現場の消防力の増強と財政基盤の強化が図られるものと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 答えいたします。

臨床研修医の確保についてであります。新臨床研修制度の導入を契機といたしまして、地方で研修を行う臨床研修医が減少し、医師不足の大きな要因となっておりますことから、臨床研修医の確保は極めて重要な課題であると認識しております。このため、県といたしましては、臨床研修医が本県での研修に魅力を感じられるよう、研修指導医養成講座を開催し、臨床研修医の指導に当たる医師の資質の向上に努めております。また、宮崎大学における卒後臨床研修センターの設置や臨床研修病院による説明会の実施など、県内関係機関が、それぞれ臨床研修医の確保に向けたさまざまな取り組みを行っていただいているところであります。県といたしましても、今後とも、関係機関との連携を図りながら、研修医の確保に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○病院局長（甲斐景早文君）〔登壇〕 答えいたします。

臨床研修医の確保についてであります。臨床研修医を積極的に確保することは、優秀な医師を必要とする県立病院にとりまして、将来に向けて重要な取り組みであると認識をいたしております。現在、宮崎、延岡、日南の3病院が管理型臨床研修病院に指定されておまして、このうち宮崎病院及び延岡病院において、臨床研修医を受け入れているところであります。その際、単独で実施できない精神科や僻地医療などにつきましては、県立富養園を初め、県内自治体病院などと連携をいたしまして、さまざまな医療施設を活用しながら研修を実施しているところでございます。今後とも、それぞれの県立病院の特性を生かしながら、臨床研修医の希望

に応じた研修内容の充実や指導医の育成を図るとともに、県立病院間での連携についても取り組むなど、臨床研修医の確保に引き続き努力してまいりたいと存じます。以上です。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 交番等へのパトカーの配備基準についてであります。交番等におけるパトカーにつきましては、実態として、そのほとんどが国から配分されている車両という現状でございますけれども、その配備に当たりましては、まず、受け持ち区域内の事件・事故等の発生状況、そして受け持ち区域内の広さ等を総合的に勘案しながら、治安維持のための機動力確保の観点から、必要性が高いと認められる施設を優先して配備している現状でございます。現在、県下の交番・駐在所の総数が171ございますけれども、これらのうち107、パーセントでいいますと62.6%でございますが、この107カ所に配備をいたしまして、所要の警察活動を行っているところでございます。

一方で、パトカーの運用につきましては、本部関係の部隊や署直轄での運用ということで、広域・機動的な運用にも留意しております関係上、交番等に配備可能なパトカー台数については限りがある中で、現在最も効果の高い配備を心がけているという現状でございます。今後とも、台数拡充の検討や国への増強要望等に努めるということはもちろんでありますけれども、引き続き、治安情勢の変化に応じて柔軟かつ適切な配備に留意をしていきたい、このように考えております。以上です。〔降壇〕

○満行潤一議員 それぞれ答弁いただきましたけれども、再質問させていただきます。

まず、今、本部長からパトカーの設置基準についていただきました。62.6%という数字とい

うのを知りませんでした。あと4割近くは配備がないということですね。ただ、今、本部長がおっしゃった中で、物すごく気になったんですけども、事件事故の多さとかが勘案されるということなんです。我が地域は一生懸命、住民団体に防犯組織を組織してやっているわけです。まじめにやっていて犯罪が少ないところはパトカーがないよという話なので、それをやっていないところにパトカーが行って、地域で一生懸命防犯をやっているほうが何か割を食っているような感じがしましたので、ぜひ配慮いただきたいと思っております。

知事から、音楽祭についてコメントいただきましたけれども、ことしもすごくすばらしい、多くの方々からよかったという意見を聞いているんですけども、宮崎国際音楽祭と、鹿児島には霧島国際音楽祭というのがあります。南九州には2つ代表する音楽祭があるんですけども、去年から両方で交歓演奏会も行われてきました。どんどん充実する音楽祭、来年はもっと楽しみだなど今から期待をしているところなんですけども、1つ問題なのは、駐車場の問題です。これは前にも質問しているんですけども、私も行きましたが、最終日だったんですけども、その日、45分前に行きましたが、もう駐車場はいっぱい、ガードマンから誘導されて公立大学の駐車場に行きました。45分前でもあいていないんだなと思ったんですけども、日ごろからこの駐車場はあいていないんですね。図書館とか公園とかと共同利用になっているということですけども、駐車場管理のあり方を抜本的に見直す必要があるんじゃないのかと思って前回は質問しましたがけれども、今回も早目に駐車場がいっぱいだと。私が質問して以降、対策をとられているのかどうか、担当部長にお尋

ねをしたいと思います。

○県民政策部長（丸山文民君） 総合文化公園の駐車場につきましては、今、御質問ございましたように、メディキット県民文化センター、県立図書館、あるいは美術館、それから県民広場等の各施設の共有施設として、従来、公園内に531台分のスペースが確保されておりました。催し物等の重なる休日などに活用ができるよう、19年3月に新たに215台分のスペースが、公園の北側に整備・確保されたところであります。音楽祭期間中における県民文化センター利用者の駐車場対策につきましては、できる限り公共交通機関の利用をお願いしておりますけれども、近隣における臨時駐車場の確保、あるいは係員の適切な誘導などにより、県民の皆様が利用しやすい環境づくりに努めているところであります。以上であります。

○満行潤一議員 担当部でも努力いただいているのはわかります。国の土地を借りて整備をして駐車場にしているというのは——私もきのう見てきました。言っている手前、今の状況はどうかなと思ひまして、きのう行ったんですけど、きのうは平日の梅雨空の日ですね。午後1時半ごろ行ったんですけども、もういっぱいなんです。南側の駐車場は半分以上埋まっています。362台だそうですけども、半分以上もういっぱい。北側の図書館側は169台あるとなっていますけれども、満杯なんです。日常的に駐車場がいっぱい。公園に遊びに来ている人は、梅雨空で平日ですからいないですね。歩いていく人ぐらいしかいませんでした。それだけ図書館にたくさん来ているのかなと思ったりします。結局、毎日いっぱい。隣近所の人が使っていられないのだと思うんですけども、日常的にいっぱいなわけですから、イベントの

ときには最初からあつぷあつぷで、そのほかの神宮とか公立大とかを借りている。これでは問題の解決になっていないんじゃないかと思うんですけども、そのあたりは、所管する県土整備部長、いかがなんでしょうか。

○県土整備部長（野口宏一君） 総合文化公園の駐車場でございますけれども、先ほど県民政策部長のほうから答弁ございましたように、できるだけ公園施設の利用を総合的に勘案した形で、可能な限りのスペースをとらせていただいている、現在531台の駐車が可能になっているという状況でございます。平成17年と19年に駐車の実態調査を行いました。その結果、目的外と思われる長時間の利用、あるいは恒常的な利用というものが一部に見られました。現在、文化施設管理者と協力しながら、目的外駐車などへの注意喚起や悪質な車両への張り紙、自治会へのチラシ配布、イベント時の交通整理員の配置などの駐車対策を行っているところでございます。今後とも、これらの対策を徹底いたしまして、本来の駐車場としての利用が守られますよう努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 私たちもしょっちゅうあそこを使うわけじゃないんです。年に1回しか使わない駐車場ですけど、これも県民の共有財産ですから、本来の目的に使えるように、やはり日ごろから対策を打っていただきたいと、都城の私からすると切にお願いを申し上げたいと思っています。

次に行きます。地域医療について質問をさせていただきますけれども、私は、医師確保を直接、各病院でやっているのはわかるんですけども、県立病院群方式とか、県立病院をネットワークしてやれないかということをご提案しておりますので、各病院でやっているよりは、

もっとネットワークを広げたほうが、たくさん研修先も広がるし、魅力的な研修先じゃないかと思っておりますので、御検討いただきたいと思っております。

それと、もう一つ提案なんです、県独自の医局を設置してはいかがかという提案を申し上げたいと思っております。今、宮崎大学の医学部の卒業生、定数100名ですから、100名前後が毎年卒業をしているわけですが、前期研修終了後の宮崎大学医学部医局の定着率、定数100に対して30人前後だと思っております。これでは、宮崎大学自体も医師不足で、医者を出せる状況にないと思うんです。しかし、そういっても、市町村も医師が確保できる状況にはないんですね。とても市町村立病院が確保できる状況にはないと思うんです。前にも申し上げました。県が医師を確保し、採用して、県立病院、市町村立病院に派遣してはどうかと申し上げておりますが、もっと一歩進んで、きょうは具体的に、知事部局に市町村立の病院に対する地域医療専門医師の医局を、県立病院局に県病院に派遣する医師の医局を配置してはどうかと思っておりますが、福祉保健部長、病院局長、見解をお尋ねいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） お話にありましたように、大学からの医師派遣が大変困難となっております。僻地の公立病院等における医師不足というのが深刻化しております。こういう中、県におきましては、医師を県職員として採用して医療機関に派遣する「医師派遣システム」を19年度から始めまして、県立宮崎病院及び延岡病院に「地域医療科」という実質的な医局を新しく設置し、ここから現在、西米良診療所に1名派遣しているところでございます。今後、このシステムにより、平成22年度までに

合計6名の医師を確保することとしておりまして、全国的な医師不足の中で医師の確保は大変困難な状況であります。義務年限明けの自治医大卒医師に働きかけるなどいたしまして、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立病院における医師の確保につきましては、これまで、宮崎大学を初め各大学の医局から派遣をしていただいているところでありまして、近年の全国的な医師不足の中で、医師の確保が非常に厳しい状況となっております。こうした中で、これまでの大学からの派遣とあわせて、最近では、県出身の医師あるいは臨床研修医への個別の働きかけなど、さまざまな手段で医師確保に努めていく必要があるということで、現にこの取り組みを始めているところでございます。今後とも、大学とのこれまでの関係——こういったものにも非常にデリケートなものがございまして——にも十分配慮しながらそれぞれの病院長ともども、医師の確保に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○満行潤一議員 医局を置くということは、各大学の医局との関係がやっぱりありますね。うちの大学は要らんのかと言われてたら、またこれは困るので、そういうことじゃなくて、大学の医局ももちろん大事にしながら、大学の医局と切れた方々、医師の確保も企業誘致と一緒にだと思っております。やっぱり縁のある人じゃないと、東京から北海道まで探したって、宮崎に縁がある、そういう縁故関係じゃないと企業も来ない。医者も一緒だと思っております。そういうふうに頑張っただけで当たっていただきたいと思っております。

もう一つ、地域医療についてお尋ねしたいの

ですが、きょう資料をお配りしていますけれども、県医師会、各市郡の医師会から、看護専門学校への補助金増額の要望があります。「県は県立看護大には6億以上支出をしながら、卒業生90人のうち半分ぐらいしか県内定着をしない。半分以上が県外に出ている。それで6億も使っているんだ。我が地域の看護学校はほぼ100%の地域定着率。もっと地域の専門学校の補助金をふやしてほしい」という趣旨なんです。表を見ていただければわかるんですが、国・県の補助金は定数に応じての額だと思うんですけども、市町村の補助金と、かなり差がありますね。赤字補てん前の収支差というのが、下から4段目にあるんですけども、都城以外は大幅な赤字です。宮崎1,200万マイナス、都城はプラス、延岡1,800万マイナス、日向800万マイナス、児湯500万マイナス、西諸4,200万のマイナス、こういうふうになっているわけです。何で都城はプラスかという、都城の看護学校の土地建物は市が無償で貸与していますから、その分がかかっていないということで、経営は非常に安定をしているということですけども、その他の繰入金、各医師会が物すごく負担をして、どうにか地域の看護学校は維持をしているという現状なんです。医師不足もそうですが、看護師不足の状況にあって、医師会としては、ぜひこの看護学校を残したいという思いなんですけれども、この増額について県としてはどうお考えなのか、担当部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 県では、医師会立の看護師養成所3校と准看護師養成所6校に対しまして、20年度予算で約1億600万円の補助を行うことにしております。この運営費補助金につきましては、県内の看護師等の安定的な

確保と教育内容の充実を図る上で大変重要な事業でありますことから、県の財政状況が大変厳しい中、補助額の維持が図られるよう、最大限の努力をしているところであります。今後とも、運営費補助事業を通して、看護職員の育成確保に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 厳しい財政状況でありますけれども、看護師養成も大変重要な課題ですので、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

消防の広域化について、かなりたくさん質問を考えているんですけども、あと7分しかありませんので、できる限り質問させていただきます。

1970年代、財政力の弱い市町村は、一部事務組合とか、宮崎市みたいな委託方式で消防の広域化を図って、非常備の市町村はかなり減りました。宮崎も減ったんですけども、しかし、県内7町村が今日まで常備化できていません。今まで県はこの7町村にどういう指導をされてきたのか、ここで再度お伺いしたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 消防非常備町村の件ですけども、従来から検討会を開催するなど働きかけを行ってきたところでございます。その結果、実績としては、現在は延岡市に合併されておりますけれども、北方町、北川町、北浦町、こういったところが常備化されたという実績はございます。ただ、御指摘のように、本県はまだ7つ非常備町村が残っておりまして、これは全国的に見ても——もちろん離島とかそういうところはありますけれども——非常に高い率で残っているというのが実情でございます。したがって、これは先取りするかもしれませんが、今回、広域化に伴いまし

て、ぜひこの非常備のところも常備化ということの働きかけを、あわせて行っていきたいというふうに考えております。

○満行潤一議員 かなり無理がある全県1区だと思っているんですが、県内消防職員の充足率は57.6%という数字です。全国平均は76.7%、本県はかなり大きく下回っている現状がある。消防車両の充足率は87%ですから、車両に人が追いついていない現状があるわけです。この現状を知らながら1つの消防本部にできるのか、本当に私は疑問なんです。ただでさえ足りない資機材と人員を、その7町村含めて全県下にばらまけば、今の消防本部の体制は低下するのは当たり前じゃないのかなと考えるわけです。市町村の財政状況は日々厳しさを増して、消防費も削減される状況です。ここで、果たして広域化のメリットで市町村の財政負担が軽減される見通しがあるのか、もう一回お尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） 私どもが考えておりますのは、やはり広域化によりまして重複投資の回避が可能になるのではないかと。つまり、それぞれの消防本部で個別に資機材をそろえるといった重複投資の回避が可能になるのではないかとということでは、市町村の財政負担は軽減できるのではないかとというのが一つでございます。

また、あわせまして、御指摘の人員等の問題も含め、広域化することによって効率的な運用が可能になるのではないかと。当然、職員の質も上げられるのではないかとということで、高度規格車両あるいは通信設備、こういったことも計画的な整備が可能になるのではないかとというふうに、私どもは考えております。

○満行潤一議員 国がスケールメリットという

のを7項目示しています。その中で、今おっしゃった広域化で特殊車両の重複投資の回避ができると言われてはいるんですけど、今、特殊車両もほとんど重複していませんね。宮崎市以外はほとんどない。重複をしない。今の計画でいくと、署所は減らさないということなので、どうやって今の体制を維持するのかなと、非常に疑問なんです。結局、先ほど申し上げたように、市町村にばらまけば、一番質の高い宮崎市に合わせるのか、平均に合わせるのか、ということは宮崎市は下げろという意味ですね。宮崎市が全県1つの広域化に同意をしないわけです。私はそういうふうに理解をしています。国が広域化に当たり配慮すべき点として、消防の一元化の確保に、「広域化した場合、一元的な組織編成や出動態勢が求められる。現状では消防本部ごとに消防体制の格差があるから、一番高いところに合わせればかなりの人員増が要る。人員増なしに県内一円を同一水準とするとすれば、宮崎市の人材や財政をほかに流出させる」。そういうことが、宮崎市がこの広域化に反対をしている要因だろうと思うんですけども、このことについては、いかがお考えでしょうか。

○総務部長（山下健次君） 確かに御指摘のように、宮崎市は、全県を1広域消防ということについては異論があるようでございます。したがって、先ほどの広域化計画の中では、基本的には、国の示す30万人単位ということであれば3つの本部体制というものも考えられるということ、言うならば両論併記をしておりますけれども、やはり、最終的には全体をまとめることが、結局は全体の利益になるのではないかとというふうに私どもは考えております。いずれにしても、市町村と今後さらに協議を重ね

てまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 大分私と認識が違うんですけど、このまま宮崎市が同意しないままこれを進めたって進まないですね。これは無理なんですよ。宮崎市のことを考えると、とても次に進める状況にないと思うんです。国が広域化に当たり配慮すべき事項の2番目に、消防団との連携・協力体制は維持しなさいと言われております。消防は広域化しなさいと言って、消防団は広域化しないわけですね。市町村に残ります。そうすると、消防団事務は消防本部から市町村の役場に移るわけです。従前よりも関係が希薄になるんじゃないかという心配もありますが、その点はいかがでしょうか。

○総務部長（山下健次君） 消防団との関係でございましてけれども、確かに御指摘のように、全県1つあるいは3つということになりますと、これまでのそれぞれの消防本部体制と消防団との結びつきという意味では希薄化が懸念されますが、基本的には消防団というのは、消防活動はもとよりですけれども、災害の対応とか、言うならば地域の防災力のかなめになっております。したがって、当然一元化に当たっては、そことの結びつきをどう果たしていくかということも、十分検討する必要があるというふうに考えております。

○満行潤一議員 ぜひ今後、検討いただきたいと思うんです。これまで県の対応というか考え方は、「消防は市町村の固有業務」と、助言に徹していると言われていたんですけども、今回、県主導で組織改編を行うということは、まさに今問題になっておりますごみの広域化計画に本当にうり二つになってしまっているな、こう映るんですね。

今回の広域化計画も、財政の効率化だけが先

行しているように思えてなりません。国は、10万ぐらいの人口の消防本部が多いので30万ぐらいの単位に再編しよう、そういうふうにしてはいるんですが、これはあくまでも机上の理論ですし、都会の管轄面積が小さいところならスケールメリットも出てくるかもしれませんが、宮崎県には当てはまらないと思うんです。もう既に宮崎県では広域化は進んでいます。1970年代に広域化をやっているわけなんですけど、やっていないのは串間とかそういったところしかない。あと7町村をどうするかという部分が残されて、今日まで来ています。国が地方交付税を減らしたいがための広域化じゃないのかと思えてならないのです。消防無線のデジタル化も迫られています。それには大変な財源が要る。小さな市町村では対応できない。それでどうするか。国は、今ある900の消防本部に引き続き支援をするのか、それとも30万単位にひっくるめて300ぐらいに集約をして、そこに負担をするか。国からすると、300の広域化された消防本部になったほうが負担は非常に少なく済む。それが根本にあるんじゃないかと思えてなりません。

ごみの広域化計画も、県の当初の提案は3ブロックでした。ごみも、一般廃棄物は市町村の固有業務と言いながら、県は強い指導力をもって県内のごみ広域化を進めました。最初3ブロックでしたけれども、我々はおかしいと、地域完結型でいかなきゃならないということで6ブロックになりました。しかし、残ったのが宮崎、西都児湯のブロックなんです。それで今の大瀬町の問題が起こっているんです。多くの自治体が遠くで、大瀬町でやってもらう。ほかのところは、あとはお金を出せばごみはあそこに行ってしまう。地域完結型じゃないから、責任

がどんどん遠ざかってしまう。

消防も、30市町村、こんな広いところを1つにしたら、一体だれが責任をとるのか。また同じような問題が起こるんじゃないのかと、非常に心配をしています。最小の経費で最大の効果を得るためには、経費負担が少ない生活圈、地理的条件、管轄面積などを勘案すると、県内7ブロック、県北、日向入郷、西都児湯、宮崎中央、北諸、西諸、南那珂の7ブロックの広域化が一番現実的じゃないのかなと思うんです。これは地域医療圏とも一緒です。宮崎県の示している合併のモデルとも合うんです。これは歴史的、地理的にそれが大事じゃないのかなと僕は思うんです。またぞろ県が公社か何かつくって、理事長に県の副知事とかが入ってしまう。これでは問題の解決にはならんだろうと思います。ぜひそのところは、もっと慎重に考える必要があると思うんですけれども、部長、いかがでしょうか。

○総務部長（山下健次君） 今後さらに、引き続き市町村と協議していく必要があるということが大前提でございますけれども、私はごみ問題についての統合ということを述べる立場にございませぬが、基本的に、重複投資といいますか、個別の市町村でフルセットをそろえていくというのは、やはり財政的にも、住民にとっても負担であろうということで、恐らくこういう一部事務組合方式とか、あるいは委託方式ということで、そういう制度があるんだろうと思います。もちろん消防の広域化計画も、そういった前提での話でございます。ただ、基本は——これは消防庁が言っておるわけですがけれども——消防力は落とさないということが大前提でございますので、より財政の効率化、つまり、それによって合理化して金額を落としたいとい

うことが基本ではないということは御理解いただきたいと思います。

○満行潤一議員 やっぱり県民も議会も、絶対、全県1区が正しいと思っていないと思うんです。今、広域化をやっているわけです。なぜ広域化をやっているかというと、財政力が乏しい市町村で独自じゃ持てない、だから、今もう広域化を進めているわけです。財政力の弱い基盤の宮崎県の30市町村がどれだけ頑張ったって、財政規模は変わらんわけです。一緒にしたって……。これは、財政のあり方を抜本的に見直さないと、財源の捻出方法、あり方を見直さないと、全県1区にしても、この広域化の問題は解決しない、そのように考えています。この問題、たくさんまだありますので、今後とも引き続き私も質問させていただきたいと思いますが、県当局におかれては、真摯に受けとめて当たってほしいと思います。時間が来ました。終わります。ありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩をいたします。

午前11時46分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕（拍手） 通告に従い、順次一般質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長、警察本部長に答弁をお願いいたします。

初めに、行政財産の活用についてお伺いをいたします。

地方自治法第238条以下には公有財産に関する規定があります。それによれば、公有財産は行政財産と普通財産に分類される。そして行政財産は、「普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産」、一方の普通財産は、「行政財産以外の一切の公有財産」というふうに定義をされております。また、普通財産は、貸し付けや交換、売り払い、譲与や私権の設定などができるものの、行政財産については、従前は、原則として貸し付けや交換、売り払い等をするにはできないとされていたところでありました。

県においては以前から、未利用県有地の利活用や処分について種々取り組んでおられますが、県有財産のうち行政財産については、その利用を廃止して、普通財産にしてからの取り扱いとされていたようであります。

そのような中、昨年3月の地方自治法の一部改正によって、行政財産についても、幾つかの特定された場合に、「その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる」というふうになっております。これを受け、一部の自治体においては、施設の利活用の促進、また歳入確保を目的に民間への貸し付けをスタートさせているようであります。地方自治法の一部改正から既に1年以上経過しておりますが、この間、行政財産の活用について、本県ではどのような取り組みをなされてきたのか、総務部長にお伺いをいたします。

次は、エコクリーンプラザみやざきについてであります。

この施設は、県が策定した宮崎県ごみ処理広域化計画に基づいて、県央の11市町村で発生する一般廃棄物、それと県内で発生する産業廃棄

物の処理を行うために整備された廃棄物処理施設であり、その本格稼働は平成17年の11月からであります。御案内のとおりであります。所在地は宮崎市大瀬町倉谷、廃棄物処理施設は迷惑施設でもあり、地域の住民にとっては、当初は受け入れがたいものであったことは想像にかたくありません。しかしながら、周辺11市町村に加え、管理運営を行う宮崎県環境整備公社の理事長には当時の副知事が就任するなど、県と市町村がかかわる、いわゆる公共関与の廃棄物処理施設であるということを信頼して、また、法的拘束力はないというものの、公害防止協定を締結した上で受け入れに同意したところでありました。

しかるに、浸出水調整池が開業以来破損していたことに端を発した一連の信じがたい問題、これによって、その信頼は根底から覆されたと言っても過言ではありません。調整池が試験段階から破損しており、梅雨や大雨時に必要とされる4万立方メートルの貯水量を確保できるどころか、1万3,000立方メートルの貯水能力しかない第3水槽のみの、まさしく見切り発車で操業に踏み切ったということは、環境の汚染、地域住民の安全・安心の確保、風評被害の及ぼす深刻さ、これらを全く顧みない暴挙であります。しかも、公害防止協定が守られることなく、地域住民には全く知らされていなかった。本来なら、操業継続の存否にかかわる極めて重大な事件であります。公共関与であることをかんがみれば、公社はもちろんのこと、県、関係市町村は直ちに周辺住民に謝罪するとともに、一致協力して問題解決に取り組み、住民の安心・安全の確保、信頼回復に努めることが重要であります。県はこの問題をどのように受けとめているのか。また、どのように今後解決してい

こうしているのか。まずは知事にお伺いをいたします。

次に、携帯電話のリサイクルについて、何点か伺いたいと思います。

今や日本国内に1億台以上も普及していると言われる携帯電話、まさにあふれ返っている時代であります。私の自宅もそうですが、買いかえによって使わなくなり、机の引き出しの中で何台か眠っております。孫のおもちゃになっているものもあります。今、この使われなくなった携帯電話に注目が集まり、回収・リサイクルに取り組もうとする動きが加速しております。その大きな目的は、日本の産業競争力のかなめとも言われるリチウムやインジウムなどのレアメタル、いわゆる希少金属が携帯電話内部に多く使われているからであります。また、金や銀といった貴金属も使われております。ちなみに、天然の金鉱石1トンには金が5グラム程度含有されているのに対して、1トン分の携帯電話には400グラムの金が含まれているとも言われておりまして、この電子機器からの貴金属回収が進められている一方で、レアメタルのほうはほとんど未回収のままとなっている現状があるようであります。まさしく、このレアメタルの安定確保は喫緊の課題となっており、3つのR、リデュース、リユース、リサイクルの観点からも、適切な処理、そして有用資源の回収、これらに大きな期待が寄せられているところであります。

しかしながら、携帯電話のリサイクル活動を推進するモバイル・リサイクル・ネットワークというのがあるんですが、ここがことしの2月にまとめた「携帯電話・PHSのリサイクル状況」という報告書によれば、回収実績が2000年は約1,362万台あったそうですが、これをピーク

に減少しており、2006年は約662万台と半減しているようであります。このままでは、貴重なレアメタルが無駄に眠ってしまうことになりそうです。そこで、回収に協力することイコール環境保護へ貢献することにつながるということを実感できるような施策を講じるとともに、県としても、この携帯電話の回収・リサイクルに積極的にかかわっていくべきであると考えますが、取り組みと効果について、環境森林部長に見解を伺いたいと思います。

ところで、拾得物、遺失の携帯電話の数も相当数に上るのではないかと思います。どれぐらいあるものなのか。うち、最終的に本来の所有者の手元に戻らなかった携帯電話端末は、どのように処分されているのか。この点については警察本部長に伺います。

次に、中小企業、ベンチャー企業への支援について、何点か伺いたいと思います。

まずは、トライアル購入事業者認定制度についてであります。この制度は昨年度に創設され、将来性がありながら販売ルートが限られている県内中小企業の製品の販路開拓を支援するために導入されたものであります。県のホームページによりますと、昨年11月、12月にかけて募集をかけ、18事業者20製品の応募があったようですが、本年2月18日付で7事業者7製品を認定したというふうにありました。認定を受ければ、県の機関に随契で購入してもらうということもできますし、企業にとっては活路を開くチャンスを得ることになります。そこで伺いますが、認定されるための必須条件は何か。裏返せば、認定されなかった事業者、製品には何が足りなかったのか。商工観光労働部長にお尋ねをいたします。

ところで、県内には、技術力はあるけれど

も、経営手腕、また営業力など何かが不足しているために活路を見出せない中小企業、ベンチャー企業も存在しているのではないかと思います。そのような企業に対して、県として情報提供や経営指導など、どのような体制で支援しているのか。この点に関して、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

次は、新技術活用促進システムについてであります。これは、民間で開発された有用な新技術の活用促進を図るために、新技術に係る情報の収集、また新技術の公共事業への適用性などに係る評価を行って、その特性や活路の適否の情報を容易に収集できるように登録するシステムのようにありますが、気になるのは評価・登録された後どうなるのかということであり、あっせんや紹介など、県として具体的に支援することができるのか。これについては県土整備部長にお伺いをいたします。

次は、学校裏サイトといじめについてであります。

インターネット上のフリー百科事典ウィキペディアにより、と、「学校裏サイトとは、ある特定の学校の話のみを扱う非公式の匿名掲示板である」というふうに記述がなされております。そのほとんどが、部外者が入れないようにパスワードを設定していたり、携帯電話からのアクセスしかできないようになっているとか、学校名で検索してもヒットしないようになっていると、なかなか探し出すのは容易ではないようであります。この学校裏サイトが最近問題視されるのは、深刻ないじめの温床になっているという現実もあるからであります。文部科学省は、本年1月から3月にかけて初めての全国的な実態調査を行って、先般、その結果を公表しております。今回は、学校管理者が公式

に運営しているホームページ以外の、携帯電話やインターネットを通じて閲覧、書き込み、管理運営などを行うことができる公開型の各種サイトやスレッドといったものを学校裏サイトというふうに定義した上で調査を行ったようですが、それにより、と、学校裏サイトの数は全国で3万8,260件、全国の中学・高校の学校総数の2倍を超えていたというふうに報道がありました。その中には、個人を中傷する言葉、わいせつな言葉や画像、青少年にとって有害な広告などもあったようであり、いじめの温床となる下地が散見されたようであります。そこでまずは、学校裏サイトの本県の実態をどのように把握しておられるのか、教育長にお伺いをいたします。

次は、不登校問題について、同じく教育長にお伺いをいたします。

この問題については、過去に2回ほど質問で取り上げたことがあります。スクールカウンセラーの配置による児童生徒や保護者の悩みの相談に応じる体制づくり、あるいは適応指導教室、こういったものの配置によって、本県における不登校の児童生徒の割合は、全国的には低い水準にあるというふうに認識はしております。ここでまずは、本県における不登校の実態は現在どのような状況になっているのか。あわせて、適応指導教室の設置状況及び活動状況はどうなっているかについて伺っておきたいと思っております。

次に、交通事故の防止について、警察本部長にお伺いをいたします。

今月1日から、交通環境の安全性向上を目指しての改正道路交通法が施行されております。自動車や自転車の交通ルールが大きく変わってきております。自動車に関する変更点として

は、後部座席のシートベルト着用の義務化、75歳以上の高齢者が運転する際の高齢運転者標識表示の義務化、そして重度聴覚障がい者の運転免許取得が可能になったということなどでありますが、ここでは、高齢者を事故の加害者にしないという観点からお伺いをいたします。道路交通法の改正とは直接的には関係はないものの、高齢者の交通事故防止を推進するために、この4月から新しい制度がスタートしているようであります。高齢者の運転免許証の自主的な返納を勧めるために、返納した高齢者を支援する「高齢者運転免許証返納メリット制度」というものであります。名称はいろいろ異なるものの、同様なサービスは他県でも実施しているようでありますが、本県におけるこの制度、周知にどのように取り組んでこられたのか。また、現在までの実績はどうなっているのか、お伺いをいたします。

さらには、同メリット制度の拡充に向け取り組みを加速するべきであると考えますが、どのように取り組んでおられるのか、お示しをいただきたいと思ひます。

次に、自転車事故防止への新たな取り組みという観点から伺いたいと思ひます。道路交通法の改正に伴う自転車に関する変更点、これは通行区分の見直し、子供や高齢者らの歩道通行を可能にしたということなどであります。先月は「自転車月間」というふうになっておりましたが、改正道路交通法の施行を目前に控えてどのような取り組みをされたのか、お伺いをいたします。

また、事故防止に向けての今後の取り組みについても、あわせてお伺いをいたします。

最後になりますが、県の職員宿舎と県営住宅の駐車場に関して伺いたいと思ひます。

料金についてであります。これは県民の方からの素朴な声であります。「県営住宅は駐車場代を取られるけれども、県職員の住宅は取られているのだろうか」というものであります。宮崎市内の県営住宅については、8月1日の入居に向け、現在募集をかけているところであります。説明会及び申込用紙の配布は既に終了して、これから申込書の受け付け、そして7月上旬の抽せんというふうが続いていくわけでありますが、その募集チラシを見てみると、団地ごとに駐車場料金はばらばらになっております。一番安いところで1,350円、一番高いところでは2,720円というふうになっております。一方で、気になる職員宿舎のほうはといえば、ちゃんと料金は設定はされておりますけれども、宮崎市内においては、独身寮を除くとすべての宿舎において一律1,510円、その他の市町村においては、これも独身寮を除けばすべての宿舎が一律1,250円となっております。両者の一覧表を並べて見比べてみると、少々違和感を覚えてしまうところであります。そこで、県営住宅の駐車場料金はどのような基準で算定されているのか。また、有料化スタート後、料金の改定はなされているのか。まずは県土整備部長にお伺いをいたします。

同様に、職員宿舎の駐車場料金については総務部長にお伺いをいたします。

通告しておりました、「助産婦の活躍の場の確保について」であります。今回は割愛し、壇上からの質問は以上で終わります。後は自席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 エコクリーンプラザみやざき問題についてであります。私は、地元の皆様の不安を解消することと施設の一刻も早い機能回復が大変重要であると考えて

おります。このため、①周辺地域の環境調査を早急に実施すること、②原因等の調査を行うため、専門家による外部調査委員会を設置すること、③浸出水調整池第3水槽の安全性の検証とその他の水槽の工事を早急に実施すること、④調査結果については速やかに公表することの4つを基本方針に定め、スピード感を持って対応することといたしました。既に敷地内や周辺地域の環境調査を実施するとともに、6月12日に開催しました第1回外部調査委員会で、梅雨・台風対策について検討していただき、一部着手したところでございます。また、私が本部長を務め全庁的に対策を検討する「対策本部」を立ち上げるとともに、関係市町村や地元の対策協議会、公社との意見調整等を行う「連絡調整会議」を設置し、問題解決に向け取り組んでいるところでございます。今後とも、県がリーダーシップを発揮し、関係市町村や公社等と十分連携をとりながら全力で取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

行政財産の活用についてでございます。御質問にございましたように、平成18年度の地方自治法の一部改正によりまして、これまで原則禁止とされておりました行政財産の貸し付けについて、地方公共団体の事務や事業の用に供しない行政財産、わかりやすく言えば、市町村合併等で発生する庁舎敷地あるいは事務室、こういった空きスペース等について貸し付けができることとされたところでございます。現在のところ、本県におきましては適用事例はございませんが、庁舎等の用途または目的を妨げない範囲におきまして、使用しないことが確実に見込まれるスペース等があれば、地方自治法改正の

趣旨を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

次に、職員宿舎の駐車場につきましては、平成14年7月から有料化をしております。その際は国家公務員宿舎の算定基準を参考に積算をしたところでございます。有料化後の料金改定につきましては、昨年4月に宮崎市内の駐車場につきましては、民間賃貸料との差を縮める観点もございまして、地域による貸付料の調整を行う地域係数を導入いたしまして改定を行ったところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（高柳憲一君）〔登壇〕 お答えいたします。

携帯電話のリサイクルについてでございます。使用済みの携帯電話につきましては、通信事業者と製造メーカーが共同で回収システムを構築し、全国の携帯電話の店舗で回収が行われておりますが、電話として使わなくなったものでも、デジタルカメラとして保有する利用者がふえたことなどから、回収台数は平成12年度をピークに年々減少いたしております。携帯電話には、鉄、アルミニウムのほか、お話にありましたように金や銀も含まれており、これを回収して再利用することは、資源の有効活用及び環境保全の観点から大変重要であります。このため県といたしましては、市町村とも連携しながら、今後とも、携帯電話を含め有効活用できる資源の一層のリサイクル促進につきまして、県民の皆様への啓発に努めたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、トライアル購入事業者認定制度についてであります。この事業は、県内の中小企業が

開発しました新規性や利用効果が高い製品等につきまして、県の業務での活用が見込まれる場合に、県が認定を行って試行的に購入することができるようにするもので、中小企業の販路開拓等を支援するものであります。認定の条件は3つございまして、まず1つ目が、新規性、先進性、独自性があるもの。2つ目が、事務の効率向上やサービス向上など、社会的有用性が認められるもの。3つ目が、県の機関でこれまで購入実績のないもので、今後購入が見込まれるものの3つでございます。これらのすべてに該当するものを認定しているところであります。昨年11月の第1回公募におきましては、18事業者から20製品の応募がありましたが、審査を行った結果、それらの条件をすべて満たした7事業者の7つの製品を本年2月に認定したところであります。

次に、中小企業、ベンチャー企業に対する対応についてであります。本県におきましては、財団法人宮崎県産業支援財団を「中小企業新事業活動促進法」に基づく中核的支援機関として認定いたしまして、関係機関と連携しながら、新製品の開発や新分野進出等に対する支援策を一元的に実施しているところであります。同財団では、総合相談窓口として専門性の高い経験豊富なコーディネーター等を配置し、中小企業、ベンチャー企業のさまざまなニーズに応じた適切なアドバイスを行っております。さらに、コーディネーターのアドバイス等をもとに、経営相談を初め新商品の研究開発や販路開拓への助成、設備の導入に対する支援や資金の調達など、各企業の経営内容や事業化の段階に応じた各種の支援を行っているところであります。今後とも、産業支援財団と連携を図りながら、意欲ある中小企業、ベンチャー企業の育成

を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○**県土整備部長（野口宏一君）**〔登壇〕 お答えいたします。

新技術活用促進システムについてであります。県土整備部では、平成17年度から新技術活用促進システムを運用し、民間企業が開発した新技術の公共工事への活用促進を図っているところであります。このシステムでは、一般の公共工事で活用可能な技術や、モデル工事で活用効果を検証する技術など、これまで208の新技術を登録しております。新技術活用促進システムに登録いたしました新技術につきましては、発注機関へ周知するとともに県庁ホームページで紹介し、活用促進を図っているところでございます。

次に、県営住宅の駐車場についてでございます。県営住宅の駐車場使用料につきましては、「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例」第69条の規定に基づきまして、償却費、修繕費、管理事務費及び地代相当額の合計額の月割り額を限度といたしまして、近傍同種の民間駐車場の料金を勘案して定めているところでございます。なお、使用料改定につきましては、平成13年4月の有料化以後行っておりません。以上でございます。〔降壇〕

○**教育長（渡辺義人君）**〔登壇〕 お答えいたします。

まず、学校裏サイトについてであります。いわゆる学校裏サイトの実態につきましては、文部科学省が3月に発表した報告書によりますと、九州・沖縄ブロックでは5,018サイトとなっておりますが、県別の数はわかっておりません。そこで本県として、中学校の前段階であります小学校6年生から高校3年生までを対象

に、おおむね150校程度の学校を抽出して、本年度中にその実態を調査する予定であります。

次に、不登校の実態と適応指導教室の活動状況についてであります。平成18年度における本県の公立小中学校の不登校児童生徒数は、小学校108名、中学校771名で、児童生徒数に占める割合で見ますと、全国的には低い水準であります。また、適応指導教室の平成19年度の設置状況は、県内15市町に合わせて19カ所で、利用した人数は、小学生17人、中学生156人です。各適応指導教室においては、学習指導を初め創作活動や体験活動など、児童生徒の実態に応じたカリキュラムを編成し、学校復帰に向けたさまざまな支援が行われているところであります。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 まず、携帯電話の拾得処理状況についてであります。過去3年間の統計データを御紹介させていただきますと、平成17年度が拾得台数1,348台、うち最終的に遺失者に返還できずに処分した台数が162台でございます。同様に、18年度が拾得台数1,581台、返還できずに処分した台数が178台、19年度が拾得台数1,583台、返還できずに処分した台数が100台となっており、ここ3年間を見ますと、毎年度1,500台前後の拾得取り扱いはありまして、100～200台の間程度で最終的に処分をしている台数があると。これくらいの台数で推移をいたしています。

次に、処分方法でございますが、県下の警察署のうち、宮崎北警察署、そして串間警察署の両署におきましては、個人情報情報を完全に消去した上で携帯電話会社に引き取らせる形でリサイクルを行っております。しかしながら、県下全体では、循環型社会への寄与という面での処理方法の徹底を欠いていたという面が確かにござ

いましたので、今後は、残りのすべての警察署でも同様の措置をとり、積極的なリサイクルに努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者運転免許証返納メリット制度を周知するための取り組み状況についてでございます。この制度は、運転に不安を有します高齢者の方々に支援を行いまして、免許証を返納しやすい環境をつくり、高齢運転者による交通事故の減少に多少なりとも寄与していこうというものでございまして、当県では本年4月から実施をしております。テレビ・新聞等マスコミを通じての広報はもちろん、各市町村を訪問して首長の皆さんにいろいろなお願いをする中で、この点についてもお願いをしたり、あるいは各種の交通安全教室や講習会、個別の高齢者宅訪問等を通じて、こういう制度があることをお話しして、制度の周知を図っているところでございます。

具体的な返納者の数についてでございますが、過去を見ますと、平成18年、一昨年が年間合計で67人ございました。昨年、平成19年が78人ございました。いずれも2けたでございますけれども、4月から本制度を開始しました後は、4月、5月の2カ月間で341人、5月末の累計で本年が420人ということで、昨年、一昨年に比べますと大幅に増加しております。制度の周知について相応の効果があつたものと考えております。現在、具体的には警察本部と7警察署管内で各種のメリット制度を構築しておりますが、今後とも、関係機関・団体に積極的に働きかけを行い、制度の充実を行って、こうした方向でさらに取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、改正道交法の施行を控えて、自転車月間推進協議会の主催する「自転車月間」である

5月をとらえた広報啓発活動の取り組みについてでございます。昨年、県内の自転車に関係する交通事故は合計で1,446件——これは全事故の14.7%を占めておりますが——約1,500件程度発生をしております、残念ながら亡くなられた方が6人おられます。特に小学校、中学校、高校生の事故が多く、約半数（全体の46%）を占めております。「自転車月間」中の取り組みにつきましても、各種メディアを活用した広報、各種の自治体発行の広報誌等への掲載はもちろんでありますけれども、これ以外にも、児童生徒、学生を対象とした警察官らによる具体的な交通安全教育、延べ人数で2万5,170人、機会・回数で言いますと127回実施をしておりますが、こうしたものや、18回に及びます街頭指導・キャンペーン等を通じて、この期間の広報啓発に努めたところであります。今後とも、児童・幼児の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用促進のほか、交通ルールの遵守啓発、自転車通行帯のカラー舗装化など、自転車通行環境の整備等について取り組みを行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 それぞれ答弁いただきました。ありがとうございます。

何点か再質問をしたいと思います。まず、行政財産の活用についてであります。行政財産の貸し付けについて、現時点では本県における適用事例はないということでありました。ただ、新たな活用の可能性がある施設が皆無ということではないのではないかとというふうに思います。各部局が持っている行政財産の調査、これも行う必要があるのではないかと考えますけれども、本県ではどのようにしてこの状況の把握を行っているのか。総務部長にお伺いをいた

します。

○総務部長（山下健次君） 県有財産の状況でございますけれども、毎年度当初に各部局のヒアリングを実施いたしまして、現況の把握に努めておるところでございます。その際は、今後の利活用の方策についても、当然協議をするということを進めているところでございます。歳入確保ということが求められておりますので、当然、こういった方向で積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 誘致企業のオフィス等にも活用できるのではないかと思います。今おっしゃった歳入確保という観点からも、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいというふうに要望しておきます。

次に、県営住宅、職員宿舎の駐車場料金についてであります。まずお願いしたいのは、県営住宅の駐車場料金、県民に目線を当てて、職員宿舎と同じレベルまで値下げすることはできないか。県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 県営住宅の駐車場の使用料は、先ほど答弁いたしましたように、条例の規定に基づいて算出しているところでございまして、近傍にございます民間駐車場料金のおおむね2分の1程度になっております。そういうことなので、現段階では妥当な料金であると考えております。

○新見昌安議員 それでは逆に、収入増を図るという観点から、職員宿舎の駐車場料金を値上げすることは考えられないか。総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（山下健次君） 料金改定につきましては、先ほどもお答え申し上げましたように、19年の3月に見直したところでございます。3年ごとには見直すということで予定して

おりますので、そういった方向で考えてまいりたいと思います。

○新見昌安議員 では、3年後を期待しております。

次に、エコクリーンプラザみやざきについてであります。ここの管理型最終処分場には、焼却施設の集じん機で集められたばいじん、焼却灰、溶融化した廃棄物を初めとして、毒性の強いもの、飛散性が高く、人体に重大な被害を生じさせるおそれのあるもの、有害なダイオキシンや重金属など、大変危険なものも埋められているところであります。これらを雨水で洗い流して濃度を薄めていくということが、最終処分場には求められているわけであります。また、その浸出水を処理することが重要であります。しかるに、そのような危険きわまりないものが入っている処理前の浸出水、これを一時貯留する調整池が破損していたにもかかわらず使用された。そして漏水を起こした。既に周辺環境が汚染されてしまったのではないかとも思われます。また、浸出水を集める排水管のマンホールからも浸出水が漏れたということは、本当に深刻な問題じゃないかというふうに思います。水は当然、高いほうから低いほうに流れていくわけであります。農業用水を確保するための防災調整池、この汚染も懸念される場所であります。また、地下水の汚染、これも絶対あってはならないことであります。繰り返しますけれども、浸出水調整池の破損、漏水問題、これはエコクリーンプラザみやざきそのものの存廃にかかわる重要な問題じゃないかと思っております。失われた信頼の回復、地域住民の不安の解消、安全の確保、環境汚染の防止、これら、小手先ではなく二度とこのような事故を起こさないという、抜本的かつ万全の改修が求められる

のではないかというふうに思います。県は、この問題の解決に向けてどのように取り組んでいかれるのか、具体策を環境森林部長に伺いたいと思います。

○環境森林部長（高柳憲一君） エコクリーンプラザみやざきにつきましては、浸出水調整池の機能不全に加えまして、浸出水の脱塩処理などの課題がございます。このため、地盤工学、環境工学、コンクリート工学などの専門家で構成される外部調査委員会におきまして、浸出水調整池第3水槽の安全性の検証とその他の水槽の工事の工法等の検討、及び脱塩処理の検討などを行うことといたしております。今後、これらの検討結果を踏まえた適切な対応を行うことによりまして、住民の皆様のご信頼回復と施設の安定的な運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○新見昌安議員 今、梅雨の真っ最中であります。また、これから台風も襲ってきて大雨が降ることになりますが、それらに対する当面の策として、埋め立てた部分にブルーシートをかけるという手法で今、対応されているようですが、これだけではだめであります。また、本格的な大雨シーズンを前にして早急な対策が急がれると思いますが、今後どのように対処されていくのか。同じく環境森林部長に答弁をお願いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 浸出水調整池の能力が当初計画の3分の1しかないという現状で、梅雨や台風により増加します浸出水の処理というのは、早急に対応すべき課題であります。そのため、外部調査委員会の専門家に梅雨・台風対策の検討を依頼し、6月12日に開催をされました委員会で、その対策案が了承されたところでございます。この中で、過去最大の雨

量を想定した浸出水の量をシミュレーションすることにより、適切な対応ができるようにしたこと、浸出水の発生を抑制するため劣化しているブルーシートの張りかえを早急に行うこと、調整池の貯留量に応じてタンクローリーにより場外搬出を行うこと、緊急避難的措置として、使っていない最終処分場D区画へ一時貯留することなどの提案がなされたところがございます。公社では、委員会の提案を踏まえまして、劣化しているシートの取りかえを行いますとともに、緊急時の人員体制や連絡体制の整備などの対策を講じているところがございます。また、これらの措置は管理型最終処分場の本来のあり方ではございませんので、県としましては、浸出水調整池の機能回復のための工事を早急に実施してまいる必要があるというふうに考えております。

○新見昌安議員 この問題、もう一点だけ伺いたいと思います。塩化物イオン処理施設の処理能力の問題についてでありますけれども、当初の設備の能力が劣っていたのか、あるいは、フル回転で処理しても追いつけないほどの濃度の塩化物イオンを発生させるごみの質そのものに問題があるのか、これらについては専門家の調査が必要になってくると思います。どちらにしても、この問題が解決されない限り、クローズドシステムそのものが成り立たないわけですが、この点についてはどのように対処されるのか。同じく部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 平成17年の台風14号によります災害ごみを大量に焼却したことや、当初埋め立て予定であった、資源とならないプラスチックを焼却することとしたことなどによりまして、浸出水の塩化物イオン濃度が高くなっているものと考えられ、現在の脱塩処

理施設では十分対応できず、脱塩できる量は当初予定の3分の1程度にとどまっているところでありまして、このため、外部調査委員会におきまして、クローズドシステムや塩処理対策について検証・検討をしていただくことといたしております。

○新見昌安議員 時間がありませんので、次に行きたいと思います。

トライアル購入事業者認定制度についてでありますけれども、認定されることによって、県は随契で購入することができるということになっているわけですが、企業にとって、そのほかにどんなメリットがあるのか。また、この制度は今後も継続されていくのかどうか。商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） トライアル購入制度での認定のメリットとしましては、県の認定によりますPR効果と、それに伴って販路拡大が見込まれることに加えまして、購入した部署におきまして、製品の使い勝手とか改善すべき点などの評価を行って、事業者にフィードバックすることにしておりまして、それによって製品の品質向上に生かしていただけるということが挙げられると思っております。また、この制度につきましては、県内中小企業の活性化につながることを期待されますので、継続的に取り組んでいきたいと考えておりまして、現在、今年度の第1回目の募集を行っているところでございます。

○新見昌安議員 それと別で、もう一つですが、壇上での質問の答弁で、中小・ベンチャー企業に対する支援について、県の産業支援財団が中核となって一元的に実施していることとありました。また、専門性の高い経験豊富なコーディネーターを配置してアドバイスを

行っているということも、答弁でありました。しかしながら、以前、「相談に行ったけど、知りたいことに的確に答えてくれる担当者ではなかった」というような声も聞いたことがあります。今の人的配置では対応し切れていないのではないか、コーディネーターの数が足りないのではないかという感じがするんですが、この点について見解をお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 産業支援財団のコーディネーター等につきましては、従来は5名体制であったんですけれども、平成17年度に1名増員いたしまして、さらに平成19年度には、知的財産に関する相談ニーズに対応するため特許流通アドバイザーとして1名配置しまして、現在、都合7名でやるように体制の充実を図ったところでございます。また、財団のホームページでコーディネーター等の勤務スケジュールを公開しております、事前予約を受け付けるなど、利用者の利便性の向上にも努めているところでございます。その辺を踏まえながら、今後とも中小企業のニーズ等踏まえて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○新見昌安議員 もう一点、新技術活用促進システムについてお伺いをいたします。このシステムに登録されたことによって活路が開けた、具体的な実績に結びついたという実例等があれば、御紹介をいただきたいと思っております。

○県土整備部長（野口宏一君） 新技術活用促進システムに登録した新技術についてでございますけれども、これまでに25の技術で50件の工事での活用実績があるところでございます。主なものとして、県産材を利用いたしました木製のガードレールですとか、汚泥や焼却灰などを利用した歩道用の「れんが」などが

あります。以上でございます。

○新見昌安議員 次に、学校裏サイトといじめに関連して何点か、お伺いをしたいと思います。本県における学校裏サイトの実態、これについては、先ほど答弁であったように、実態調査の結果を待つということになると思うんですけれども、裏サイトの存在にかかわらず、本県独自にアンケート形式でもネットいじめの実態調査をする必要があるのではないかなと思うんですが、教育長に見解をお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 本県におきましては、本年1月に小・中・高校生を対象にした携帯電話及びコンピューター利用に関する抽出調査を実施いたしております。その中で、小学校3年生から高校3年生に対してはネットいじめの実態調査を行っておりますが、これによりますと、「悪口を書かれたり嫌がらせをされたりしたことがある」と回答したのは、携帯電話を利用している児童生徒の場合、小学生が4.5%、中学生が7.9%、高校生が7.5%であります。また、家庭でコンピューターを利用している児童生徒の場合ですと、小学生で1.4%、中学生で5.8%、高校生で4.5%であります。

○新見昌安議員 ネットいじめの実態調査、これは既にされているということで評価いたしますけれども、今のお話を聞く限りでは、やはり携帯電話を使用しているいじめが多いという思いがいたします。これについて対応を急ぐべきだと考えますけれども、保護者や子供自身の相談への対応、また、関係機関との連携といったものを含めて、ネットいじめの対応にどのように取り組んでおられるのか伺いたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） ネットいじめの対応についてであります。県教育委員会といたしましては、ただいま申し上げました、1月に実

施した調査結果の公表や啓発資料の配布によりまして、保護者への注意を促しますとともに、被害に遭った場合の対応等につきまして、市町村教育委員会とも連携しながら、学校に対し指導・支援をしているところであります。ネットいじめにつきましては、匿名性が高く、その根絶にはなかなか厳しいものがございしますが、今後とも、学校や警察等と緊密な連携を図りながら、情報モラル教育の充実やフィルタリング機能の利用促進など、未然防止に力点を置いて、可能な限りの対応を図ってまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○新見昌安議員 ネットいじめに対する直接的な対応、これも本当に大事なんですが、今の答弁でも触れられておりましたけれども、いわゆる情報モラル教育をきちんとやっていくことが、本当に大事になってくるのではないかと思います。この情報モラル教育についてはどのように取り組んでおられるのか、お伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 小・中・高等学校の学校現場では、総合的な学習の時間などにおいて、人権・プライバシーの保護や情報セキュリティ、ネット利用における危険性など、情報モラル教育を児童生徒の発達段階に応じて推進しているところであります。県教育委員会におきましても、親子でのインターネット講座を開催したり、教職員等に対して情報モラルやサイバー犯罪等に関する研修会を開催したりするなど、児童生徒の適切な情報活用能力の向上を図ってきたところであります。IT社会に生きる子供たちが、情報モラルをきちんと身につけることができますように、今後とも指導を徹底してまいりたいと考えております。以上であります。

○新見昌安議員 教育長に、不登校問題について再度お尋ねをいたします。過去の質問において私は、IT等を活用した在宅学習を出席扱いにする取り組みをお願いしたことがあります。この取り扱い、その後どのようにになっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

また、今年度からは、今までは小中学校だけでしたけれども、高校の全日制課程に在籍して不登校になった高校生、この子供たちのインターネットを活用した自宅学習でも卒業に必要な単位を認めるという特区事業があるんですが、これを全国展開するようになってきているようであります。義務教育の小中学校と異なって、高校の場合、中退してしまうと行き場がないわけがあります。中退後、ニートやフリーターになってしまう若者も多く、自宅学習を単位として認めもらえる仕組みは、高校生の学習支援とともに就労支援にもつながるのじゃないかというふうに思います。この点も含めて、本県ではこの取り扱いをどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） IT等を活用しました学習活動の取り組みにつきましては、これまでのところ、本県においてはその事例がございません。平成18年度の調査では、全国的に見ますと、小学校57名、中学校で216名という結果が出ております。この対策は、不登校児童生徒一人一人の状況に応じて学習支援を行うことのできる一つの手段であるというふうに考えられ、またとらえておりますけれども、定期的に教師がついて対面指導に当たることや、それぞれの学習状況に応じたプログラムづくりなど、難しい課題がありますので、児童生徒一人一人の多様性に留意しながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。以上であります。

○新見昌安議員 ぜひとも前向きに研究していただきたいと思います。

最後に、現在の高齢運転者標識、通称「もみじマーク」、俗には「枯れ葉マーク」とも言いますけれども、デザイン的に本当に年寄りじみて好きじゃないという高齢者もいるんですね。そういった声もございます。先般、そういった方の一人から要望を受けたところであります。

「今、宮崎は知事を先頭に本当に全国にいろんな情報を発信している。ぜひとも、もみじマークにかわる、斬新で、高齢者からもすてきだと言われるような新しいマークを全国に発信するように知事に言うてくれ。国で採用するように頑張ってくれ」という声を受けております。この場で知事にその要望をお伝えいたしまして、私のすべての質問を終わります。(拍手)

○坂口博美議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 河野哲也でございます。公明党2番バッテリー、早くも2番バッテリーということで、よろしくお願ひします。

まずは価格高騰対策でございます。6月、ついにガソリンが170円を超えてしまいました。16日のニューヨーク商業取引所の原油先物相場は、米原油在庫が市場予想をはるかに上回る減少、また、ドル安傾向を材料に急反発、米国産標準油種(WTI)の7月渡しが、前週末値比3.77ドル高の1バレル138.63ドルと報じられてしまいました。そうかと思えば、サウジアラビアが7月から日量20万バレルの増産を計画中、「サウジは、現在の原油価格は異常だと認識している」とし、「適正な価格に戻す用意がある」とも報道されております。日本は今、毎日こんなニュースに翻弄されているところでございます。原油高騰は確実に今、原材料費の値

上げとなって多くの企業の利益を圧迫し、消費者への影響も大きく、多くの商品が値上げとなっております。確かに、国は昨年度末より、原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策を打ち、中小企業、各業種、国民生活への対策強化を打ち出しております。例えば、運送業者に対する高速道路料金の引き下げや農・漁業者への経営支援のほか、省エネ、新エネの開発・導入の促進策、国際原油市場の安定化に向けたエネルギー外交や、便乗値上げを許さない石油製品等の価格監視などであります。しかし、現場は悲鳴しか聞こえてきておりません。手の打ちようのない緊迫した状況になっております。

そこで、このような状況下での価格高騰対策についてお伺いいたします。先日、地元の運送会社の社長とお話する中で、「05年、軽油70円の時代から少燃の経営努力を行ってきた。ことし値上げによって軽油120円。トラック所有台数50台、従業員63名、1カ月で9.7万リットル、1,164万円。リストラはできない。役員報酬減、賃金アップなし、やることはすべてやった。もう限界である。他の業者では社会保険も確保できない」という声をお聞きしました。知事、このような中小零細の運送業者の現状をどう認識していますか、お伺いをいたします。

続いて、温暖化対策についてお伺いします。

今、新聞やテレビでは毎日のように、地球温暖化にどのように立ち向かうべきかと、報道が繰り返されております。ことし、京都議定書の第一約束期間を迎えることや、7月7日の洞爺湖サミットが、地球温暖化対策を初め環境問題を大きなテーマにしていることも要因となっているようです。

6月6日に地球温暖化対策推進法改正案が成立いたしました。御案内のとおりこの法律

は、97年の京都議定書の採択を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって、地球温暖化対策に取り組むための枠組みを決めた環境施策の基本となるものです。CO₂をどのように削減し地球温暖化を防止していくのか、世界が直面する課題であります。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、人類が適応できる温度上昇を2度台と言っております。そのためには、先進国は2050年までにCO₂を60～80%削減する必要があるとしております。日本は、2008年から2012年にかけてCO₂を6%削減する目標となっております。

国際温暖化防止会議が昨年度末バリ島で開催され、2009年末までに2012年以降の削減目標を決定する「バリロードマップ」が採択されましたが、当初、議長提案として、2020年までに1990年比で25～40%の地球温暖化ガスの排出削減、2050年までに半減させるという数値目標を盛り込んだロードマップが示されましたが、アメリカ、日本などの反対によって数値目標は削除され、具体的な目標は先送りになりました。そこで、今回のサミットでの日本は、議長国として強い意志を示さなければいけなくなりました。長期的視点に立った具体的な目標、取り組みについて、世界が注目しているところでございます。

今回の地球温暖化対策推進法改正案の強化点として、「地方公共団体実行計画の充実」が挙げられております。今回の計画には、自然エネルギーの導入や、企業、住民による省エネを初めとした排出抑制策の強化、公共交通機関の整備・改善といった、地域の実情に応じた、よりきめ細やかな内容を盛り込むとなっております。そこでまず、地球温暖化防止対策について、宮崎の現状と取り組みを知事にお伺いいた

します。

学校におけるアレルギー疾患対策についてであります。

文部科学省の報告によると、かゆみやじんま疹の症状が出る食物アレルギーの児童生徒は、全国に約33万人、腹痛や呼吸困難等のアナフィラキシー症状を起こす子供は1万8,300人。また、全国学校栄養士協議会などが行った調査によると、02、03年度の2年間で、学校給食が原因でアレルギー症状を起こしたケースは637例、そのうち約50例が、命を脅かす可能性のあったアナフィラキシーショックまで起こしたと報告されております。

アレルギー疾患のある子供たちを学校や園でどう支えるかという視点での取り組みを推進する「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が配布されたとお聞きしました。これは、文部科学省の「アレルギー疾患に関する調査検討委員会」が、07年4月、全国の公立小中高を対象として行った調査をもとに作成されたものでございます。

その中で、アレルギー医療の現状を患者の視点から、「医療機関を選択する情報もなく、たまたま受診した医師の資質によって治療やその後の生活が大きく左右され、学校生活などでは著しいQOL（生活の質）の格差を生んでいる」とされています。「医療機関でぜんそくの治療を受けているにもかかわらず、たびたび呼吸困難発作を起こす。いつまでも体育の授業に参加できない、学校行事に参加できない」「医療機関を受診しているにもかかわらず、アトピー性皮膚炎が好転しない。増悪、軽快を繰り返す」「食物アレルギーで食べられるものがほとんどない」「食物アレルギーで重い症状、アナフィラキシーを繰り返す」など、適切とは言え

ない医療を受けている子供たちを専門医療機関につなげるシステム構築の必要性を、県、市町村、関係機関の連携のもとでと提言しております。

具体的にどう取り組むかとして、学校、幼稚園、保育所などでの健康診断や、学校を中心に疾患を理解し、自己管理を可能にする健康教育の実施を提言しております。しかし、このガイドラインが何とか学校現場で実効性のあるものになれば、意味がないものとなってしまいます。そこで、本県の学校におけるアレルギー疾患の有病率の実態はどうか。それと、中でも重い症状であるアナフィラキシーを起こす子供たちはどれぐらいいるのでしょうか。学校などでどう必要な対応を行っていくか、教育長にお伺いいたします。

先日、小学校、中学校、私立高校、特別支援教育学校の管理職、教師集団との懇談を持ち、現場からの声をストレートにいただきました。話は、少人数学級の功罪、特別支援教育のシステム構築、学校支援の制度と実際のギャップ、学力向上対策、放課後児童クラブの課題等、多岐にわたりました。今回、その中で2点、現場の声として、県の施策を検討していただくためにお伺いいたします。

まず、少人数学級の効果と課題についてであります。先日、会派で、小学校において少人数学級を全学年実施している山形県に調査に行かせていただきました。02年の導入時は変化が見られたようですが、直近の学年ごとのデータが不十分で、成果が顕著に出ているかという点、中・高学年において大きな変化を確認することはできませんでした。ただ、子供に向き合う教師の資質調査を計画的に行い、少人数だけの成果ではなく、魅力ある教師づくりを行い、子供

に返そうとしている取り組みは評価できるものであります。そこで、本県において少人数学級に取り組んでこられて6年がたちました、いろいろと検証してこられていると思いますが、どのような効果があったのか、また、どのような課題があったのか。本年度、中学1年にも導入していますが、どのような効果を期待しているのか。教育長にお伺いいたします。

もう一点が、障がい児療育支援体制の強化についてであります。06、07年度に実施された福祉ゾーンにおける療育支援事業にかかわられた特別支援学校の教師の声として、個別支援ファイルにより支援チームが細やかに子供たちにかかわっていただいたことに非常に感謝されておりました。また、支援チームが福祉・保健・医療・教育・労働分野の専門家であり、複数の視点からの助言に説得力があったとして、親自身の障がい受容にも役立つ等、その効果を高く評価しておりました。特に、特別支援学校の担任は、現場レベルではほかの専門機関との連携がより必要であることを、非常に強調されておりました。そこで、福祉ゾーンにおける療育支援プログラムの効果をお伺いしたいと思います。また今後、県内全域への普及はどう図ろうとしているのか。福祉保健部長にお伺いいたします。

北川ダム問題についてであります。

忘れもしません。97年9月16日、台風19号で県北の至るところで浸水。特に北川町では、家族の安否を気遣い濁流の中を帰宅しようとした方がとうとい命を失う等の大きな浸水被害となりました。当時、この台風で生じた浸水被害は人的被害だと、ダム放流調整の操作責任などを問うた北川ダム訴訟の裁判が行われるほどのものでした。06年に町民らが控訴を取り下げたものの、この被害の痛みは今も地元の皆様は感じ

ておられます。そんな中、前回の議会でも議論されましたが、来年3月に北川ダム水利権更新が行われます。許可更新に際して、本県の意見聴取ができるかとされております。そこで、知事に地元の要望をどう認識されているかお伺いし、壇上の質問を終わらせていただきます。

後は自席から質問を行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、中小零細の運送業者の現状についてであります。最近の世界的な原油価格高騰に伴う国内軽油価格の大幅な上昇は、本県の経済活動や県民生活に重要な役割を担っている運送業者に対して大きな影響を与えており、厳しい経営状況にあることは十分認識しております。このような中、国におきましては本年3月、燃料価格コストの増減分を別建ての運賃として設定する燃料サーチャージ制の導入促進や、荷主による不当に安い運賃設定に対する監視強化等、トラック運送業に対する緊急措置が講じられたところであります。県におきましては、中小企業相談窓口を設置して相談に応じるとともに、資金の円滑化のため、本年1月から県中小企業融資制度の融資要件の緩和を行っているところでありますので、引き続き、そういった利活用を呼びかけてまいりたいと考えております。

続きまして、地球温暖化対策についてであります。平成18年3月に策定いたしました宮崎県環境基本総合計画では、平成22年度の二酸化炭素排出量を、基準年の平成2年度と比較して10%削減するという目標を掲げておりますが、平成17年度は3%増加しております。地球温暖化は、人類や生態系に影響を及ぼす大変重要な問題であり、本県においても積極的にその対策に

取り組んでいかなければならないと考えております。基本的には、県民一人一人のライフスタイルや事業者の事業活動を見直し、二酸化炭素排出量の少ない低炭素社会の構築に向けて取り組んでいく必要があると考えております。このため県では、新みやざき創造計画に基づき、二酸化炭素削減のための実践活動の促進や、二酸化炭素の吸収源となる健全で多様な森林づくりを推進するとともに、太陽光やバイオマスなどの新エネルギーの導入促進など、地球温暖化対策を総合的に展開しているところでございます。今後とも、県民、団体、事業者、行政が一体となって、地球温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、北川ダムの地元要望についてあります。北川ダムの水利権の更新時期を間近に控え、平成9年に激甚な災害を受けた地元では、さまざまな要望があると承知しております。北川ダムの発電に係る水利権の許可の更新は、国土交通大臣が行うことになっております。許可更新に際し、本県に対する意見聴取はありますが、新たな条件を課す場合は、河川法において、必要最小限度かつ不当なものにならない範囲だとされております。しかしながら、流域住民の不安感は根強いものがありますので、県といたしましては、延岡市が設立準備中である国、大分県、宮崎県、延岡市及び関係団体で構成する、仮称「北川流域防災会議」の場を通じてさまざまな意見調整を行い、流域住民の皆様の不安解消に努めていきたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長(宮本 尊君)〔登壇〕 お答えいたします。

福祉ゾーンにおける療育支援プログラムについてであります。県におきましては、平成17年

度から官民で構成する検討会を立ち上げ、清武町の福祉ゾーンにおいて、福祉・保健・医療・教育・労働の関係機関が連携し、個々の障がい児のニーズや、就学前、在学中、卒業後というライフステージに対応した一貫支援を行うための新しい療育支援プログラムの開発・試行を行ってきたところであります。その成果といたしましては、関係機関がチームをつくって、情報を共有したり連携を強化することで、障がい児のニーズに対応した効率的で効果的な支援ができたことや、個別の支援ファイルを作成・活用することにより、ライフステージごとに途切れることなく継続性のある支援が確保できたことなどが挙げられます。今後は、これらの成果を全県的に普及させていく必要があると考えておりました。本年度は、モデル市町村において、地域資源を活用した支援ネットワークの構築や、一貫支援を行うための療育支援ツールの改良などの検討及び実践を行っていきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、本県児童生徒のアレルギー疾患についてであります。本県児童生徒のアレルギー疾患の有病率は、平成19年3月に文部科学省が公表いたしました「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」によりますと、アトピー性皮膚炎につきましては全国より低い状況であります。ぜんそく、アレルギー性結膜炎については、全国を上回っている状況であります。また、お話にありました、アレルギー反応により呼吸困難など複数の症状が、同時にかつ急激に出現した状態でありますアナフィラキシーを起こすおそれのある児童生徒の割合は、小学校で0.41%、中学校で0.15%、高等学校で0.04%となっております。

ります。これらの状況を踏まえ、学校におきましては、個々の児童生徒の実態を把握しますとともに、今年4月に文部科学省から通知のありました「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づきまして、アレルギーの原因となる食物の除去などの対応をしていくことにいたしております。

なお、特にアナフィラキシーは、急性ショック症状であり、迅速な処置が求められますので、県教育委員会としましても、学校における緊急時の対応などにつきまして、県医師会等と緊密な連携に努めてまいりたいと考えております。

次に、少人数学級に関する効果と課題等についてであります。少人数学級につきましては、平成14年度から小学校1年生、平成16年度から小学校2年生で30人学級を導入しております。この制度の導入により、学級全体に目が行き届き、児童の実態を把握しやすくなるとともに、きめ細かな指導が展開でき、基礎学力の定着等が図られております。また、児童の欠席日数が少なくなるなどの具体的成果もあらわれているところであります。一方で、定数の範囲内で少人数学級を実施していますことから、これまで理科専科等であった教員が学級担任となり、学校によっては、専科教員がいないことが課題となっております。このため、非常勤講師や理科支援員の配置を行いますとともに、国に対し引き続き、少人数学級の実施について、定数の改善を要望してまいりたいと思っております。

次に、中学校1年生における少人数学級についてであります。中学校におきましては、特に1年生で不登校の急増や学力格差の拡大など、いわゆる「中1ギャップ」と言われる課題があります。これらの改善に向けまして、少人

数学級を平成20年度から3年間、モデル校6校を指定して試行することによりまして、少人数数学級の効果、適正な学級規模及び人員配置等について検証することにいたしております。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 答弁、ありがとうございます。

再質問させていただきます。知事も認識されているとおり、物流は宮崎の大きな課題です。その役割を担い苦勞されているこのような運送業者等に対して、原油高騰に対する支援策、本県では強化されているというふうに認識してよろしいのでしょうか。県の取り組みを商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 最近の原油価格の高騰に対しまして、県におきましては昨年の12月に、中小企業者からのさまざまな経営相談に応じる相談窓口を設置いたしますとともに、商工会議所等にも相談窓口の設置を要請しまして、各種相談に応じられるような体制をとっているところでございます。また、金融の円滑化を図りますために、融資につきましては、県制度資金の中で最も有利な「経済変動・災害対策貸付」におきまして、石油関連経費の割合が5%以上ある中小企業者も対象とするよう要件の大幅な緩和を行いまして対応しているところでございます。この要件の緩和につきましては、6月までとしておりましたけれども、依然として原油価格の高騰が続いておりますので、さらに9月まで期間を延長することといたしております。今後とも、引き続き、原油高騰を初めとしまして、経済変動により影響を受けている中小企業者に対しまして、的確な支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○河野哲也議員 原油高騰の影響は原材料の値上げというのにもつながっていると申し上げましたが、実を言うと、小麦粉の値上げというのが我々の食卓を直撃しているというふうに言われています。実を言うと、私の行きつけのうどん屋さん、大変おいしいところなんですけれども、そこの大将が、「小麦粉が昨年度末より30%上がっている。開業以来値上げしてこなかったが、これ以上は据え置きができない。かといってこれ以上借金もできん」と語っておられました。おいしいうどんをつくれればつくるほど赤字になる、そういう状況だと。このような零細事業所関係は融資されにくい状況にあるのではないのでしょうか。融資制度の緩和策は考えておられるか、部長に再度質問したいと思います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 県内の中小企業者の方への融資、金融の円滑化を図るために中小企業融資制度というのを設けておるわけですが、そのような中小企業者のさまざまな資金需要に対応するために、平成7年度以来となる大幅な制度の改正を行っております。特に、経営状況が悪化した中小企業者向けの運転資金として、一般的な「経営安定貸付」に加えまして、売り上げ減少等に対応する「経済変動・災害対策貸付」を設けましたほか、小口の運転資金に機動的に対応できる「みやざき頑張る企業応援貸付」の融資限度額を拡大するなど、制度の充実を図っているところでございます。今後は、制度が一層活用されますよう、その周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

○河野哲也議員 その周知徹底、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

宮崎の基幹産業である農業においても、この

問題は大きくのしかかっています。このことに関しましては、他の議員が御指摘されてきましたので、さまざまな制度を確立していただいていると思います。今大事なものは、その制度の有効利用だと考えます。例えば、トラクター等の農地使用機械などに対する軽油引取税免税があると思います。申請状況は06年で590だと聞いております。戸数比にすると少ないのではないのでしょうか。なぜかという、例えばトラクターが道路を通ると免税措置されないとか、手続の煩雑さとか、周知の不足というのがあると考えますが、総務部長いかがでしょうか。

○総務部長（山下健次君） 軽油引取税の課税免除を受けるためには、県税・総務事務所へ免税証等の交付申請を行いまして、その承認を得る必要がありますけれども、やはり免税証等の不正受給あるいは不正使用、こういったことを防止する観点から、法令をもとにして、国の通知等によりまして申請手続が詳細に規定されて、厳格な審査が求められているところでございます。したがいまして、軽油引取税の免税制度の運用につきましては、引き続き申請される方に対して、制度の趣旨、あるいは申請手続等について十分な説明に努めまして、適正な制度の運用を図ってまいりたい、このように考えております。

○河野哲也議員 先ほども申し上げましたが、何のための、だれのための免税措置かということ、少しでも農業従事者の経営努力に報いることができると考えて、例えば運用面等の改善があってよかれと思うのです。窓口に行かれる方は高齢者じゃないかなと思います。県のホームページでこの軽油引取税の説明とか——結局、ホームページに掲載されていると、高齢者は見ません。そういう部分で窓口の丁寧な対

応、それから制度利用促進を望みますが、そこら辺の連携を、農政水産部長、どのように図られていますか。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 重油価格の高騰等によりまして農業経営への影響が懸念される中で、軽油引取税免税制度を活用して経費の節減を図ることは重要なことだというふうに思っております。その連携のお話でございますけれども、私どもといたしましても、県税担当部局、それから市町村、JA等の関係団体との連携を図りながら、農業改良普及センター等におきまして制度の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○河野哲也議員 1リットル32.1円の特例税率への免税です。農家の方がもう一踏ん張りして元気になっていただければ、逆に納税率のアップとなるのではないのでしょうか。御一考ください。

温暖化対策について質問させていただきたいと思っております。先ほどの条例の改正点の2点目として、地球温暖化防止活動推進センターの見直しを図るとされております。全国地球温暖化防止活動推進センターが主催して、2月に、ストップ温暖化「一村一品」大作戦というコンテストが行われました。この最優秀賞が、実を言うと自治体じゃなくて京都府の高校生、高校の1つの科だったんですね。本当に若い世代が意欲的に温暖化対策に取り組んでいるということで、賞されておりました。ちなみに宮崎は優秀賞でした。内容としては、廃油の回収、バイオディーゼル燃料をつくるための装置の製作、燃料の精製、使用。副産物にグリセリンがあるんですけど、その有効利用の研究等で評価されたようです。温暖化対策にとって、関係機関における連携・協力がより実効性のあるものになる

と考えますが、本県の地球温暖化防止活動推進センターの実情について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 県では、法律に基づき指定をしました地球温暖化対策の普及啓発の拠点であります「地球温暖化防止活動推進センター」と協働して、広く県民への普及啓発に努めているところであります。センターでは、県民からの照会や相談に応じ、必要な助言を行いますとともに、地球温暖化に関する講演会や、学校や地域の要請を受けまして出前講座を開催いたしております。さらに、地域において地球温暖化対策に取り組みます「地球温暖化防止活動推進員」の資質向上のための研修会を行っているところであります。今後とも、このような普及啓発活動を通じて、地球温暖化防止活動の輪を県全体に広げてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 クリスマスにセンター主催のライトダウンという企画もされていて、本当に具体的な活動をされているというふうに思っています。実を言うと、公明党青年局の提言で、洞爺湖サミット初日の7月7日を「クールアース・デー」、地球温暖化についてみんなで考え行動する日として決めていただきました。7月7日は七夕です。ぜひ当日は、県下各家庭、企業でライトダウンを行い、七夕の夜空を見上げようと呼びかけてはいかがでしょうか。ちなみに100万世帯の家庭で2時間ライトダウンを行った場合、200トンのCO₂削減ができるそうです。また、毎年七夕は、星空のもと、家族と友人で地球環境について考える日として、ライトダウンの推進をしていただきたいと思いますと考えますが、環境森林部長いかがでしょうか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 国におきまし

ては、夏至の日の6月21日と、洞爺湖サミット初日になります7月7日の午後8時から10時までの2時間、全国のライトアップ施設に対し、明かりを一斉に消すライトダウン運動を呼びかけております。本県におきましても、平成15年度からライトダウン運動に取り組んでおり、平成19年度は、県や市町村、民間の67施設に協力をいただいたところでありますが、本年度におきましても積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○河野哲也議員 ぜひ、企業だけじゃなくて各家庭への啓発もお願いしたいと思えます。

新みやざき創造計画の中に、「環境にやさしい新エネルギー導入の促進」とあります。先日、知事のインタビューが掲載されている雑誌を読んでいますと、「世界最大級の太陽光発電所をつくる」という見出しが飛び込んできました。まず、記事の中は、延岡の紹介をしていただいた後、「さらに」ということで、「本県は、環境にまつわるプロジェクトが期待され、本県の特徴ある気候風土から、環境関連産業の集積地として将来、飛躍する可能性を秘めている」として、大臣に太陽光発電所の建設をお願いしたとありました。何とかチャンスをつかみたいと思えますが、太陽光発電所の建設に関する知事の考え、お伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） おっしゃるように、各インタビューの中で、環境問題については自分なりの考え方を発言させていただいております。本県が有する資源として、日照時間とか晴天日数というのが全国でも有数でございます。ベスト3に入っていると思うんですけども、そういったことを生かす新産業の創出ということは、本県の浮揚に対しても重要なことと思っております。宮崎は「緑と太陽の国」と言ってお

りましたが、21世紀の新しい「緑と太陽」という概念は、緑は、CO₂を吸収するような自然環境に優しい緑ということ。太陽というのは、太陽エネルギーとか太陽光発電といった、オゾン層に破壊されていない、健全な太陽を利用するといったような「太陽と緑の国」、環境の先進県でありたいと私は思っております。そういった意味でも、太陽光発電というのは有効なアピールにもなるんじゃないかと思ひまして、先日、経産省の甘利大臣のほうに私の考えをお伝えしたわけでございます。

ただ、宮崎の場合、フリーウェイ工業団地というところが20数ヘクタールあいております。あそこあたりが土地としては——私の調べた結果によると、10～15、下手すると20メガワットぐらいの太陽光発電所が可能であるというふうなことでした。今、大阪の堺にあるんですけども、地元の電力会社と地元の企業が一生懸命になってくれなきゃいけないと思ひますので、その辺には積極的に働きかけて、環境先進県であるというような宮崎県の今後の売り出し方、アピールの仕方、あるいは浮揚の仕方というものを考えていきたいと思っております。

○河野哲也議員 知事は「日本一が大好きだ」と、先ほど発言されました。世界一の発電所に挑戦したいということなので、よろしく願ひします。ちなみに、延岡にもクレアパークという敷地があります。御検討ください。

学校におけるアレルギー疾患対策について、質問をさせていただきたいと思ひます。答弁の中で、ぜんそくとアレルギー性結膜炎の有病率は全国を上回っているとのことでした。アレルギー性結膜炎は、宮崎で多く見られる杉等の花粉に起因するというふうには考えられますが、なぜ、ぜんそくが多いのでしょうか。どうしても

疑問で、インターネットで検索してヒットした記事の中に、ちょっとショッキングな記事があったので読みます。昨年6月の新聞記事に、「ぜんそく死に最大3.4倍の地域格差、吸入薬使用率と連動」という見出しで、「気管支ぜんそくの発作による死亡率に、都道府県間で最大3.4倍の医療格差があることが、調査で明らかになった」と報じられていました。「気道の炎症を抑える吸入ステロイド薬の使用率が低い地域で死亡率が高い傾向がある」と、ドクターの調査報告がありました。05年の都道府県ごとの統計をもとに、高齢化による地域差の影響を除いた死亡率を計算して、死亡率が最も低かったのが静岡1.34人、富山、新潟と続いて、最も高いのは宮崎4.54人で、静岡の約3.4倍。以下、沖縄、徳島の順で、西高東低の傾向を示したとありました。そこで、本県は学童期においてぜんそくの有病率が高いことについて、教育長どう思われますか。

○教育長（渡辺義人君） 医学的な見解につきましては、私も十分承知をしていないところでありますけれども、ぜんそくは重症化しますと命にかかわるということでもありますので、学童期におけるぜんそくの有病率が高いということは、大変懸念をしているところであります。ぜんそくの発作の誘発要因や症状につきましては、それぞれの児童生徒によって異なりますけれども、その背景としましては、例えば、気密性の高い住宅環境ですとか大気汚染、それから食生活など児童生徒を取り巻くライフスタイルの変化などが考えられるのではないかなと思っております。学校におきましては、日常の健康観察や保護者との情報の共有によりまして、例えば体育の授業参加や掃除当番での配慮など、個々に応じた適切な対応をしているところであ

ります。県の教育委員会といたしましては、今後とも、学校環境衛生の基準に基づいた環境整備を図りますとともに、発作の予防と対応の徹底について、市町村教育委員会など関係機関との連携に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○河野哲也議員 先ほど、ガイドラインのお話をしましたが、そこには、ぜんそくは今、「我慢の治療」から「発作を起こさない治療」へ変わっているというふうに述べられています。ところが、教育現場では、先ほどの答弁ではいろいろな取り組みをしているというお話だったんですけど、こうした適切な医療についての理解が進んでいないために、ぜんそくの発作が起りそうだから体育は無理だということで見学させる。実を言うとそうじゃなくて、運動する前の薬の吸入、十分なウォーミングアップ等、予防しながら運動を続けることによって、運動で誘発されるぜんそくも起りにくくなっているというふうになっています。こうした適切な対応が学校現場で必要になってくると。

それから、薬関係なんですけど、学校によっては、預かることはできない、学校に持って行ってはいけないなど対応がばらばらになって、適切な自己管理を行う観点から、学校が積極的にかかわっていただきたいなというふうに思います。実を言うと、先ほどのアナフィラキシーもそうなんですけど、数的には人数が出なかつたんですが、本県の実態は全国の平均の3倍近い有病率ということで出ています。学校で治せと言われてもできませんので、病院に着く前の治療薬としてアドレナリン自己注射、エピペンというのが今後普及していくということです。ところが、これはその発作が出たときに使わなきゃいけませんので、お医者さんとか保護

者は間に合わないということで、学校に任せるということが今後多くなってくると思います。そのときに、本人の意識が薄れていく状況の中で、だれがどうするのかという対処、養護教諭だというふうに……。それでは本当に養護教諭の負担増になっていくということが目に見えていますので、校長以下学校全体の取り組みというのが今後大事になってくるということを考えていただきたいと思います。該当する児童生徒がいる学校では、積極的な対応をよろしく願いたいと思います。

少人数学級の効果と課題についてでございます。低学年における少人数学級の細やかな指導について、効果が出ているということはわかりました。ただ、課題についても述べていただいたように、専科教員が学級担任になることによって、児童の理科離れとか、理科専科による指導からそういうことがなくなるということで、理科離れとか音楽離れという実態があるというふうに、懇談の中で報告がありました。特に高学年の学級担任は、専科の授業がなくなりますので、それだけ授業負担、授業時数の増による負担がふえていくということになります。これは担任が自分の仕事という部分で非常に苦勞されている部分だと思います。どのようにここら辺対応しているか。教育長よろしく願います。

○教育長（渡辺義人君） 理科等の専科教員が学級担任になったことへの対応につきましては、国の事業を活用しまして、理科が得意な人材を理科支援員として、平成19年度には30校17名、平成20年度ベースでは38校に21名配置をいたしまして、小学校5・6年生の理科教育の充実を図っているところであります。さらに、市町村の判断によりまして、非常勤講師を理科専

科教員として活用しているところであります。今後とも、少人数学級の導入によりまして理科教育に影響が生じないように、例えば授業内容の工夫改善ですとか、研修による教職員の指導力の向上を図っていくことが大事ではないかなというふうに考えております。以上であります。

○河野哲也議員 どうかよろしくお願ひします。

障がい児療育支援体制の強化ということで、全県的に広げていく必要性を、非常に私も強く感じています。福祉ゾーン以外は、支援チームも集まりにくい等の人的な不足が今後考えられると思います。拡大するのは結構困難ではないかと考えますが、先ほどの答弁の中の個別支援ファイルの作成、非常にこれは効果的じゃないかなということで、療育支援のツールがかぎとなると思いますが、福祉保健部長いかがでしょうか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 支援ツールと申しますのは、いわば母子手帳のような情報ファイルでありまして、個々の障がい児ごとに、生まれたときからの生育情報とか日常生活動作の評価、支援の内容等を継続的に記録して、将来に向けて一貫した支援に活用できるものを想定しておるところであります。清武の福祉ゾーンにおける事業におきまして、こうした個別ファイルをつくったわけではありますが、今後、おっしゃるような全県的な展開に向けて実用的な改良を重ねていきたいというふうに考えております。また、支援の効率化や迅速性の観点から、いろいろ解決すべき課題もありますけれども、インターネットを活用した情報の電子ファイル化についても、検討してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 この療育支援システムが県下に確立できれば、それを未就学期、卒業後の支援につなげていけるというふうに考えます。ぜひ療育支援の宮崎モデルをつくっていただきたいというふうに思います。

最後に要望です。知事の答弁で、北川ダムの水利権の件ですけど、新たな条件を課す場合は、河川法において、必要最小限かつ不当なものにならない範囲ということで答弁がありました。今、地元では、北川ダム対策検討委員会が複数回開かれ、この必要最小限の要望を準備されていると伺っております。河川法で、水利権更新というのは、期限の6カ月前から国土交通大臣あてに行うこととされています。北川ダムは、早くてことしの10月ということになりますと、本当に時間がない。そういうことを考えていただいて、どうか知事、地元の思いをぜひ国のほうへ伝えていただきたいというふうに要望して、すべての質問を終わります。(拍手)

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすは午前10時開会、本日に引き続いて一般質問であります。

きょうはこれにて散会いたします。

午後2時45分散会

6月19日（木）

平成 20 年 6 月 19 日 (木曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 副知事 県民政策部長 総務部長 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 財政課長 教育委員長 教育長 警察本部長 代表監査委員 人事委員会事務局長 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原英夫 河野俊嗣 丸山文民 山下健次 宮本尊一 高柳憲一 高山幹男 後藤仁俊 野口宏一 長友秀隆 日高幸平 甲斐景早 西野博之 江藤利彦 渡辺義人 相浦勇二 城倉恒雄 大野俊郎 |
|--|---|

事務局職員出席者

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局局長 事務局次長 総務課長 議事課長 政策調査課長 議事課長補佐 議事担当主幹 議事課主査 議事課主査 | <ul style="list-style-type: none"> 石野田幸蔵 弓削孝幸 田原新一 富永博章 桑山秀彦 孫田英美 日高賢治 山中康二 隈元淳二 |
|--|---|

◎ 一般質問

○星原 透副議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、きのうに引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、武井俊輔議員。

○武井俊輔議員〔登壇〕（拍手） 愛みやさき、武井俊輔でございます。今回で3回目の一般質問になります。今回、この質問に向けてさまざまな調査も重ねてまいりましたので、執行部におかれましては、明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。では、早速質問に移らせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

知事が選挙の応援にまで行かれた大阪府の橋下徹知事ですが、人件費にまで踏み込んだ、まさに聖域なき財政改革に取り組んでおられます。知事は、その行政姿勢についてどのように評価しておられるか、お伺いいたします。

続いて、知事の国政転身等についての話でございます。知事の話は、いろんなことが、ありとあらゆるところで話題になりますが、その中には、知事は国政に転身するのではないかとといったようなことも多く出てまいります。県庁での定例記者会見でも、県政と同じぐらい国政の話題や見解が求められております。知事は、国政転身が県民の中で取りざたされていることについてどのような認識をお持ちか、見解をお伺いしたいと思います。

以下、自席で行います。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

橋下知事の府政への取り組みについてありますが、大阪府の橋下知事におかれましては、就任以来、市町村長や府職員など関係者と精力的に対話を重ねる中で、改革の必要性を説き、先日、財政再建、政策創造、府庁改革を主な内容とする『大阪維新』プログラム（案）を示されたところでございます。短期間でよくまとめられたものと考えておりますが、大阪府の状況を考慮すれば、あの改革案は必要不可欠であり、府民から高く支持されているということも、評価に値するものだと考えております。私自身、就任4カ月余りで、マニフェストを踏まえた総合計画並びに新たな行財政改革大綱をまとめ上げておりまして、スピード感を大事にする点や改革の方向性という点においては、相通ずるものがあると感じております。今後、橋下知事におかれましては、改革案の実行に当たり、大変な御苦勞に直面されると思えますけれども、同じく改革に取り組む者として、その動向に注目をしてまいりたいと考えております。

続きまして、私の今後についてであります。最近の私の国政に関する発言等をとらえ、国政に転身するのではないかという見方をされる方もおられるようではありますが、私の行動は、あくまでもこの国のあり方を変えることがひいては本県の発展に結びつくものと考えてのことであります。これまでもたびたび申し上げておりますが、私が知事を志しましたのは、地方の立場で宮崎の活性化に尽力したいという強い気持ちからでありました。ちなみに、坂本龍馬、高杉晋作、西郷隆盛といった方は、あの方たちは国政なんだろうかね、地方政治なんだろうかね。今後とも、与えられた任期を県民の皆

様との約束を果たすために誠心誠意努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○武井俊輔議員 では、続いて自席から質問いたします。

先ほどの答弁に対して質問していきます。確かに知事と比べましても、橋下府知事の改革は非常に急進的な感はありますが、人件費や外郭団体等へのメスの入れ方は、大阪の府民からも高い評価を受けているようでございます。知事は、橋下府知事のような具体的な取り組みをどんどん進めていきたいというお考えはありますでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 本県におきましても、平成15年12月に第1期の財政改革推進計画を、平成19年3月には第2期の財政改革推進計画を策定し、取り組みを進めているところでございます。この中では、歳出面での対策としては、義務的経費、投資的経費、一般行政経費、執行段階での経費節約等を図ることとしております。また、歳入面での対策として、自主財源や依存財源の確保に努めることとしているなど、手法としては大阪と同様でありまして、予算規模に対する改革の割合は同程度でございます。三位一体の改革の影響を初め、地方交付税や県税収入など予想外の落ち込みなどにより、引き続き厳しい状況が続いておりますが、財政改革推進計画を着実に推進して、持続性のある財政構造へ転換を図りたいと考えております。

○武井俊輔議員 わかりました。人件費等を手をつけていくというのは、本当になかなか最終最後の、基本給にということ、手段になりますので、とにかく今おっしゃったような改革を一層進めていただきたいと思います。

続いて、先ほどありました国政の件ですが、

歴史上の人物になぞらえてお話しされましたけれども、先ほど申し上げましたような県民の不安の声もあります。2期目以降はもちろん政治的な判断があると思いますが、少なくともこの1期は最後まで、任期満了まで務めていただけるということでもよろしいでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 私は、宮崎の浮揚ということをお大前提に考えて、宮崎の発展ということを考えて、一日一日を誠心誠意県政運営に務めてまいりたいと思っております。

○武井俊輔議員 わかりました。今お約束はなかったということになるのかなと思いますが、結構です。

次に進みます。テレビ出演のあり方についてお伺いいたします。テレビ出演のあり方については、今まで何度か議会でも取り上げられました。県民のもっとPRしてほしいという声が多いというの、よくわかっております。しかし、知事として公務を担う性格上、そこには一定の出演の基準等があるかと思いますが、それをお教えてください。

○知事（東国原英夫君） 私は、マニフェストの中で、宮崎をPRするという事は宮崎県民の皆さんとお約束をさせていただいて、そのマニフェストどおりにお約束を果たすべく、これまで行動してまいりました。しかし、宮崎をPRするというのは、どこまでPRすればいいのかとかいうようなライン引きというのは、非常に難しいと思うんです。これで終わりなのか、もっとすべきなのかというのは、私の判断による場所なんです。宮崎県民の皆さんの意見も十分お伺いしながら——その番組の内容については、宮崎県を最大限PRするというのが前提でございますが——その質等についてはやっぱり考慮していかないといけないと。考慮

しているつもりでおりますが、一部から、出過ぎとか露出し過ぎとかいうような御意見も賜っております。そういった貴重な意見も勘案しながら、今後、出る番組、PRする番組を選別していく予定でおります。

○武井俊輔議員 わかりました。ただ、私が見ている番組でも、中には疑問に感じるようなものもありました。例えばあるトーク番組で、「恥ずかしい」に「事」と書いて「恥事」と呼ばれるとか……。やはり、こういったものというのは、知事の品格として非常に疑問があります。例えば、事前にプロデューサー等と打ち合わせをするとか。そういうことはちゃんとされているのか、お伺いします。

○知事（東国原英夫君） 台本等々は事前にいただいて、十分な検討はしておるんですが、「恥事」というのは、私は記憶にないんですけども……。どういった番組か、私は把握しておりません。できるだけそういった宮崎県のイメージダウンにならないように、あるいは本人、知事の、あるいは行政のイメージダウンにならないように心がけているつもりでおります。

○武井俊輔議員 番組は、島田紳助さんの番組であったと記憶しておりますが、ぜひそういうことがないようにお願いをしたいと思います。

知事の上京についてお伺いをいたします。上京——東京に行くということですね。週末は、公務、政務を問わず、よく県外に出られております。秘書課に調査を依頼しますと、上京、つまり東京に行った回数は、公務が32回、政務が40回ということでした。他県や海外は除いておりますから、計算上は、ほぼ毎週、県外に出ておられるのではないかとということになるわけでございます。知事は就任のとき、同

じ選挙に出馬された方を副知事にするという話が浮上したときに、その方が「毎週、東京に帰りたい」と言っている、それでは副知事の職は難しいのではないかとって断念されたという経緯があったかと思うんですが、結局は同じことになっていないかと思うんです。県内でのイベントでも、「きょうは県外」ということも多いのですが、今後の上京、県外に出られるということについてどのような見解を持っていらっしゃるか、お伺いします。

○知事（東国原英夫君） ちょっとおかしな話でございまして、その副知事になっていただきたいと僕が要望した方は、「必ず土日は東京に帰りたい」とおっしゃったんです。ですが、「帰りたい」と「行きたい」というのは全然違うわけですね。どちらをふるさとだと思っているかという話なんです。まず、ここが一つ気になったところです。私は、県外に出張することを予測しておりませんでした。でも、結果、宮崎をPRしたり、あるいは国から、あるいは政府・与党、野党さんから地方の意見を聞かせてくれといったこと、あるいは全国知事会、それ以外の国政、地方政治にかかわるシンポジウム等々のリクエストが多うございます。そういったものにできるだけ地方の声を届けたいという気持ちで県外に出張させていただいた結果が、そのような数字になったということです。できるだけ政務と公務をあわせて行くように、コンパクトにまとめて行くようにしております。その中で効率というものは重視しておりますので、無駄に県外に出張したり、そういったことはないと思っております。

○武井俊輔議員 知事に伺いますが、知事は別に大学の先生とかコンサルタントではないわけですから、一義的には、宮崎にいて宮崎県民の

声を聞くのが仕事であって、優先順位的には、地方の声を発信するのはその下ではないかと思うんですが、その認識をお伺いしたいと思いません。

○知事（東国原英夫君） 県民の声を聞いていないんじゃないかというようなお声もちょうだいするときがありますが、これはデータはございませんが、前の知事さん、その前の知事さんよりも県内を回っている回数がふえているというのがございます。これは詳しいデータはございませんが、リクエストがあるんだったら、そのデータを出します。「県民の声」「県民フォーラム」、あるいは「ひざ詰めトーク」等で、十分に宮崎県民の皆さんの声を聞いているつもりではおります。ただ、宮崎県内にずっといるだけでは、井の中のカワズ、コップの中の議論になってしまいます。やはり県外から宮崎を見るという視点も重要なかと、私は考えておりません。

○武井俊輔議員 いろいろとこれだけ議論していても時間もありませんので、次に移ります。

台湾航空路線の振興についてでございます。就航時は、お見合いツアーなど大変話題性のあるものがありました、大事なのは継続性であると思います。今後の台湾路線振興への取り組みをお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 今回、国際定期便を就航していただいて、台湾政府あるいはエバー航空、関係各位の方たちには本当に心から感謝申し上げたいと思っております。今まではチャーター便で非常に実績を残されて、その功績がまた実を結んだ結果じゃないかなと思っております。定期便になりますと、チャーター便よりも便利な部分、あるいは逆にちょっと不便な部分等々も出てくるかと思っておりますが、定期便化さ

れたということは、やはり台北と、台湾と宮崎を結ぶきずなというものが非常に強まったというような認識をしております。今後は、この定期便をどう増便していくか、あるいはこの定期便をどう維持していくかが、我々に課せられた課題だと思っております。そのためには、やはり台湾から宮崎に来られる方だけではなく、宮崎から台北に、台湾に行っていく。あるいは、宮崎だけではなく、鹿児島や熊本、大分、近隣の県、九州枠内から台湾に行っていく。それは、観光であったり、ビジネスであったり、学業であったり、修学であったり、さまざまなケースがあると思いますけれども、そういった方たちが一人でも多く人的な交流を深めていく、盛んにしていくということを、我々は行政として取り組んでいかなければいけないと認識しております。

○武井俊輔議員 最初は派手でも、続かないということではいけませんので、ぜひ今のような取り組みをお願いしたいと思います。

次に移ります。移住促進、マニフェストに掲げられていたものでございます。知事は100世帯移住を掲げられまして、取り組んでおられますが、とりわけ団塊の世代の退職を踏まえ、高齢者の移住等によるサンシティ構想など、さまざまな動きが出ております。このような高齢者移住等への取り組みをどのようにされようとしているか、見解を求めます。

○知事（東国原英夫君） 県では、交流人口の増加等による地域の活性化を図るため、御質問のありましたような高齢者を含め、あらゆる世代を対象として、県内各地域への移住とか二地域居住を促進する必要があると考えております。そのために、移住者を実際に受け入れる市町村の取り組みが重要でありますので、お試し

滞在とか空き家情報の提供等に積極的に取り組んでいる市町村を支援するとともに、県といたしましても、私みずから出席しての大都市圏での移住セミナーの開催とか、県外事務所等に相談窓口を設置するなど、体制整備を行っているところであります。今後も、市町村や関係機関等と連携して、4年間で100世帯の移住というものの実現に向けて、鋭意取り組んでいきたいと考えています。

○武井俊輔議員 次に、エコクリーンプラザみやざきの問題に移らせていただきます。

知事は2月の段階で、緊急性は低いと説明を受けた旨の答弁をされていました。

まず、環境森林部長にお伺いをいたしますが、知事に対して2月の段階ではどのような報告をされたのか、また知事が結果として高い意識を持てなかったということについて、どのようにお考えであるかお聞かせください。

○環境森林部長(高柳憲一君) 2月21日に、担当課が知事に対しまして、浸出水調整池は第3水槽のみで賄えているが、想定外の大雨や大地震も予想されるため、浸出水調整池の補強工事を速やかに行う必要があること、また、公社が県や関係市町村に対して浸出水調整池の補強工事の費用負担を要請していたことから、費用負担の了解が得られ次第、できるだけ早期に補強工事を実施したいとの報告を行ったところであります。その際、知事からは、できるだけ早期に補強工事を行うことについての了解を得たところであります。

なお、知事報告の時点では、漏水の事実や第3水槽以外の水槽の使用を把握していなかったことから、緊急を要する問題であるとの認識を持たずに、知事へ報告を行ったものであります。

○武井俊輔議員 知事にお伺いいたします。去る金曜日の環境農林水産常任委員会の宮原常任委員長の委員長報告の際に、首をかしげたり、御不満そうな表情が見てとれましたし、新聞でも書いてあったんですが、委員長報告についての御所見をお伺いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 不満そうにしていたかどうかというのは、武井議員の主観でありまして、一般的に表情でうかがわれるということの判断はしかねると思います。

所見でございます。今、環境森林部長からも答弁がありましたように、2月の時点では、第3水槽で当分は賄えるという報告がありましたので、私自身、危機感や早急に対処しなければいけないという感は、そこではありませんでした。4月17日の報道、そしてその後の21日の報告により、想定外の災害等々について、第1、第2の補強工事が必要である、あるいは漏れや、第1、第2を使っていたなどというような報告を受けて、これは緊急を要するという認識を持ったものでありますので、2月の時点で私が緊急性を持っていなかった、それを認識していなかったことに対して、執行部と私の中で意見調整あるいは意思の疎通が行われていなかったという指摘に対して、私はどうかなという疑問を持った次第でございます。

○武井俊輔議員 とにかく、知事は長たるこの組織を預かっているわけですから、結果としてこういう事態になったということ、これはまた今後の県庁内での意思疎通に課題を残したのは事実であると思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

質問を続けます。県は、この問題の解決のために外部調査委員会を設置いたしました。県議会のみならず、該当市町村の首長さんや議会

も、この経緯には大変注目しております。私も先日、第1回を傍聴したんですが、非常に技術的な観点の専門家が複数、また人数も4人と、大変少ない印象を受けました。このメンバーはだれの責任で決まったのか、また当時の経緯をよく知る住民代表等が入っていないのはなぜか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 外部調査委員会は、客観的・専門的立場から、事実の調査、問題点の摘出と整理、責任の所在の調査等を行っていただくことにしております。このため、環境工学、地盤工学、コンクリート工学の専門家だけでなく、法律や会計の専門家にもお願いし、技術的な面の検証に加えまして、予算執行や意思形成過程などを調査、検証していただくこととしました。委員の就任につきましては、県内の状況にも詳しく、かつ迅速な調査、検証が求められることから、県内在住のそれぞれの分野に精通した方々に、5月27日、知事名で就任をお願いしたところであります。なお、地元の住民の皆様の御意見につきましては、意見調整や情報交換を行うために、関係市町村長、地元対策協議会長などで組織します連絡調整会議を設けているところであります。

○武井俊輔議員 部長に伺います。最も切迫感を持って問題の解決を望む意思を持っているのは、やっぱり住民の方だと思うんですが、今後、例えば委員会に追加していくとかいう御予定はありませんか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 現時点では、先ほど申し上げました観点でお願いしております。ただ、今後これを進めていくに当たって、いろんな要望とか必要性等も出てこようと思いますが、それが委員の追加ということになるのか、あるいは具体的にそれを進めていく場合、

特に土木、地質工学関係で専門的な、例えばワーキングコンサル、あるいはそういった方面での詳しい方の意見を聞くとか、そういうことは今後十分できるように要綱上もしておりますので、今後の委員会の審議に沿いまして、必要な対応というのは考えておるところでございます。

○武井俊輔議員 そのあたりでの姿勢というのを、ぜひよろしくお願ひしたいと思うんです。知事に伺いますが、昨年行われた事業仕分け委員会では、いろいろ公募などもありましたので、今回、対応がちょっと違うなと思っているんです。また、会議を見ていまして、例えば、委員長からスケジュールは4回程度でという発言があって、慌てて副知事が修正をされたりということがありましたけれども、私は見ていて、既にもう幕引きへのルールが敷かれているんじゃないかなという懸念を非常に感じたんですが、そのようなことはないということでしょうか。知事に伺います。

○知事（東国原英夫君） それは何に対しての幕引きですか。エコクリーンプラザみやぎの問題——そういうことはございません。外部調査委員会に徹底的に調査していただいて、責任所在を明らかにして、その後、執行部、委員会、公社、県、任命権者が処分等々のことを検討するものだと思っております。

○武井俊輔議員 そのようなことはないかと期待をしたいと思います。

同じく外部調査委員会の委員長が、報道の中で、責任追及等は難しいという旨のコメントをしておりました。独立した事務局すらなく、また警察権限も持たないこの委員会に、どの程度まで真相究明が期待できるのか、伺いたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 重複しますが、外部調査委員会には、徹底的な原因の究明、そして責任の所在を明らかに、明確化していただくというところでございます。

○武井俊輔議員 では、仮に外部調査委員会が責任者の処分等は難しいという結論を出したとして、県はその結論は結論として、改めて県としての判断で処分ないしは告発等を行うということはあり得るのか伺います。

○知事(東国原英夫君) あくまでも外部調査委員会の調査結果を見てからの判断になると思います。

○武井俊輔議員 知事は任命権者ですから、そのあたりは調査結果を見て適切な判断をしていただきますよう、切にお願いしたいと思えます。

責任問題について、もう一つ重要な問題を指摘したいと思えます。最高責任者でありました過去の理事長について伺いをいたします。まず、この公社が設立されたときから、理事長は代々、副知事が務めてまいりました。初代は中里清敏氏、続いて折笠竹千代氏、鈴木良一氏、三宅義彦氏と続いてまいりました。いずれも総務省及び旧自治省からの派遣の方です。現在、田中義信理事長はあらゆる場面で矢面に立っていらっしゃいます。その逃げない姿勢には、私は大変評価をし、敬意も表しております。しかし、考えてみますと、言ってみれば田中理事長はたまたまこの席にあったということで、ばば抜きでばばを引いたようなところがあるんじゃないかなと、私は思っております。本来は、これらの方、特に計画策定及び建設時の6年間在籍をした鈴木、三宅の両氏は、宮崎に来て、県民に対して経緯、見解を説明する義務があるのではないかと思います。知事の見解を求めま

す。

○知事(東国原英夫君) 歴代の理事長に関しましては、外部調査委員会に、必要に応じて事情を説明していただくこととなると思います。

○武井俊輔議員 県としては、そういったお話を聞くという意思はないということでしょうか。今まで聞かれたこともないということでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 今まで聞いたこともございません。この問題は、外部調査委員会に全面的に付託をしましたので、今はその調査結果を見守る、その調査結果が出るのを待っているという状況でございます。

○武井俊輔議員 ここは極めて重要なところだと思えますね。外部調査委員会はわかるんですよ。しかし、当時は県の外郭団体として県の指揮下にあつて、その人たちは理事長であったわけですから、それは県として当然責任があると私は思っております。国から来て、帰ったら責任とらなくていいんですか。当時は、副知事が理事長をするほどの組織だからと言って、住民に説明をしていたんです。そういう人たちの結果責任を問うのは当然のことじゃないかと、私は思います。考えてみてください、皆さん。皆さんが住民の立場だったとして、「当時の社長は知らんと言っているので、済みませんね」ということで納得しますか。

改めて聞きます。知事に伺いますが、鈴木・三宅両氏に対して、道義的な部分も含めて責任はないのか、また知事として、宮崎県として話を聞いたり、宮崎に呼ぶ意思はないのか、改めて伺います。

○知事(東国原英夫君) 何度も申し上げますけれども、外部調査委員会の徹底した調査を私は要求しているわけでございます。当然、その

中で理事長なり何なりの関係者の情聴取は行われると思います。そしてまた、それはオープンになると思います。それは県民の皆さんの前に白日のもとにさらされると、私は思っております。

○武井俊輔議員 確認ですが、でしたら、今申し上げたような方々は、いずれ宮崎に来て、県民に説明する機会があり得ると、知事はお考えになっているという理解でよろしいですか。

○知事(東国原英夫君) 何度も言いますけれども、外部調査委員会の調査、報告で考えたい、検討したいと考えております。

○武井俊輔議員 この問題は国と地方自治体のあり方にも大きく関係することだと、私は思います。

副知事にお伺いをいたします。副知事は調整会議の議長などを務めておられます。また、例えば、昨年であれば裏金問題の責任者などもされておりましたが、御自身が受けた役職について、宮崎県副知事として在任中の問題が発生した場合、本省に戻られた後であったとしても、宮崎に戻ってきて県民に対して説明をするという意思はありますか。

○副知事(河野俊嗣君) 仮定の御質問ではありますが、いずれにせよ、そのときに自分が担っておった責任というものはしっかり重く受けとめて、その中で自分の果たすべき役割を粛々と果たしてまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 やはりそれがなければいけないと思うんです。

再び知事に伺います。先ほど外部調査委員会の話もありましたが、国から来られた方は、権限はあるが責任は問われないということになれば、やはりこれは非常にひどい話だと思うんです。ですから、今後、副知事などを総務省から

迎える場合は、今、副知事がおっしゃったようなことを確約して迎えるべきじゃないかと思えます。この公社の問題はまさに、責任をとるべき人がとらない。トップをすげかえて責任の所在をあいまいにする。公社はまさに責任のロンダリング組織になっているんじゃないかと私には見えるのですが、いかがでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 私自身、就任してから数多くの理事長や顧問や代表というものにつかせていただいています。私はその折々に考えるのは、責任は私にあるのだなということでございます。それは自覚して、その理事長という立場につかせていただいております。当然、理事長あるいは副理事長というところの役職におつきになる方は、その責任を自覚されて、その職責を務められると私は思っております。

○武井俊輔議員 であれば、先ほど申し上げたような方々にも、その自覚を知事からも促していただきたいと思えます。

この問題で特に大事なことは、行政の情報公開等に対する信頼を大きく損ねてしまったことにあると思えます。結果として今後、行政が迷惑施設をつくるということが非常に難しくなったのではないかと感じています。これは、次の世代の行政マンにも非常に大きな禍根を残すことにもなりかねません。そうならないために、最後にこの問題について伺います。住民の皆さんに対して直接、説明をしたりする意思はあるか、知事及び環境森林部長にお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 私が行政を行わせていただく上で大前提としていることが、情報公開と説明責任です。今回も適切な時期を見て検討させていただきたいと思っております。

○環境森林部長(高柳憲一君) 住民の方への

説明責任、これは当然やらなきゃいけないことだと思っております。私は、これまでは地元対策協議会の会長さんとはお会いしてお話をさせていただいておりますが、今後、知事が申し上げました適切な時期には、そういう誠意を持って対応することが必要であるというふうには考えております。

○武井俊輔議員 知事に伺います。知事は、鳥インフルエンザのときは、就任初日であるにもかかわらず、日向まで行かれました。また、昨年、台風災害でも、日之影に足を運ばれたりされました。このエコクリーンプラザみやざき周辺の住民の皆さんも、同じように不安を抱えて生活をしているんです。ましてや、これは県や公社に起因する問題なんです。そちらにはすぐ行かれて、こちらにはすぐ行かれないのはなぜですか。

○知事(東国原英夫君) 環境調査等々を今、行っております。2次調査まで行われると思っておりますが、その結果を受けて、住民の皆様には直接の被害があったのかどうかといったものを確認させていただいてから、適宜対応させていただきたいと思っております。

○武井俊輔議員 鳥インフルエンザのときなんか、災害でもそうですが、結果なんかわからないうちにまず行かれた。その行動力を県民は称賛したと思います。知事にまた初心に立ち返っていただいて、改めてその行動力に期待したいと思います。PRももちろん重要ですが、こういった県民の安心・安全への取り組みも期待をして、この問題を終わりたいと思います。

次に移ります。宮崎国際音楽祭について伺います。

最初に申し上げておきますが、私は、別にこの音楽祭をやめろとか、文化芸術にお金を使う

のが無駄だと言いたいわけではありません。先日、私は、34回開催されています「ゆふいん音楽祭」の実行委員会を訪問してきました。みんな手弁当で遅くまで作業しております。演奏家もすべてボランティアと、その姿を見て大変ですが、すがしく感じました。翻って、この宮崎国際音楽祭、県民の皆さんや携わっている方からもいろんな声が出ております。開催13回となりますが、それを踏まえて御質問申し上げます。県民政策部長にお伺いします。まず、県の総予算が幾らあるかお伺いします。

○県民政策部長(丸山文民君) 国際音楽祭の県の予算額でありますけれども、平成20年度予算につきましては、本年度の開催経費として8,000万円余、それから来年度の準備経費として5,000万円余、合計約1億3,100万円となっております。以上であります。

○武井俊輔議員 わかりました。文化事業としては、この音楽祭は突出して予算が高いんです。いろいろ調べていくんですが、非常に情報公開に問題があります。いろいろ内訳を求めていったんですが、例えば、出演料等9,145万1,000円、以下の内訳は全く出ないんです。もちろん滞在費とか旅費、交通費というのは別にそれぞれ1,000万以上の枠を組んでいるんです。今、私たち議会でも1円からの情報公開を行う時代です。今回の議会を見ても、さまざまな県民の方からの切実な要求がある中で、厳しい予算の中でのこの情報公開のレベルは大変問題があると思いますが、いかがでしょうか。

○県民政策部長(丸山文民君) 国際音楽祭につきましては、指定管理業務の一環として財団法人宮崎県立芸術劇場に、その企画・実施を委託して実施しているところであります。財団におかれましては、県の情報公開条例に準じた情

報公開実施要綱を策定されております。その規定にのっとり、可能な限り情報公開に努めておられるというふうに考えております。以上であります。

○武井俊輔議員 ところが、開示請求しても、ほとんどゼロ回答なんです。私が、例えば氏名は伏せてでもいいから状況を教えてほしいと言っても、それも全く出ないんです。つまり、これでは、この経費が適切なのかどうかというのを判断する指標が全くない。やはり、こういったことでは全くもって見直しが進まないのではないかなと思うんですが、部長、いかがでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 今申し上げましたように、音楽祭は指定管理業務の一環として財団法人宮崎県立芸術劇場に企画・実施を委託して実施しているところでありますけれども、経費につきましては、指定管理者制度が導入されたのは平成18年度以降であります。それ以前に比べますと、経費も1,000万円以上削減されておるといって結果になっております。また、劇場におかれましては、当然ですけれども、県の支出以外に入場料、それから協賛金等、別途収入を確保されて、音楽祭を開催していただいているところであります。音楽祭、それから施設の管理運営等につきましては、複数年の準備等を要しますので、指定管理期間を5年としているところであります。基本協定を県と締結しておりますので、その中で、固定した指定管理料の中で音楽祭をお願いしているという状況でございます。

○武井俊輔議員 知事にお伺いいたします。今回、私がこの質問をすると新聞に掲載されると、ファクスやメールで多くの声が寄せられました。具体的なことは避けませんが、それを見て

も、滞在費や旅費など大いに見直すべき点があるなど感じました。今お話があったとおり、特定財源じゃないんですけども、結局、具体的な情報が非公開な中で、非常に高コスト体質を生んでいるのではないかなと思うんです。私は、県民からこの音楽祭が愛されるためには、先ほどから知事がおっしゃっています、情報公開の推進が必要であると思っておりますが、知事の見解を求めます。

○知事（東国原英夫君） この音楽祭に対しては非常に意見が分かれるところだと思うんです。情操教育のために費用対効果をどうするかという関係がございます。もちろん県費は安く、そして音楽祭としての質を高めていただくと。質はどういうのが高められるのか、世界の権威であれば質が高いのかといった細かい議論になってきて、県費をこの出演者たちに、この企画に、この出し物にどれぐらい使うのがいいかというのは、非常に意見がセンシティブな、何か物すごく細かい話になってくると思うんです。ですから、その辺を議論するのはちょっと難しいのかなと思います。ただ、県民の、公費、血税を使いますものですから、これはきちんと県民の皆様には説明をしなければいけない、これにこういうふうにかかったというような説明をしなければいけないと、私は思っています。ただ、個人レベルでだれに幾ら払ったとか、このバイオリンに幾ら払った、チェロに幾ら払ったという、そこまでの情報公開というのは可能なかなという感じはします。ただ、今、武井議員御指摘の、グロスでこれぐらい、幾らかかったという——グロスでというよりもちょっと踏み込んだ情報公開というのは必要なかなという考えは持っております。

○武井俊輔議員 個人名等は結構なんです。た

だ、具体的に見えなければ、やはりコスト、例えば、これを仮に1,000万下げる、2,000万下げるといっても、わからないんです。中身がわからないと、ブラックボックスになっているというのが現状であるということは御理解いただけたいと思います。

続いて、プログラムに移りますが、ことし音楽祭を終了するに当たって、デュトワ氏が、来年も「兵士の物語」を公演するなどと言って帰ったんです。プログラムは、オフィシャルではアンケートなどに基づいて決めることになっていますし、現に議会でも予算も可決されていないのに、このような発言があるというのは大変疑問なんです。実際は、既に来年の内容まで決めてしまっているのではないかと思うんですが、県民政策部長にお伺いします。

○県民政策部長（丸山文民君） まず、プログラムの決定の方法でございますけれども、これは総監督、総合プロデューサーあるいは芸術監督、三者一体となって基本的にその中身、コンセプトを決めているところであります。当然それだけじゃございませんで、それぞれ演奏会を劇場でメインプログラム、あるいは外に出て行って出張演奏会等もしておりますし、その中でアンケートも、県民の皆さんからちょうだいしているところであります。それからまた、劇場には文化事業協議会というのを設置しております。マスコミ、それから学識経験者、音楽家、演劇家、そういう方たちから構成されておりますけれども、その方たちからも御意見等を拝聴しているところでございます。デュトワさんの来年の音楽祭に対する言及ですけれども、これはデュトワさんがそういう希望を持っておられるという話でございますけれども、当然、ストリート音楽祭実行委員会が実施主体であり

ますので、またその中で検討されていくべき問題であると認識しております。以上です。

○武井俊輔議員 先ほど出てきました文化事業協議会のメンバーの方にもお話を聞いたんですが、およそそこではこんなプログラムの話とかは全然出てこないということですので、実際的には、さっき提案とも言われましたが、メインのデュトワ氏が言っているわけですから、それは一つの方針をそこで決めているということと同義ではないかと思うんです。つまり、そのあたりが、もう既に来年もあるものだという認識、非常にそのあたりに一種の既得権的な認識を感じるんですね。宮崎大学教育文化学部の竹井成美先生、私の親戚じゃないんですけども、この方が宮日新聞のコラム「コンサートの泉」2007年6月4日の中で、あるスペインのプログラムに言及して、デュトワ氏の実験工房と化しているのではないかと述べていらっしゃいます。プログラムについてももう少し、来年どうするか、県民の代表も含めたオープンな場で決定していくということはできないのでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） ただいま申し上げましたように、音楽祭におけるアンケートの実施結果とか、文化事業協議会、それから県民の皆様方の御意見等も真摯に拝聴しながら、課題等を整理いたしまして、より県民に親しまれる音楽祭にさせていただきたいと考えております。以上であります。

○武井俊輔議員 先ほどから、いろいろなお答えの中に指定管理の話が何度も出てまいります。財団が指定管理なのはわかるんですが、指定管理、2期といいます、今、1期目があと残り2年あるんです。ということは、改めるのは、検討は3年後からということになってしまうん

ですが、指定管理中というのは、例えば来年から検討するというようなことはできないんですか。指定管理中というのは、一切改められないものなんですか。何かそのあたりにも非常に既得権を感じるんですが。

○県民政策部長（丸山文民君） 指定管理者制度は、受託者と行政側、県とが協定を結んで指定管理を行っているところであります。その中で、今後、音楽祭についてどうするのか、出演者をどうするのか、プログラムをどうするのか、それはまた協議をさせていくことは可能だと考えております。

○武井俊輔議員 指定管理とはいえ、予算は毎年、議会を通しているものですから、そういったことは当然改められて、県民のチェックが入ってしかるべきだと考えております。

続いて、音楽祭の期間中に上がる県民の声で、練習室が芸術劇場（メディキット県民文化センター）の中にあるんですが、すべて音楽祭用にブロックされる。スケジュールが緩い日も全く県民に開放されない。これについて多くのクレームが上がっているんですが、例えば、せめてあいている日は柔軟に貸し出しをするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 音楽祭については、今年度も20日間程度の期間をとって実施したところであります。演奏家が国内外含めて100数十名に上ります。その方たちが宮崎にいられて、当然、毎日何時間も——プロですから当然ですけれども——練習をされているわけです。ですから、この期間中に限っては、セキュリティー等の問題もございまして、当然、楽器なんかは高価なものを持ち込んでこられますので、そういうセキュリティーの面等を勘案して、使いたいときに出演者に使っていた

だということ、練習室が10室ございましてけれども、この間、すべてクローズさせているような状況でございます。

○武井俊輔議員 セキュリティーといたしますが、改める、改善する工夫は幾らでもあると思うんです。あいている日はあいているわけですから、その辺でも何か県民は二の次的な感じを非常に受けるんですね。

その事例をもう一つ挙げたいと思います。講習会のプログラムについてです。これは、有能な若手を、宮崎に来る一流の演奏家が指導するというもので、それ自体は悪いことではないんですが、私は、大変驚いたことがあります。このプログラムの受講者は、今までで国内外合わせて122人いるんですが、その中で宮崎県民はわずか2人しかいないんですね。これだけ多額の予算を使っているのに、この実態は一体どういふことでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 御指摘のとおり、県の出身はバイオリンの方が2人だったと私は記憶しておりますけれども、確かに人数的に言われると、そうでございます。ただ、この音楽祭が始まったときの講習会の基本的な考え方といたしましては、アジアを代表する音楽祭としてアジアの若手演奏家の育成を図ることが一つの大きなコンセプトになっております。ですから、韓国、中国、日本、この3カ国の受講者を募集して行っているところであります。お話にございましたように、できれば私も、県内出身者がこれで講習を受けていただくことが一番いいわけですが、いかんせん、最初にそういう基本的なコンセプトがございまして、当然応募される方はいらっしゃいますけれども、結果として2名の方しか受講されていないという結果となっております。

す。

○武井俊輔議員 その選考はだれが行うんですか。

○県民政策部長（丸山文民君） これは芸術劇場で行っております。総監督、それから総合プロデューサーが行っております。

○武井俊輔議員 おかしくないですかね。宮崎県の予算で1億3,000万もかけてやっているわけですね。アジアに冠たるのは構いませんけれども、今の話は、要は、宮崎県民はレベルが低いから指導するに値しないと言っているようなものなんです。これは本当に大変なことだと思うんですね。

知事に伺いますが、宮崎にも音楽を志す若い人はいっぱいいるんです。原則、こういったものは受講者を県民にするということにはできないんでしょうか。

○知事（東国原英夫君） そのコンセプトとか内容については、恐らく県立芸術劇場を初め、その方たちが指名した方たちがプログラミングについて細かいことは決めていらっしゃると思うんです。ですから、私も、できれば宮崎県の方たち、もうちょっと参加していただきたいと思えますけれども、そこには規定とか、そういうものが恐らくあるんでしょうね。それを超えられなかったから、結果、宮崎県の方たちが受講できなかったというように考えられますけれども、今後は、武井議員が御指摘のように、地域枠とか、そういったものを広げる工夫というのはあってもいいんじゃないかと思えます。

○武井俊輔議員 知事に伺いますが、私は、そもそもそういったコンセプトを改めるべきではないかと思うんです。宮崎県の予算を使って98%ぐらい県外の音楽家を養成して、宮崎の人は受けられないというのは尋常ではないと思うん

です。本来なら監査で指摘があってもいいぐらいではないかと思うんですが、知事はいかがですか。このコンセプト自体を改めるべきではないかということですが、いかがですか。

○知事（東国原英夫君） この音楽祭に関しては、やっぱり、宮崎県民の皆さんあるいは周辺の皆さん、県外の皆さんに、より高質な音楽に接していただくというのが前提だと思うんです。そのためには、県内外を問わずというのが国際音楽祭の大前提にならなければいけないと思います。武井議員が御指摘のように、もっと県民に目を向けた、県民の皆さんに受講するチャンスを与えるということは一理ありますけれども、ニュートラルな音楽祭としては、県内外を広く対象にしているという大前提はあると思うんです。御指摘のように、そうであっても、やはり県費を使うので、宮崎県民の皆さんに目を向けたプログラミングにしていってほしいんじゃないかという意見は重く受けとめて、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

○武井俊輔議員 宮崎県の県費を使っているわけですから、そこはぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

県民政策部長に伺いますが、例えば、宮崎出身で県外で活躍されている方が、よく地元に戻ってコンサートをしたいとかおっしゃることがあるんです。でも、そういう方は一から自前でやらなきゃいけないんです。本人とか御家族がチラシをつくって、会場から——非常に苦労してされていらっしゃると思います。例えば、もっとそういう人を応援するような取り組みがあってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 県内出身で国

の内外で活躍されている演奏家の方の件だと思いますが、当然、プログラムが決まった後に、県内出身者に対しても、日程等調整が可能な方に対してはお声かけをしております。これは、従来からずっとやってきております。今後とも、引き続き積極的にそういう出演交渉をやってまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 ただ、現状は、結局は総指揮の徳永氏やデュトワ氏のめがねにかなった人ということになっているわけです。彼らが決めるわけですから。つまり、プログラムのあり方自体を抜本的に見直さなければいけないんじゃないかなと思っております。つまり、プログラム、運営等も含めて、公募の、県民の代表も含めたオープンな形での協議会等をつくって、公開、透明化して、このあり方を広く県民に問うていく必要があるのではないかと思います、県民政策部長の見解をお伺いします。

○星原 透副議長 執行部は簡潔な答弁をお願いします。

○県民政策部長(丸山文民君) そういう御意見等もお聞きしまして、今後よりよい音楽祭となるよう検討させていただきたいと考えています。

○武井俊輔議員 最後に、知事にお伺いいたします。私は、この音楽祭に対して、果たしてきた意義、価値は認めるものではありません。しかし、情報公開のレベルは低い、県民のプログラムへの関与も弱いなど、挙げてきたとおり、さまざまな課題があります。私は、このような状態でこの音楽祭をこのまま続けていくことには非常に疑問を持っております。また、指定管理も変わるわけですが、もうちょっと抜本的な見直しを図っていくべきではないかと思いますが、見解をお伺いします。

○知事(東国原英夫君) この音楽祭につきましては、今後、県民の皆様の御意見を十分お聞きしながら、よりよい音楽祭、より県民の皆様あるいは県外の、全国あるいはアジアを含めた愛される音楽祭にしていかなければいけないと考えております。

○武井俊輔議員 アジアも大事なんですけれども、まずは宮崎県民があつてよかったなど、宮崎県民が私たちの音楽祭と思えるようなものにするのが第一義です。芸術家の方々にはいろいろな考えもあるでしょうけれども、まずは県民第一に、十分あり方を検討していただきたいと思っております。音楽祭、終わります。

次に移ります。スポーツランドみやざきに係る諸問題について伺います。

今、スポーツランドみやざきといいますと——県もそれを目指すと言っておりますが——実際のところは、野球とかサッカーのキャンプ誘致ということになっていると思います。私は、県民がスポーツに親しめてこそそのスポーツランドだと思っておりますので、以下、県民スポーツに係る諸問題について伺っていききたいと思います。

先ほどのコンサートとも似ているんですが、まず、宮崎県出身者及び在住者に対しての県有施設の減免についてでございます。去る4月19日、知事も一緒でしたが、県体育館で日本ウェルター級タイトルマッチ——ボクシングでございますが——に行つてまいりました。そこで、私たちが応援しておりました都城市のジムに所属するチャンピオンの湯場選手——湯場忠志選手でございますが——残念ながら敗れてしまいました。負傷もして大変残念だったんですが、ぜひ負傷を乗り越えて、またリングに立っていただきたいと願っております。

ただ、湯場選手を見ていて感じたんですが、湯場選手は、宮崎に本拠を置いて戦おうということにこだわっていましたが、これが非常に難しい。湯場選手は、試合の運営資金を捻出するために、さまざまな会合に出たり、メディアに出たり、イベントに参加したりして、チケットの呼びかけをしなければいけなかった。私もそばで見えておりました、湯場選手の敗退には、それによる練習不足とか精神的な負担も決して少なくなかったのではないかと考えております。県体育館の使用料は、一番高額な席の100倍という規定です。今回であれば、リングサイドが1万5,000円でしたから、150万円ということになります。やはりこれをペイしていくのは、宮崎のマーケットでは大変難しい。そこで、補助はできないにしても、こういった宮崎を本拠とするスポーツ選手を、減免という形で応援していくことはできないのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 県体育館ということでお答えさせていただきたいと思いますが、県体育館の使用料につきましては、一般的にこういう施設全体の共通の考えであります。受益者負担ということがございますけれども、県民の利用につきましては、利用しやすい料金設定を心がけているところであります。そういう中で、使用料の減免ということについてでありますけれども、これにつきましては、条例等に基づきまして、具体的には、「国民の祝日に関する法律」に規定する「体育の日」の一般開放ですとか、あるいは県または県の教育委員会が主催する事業などを減免の対象として、限定的に規定をしているところでございまして、お尋ねのようなケースについては、減免の取り扱いはできないものというふうに考えております。

○武井俊輔議員 知事にお伺いたします。難しいのは、教育長の答弁のとおり、わかります。しかし、これもやはり県民総力戦だと思うんですね。湯場さんは、東京に行けば幾らでも楽な環境があるのに、宮崎の皆さんのためということで宮崎に残って、厳しい環境の中で、練習環境も悪い中でやっているわけです。知事も、このことを御自身のブログに書いておられましたけれども、知事として、教育委員会と積極的にこういうことを協議していくという御意思はございませんか。

○知事（東国原英夫君） 県の施設に対して、特にスポーツ施設に対して、目的外使用だと一般の興業目的で使用するとき、非常に高額な使用料を払わなければいけないという現状は把握しております。他府県等々も調べさせてもらいましたが、大体横並びでございまして、でも、宮崎県の場合は地理的に条件不利地でございまして、そういったことをカバーするために何か手だてはないかなということを常々考えております。そういったことは今後、教育関係の方たちとも十分討議してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 ぜひよろしく申し上げます。宮崎で頑張ろうという人を応援してこそ宮崎県だと思っております。本当に宮崎県の施設です。第一義的に宮崎県民に使ってほしいと思っております。

続きまして、スポーツ施設の予約の重複について御質問します。県有スポーツ施設はいつも大人気でございまして、それはそれでよいことなんです。中には、雨天用に室内を押さえて、晴れたから使わなかったとか、3日のうち1日だけ使うつもりで予約したけれども、残りをキャンセルしないというようなことがあって、

結局、使いたい人がいっぱいいるにもかかわらず、料金を支払われた結果、使えない。いざ当日はあいているといった現状というのがよくございます。キャンセルの徹底、またキャンセルしなかった団体へのペナルティー、また、あいている場合は、その場で柔軟に対応するなどの対応が必要ではないかと思いますが、教育長の見解を求めます。

○教育長(渡辺義人君) ダブルブッキングへの対応等につきましては、利用申請者が利用しないことが明らかな場合ですとか、あるいは天候等の関係で事前に利用しないことが明らかである、こういった場合には、ほかに利用希望団体があるときには、協議調整を行うことによりまして、でき得る限りの便宜を図っているところでございます。県教育委員会といたしましては、御質問にありましたように、一つでも多くの団体が円滑に利用できるように、指定管理者に対して留意を促してまいりたいと思います。

○武井俊輔議員 限りある県有施設ですから、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、総合型地域スポーツクラブについてお伺いいたします。この問題は、この議会でも過去に取り上げられていますから、詳細については割愛をいたしますが、地域のスポーツ振興、また健康増進にも大きな役割を担うものとして、文部科学省も推奨しているものであります。しかし、実際に運営されている皆さんのお話を伺いますと、多くの種目を運営するに当たり、体育館などの施設の確保が難しい、結果としてプログラム確保に大きく苦慮しているというような話でございました。文部科学省が各市町村に1つの設置を目指して対応していますし、メタボリック対策、生涯スポーツに大きな効果があると思われれます。県としても、これら

のスポーツクラブが持続的に運用が可能なように、例えば体育館の優先使用等ができないのか、県有施設はもちろん、関係自治体とも積極的に協議していくべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○教育長(渡辺義人君) 総合型地域スポーツクラブでの体育館等の利用につきましては、多くの利用者、利用希望団体が実際ございますので、各施設におきましては、公平公正の視点から、先着順等でその利用決定をしているところでございます。そういう中で、総合型地域スポーツクラブの果たす役割は、大変大きなものがございます。健康づくり、生きがいづくり等々、スポーツの効用は、大変大きなものがございます。それを健全に育成していくということは当然のことでありますので、スポーツクラブにつきましては、例えば、各県の総合型地域スポーツクラブの運営の実態ですとか、あるいは活動を円滑に進めるための具体的なアドバイス等を、そういった形でできるだけ支援を行っていきたいと思います。ただ、施設の利用につきましては、先ほど申し上げましたように、やはり公平公正という視点がありますので、その点はきちんと押さえておく必要があると思います。以上です。

○武井俊輔議員 意義、価値が高いということはお認めいただきましたので、ぜひ、いろんなことができないか、また知恵を出していただきたいと思います。

続いて、県立の中高一貫校における体育施設の整備についてでございます。先日、PTAの方からお話がありまして——私の母校でもあるんですが、県立宮崎西高校及び附属中学校に行ってみりました。学校には大変活気がありまして、県として非常に力を入れているという

のがよくわかります。しかし、ちょうど部活動の時間になりまして、体育館に行ってみて非常に驚きました。中学生が高校生のすき間、本当に狭いところで練習をしているんです。中学1年生と高校3年生という、体格的には大人と子供ぐらいの差があるんです。見ていても大変危なっかしいし、はらはらしますし、学校に話を聞いても、大変それに苦慮しているということでございました。今後、都城北諸県地域にも中高一貫校が開設されることとなります。県が鳴り物入りでつくった中高一貫教育でございますが、文武両道というものをうたっているわけですから、肝心の生徒にとりまして、このような環境はちょっと厳し過ぎるなと思っております。体育館の整備改善等の計画はないのか、お伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 体育館の整備に限らず、児童生徒によりよい学習環境あるいは活動環境を提供したいというのは、私も全く同じ思いでございます。そういう中で、西高の附属中学校につきましては、本県の厳しい財政事情から、その設置形態を、既存施設の利用を前提とする併設型とした経緯がございます。また、ほかの県立学校の中には、老朽化が進んで改修を必要としているところも多々ございます。そういう中で、御指摘のような実態も踏まえまして、どうしたらいいのかということになるわけでありまして、現在の厳しい財政事情のもとでは、なかなか新たに建設するということは難しいことでもありますので、当面、対応策としては、例えば、近辺に体育館等の使用ができる場所はないか、そういったところで利活用ができないかということを考える必要があるのかなというふうに思います。

○武井俊輔議員 来年までまだ生徒さんもふえ

ていくわけですから、いよいよ大変な状況になると思います。そのあたりの問題意識は持っているようですので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後に、職員健康プラザの県民への開放についてであります。職員健康プラザ——皆さんは御存じかと思うんですが、県民の方はほとんど御存じないんじゃないかと思えます。県庁の横、自治学院の隣にあるんですが、体育館、ジム、小さいですが武道場なんかもあるスポーツ施設でございます。これは、県職員向けの施設として地方職員共済組合から県が借り受けて、それを宮崎県が毎年8,000万の県費で償還をしているという施設でございます。私も先日行ってまいりましたが、健康診断等を除けば平日の昼間はあいておりまして、使用しない状態にあるわけでございます。県民も大部分は、この場所にこのような施設があるということを知らないと思えます。しかしながら、市内で最も便利な場所にある体育施設であるということは間違いなく思えます。ですから、県もこれだけ大きな施設ですから、こういった厚生施設があることは是とするにしても、やはりルールを明確化し、現実にあいている時間があるわけですから、県職員とうまくすみ分けをすることで、一般県民の利用にも供していくべきではないかと考えておりますが、見解をお伺いします。

○総務部長（山下健次君） 職員健康プラザでございますけれども、議員御指摘のように、地方職員共済組合の所有ということで、県はそれに年々償還して、平成27年に所有が移るという形になっております。そして、契約上は一定の制約がございまして、原則、職員の使用ということになっておりますが、御指摘のように、県

民への開放ということができないのではないかと
いうことも考えられます。したがって、使用料の徴収とか、あるいは隣接の宮崎小学校への騒音の問題といった課題はありますけれども、どのような開放の仕方が可能なのか、今後検討してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。

○星原 透副議長 次は、福田作弥議員。

○福田作弥議員〔登壇〕(拍手) 福田作弥でございます。

知事の政治姿勢についてでございます。

我が国を代表するある経済誌に、地方議会の不経済という特集記事がありました。本来、行政を監視して税金の無駄遣いをやめさせるのが議会の役割なのに、現実には議会そのものが無駄遣いの温床になっているとの文面であります。おもしろくない記事ではありますが、私どもは日ごろ、まじめな議会活動を自負しておりますから、余り気にすることもない、このようにも考えたのでありますが、有権者にこのように思われているとは、議員の活動は知事の動きのようにははっきりと見え、理解されない点が多く、残念でなりません。さらに、ある県の知事経験者の、「全国のほとんどの地方議会は八百長と学芸会をやっている」との発言には、憤りさえ覚えたのであります。私どもの宮崎県議会においては、断じてこのようなことはないのです。就任から1年5カ月になられます知事は、今まで私ども県議会が進めてきた議会改革についてどのような評価をされているのか、お尋ねしたいと思います。また、この間、ほぼ全議員の質問を受けられましたが、就任当初考えられた執行部と議会の関係のあり方、さらに一問一答方式による質問など、意図された成果は手ごたえとして得られているのか、お尋ねし

たいと思います。

後は、一問一答方式により質問者席から行いたいと思います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

就任以来の感想等についてであります。本当にあつという間の1年半と申しますが、がむしゃらに必死の思いで県政運営に取り組んできた、この1年半だったと思います。この間、マニフェストを踏まえた新みやざき創造計画を策定させていただき、さまざまな施策を展開する一方、行財政改革にも鋭意努めるとともに、積極的なPR活動により、宮崎の知名度を飛躍的に高めることができたことを認識しております。しかしながら、企業誘致や交通網の整備、さらには中山間地域対策や、子育て、医療対策など、課題は山積してございまして、今後とも、県民総力戦による新しい宮崎の実現に向けて、日々全力で取り組んでいかなければいけないと考えております。

また、私は、このような取り組みを進める上で、県議会の皆様には御理解と御協力を賜り、心から感謝を申し上げたいと思っております。県議会におかれましては、昨年来、政務調査費や費用弁償等を見直されたほか、定数削減の方針を示されるなど、より県民に信頼される県議会の確立に向けた改革の取り組みが確実に進んでいるのではないかと評価しております。また、議会と執行部との関係におきましては、ある一定の距離を置き、緊張感を持った、是々非々で議論がなされているのではないかと考えております。一問一答方式の選択制におきましては、多くの方が採用していただき、ある一定の成果が出ていると認識しております。〔降壇〕

○福田作弥議員 知事の答弁をお聞きします

と、まずまずの評価をされておるようですが、県政はこれからが正念場と考えております。

次から次から難問が登場しておりますが、エコクリーンプラザみやざきの問題、きょうで、もう2議員が質問をいたしておりますから、内容的には出尽くした感がございます。また、県議会開会日冒頭に、宮原環境農林水産常任委員長から、エコクリーンプラザみやざきの一連の問題について報告を受けましたので、内容を絞って質問をいたしたいと考えるわけでありませう。さらに、知事も、「県がリーダーシップを発揮して、スピード感を持って対応してまいりたい」、こういうことも発言をされました。外部調査委員会も設置され、技術的問題や法的な責任については原因究明を始められたと思います。そこで、私は、今回の質問は、あえて重複を避けまして、今後の運営問題に絞ってお尋ねをしたいと思っております。その前提条件としてお尋ねしますが、環境整備公社の役員構成、基本財産の出捐比率、県出向者の職責等から見て、主導権は県当局にあったと思われるが、知事はどのように判断されているのか、これをまずお尋ねしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 平成7年3月に公社を立ち上げたと思うんですけども、そのときには、産業廃棄物の処理施設ということの議論だったと思いますが、そのときから県が主導的に、公社に対しても理事会に対しても働きかけを行ったということは認識しております。理事会におきましても、公社におきましても、宮崎県が非常に重要な立場に位置づけられていたということは認識しております。

○福田作弥議員 確認がとれましたので、次に移ります。常任委員長の報告の中に、責任のな

すり合いという表現がありました。「責任の所在をはっきりするためには、ごみを搬入している11市町村の中から、首長を代表として、多く公社の理事会に登用する必要がある」という意見を市町村長が述べておられます。また、現在の理事は、出捐団体の会長等の充て職ポストが非常に多いと思われまますが、これは何を基準に選任されたのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） まず、公社を設立するに当たり、理事会というものをつくった。この理事会の中でのルールで選ばれたのが理事長だというふうに、私は認識しております。

○福田作弥議員 きょうの宮日のトップのアンケート記事にも、そういう市町村長の意見が出ておりました。今後、組織の改編等もやられると思いますが、第1弾の公社の理事に市町村代表を多くとるべきではないかという質問への答弁がなかったと思いますが……。

○知事（東国原英夫君） それに関しましては、関係11市町村の方々と、これから十分に議論を尽くして検討していくべきものではないかなと考えております。

○福田作弥議員 次であります。市町村の合併によりまして、宮崎市関係の処理量が80%を上回っております。そこで、県としては、今回の調整池や関連施設の補修が終わった段階で、エコクリーンプラザみやざきの運営の主体を、宮崎市を中心とした関係市町村に移譲したほうが、今後の運営がうまくいくのではないかと思うのでありますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） それに関しても、公社あるいは関係市町村と十分な協議が必要だと考えております。

○福田作弥議員　そういうことを相談することになれば、当然、今後の問題も含めて、80%以上関係しています宮崎市のトップと会談を行い、今後のスムーズなエコクリーンプラザの運営ができるようにされる考えはないか、お尋ねをしたいと思います。

○知事（東国原英夫君）　それに関しましても、あくまでも外部調査委員会の調査を踏まえた上で、今後検討することになると考えております。

○福田作弥議員　エコクリーンプラザみやざきに関しては最後であります。私は、公社理事会の議事録を見せてもらいました。この議事録の中から感じますことは、大変申しわけないんですが、先般の県の裏金問題にも似た隠ぺい体質を感じざるを得なかったのであります。でありますから、この件もしっかりと問題の本質を解明しておかないと、せっかく精魂傾けて県政改革に取り組んでおられる折でありますから、その努力が水泡に帰することにもなりかねないと考えております。知事は議会冒頭に、原因の徹底究明を約束されておりますから、当然されると思いますが、改めて、地域の皆さん方に不安を与えないような施設の補修、そして原因究明、これからのこの施設のスムーズな運営、この3点について知事の見解を求めておきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君）　浸出水調整池の第3水槽の安全性とか、第3水槽以外の工事の工法等につきましては、あわせて外部調査委員会でも徹底的な調査をしていただく。もちろん原因究明、責任の所在というものを明確化していただく。それを踏まえて、その次は、公社あるいは市、県、任命権者である我々がそれに対して検討していくということでございます。

○福田作弥議員　以上でエコクリーンプラザみやざき関係を終わりますが、何はともあれ、知事のリーダーシップが大事でありますから、よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、食と農の諸問題についてであります。

まず、調理冷凍食品の原料原産地表示の義務づけについてお尋ねしたいと思います。この件に関しましては、中国製の冷凍ギョーザ事件から、食の安全・安心への消費者の関心が一段と高まりを見せております。国内産、外国産を問わず、食品の原料である農産物のトレーサビリティが厳しく管理され、消費者が安心して食することができる管理体制が要求されております。幸い、本県においては、トレーサビリティの徹底、残留農薬の検査体制は食料基地にふさわしい内容で、まさに日本一であります。そこで質問であります。県内工場で生産されている冷凍食品や加工食品であります。どの程度、県内産を含む国内産の原材料が使われているのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君）　今、そのデータを持ち合わせておりませんので、少し時間をいただきたいと思っております。

○福田作弥議員　待ちたいと思っております……。本県におきましても、かつてウナギの偽装事件で消費者の信頼を一時失いました。県当局や関係者の努力もあり、ようやく回復をしました。原料や原産地をはっきり正しく表示することにより、消費者にみずからの判断で購入を決めていただく、そういう時代になりました。国内で生産された冷凍食品や加工食品の原料原産地表示は、JAS法により、原材料に近いカット野菜、乾シイタケなどの20食品群と、野菜冷凍食品、農産物漬物など4品目に限られて、それ以外は義務づけがされておられません。しかし、食

の安全対策の面から考えますと、調理冷凍食品についても義務化が必要だと思います。本県においてはどのような対応を、食料基地の農政水産部長として考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） ただいま議員御指摘のとおり、食の表示につきましては、JAS法で決められております。そこで、私どもは、こういったものに対しまして、食品加工業者の意識啓発を図りますために、各種研修会におきまして、この表示の問題につきまして研修等を進めているところでございます。

○福田作弥議員 この問題は条例の制定を要する問題でありますから、知事にお聞きしたいと思います。義務化は、国産、外国産がわかるわけですが、産地には追い風ですね、これは国内産ですよと出るんですから。消費者にも、国内産の原料が使われた商品だということで、非常に安心して食してもらえます。本県は食料供給県でありますから、イメージアップにもつながると思うんですが、その動きのある都道府県もありますが、本県について知事はどのような見解を持っておられるか、お尋ねをしたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 昨年の冷凍ギョーザ事件や、たび重なる食品表示偽装の問題などによりまして、消費者の安全志向とか国産志向は年々高まっており、加工食品についても広く原料原産地を表示すべきであるという御意見も増加しているところでございます。このような中、東京都が国に先駆けて、原料原産地表示の義務づけられている食品の中に調理冷凍食品のみを限定して追加する予定であることは、私も聞いているところでございます。しかしながら、加工食品が都道府県を越えて流通している

実態を踏まえると、全国的に統一された取り組みが極めて重要であると考えております。現在、国におきましては、食品表示制度の拡充に向けて、調理冷凍食品のみならず、加工食品全体にわたる原料原産地の表示のあり方や、消費者への情報提供体制、あるいは積極的に表示に取り組む事業者の評価制度の創設など、総合的な検討が進められております。県といたしましては、このような国の動きを注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○福田作弥議員 まだ準備の段階まで行っていないようですが、食料供給県でありますし、日本一を何でも目指そうという知事でありますから、ぜひ全国に先駆けた表示の義務化をお願いしたいと考えております。

次は、米問題でございます。畜産と園芸が主力の本県の農業におきましては、稲作は年々影が薄くなってきております。平成18年度で生産量が10万トン、販売金額で234億円程度であります。最盛期の半分程度以下に落ち込んでおります。しかし、地球環境の保全とか、先祖伝来の財産である水田を守るという考え、いざというときの食料などなどの理由から、採算を度外視して米づくりは続けられております。他の作物とは違う、農業の象徴的存在でもあります。また、我が国の農政を左右する、大きく影響を与える品目でもございます。しかし、幾らそういう品目であっても、採算を度外視して、長くは栽培ができないと思うんです。そこで、私は15年前、この本会議場で、田植えをしない低コスト米づくりの直まき栽培を提案いたしました。当時はまだそういう状況になかったと思いますし、関心が薄かったようであります。その後、県としては、どのようにそういう問題について試験研究をされているのか、農政水産部長にお

尋ねします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 直まき栽培は、育苗、田植えが不要で、移植栽培と比較して、生産コストで約5%、労働時間で約20%の削減が可能であるということをごさいますて、コスト縮減、規模拡大を推進する上で非常に重要であると認識しております。現在、県内におきまして、直まき栽培が主食用米や飼料用イネを含め、約260ヘクタール作付されておりますが、発芽が不安定なこと、それから鳥害、雑草等による収量の低下、こういった課題がございまして、栽培面積は伸び悩んでおります。このため、県といたしましては、直まき適応性の高い品種の導入、鳥害防止に有効な資材、効果的な除草法の検討などの改良技術を進めながら、導入メリットが生かせる大規模農家等を中心に普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

○福田作弥議員 当時から余り進んでいないようではありますが、なぜこういう問題を持ち出したかと申しますと、米価が当時のちょうど半分です。稲作の立て直しには直まき栽培以外ないと言われておりまして、ぜひこれにより、以下申し上げるような問題を解決してほしいと思うのであります。

まず、食料より、食べることより、さらに低コストを求められる畜産の飼料米、飼料用の稲、これでは即、取り組んでみる価値があると思います。最近では「こめ育ち」というブランド豚まで登場しております。本県は畜産県であります。牛、豚、鶏の飼料は、多くは海外に頼っております。水田面積の40%以上で米つくりをやめているんです。やはり水田で一番つくりやすい作物は米なんです。しかも、本県は2回栽培が可能なんです。世界的に食料需給が逼

迫する中、飼料米を低コストで栽培できる技術を確認し、輸入飼料に頼らない畜産を考える時期が来たと考えるのであります。また、食料の自給率向上を同時に解決できる。さらに、米による米の生産調整も可能になります。農政水産部長の見解をお尋ねします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 議員御指摘のとおり、米につきましては、基幹的な作物でありまして、まことに農家にとりましてはシンボリックな作物であるというふうに考えております。米につきましては、いろいろな経営の問題等も御指摘ございましたけれども、そういった問題を踏まえながら、やはり基幹作物としての位置づけを明確にしながら、今後とも米の消費拡大等を含めまして、施策推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○福田作弥議員 本県は畜産県でありますから、飼料の確保は絶対であります。半分近い水田が遊んでいるわけありますから、これを有効活用する手段を、ぜひ農業試験場等で早急に開発をお願いしたいと思います。

今度は消費拡大では、やっぱり米を食べなくちゃいけません。しかし、御飯だけでは限界があります。最近、性能の高い米の製粉機が開発されまして、米粉によるパンの製造やめんの製造が今、注目を浴びております。やはり消費の拡大ですね。消費の拡大といいますと、当然、地産地消、食の安全・安心から自給率の向上と、米が多角的な解決をしてくれると思うのであります。ぜひ、これから学校給食あるいは家庭に、米粉によるパンやめんの消費拡大を促すキャンペーンが必要だと思っておりますが、生産の立場からは農政水産部長に、学校給食という消費の立場からは教育長に見解をお願いしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県では、米粉につきましては、県と関係団体で構成する宮崎県米消費拡大推進協議会を中心にしまして、学校給食における米粉パンの導入支援、米粉製品の商品化を目指す加工グループ等に対する支援、県民への啓発など、米粉の普及に向けた取り組みを現在進めているところであります。しかしながら、米粉のより一層の消費拡大を図る上では、原材料価格が高いこと、県内で製粉・調製できる施設がないこと、こういった課題がございます。このため、県といたしましては、関係機関・団体と連携して、収量の多い品種の導入や、国等の助成制度による原料米の低価格化、県内における製粉・調製から利用に至る安定供給体制の検討などを行いまして、米粉の普及拡大、定着に向けた取り組みを、今後とも進めてまいりたいと考えております。

○教育長（渡辺義人君） 学校給食における米飯の実施につきましては、日本の伝統的な食文化を継承し、また教育的な意義も大変大きなものがあると考えられますので、その推進に努めているところでございます。そういう中で、米粉パンにつきましては、実態として、データを見てみますと、平成19年度の場合ですが、23の市町の271の学校で取り入れておりますけれども、その頻度は、平均いたしますと、2カ月に1回程度ということでございます。そういう中で、米粉パンにつきましては、米飯だけでなく、パン食として米を多角的に活用することによりまして、新鮮な食感や味覚があり、子供たちからも好評だという声が寄せられているようでございます。そういう中で、米粉パンの拡大につきましては、ただいま農政水産部長から答弁がありましたように、やはりコストが一般のパンに比べて高いという課題がございます。そ

このところをクリアしなければ、なかなか拡大というのが難しいと思います。市町村が学校給食の実施主体でありますので、それらの市町村の御理解をいただくということが大事なことかなど、このように認識しております。以上です。

○福田作弥議員 米作立て直しのエースでありますから、ぜひ関係部署、協力してお願いをしたいと思います。

次は、園芸ハウス省エネ機器についてであります。今、原油が大高騰いたしまして、本県のハウス園芸を直撃いたしております。私は、先般、清武町で行われました施設園芸の新技术セミナー機器資材展を見てまいりました。新しい技術に基づく機材がたくさん展示をされておったわけではありますが、どれが本当なのか、しかもコストが下がるのか、よほどしっかりした実用試験をしない限り、見きわめが難しいと感じました。生産者も多く、後継者を中心に来場されておりました。そこでお尋ねしますが、今、ハウス暖房用の省エネ機器として、いわゆる省エネの名前のもとに販売されている機器の加温方式としては、どのようなものがあるんでしょうか。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 加温方式はたくさんあると思いますけれども、私どもがつかんでおりますのは、木質ペレットの加温機、ヒートポンプを利用しましたハイブリッド型の加温機、ガスを利用しました加温機といったようなものを、今のところ把握しております。

○福田作弥議員 私は、今、部長から答弁ございましたペレット系、ヒートポンプ方式、両方とも県の試験データを見せていただきましたが、現場を長く見てきた者として、また生産者の意見等も聞きますと、いま一つ確信が持

てません。これらの機器に制度資金も使われているわけでありますが、これは県のお墨つきを意味するわけでありまして、非常に心配をいたしております。導入を間違えますと、経営破綻にもつながりかねないのであります。県当局としましては、施設の導入に当たっては、省エネ機器の選定、見きわめを、十分試験されてお進めいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

次に、物流対策とモーダルシフトについてでございます。

本県の物流対策改革は、残念ながら、官民挙げて取り組んだテクノスーパーライナー以来、挫折して進んでおりません。当時、鉄道輸送は過去のものとして見向きもされることなく、また旅客を主体としたカーフェリーは、観光ブームが去った後、運航コストの面で行き詰まりました。そこで、この2つの輸送手段の行き詰まりを解決するために、テクノスーパーライナーの夢に我々は飛びつきました。この議会で何回も何回も、繰り返し繰り返し、議員が質問いたしました。しかし、結果は御承知のとおりでございますが、10年ぐらいいやりましたから、この10年間、物流改革がほとんど進まなかった。まさに失われた10年になりました。その後、鉄道の関係や海運の再利用について、もう一回検討し直そうという動きが始まりました。時あたかも、環境問題で世界的にモーダルシフトの風が吹き始めたところでもあります。本県におきましても、県内の企業やJAで組織する県物流問題懇話会が、活発に議論を展開していると聞いております。また、農工商連携の検討組織としては、全国では珍しいと聞いています。県行政としてはどのようなかわりを持たれ、指導されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○県民政策部長（丸山文民君） 鉄道輸送でございますけれども、御承知のとおり、平成10年10月に佐土原駅での列車取り扱いを中止しておりまして、現在、県内では列車取扱いは延岡駅だけとなっております。それはもちろん貨物取り扱いの減少からなったわけでありまして、議員がおっしゃいましたように、現在、県内の産業界を中心に、列車発着再開を目指した検討が行われているところであります。当然、県も参加させていただいております。この会議におきましては、再開に向けて、採算に見合うだけの貨物量の確保が一番必要であり、そのために、広く県内の産業界の方々に鉄道貨物を利用させていただくということが当然課題となっております。県といたしましては、こういう課題に対しまして、横断的な対応を行うために、庁内関係部局の連携強化を図っているところでありまして、今後とも、そういう会議を通じまして、産業界の皆様とも連携・協力を深めながら、本県物流の効率化に取り組んでまいりたいと考えております。

○福田作弥議員 ようやく取り組みが始まりましたが、本県で当面、緊急にできる物流対策は、CO₂排出量がトラックの8分の1と言われるJR貨物コンテナ以外にないと思います。海上もそう簡単にいきません。ディーゼルトラックは燃料が高騰しています。私は、かつて佐土原でやりました、JR遊休地等を活用し、物流の改善を望んでいる農工商の荷主の参加と、県行政、JR貨物が一体となって本格的なコンテナ基地を設立する必要があると思います。財政的には厳しい県でありますから、知恵を出してもらって、この関係者を束ねる役割を担うだけでも、この問題は大きく前進することを、私は確信いたしております。県民政策部長、商工観

光労働部長、農政水産部長の見解をお尋ねいたします。

○**県民政策部長（丸山文民君）** 議員がおっしゃいましたように、現在、民間でそういう取り組みもされており、議論も深めていただいています。当然、県もそういう会議に参加させていただいておりますので、その中で課題整理、分析等を行いまして、県の役割も明らかになると思います。そのような方向で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○**商工観光労働部長（高山幹男君）** 県の工業会におきましても、J A宮崎経済連とか運輸業界等を交え、本県全体の物流の共同化、効率化等について研究を進めており、そこに、商工観光労働部も参加をいたしているところでございます。物流の効率化と申しますのは、企業誘致もそうですけれども、地場産業の振興を図る上でも大変重要でございますので、今後とも、そういった関係部局とも連携をしながら、このような取り組みに積極的に参加・協力してまいりたいというふうに考えております。

○**農政水産部長（後藤仁俊君）** 農産物にとりましても、鉄道貨物は重要な輸送手段であると考えております。現時点では、農産物の輸送には利用しづらい面がございますけれども、県央部から貨物列車の発着が再開されれば、出発時間にゆとりが生まれまして、農産物輸送にとっても大きなメリットがあるというふうに考えております。現在行われております産業界を中心とした会議には、農政水産部も参画して、各種調査、情報提供等を行いまして、実現に向けた対応方策等を検討しているところでございます。また、現在、「みやざき青果物新輸送ルート実証事業」によりまして、鉄道貨物の利用促進への具体的取り組みを行っているところでござ

います。今後とも、関係機関・団体と連携をとり、農産物の効率的な輸送に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○**福田作弥議員** 関係部長の本腰を入れた動きに期待をいたしたいと思えます。

次に、国際線の定着化対策であります。

既に質問がございましたが、私は、自分の体験談を提言、質問したいと思えます。20年ぐらいかかりましたから、本当に長年の努力が成果を上げ、喜ばしい限りであると思えます。しかしながら、ローカルの国際定期便は、いろんな助成措置等の手当てが切れますと、大体が運航中止し撤退するケースが、今日まで相次いでまいりました。知事も、今回の台北線につきましては、維持に並々ならぬ決意をされていると考えます。エバー航空の社長は、80%の搭乗率を目標に考えていると記者会見でおっしゃっています。これはかなり高いハードルだと思えますが、知事、どうですか。

○**知事（東国原英夫君）** おっしゃるとおり、非常に高いハードル、目標だと思っております。

○**福田作弥議員** 県民の海外旅行に対するいろんな海外旅行のデータを見るのに、出国率とか、パスポートの所持人口がございますね。出国率は全国43位、パスポートは39位のようにです。そこで私は、いろんな助成策をとっておられますが、パスポートの所持がやはり海外旅行に対する動機づけになる、このように考えておりまして、かつて地元で実験をしてみました。そのときは、国際交流課に御協力いただきまして、100人単位でパスポートの現地での手続の指導をお願いしたわけですが、やはり効果はありますね。でありますから、ぜひ県民の皆さん

に、海外旅行の手始めとしてパスポートの所持——知事の言葉で申しますとお勧め——をしてもらいたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○知事（東国原英夫君） 国際定期便の定着を図るためには、やはり多くの県民の皆さんに利用していただくということが大前提でございませう。あらかじめパスポートを取得するということは、海外渡航の誘因となり有効ではないかと考えております。県では、7月1日から県内で3カ所、パスポート取得する場所をふやしまして、これも非常に財政的に厳しい中、一生懸命頑張らせてもらっています。県民の皆様が、より身近なところでパスポートを取っていただければありがたいかなと思っておりますので、この取得の促進に向けて、また今後とも鋭意取り組んでいきたいと思っております。

○福田作弥議員 ありがとうございます。

次に、収入証紙についてであります。

平成20年度当初予算額では28億6,800万円余を計上されております。これにかかる販売、売りさばき手数料であります。印刷費と合わせて1億800万円余であります。

私は最近、パスポートの更新を行いました。更新する窓口を使用する印紙や証紙を置けばいいものを、別室の外郭団体まで購入に行き、それをまた持ち帰り、窓口で貼付して提出する。社会が電子化、ペーパーレス化する流れの中で、もう少し合理化して、申請者が1カ所で手続が完了する方式等はできないものかと思っております。またさらに進んで、収入証紙を廃止してペーパーレス化して、経費を1億円ぐらい浮かす、そういう考えはないか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） 証紙につきまし

て、地方公共団体の歳入の収納は、いろんなやり方があるんですが、基本的には現金、この例外として、県民の利便性、県の収入事務の効率化、こういった観点から口座振替、郵便振替、証券による収入、こういったもの、そして使用料、手数料等につきまして、証紙による収入を行っている。これは地方自治法等によって制度化をされているということでございませう。また、18年度の法改正によりまして、クレジットカードによる収納も可能になりました。本県でも早速、昨年度、自動車税から導入したところでございませう。基本的に、証紙による収納というのは、通常の場合には、調定、納入の通知、現金の収入、こういった段階を踏んで収納しておりますので、非常に煩雑だというのが基本的にございませうし、また一方では、県の組織等で現金を取り扱う危険性というのもございます。そういったこともございまして、この証紙収入というのは各県それぞれ導入されているところでございませうが、御指摘のような点も踏まえまして、各県の動向とか、費用対効果とか、県民の利便性がどの程度上がるのか、そういったことを勘案して研究をしてまいりたいと思存じます。

○福田作弥議員 既に廃止条例案が出ているところもございませうから、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次に、食の問題で残しておりましたシイタケの問題であります。1月末、我が会派の部会で徳島県のバイオ生シイタケを調査いたしました。徳島県は現在、全国第1位の生シイタケの生産県です。昨年度6,000トン、売上金額が65億円程度の数字でありました。京阪神市場の最大の産地です。10数年前は全く実績のなかった徳島県が全国ナンバー1の産地に成長したのには

びっくりいたしました。本県では、かつてピーク時は乾シイタケを中心に140億円ありましたが、18年度では乾と生を合わせて31億まで激減をいたしております。原木か菌床かという論争もありましたが、もう決着がつきまして、菌床に軍配が上がり、国内のシェアの61%になっております。以前質問したときに、担当部署を生産者や流通の関係から農政に移行し、積極的に取り組んだらどうですかと、そして乾のブランドがまだ生きているうちに生シイタケのほうにつながれたらどうですかと提言いたしました。それは実現しませんでした。その結果、このように落ち込んだとは思いませんが、問題点は何なのか、環境森林部長にお尋ねしたいと思います。

○環境森林部長（高柳憲一君） シイタケの生産につきましては、議員がおっしゃいますように、かなり落ちてきております。乾シイタケは18年度で603トン、生シイタケは1,622トンということで、今お話にありましたように、約32億円の産出額でございます。生シイタケの中でも、特に菌床につきましては、18年度で申し上げますと、対前年比で1.6倍ということで非常に伸びておりますが、全体としましては伸びない。これはやはり、一つは林家における高齢化、特に原木シイタケの部分があるかと思っております。それと、外国の、特に中国産のシイタケの輸入というのが今までかなりありましたので、そういったことで落ちてきておりますが、昨今は、食の安全・安心という観点で、かなりまた価格等も高騰してきておりますので、今後は、そういった新規参入あるいは生産体制の整備に支援をして、シイタケ生産の振興につなげていきたいというふうに考えております。

○福田作弥議員 あえて取り上げましたのは、

建設業者の新規参入の品目として菌床シイタケがありましたから、お尋ねをしたのであります。異業種から参入される方もいらっしゃるわけでありまして、将来、こういう方々が本県のシイタケ生産の中核を担う可能性もあります。ぜひ御指導をお願いしておきたいと思っております。

最後に、林業センターで長年研究されておりました、乾シイタケの菌からの選抜による菌床シイタケ種菌の開発は実用化したのでしょうか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 議員から平成8年6月に同じような質問ございまして、その後の経緯でございますが、菌床シイタケの種となる菌、これは種菌と言っておりますが、この開発につきましては、林業技術センターにおいて、平成4年度から菌床栽培に適した品種の選抜に着手をしまして、バイオ技術等を活用しながら交配を繰り返し、あわせて、収量あるいは栽培の適応性等の試験を実施しまして、4つの種菌を開発したところであります。この種菌につきましては、生産現場での実用栽培試験を繰り返し、最終的には、平成15年度に県内で菌床シイタケを生産する2社の企業に対しまして、種菌の管理あるいは栽培技術の移転を行ったところでございます。なお、現在は、そのうちの1つの種菌が改良を経て実用栽培が行われているところでございます。

○福田作弥議員 ありがとうございます。ぜひ継続をお願いしたいと思います。

最後になりますが、マンゴーについて一言触れておきたいと思っております。「東国原知事と言えば、あるいは宮崎と言えばマンゴーと頭に浮かぶ」と、東京の友人が言っておりました。そのマンゴーであります。最近の価格は、知事登場以前とほぼ同じような価格に戻っておりま

す。市況では昨年比60～70%価格でありましようか。しかし、前々年比から見ますと、まだ110%台ですから、依然として知事効果は持続しているんです。ありがたいことであります。しかし、この季節、雨が多くて、規格外品が加工向けとして2割ぐらい出ております。これは、単価の安い商品を出荷することになりますから、大変問題がある。しかも、栽培農家に技術格差で大きな収益格差が生まれておりますから、大変注意を要する時期になったと思います。せっかく、知事のトップセールスによりブランド化に成功した品目であります。大事にしたいと思えます。宮日の読者の欄にも載っておりますね、前の県会議員の方が。本県としては、これからの後発産地の追い上げに備えて、マンゴー「太陽のタマゴ」を、名実ともに本県のブランド商品として定着させることが肝要だと思うのであります。マンゴー「太陽のタマゴ」に消費の最前線で生命力を吹き込んでいただいた知事に、今後の対応や今までの思いについて御所見をお伺いしたいと思えます。

○知事(東国原英夫君) 御指摘のように、完熟マンゴーというのは、今や宮崎を代表する農産品に成長したのではないかと思います。私のPRは本当に微力だったんですが、これまで20年間、生産に携わって鋭意努力をされてきた生産者の方々、そして流通の方々、あるいはJA関係の方、あるいはその関係各位の方々の長年にわたる努力、御労苦の成果ではないかと思っております。宮崎県内ではこれはわからないことだと思えますが、県外に出て思えますのは、全国的に宮崎完熟マンゴー「太陽のタマゴ」は非常に周知をされております。そして、都市部の市場では名実ともに日本一になったのではないかというような御意見も多数伺っております。

す。それは、山形のサクランボとか、夕張メロンとか、あるいは二十一世紀梨等々を超える、日本を代表するブランドに成長したのではないかと思っております。今後とも、これにあぐらをかくことなく、技術革新、あるいは技術の向上、あるいは生産・流通の拡大、販売促進に向けて、鋭意努力を重ねていきたいと考えております。以上です。

○福田作弥議員 知事初め関係部長の御答弁ありがとうございます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。
(拍手)

○星原 透副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、午前中の福田作弥議員の質問に対する農政水産部長の答弁を求めます。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 先ほど福田議員よりございました、県内の食品加工場においてどの程度農産品が使われているかという御質問でございますが、この件に関する調査はこれまで実施いたしておりませんので、データがございません。御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○坂口博美議長 次は、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 通告に従いまして、順番どおり一般質問を行おうと思っておりますが、午前中の質問、特に福田議員の質問と重なる部分がかかり出てまいりましたので、重ならない部分を探しながら質問させてい

いただきますので、よろしくお願いたします。

ことしの梅雨は、非常に降水量が多くて、例えば「よく降るね」という会話が交わされております。平年の2倍から3倍の雨量があるということで、土が多く水分を含んでおりました、少しの雨でもがけ崩れが起こるような状況にあるということで、台風や地震等の災害が心配される場所でもあります。そこで、自然災害、特に山地災害の対策についてお伺いをいたします。

6月14日、岩手・宮城内陸地震が発生しました。その被害の状況をテレビ等で見て、その被害の大きさと地震の恐ろしさを改めて感じました。まだ何人もの方が行方不明となっております、一日も早く救出されることを祈るばかりでございます。海外においては、ことしはミャンマーでのサイクロン、それから中国の四川省での大地震と、続けざまに大災害が発生、大変な犠牲者を出し、いまだに多くの方々が行方不明となっております。本県は大きな地震こそこのところないものの、平成16年の台風に始まり、17年の台風14号、18年の豪雨や竜巻、昨年は台風4・5号による土石流被害など、数年連続して台風・大雨による自然災害を受けています。このところの台風・大雨の被害状況を見ますと、山地災害が土石流となり、中・下流の河川のはんらんを招き、大きな被害をもたらしているのが特徴として言えると思います。国内における山地災害の発生状況を見ますと、熊本、鹿児島、宮崎の九州3県で、山地災害発生件数の5分の1を占めています。急峻な山地を多く抱えている上に、台風が強い勢力を持ったまま上陸、接近する地域でもあります。本県においては、治山事業や家屋等のかさ上げ事業など、県民を災害から守るため取り組んでいただ

いており、感謝をしているところでありますが、大災害を未然に防ぐためにも、山地災害対策が重要であると思います。知事のお考えをお伺いたします。

次に、情報網の整備についてであります。

災害時に情報が途切れる、これほど不安なことはありません。平成17年の14号台風のとき停電し、一番役に立ったのは携帯電話でした。携帯電話のカバー率は、人口で言えば100%に近いでしょうが、山間地においては、電波の届かない地域がまだかなりあります。山地災害の多い南九州の山間地、防災上の面からも、また危険の多い仕事をする林業従事者の安全のためにも、全地域をカバーすることが必要であります。県を初め関係の方々の努力で一步一步前進はしていますが、携帯電話も全地域カバーできない、ラジオ放送も入らない、アナログ放送の難視聴地域さえある中で、3年後には地上デジタル放送に全面移行になろうとしています。まだゴールできずに走っているのに、次のレースがスタートして追い抜かれようとしているようなものです。中山間地域の自治体は、必要な事業を先送りしても難視聴世帯を出さないようにと、地上デジタル化対応に苦慮しています。知事は記者会見の折にも、国が進めることであるから、国の責任において適切に対応してほしい旨の発言をされておりますが、この問題についてどのように対処されるのか、お伺いをいたします。

続きまして、教育施設の利活用についてお尋ねをいたします。

宮崎県には、県立の総合博物館、美術館、図書館等の教育施設が宮崎市にあります。いずれも県の誇るすばらしい施設であります。このような立派な施設、一人でも多くの県民の方に利

用してもらいたいし、中心部から離れた県民が利用するためには、何かよい方法はないだろうかと考えます。せっかくすばらしい企画があっても、知らないということで機会を失っている人がいるのではないかと。最近、これらの施設に行く機会があるようになって、そう思います。これらの施設のPR及び利活用の促進についてどのように取り組んでいるのか、教育長にお伺いします。

次に、観光対策についてであります。

宮崎一台北間の定期便が就航しました。この件については、午前中に2人の議員から関連の質問がありましたけれども、本県の観光・宿泊業にとって大きな刺激であり、さまざまな分野での交流も期待されております。東アジアの経済が好調で円安でもあり、日本観光ブームが起こっておりますが、それを受けて国内の多くの自治体が外国人観光客誘致に乗り出しております。観光客を誘致したい国、地域として、9割以上の自治体が韓国、台湾を挙げているという調査結果があります。この観光客誘致、宮崎一台北間の定期便の就航について、知事の思い入れと期待についてお尋ねをいたします。それから、宮崎の物産フェアを開かれておりますけれども、この物産フェアを通じて、宮崎県の物産販売、宮崎の産物の何が売れると感じたのか、知事にお尋ねをいたします。

次に、自殺の対策について福祉保健部長にお尋ねをいたします。

「太陽と緑の国」と言われる宮崎県が自殺率全国2位というニュースは、少なからず県民にとってショックではなかったかと思えます。都道府県別では、秋田、青森、岩手、山形、富山という冬の厳しい豪雪地帯の県が自殺率が高く、自殺率が低いのが太平洋側の気候温暖な県

と一般的に見られていますが、宮崎県と高知県が温暖な太平洋側からはワースト10に入っております。気候だけではなく、交通の不便な、過疎と高齢化の進んだ農山村県の自殺率が高いと言う学者もおりますが、決定的な傾向ではないと思われま。宮崎県の自殺率が高い理由をどのように分析されておられるのか、お伺いをいたします。

次に、「集落の現状に関する調査」についてお尋ねをいたします。

現在、この調査が公表されて、いろいろなところで話題となっております。調査の結果をどう見るのか。まだ公表されたばかりですので、これからの分析になるのだと思いますが、私は、集落の置かれている現状がやはりそうだったのかと、素直にあらわれているのではないかと思います。山間集落ほど機能が低下し、耕作放棄地がふえ、森林が荒廃し、鳥獣害がふえている。これからの存続のためには、雇用の機会の創出、つまり所得対策、そして医療対策が必要である。そういうようなことが、この調査にあらわれていると思います。この調査に当たって、予想された結果どおりなのか、違っていたのか、思っていたより厳しくなっているのか、そうでないのか、どういう感想を持っているのか、県民政策部長にお伺いいたします。

以下の質問は自席から行います。(拍手)
〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

自然災害への認識と対策についてであります。本県は、毎年のように大雨や台風の被害が発生しており、特に平成17年の台風14号による風水害や平成18年の延岡市などで発生した竜巻は、県内に未曾有の被害をもたらしました。ま

た先日、岩手県や宮城県で震度6強を記録する非常に強い地震が発生しましたが、本県においても今後、日向灘や内陸部を震源とする同規模の地震の発生する可能性が指摘されておるところでございます。このようなことから、県では、昨年策定した新みやざき創造計画の中で、「安全で安心な暮らしの確保」を県の主要施策として位置づけ、宮崎県地域防災計画に基づき、災害に対する意識づけや治山・治水対策などソフト・ハードの両面から、災害に対する取り組みを行っているところでございます。特に中山間地域における災害につきましては、道路の寸断による孤立化など地域住民に与える影響も大きいことから、そのことを想定した通信手段の確保や輸送手段の確保などは大変重要なことであると認識しており、先般の県総合防災訓練におきましては、孤立地域に電気を回復する訓練や孤立住民を救助する訓練も実施したところでございます。県といたしましては、今後とも宮崎県防災対策推進条例に基づき、自助、公助、共助の考えをもとに、県民への啓発や市町村など関係機関との連携を図りながら、災害に強い県づくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、地上デジタル放送についてであります。地上デジタル放送への移行は、国の政策として推進されているもので、国及び放送事業者において、円滑な移行のための措置がなされることが必要不可欠であると考えております。また、県といたしましても、県内の地上デジタル放送を円滑に推進することは、情報通信格差の拡大を防止する上でも大変重要なことであると認識しております。したがって、国に対する「みやざきの提案・要望」において、支援措置の拡充を初め経済的弱者への対応、さ

らには地上デジタル放送への移行に合わせ、従来のアナログ放送の難視聴地域の解消への取り組みなどを要望しているところでございます。今後とも、私はあらゆる機会をとらえ、国の支援制度の一層の拡充を要望してまいりたいと考えております。

続きまして、台北線への思いについてであります。台北線の開設につきましては、チャーター便の実績を積み重ねるとともに、長年にわたり、県議会や経済団体等と一体となって関係機関や航空会社に働きかけ、ようやく実現した路線であり、大変うれしく思っております。今後、この定期路線を御利用いただくことにより、本県と東アジアとのさまざまな交流が拡大するとともに、地域の活性化が一層促進されることを期待しております。また、台湾への県産品の販路拡大についてであります。台湾では安全・安心な日本の産物に対する評価も高いことから、魅力的な市場であると考えております。特に農産物では、カンショ、キンカン、加工品では、乾シイタケ、漬物などが定番化しており、今後、有望な産品ではないかと考えております。今後とも、物産フェアの開催等を通じまして、県産品の認知向上と販路拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○県民政策部長（丸山文民君）〔登壇〕 「集落の現状に関する調査」の結果についてであります。本調査につきましては、県内の過疎地域等市町村の集落の実態を把握し、今後の集落整備のあり方に関する検討の基礎資料とするため、集落の住民等に対してアンケート調査等を行ったものであります。集落の厳しい実態につきましては、これまでもしばしば言われてきており、私も、県内の集落に直接足を運びなが

ら、その実態を把握してきたところであり
ます。そのような中におきまして、今回の調査結
果につきましては、私もある程度予想はしてい
たところではありますが、さまざまな角度からそ
の実態が数量的にも明らかになり、改めて集落
の厳しい現状を実感したところでもあります。以
上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 本県
の自殺死亡率が高い原因についてであります。
本県において、昨年1年間に394名の方がみずか
ら命を絶たれているということは、まことに悲
しい現状であります。一般的に自殺の原因につ
きましては、健康問題、経済問題、家庭問題な
どが挙げられておりますが、本県では自己破産
率や完全失業率、離婚率等が高く、これらと自
殺率との関係があると考えられます。また、平
成17年度に精神保健福祉センターが西諸県地域
5市町村の住民を対象に実施した「こころの健
康アンケート調査」では、自殺願望に影響を与
える要因として、「家庭内ストレス」「自殺に
対する寛容さ」「助けを求めることへの恥ずか
しさ」等が挙げられております。これらの要因
が相まって、本県の自殺死亡率が高くなって
いるのではないかと考えております。以上です。

〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 教育施設の
PR等についてであります。総合博物館、美術
館、図書館におけるPRにつきましては、年間
の展示会等の予定や提供するサービスの内容等
をパンフレットにまとめ、県内市町村や関連文
化施設、学校等に配布するとともに、特別展示
や講座などの開催に当たりましては、テレビ、
新聞等を通じて県民の来館や参加の呼びかけ
を行っているところでもあります。また、各施設
におきましては、野外講座や移動美術館、コン

ピューターネットワークを活用した図書の貸し
出し等を実施し、広く県民の皆様の利活用が図
られるよう努めているところでもあります。今後
とも、市町村や関係団体等と十分連携を図りな
がら、各施設のPRと利活用の促進に努めてま
いりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○黒木正一議員 防災対策につきまして、総務
部長にお尋ねをいたします。

岩手・宮城内陸地震や、4年前にありました
新潟県中越沖地震は、どちらも中山間地に被害
が集中し、山地崩壊によって道路が寸断され、
集落が孤立しました。本県においても、台風災
害により集落が孤立する事態が起こっておりま
す。このことを想定した通信手段の確保や輸送
手段の確保などは、大変重要であると認識され
ておられるようでありますけれども、このよう
な事態に備えての食料備蓄体制、搬送体制はど
うなっておるのか、お伺いをいたします。

○総務部長（山下健次君） 食料備蓄あるいは
輸送手段についてのお尋ねでございますけれど
も、県や市町村で、米、缶詰、毛布などの物資
を、日赤の倉庫あるいは県の出先機関等に備蓄
しているところでもあります。こういった備蓄で
も不足するような大規模災害発生時には、災害
応援協定に基づきまして、民間の流通在庫備蓄
を活用するとともに、国、九州あるいは山口各
県に対しまして、応援物資の要請を行うことと
しているところでございます。物資の輸送で
ございますが、トラック協会等による陸上輸送と
してございますけれども、中山間地域において、
道路の寸断ということで車両輸送が困難な場合
も想定されますので、防災ヘリの活用、それか
ら自衛隊等への要請によるヘリコプター等によ
り輸送することとしておるところでございま

す。以上でございます。

○黒木正一議員 今回の岩手・宮城の地震は、震源が浅くて活断層によるものと言われております。その脅威はすさまじいものがあります。先ほど知事は、「本県においても今後、日向灘や内陸部を震源とする岩手・宮城内陸地震と同規模の地震が発生する可能性があるというような指摘を受けている」という話をされましたけれども、本県には活断層があるのかどうか、また地震の発生予測はどう考えているのか、地震対策にはどう取り組んでいるのかということ、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長(山下健次君) 一般的に活断層というのは、過去にその地域で大きな地震が発生した痕跡でございまして、国の地震調査研究推進本部がことし5月に公表した資料によりますと、発生する地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいとされる主要な活断層は、全国に110あるということですが、その中に本県は含まれておりません。しかしながら、本県ではこれまで、御承知のように日向灘あるいは東南海・南海を震源とする、いわゆるプレート型の地震、さらにはえびの市周辺を震源とする内陸部の地震が発生している事実がございます。また、今後10年以内には、マグニチュード7.1前後の地震が日向灘で30%から40%の確率で発生すると予測されているところでございます。

こういったことから、昨年3月に、プレート型地震に加え内陸部の地震も想定した「宮崎県地震減災計画」を策定したところでございまして、その内容は、想定される死者数の半減を目指し、防災意識の啓発あるいは自主防災組織の充実、住宅・建築物の耐震化などの取り組みを行うこととしているところでございます。本年

5月の第4日曜日、「宮崎県防災の日」を中心として、県総合防災訓練を行いましたし、テレビ、ラジオ等を活用した啓発、それから小中学生への防災教育の実施、あるいは市町村や防災機関との連携強化、こういったことに鋭意努めているところでございます。今後とも、こういった取り組みを推進いたしまして、地震による被害の最小化に努めてまいりたいと存じます。

○黒木正一議員 先般、宮崎県総合防災訓練が行われたということでありまして。小林市、えびの市、高原町で行われたということでありまして。自衛隊や消防団は参加しておりましたけれども、これまで参加していた地元の建設業協会が今回は参加しなかったというふうに聞いております。台風、地震等の災害時に、非常に重要な役割を担ってきたのは建設業者であります。災害時応援協定を結んで協力関係にある建設業協会はなぜ訓練に参加しなかったのか、また、これからの連携をどう考えているのか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長(山下健次君) 御指摘のように、地域における建設産業の役割というのは、大変重要なものと認識しております。県におきましては、本年5月に、小林市、えびの市、高原町において、先ほどの県総合防災訓練を実施したところでございますけれども、訓練の実施に当たりましては、昨年12月から関係市町と調整を始め、本年2月には関係機関を集めた全体会議を開催し、その後も相当回数にわたって関係者の連絡会議等を重ねてきたところでございます。御質問の建設業協会につきましては、第1回の全体会議に地元の関係者に御出席をいただいたところでございますが、訓練内容等を考慮され、参加を見送られたものと理解してお

ります。県といたしましては、災害時における建設業協会の役割は、御指摘にもありましたように極めて重要でありますし、さらに災害時応援協定も締結いたしておりますことから、引き続き今後とも連携を十分図ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 今後とも良好な関係を保っていききたいということでもありますけれども、台風等で——地震のときもそうでしょうけれども——道路が寸断されたときには、本当に活躍するのが地元の建設業、重機を持っている建設業でありまして、これからもどうか良好な関係を保っていかれるように御要望しておきたいというふうに思います。

さきに申しましたとおり、ここ数年、宮崎・熊本・鹿児島県の南九州に山地災害が集中しております。本県においても、数年前から非常に多くなっておりますが、山地災害の過去5年間の発生状況、復旧及びその予防対策について、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 平成15年から19年までの5年間の被害は、858カ所、552億5,000万円となっております。これらの箇所につきましては、治山事業により、これまで388カ所の復旧を終えているところでございまして、その他の箇所については、緊急性の高い箇所から計画的に復旧することといたしております。また、山地災害の予防対策を推進することは、県民の生命や財産を守るとともに、下流域への被害を軽減する上でも大変重要でありますので、県では4,405カ所の「山地災害危険地区」を指定しまして、危険度の高いところから、治山ダムや地すべり防止工等の予防対策を計画的に実施しているところであります。今後とも、市町村や関係機関との連携を図りながら、山地災

害の未然防止に取り組みまして、災害に強い県土づくりを推進してまいりたいというふうに考えております。

○黒木正一議員 ここ5年間で552億を超える被害額、なお4,400を超える危険箇所があるということでもあります。台風の襲来、梅雨時の地震などが起きますと、下流域にかけて大被害をもたらす可能性が考えられます。山地災害の未然防止に対しまして、力強く取り組まれることを期待いたします。

ここ数年の台風・大雨被害によりまして、河川に大量の土砂が堆積しており、台風など災害に対する大きな不安要因となっております。河川の砂利しゅんせつ、河床の掘削など、災害予防対策を求める声が非常に大きく上がってきております。県も優先順位を決め、その対策をとっていただいておりますけれども、追いつかないというのが現状であります。県の今後の方針について、県土整備部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 平成17年の台風14号を初め、近年の多発する集中豪雨による山腹崩壊などによりまして、耳川や小丸川、一ツ瀬川などで土砂が河川に堆積いたしまして、川の流れが著しく阻害される状況が発生したところでございます。このため県では、治水上、緊急性が高い箇所を優先的に、災害復旧事業ですとか県単独事業によりまして、土砂の除去に努めてまいりました。県が管理する河川の堆積土砂につきましては、平成17年度から19年度末までに、おおよそ28億円の予算を投入いたしまして、約180万立方メートルを除去したところでございます。また、本年度も、現在、出水期を控え対策が必要な県内13カ所におきまして、堆積土砂の除去を行っているところでございま

す。県といたしましては、公共事業への活用ですとか、公募により募集いたしました砂利採取業者に搬出させる制度の活用というものを図りながら、今後とも引き続き、堆積土砂の除去に努めてまいりたいと存じております。

○黒木正一議員 砂利の利活用の根本的な対策はないだろうか、いつも思うのでありますけれども、住民の不安が解消されるように、さらなる取り組みをお願いしておきたいというふうに思います。

次に、学校の耐震化についてお伺いをいたします。中国・四川省の大地震では、多くの学校が崩壊いたしました。数多くの子供たちが犠牲となりました。この地震を受けて、災害時の避難場所としても利用されている学校の耐震化を急ぐために、国も早急に法を改正して、その対策に取り組もうとしております。地方自治体の負担を軽減する措置がとられるようでありますけれども、耐震化の現状と今後の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 本年4月1日現在の県内の公立小中学校における耐震診断の実施率は97.8%であり、耐震化率は71.4%となっております。また、県立学校につきましては、耐震診断は終了しており、耐震化率は83.0%となっております。こうした中、今、御披瀝になりましたように、去る6月11日に、地震防災対策特別措置法改正法が成立したところであります。この法の成立によりまして、国庫補助特例における平成22年度までの時限措置は据え置かれたままで、大規模地震の際に倒壊等の危険性の高い公立小中学校等の建物を対象とする耐震補強事業につきまして、補助率が2分の1から3分の2に引き上げられるなど、地方負担の軽減が図られたところでございます。このような国の

積極的な方針を受けまして、県教育委員会といたしましては、各市町村に対し、小中学校の耐震化を一層推進するよう、指導助言にさらに力を入れてまいりたいと存じます。また、あわせて、県立学校につきましても、耐震化の推進に一層努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○黒木正一議員 今年度、県は私立学校への耐震化支援事業を創設して、公立学校に比べおこなわれている耐震化促進に取り組み始めたところでありますけれども、私立学校の耐震化率と今後の取り組みについて、県民政策部長にお尋ねいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 平成19年4月現在でございますけれども、私立小中学校の耐震化率は80%、私立高校の耐震化率は59.2%という状況になっております。もとより学校施設は、児童生徒の学習・生活の場でありますとともに、災害時の避難場所ともなりますので、安全性を確保する観点から、耐震化は極めて重要な問題だと認識しております。県といたしましては、私立学校における耐震化を促進するため、今年度、お話にございましたように、「私立学校耐震対策緊急支援事業」を創設し、耐震診断を実施する私立学校に補助を行うこととしたところであります。また、私立学校が耐震補強工事等を行う場合には、国の補助制度や私学事業団の融資制度がございますので、私立学校に対しまして、これらの支援制度を活用した耐震化について指導助言を行い、耐震対策を図ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 こういう機会をとらえて、ぜひ諸学校の耐震化に早急に取り組んでいただくようにすべきだというふうに思います。

さて、個人の住宅でありますけれども、この

耐震化については、現在、耐震化事業が行われておりますが、診断はしても費用が大きいから改修が進まないというような状況を聞いております。現在、県内には耐震診断の必要な住宅はどれぐらいあるものなのか、また実施率、今後の耐震改修に対する考え方について、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 木造住宅の耐震化の促進を図るために、県におきましては平成17年度から、木造住宅の耐震診断に取り組む市町村に対しまして支援を行っているところでございます。これまでに20の市町におきまして、279戸の耐震診断が実施されたところでございます。しかしながら、耐震診断を必要といたします木造住宅は、県内に約12万戸存在しておりますので、引き続き、市町村の取り組みを促進してまいりたいと考えております。また、耐震改修につきましては、耐震診断の結果ですとか居住の状況などに応じた改修が望ましいと考えておりますので、今年度から新たに導入いたしましたアドバイザー派遣制度を活用しながら、きめ細かな相談の実施など、市町村との連携を図りながら、木造住宅の耐震化の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 個人の木造住宅ではありますけれども、まだまだ耐震診断が進んでいないという状況のようではありますが、市町村の取り組みをぜひ促進していただきたいというふうに思います。

続きまして、県民政策部長に、地上デジタル放送に関してお伺いをいたします。先ほど知事が、「あらゆる機会をとらえて国の支援制度の充実を要望していきたい」と力強く言われましたので、大変心強く思うところであります。これまでのいろんな要望の結果、国の補助事業も

変わりつつあるようではありますが、どのようなものでしょうか。それから、現在、各市町村がどのような取り組み状況なのか。また、他県におきましては、県が補助事業を行っているところがあるようではありますが、他県の動向についてもお伺いをいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） まず、国の補助制度についてであります。県では、これまで国に対して、地上デジタル放送への移行に必要な支援措置の創設等を要望してきたところであります。その結果、昨年度、中山間地域等における共同受信施設につきまして、地上デジタル放送を視聴可能にするための改修等に対する支援制度が創設され、さらに本年度におきましては、補助率の引き上げなど、制度の改善がなされたところであります。次に、現在の市町村の取り組み状況についてであります。市町村におかれましては、共同受信施設の受信点の調査及び改修等についての住民への説明会を実施され、啓発に取り組んでおられるところであります。最後に、他県の動向についてであります。本県と同様に、ほとんどの県が中山間地域等難視聴地域を抱えてその対策に苦慮し、支援措置の拡充を求めるなど、国等への要望活動を実施してきているところであります。なお、4府県におきましては、国の補助制度とあわせて、県の補助事業も実施されていると伺っておるところであります。以上であります。

○黒木正一議員 昨年12月の議会においても、地上デジタル化への対応についてお聞きいたしました。そのときに、全面移行したときの難視聴予測世帯は約4,000世帯という答弁でありました。このたびの国に対する「みやぎきの提案・要望」では、5,910世帯となっております。増加している理由についてお伺いをいたします。

○**県民政策部長（丸山文民君）** これまで御説明申し上げております約4,000世帯の内訳でありますけれども、これにつきましては、共同受信施設の新設等が必要となる世帯が1,780世帯、それから共同受信施設の移設等が必要となる世帯が2,010世帯であります。この合計の3,790世帯につきまして、約4,000世帯と申し上げてきたところであります。これらに加えて、現在のアナログ放送におきましても難視であり、地上デジタル放送への移行後も同じく難視となる世帯が県内で2,120世帯ありますので、これを合計いたしまして5,910世帯ということになります。以上であります。

○**黒木正一議員** 何かちょっとよくわからないんですけれども、12月のときも5,910世帯はあったというふうに理解してよろしいわけですね。

○**坂口博美議長** 傍聴者もありますし、質問されている議員にもそのところは大切ですから、だれにでもわかる説明を再度求めます。

○**県民政策部長（丸山文民君）** 提案・要望では5,910世帯と合計をしております。その中で、現在の共同受信施設を新設しなければデジタル放送が見られない世帯が1,780世帯。現在、共同受信施設はあるんですけれども、それをほかの場所へ移設しないとデジタル放送が見られない世帯というのが2,010世帯、これが合計すると3,790世帯になります。そのことを今まで約4,000世帯と申し上げてきたところあります。一方では、今でもアナログ放送が見られない世帯が2,120世帯あるということでもあります。そして、これはデジタルへ移行しても、やっぱりそのまま見られないということでもありますので、この世帯が、今申し上げました2,120世帯ということになります。ですから、結論を申し上げますと、今までも5,910世帯はあったというこ

とであります。

○**黒木正一議員** 今年度の県の予算におきましても、アナログの難視聴地域の解消事業というのがあるわけですが、これはなぜかなど最初の予算の提案のときに思ったんです。3年後にデジタル化するのに、なぜ今ごろアナログの対応——といいますか、もう既にデジタルの対策の研究費ぐらいはつけるのが本当であって、なぜアナログ放送の解消をするのかなという気がしたんです。聞くところによりますと、このアナログ放送の難視聴対策事業というのは、使われることはないだろうというような話も聞いておるものですから、何かちょっと、そういう人たちが置き去りにされておるといような感じで、複雑な思いはいたしますけれども……。ぜひ難視聴世帯がないように、ひとつ御努力いただきますよう、よろしくお願いを申しとおきたいというふうに思います。

続きまして、携帯電話についてでありますけれども、県土の何%、面積でいうと何%利用できないところがあるのだろうか、いろんな人に聞くのでありますけれども、なかなか答えが難しいようであります。この携帯電話の現在のエリア拡大の状況はどうなっておるのでしょうか。それからまた、ラジオ放送の受信についてでありますけれども、これまで私ども、山で作業する人とか、いろんな台風災害とかあったときに、ラジオ放送が聞ければいいんだがなと思ひまして、何度も要望してきたわけありますけれども、これはなかなか難しいという話でありまして、本当に不可能だろうかというふうに、いつも思うんです。夜になりますと、外国語放送は非常に強く入ってきて、ナイターを聞いていても、いつの間にか妙な歌謡曲番組に変わってしまったりということで、電波的にそう

いう何かの利用ができないものだろうかといつも思うんですけれども、要望はしてきましたが、一向に前進はいたしません。特に災害時には重要な情報源でもありまして、ラジオの時代はまだ終わってはいないと思うのでありますけれども、可能性があるのかどうかお伺いいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 携帯電話でありますけれども、もちろん日常生活の利便性向上を初め、災害等の緊急時の連絡手段としても大変重要な情報手段であると認識をしております。県におきましては、これまで国の補助事業や平成18年度に創設した県単独事業を活用しまして、エリア拡大を図ってきたところであります。その結果、平成6年度から19年度までの14年間に、約2万世帯のエリア拡大が図られたところであります。県内で携帯電話が1社も使用できない地域は、平成19年度末現在でありますけれども、約2,300世帯となっております。この結果、県内全世帯の99.5%で携帯電話のサービスを受けることが可能となっております。次に、ラジオでありますけれども、これにつきましては、中継局の整備に要する経費や維持管理経費が多額に上ることから、放送事業者において事業の見通しが立っていないのが現状でございます。しかしながら、県内の情報通信格差の是正を図ることは必要であると思っておりますので、放送事業者との意見交換などを通じまして、今後も粘り強く要望してまいりたいと考えております。以上であります。

○黒木正一議員 可能性がゼロではないと思いますので、可能性がある限り、ぜひ御努力いただきたいというふうに思います。

それから次に移りますが、総合博物館の利用状況についてお尋ねをいたしたいと思っております。

ことしの3月であったでしょうか、博物館で開かれました「やってきたきた 県北調査展」というのがありました。県北の「北」にかけて「やってきたきた」というふうに言っているのかもしれませんが、博物館では、県内を県北、県央、県南、県西の4つのゾーンに分けて調査を行っており、県北地域の動物、植物、地質、考古、歴史、民俗に関する資料や情報を展示したという展示会でありました。私は久しぶりに総合博物館に行って、県北展を見て大変感動いたしました。そこには、五ヶ瀬町で発見された県内最大のアンモナイトの化石、それから日之影町で発見された大きな二枚貝のメガロドンの化石——今も博物館の横に置いてありますけれども——そういうすばらしいものが展示されておりました。それからまた、大崩山に自生していたナガバノキノコドリ、ヨウラクツツジ等重要植物が、シカの食害に遭って減少もしくは消滅している可能性があるというようなことも、そこでわかりました。この展示会の中に、次のような説明がありました。「五ヶ瀬川や五十鈴川の河原を歩くと、まるで岩石の図鑑を見ているようです」と。この流域に住む子供たちが、この展示会を見てこの説明を読んだら、恐らく河原に行って石拾いをしたり、岩石に興味を持ったのではないかなというふうに思いました。県北の子供たちがこの展示会をどれほど見たのかな、見る機会があったのかなというふうに思ったものでありましたが、この博物館の利用状況については現在どのようになっていますか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 総合博物館におきましては、平成17年度の常設展の無料化以降、年間10万人を超える入館者数を数えておりますけれども、特に平成19年度は、過去最多の入館者

数を記録した「エジプト発掘40年展」が開催されたこともありまして、17万人余りの方々に入館いただいたところであります。また、総合博物館では、常設展等の展示事業のほか、県内各地域におきまして動植物の観察会や化石調査などの野外講座を実施するとともに、剥製標本等を県内の小中学校や市町村の歴史資料館等に貸し出し、有効に活用していただいているところであります。以上であります。

○黒木正一議員 利用状況も非常に好調に推移しているということでもあります。いろんな企画、出張展とか、そういったものをされているということでありまして、ますますそういう取り組みをしていただきたいと思うんです。博物館の特別展等展示会に行きますと、女性がいろいろ紹介したり案内していただくんですけども、非常に熱心で親切に説明していただくものですから、何度もつられてその後も行っております。

そこで展示されていたメガロドンの化石でありますけれども、県内では椎葉村、高千穂町、日之影町、そして博物館の調査で、ことし諸塚村で発見されたということではありますが、諸塚で発見されたものは、最近、山の中の作業道から運び出して、諸塚の公民館のそばに置いてあります。こんなものが我々の住んでいる山の中にあっただのかなと、そういうのを見ると非常に感動するんですね。メガロドンという二枚貝は、熱帯地方の火山島のそばにすんでいた2億1,000年から2億3,000年前の貝だそうでありまして、それが長い年月をかけて、海洋プレートの移動によって長距離運ばれて、海洋プレートが陸地に潜り込むときに陸にくっついた、付加されたと書いてあります。そういう説明がしてありました。2億年の歴史を経たもの

を目の前にしますと、やっぱり大陸は動いているんだな、長い歴史の中に我々は生かされておるんだなというような実感がわいてきて、非常に感動してロマンを感じるんです。多分、子供たちもそういう機会に接すると、自分たちが住んでいるところの地層には日本列島の形成の歴史が刻まれているんだなと思って、驚き感激するのではないかというふうに思います。

宮崎県の教育基本方針には、「郷土に対する誇りを持つ人間の育成を目指す」というようなことが書いてありますけれども、地域の歴史、民俗、風土、そういうものを学ぶことによって、そういうものを体感することによって、ふるさとを大切にしようという気になるのではないかというふうに思います。こういうすばらしい財産が博物館にはいっぱいあると思いますし、間違いなくあります。これを有効利活用するように、例えば化石と一緒に探しに行くとか、いろんな岩石を拾って、そのいろんな説明をすとか、そういう野外での機会というものも非常に教育上有効ではないかというふうに思います。

私は山に住んでおりますから、海のこととか町のことはよくわからないんですけれども、かつて、私どもより年上の人たちでしょうか、家は一応出るけれども、学校に行かずに野山で遊んで夜帰るというような——「山学校」と言っておりましたけれども、大抵の人が経験していると思いますけれども——教科書にはないものをいろいろな勉強をした。勉強になったかどうかはわからないし、給食のない時代は弁当を持っていきますから、腹を減らすこともなく、そういう経験をしたものです。今、諸塚村では、諸塚で山学校をしようというエコツーリズムをやって、わざわざ体験させてやるようなこ

とをやっております、静かなブームになっておりますけれども、とにかくいろんな自然とかいろんな文化とかに触れる機会を、総合博物館を拠点として取り組んでいただきたいというふうに思います。

非常に時間が限られてきておりますので、次に、ここで三たびですけれども、鳥獣害の問題について質問したいと思います。私もこういう宮崎の議場に来て、3回連続、何でイノシシとかシカの話をするのかなと、自分でも非常に不思議なような気がいたします。そして、私は一番最初の質問のときに、東臼杵郡内では人間がおりの中に住んで鳥獣害の対策をしているという話をしましたけれども、この前、高千穂町の緒嶋先輩議員に聞きますと、西臼杵にもそういう地区があるというような話でありました。全国からの非常に深刻な鳥獣害の声を受けて、2月に鳥獣害対策特別措置法が施行されまして、それに基づいて鳥獣被害防止計画がどうなっているかという全国の作成状況が明らかになりましたけれども、本県の状況というのはどうなっておるのでしょうか。それから、それが少ないという話も聞きますけれども、その理由について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 市町村における鳥獣被害防止計画につきましては、現在、3市町が作成中、それから10市町村が今年度中に作成する予定となっております。本法律の施行後間もないことから、市町村の計画作成に対する取り組みがおこなわれている面がございますが、県としましては、鳥獣被害の防止は大変重要な問題であると認識しておりますので、市町村における計画作成及び被害防止のための徹底的な取り組みへの助言指導を行いまして、鳥獣被害防止を推進してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 シカの緊急捕獲促進事業がスタートいたしまして、シカの捕獲への補助など被害対策がとられるようになりました。また、シカは1カ月猟期が延長されましたが、イノシシの猟期は2月15日までと、通常の猟期となっております。隣接する他県では、3月15日まで延長しているところがあるというふうに聞いております。イノシシは、恐らく自分は熊本のイノシシだとは思っていないのではないか、大分県のイノシシだとは思っていないと。境が山ですから、恐らく猟期でないところに入ってくるという可能性はあると思います。そういう意味で、被害が出ていなければ問題ないのでありますけれども、大変被害があるという話を聞いております。イノシシの猟期の延長はできないのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） イノシシにつきましては、最近、被害額が増加傾向にありますことから、本年中に特定鳥獣保護管理計画を策定いたしまして、狩猟期間の延長などを検討してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 ぜひその方向でお願いをしたいと思います。

次に、自殺対策についてお尋ねしたいと思います。

このほど県は、自殺対策推進本部を開き、2016年までに2005年の自殺率を25%減らすという目標を設定いたしました。自殺は心の問題であって、数値目標を立てて実行することは容易ではないと考えられますけれども、対策の先進県におきましては、相当な減少を実現しております。この問題は、県民それぞれが自分の問題として取り組む必要があるというふうに思いますが、その対策について、また25%減の根拠をお伺いいたします。福祉保健部長にお願い

いたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 国では、平成17年の自殺死亡率を基準にしまして、28年までに20%以上減少させるという目標を立てております。各都道府県が自殺対策を進める上で、この20%というのが最低ラインであると認識しておるところであります。自殺死亡率が全国第2位になった本県にとりましては、その対策を進めるために、国よりも厳しい25%減という目標を設定したところでもあります。この自殺対策のために、今年度は、新規事業であります「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業の中で、行動計画の策定や県民への普及啓発、人材の育成及び未遂者や遺族に対する支援を行うこととしております。また、昨年11月に、県庁内に知事を本部長とする「自殺対策推進本部」を設置いたしました。この6月には、県内で活動されている諸団体や関係機関で構成する「自殺対策推進協議会」が発足したところでありまして、官民一体となって自殺対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○黒木正一議員 きょう昼のニュースでも、自殺の問題が取り上げられておりました。自殺者の動向というグラフが出ておったわけですが、これまでの自殺者がふえた時期等を調べれば、どういう背景があるのかというので、原因究明と対策に生かせるというふうに思うわけでありまして。自殺率が高くなった時期というのは、戦後の経済復興期、それから昭和60年前後の石油危機後の不況期、そして最近では平成9年から平成10年にかけて一気に高くなりまして、それがずっと今まで継続しております。平成10年に急に自殺率が高くなった要因をどう考えるのか、お伺いをいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 御指摘のとおり

り、平成9年から10年にかけて、全国的にも、また本県においても、自殺者数の急増が見られたところでもあります。今回初めて発行されました国の自殺対策白書などによりますと、平成10年の自殺者急増の要因は、45歳から64歳までの中高年男性の自殺者の増加によるもので、その背景には、バブル崩壊後の景気後退局面の中で、中高年男性の雇用、経済環境の悪化などがあると分析されております。この年は、都市銀行や大手証券など企業倒産が増加するとともに、景気に対する見通しが急速に悪化し、企業に対する貸し渋りなどが社会問題となった時期であります。このような状況が働き盛りの世代の男性に強く影響して、この世代の自殺者が急増したものと考えられます。以上です。

○黒木正一議員 景気・経済が要因としますと、平成10年に急に自殺率が高くなって、それがずっと推移しているということは、やはりいまだに景気が悪いといえますか、経済状況が厳しいということになるかと思います。ちょっと心配されますのは、前回の自殺率が高くなったときがちょうど石油危機後の不況期ということで、今、燃料が非常な勢いで上昇しております。将来というのが非常に心配されるなというふうに考えられるわけでございます。

そこで今回、県はこういう自殺対策をとるわけでありましてけれども、やはりそれぞれ一人一人が、みんなが協力し合って、それぞれできることをやらなければならないというふうに思いますが、それなら何をやっていいのかというところがあるわけです。知事は日本一が好きだと言われましたけれども、これだけは日本一にするわけにはいかないと思う。そのためには、みんな一人一人がきょうから対策を考えなければならない。そのためには何をしたらいいのか

というのがわかりません。ですから、早くそういう対策、みんなが取り組むべきこととこののを、専門家とか先進地の事例とかそういったものを紹介していただいて、みんな、それこそ県民総力戦で取り組んで、何とかとうとい命を取りとめるためにみんな努力していくように、ぜひそういういろんな資料とか情報を提供していただきたいと思います。以上、要望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○坂口博美議長 ここで、答弁者側に一言申し上げます。答弁の工夫あるいはあり方ですけれども、今の質問に対しての答弁もそうでした、全く理解できないですね。傍聴者の皆さんもわからなかったと思います。今の難視聴予測の数字の違い、11月議会では同じトーンで黒木正一議員は質問されております。それに対しての答えがまるっきり違っているのが一つ問題。それから、今の質問で、建設業者がなぜ訓練に合わなかったのかという県の判断を求められたけれども、それは第1回目の全体会議に出席して業者が勝手に必要ないと判断したのだろうという答弁でありました。これもすれ違っております。それから、以前は議案書で上げられておりました県の基金の残高、これが答弁と違っていたいきさつもありました。調整後の数字だということで弁明されましたけれども、議会はもっと真剣な場所です。ですから、答弁のあり方は一貫性を持つべきですし、工夫があるべきですし、精いっぱい議員の気持ちに対してこたえるべきだと感じましたので、今後、検討方をお願いいたしておきます。

次は、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざき2番手、中継ぎの函師博規でございます。たく

さんの傍聴者の皆様、まことにありがとうございます。先日、県議会对抗の野球大会がありました。そのとき、先発ピッチャーを務めさせていただきましたが、フォアボール連発の的外ればかりで、チームの皆さんには大変な御迷惑をおかけしました。きょうの一般質問は、的外を外すことなく直球勝負でまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

まず初めに、通告しておりました自治体の税収格差対策についてお伺いしてまいります。

この税収対策を考える上で、皆様と共通認識を持っておきたいと思うことがあります。それは、国の財政状況は既に破綻状態にあるということ、もっと言うならば、中央政府は既に沈没しています。自治体の財政状況を示す4つの指標があります。1つは実質赤字比率、もう1つが連結実質赤字比率、そして実質公債費比率です。4つ目は将来負担比率。国と地方の財政状況を示す上で、判断していく上で、収入に対する赤字の元利支払い分がどれほど大きいかを示す実質公債費比率で比較をしてみますと、既に財政破綻して財政再建団体になった北海道夕張市の数字は38.1%、長野県滝沢村につきましては42.2%、そして国は何と80.4%を示しているんです。これはもう驚きの数字です。この数字が何を示すかと申しますと、中央政府は既にリーダーシップをとる能力は欠落しており、今後、地方公共団体が護送船団を組んで国を引っ張っていくような、もしくは地方が沈没船を引き上げるような時代になってきているということを、我々は認識しなくてははいけません。

これから財政改革をしていく上で、国は特殊法人の切り捨てをし、国会議員も、我々がするように大幅な定数削減を図らなくてははいけないと考えます。不透明な浪費をなくし、今後、健

全な国、そして地方を築くためにも、今まさにこの税制改革というのは必然なんです。今後、我々が果たす役割は大きく、そして、国との役割の割合を変えていく時代でもあります。三位一体改革では、地方交付税がカットされ、補助金がカットされ、事務事業だけが押しつけられる、そういう状況が目につきます。国と地方の税源配分を5対5にするということを目指した地方六団体の地方分権推進決議はどれだけ尊重されているのか、甚だ疑問です。それでも今後地方は、足腰の強い自治体運営を目指し、道州制も視野に入れ、税収確保を図らなければなりません。特に現在、地方経済の盛衰で顕著となってしまった都市部と地方の税収格差是正は、あらゆる手段を講じて取り組まなければならない一つです。

その一助として考案されたのが「ふるさと納税制度」ですが、正直言ってこの制度にも、私はがっかりです。この制度の考案当初は、個人住民税の部分を自分のふるさと、もしくはみずから納付先を選定し、都道府県及び市町村に納められるものになると協議されていたにもかかわらず、実際の内容は、従来施行されていた寄附金制度の内容を拡充したものにすぎなくなっているんです。それでも、ふるさとを思い、宮崎を愛する方からの納付はありがたい限りで、納税額の大小にはかかわらず、宮崎に関心を持っていただくことは、宮崎への帰省にもつながり、県産品の購入にもつながるなどの相乗効果は大いに期待できます。今後、このふるさと納税の促進のため、PRは有効だと考えます。そこで、平成20年1月から受け付けが開始されましたこの「ふるさと納税制度」に、宮崎県では、今どれぐらいの申し込みがあって、また総額がどれぐらいになっているのかをお答

えください。

鹿児島県では、鹿児島県出身者を、関西への出身者が150万人、関東への出身者が100万人、合計250万人、その250万人の30%の方から1人1万円ずつ納税いただいたとした場合、75億円の納税があると試算され、鹿児島県の県外事務所には、ふるさと納税促進員を特別に配置され、その活動を強化されております。今後、知事として、この納税制度にどのように取り組まれるのか。また、この納税制度を今どのように評価されているのか、そのあたりも含めてお答えください。

以上、残りの質問は自席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] 「ふるさと納税制度」についての御質問でございますが、この導入に当たりましては、私も地方を代表して、都市部の県知事の方たちと御議論もさせていただいたところでございます。そのときに、やっぱり都市部と地方とでは意見の相違がございました。受益者負担等々の問題があって、それは水平調整で、水平的な地方の取り合いでどうするのかというような議論がございまして、結局、寄附税制に落ちついたところがあります。寄附税制ではやっぱり限界がある、図師議員が御指摘のように、それは当初からわかっておりました。10%というですね。それと、寄附に対する日本人の考え方が、いま一つ諸外国に比べて薄うございます。これは宗教的な問題もあったんでしょうけれども、そういう寄附税制にすることについての限界性というのは感じておりました。

しかし、このふるさと納税というのは、地方にとっては非常に重要な財源となるわけでございます。これをPRしようじゃないかと、各自

治体も一生懸命頑張っておりますが、PRすると同時に、それに対する何かお礼を上げたり、商品を上げたり、そういったもので過当競争になってしまうのもいかがかなという感じがございます。鹿児島県におきましては、県外の事務所に数人、それ専門の方々を置いて、鹿児島県出身の方々に広く働きかけるというような取り組みもなされているようでございます。それが今の段階でどれぐらいバックがあるのか、効果があるのかということで、具体的な数字は、細かい数字は出ておりませんが、6月1日現在、たしか鹿児島は10数件で100数十万ぐらい、本県は10件でたしか48万だったと思いますけど、それぐらいの効果が出ているわけでございます。今後、このふるさと納税というのは、重複しますけれども、非常に自治体にとっては、財源的には非常に重要なツールにしなければいけないと思いますので、県のホームページ等でも「ふるさと宮崎応援サイト」を立ち上げるとともに、県外で開催される県人会とか同窓会などでPRをしてまいりたいと考えております。私も機会を通じ、これは全国的に——最初だけ花火を上げておいて後は知らぬ存ぜず、あるいは、じり貧になってしまうとか、竜頭蛇尾になってしまうようなことのないように——PR活動、周知活動に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○凶師博規議員 今の御答弁の中にもありましたが、このふるさと納税に関して他県では、1万円以上の納付者に伝統工芸品や絵葉書、ストラップを贈っているところもありますし、また、感謝状を送付しているところもあるようです。児湯郡の高鍋町では、担当の職員が直接、納付者に電話をして、一人一人に感謝の意を伝えられているようです。ちなみに、高鍋町の第

1号納付申込者は、東京都多摩区の私のおじでした。おじは、高鍋町職員の非常に丁寧なお礼のあり方に、ますます今後も寄附します、納付しますということを言うておりました。このようなきめ細やかな対応こそが、納税額の積み上げになるのではないかなと考えますが、知事、御所見をお伺いします。

○知事（東国原英夫君） ふるさと納税、これは鹿児島のように県が一括して窓口を一元化して、その後、市町村に配るという方法など、いろいろな方法が考えられておりますが、それがいいのかどうか、福井県とか鹿児島県とか佐賀県とか、先進的に取り組まれていらっしゃる、先進的というか力を入れていらっしゃる場所の状況も、今後検証しなければいけないと思います。

そのきめ細やかなお礼なんでもございますが、新聞等によりますと、どうも綾町は5,000円ぐらいのマンゴーとか特産品をお礼に差し上げるということで……。このお礼に対する気持ちというのは高く評価するんですけども、先ほども申しましたように、このお礼が過当に競争されて、そういったものでつるとか、そういったのはどうなのかなと。もっとふるさとを思う気持ちというものを重視していかなければいけない。県の出身者である、あるいは県に住んでいらっしゃる方や県を思う方が、県に関係ない方でも、宮崎県に寄附してみたい、宮崎県を応援したいという気持ちになれるような自治体をつくるのが大前提じゃないかと考えております。きめ細やかなお礼と申しますと、その視点で言いますと、宮崎県はお礼状を書かせていただいております。これに今度は私のサインなどもつけるようにして、きめ細やかなお礼を考えていきたい、検討していきたいと思っております。

す。

○**図師博規議員** 大変前向きな御答弁ありがとうございます。ちなみに、九州・沖縄8県のうち、このふるさと納税の受け付け・納付状況を公表していないのが宮崎県だけなんですけれども、これは何か意図的なものがあるのでしょうか。総務部長、お答えできればお願いいたします。

○**総務部長(山下健次君)** 特段隠そうと思ってやったわけではございませんで、私どもも、この記事に接したのはきょうが初めてで、特段取材を受けたということでもございません。先ほど知事が申し上げたとおり、48万5,000円、10件ということでございます。

○**図師博規議員** それでは続きまして、法人事業税に関する暫定措置についてお伺いいたします。この措置は、地方税である法人事業税の半分を、新たな国税として地方法人特別税とした形で一たん国に集め、自治体間に大きな格差が生じないように再分配する仕組みであります。これにより、大多数の道府県では税収が全体で4,000億円ほど増加する一方、東京などの税収が同額減少してまいります。地方税の偏在是正が一定程度進むと評価できますが、実際、この税制改革で宮崎県にどれほどの歳入増が見込まれるのか、この税制の導入効果をお答えください。総務部長、お願いします。

○**総務部長(山下健次君)** 御質問にございましたように、地方と都市の税源の偏在を踏まえまして、今年度の税制改正で、偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの暫定措置ということで、地方税でございます法人事業税の税率を引き下げ、法人事業税の全国税収の約半分に当たる2兆6,000億円程度を一たん国の税収といたしまして、それを地方法人特別譲与税と

いうことで、人口と従業者数の割合に応じて各都道府県に再配分されるという制度でございます。本県の歳入への影響でございますが、近年の法人事業税の税収額、約210億円程度で推移しておりますけれども、これをベースに試算いたしますと、法人事業税は105億円——半分になるんですが——減収となって、一方、この減収分が集められて、それを財源として国から配られる分が225億円ということになり、差し引き120億円の増となる予定でございますけれども、地方交付税への影響も加味した上で、実質的に本県の歳入増加につながるよう措置される必要があるというふうに考えております。ただ、この地方法人特別税は、ことしの10月に開始します事業年度から適用されますので、歳入増の効果が平年度化するのは平成22年度から、フルには平成22年度からということになります。

○**図師博規議員** 今の御答弁では、単純計算はできないにしても、120億円程度の歳入増は見込まれるというお答えをいただきました。自治体間の再分配制度、この税制は大変有効と私は考えます。しかし、今の御答弁でもありましており、あくまでもこれは暫定措置です。地方交付税等で調整されて、丸々120億円増額、歳入増となる可能性がないかもしれません。ただ、これが恒久化されるとするならば、やはり安定的な歳入増として見込まれるわけですから、知事として、この制度の恒久化を国のほうへ訴えていくようなお考えはないかお伺いします。

○**知事(東国原英夫君)** この地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、平成20年度税制改正において創設され、あくまで税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置ということでございました。地方にとって財源がふえることはありがたいのですが、地方税である法人事

業税の一部を国税化するというのは、地方分権のあり方、先ほどと重複しますが、この地方税の本質、負担分任であるという、受益者負担であるという、あるいは地方同士の水平的な取り合いになってしまうということから、適切ではないと考えております。やはり地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図るためには、地方消費税の拡充、つまり水平よりも垂直な国とのやりとりということに重きを置いたほうがいいのではないかと、消費税を含む税制の抜本改革というものが必要であると考えております。

○国師博規議員 ただいまの知事の御答弁は十分理解できるところであり、全国知事会でもそのような内容で国に上申されておるようです。重複いたしますが、今の御答弁、知事会の内容とほぼイコールなんです、知事のお考えも、その知事会のお考えとほとんど同じ、イコールとしてとらえてよろしいのでしょうか。

○知事（東国原英夫君） とらえてもらって構わないと思います。

○国師博規議員 それでは、その知事会の内容、そして知事の御意向にもありました地方消費税分、つまり消費税の論議についてお伺いしたいんですが、今の地方の財政状況や少子高齢化対策等の社会保障費の増大を考え、日本経団連は、夏にまとめる税制改革に関する提言の中で、消費税を10%へ引き上げることが明記することを検討し始めました。たとえ消費税が10%になったとしても、福祉目的税として確立され、提供される具体的なサービス内容と運用内容が明確にされるのならば、国民の理解も得られる、10%でも得られると私は考えます。知事は、この消費税、何%まで引き上げることが妥当だと今お考えですか。

○知事（東国原英夫君） 消費税議論、消費税議論をするときには、必ず前提になることが、国の無駄、政府の無駄遣いを徹底的になくすということ、それを前提に、偏在性のない消費税として国民の皆様方をお願いする段階になるんじゃないかと思えます。全国知事会等も、これは数字的に発表しておりますが、平成23年度における地方の財源不足というのが約8兆円という数字が出ております。これを地方消費税に換算すれば約3%に相当すると試算されておりますが、今後こうした試算も勘案しながら、税制の抜本的改革の議論の中で、税率の検討がなされるべきであると考えております。

○国師博規議員 今できるぎりぎりの御答弁だと思います。地方消費税の3%という試算も実際示されておりますが、今後、そのしのぎ合いになってくるのかなと思われま。また、この税制改革につきましては、道州制論議も並行して進めていく必要があります。国の動向も踏まえた上で、道州制等につきましては、また次の質問機会に取り上げたいと思っております。

では、次に参ります。薬害肝炎についてお伺いいたします。

昭和39年にフィブリノゲン製剤、昭和47年には第9因子製剤が日本において製造・販売が開始され、そして平成6年に至る25年もの間使用が続けられました。これらの血液製剤は、出産の出血のときや手術の止血剤に使用されてきたことは周知のとおりであります。しかし、これらの血液製剤にはC型肝炎ウイルスが混入しており、多くの母親、あるいは手術を受けた方がC型肝炎に感染された可能性があります。また、注射針や採血ホルダーの連続使用でB型肝炎ウイルスに感染したと考えられる方を合わせますと、医原性の感染、つまり医療が原因で感

染してしまったウイルス性肝炎被害者は、全国で350万人もいると推計されています。このことは、もちろん国及び薬品の製造会社に賠償責任があるわけですが、県としても、県内にいらっしゃる被害者、潜在的な被害者の救済のために、積極的に取り組む必要があると考えます。ここでは、県内の医療機関のうちフィブリノゲン製剤及び第9因子製剤を使用した医療機関が何施設あったのか、そしてその医療施設でどの程度その薬剤が使用されたのか、また、その薬剤によって何人の方が感染された可能性があるのか、そのあたりをお答えいただきたいと思えます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 県内でフィブリノゲン製剤などを使用していた施設は、厚生労働省の公表によりますと69施設であります。また、メーカーから各医療機関へのフィブリノゲン製剤等の納入数量が不明でありますので、使用された患者数の推定は困難であります。以上です。

○凶師博規議員 推計困難ということですが、大ざっぱな試算で申し上げますと、宮崎県というのは、大体全国の100分の1が該当するとも言われます。人口もそうです。経済的な歳入歳出もそうです。このことから考えますと、やはり3万人を超える方が潜在的な感染者となっているとも言えます。先日、薬害肝炎全国訴訟の弁護団が発表した内容によりますと、フィブリノゲン製剤使用の確認がとれた方だけでも全国で1万人を超え、実際のC型肝炎感染者は少なくとも2倍以上に達するという見解を公表しています。国は、ことしになりようやく救済のための特別措置法を制定し、症状に応じ給付金を支給し始めました。給付内容は、C型肝炎ウイルスの無症状キャリアの方、症状が発

症していない方にも1,200万円、C型肝炎の罹患するには2,000万円、C型肝炎が進行し、肝硬変及び肝がん罹患した方及び死亡した方には4,000万円の給付がされます。また、治療のためのインターフェロン注射に対しても医療費の助成を設けていただきました。が、給付金の支給を受けるには、まず国を相手取り訴訟を起こす必要があります。その際に、製剤投与をカルテなどの医療記録により証明しなければならないんです。しかし、医療機関に義務づけられているカルテ等の保管期間、年数は5年間です。それでは、再度お聞きしますが、先ほど説明された医療機関のうち、カルテなど医療記録が残っている医療機関がどれぐらいありますか。福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮本 尊君） カルテ等の何らかの記録が残っている施設は、21施設であります。

○凶師博規議員 69施設のうちの21施設しか残っていないんですね。つまり3分の1も残っていない。先ほども言いましたが、保管期間が過ぎておりますので、これを医療機関のほうに責任を追及するのは酷なことかと思われま。しかし、薬剤投与の証明はカルテ以外でもできるんです。医師、看護師、薬剤師等の投与事実の証明や本人、家族等による記録、証言までも裁判手続の中では有効判断されます。ところが、被害者の多くは高齢者であり、自身だけでは訴訟手続を進めていくことは非常に困難で、実際、私のところにも何件か相談が寄せられました。県としては、保健所を中心として、肝炎感染に関する身体的な相談や、この特別措置法に対する相談体制をいかにとっていらっしゃるのかお答えください。福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 厚生労働省が

平成16年12月に、血液製剤が納入されたとされる医療機関を公表いたしましたけれども、本年1月にも再度公表を行い、C型肝炎ウイルス検査を受けるように呼びかけておるところであります。県は、平成16年度の公表に伴い、医療薬務課、健康増進課及び全保健所に肝炎に関する相談窓口を設置し、検査に関する問い合わせ等に対応したところでもあります。今回は、昨年10月から薬害肝炎に関する問い合わせがふえてきたことから、10月30日に、同じように医療薬務課、健康増進課及び全保健所に肝炎に関する相談窓口を設置して、相談に応じているところでもあります。以上です。

○凶師博規議員 相談窓口の設置体制は整っておりますようですが、実際、それらの相談窓口で何件の相談を受けられておりますか。その数字がわかれば教えてください。福祉保健部長。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 平成16年度では、肝炎検査などに関する相談が多く寄せられ、1,609人に対応したところでもあります。今回につきましては、昨年10月からこの5月末までに5,373人の方から相談があり、そのうち1,001人の方から救済措置に関する相談を受けております。相談者には、フィブリノゲン製剤の投与を受けてウイルス性肝炎にかかった方が法の救済の対象であることや、その救済の手続について説明をするとともに、弁護士会を紹介するなど、適切な対応に努めているところでもあります。

○凶師博規議員 今の数字、やはり驚くべき数字です。平成16年の相談者も含めると、7,000名を超える方々が窓口に来られておるといことですね。つまり感染のリスク、自分は感染しているんじゃないかという不安を抱いている方

々なんです。では、相談の次は検査です。検査を実施していく必要があると思うんですが、厚生労働省は、保健所を設置する全国の134自治体での薬害肝炎のための無料検査実施状況を公表しています。我が県では、この無料検査実施状況はどうなっていますか。また、その受診者数、受診状況をお教えてください。福祉保健部長。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 本県では、平成19年6月からウイルス性肝炎の無料検査を県内全保健所で実施しております。さらに、今年度6月1日から、民間の医療機関でも無料検査が受けられるよう体制を整え、県民の利便性の向上を図っているところでもあります。これまでに2,168人の方が受診され、そのうちC型肝炎が陽性であった方が39人でありました。これらの方につきましては、肝炎に関する保健指導を行うとともに、救済手続の説明や医療機関を紹介するなどの支援を行っているところでもあります。以上です。

○凶師博規議員 やはり、かなりの感染者がいらっしゃるようです。しかし、これはあくまでも相談窓口に、そして無料検査にたどり着いた方々であります。まだまだ潜在的な対象者は、救済をしなきゃいけない被害者はいらっしゃるものと考えます。特別措置法が制定されたのがことしの1月ですから、現時点で県民に広く周知されているとは言いがたいところもあります。特に、その被害者の中でも高齢者の方々です。できることなら、保健所から地域に出向き、検診のときや健康教室のとき、もしくは老人クラブの集まりのときなどに、この薬害肝炎に関する一連の説明をしたり、広報みやぎき等を利用して積極的に県民へアプローチされ、被害者救済に乗り出す積極的な行動が必要かと思

われますが、今後取り組まれるような内容があれば、福祉保健部長、お教えてください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 県といたしましては、薬害肝炎だけでなく、全般的な肝炎対策といたしまして、無料検診や治療費助成について、県のホームページあるいは「県広報みやぎ」、それから新聞各社掲載の県政けいじばん等で広報を行っているところであります。また、保健所等の窓口で相談のあった人に対しましては、先ほど申し上げましたように、特別措置法が制定されたことを説明しておるところであります。その中で薬害肝炎の可能性のある人に対しましては、救済を受けるためには国家賠償請求訴訟を起こす必要があることなどを詳細に説明しておるところであります。おっしゃるように、肝炎の治療費助成制度、それから無料検査につきましては、今後とも、いろんな機会を通じて広報に努めてまいりたいと思います。

○凶師博規議員 今後も、県としてできる積極的な救済策を期待しております。

続きまして、医療事故についての質問に参ります。

厚生労働省では、日本において2003年度から2005年度の3年間で、入院患者の6.4%に医療事故または過誤が起こっているということが発表されました。ここでは、県病院におきまして、ここ3年間、医療事故及び過誤が何件起こったのか、その推移と主な医療事故の内容を御説明ください。病院局長、お願いします。

○病院局長（甲斐景早文君） 過去3年間に、県立病院におきまして発生した医療事故でございますけれども、例えば、体位変換の際に骨折させた事例、あるいは手術中に該当する部位以外の箇所を傷つけた事例など、平成17年度に4件、18年度に6件、19年度に3件、合わせて13

件の事例が発生いたしております。

○凶師博規議員 全国平均からすると、かなり低い数字だと思われませんが、全く無事故というわけではないようです。では、その医療事故のうち、訴訟に至るような重大事故は何件あったのか。また、訴訟には至らなかったものの、和解で済んだ件数が何件。また、その和解のときに費用がかかった——和解金の支払いが発生しているかと思いますが——その金額のここ3年間の推移を御説明ください。病院局長。

○病院局長（甲斐景早文君） ただいまの、過去3年間に発生しました13件の医療事故でございますが、訴訟に至った事例はございません。それから、2点目のお尋ねでございますが、現在までに、この13件のうち和解が成立したものは9件ございまして、その和解金額が、平成17年度に1,114万円、18年度に4,751万円、19年度が14万円、この3年度の合計が5,879万円となっております。なお、このうち県議会の議決を必要とします300万円以上の事例が3件ございまして、この和解金額が5,541万7,000円ですから、全体の94.3%、これが議会の議決事項ということになります。残りの6件が337万6,000円となっております。

○凶師博規議員 それでは今後もこの医療事故の減少に鋭意努力してくださいと、質問を次に移すはずだったんですが、残念ながら、先日、県病院及び保健所での採血ホルダーの使い回しが発覚いたしました。この使い回しがいつから行われ、またその対象となった方が何人いらっしゃるのか把握されていますか。また、これによりB型・C型肝炎等に感染された方はいらっしゃるのではないかと言い切れるのでしょうか。今回の採血ホルダーの使い回しでは、感染の可能性があると言わざるを得ない状況になっておると思

われますが、そのあたりの見解、病院局長、いかがでしょうか。

○病院局長（甲斐景早文君） ただいま御指摘のございました今回の件ですけれども、患者の皆様あるいはその御家族の皆様に変御心配をおかけいたしましたことを、まずこの場をおかりしましておわびを申し上げたいと思います。ただいま御質問の採血ホルダー再使用の件でございますが、延岡病院、日南病院、富養園で、厚生労働省から採血ホルダーの取り扱いの変更通知が出されました平成17年1月以降、今回中止しました6月16日までの対象者につきましては、正確な把握はできませんけれども、最大で延べ約21万人というふうに推計をいたしております。なお、これまでの採血ホルダー再使用による感染の報告例等を申しますと、国内あるいは国外ともに一例もないということであります。また、再使用に当たりましては、採血針は一人ごとにそれぞれ取りかえた上で、採血ホルダーの部分のみを十分な洗浄あるいは消毒をいたしまして使用しておりますので、利用者への感染のリスクは極めて低いというふうに考えております。

○凶師博規議員 21万人余の方々を使い回しが行われておったという事実、そして、完璧にはその感染の可能性を否定はできない。やむを得ないところもあったのかもしれませんが、今後また、前の質問でも取り上げました薬害肝炎のような感染のリスクがあると思われる方が相談に来た場合には、丁寧な対応をしていただきたい。福祉保健部長も、あわせてこの件をしっかりと心にとどめていただきたいと思っております。

もう一点、三重県伊賀市、谷本整形におきましては、薬剤のつくり置きが原因で死者が出る

事態となりました。県内では、このような薬のつくり置きの実態があるのか否か、これは県のほうで把握されていますか。また、谷本整形の事件以降、県内の医療機関に何らかの指導をされた経緯があるかどうか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 三重県の事例につきましては、明確な原因についてはまだ明らかにされておりませんが、報道によりますと、院内感染が強く疑われているところであります。県におきましては、院内感染について、従来から文書による指導や病院等に立入調査を行う医療監視を通じて、医療機関における防止体制の徹底を図っているところであります。しかしながら、今回の事例のような注射薬のつくり置きに特化した調査については、現在のところ行っておりません。また、医療機関に対する指導につきましては、今回の事案の重大性を踏まえ、医療機関に対し、医師の管理のもとに適切な調剤が行われるよう、指導の通知を出したところであります。今後、三重県での調査により原因究明が図られるものと考えておりますが、それらを踏まえて、さらに適切な指導を行ってまいりたいと存じます。以上です。

○凶師博規議員 県内では類似事象が起きないように、また細心の御指導をいただきたいと思っております。

それでは、続きまして、高鍋町竹鳩橋周辺整備についてお伺いいたします。この件につきましては、昨年6月議会でも取り上げさせていただきました。その後、新たな情報と新たな地元自治体の動きがありましたので、再度質問させていただきます。

地元では竹鳩橋だけくぼしと呼ばれているこの橋は、川が増水すると水没する、いわゆる潜水橋であり

ます。車両同士の離合はおろか、車両と自転車、車両と歩行者の離合すら大変危険な橋で、周辺住民の悲願として、随分前から拡幅、かけかえの要望が上がっているところです。橋の北側には東児湯消防組合が設置され、近く東九州自動車道の高鍋インターチェンジも整備されます。理想的には、この竹鳩橋を含む周辺を県道に昇格していただき、整備をお願いしたい——現実的ではないと思います。しかし、あきらめられないんです。橋のかけかえをするならば約60億円の費用がかかり、用地買収の問題もあり、整備は困難をきわめるのも事実です。

そこで、きょう、新たな提案です。消防や救急の緊急車両だけでも対岸へ迅速に駆けつけてもらうために、隣接する高速道路——今、お手元の資料、その道路を示していますが——につながる工事用道路があるんです。工事用の車両が通行する道路を緊急車両が利用可能となれば、対岸への移動時間が大幅に縮小されることはもちろん、さらに、橋のかけかえに比べれば30分の1程度で整備が済むとも考えられます。

国土交通省も昨年8月に、全国700カ所ある高速道路につながる工事用道路の中から、地元の要望を踏まえて場所を選び、消防などの車両が通行できるように整備することを検討し始めました。また、地元自治体に対して、地域でつくる防災計画にこの工事用道路の利用を織り込むようにも働きかけてくれています。このような流れを踏まえ、高鍋町、川南町、木城町の関係自治体は期成同盟会を立ち上げ、整備に向けて今、一生懸命汗を流しています。しかし、3町とこの事業主体である西日本高速道路株式会社の間には距離があります。交渉が難航しているんです。ぜひとも県のほうに仲介役として入っ

ていただき、整備を支援していただき、そのようなお力添えはいただけないものか、県土整備部長、お答えください。

○県土整備部長（野口宏一君） 高速道路の事業者でございます西日本高速道路株式会社によりますと、緊急車両用の出口の設置につきましては、地元の自治体からの要望があれば、緊急活動の円滑化等の有効性について検証し、その結果を踏まえた上で、具体的な設置箇所等について協議に着手することとされております。県といたしましては、地元自治体からの要請がございましたら、十分に連携を図りながら、西日本高速道路株式会社等、関係機関との調整に努めてまいりたいと考えております。

○函師博規議員 前向きな御答弁ありがとうございます。今言いましたが、この整備は、高速道路の整備と並行して行わなければ終わってしまうんです。今動かないといけない時期ですので、今後も力になっていただきたいと思っております。

続きまして、6月1日施行の改正道路交通法について、県警本部長にお伺いいたします。

この道路交通法の改正により、後部座席シートベルトの着用が義務づけられました。この後部座席シートベルト着用の啓発と取り締まり、非常に見にくいところのシートベルトで、その取り締まりも難しいと思われそうですが、今後どのように取り組まれるか、お答えいただきたいと思っております。

○警察本部長（相浦勇二君） お答えいたします。

後部座席シートベルト着用義務、これは6月1日から法施行になりました。これまでも、交通安全に関する県全体のプロジェクト長、知事でございますので、知事にも大変お力をおかり

いたしまして、広報啓発を行ってまいりました。御案内のとおりだと思いますが、法律上、一応これは義務化されましたけれども、取り締まりの対象という意味では、いわゆる高速道、高速自動車国道と自動車専用道路のみが法律上取り締まり対象となっております。したがって、具体的に挙げますと、九州縦貫自動車道宮崎線、東九州自動車道、あと自動車専用道路であります国道10号延岡道路、同じく延岡南道路、国道218号北方延岡道路の3路線、ここが取り締まりの対象になります。ただ、これは全国的な指導取り締まりに関するスタンスということで当面決まっているのでありますが、まだ後部座席シートベルトの着用率が十分に徹底していない、周知期間を置いたんですけれども、まだ十分でないということで、本年「秋の全国交通安全運動」が終了する9月末までは——特に悪質で危険なものは除きますけれども——基本的に指導期間ということで着用促進して、まず装着率を上げるということに——法は施行されておりますけれども——しばらくの間当たること、乗っておられる方々の安全のための法制でございますので、何とか環境が整うようにしてまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 あわせて、今回の道路交通法の改正の大きなポイントの一つに、自転車の歩道通行要件の明確化があります。歩道通行できる自転車は、道路標識等で指定された場合や運転者が児童等の場合に限られますが、自転車を通勤、通学に利用する職場や学校へ、どこが走れてどこが走れないのかの啓発が大切になってくると思われます。今後、そのような啓発をいかに行っていかれるのか。また、歩道で自転車通行が認められるところには、通行を示す標識が既に完備されていると理解してよろしいの

か、そのあたりの御答弁を、県警本部長、お願いいたします。

○警察本部長（相浦勇二君） 御案内のとおり自転車は、実は従来から車道原則というのが法律上のルールでございます。ただ、どちらかというと、現実には自動車を中心としたところで広報啓発や指導取り締まりを行ってきていますので、直近の状況を見ますと、いろいろその辺が徹底されていない事情も見当てるのが現実でございます。したがって、基本的には、今回法制を整えましたので、環境の整備も同時にやっていこうと。おっしゃるとおり、自転車、歩行者、そして車、この関係三者が、それぞれできるだけ安全に通行が確保できるような環境を整備しながら、法律的な手当ても現実的にやっていこうということでございます。

御質問の中にありましたので、ちょっと御紹介しますと、広報啓発ということでございますが、まず前提として、自転車が歩道を通行できるの標識は、平均でございますけれども、約300メートルに1カ所程度というのが現状でございます。これは少ないんじゃないかと思われる方もあろうかと思えます。300メートルに1カ所程度というのが現状。それと、自転車が通行できる歩道というのは、つまり、自転車が通行しても、歩行者も安全であるし自転車も安全であるということが、ある程度認められる歩道に限られるわけでございます。ですから、幅員が余り十分でないとか、あるいは大変な急勾配で自転車が急にスピードが出るようなところは、通行可ということではできませんので、そういう観点で規制をしております。県内全体の歩道を見ますと、約6割程度が、自転車が歩道を通行できる歩道になっております。ただ、これは県内のすべてを対象の分母としての6割でござい

ますので、例えば自転車利用の大変多い平たんな市街地、宮崎のど真ん中の平たんな市街地とかだけに限っていただければ、ちょっと手元にデータがありませんけど、もっとぐっと上がってこようかと思っています。いずれにいたしましても、環境整備が非常に重要でございますので、御質問にありました趣旨のとおり、今後とも、特に歩行者と自転車との双方の安全を十分念頭に置きまして、道路管理者の皆さんと連携しながら、標識標示のさらなる充実でありますとか、あるいは対象道路の整備に努めてまいりたいと思っております。

○凶師博規議員 丁寧な御答弁、ありがとうございます。

それでは、最後の項目であります、エコクリーンプラザみやざきについての質問をさせていただきます。私の手元に、ことしの5月21日に宮崎市佐土原町で行われた地区説明会の資料があります。この内容に関して質問いたします。

地元では説明会が開催されていますが、エコクリーンプラザに搬入している関係自治体は11市町村あるわけでありまして。今後、地元以外の自治体にはどのような説明責任を果たされていくお考えがあるのか。午前中の武井議員の質問に、時期を見て誠意ある対応をしていくという御答弁をされておりましたが、地元だけではなく、関係自治体にも同様の対応をされると理解してよろしいか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 県では、エコクリーンプラザみやざき問題に係る意見調整及び情報交換のために、副知事を議長とする連絡調整会議を設置しまして、5月22日に第1回の会議を開催しまして、関係11市町村長等に、こ

れまでの経緯と今後の対応についての説明を行ったところでございます。また、環境整備公社では、従来から、関係市町村との連絡調整のための主管課長会議ですとか担当者会議を開催しております。今後、住民の皆様に対する説明につきましては、これらの会議において協議してまいりたいというふうに考えております。

○凶師博規議員 十分納得はしておりませんが、次に参ります。調整池補修のための工事費が公社側から示されております。5億円程度かかるということですが、この費用は確定したと理解していいのか。また、この費用は関係11市町村に分担させるというふうに理解してよろしいのか、お答えください。環境森林部長。

○環境森林部長（高柳憲一君） 浸出水調整池の第3水槽以外の水槽の工事につきましては、今後、外部調査委員会で工法等の検討を行うこととしておりますので、その経費については確定しておりません。また、費用負担につきましては、エコクリーンプラザみやざきに搬入されるごみの9割以上が関係市町村から搬入される一般廃棄物であることや、一般廃棄物の処理責任が市町村にあることから、関係市町村において応分の負担をしていただくことが適当であると考えておりますので、今後、関係市町村と協議してまいりたいというふうに考えております。

○凶師博規議員 それでは続けて、さらに浸出水に含まれる塩化物イオン濃度が、この施設が供用開始される前の段階では3,000ppm以下に処理されると見込まれていたにもかかわらず、稼働後は6,000ppmから12,000ppmの状態が続いている、現在の脱塩処理施設では処理が追いついていないという状況が明らかになりました。この状況を解消するために、現在はタンクローリー

で宮崎市の公共下水処理施設へ搬出されていますが、一体その費用は幾らかかっているのか、年次的にお答えください。また、この搬出は緊急避難的な対処と思われるのですが、恒久的な対応としては、脱塩処理施設の機能を増強するか、隣接する下水道管へつなぎ込みするかしないかと、恒久的な対応にはならないと思います。施設整備をした場合、どれほどの費用が発生するのか、比較検討していく必要もありますので、概算で構いませんから、その施設整備をした場合の費用をそれぞれお示しください。環境森林部長。

○環境森林部長（高柳憲一君） 環境整備公社によりますと、浸出水の塩処理対策としてタンクローリーで搬出した処理経費は、平成18年度は約3,252万円、平成19年度は約4,377万円となっておりまして、平成20年度は予算額として5,990万円を計上いたしております。また、恒久的な対策として、今おっしゃいました方法でございますが、公社の試算によりますと、脱塩処理施設を増設する場合は約15億円、宮崎市の下水道へ接続する場合は約12億円の費用を見込んでいるようであります。なお、この塩処理対策につきましては、外部調査委員会で検討を行っていただくことにしておりますので、その検討結果を踏まえて対応することになると考えております。

○凶師博規議員 タンクローリーでの搬出費用も年々増大しています。どこまで膨らむのでしょうか。そして、かなり高濃度の塩化物イオンが含まれる浸出水が宮崎市の処理施設に運ばれているようです。宮崎市の基準によりますと、下水処理施設に運び込める塩素濃度は9,500ppm以下の浸出水とされています。エコクリーンプラザから搬出されているこの浸出水は、基準

をクリアしていると言い切れるのでしょうか、環境森林部長、お願いします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 環境整備公社によりますと、エコクリーンプラザみやざきから場外搬出される浸出水処理水の公共下水道宮崎処理場への受け入れ基準が宮崎市から示されておりまして、その受け入れ基準を満たしているとのことでもあります。なお、塩化物イオン濃度が受け入れ基準を上回る場合には、浸出水処理水を希釈して、受け入れ基準を満たした上で搬出していると聞いております。

○凶師博規議員 宮崎市の示す基準はクリアしている、クリアできていなければ水で薄めているという御答弁ですが、全く抜本的な解決にはなっていないですね。

もう一つ行きます。浸出水の搬入時には、宮崎市から示された基準は守られているということですが、守られていますよという確認作業は、書面か何かでされているのでしょうか。環境森林部長、お教えください。

○環境森林部長（高柳憲一君） 宮崎市の定める浸出水処理水の受け入れ基準に従いまして、環境整備公社が、ダイオキシン類濃度は年1回、ダイオキシン類濃度を除くシアン化合物、有機燐化合物などの下水排除基準項目は年2回、それから、塩化物イオン濃度は月1回、それぞれ計測を委託しております財団法人宮崎県環境科学協会の発行します計量証明書を、宮崎市上下水道局に提出していると聞いております。なお、特に塩化物イオン濃度については、環境整備公社において電気伝導度を常時観測し、受け入れ基準を満たしていることの確認を行っているとのことでもあります。

○凶師博規議員 本当に丁寧な御答弁をいただいていると思いますが、今の説明での納得は非

平成20年6月19日(木)

常にまだできかねます。現在、外部調査委員会の調査も進んでおるようですし、その報告を待って、今の御答弁内容との整合性は確認させていただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続いて一般質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時0分散会

6月20日（金）

平成 20 年 6 月 20 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|---|
| 知事
副知事
県民政策部長
総務部長
福祉保健部長
環境森林部長
商工観光労働部長
農政水産部長
県土整備部長
会計管理者
企業局長
病院局長
財政課長
教育委員長
教育長
警察本部長
人事委員長
代表監査委員 | 東国原英夫
河野俊嗣
丸山文民
山下健次
宮本尊一
高柳憲一
高山幹男
後藤仁俊
野口宏一
長友秀隆
日高幸平
甲斐景早
西野博之
江藤利彦
渡辺義人
相浦勇二
黒木奉武
城倉恒雄 |
|--|---|

事務局職員出席者

- | | |
|--|---|
| 事務局局長
事務局次長
総務課長
議事課長
政策調査課長
議事課長補佐
議事担当主幹
議事課主査
議事課主査 | 石野田幸蔵
弓削孝幸
田原新一
富永博章
桑山秀彦
孫田英美
日高賢治
山中康二
隈元淳二 |
|--|---|

◎ 一般質問

○星原 透副議長 ただいまの出席議員40名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、きのうに引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の松村悟郎でございます。今回は、3つの点について質問いたします。

まず初めに、本県の鉄道整備のあり方についてであります。

戦後60年以上がたち、その間、日豊本線を中心に人と物を大都市東京・大阪などに運んだり、県内を移動する足として重要な働きをしてきました。また、日豊本線から宮崎空港に直接乗り入れる空港連絡鉄道の整備や、宮崎一延岡間の高速化も図られてきました。しかし、道路整備も進み、モータリゼーションの発展に伴い、妻線・高千穂線の廃止や貨物輸送の減少、そしてブルートレイン廃止など、その機能は著しく後退してきています。一方、九州では、既に九州新幹線鹿児島ルートが一部開業し、全線開通が目前に迫ってきております。また、長崎ルートも10年後の開業を目指して整備が開始されております。さらに、複線化の状況を見ますと、九州で複線化された区間がないのは本県だけであります。

御案内のとおり、来月開催される北海道洞爺湖サミットでは、環境問題が主要議題とされております。地球温暖化による環境問題の中心である石油に依存する社会からの改善や、石油高

騰によるあらゆる産業への影響を考えると、今こそ輸送コストが低く、二酸化炭素排出量も自動車の10分の1、船に比較しても半分程度の鉄道輸送が活用されねばならない重要なファクターになると思います。高速鉄道整備は、東九州自動車道の平成26年度の供用開始を目指して着実に進んでおります。一定の方向性をつくり上げたわけであります。ここで、もう一つの柱として、日豊本線を中心とした本県の鉄道整備に積極的に取り組む必要があるのではないのでしょうか。そこで、知事にお尋ねします。産業振興や環境問題、脱石油などの観点から、本県の鉄道整備のあり方についてどう考えておられるか、お伺いしたいと思います。

次に、子育て支援についてであります。

核家族化、女性の社会進出、晩婚化など、社会構造の変化に伴い、子供の出生率が平成17年には1.26と大きく下がるほどの少子化の影響で、保育園、小学校の統廃合、地域存続の危機など、将来の日本を支える人材の確保や社会構造に大きな影響が出るのではと懸念されております。今まさに、安心して子供たちを産み育てる社会を構築することが求められております。積極的な家族政策を進めるフランスでは、一時出生率が1.65の水準から2005年には2.005と大きな回復を遂げております。我が国でも少子化対策は、エンゼルプランから現在の子ども・子育て応援プランとしてさまざまな対策が打ち出されていますが、それでもフランスの予算の3分の1であります。ただ、この政策の中で、本県として最大の効果を上げる支援をしていく必要があるわけです。

私の住んでいる高鍋町では、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の充実など、子育てに対する支援を求める声を多く聞きます。知事は、

新みやざき創造計画の中で、だれもが安心して子供を生み、健やかに育てられる環境づくりを進めるとし、こども政策局も新たに設置されるなどしております。安心して子育てできる環境づくりに今後どのように取り組むのか、県の基本的な考えについてお伺いしたいと思います。

次に、産業と雇用の拡大に大きく寄与している我が県の農業の役割についてであります。

宮崎県は、自他ともに認める、日本の中でも有数な農業県であります。昨年、鳥取県で開催された5年に一度の和牛界のオリンピック、全国和牛能力共進会では、9部門のうち7部門で優等主席を受賞し、さらには種牛、肉牛の両部門で最高賞の内閣総理大臣賞を受賞した、名実ともに日本一の宮崎牛を初め、「太陽のタマゴ」のブランド名で全国に名を広げたマンゴー、完熟キンカン「たまたま」など、全国を代表する逸品となりました。これもひとえに、これまでの生産農家や関係者のおいしい牛肉やマンゴーなどをつくり上げるために積み重ねてこられた地道な努力の成果であると思います。また、知事におかれましても、全国をまたにかけたトップセールスや各種マスコミなどを活用したPR等により、全国での知名度も一気に上がってきております。また、相次ぐ台風災害や口蹄疫、鳥インフルエンザの発生などの本県農業の存亡の危機に遭遇したときでも、あらゆる対策が講じられ、それらの苦難を乗り越え、今や日本の農業の中で、本県農業生産額も全国第5位まで上り詰め、他県が減少している中で、これまでの取り組みは大変評価ができると思います。

しかしながら今、生産農家の現場で、重油、配合飼料などの価格が、かつて経験したことのないスピードで上昇しており、農家の経営努力

で解消するには限界に達し、厳しい経営環境に置かれております。一方、同時に世界的な食料不足と日本の自給率低下の問題も抱えており、この苦境をチャンスととらえ宮崎の農業がさらに飛躍できるのか、大変大事な時期でもあるのではないのでしょうか。今こそ農業が宮崎の産業や雇用の拡大に果たす役割が大きいと考えられます。農業が果たす役割の重要性について、知事の所感をお伺いしたいと思います。

以下、関連する質問については、自席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

鉄道の整備についてであります。鉄道は、だれもが利用できる定時・大量輸送が可能な交通機関であり、県民の生活や地域の産業を支える社会基盤として、さらには、高齢社会の進行や地球環境問題にも対応する交通手段として、今後ますますその役割は重要になってくるものと考えております。そのような中で、本県の鉄道の状況を見ますと、東九州新幹線の整備、日豊本線の高速化、車両のリニューアル化など多くの課題があります。特に東九州新幹線の整備、日豊本線の高速化は、いずれも多額の費用を要し、昨今の国、地方の厳しい財政状況、JR九州の経営実態、さらに、今後ますます求められる費用対効果の視点やコスト意識の中で、具体化の見通しが立たない状況であります。一方で、西九州では九州新幹線の整備が進み、まさに鉄道に関しては西高東低がより明確になってきております。私は、このような状況を見たとき、本県の鉄道整備、特に東九州における幹線鉄道の整備のあり方、方向性について、具体的な戦略を固めなければならない時期に来ているのではないかと考えているところであります。

いずれにいたしましても、鉄道の整備は、本県の活性化はもとより、九州の一体的発展を図る上で重要な課題でありますので、積極的に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、子育て支援対策の基本的な考え方についてであります。子供は社会全体の宝であり、子供を生み、健やかに育てていける環境づくりは、私の県政運営の大きな柱であります。このため、本年度におきましては、子育て支援対策を重点施策に位置づけるとともに、福祉保健部内にこども政策局を設置し、少子化対策の強化及び施策の総合的な推進を図ることとしたところであります。また、県庁内におきまして、私を本部長とする子育て応援本部を中心に、各部局の連携をさらに強化するとともに、企業や店舗等の協賛を得て取り組んでおります「みんなで子育て応援運動」の一層の推進を図るなど、社会全体で子育てを応援する機運や仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。子育て支援につきましては、これらの取り組みとあわせ、税制の見直しや財源の確保など、国における抜本的な対策が不可欠でありますので、引き続き、国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

続きまして、農業が果たす役割の重要性についてであります。農業は、食料の安定供給のみならず、国土・環境の保全など多面的な機能を有するとともに、地域社会の維持・活性化、さらには生産活動に伴う雇用等も含めた他産業への経済波及効果も高く、本県の重要な基幹産業であると認識しております。しかしながら、農業を取り巻く情勢は、国内外の産地間競争の激化や、担い手減少、高齢化の進行などの構造的な課題に加え、地球温暖化の進行や原油・飼料価格の高騰など、近年、新たな課題も顕在化し

ております。また一方では、食料自給率や食の安全・安心の問題など、国民の食に対する関心は確実に高まってきているところでございます。これらの情勢に的確に対応し、食料供給県としての地位を確固たるものにしていくために、私は、「食料と環境の世紀」と言われる今こそ、これらの変化をビジネスチャンスととらえ、本県農業の強みを生かした農業を展開し、さらなる発展を図る必要があると考えております。以上です。〔降壇〕

○松村悟郎議員 それでは自席から、鉄道整備についてまず質問したいと思います。

今、知事から、鉄道整備のあり方、方向性について、具体的な戦略を固めていかないといけない時期に来ているという認識の御発言がありました。私も全く同感であります。高速道の整備活動に関しては、本当に目に見えた活動がなされてきたと思います。一方、鉄道整備に関しては、なかなか見えないものがあつたのではないかと思いますけれども、これまでどのように取り組んでこられたのか、県民政策部長にお伺いします。

○県民政策部長（丸山文民君） これまでの取り組みについてであります。県では、平成5年に、県費12億円余を含む総事業費24億円余をかけまして、日豊本線宮崎一延岡間の高速化を実施し、また、平成8年には、県費11億円余を含む総事業費38億円余をかけて、宮崎空港連絡鉄道を建設するなどの整備を進めてきたところであります。また、毎年300万円程度の予算措置を講じまして、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会を初め、九州、全国の鉄道整備促進協議会や九州知事会などを通じまして、国及びJR九州に対して、宮崎と鹿児島及び大分県境間の高速化や車両更新などの要望を行ってきたところであり

ます。さらに、機会あるごとに県独自の要望活動も行っているところでありまして、今後とも引き続き、日豊本線の利便性向上のために強く要望してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 今の御答弁で、平成8年の宮崎空港連絡鉄道整備以降、平成9年以降に関しましては、要望活動を引き続き行っていらっしゃるけれども、現在、大きな効果はなかったというふうにとらえさせていただきたいと思います。日豊本線の高速化とともに複線化の推進というの、鉄道整備促進期成同盟会で決議をされておりますが、複線化について県の考え方を、県民政策部長にお伺いしたいと思います。

○県民政策部長（丸山文民君） 複線化につきましては、列車すれ違いのための待合をなくし、増便や利用しやすいダイヤの編成が容易となるという効果がございます。また、待合時間の解消により、時間短縮効果も期待できるものであります。御質問にありましたように、県では、これまで日豊本線の複線化についても要望を行ってまいりましたけれども、JR九州といたしましては、現在の利用者の状況では、用地費や工事費に莫大な費用を要する複線化は困難との考えを示しておられます。当面、実現は厳しい状況にあるのかなというふうと考えております。

○松村悟郎議員 鉄道が民営化されてJRが運営しているわけですが、現在、採算性が表に出て、なかなか事業として日豊本線には取りかかっただけがないという現状ではないかと思っております。利便性の悪い鉄道にはなかなか利用者もふえないということで——手元の資料を見ていただくとおわかりになると思いますが、これは本年度の6月の時刻表から抽出し

たものです。ラッシュ時の夕方6時から7時の1時間の宮崎あるいは各地域を比較した表でございしますが、約30キロをめどに抽出させていただきました。宮崎—高鍋間、普通電車2本、特急1本、普通電車ですと30分待たないといけません。博多—鳥栖間は普通が7本、特急6本、13本です。普通でも10分待たなくて電車が来る。複線と単線の違い、あるいは人口が集中しているかないかという違いがあると思っておりますけれども、このように、利便性を高めれば利用客がふえるのか、このことも検討していかないとけないのではないかと思います。

次に、鉄道利用の拡大と国が進める効率的な利便性を高める都市づくりの観点から、駅を中心としたコンパクトシティへの取り組みについて、その考え方を商工観光労働部長にお伺いたしたいと思います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 本県に限らず、全国も同様でありますけれども、人口減少、少子高齢化が進む中におきましては、商店とか職場、住まいなどの多様な都市機能を集積しました、コンパクトでにぎわいにあふれるまちづくりというものが求められております。これまで県におきましては、例えば日向市駅周辺において、土地区画整理などとあわせて実施されました商業集積整備などに対して支援を行ってきたところであります。まちづくりを進めるためには、地域が主体となり、国や関係機関などと密接な連携を図って進めていくことが大変重要でありますので、県におきましては、今後とも、地域商業づくり総合支援事業などを通じて、子供とか高齢者にも暮らしやすい、コンパクトなまちづくりへの取り組みを支援してまいりたいというふうと考えております。

○松村悟郎議員 まちづくりから駅や鉄道を広

げていくという考えも、コンパクトシティの中にはあると思います。利用客が少ないから複線化や駅整備が難しいでは、何の解決にもなりません。環境問題を初め、社会ニーズは大きく変わろうとしております。複線化や駅を中心とした都市整備をすることで利便性が増し、利用の増加につながります。卵が先か鶏が先か、それだけの話であります。知事は、道州制への移行に当たり、高速道路整備を初め、インフラ整備が各県同等のものになり、県民の不利益にならないかと発言をされております。また、昨日の福田議員の質問の中でも、鉄道貨物のあり方がやっと話されることになったと発言がありました。課題はたくさんありますが、知事の発言どおり、具体的な戦略を固めていただいて、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、子育て支援対策についてであります。少子化対策は本当に幅広い分野にわたり、社会全体で取り組まなければならない課題であります。特に今回は、学童保育についてお伺いします。共稼ぎや女性の社会進出、ライフスタイルの変化に伴い、学童保育のニーズが高まっております。放課後児童クラブにおける待機児童やクラブの大規模化への対応が課題となっており、これらの課題に対する支援が必要になってきていると思いますが、県の支援策について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 放課後児童クラブにつきましては、子供の健全育成を図るとともに、仕事と子育ての両立支援の役割も担っていることから、設置箇所数の充実や、良好な環境の確保が重要と考えております。このため、県におきましては、国庫補助制度を活用し、市町村に対して、放課後児童クラブの運営費助成を行い、クラブの設置を促進するとともに、

厚生労働省が策定した「放課後児童クラブガイドライン」の周知徹底を図るなど、放課後児童クラブの運営内容の充実に努めているところであります。この結果、設置数は、次世代育成計画を上回るペースで増加しておるところであります。今後とも、子育て支援対策のより一層の推進を図る観点から、放課後児童クラブの設置や適正な人数規模への移行について、市町村に働きかけてまいりたいと考えております。以上です。

○松村悟郎議員 P T A活動などで小学校にも行く機会はあるんです。特に1年生のクラスでは、そのクラスをまとめるのに先生たちも大変苦勞しているというお話もよく聞きます。放課後児童クラブを利用する児童には、きめ細かな指導が必要な障がい者の方も含まれております。一緒に保育することによるトラブルも発生しているようです。県の対策について、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れを円滑に行うためには、障がい児に適切に対応し得る指導員を確保することが特に重要であります。このため、今年度から、国の制度改正を踏まえ、障がい児対応に関する専門的な知識を有した指導員をクラブに配置した場合には、その人件費を助成するなどの対策を講じているところであります。以上です。

○松村悟郎議員 子育て支援には、きめ細かな取り組みが必要です。行政のみならず、N P Oなど民間団体の取り組みが欠かせないと思います。県の認識と民間団体の取り組みに対する支援について、再度、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 多様化する子

育て支援ニーズに対応するためには、お話のように、NPO等民間団体の取り組みが不可欠であると認識しております。このため、平成20年度の新規事業として、「地域の絆で子育て支援事業」を創設しまして、民間団体が行う、例えば、ファミリーサポートセンターの立ち上げや、子育て支援者の研修・交流、さらには、父親の育児参加促進事業などを支援することとしたところであります。また、こうした民間団体の活動を促進する観点から、新たに表彰制度として「夢ふくらむ子育て顕彰事業」を実施いたしますとともに、NPO等民間団体との交流の場である「みんなで子育て協働推進プラザ」の充実にも努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○松村悟郎議員 民間の取り組みについては、さまざまなものがございますけれども、今、御答弁の中でありましたファミリーサポート事業、これは非常にいい事業だなと私も思っております。一昨年、私も、静岡県、神奈川県を視察してまいりました。先進地の取り組みの現状でございますが、子育てが終わった御夫妻が、サポートセンターに里親として登録して、御近所のお子さんを放課後とか土曜日とかお預かりする制度でございますが、実の孫のようにかわいい、そして、生活に生きがいを感じるようになったというお話もされておりました。ファミリーサポート事業などさまざまな支援に手を差し伸べる県の政策でございますが、多様化する子育て支援のニーズに、これからも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

さて、学童保育の現場では、大変苦勞しながらも、子供たちのために一生懸命取り組んでいただいております。一つの例でございますが、きょうはここに1冊の絵本を持ってまいりまし

た。一人の子供がかいた世界に一つだけの本、題名は「天才きつつき」というものですけれども、小学校1年生の子がかいた絵でございます。そして、放課後クラブの先生がアドバイスしながらお手伝いして、1冊の絵本をつくり上げた、その絵でございます。クラスが本当にまともじゃなくて、子供たちも先生も悩んでいた。児童クラブがですね。そのとき、この絵本をかいた一人の子が、隅っこで絵をかいていた。なかなかその子もなじめなかった。先生の提案で絵本をつくることにした。そして、1年生ですので時間がかかったんでしょうけれども、やっと1冊の絵本をつくり上げた。そのつくり上げる過程で、周りの子供たちもだんだん興味が出てきて、児童クラブの運営も非常にうまくいくようになった。今、この絵本も何冊かになっていると思います。それぞれの子が参加し始めて、児童クラブの運営も本当に楽しいものになっていると聞いております。放課後も子供たちにとっては社会性を築く大切な一つの場所であると、そのとき本当に感動させられました。世界にたった一つの絵本です。ほかにないんですけれども、後で知事にお届けしますので、ぜひ御感想をお聞かせいただいて、それを子供に届けたいと思いますので、またよろしく願い申し上げます。

それでは次に、農業の果たす役割について質問させていただきます。経済の動きを左右するものは、そこにかかわる人材、資源、そして資金力であります。本県の農業にどれだけ予算措置をされてきたのか。県全体及び農業部門において、10年前と現在の予算ベースでどれぐらい減ってきているのか。また、予算削減の中で、農業施策についてどのように取り組んでこられたのか、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

す。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 県の一般会計の当初予算額ベースで平成10年度と本年度を比較しますと、県全体では、平成10年度が6,582億円、本年度が5,590億円で、額で992億円の減額、10年前の85%程度となっております。

一方、農政水産部の予算のうち、農業部門におきましては平成10年度が666億円、本年度が364億円で、額で302億円の減額で、10年前の55%程度となっております。農業予算の主な減少の要因といたしましては、公共事業の縮減とともに、平成10年度に行われていた試験場や農業改良普及センター等の整備が順次終了したことなどによるものでございます。こうした厳しい財政状況の中で、これまで整備してまいりました基盤や培ってきた生産技術等を効率的に活用し、施策の選択と集中を進めながら、新たな課題等にも、農政水産部組織一丸となって積極的に対応し、本県農業の発展に取り組んでまいったところであります。

○松村悟郎議員 今御答弁いただいたように、県の予算全体がここ10年間で15%削減をされております。農業予算は3倍に当たる45%が削減されております。こういう中で、これまで関係者が本当によく努力されてきたんだと驚かされます。先ほどもお話をさせていただきましたが、宮崎県の産業を引っ張る農業は、大変健闘はしておりますが、県の施策、予算の中では大変厳しいものがあるのではないかと思います。また、昨今、燃油や配合飼料の高騰対策など、喫緊の課題も抱えております。自給率を上げ、世界的な食料難に立ち向かう日本の食料を支えていけないといけないと思います。それが、宮崎県のこれから果たさないといけない役割だとも思います。この予算の流れの中で宮崎の農業

を支えられるんでしょうかという疑問を持ちながら、次の質問をさせていただきます。

次に、人についてちょっとお伺いをいたします。年々進んでおります農業従事者の減少あるいは高齢化に悩む農業を支える担い手についてであります。将来の宮崎の農業を担ってくれる新規就農者の確保・育成の現状と今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 平成17年の農林業センサスでは、基幹的農業従事者が5年間で約2,000人減少し、また65歳以上の割合が5割を超えるなど、担い手の減少や高齢化が進行しております。新規就農者の確保・育成は大変重要な課題であると認識しております。このため、県といたしましては、県内外での就農相談会や、新規就農者等を対象にした農業実践塾を初め、各種研修、普及センター等による就農後の重点指導を行うとともに、就農開始に必要な施設・機械等への補助や無利子資金の貸し付けを行っております。また、将来の若い担い手を確保するため、先進農家を農業高校に派遣する出前授業などを行っております。就農相談件数は、団塊世代の退職者を含めて増加しております。関係機関・団体一体となった取り組みにより、近年、新規就農者数は約200名を確保しているところであります。今後とも、県、市町村、JA等で構成します担い手育成総合支援協議会と連携を図り、就農啓発から定着までの総合的な支援を行ってまいりたいと存じます。

○松村悟郎議員 それでは、次代を担う子供たちの教育についてお聞きしますが、夢を持って農業を職業として選ぶ基盤づくり、これも大切なことでもあります。農業高校のあり方、あるいは農業大学校のあり方、この件についてお聞き

したいと思いますが、まず、本県の農業高校における担い手育成や今後の農業教育のあり方について、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会におきましては、一昨年度から、各地域のJAや農林振興局などと連携をいたしまして、農業の担い手を育成する事業に取り組んでいるところであります。その中で、学校におきましては、先進農家での体験実習や就農支援制度に関する研修などの実践的な学習を取り入れているところであります。また、現在、県の産業教育審議会に、これからの本県農業教育のあり方について諮問をし、時代の変化に適切に対応する農業教育や地域の特色を生かす農業教育の推進等の視点で、御審議をいただいているところであります。この審議会では、委員から、高校の再編整備や大学との連携等が進む中で、農業高校と農業大学校とが連携した担い手育成の取り組みが必要ではないかとの御意見もいただいているところであります。今後とも、地域や関係機関等との連携を図りながら、本県ならではの農業教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

○松村悟郎議員 少子化の影響ということで、学校現場、学校教育も大きな転換期に来ていると思います。小中高連携や一貫教育あるいは再編整備など、既に実施されているところもあります。今、教育長からも農業高校と農業大学校の連携というお話もありましたが、それでは、農業大学校での取り組みの現状と今後のあり方について、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 農業大学校では、すぐれた農業後継者及び地域農業を先導する指導者を養成するため、農業経営に関する高

度な知識及び技術についての教育を行っております。直近5年間の入学者数は、ほぼ定員を充足しており、また、卒業生331名の進路は、直ちに就農した者が136名、それから、研修を経て就農する者が57名、農業団体や農業関連産業に就職した者が87名、専攻科進学が24名となっております。このように、卒業生の多くが就農または農業関連産業に従事し、地域農業を牽引するリーダーとして活躍するなど、本県の農業の発展に大きく貢献していると認識しております。今後とも、最近の農業情勢の変化を踏まえ、高度な経営感覚と国際的視野を持ったプロの農家や地域農業のリーダーを育成するため、実践教育の充実を図るとともに、さらに魅力ある農業大学校に向けた取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 今、人材育成、担い手育成ということで、高等学校、そして農業大学校についての現状と取り組みについてお話を伺ったところであります。農業高校は、職業系の高等部ということで、今、再編も進んでおります。専門性を残しながら農商工をリンクさせた横のつながりといいますか、総合学学科的に連携した再編だと思えます。私の地元ですので、高鍋農業高校についてはよく知っているわけですが、高鍋農業高校も昨年は肉牛で宮崎県のチャンピオンになりました。また、地域の青年の主張とかあるんですけども、農業高校からもよく参加されております。その中でもほとんどいい成績をとられますし、そのお話にも感動させられます。さらに、通っている高校生の皆さんも、本当にあいさつもよくできておりますし、地域の清掃なんかにも積極的に取り組んでくれております。すばらしい教育、子供たちの人材が育成されているなど思っております。た

だ、これからの農業、より高度な経営感覚、あるいは国際的な農業に対応するためには、もっともっとプロの担い手になってもらう必要もあるのではないかと思います。例えば、高校をさらにパワーアップして、農業大学校とリンクした日本で初の農業高専大学校、農業高専として一貫教育ができるような、夢の持てる農業マイスターを育成できる農業大学校になったらいいのではないかと——これは私の考えでありますので——私はそのように思ったりもしております。それだけ農業高校と農業大学校のそれぞれが非常によく検討されていると思いますが、せつかくあるその資源を、これからの宮崎県の農業のために、夢の持てる農業のために、何とか県のほうで活用して、パワーアップしてもらいたいというのが私の所感であります。

また、農業はすそ野が大変広く、地域の産業に大きな広がりをもたらしています。食品関連産業の振興にどのように取り組んでおられるのか、商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 本県製造業の主要な業種である食料品、飲料などの食品等関連産業の振興を図りますことは、素材として用いられる本県農産物の活用につながるなど、第1次産業の振興にも貢献するものでありまして、大変重要であるというふうに思っております。このため、県におきましては、食品開発センターを中心にして、県内の農産物を用いた食品開発に関する研究や、企業との共同研究、また、技術指導等により商品開発を支援いたしております。これまでに、例えば、県産ブドウを利用したワインとか、日向夏やユズのリキュール、さらには干し大根のドレッシング、そういったさまざまな商品開発を支援し、

実際に事業化も図られてきているところでございます。また、物産展とか商談会を開催しますなど、本県農産物を活用した県産品の積極的な販路開拓・拡大への支援も行っているところでございます。今後とも、農政水産部はもとより、関係機関とも連携を図りますとともに、地域資源の活用や農商工連携などの国の施策も活用しながら、食品等関連産業の振興への取り組みを一層進めてまいりたいというふうに思っております。

○松村悟郎議員 平成18年度の工業統計調査結果によりますと、食料品関連の本県の事業所数は518事業所で、全体の30.5%であります。従事者数も1万5,790名、全体の26.8%であります。このように、農業が本県にもたらす効果は大変大きなものがあります。国の農商工連携を活用した取り組みも、これをリードしていくのは、まさに農業だと思います。本県農業へのさらなる投資を誘発していくためにも、将来を見据えた上での魅力と夢の持てる農業への展開が必要だと思いますが、最後に、知事の見解をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） おっしゃるとおりでございます。私は、21世紀は水と空気と食料の時代になると考えております。そのため、基幹産業として、これまで先人たち、大先輩たちが知恵と工夫を駆使して受け継がれてきたこの本県の農業というのを、大きく花開かせることが私の一つの役割だと思っております。そのために、この1年半、主に農林水産製品を中心にPRをさせていただいたところです。それはひとえに、生産者の方々の生産意欲を損なわない、それを持ってもらうということが私の目的でありました。農業は生まれ変わろうとしております。IT化、集約化、大規模化、そして1

次産業と2次産業を合わせた3次産業化、あるいは3次産業も合わせた6次産業化、そういったものに姿を変遷して生き残っていかなければいけないと考えております。そういった意味では、あらゆる視点に立ち、農業を革新する先進県であっていただきたいと、私は考えております。今後とも、本県の食料供給県としての役割、農業が持つ重要性、そういったものを本県の方々、あるいは後継者の方々に広く知っていただく、そういった運動もしていかなければいけないのではないかと考えております。例えば、県庁職員、まず隗より始めよではないですけども、県庁職員全員が農業に従事する半官半農運動——例えばですよ——そういったような運動も必要なのではないかと考えておる昨今でございます。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。私も、半農議員という形で取り組んでみようかなという気持ちにもなりました。昨年の経済の動きの中で、宮崎県では、地銀であります宮銀、宮崎太陽銀行が、一昨年よりも大きな農業投資をしております。農林中金も昨年より大きな投資をしております。それは、経済の専門家である彼らが宮崎県の農業に期待をしているからだと思います。先ほどもお話ししましたけれども、非常に難しい局面には来ておりますけれども、今、まさに大きなチャンスだと思います。知事が日ごろから宮崎県をどげんかせないかんとおっしゃっているとおりでございますが、本県の農業も、どげんかせないかん。農業は、宮崎県が一番得意とする分野でございます。この得意とする分野に積極的に投資することが大事だと思います。昔から、「農家が元気が出らんと商店街も暇でいかんわ」と、よく話が出てきます。そのように、農業は地域を支えると思

ます。この10年間で半分近くになった県の農業予算、大きなツケが回ってこないことを願っております。今こそ農業に積極的に投資すべきだと思います。知事の御英断をお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○星原 透副議長 次は、押川修一郎議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自民党5番バッターの押川修一郎でございます。実は昨夜、家内と家内の友達に連れられて、宮崎市民文化ホールに行ってみました。「佐藤竹善&フレンズ」というコンサートに行ってみました。宮崎市民文化ホールにはどのぐらいが入るのか知りませんが、恐らく2,000名ぐらい入れるのではないかなと思います。会場はいっぱいでありました。それも私の子供たちぐらいの若い世代がたくさん出てきておりました。まさしくちょっと前までこの議場もいっぱいだったということでありまして、少しずつ議場の人数も少なくなってきました。私も、この佐藤竹善さんのすばらしい歌声に私も魅了されましたので、きょうも一般質問、一生懸命頑張りたい、そのように思ったところであります。

それでは、財政問題に関して何点か、通告に従いまして質問させていただきたいと思

国は、地方の平成20年度の予算編成にしまして、財政制度等審議会において基本的な考え方を示し、地方はプライマリーバランスと財政収支が均衡し、債残高は減少し、地方税収は大幅に増加しているというマクロの数値を根拠に、地方財政にあっては、歳出に関してさまざまな問題を指摘しておられるところであります。基本方針2007で示された歳出改革路線を堅

持し、地方歳出を厳しく抑制していくこと、また地方向け補助金・負担金の整理合理化に一層取り組むべきとし、地方、とりわけ本県の実態とはかなりかけ離れた根拠による地方歳出の抑制が言及されていることは、地方の実態とはかなりかけ離れた論拠をもとに地方財政を抑制し、国の財政再建を推し進めようとするスタンスだというふうに危惧をしております。こうした方針は、基本的には堅持されたところでありますが、地方自治体間の税収格差是正策や交付税に地方再生、活性化対策として特別枠の設定など、地方への一定の配慮がなされたのは御案内のとおりであります。

こうした中、本県の本年度当初予算は、中山間地域対策としての森林の未植栽地対策、入札改革に伴う建設産業対策、少子高齢化対策、医療構造改革への対応など、さまざまな課題に直面する中、苦心の編成であったところであります。本県の予算、財政構造の問題点をあえて3つ挙げれば、経常収支比率と公債費比率が高い、県税収入が低いことに尽きるのではないかと思います。したがって、今年度の収支不足は、中期財政見通しの264億円から386億円に拡大し、昨年度にも増して厳しい環境になっております。少子高齢化の進展や産業構造の変化の中で大きく変化し、それに対応すべき課題が山積をしております。

しかしながら、最近の国の政策の流れを見ますと、三位一体改革や新型交付税の導入、道路特定財源の一般財源化などの税財源の問題を初め、国民生活に少なからず影響を及ぼす各種の政策において、地方との認識にギャップがあり、そのしわ寄せがすべて地方に回されているような気がしてなりません。厳しい財政環境を打開し、国と地方の認識のギャップを改め、本

県の直面する県民に身近な喫緊の諸課題を解決していくためには、行政の効率化を図り、無駄ゼロを進めるさらなる行財政構造改革の推進、税財源の確保・充実などの徹底した自助努力を行い、財政の健全化に努めることはもちろんですが、地方分権改革推進法によって本格化した地方分権の第2期改革に当たり、国と地方の役割分担の見直しや地方税財源の充実に向け、知事が強力なリーダーシップを発揮し、必要な事業には予算を積極的に計上していくことが、何よりも今、強く求められておると思います。そこで、知事にお伺いいたします。本県の財政構造、とりわけ経常収支比率の改善が必要であると思いますが、改めまして決意及び今後の方針についてお伺いいたします。

次に、地方分権改革についてお伺いいたします。真の地方分権を推進し地方自治の確立を図るため、さまざまな議論を経ながら、一応の決着を見た三位一体の改革の大きな柱である税源移譲が実施されました。しかし、地方分権に向かった改革が始まったばかりで、第一次段階にすぎません。さらなる税源移譲、地方の自由度を高める視点から、国庫補助負担金改革、地方交付税における財源の保障機能の充実・確保などを図っていくことが必要であると思います。県、市町村が一体となって、地方税財政の確立のための改革を国に強く求めていかなければならないと思います。このたびの分権委員会の答申について、知事の考えをお聞かせください。

以上で壇上の質問を終わり、後は自席から質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

経常収支比率についてであります。平成18年度普通会計決算ベースで、全国と比較します

と、財政構造の硬直度をあらかず經常収支比率は、全国平均が93.6%に対して、本県は92.1%で全国第11位となっております。しかしながら、柔軟性を失いつつあるとされる80%をはるかに上回っており、財政構造の硬直化が進んでいるところでございます。私といたしましては、本県が直面するさまざまな政策課題に的確に対応していくために必要な施策を積極的に展開できるよう、持続可能な財政構造への転換を図らなければならないと考えております。そのためには、人件費、公債費など義務的支出である經常経費を削減するとともに、県税、地方交付税等の一般財源の確保が必要ですので、引き続き、第2期財政改革推進計画に基づき、義務的経費の削減や事務事業の徹底的な見直し、歳入確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、地方分権についてであります。私は、地方の自主性・自立性を高め、地域の特性に応じ個性豊かで活力に満ちた地域づくりを進めていくためには、地方への権限移譲とともに税源移譲を積極的に行い、真に実効性のある地方分権を推進し、分権型社会の構築を図る必要があると考えております。このため、地方が担う事務と責任に見合う財源を確保できるよう、まずは国と地方の税源配分を5対5にすることを目指して、税源移譲を含む税源配分の見直しを行うとともに、税源の偏在が小さく、安定性のある地方税体系が確立されることが重要であり、特に地方消費税の充実強化を図っていくことが必要であります。また、地域の財政力格差解消のためには、財源調整機能と財源保障機能を有する地方交付税について、総額を確保するとともに、制度の充実を図っていくことも必要であると考えております。今後とも、全国

知事会等と連携しながら、さらなる地方分権の確立につながる地方の税財源の充実強化について要望してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○押川修一郎議員 ありがとうございます。地方が担う事務と責任に見合う財源を確保する、国と地方の税源配分5対5、まさしく私たちがそういうふうと考えておりますし、ただいま知事も全国知事会等と連携しながら、さらなる地方分権の確立につながる地方の財源確保等に努力されるということでもあります。そういう中で知事は、5月24日の自民党県連の総会に際し、地方分権改革に関連して、知事会のあり方を強く批判されるような発言をされました。この全国知事会を批判する真意、これはどういうものなのかということと、本来、地方六団体という組織の中核的な知事会でありまして、議を尽くし、ここで一丸となって、国にいろいろな要望なりを取りまとめていくのが知事会かなというふうに私たちは理解しておりましたので、よければ真意をお聞きしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 全国知事会が果たすべき役割、あるいは果たしてこられた功績や実績は、私もある一定の評価をさせていただくところでございますが、御存じのように、三位一体の改革のとき、闘う知事会として、国に要望・要請を取りまとめました。しかし、御案内のように、地方財源というのは、地方交付税として総額5.1兆円減らされております。その結果を踏まえて、あのときの知事会は一切何ができたのかというふうに、一抹の疑問と一抹の心もとなさというか、そういったものを感じておりました。ですので、今後の知事会というのは、やはり一丸となって国に対して物が言える、そういった闘う知事会、地方の代弁者として役割を

大きくする、その権限を大きくしていこうというような期待、目標もあっての発言でありました。

○押川修一郎議員 わかりました。

再度お聞きいたしますが、知事本人、国会に出て地方分権の代弁者としてさらに力を発揮される場のほうがいいのか、あるいは、今の県知事として、宮崎県の代表として、全国知事会の中の一人として地方分権をされたほうがいいのか、どちらでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 地方分権というのは、地方と国が両輪でやらなければいけない政策だと考えております。そのために、地方からの分権が有効なのか、あるいは国からの分権が有効なのか、それは適宜、その場の重要性を勘案しながら、それに対応してまいりたいと思っております。道州制も視野に入れた地方分権、この国の統治システムを変えるということが、私の最終的な目標であります。

○押川修一郎議員 わかりました。できるだけ我々県民が幸せになるような方向で、知事は、今の立場にある以上は一生懸命やっていただくことが一番いいと思いますから、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

次に移ります。経常経費についてであります。予算の弾力性を高めるには、経常経費をいかに圧縮できるかがポイントであるというふうに思います。約70%強を人件費と公債費が占めております。どちらも抑制は難しいのですが、人件費は既に手をつけておられますし、経常経費を抑制するために、今後どのような対策を考えていかれるおつもりなのか、総務部長にお願いいたします。

○総務部長（山下健次君） 経常経費の削減につきましては、先ほど知事が申し上げましたよ

うに、基本的には第2期財政改革推進計画の着実な実施により取り組んでいくものと考えております。具体的には、先ほどお話もございましたように、引き続き人件費の削減策を実施するほか、扶助費につきましては、近年これが増嵩しているところがございますが、国の基準づけがございまして、困難な面はあるものの、中長期的な抑制策に取り組みますとともに、公債費につきましては、県債の新規発行を可能な限り抑制するというのと、借換債の活用による平準化、こういったことで残高の圧縮を図ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 先ほど知事もおっしゃいましたし、今、総務部長のほうからもありました。人件費の改革というのは、1次は多分平成23年度までだったというふうに思っていますけれども、もう既にそういう人件費あたり、あるいは職員の削減等についての議論、そういうものがなされておるわけですか。

○総務部長（山下健次君） 本県におきましては、従来から、職員数の適正な管理に努めてまいりました。18年の2月に行政改革大綱2006、ここでまず総職員数、平成22年度に、17年度と比べて900人、率にして4.8%純減することとし、国がこのときには4.6%という基準を示しておりましたけれども、それを上回る数値目標を設定したところであります。その後、知事就任後の昨年6月にこの大綱を見直し、行財政改革大綱2007におきまして、期間を1年間、知事の任期と同じということで延ばしました上で、さらに削減の100人上積みを行いました。そして、平成23年度には、17年度と比べまして約1,000人、率にして5.4%の純減を行うという数値目標を掲げたところでございます。県といたしましては、組織の簡素合理化あるいは事務

事業の抜本的な見直し、それから民間委託等を一層進めることによりまして、当面、この厳しい数値目標の達成に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 職員の皆さん方がやる気が出ないような人員削減等々には、私は賛成しかねる部分があるわけでありましてけれども、一方では、歳入等を上げていかなければならないという中で、そういった工面というものがあるわけでありましてけれども、これは十分検討されながら、最小限のそういった職員減あたりには努めてほしいなど。そして、技術職の皆さん方が削減対象になっているとは思いませんけれども、農業が主体の宮崎県でありますから、そういう現業職あたりが少なくなることはぜひ考慮の中に入れて、職員の削減等にもまた取り組んでほしいと思います。

次に、本年度の予算執行方針について、20年度予算の方針の中で特に強調されたい点があれば、総務部長、お願いいたします。

○総務部長(山下健次君) 平成20年度予算の執行に当たりましては、限られた財源の中で、新みやざき創造戦略に基づく重要施策など、本県が抱える政策課題に対応する優先度の高い施策について積極的に取り組んでいく必要があります。これまで以上に予算の効率的・効果的な執行を図っていかねばならないと考えております。このため、職員一人一人が本県の厳しい財政状況及び行財政改革大綱2007を十分理解して、予算の計画的・効率的な執行に努めていただきますとともに、行財政全般にわたり、さらに徹底した見直しを行う必要があると考えております。また、不適正な事務処理に関しましては、既に一部実施しておりますけれども、引き続き職員研修等を実施いたしますとともに

に、今年度措置いたしました調整事務費及び予算流用手段の簡素化といった予算執行システムの運用見直しにより、再発防止の一層の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 そういうことでありますけれども、私も部長に聞きたかったことが今、出てきたわけでありましてけれども、実は、昨年の不適正な事務処理の反省に立って、県としては、対策の一つとして、物品調達事務の執行体制についてということで、本庁に総務事務センター、出先に県税・総務事務所という体制をとられておりますよね。この機能について問題点はなかっただろうかということで、私、聞こうと思っておったんですけれども、今、答弁の中にもありましたけれども、改革の中で、そういったことを推し進めていくということでありますから、現状の中で何かそういう——今3カ月ぐらいでありますけれども、せつかくこの業務を立ち上げたけれども——改善するようなことがあるのかなのか。なければ結構でありますけれども、あわせてお聞きをしたいと思ます。

○総務部長(山下健次君) 総務事務センターの業務の件でございます。この総務事務センターを今回設置したというのは、先ほども申し上げたような経緯で設置をしたわけでございますけれども、やはり立ち上がり早々の所属ということもございまして、もちろん従事する職員も、言うならば初めてのシステムの中での仕事ということで、まだふなれな点は多々あるかと思ます。やはり基本的にはルールを守って、諸規定や通知に基づきまして適正な事務処理をするということが前提でございますけれども、より効率的な物品調達を進めていく上で改善をすべき点があれば、随時見直しをしてまい

りたい、このように考えております。

○押川修一郎議員 よろしく願いをしておきたいと思えます。地域の中でそういった業者さんもいらっしゃるし、特に出先になりますと、事務所が中心になるというふうに思えますので、業者の皆さん方が平等に物品等の納入ができるような入札等々でやっていただければありがたい、そのように思えます。

最後に、県税の徴収率ということで、昨年度の税源移譲は、県民の皆様にはある意味では地方税の重税感を感じさせるものとなり、新たな問題も出てくるのではないかと懸念をしております。県民の皆様に、より行政に対する御理解を得ながら、一方では納税確保対策を進めていく必要があると考えます。特に税源移譲の対象である個人県民税については、これまで以上に県と市町村が連携して、積極的な対策を進める必要があります。そこで、県民の皆様の理解と協力を得ながら、税源移譲額を確実に確保するためにどのような対策を講じておられるか、総務部長にお願いいたします。

○総務部長(山下健次君) お話がございました個人県民税につきましては、平成18年度のデータでございますが、調定額として155億2,100万円余、一方、収入額が143億3,200万円余、収入未済額は10億8,900万円余、徴収率が92.3%となっております。徴収率は全国平均と同じでございます。御指摘にありましたように、平成19年度の税源移譲に伴いまして、個人県民税は重要な税目の一つとなっておりますことから、これまで以上に市町村との連携を密にして、税収確保を図ることが重要でございます。この個人県民税は、賦課徴収権が市町村に委任されておりますことから、市町村との徴収対策会議を初め、共同徴収あるいは徴収実務研修な

どを実施しておりますが、平成18年度からは、個人住民税の滞納案件を市町村から引き継ぎを受けまして、差し押さえあるいはインターネット公売、こういったものを行う直接徴収を実施しております。さらに、これに加えまして19年度からは、税務職員の市町村との併任人事交流制度をつくり上げまして、財産の差し押さえ等により、共同して滞納案件の解消に当たるということで、市町村と一体となった徴収対策を実施しているところでございます。今後とも、税収確保を図るため、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

○押川修一郎議員 平等に徴収されるような方法の中で、さらに努力していただきますように、お願いをしておきたいと思えます。

次に、燃油高騰でありますけれども、ここ数日の新聞・テレビで、漁業においても大変だということではありますが、あえて施設園芸にかかわる重油価格高騰対策についてお伺いいたします。ガソリンの小売価格がリッター170円を超えました。重油も、6月16日現在112.1円であります。農家は、ハウスの密閉度を高める管理の徹底や省エネルギー設備の導入など、燃費コスト削減の努力を重ねておりますが、農産物価格が低迷する中、燃油上昇コストを農業経営の中で吸収することができず、営農の維持継続さえ危ぶまれる状況になっております。また、省エネ設備についても、高額なものについては、多くの農家は導入できないのが現状であり、支援策として、中長期的には省エネによる設備投資あたりを何とか補助等々で賄っていかなければ大変だろうと思えます。現状、実証ということで木質ペレット、あるいはファンヒーター等々の実証もされておりますし、それなりの効果は出ておりますけれども、余りにも価格が高過ぎる

ということがあるわけでありまして。そういうことと、この燃油高騰をしている現状で、どのような支援というものがあるのか、ないのか、そういったことにつきまして、燃油高騰による現在の状況をとらえられて、国へのさらなる要望や県として何ができるかということで、農政水産部長にお願いいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県の施設園芸におきましては、重油価格高騰が継続した場合、大幅な経費の増大による所得の減少が予想され、特にピーマン等の暖房費の割合が高い品目につきましては、再生産が極めて厳しい状況になるものと認識しております。このため、県といたしましては、関係団体等と協力しながら、基本的な省エネ対策の徹底並びに高い省エネ効果が期待できる内張二層フィルム等の導入推進によりまして、重油使用量の大幅な削減を図るとともに、収量・品質向上対策に取り組み、生産者の所得確保、ひいては産地の維持に努めてまいりたいと考えております。また、中長期的な視点では、さまざまな情勢変化が予想されることから、今後の本県の施設園芸のあり方につきまして、関係団体等と協議しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、お尋ねの中に、国への要請というお話がございました。あわせて、この点についてもお答えしたいと思いますのですが、施設園芸に対する重油価格高騰対策につきましては、本年5月30日に、関係省庁に対しまして、「みやぎきの提案・要望」の中で、重油価格高騰対策の支援拡大並びに再生産が可能な野菜経営安定対策の構築に向けた要望を実施したところであります。この中で、実用段階に入った代替エネルギー機器につきましては、開発初期に当たり高価格であることから、国の十分な支援の要望を行った

ところであります。県といたしましては、重油価格高騰による本県施設園芸への影響を最小限にとどめるため、引き続き、関係農業団体等との十分な連携によりまして、国への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 特に中長期的については、よろしくお願いを申し上げておきたいと思いません。

それから、県でできることということで、これは先ほど松村議員のほうからもありましたけれども、特に農業、途中で生産を変えるわけにもいかないわけでありまして、これだけ施設園芸においてコストがかかる重油を使う農業が、果たしてこれから続くのかなということ等を考えたときには、皆さん方が知り得た情報というものを、出先の普及所初めJAあたりと連携をしながら、現在のいろんな状況というものをつないでいただければありがたい、そのように思っております。

次に、中山間地域対策について、国土保全や水源の涵養、地球温暖化等の防止やいやしの場の提供など、中山間地域が多くの公益的機能と多面的な役割を担っておることは御存じのとおりであります。しかしながら、これらの地域では、若年者の流出や高齢化の進行等により、農林業従事者が減少し、耕作放棄地や植栽未済地が増加しておるのが現状であります。中山間地域の機能・役割は、都市部の市民生活や経済活動を安定的に確保できる基本であり、国において総合的に対策を講じていくべき分野ではないかというふうに思っております。ところが、残念ながら、都市部の住民からの反応は鈍く、国においても本腰を入れた対応が出てきておらないのが現実ではないのかな、そのように思っております。そこで、知事にお尋ねいたします。

知事は、中山間地域対策推進本部を設置され、全部局長を前に、「従来にとらわれない思い切った発想で事業を展開していただきたい」と発言されたようですが、具体的にどのような支援策を念頭に指示をされたのか。また、国に対し、どのような項目をどう仕掛けていかれるおつもりなのか、手ごたえ等があれば、あわせてお伺いをしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 中山間地域対策というものは、地方の再生の根幹をなす重要な施策だと思っております。また、この中山間地域は、いろいろな役割、多面的機能・役割を果たしております。そういった意味でも非常に重要な位置づけではないかという認識はしております。この中山間地域の対策なんですけど、どこの地域も、どこの国も、非常に頭を悩ませている難問ではないかと考えております。私は、中山間地域対策の活性化、再生に向けてのこれといった有効策、起爆剤というのは、実を言うと、まだ模索中であるという認識をしております。産業を活性化するのか、医療を充実させるのか、インフラを充実させるのか、人と人との交流を活性化するのか、そういった広角的な視点で総合的に施策を講じなければいけないと思っております。ですから、この対策室あるいは対策本部を、あらゆる考え方、あらゆる視点に立って、中山間地域対策を講じていただきたいというこの理念のもとに指示をさせていただいた、そして、そういった趣旨でこの本部を立ち上げさせていただいたものでございます。

○押川修一郎議員 昨日も黒木議員のほうからもあったところではありますが、中山間地というものが我々国土の基本であるし、我々が生きていく中で、この中山間地をどう守り育てるかということが、これも大事なことであっ

て、災害等々では即相当の出費等々も要るわけでもありますし、中山間地の活力というものが、いかに町場に住んでおられる方々に恩恵をなすかというのは御存じのとおりであります。知事、そういうような気持ちの中で、せっかくそういう部屋もつくっていただきましたから、さらに、そういう人材の方々を地域に派遣していただいて、今本当に何が必要なのかということをつかさどっていただいて、対策を打っていただければありがたいという要望を申し上げておきたいと思っております。時間がどんどん迫ってきますから、急ぎたいと思っております。

松村議員と少しかぶるところがありますけれども、今回、農商工等連携というものが法律として認められたところでもあります。地方の基幹産業であります農林水産業と商業・工業等の連携が重要であるということで、農林水産省と経済産業省が連携し、農商工等連携関連2法案が成立。農水省としては、設備資金の貸付割合の引き上げができる、事業資金の債務保証を実施する、農業改良資金等の償還期間・据置期間の延長ができる。企業立地促進ということで、経済産業省においては、農林水産関連産業の企業立地税制の大幅な優遇措置、小規模企業の設備投資への無利子融資、事業資金の債務保証など、特に税というのが優遇されるということになっておるわけでもあります。そこで、知事にお伺いしたいのですが、農林水産業を基幹産業とする本県であります。私も絶好のチャンス到来だなというふうに思います。100社誘致、1万人雇用をうたわれておる知事であります。今回の農商工等連携関連2法の活用について、どのように理解されておるか、まずお伺いをしておきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 今回の国の農商工連

携施策というのは、農林水産業と商業・工業等の産業間の壁を越えた連携促進により、地域経済の活性化を目指すものでありまして、農林水産業を基幹産業とする本県にとっては、まさにふさわしく、大いに活用できる施策ではないかと考えております。本県では、これまでも豊富な農林水産物を生かした産業の発展とか集積を図ってきており、食品開発センターなどを中心に、企業との共同研究による新商品開発支援等を行うことによりまして、地場産業、地場企業の事業拡大や新規事業の創出に努めてきたところであります。今後、農商工等連携関連2法の支援措置を十分活用して、本県の農林水産関連産業等のさらなる高付加価値化や事業拡大、ひいては新規企業の立地、新規雇用の創出が促進されるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。そういう方向で、ぜひまたこれからいろんな指示を出していただければありがたいと思います。

そのことを受けさせていただきまして、商工観光労働部長へお尋ねいたします。知事のたまたまの答弁にもありましたとおり、では具体的にどのように農政水産部や環境森林部と連携を図りながらこの事業を進めていかれるおつもりか、もし考えがあればお聞きしたいと思いません。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 農商工等連携促進法におきましては、先ほど御質問、知事の答弁がありましたように、中小企業と農林水産業者が共同して行います新たな商品とかサービスの開発等について事業計画を策定して、国の認定を受けた場合に、先ほど議員の質問にありましたような事業資金の貸し付け等の支援策が受けられるということになっております。

また、本県におきましては、産業支援財団が経済産業省から委託を受けまして、中小企業や農林漁業者向けの相談窓口の設置でありますとか専門家の派遣、あるいは農業法人と中小企業とのマッチング会の開催、そういった農商工連携を軸とした取り組みを展開することといたしております。県といたしましては、これらの施策とか取り組みを円滑に行うために、商工観光労働部、農政水産部、環境森林部の関係課による連絡会議を今月初めに設置したところでありまして、関係省庁や各部で行っております関連事業、連携事例の掘り起こしなどについて、情報交換を行いますとともに、緊密な協力を行っていききたいというふうに考えております。

○押川修一郎議員 ぜひ、縦割りじゃなくて、横の課の連携のもとに、それぞれ職員の皆さん方がいろんな情報を集めていただき、その集まった情報あたりを分析をしながら、どういったものができていくのかということを最優先にやっていただければありがたい、そのように思います。

同じく農政水産部長にお尋ねいたしますが、食品関連では、畜産や園芸分野での確な現場説明を行えば、すぐにでも動きが出てくるようなものがあるのではないかなという感じがいたします。例えば、牛、豚、鶏等、ミヤチクとか地場食品企業もあるわけでありましてから、整備拡大等を図る上でも、何かそこあたりに考えがあればお聞きをしたいと思いません。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 基幹産業でございます農業と食品加工業、それから卸売・小売業、飲食業を含めた食品関連産業との連携強化は、諸産業の振興、それから雇用の拡大、生産者の所得向上など、さまざまな効果が期待されているところでございます。県では、地域の

資源を生かし、製造業者、販売業者等を有機的に結びつけ、魅力ある商品開発や販路開拓を行う食料産業クラスターの取り組みを現在支援しているところでもあります。一方では、最近の中国産冷凍野菜の残留農薬問題等に端を発しまして、外食・中食・加工産業等からの国内の農産物に対する期待感や新たな利活用の動きが高まってきております。こうした状況を踏まえ、県におきましては、地域における農商工連携の取り組みを加速させる国の支援策等について、園芸・畜産分野への関係者へ広く周知を図るとともに、関係団体とも連携しながら、農業分野から食品関連産業等への積極的な働きかけを行ってまいります。

○押川修一郎議員 なかなか農業現場、家族農業だけでもかなり資金等がかさむ時代でありますから、大変な農業の現状があるわけでありまして、生産というものはできるわけでありまして、地域の中で生産をし、そこに加工等を入れながら、雇用を求める宮崎県の新しい農業の形態、こういったものを私はつくっていくべきだということで、実は今回、この質問をさせていただいたところでもあります。

最後になりますが、建設業等民間の資金を出して、農林産物の生産加工に取り組みたいという声を特に聞きます。知事の人気によって、県外の方も、宮崎の農業に出資をしたいという方がいらっしゃるようでありまして、本県農業への投資に対して、農政水産部長はどのようにその声に対しておこたえをされるか、あればお聞きをしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） これまでの本県農業は、基本的には農業者みずからの生産基盤と資金、技術により支えてきたところであり、しかしながら、昨今の厳しい農業情勢の

中におきましては、他産業分野からの資金や技術、ノウハウなどを活用して、農産物の生産や加工に取り組むことは、新たなビジネスチャンスの創出にもつながり、これからの本県農業の振興を図る上で大変有効な手段の一つと考えております。県といたしましては、県庁内部で構成する農商工連携の連絡会議やさまざまな業界との情報交換等を行い、他産業からのさまざまな提案に適切に対応してまいりたいと存じます。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。宮崎県の農業に出資したい、そういった方々がいらっしゃれば、そういうことを受けて、ぜひ早目にそういった取り組みもしていただければありがたいと思います。

次に、食の安全・安心への取り組みということでお尋ねをいたします。ことし4月に内閣府が、社会意識に関する世論調査を発表されました。この発表を見ますと、悪い方向に向かって進んでいる分野のトップ3として、景気、物価、食料が挙げられております。この要因として、原油や穀物の値上がり、中国製冷凍ギョーザの毒物混入事件や、相次いだ食品偽装が影響しているものと分析がされております。本県においても、台湾産ウナギを国産として販売していた事実や、宮崎地鶏が偽られて販売されていた偽装事件が発覚し、消費者の信頼を大きく損ねたということは記憶に新しいところでもあります。このような中、つい3日前になりますが、愛知県の一色産ウナギが、これまた産地偽装といったことで報道されております。知事のブログにも載っておりました。ところが、本県においては、昨年のウナギの産地偽装を受け、ことしの3月25日に社団法人宮崎県シラスウナギ協議会が、消費者に信頼される安全・安心なウナ

ギを提供するための6つの取り組み事項を発表されております。それによりますと、早期に取り組む事項として、1つ目に安全・安心で消費者に支持される養鰻生産、2つ目に積極的な情報提供、3つ目に生産から流通に至る情報管理体制の整備、次に、長期的な取り組みとして、1つ目、ブランド化と生産から加工・流通まで一貫した体制づくり、2つ目にトレーサビリティシステムの構築、3つ目に環境に配慮した生産への取り組みとなっております。

そこでお伺いたします。3月25日の提言からやがて3カ月になろうとしておりますが、具体的にどうしていこうとされておるのか、目に見えたものが出てきておりません。提言はシラスウナギ協議会ですが、県も「みやざきウナギ安全安心推進委員会」のメンバーとして提言内容の策定にかかわっておられるというふうにお聞きしております。シラスウナギ協議会の指導的立場にあります県として、協議会にどのような指導をされているか、農政水産部長にお伺いたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 県では、シラスウナギ協議会に対しまして、流通業者を含めた関係者間の安全・安心の取り組み強化の合意形成が図られ、全養鰻業者による信頼回復への取り組みがなされるよう指導を行っているところでございます。具体的には、安全・安心なウナギを生産するために、日々の養殖作業において守るべきルールを明文化した「適正養殖規範」、いわゆるGAPの導入や、生産情報の伝達などの取り組みの実施体制が早期に構築されるよう、同協議会に対して助言をいたしております。また、体制が整い次第、速やかにこの取り組みの公表が行われるよう指導してまいりたいと存じます。

○押川修一郎議員 ただいまGAPの導入という話が出たところでありますけれども、シラスウナギ協議会ではこういった取り組みがなされているのかということですね。これまでにどのような取り組みをされておるのか、指導されておるのか、あわせて県の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） GAPにつきまして、シラスウナギ協議会では、養鰻業界の全国団体が示したGAPについての講習会を開催し、さらに会員全員を招集した会議におきまして、GAPの本格実施に向けて、全国団体の基準に基づいて試行するよう、会員に対して指導を行っております。なお、一部の業者におきましては、既に試行に入っているところでございます。

○押川修一郎議員 適正養殖規範といったものの策定を急ぐ必要があるのではないかとこのように思います。規範どおりに実行されているかどうかをチェックしていく仕組みづくりなどは考えておられないのか、あわせてお伺いたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） このチェックをする仕組みづくりにつきましては、まずは信頼回復の取り組みということでございますので、シラスウナギ協議会が自発的に行う必要がございまして、そのルールを遵守する仕組みを業界が主体性を持って構築すべきものというふうに考えております。今後、取り組みのルール等を全関係業者が遵守できるように周知させまして、研修や遵守できない業者等への現地指導を行う体制の構築など、シラスウナギ協議会として適正な対応をとるよう、指導助言を行ってまいりたいというふうに存じております。

○押川修一郎議員 今の部長の話では、まだ

チェック体制までできていないのかなというふうに、私はとらえたところでありますけれども、消費者に信頼されることが一番でありますから、やはりそのチェック体制を急ぐべきではないかというふうに思います。

次に、消費者の信頼回復に向けた取り組みについてであります。産地偽装は、一個人の節度のない、全く自己本位の、他人の迷惑を顧みないあるまじき行為であり、まじめに一生懸命生産活動に励んでおられる多くの健全な生産者まで同じ目で見られ、一夜にして消費者の信頼をなくすこととなります。そこで、違反者やルールを守れない、破った人については厳しいペナルティーを与えるのか、対応はどうされるのか、あれば、この規範に基づく取り組みをお伺いしておきたいとします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 信頼回復に向けた取り組みでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、信頼回復への取り組みは、シラスウナギ協議会が自発的に行う必要があります、そのルールを遵守する仕組みを、業界として、主体性を持って構築すべきものというふうに考えております。このルールに違反した者に対し、ペナルティーがあるのかという御質問だと思いますけれども、まずは全業者が守ることができるシステムの構築が重要でございます。違反する者が発生した場合の対応についても、シラスウナギ協議会において検討すべきものと考えております。

○押川修一郎議員 わかりました。安全・安心でありますから、それぞれそういう方向での対応を急いでいただきたいというふうに要望を申し上げます。

次に、ブランド化の推進について知事にお伺いいたします。全国第3位の生産量を誇る本県

ウナギが、宮崎県水産物ブランド品として、その認証が受けられていないことに不思議さを感じておるところであります。ブランド品になるためには、一定の認証基準をクリアすることが必要であることは当然であります。今日、ブランド品として認証されていないことを見れば、生産量は全国3位と誇れますけれども、ウナギの質はブランド品として全国にPRできるだけの要素を持ち合わせていないといった、厳しい指摘の裏返しになるのかなというふうに思います。知事は、マンゴー、宮崎地鶏、完熟キンカン等々全国でPRされております。このチャンスに、ウナギもブランド品として、宮崎産ウナギとして、全国に打って出る仕掛けをしていただけたらいかがだろうかというふうに思うところあります。そのことで勢い県内養鰻業界に活気がみなぎり、消費者に対する安全・安心が今以上に強く求められることで、ウナギ養殖に対する危機管理意識が醸成され、結果的に業界全体の健全な発展につながるというふうに思います。今、知事の人気もウナギ登りであります。まさに、知事の人気にあやかって、ウナギもそのウナギ登りであってほしいと願うところあります。みやざきブランドについてのお考えをお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 人気に関しては、今横ばいでございます（笑声）、必ずしもウナギ登りではないのでございますが、本県のウナギの養殖業というのは、御案内のように全国3位でございます。これは全国的にも余り知られてないことなんですね。そのさらなる振興を図るためには、宮崎産ウナギとしてのブランド化を通じた有利販売への取り組みというのは非常に有効かと考えております。私も先日、シラスウナギ協議会に所属するある養鰻業者の、工

場といたしますか養殖場を視察させていただきました。すると、やっぱり安全・安心ですね。品質管理に鋭意取り組んでおられました。宮崎産の特徴というのは、水とえさらしいですね。ハーブなんかを含めたえさにあるということでございまして、これはブランド化のツールとしては非常におもしろいんじゃないかと、私は興味深く見させていただきました。ブランドづくりのためには、県内のウナギ養殖業者の自主的な取り組みによる安全・安心なウナギを安定的に供給する体制の確保というのが基盤となるものでございまして、養殖技術の向上や品質の均質化などを進める必要があると考えております。県といたしましても、早期の実現に向けて、ウナギ養殖業界における具体的なブランド規格づくりの協議を促進するとともに、適切な助言を行ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 知事のブランドへの熱い思いを伺いましたし、期待をしているところであります。そこで、先ほども言いましたけれども、ブランド化に向けての規格づくりについて、担当部長に再度、どういう規格づくり等々でこのブランド化に向けてやっていかれるか、お聞きをしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 水産物につきましては、このブランドの規格について、「いきいき宮崎のさかなブランド確立推進協議会」というものがございまして、こちらでブランドを認証することになっております。それから、生産主体になります生産団体との基準につきまして、いろいろと今後調整されるものというふうに考えております。いずれにいたしましても、ブランドは宮崎県を代表する品目になっているということでございますので、厳格な基準が必要であろうというふうに考えております。

○押川修一郎議員 よろしくお願いをしておきたいと思っております。

次に、入札制度改革についてであります。

社会資本整備の担い手である建設産業は、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たすとともに、中山間地域等における地域経済と雇用を支える重要な産業であります。県では、平成20年度の重点施策にこの建設産業対策を掲げ、技術と経営にすぐれ、地域貢献度の高い業者が伸びていける環境づくりや、新分野に進出する支援等を行っているところであります。しかしながら、一般競争入札制度導入後、落札率が低下するとともに、最低価格を追求するために、価格競争一辺倒になっているのが現状であります。工事を請け負っても、4割の事業が赤字になるとも聞いております。入札制度改革が及ぼした影響及び事業を請け負っても赤字になるという建設業者の悲鳴に対する状況をどのように考えておられるか。また、どのように対応していこうと考えておられるか。県土整備部長にお願いいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 本県では、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度を確立するため、抜本的な改革に取り組んでおりますが、並行して改革の検証も随時行っているところでございまして、昨年10月には、最低制限価格の見直しも行ったところでございまして、しかし、建設投資が大幅に減少する中、建設産業については、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりが急務となっております。今後、価格と技術力や地域貢献度など価格以外の要素を評価する総合評価落札方式をさらに充実することが必要であると考えております。このため本年度は、試行件数の拡大や評価項目について地域企業に配慮するなど、大幅

な見直しを行ったところでございます。さらには、小規模な工事を念頭に置きまして、入札参加企業の所在地や災害時の緊急対応など、地域貢献度の高い業者を評価する地域企業育成型の総合評価落札方式を創設いたしまして、来年1月から試行してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 もう時間がありませんので続けていきます。一般競争入札の全面導入により競争性が増しているが、地元業者育成のため、地元業者が受注しやすくなるように、現在の地域要件を見直すことはできないのか、同じく県土整備部長にお願いいたします。

○県土整備部長(野口宏一君) 一般競争入札の実施に当たりましては、原則、県内建設業者に発注するとともに、工事の規模ですとか種類、事業量等を勘案いたしまして地域要件を設定しております。この地域要件につきましては、県の公共事業費が大幅に減少している中で、その範囲を狭めてしまいますと、地域によっては、応札可能な工事が著しく減少してしまうことも考えられます。このようなことから、地域企業育成型など総合評価落札方式を大幅に拡充することによりまして、地域に根差し、技術力や地域貢献度の高い業者が受注しやすい環境を整備してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 この要件見直しというのは、急激に一般競争入札で特A、A3あたりは、県内全部で入札に入るということでありますから、例えば、これを各振興局単位ぐらいに狭めて、一般競争入札にすることはできないかということと考えておるところであります。再度お願いいたします。

○県土整備部長(野口宏一君) ただいまの件でございますけれども、先ほどと繰り返しに

なっておりますが、やはり地域の公共事業を支えていくのは地元の建設業者でございます。そういう点を加味いたしまして、地域内における営業所等の状況なんかも踏まえるような形の総合評価落札方式というものを活用していきたいと考えております。

○押川修一郎議員 今年度拡充される総合評価落札方式の中で、地域貢献度というのがあるんですが、この評価されることについて、再度お願いいたします。

○県土整備部長(野口宏一君) 地域貢献度につきましては、評価項目といたしまして6項目を設定しております。具体的には、従来からの評価項目としているものが4項目でございます。地域内における本支店、営業所等の有無、ISO等の取得状況、障がい者の雇用状況、ボランティア等の実績及び県との防災協定への加入状況の4項目でございます。今年度、これに加えて、新規学卒者の雇用状況、道路パトロール等の実績及び緊急施工工事の実績という2つの項目について新たに追加させていただいたところでございます。

○押川修一郎議員 先ほど部長が言われたとおり、災害時の対応や防災協定の具体的な取り扱いは今この答弁でいいんですかね。

○県土整備部長(野口宏一君) 地域貢献度の評価の中で、ただいま、災害時の対応の取り扱いでございますとか、防災協定の取り扱いについて言及させていただきましたけれども、具体的には、災害時の対応の取り扱いにつきましては、災害時における道路パトロール等の契約実績及び災害時等に県との契約に基づき、緊急に実施した工事の実績が加点の対象となるところです。また、請負契約によらない災害時の活動等についても、ボランティア等の実績として加

点の対象としているところがございます。

次に、防災協定の取り扱いでございますけれども、県と建設関連団体との防災協定等に基づく被害情報の収集など、協力体制のとれる企業を加点の対象としているところがございます。

○押川修一郎議員 最後になりますけれども、建設投資額の大幅な減少や入札・契約制度改革の影響により、建設業者を取り巻く環境は大変厳しく、今後、地域の経済や雇用のみならず、災害時の緊急対応等にも支障を来すおそれもあります。改革に取り組んで1年がたちますが、入札・契約制度と建設産業はどうあるべきだと考えておられるか、最後に知事にお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) このことにつきましては、本日、夜7時半から30分だけ、九州・沖縄地区でNHK総合で放送されます特集の中で、私も出演させていただいてコメントさせていただいております。重複しますけれども、昨今、北海道の開発局でも官製談合ということが露呈、表面化いたしました。官製談合というのは、県民の皆様の血税あるいは国民の皆様の大切な税金を搾取する卑劣な行為である、この官製談合というのは根絶しなければいけないと、これは大前提でございます。このことは、私もマニフェストの中で10項目挙げて、入札契約改革については県民の皆様とお約束をさせていただき、この改革は粛々としなければいけないという認識しております。しかし、建設産業、土木産業におかれましては、県の交通インフラあるいは産業インフラを整備する大切な産業であり、災害時あるいは雇用の受け皿創出の、あるいは地域産業の活性化のためにはなくてはならない重要な産業だと認識しております。ですから、私といたしましては、公正で透明で自由

な競争を確保されつつ、健全で経営努力あるいは企業努力をされている、あるいは地域貢献をされている企業の方に、発展をしていただかなければいけないと考えています。ですので、非常に難しいのですが、公正、透明で競争性の高い入札・契約制度の確立と建設産業の健全な発展、この両立というのが私の理想ではありません。ですので、そういった透明性を確保した自由競争の中で、競争性を高めた入札契約の中で、建設産業の方々が、その実情に応じた維持、強化・発展をしていただくよう、現場との意見交換を十分しながら、きめ細かな支援も同時に行っていかなければいけないと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。これも大事な産業でありますから、ひとつ今後ともそういうことも配慮していただきながら、建設関連の皆さん方の事業ができるようお願いをしておきたいと思っております。

それから、教育問題並びに障がい者支援につきましては、今回時間がなくて申しわけありませんが、終わらせていただきます。以上をもちまして、すべての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○星原透副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、お疲れさまです。ちょっと奥歯を痛めておりまし

て、話しづらい状態でございます。また、目には眼鏡をかけております。まだまだ若いんですけども、歯、目、何とか症候群を心配しているところでございます。

では、通告に従い一般質問をいたします。

全世界の人々が希望と期待を込めて輝かしくスタートした21世紀、ことしで8年になります。まだわずか8年というのに、20世紀から懸念されていた、持ち越された食料不足の問題が早くも顕在化いたしました。理由は、人口の増大と食料のバイオエネルギー化であります。現在の世界の飢餓人口は8億5,000万人、世界人口の実に12.8%を占めております。特に食料自給率39%の日本が、爆発的に世界の人口が増加する中で、ますます飢餓と貧困を増大させていると言っても過言ではありません。飢餓や貧困は内乱や戦争を誘発させる危険性があります。先進国日本の責任は極めて重大であります。世界の飢餓と貧困を解決するための日本の責任のとり方は、我が国の食料の自給率を向上させることとあります。そこで、まずは日本の食料供給基地宮崎県の自給率向上対策について、幾つか質問していきたいと思っております。

自給率向上の手っ取り早い方法は、何といたしましても耕作放棄地を復元することとあります。今、全国でその機運が高まりつつありますが、宮崎県内の耕作放棄地は何ヘクタールあるのかを、まずは農政水産部長にお尋ねいたします。(拍手)〔降壇〕

○農政水産部長(後藤仁俊君)〔登壇〕 答えいたします。

本県の耕作放棄地面積は、2005年農林業センサスでは4,685ヘクタールで、耕作放棄地率は8.3%となっております。このうち、農家が所有する耕作放棄地は2,969ヘクタール、非農家が

所有する耕作放棄地は1,716ヘクタールとなっており、2000年農林業センサスと比較すると、農家所有が10ヘクタール、非農家所有が230ヘクタール増加しております。地目別の構成割合を見ますと、農林業センサスでは3万5,000戸分の販売農家の数字しかございませんが、水田が47%、畑が41%、樹園地が12%となっております。以上でございます。〔降壇〕

○中野一則議員 県内の耕作放棄地面積4,685ヘクタール、えびの市の全体の耕作面積が4,164ヘクタールですから、この広さがいかに大きいかがわかります。畑に比べて、水管理を伴う水田の耕作放棄地の復元、これは大変難しいものがあると思っております。その上に用水路等の管理が必要であります。そこで、崩壊した用水路あるいはため池等はないのか、実態の把握、調査等をしていないのかを農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 用水路やため池等の農業水利施設につきましては、管理者である土地改良区などにより維持管理されております。県におきましては、ため池等の基幹的な農業水利施設について調査は行っておりますが、用水路等の破損箇所等の把握につきましては、土地改良区の日常管理の中で行われているところでございます。今後とも、土地改良区や関係市町村との役割分担のもと、施設の状況把握を進めまして、農業水利施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

○中野一則議員 米価のことを考えますと、今すぐ減反政策の緩和策は賛成しかねるわけがあります。しかし、いつでも稲作ができるような状態に水田を復元しておくこと、あるいは用水路等の崩壊等の調査、それに計画的な改修をしていただきたい。このことを要望して、畜産飼

携して、積極的に濃厚飼料の自給率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 濃厚資料が入ってくるうちはいいんですが、高くなって入ってこない時代も想定しなければならない、こう思っております。ぜひいろいろと対策を進めてほしいと思います。

次に、食品の残渣についてであります。県内に38万トンあります。また、日本全体では2,318万トンの残渣があります。先月の新聞でありましたけれども、県の産業支援財団の補助を受けて、飼料製造会社である株式会社ヨフトフィードが、宮崎大学農学部、県の畜産試験場川南支場の、いわゆる産学官の共同研究で新しい飼料の開発をしたということが掲載されておりました。中身は、里芋の親芋に乳酸菌をまぜてつくった飼料の開発ということで、結果は、「豚肉の肉質もやわらかくなった。畜舎の悪臭も軽減した。また、その飼料で水の多い食品の残渣を長期間保存もできる」という記載でございました。それで、たくさんあるこの食品残渣の飼料活用についての取り組みを、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 食品残渣の飼料への利用につきましては、平成17年度に関係機関とともに「宮崎県食品残さ飼料化推進協議会」を設置いたしまして、特に本県で発生量の多い焼酎かすを中心に推進に努めているところでございます。また、畜産試験場におきましても、焼酎かすを初めとした食品残渣の試験研究に取り組み、生産現場で実用化が図られているところでございます。その結果、現在までに焼酎かすの飼料化プラントが県内で8カ所整備されており、県内の焼酎かすの約3分の1が飼料化されております。

さらに、本年度は、焼酎かす、ジュースかす等の食品残渣の飼料化施設の整備を、県内で2カ所の大規模養豚場において取り組む計画でございます。今後とも、関係機関と連携を図りながら、食品残渣の飼料化を強く推進してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 残渣の飼料化、いろいろ課題もあると思いますが、これからもぜひ研究を続けてほしい、こう思っております。

次に、農業・畜産・水産試験場の強化について、担当部長に質問したいと思いますが、地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業によって、農水産業温暖化研究センターの設置をされたということでございます。時宜を得た、あるいは時代を先取りした研究センターであると、私も大いに評価するものでございます。地球温暖化現象、これは想像以上に農業への影響が非常に懸念をされます。宮崎県の農業への影響も大きいと想定するわけでありますが、これから、新しい防災営農について真剣に研究する必要があります。農業試験場、畜産試験場、水産試験場の充実強化は国家の急務と認識すべきであると考えております。そこで、各試験場の人的体制も含めた充実強化への取り組み、あるいは考え方を、農政水産部長にお聞きしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県農水産業の競争力の強化を図るためには、消費者のニーズに対応した品種の改良、高品質・低コスト化等の生産技術の開発が求められておまして、各試験場の機能強化は重要な課題でございます。このため、各試験場におきましては、1つには、県内外の企業・大学との産学官連携による共同研究の推進、2つ目には、国等の大規模な資金の活用によります先端的な研究開発、さら

には、商工分野の試験研究機関等との連携の強化を進めております。また、試験研究員のレベル向上を図りますために、国の研究機関等での先端技術の習得や博士号の取得を進めるとともに、今後、宮崎大学等との人材交流についても検討してまいりたいと考えております。このような試験研究機能の強化とあわせまして、農業改良普及部門を核として、試験研究成果を確実に生産現場にフィードバックすることにより、本県農水産業の優位性の確保及び生産者の経営安定と所得向上に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、総務部長にお尋ねいたします。

私の知り合いのある識者の話では、「地球温暖化で試験研究課題が山積しているんだ。だから、試験場の強化をすべきだ。その陣容は、今の体制にあと100人から150人は職員の増員が必要だ」ということでございます。現在、農政水産部の職員、知事部局に3,916人いる中で1,057人配置されておりますが、あと100人から150人の増員は可能かをお尋ねいたします。総務部長。

○総務部長（山下健次君） 大変難しい御質問でございますが、午前中にもお答えいたしましたように、行財政改革2007で定員の適正化を図っているところでございます。基本的にはスクラップ・アンド・ビルドということで対応し、かつ定数削減の計画は達成したいという、困難なる目標を目指すわけですけれども、関係部局と十分協議をしてまいりたいと存じます。

○中野一則議員 増員が難しいような話でありました。また、スクラップ・アンド・ビルドでいくという話でありましたが、その増員が困難なら――農業改良普及センターに163人の職員が

配置をされております。大変有能な人材であります。思い切って試験場に配置をして、試験場の強化を図ったら、こう思っているわけであります。確かに農業改良助長法上は指導員を置くとなっておりますが、普及指導センターの設置の義務づけは、改正でなくなりました。職員を試験場に配置する形をとっても、普及指導員を置くことになるのではないかという考え方を、私は持っております。小手先の再編で、既に本年度から県庁出先機関の再編がされました。農業改良普及センターは、県の規則上、行政組織上は存在をしていないということでございます。平成18年度から、農業普及事業交付金も大幅に削減をされております。また、合併組織再編等で、市町村の指導員あるいはJA等の営農指導員の充実強化も図られて、質もかなり向上いたしております。農家の指導はこれで十分対応できるのではないかなと考えているところでございます。

これから県の普及指導員は、充実強化された試験場での成果等を、市町村、JA等の指導員に指導する普及指導員でよいのではないかと。また、JA等にはその分だけ自主性、責任を持たせるべきだという考え方を持ったところでございます。試験場が中心になって、直接、農家や農業団体を含めて、いわゆる産学官での温暖化、あるいは多様化する農業についての共同研究をどんどんする必要があります。そこで出た成果を、新防災営農も早目に確立されて、地球温暖化に対応できる宮崎県農業が確立する、こう思っているわけであります。このことが食料基地宮崎県の農業発展に寄与するのではないかとこの考え方を持つものであります。大変厳しい状況であります。忌憚のない御意見を、知事及び担当である農政水産部長から賜りたいと

思います。

○知事（東国原英夫君） 御質問、御提案の趣旨はよくわかります。今後、担当部局とも十分検討を重ねて、農業供給県としての位置を維持強化していきたいと思っております。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 農業改良普及部門は、直接、農業者に対して農業経営のための技術や知識を普及するという大変重要な役を担っておりまして、完熟マンゴー、完熟キンカン、こういったもののブランド確立も、これまでの普及担当職員の地道な取り組みの成果だというふうに考えております。今お話がございました試験場との連携ということですが、今回の組織改正におきましては、農業を取り巻く情勢の厳しさがますます増していることから、普及部門を行政部門である農林振興局の内部組織化しまして、行政と普及が一体になった、効率的あるいは効果的な業務の遂行が必要であるということで、再編をいたしましたところでございます。

御質問の試験場に普及部門を統合するという部分につきましては、先ほど知事の御答弁もございましたが、試験場の強化、あるいはその成果をまた上げていくということは大変重要なこととございまして、農業改良助長法の趣旨等も踏まえながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○中野一則議員 やがてそういう時代が来ると思いますから、検討課題にしておっていただきたいと思っております。

次に、環境行政について、まずはエコクリーンプラザみやぎの件でございますが、浸出水調整池の破損事故の件については、既に環境農林水産常任委員会で5回にわたり熱心に協議をしていただきました。宮原委員長の報告もありま

した。また、外部調査委員会も発足しました。きちんとした究明作業を要望して、後は担当部長に、以下質問していきたいと思っております。

まず、エコクリーンプラザみやぎの廃棄物処理量についてでございますが、18年度処理量15万9,925トン、うち産業廃棄物が4.6%の7,308トンとあります。この供用開始平成17年度から19年度末まで産廃処理量が累計で幾らあるかを、まず環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 供用開始から平成19年度末までの廃棄物処理量の累計は約43万3,000トンであります。その内訳は、一般廃棄物が約41万5,000トン、産業廃棄物が約1万8,000トンとなっております。なお、このうち県外の産業廃棄物につきましては約6,900トンとなっております。

○中野一則議員 県外も6,900トンあるということとあります。当初、エコプラザをつくるときの私の認識では、県中央地区の一般廃棄物と県内全域の産業廃棄物だけを処理するというのであったと思うんですが、なぜ県外のを6,900トンも処理しておるわけですか、担当部長。

○環境森林部長（高柳憲一君） 財団法人宮崎県環境整備公社では、平成18年11月に地元の3つの対策協議会と覚書を結びまして、産業廃棄物である使用済み自動車の破碎残渣、いわゆるシュレッダーダストを18年の12月から搬入しているところであります。経緯といたしましては、使用済みの自動車を処理する事業者が県内に1者しかなく、そのほとんどが県外で処理され、その結果生じるシュレッダーダストがそのまま県外で処理されている状況であったため、公社が、宮崎市からの搬入承認を受けて、焼却及び埋立処分を行うことになったというふうに

伺っております。

○中野一則議員　こういう産廃の県外からの持ち込みについては、何らかの事前協議とか、そういうものが必要ということになると思うんですが、この点はどうでしょうか。

○環境森林部長（高柳憲一君）　事前協議については、先ほど申しましたように、1つは地元の3つの対策協議会と覚書を結んでおります。それと、公社が宮崎市からの搬入承認を受けて行ったというふうに伺っております。

○中野一則議員　これを放置すると、どんどん拡大する方向にあると思います。それで、こういうものも、地元を初めとする県民への説明責任を果たすべきだ、情報は開示・公開すべきだと思いますが、担当部長としてのお考えをお聞きたいします。

○環境森林部長（高柳憲一君）　情報公開については、基本的には公開すべきだというふうに思っております。

○中野一則議員　この県外からの搬入について、もっと進めたいと思うんです。このことについては、環境審議会の答申を受けて原則禁止ではなかったかというふうに、私は理解をいたしておりますが、担当部長どうでしょうか。

○環境森林部長（高柳憲一君）　申しわけございませんが、環境審議会の手続・内容等については、今、手持ち資料がございませんので、確認をさせていただきたいと思います。

○中野一則議員　大変重要なことでありますから、そこのところはきちんと整理して、後で説明をお願いいたしたいと思います。

原則というものの考え方——原則というのは、基本的な法則、規則を絶対守るべきことだというふうに、私は原則論という認識をしています。それからすると、県外からの搬入と

いうものは非常に慎重でなければならない、こう思っております。数年前になりますけれども、民間の管理型最終処分場の設置の申請があったことがあるんです。そのときに、県外からの産廃の搬入の懸念を指摘して、設置申請を拒否されました。時あたかもエコクリーンプラザの建設をしようとする時の話なんです。民間の設置を抑制して、公共関与型の事業の設置をした。これが今回のエコプラザの問題にも派生してきている、こう思っております。そういう意味から、県外の産廃搬入は非常に承服しかねるわけですが、もう一度、担当部長の御見解をお聞かせください。

○環境森林部長（高柳憲一君）　原則禁止、持ち込まないということであったということですが、今後につきましては、今までの経緯等を踏まえて検討をしてみたいというふうに考えております。

○中野一則議員　環境審議会というのは、その都度開催されるもので、いろいろ変化するときのためにあるのだと思いますが、最近では開催されていないわけですか。こういう内容の協議はされていないわけですか。

○環境森林部長（高柳憲一君）　環境審議会は開催はされておると思いますが、エコクリーンプラザの県外搬入についての議論は、少なくとも今年の4月以降は行っておりません。

○中野一則議員　大変重要なことですから、そのあたりは、審議会のきちんとした答申等の整理を受けて進めてほしいと、要望をしておきたいと思います。

次に、廃棄物処理施設の監視指導についてお尋ねいたします。民間の産廃処理施設、安定型最終処分場あるいは管理型最終処分場いろいろありますが、何カ所ぐらいあるのかということ

と、これに対する監視指導あるいは立入検査はどこがするのかを、担当部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） まず、県内の民間の産業廃棄物最終処分場の数であります。本年4月現在で71施設あります。その内訳は、安定型処分場が63施設、管理型処分場が8施設となっております。

次に、民間産業廃棄物最終処分場に対する監視指導であります。県、それから中核市である宮崎市——宮崎市の分は中核市である宮崎市が行い、それ以外は県が行うということですが——それぞれ担当しております。廃棄物の適正な処理を確保するため、職員や非常勤の廃棄物監視員が、施設への立入検査・指導を行っているところであります。平成19年度は、県と市合わせて1,592件の立入検査を実施しまして、廃棄物の保管や処分状況などについて指導を行っているところでございます。

○中野一則議員 いろいろ立入検査等をしておられるようですが、この中で指摘、違法性のあるような事案というものがあつたのでしょうか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 指導については行っておりますが、その内容等については、今ここに資料は持ち合わせておりません。申しわけございません。

○中野一則議員 まさか違法性のあるものはなかったらうと思えますけれども、あれば速やかに公表していただきたいということを要望しておきます。

次に、一般廃棄物処理場の施設の件であります。これはすべて公共の施設として設置してあるのか。あるいはまた、監視指導はどこがするのかをお尋ねいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 県内の一般廃棄物最終処分場は、公共施設と民間施設合わせまして26施設ありますが、このうち公共施設は22施設であります。

次に、公共の一般廃棄物最終処分場についてですが、市町村は、施設の設置に関して県への届け出義務がありますことから、施設の設置状況については把握いたしておりますが、運営状況については把握いたしておりません。なお、事故が発生した場合、市町村は県への報告義務がありますことから、事故の状況について把握するとともに、必要に応じて協力及び助言を行っているところであります。さらに、監視指導につきましては、公共の一般廃棄物最終処分場については、市町村みずからの責任において管理運営することとなっているため、県には監視指導の権限がございません。

○中野一則議員 市町村みずからがするという事でしょうけれども、この公共施設で産業廃棄物の処理はしていないものなのでしょうか、一般廃棄物でしょうか、担当部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 一般廃棄物処理施設で産業廃棄物を処理している例は、県内ではございません。

○中野一則議員 次に、エコクリーンプラザみやぎきのことについてであります。ここは正式名称は財団法人宮崎県環境整備公社であるわけですがけれども、この財団法人の公社、これは公共施設か民間施設かをお尋ねいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） エコクリーンプラザみやぎきは、財団法人宮崎県環境整備公社が設置・運営をいたしておりますが、位置づけは民間ということになります。

○中野一則議員 民間の施設ということであり

ますが、そうすれば監視指導は、中核市の宮崎市にあるわけですから宮崎市がするということになるわけですね。

○環境森林部長（高柳憲一君） エコクリーンプラザみやざきに対する指導監督につきましては、中核市である宮崎市が行っております。

○中野一則議員 では、宮崎市の定期的な指導監査あるいは立ち入りもあつたろうと思いますが、今までどういう形でそういう指導あるいは立入検査等があつたのか、回数等も含めてお聞きしたいと思います。担当部長どうぞ。

○環境森林部長（高柳憲一君） エコクリーンプラザみやざきに対する宮崎市の監視指導の実態でございますが、供用開始から平成19年度までに計16回の立入検査を実施したと伺っております。年度ごとに申しますと、平成17年度に4回、平成18年度に6回、平成19年度に6回ということで、供用開始から19年度までに計16回の立入検査を実施いたしております。内容等につきましては、今後、外部調査委員会等でお聞きしたいというふうに考えております。

○中野一則議員 大分多く立入検査されているようではありますが、県はこの状況というのを把握しておられるのかどうか。この公社の出捐は、県が全体の45.6%、市町村はわずか19.8%。エコプラザは、どう見ても県が親会社ということになりますから、常に情報は共有しておくべきと、そして県もある程度、監視指導すべきではというふうに思っております。担当部長の御見解をお聞かせください。

○環境森林部長（高柳憲一君） 出捐という点では、今、議員お話しのとおりでございます。また、県としては公益法人を許可した立場での指導監督もございます。また、施設の設置許可ですとか、監視指導の権限ですとか、いろいろ

それぞれの立場で役割というのがございますので、その点については、今後、責任等を明らかにしていくことになると思いますが、今おっしゃいましたように、情報については当然、県としても指導する立場で把握しておく必要があるというふうに思っております。

○中野一則議員 親会社としての役目を果たしていただきたいと思っております。

まとめとして知事にお尋ねしますが、現在の監視指導の体制、あるいは立入検査の状況、民間の施設には厳しく、公共の施設には甘い。だから、エコプラザが民間との認識がまたおかしいと。だから、このエコプラザの事案が発生したんじゃないだろうか。いずれこれは事件化するだろうと思っておりますが、親元会社としての県の責任は大変重い。また、公共施設にも厳格な監視指導が必要だと。市町村は市町村でできるわけですから、外部から入らないわけですので、法の整備等も必要だと思うんですけども、知事の率直な御感想をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） ただいま、こういう産廃業者に対する、施設に対する、公に対しては優しい、民に対しては厳しいという御指摘がございましたが、あくまでもエコクリーンプラザみやざきというのは民という立場でございまして、そこに優しいか厳しいかというのは、御判断等が分かれる、御意見が分かれるものだと思っております。いずれにしろ、今回のエコクリーンプラザみやざきの問題に関しましては、外部調査委員会に徹底的な原因究明と責任の所在を明確化していただく考えでおりますので、その調査、検証を今は見守って、それが出た後に、我々任命権者であり、市であり、県である、そして公社が適切に判断していきたいと考えております。以上です。

○中野一則議員 期待をいたしております。また、知事は適切な処置をとっていただくように要望しておきたいと思っております。

次に、不法投棄の監視指導についてですが、この担当も、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は県、中核市の分については宮崎市、こういうことになるのでしょうか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 今おっしゃいましたとおりでございます。一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は県と中核市である宮崎市が行っております。

○中野一則議員 先日の新聞に宮崎市田野町の産廃処分場のトラブルが載っておりましたが、現在、こういう不法投棄で何か事案等は発生していないのでしょうか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 不法投棄につきましては、例えば県内の不法投棄、平成19年度でいきますと、118件の約4,300トンでございます。そのうち年度内に、89件、約3,500トンを原因者に適正処理させたところでございます。

なお、現在の事案としましては、産業廃棄物処理業者が、シラス採取場にコンクリート片などを大量に投棄したため、警察に検挙された事例、あるいは同じく産業廃棄物処理業者が造成地にアスファルト片を投棄しまして、県が行政指導を行った事例等がございます。

○中野一則議員 環境対策推進課の職員がエコプラザに派遣されているわけですから、同じ課がいろいろ監視指導するのはやりにくい面もあるかもしれませんが、この監視指導を緩めると、いろんな不法投棄を含めて、あるいはいろんな産廃処理場を入れて、いろいろと問題等も惹起する可能性がありますから、監視指導は毅然とした姿勢で取り組むように要望しておきたいと思っております。

次に、林業行政について、特に県産材の販路拡大という面から、同じく環境森林部長に質問させていただきたいと思っております。

本年度の重点施策の一つに、植栽未済地対策、いわゆる3年間で2,000ヘクタールの未済地を解消、新たな植栽未済地発生抑制というのがありました。植栽未済地の発生の原因は、何ととっても木材価格が安い、この一言に尽きると私は思います。そこで、木材の販路拡大について質問したいと思うんです。林家の手取り増が期待される中国木材の進出、話を聞いて久しくなるわけですが、関係団体の最近の報道では、進出を容認するとの報道がありました。それで、中国木材は本当に日向に進出するのかなという気もするわけですが、そのことと、ではいつごろかということがわかれば、担当部長お聞かせください。

○環境森林部長（高柳憲一君） 中国木材株式会社の進出につきましては、地元の関係者から成ります「耳川流域の林業・木材産業の健全な発展を考える会議」で、昨年9月以来、真剣な議論が重ねられまして、6月11日に行われました第8回目の会議では、進出に際しての条件が取りまとめられたところでありまして、また、6月16日には、宮崎県木材協同組合連合会などの林業3団体から成ります「中国木材株式会社進出に関する検討会」に対しまして、地元の意見として、その提言書が提出されたところでありまして、今後、検討会では、進出条件を取りまとめまして、会社等と具体的な協議を行い、最終的な進出の是非を判断することといたしております。また、会社では、進出が容認されれば、土地所有者との具体的な交渉に入りたいと思っております。このため県としましては、業界と会社との協議が円滑に進みますように、積極的に

助言・指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

○中野一則議員 積極的な助言・指導を期待いたしております。頑張ってください。

次に、力強い宮崎スギ県外出荷体制づくり事業、みやざき材海外輸出拡大推進事業をもって、県産杉材の県外出荷、あるいは海外への輸出拡大につなげての質問であります。この取り組みの状況について、成果等、あるいは見通しでもいいですから、お聞かせ願いたいと思います。

○環境森林部長（高柳憲一君） 県産材の県外出荷につきましては、本県の製材品出荷量の約6割が、九州各県あるいは首都圏など県外に出荷されておりますことから、その拡大を図ることは大変重要であると考えております。このため、大消費地でのトップセールスや商談会の開催、あるいは大手住宅メーカーなど大口需要先の市場開拓、さらには共同集出荷による効率的な輸送体制の整備等に努めているところでございます。そして、その県外出荷の割合は年々増加傾向を示しております。

また、海外市場につきましては、商談会やサンプル材の輸出等に対し支援を行っているところでございまして、韓国への輸出額が平成19年度は前年度の約2倍になるなど、成果があらわれてきております。県としましては、引き続き関係団体等と一体となりまして、県産材の出荷拡大に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中野一則議員 その取り組みを期待いたしたいと思います。宮崎県の杉丸太材生産量日本一、これは県内の人は知らない人はいないと思うんですけれども、県産杉材の販路拡大、大変難しい問題が山積していると私は思っております。

す。それで、杉材も、マンゴーや地鶏などの農畜産物と同じように、あるいは宮崎観光の宣伝みたいに、知事のトップセールスが必要だと。もうされているかもしれませんが、もっともっと必要だと思います。宮崎のPRが必要だと思いますから、ぜひ取り組んでいただくように要望しておきたいと思います。

それと、いろんなチャンスは利用すべきだと思うんです。先日は東北で大きな地震が発生しました。また、5月12日には中国四川省で大地震が発生しまして、6月14日現在で死者が6万9,170人、行方不明者が1万7,228人、倒壊家屋が536万戸以上。これは新華社の報道であります。現在、国際的な支援活動が行われているわけですが、この地震で私が非常にショックを受けたのは、小学校、中学校の校舎が倒壊をいたしまして、多くの子供が犠牲になったことです。まことに痛ましい限りであったわけですが、この学校再建のために、在日中国人の方などが一生懸命募金運動をして活動されているわけです。そこで、知事にぜひ実現してほしいというふうに提案したいと思うんですが、宮崎県の生産量日本一の県産杉材を提供して、崩壊した学校再建の支援をしていただきたい、このように思っております。幸いに、県の木材利用技術センターでは、県産杉材の耐震強度を高める技術を確立した。そのことを6月5日の木質構造国際会議で研究成果を発表されました。今が支援するにはいいチャンスだ、こう思っております。このことが実現すれば、生産量日本一の宮崎杉材が、技術とともに国際的な評価を高め、あるいは国民にアピールすることになると。結果として、県産材の拡大が図られて木材価格も上昇するのではないかと、このように思っております。知事の御見解を承りたいと思いま

す。

○知事（東国原英夫君） ただいま御提案いただいた重要な御提言につきましては、今後の参考とさせていただきたいと思えます。

○中野一則議員 どここの国も教育というのは非常に大切なことですから、同じくアジアの民族である中国の人も等しい環境で教育ができるように、ぜひ杉材を提供していただきたい、このように思います。要望しておきます。

次に、道路行政について質問いたしたいと思えます。まず知事にお聞きしたいんですが、知事はえびの高原には何回となく行かれたと思うんです。えびの高原には行くのに幾つか道路があるんですけども、えびの市側から行かれたことがあるのかを、まずお聞きしたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） えびの市側からえびの高原に行ったことはございます。ですが、就任後、そこを注目して通ったということはございません。

○中野一則議員 注目していただきたいんですが……。えびの市からの道路は県道30号えびの高原小田線という路線であります。これは宮崎県の重要地方道の一つで、いわゆるえびの高原の観光道路であります。県外ナンバーの車が大変多く行き来するところでございます。ところで、先月14日、えびの市で開催された県民フォーラムで、男性の方が知事に、「毎年100万人近くの人があるえびの高原へ通じる国立公園入り口の県道はみっともない状況だ。早く改良してくれ」という質問がありましたよね。私はあのときに、知事に現地調査をお願いするということで、行ってほしいということでお願いしました。その後、現地に行かれたかどうか。行かれたのであれば、道路整備の状況がどうであった

のか。必要性を含めてお聞かせ願いたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） あのときは県民フォーラムで行かせていただきましたけれども、時間がなくて視察ができませんでした。その後、確認のための現場視察というのは、残念ながら行えておりません。しかし、担当課から説明をいただきました。当該区間の90メートルというのは、写真で見せてもらいましたが、道幅が非常に狭くなっておりまして、道路整備が必要かと考えております。県としましては、当該地が権利関係の確定しない土地であることから、早期に道路整備に着手できるよう、用地問題の速やかな解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ただいま知事が、早期に道路整備に着手できるように云々、こう答弁されました。私に猜疑心があるわけではないんですけども、担当部長、いいですか、最初の整備から90メートルの部分だけ、26年間も放置されているんです。私も今回で質問が3回目になります。就任してからずっと出先あるいは本課にお願いをしてきた経緯がございます。この間、県は本当に何をしておったんだろうか、こう言いたくもなるわけですね。26年間の土地等に関する取り組み状況を、まずは県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 県の取り組みでございますけれども、昭和50年代に、この区間の道路改良に着手し、整備を進めてまいりましたが、事業実施中に、今お話し土地につきまして権利関係が確定していないということが判明したため、当該地については、現在のところ事業を中断しているところでございます。しかし、先ほど知事から必要性を述べていただき

ましたけれども、事業再開に向けまして、現在、権利関係の確定のため、宮崎財務事務所、宮崎森林管理署、宮崎地方務局と必要な協議を行っているところでございます。

○中野一則議員 知事もあるいは担当部長も整備について言及されておりますが、私に言わせれば、いたずらに26年が経過したと思っております。しかし、正しい手続、認識、それに善管注意義務等、忠実に業務を遂行しておれば、この案件は26年もの年数はかからなかった、数年で解決できたところだというふうに私は思っております。しかし、これはもう過去のことでして、部長、これから、今までおくれた分を取り戻していただきたい。私は、いつきの猶予もない、こう思っております。官庁の言葉で申しわけありませんが、可及的速やかに整備を進めていただいて、できたら来年度までには工事着工を約束していただきたい、こう思っております。約束の弁を担当部長にお願いいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 用地問題の解決に向けまして、可及的速やかに対応させていただきますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○中野一則議員 ありがとうございます。来年の今ごろはスムーズに道路ができておりますから（「用地が先じゃが」と言う者あり）、工事も1年後にしてもらわないかん、そう言いましたよ。知事、できたら通って、えびの高原まで行ってほしいと思います。

ところで、県道53号——京町小林線ですが——について、懇談会ができて一つのまとめができております。結論としては、本懇談会の案として現道案を推奨すると。これは、8年間も要望したとおりの答申と言ってもいいものが出ておりますが、その考え方について、部長お願

いいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 本路線につきましては、中浦地区を含め、国道268号から中浦橋までの約1.3キロメートル区間が未改良となっているところでございます。当区間につきましては、京町の中心市街地を通り、JR吉都線とも交差しておりますので、まちづくりの観点から、都市計画道路も含めた当地区全体の道路網のあり方につきまして検討する必要があると考えております。このため、学識者、地元住民、えびの市、県を委員とする道路懇談会を設立いたしまして、延べ4回にわたり検討を重ね、懇談会としての考えを取りまとめたところでございます。今後、えびの市におきまして、当懇談会の意見を考慮しながら、まちづくりの観点で都市計画道路網の見直しが行われるものと伺っておりますので、県といたしましても、当地区のまちづくりと一体となった県道整備ができるよう、地元やえびの市と連携を図っていきたいと考えております。

○中野一則議員 この路線は駅舎の移動等もあります。かなりのお金と時間がかかると思います。手前のほうから、いわゆる中浦地区から順次、今のうちから改良していただくように要望を申し上げまして、一般質問をすべて終わります。（拍手）

○坂口博美議長 ここで、環境森林部長の答弁の追加を求めます。

○環境森林部長（高柳憲一君） 申しわけございません。先ほどの環境審議会の件でございますが、廃棄物処理計画として、18年2月2日の環境審議会で諮られております。その中で、県外産業廃棄物搬入は原則として認めないということをお記しております。それを受けまして、県外産業廃棄物の搬入原則禁止につきまして

は、県の廃棄物処理計画の中に明記され、その要綱を、平成4年に制定された要綱の中で、議員がおっしゃいますように、「県外産業廃棄物の搬入は原則禁止とする。搬入する場合は県に事前協議を行う。また、やむを得ないと判断される場合に限り県内への搬入を承認する」と。この「やむを得ないと判断される場合」ということで、九州の地域内において排出された産業廃棄物であって、排出圏内に処理する施設がないか、処理施設があっても処理能力が足りない場合などを承認しているということでございます。申しわけございません。

○坂口博美議長 次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) うっとうしい梅雨が続いており、早く晴れてくれるといいなと思ったりいたしますけれども、普通作をやっている農家の方々にとってはまた恵みの雨でございまして、やはり自然というものはこうやって過ぎていくんだなと思いつつ、少しでも他人のこと、ほかのことを思いやる気持ちを私たちが持つこと、これがいかに大事かというようなことを思うきょうこのごろでございます。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢についてでございます。

東国原知事は、官製談合事件に伴う知事選挙で、「そのまんまマニフェスト」を掲げて見事当選し、お笑い芸人から113万県民の生活の向上を目指す宮崎県の知事として見事な転身を遂げられました。そして、行動力と独特のキャラクターで、沈滞した雰囲気を一掃されました。当選してすぐに鳥インフルエンザ拡大防止対策、預け金問題への対応、また、マンゴーの販売に

象徴される宮崎のセールスマンとして、毎週上京してお笑い番組へ出演するなど、本県のイメージチェンジを図るなど、その活躍を高く評価したいと思います。

しかし一方で、県民の生活は依然として厳しいものがあります。完全失業率、有効求人倍率、大型小売店の販売高の推移、建設業を中心とした倒産、自殺の多発、医療・介護、教育など、どれをとっても県民生活は本当に厳しいものとなっています。

このような中で、知事は県政のさまざまな課題をマニフェストとして掲げ、県政運営に取り組んでこられました。この1年半の県政運営をどのように評価しておられるのか、お尋ねいたします。

私の手元には答弁書がございませんので、ゆっくりとわかるようにお答えをいただきます。以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

御指摘のとおり、宮崎県民の皆様の活力、元気というか気力というものを鼓舞するために、私は一生懸命、宮崎県のPR、そして宮崎県の浮揚に努めてきたつもりでおりますが、御指摘のとおり、医療・福祉の問題、失業率の問題、自殺の問題、そういった社会問題は厳しい状況であるということは認識しております。ただ、景気といったもの、産業といったものは、地方の首長一人がこの抜本的対策をできることには限界があるということも認識しております。

就任以来の日々を振り返ってみますと、マニフェストを踏まえた新みやざき創造計画を策定し、さまざまな施策を展開する一方、行財政改革にも鋭意努めるとともに、積極的なPR活動

により、宮崎の知名度はある一定の向上を示したのではないかと考えております。まだまだ県政運営の途中ではありますが、今のところおおむね順調に務めさせていただいているのではないかと感じております。以上です。〔降壇〕

○鳥飼謙二議員 次に、国と地方の関係について、知事の認識をお尋ねいたします。

ことし4月に、ガソリン1リットル当たり約25円上乗せされている暫定税率が失効し、折からの物価高、原油高に苦しむ庶民は歓迎しました。政府の苦しい立場を擁護するかのようには、知事は道路特定財源維持を訴え、再度暫定税率が復活をいたしました。ところが、政府が来年度からの道路財源の一般財源化を決定すると、直ちに姿勢を転換されました。ふるさと納税制度の議論の際も、総務省の意向に沿う形で、「地方あつての都市、ふるさとを思う気持ちの実現を」と訴えられたのであります。私は聞いていて、地方自治体が進めている地方交付税復活の動きを封じ込めるものではないかと感じたのであります。知事はどちらの立場に立っているのだろうか、国の言いなりかと疑問に思ったのであります。国と地方は対等であり、もっと県民の立場に立って国と対峙すべきであると思うのですが、国と地方との関係を知事はどのように理解しておられるのか、お尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） いわゆる地方分権の第1期改革におきましては、国と地方は対等・協力の関係とされたところではありますが、現実には、現在も多くの分野で法令による義務づけなどの国の関与が残されるとともに、税財源についても国中心の体系となっているなど、地方が主体的に権限を行使するにはまだまだ不十分な状況だと考えております。今でも、全国の地

方自治体が上京し、各省庁へ陳情を行っておりますが、これこそが現在の国と地方の関係を象徴しているものだと考えております。このような中、現在、政府の地方分権改革推進委員会において、いわゆる第2期改革の具体的内容が検討されており、先月には第1次勧告が内閣総理大臣あて提出されましたが、報道によりますと、今回の勧告に盛り込まれた見直し項目の多くが、関係省庁の抵抗に遭っている模様でございます。私は、地方の自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域づくりを進めるためには、さらなる地方分権の推進が必要であり、今回の第2期改革こそ、権限移譲や税源移譲を伴う真に実効性のあるものにしなければならないと考えております。官僚の壁は大変強固なものでありますが、中央集権からの脱却を目指して、国と地方とが真に対等の関係となれますよう、今後とも議論に議論を重ねながら、精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 私は、知事がそういうことでは困ると思っています。そういうシステムがあることは否定をいたしません。しかし、通知通達行政というものは、一括法のときになくなったわけなんですよね。だから、知事が職員の意識を変える、その立場に立って行動していかなくてはならないと、私は思っております。知事の本にもそんな感じで書いてございますけれども、それがトップに立つ者の、地方分権を展開していく、そういう立場ではないかと思っております。

それから、今日の地方自治体の厳しい財政運営というものがありますが、三位一体改革と称した国のだまし討ちであると、私は思っております。本県の地方交付税削減の影響について、

総務部長にお尋ねします。

○総務部長（山下健次君） 平成16年度から18年度にかけて行われました三位一体の改革におきまして、本来、税源移譲に伴う財政力格差の調整の役割を担うべき地方交付税は、その総額で約5.1兆円減額をされました。その結果、本県におきましては、3年間で約348億円が削減されたところでございます。

○鳥飼謙二議員 地方交付税の確保は本当に大事ですよ。だからこそ知事会で、県民集会をやって運動を盛り上げようじゃないかということも申し合わせられたのだらうと思います。復活への世論を高めるためにも、道路特定財源のときのような県民集会、地方交付税の復活を求める本格的な県民集会を行うべきではないかと思っておりますので、知事にお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 道路特定財源の部分での地方の集会というのは、やはりおくれた本県地域の交通インフラ、社会基盤の整備上、地方の声を中央に届けるという形で、ある一定の意義、成果も得られたんじゃないかと思っております。それと同時に、御指摘の地方交付税交付金の総額の確保ということに対しても、地方は大きな声を中央に届けなきゃいけないと思っております。御指摘のとおり、中央に中央に要望を陳情をというのは、ある意味地方分権に逆行する行動であります。今、統治システムが中央集権でありますゆえに、いたし方ない部分もあるかなと思っております。私は、それと同時に、地方分権というものも中央に声を強く届けていかなければならないと考えております。

○鳥飼謙二議員 地方交付税は国の金じゃないんですよ。地方の独自財源なんですよ。これははっきりしているんです。国に陳情すること

じゃない。県民に理解をしてもらう、このことが大事なんです。だから県民集会をやったらどうか、そう言っているんですね。それに答えてください。

○知事（東国原英夫君） 地方交付税交付金というのは地方の固有の財産と御指摘がありましたが、それを決めるのは国ではないでしょうか。その計算方法もすべて国が握っております。（「質問に答えていない」と呼ぶ者あり）答えております。地方交付税を確保するというのは大変重要なことではありますが、これは財政調整機能と財源確保でございます。地方の税収がふえれば交付税は減るわけでございます。この矛盾もでございます。でも、地方交付税交付金というのは、そういった地方財政をならずという意味で、均一化するという意味では非常に重要なことだと思っておりますので、地方からの声を大にしていきたいと考えております。（「質問に答えていない」と呼ぶ者あり）地方からの声を大きくしていきたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 声を大にするんじゃないんですよ。それは、してもらうのもいいですよ。県民が理解をする、県民に理解をしてもらう。交付税がどういう位置にあるのか。今の県の収入の中で、自治体の収入の中で、それをもっともっと理解をしてもらう努力をすべきではないかということで申し上げたんですが、結構です。なかなかわかってもらえぬのが非常に残念であります……。

では、次に移ります。ふるさと納税制度、先ほど申し上げましたけれども——これは昨日、10件の48万5,000円、微々たるものですね。微々たるもの。私は、交付税がいかに大事かということをもっともっと頑張って発信していただきたいと思っております。

もう次に移ります。知事は、ブログ「そのまんま日記」でさまざまな発言をし、多方面に大きな影響を与えておられますが、ブログは公的な発言かどうか、県民はどう受け取ればよいのかと思うんですが、知事の考え方をお聞きします。

○知事（東国原英夫君） 私は以前から、私の考えやスケジュール、私的な事柄などを、ブログという手段で日記風につづっております。知事就任後も継続して書いておりますが、その内容につきましては、県政の課題や政治問題等に関して自分の言葉で意見を述べることで、読まれる方々に、県政や知事というのはどういう仕事なのか、知事が今どういうふう考えているのかというのを、わかりやすく——いわゆる政治一般について関心を持っていただけるという意味で——ブログという形で情報発信させていただいております。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。わかりました。

そのまんま日記、2004年の4月20日付、「痔の安全保障」というのがありますが、その中で、「日本は日米同盟を基軸に、武装中立（非武装中立よりの武装中立）の道しか無いであろう。米国の傘下の下、国民の最大幸福と最大利益を考慮するしかないだろう。それが選択すべき現実であろう。（中略）沖縄の米軍基地の本土移転問題。僕は、個人的に、あくまでも個人的な考えだが、「米軍の一部宮崎誘致」を議論すべきだと考えている。まあ、これ以上突っ込んだ意見は差し控えることにしよう」と書いておられますが、現在、どのように考えておられるのかお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 2004年の4月20日と御指摘でございます。2004年は今から4年前

で、私は学生の時代だと思います。その時代に議論したこと、雑感として思ったことを日記風につづったことがその内容でございます。今の立場としては、私は県知事という立場でございます。国の防衛問題については、知事という立場からは、国が国防として考えていただくことだと思っております。県内には基地もございしますが、住民の皆様の安全・安心等は確保できるように、国に対して十分に要望、要請はしてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 就任直後、鳥インフルエンザ対策に、知事を先頭に皆さん頑張ってくださいまして、大変お疲れさまでございました。その埋却処理などに従事をされ——財政課長も当時行かれたということを知っておりますけれども——被害拡大を食い止められました。その際、「自衛隊を出せないか」と、当時の農政水産部に指示したことはございますか、お尋ねします。

○知事（東国原英夫君） ないと記憶しております。

○鳥飼謙二議員 なければないで結構でございますが、やはり、私が懸念をいたしますのは、私が聞いている範囲では、自衛隊の派遣を要請するという事は、自衛隊に借りをつくる、米軍再編の折に日米共同訓練も始まって来る、そういう状況もあるわけですから、それはされなかったほうがよかっただろうにと思いますが、知事の答弁では「ない」というふうなことでございますので、それをそのまま受けとめておきたいと思っております。

次に、議会改革についてお尋ねをいたします。

一問一答については、私もここから——知事の顔色やら何やら見えるところで——目をぎよ

ろっとしているところが見えるんですけども、こんなところで発言するようになったのは、知事がそういうふうな提起をされたからでございまして、こういう質問者席をつくるなどして取り組んできたところでもあります。しかし、きょうは別でございまして、答弁原稿の棒読みとか、初心を忘れられているのではないかなという場面がたびたび感じられましたので、再度、知事の議会改革についての所見をお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 今回、一般質問3日目でございますが、私が原稿を見ている時間が長いのか、原稿を外して答弁をしている時間が長いのか、それをチェックしていただければいいと思います。

○鳥飼謙二議員 大いに頑張ってやっていただきたいと思っておりますし、それほど事前の意見交換も——私は、今回は財政課の担当の方が窓口だったんですけども、非常にすばらしかったですね。原課とは一切やっておりません。ぜひそういうことで頑張っていただきたいと思いません。

そこで、議会の質問というのが学芸会であってはならない。これも指摘があったわけですが、答弁書を事前に議員に交付してはいないと思っておりますけれども、総務部長、そのような事実はないですね。確認しておきます。

○総務部長（山下健次君） ございません。

○鳥飼謙二議員 次に、人事に移ります。

前知事の報復人事の修復というのも新知事の重要な課題であります。ことし4月の人事異動、異動規模は昨年度より101名少ない1,447名となっておりますが、今回の人事異動の基本的な考えをお尋ねします。

また、女性職員の登用について、現状認識と

——計画的登用を図るべきと思います。育てる意識がないと幹部職員は育たない。ここにずらっとおられますけれども、なぜ部長職、女性がいらないのだろうかというふうに思ったりするわけですが、あわせて女性登用についてもお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） ことし4月の定期人事異動に当たりましては、昨年6月に策定した新みやざき創造計画の着実な推進を念頭に、少子化対策や子供に関する施策の総合的な推進、企業誘致の積極的な推進、観光誘致や交流促進の強化など、直面する県政の重要課題に積極的に取り組むための組織体制の見直しを行ったところでございます。こうした新組織を初め、県の各組織において職員一人一人の意識を刷新して、意欲と気概を持って能力を最大限に発揮できるよう、適材適所、公平公正を旨として人事配置を行ったところであります。また、女性職員の登用や、派遣研修等の人材育成にも積極的に努めたところでございます。県民総力戦による新しい県づくりを着実に進めてまいりたいと考えております。

女性職員の登用の現状でございますが、平成20年4月1日における知事部局の課長級以上の女性職員は、こども政策局長の次長級1名、統計調査課長、生活・協働・男女参画課長、こども家庭課長など課長級4名であり、積極的な女性職員の登用に努めたところでございます。課長級以上に占める女性職員の割合は1.8%であるものの、課長補佐級では7.1%、ポスト係長級では14.2%となっております。また、年齢別にいたしましても、一般行政職において女性職員は、50歳以上では3.1%しかおりませんが、40歳代では10.3%、30歳代では22.2%、20歳代では31.2%を占めており、今後、管理職に占める

女性職員の比率は確実に増加していくものと考えております。女性職員の能力の活用というのは、ますます重要な課題となると思っておりますので、今後とも、育成に向けた管理職の意識啓発や、国、民間企業等への派遣研修などにより、女性の人材育成を図りつつ、登用を促進してまいり所存でございます。

○鳥飼謙二議員 課長級も数えるぐらいしかおられないですね。数えるぐらい。やはり意識的に育てていかななくてはいかんと思うんですね。実質的な実務は総務部長、あなたのところでやるわけですから、しっかり心してやっていただきたいと思えますし、全職種3,668人のうち661人、18%、女性の方がおられるようでございますけれども、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

次に進みます。現業職員の任用がえについては、昨年もお尋ねをしましたが、退職者とか病休者が多いようです。また、他県では職種変更により自殺されたという事例も聞いておりますけれども、総務部長、この現状をお尋ねしたいと思えます。

○総務部長（山下健次君） 御指摘のように、任命がえ後の新たな事務業務への従事に際しまして、ある程度年をとってからの業務従事でございますので、当然不安を抱えていらっしゃると思えます。そのことは十分認識して、各種の措置をとっておるわけでございますけれども、御指摘のように、いわゆる精神疾患により休職あるいは病気休暇等をとる職員が散見されている状況はございます。そういったことを背景にして、各所属長に対しましては、面談の実施等で個々の職員の状況を十分把握してほしいといったことを指示しておりますし、職場では個別に助言指導員というのを、ある意味同僚とい

う形をつけているところがございます。そういったことで、担当業務になじめなかったり、職場への適応に苦勞するなど、負担を抱えている職員に対しましては、可能な限り本人の意向を踏まえ、配置がえ、あるいは担当業務の見直しを行うなどの配慮を行っているところでございます。

○鳥飼謙二議員 18年度、19年度の任用がえ職員の退職状況及び病休者の状況をお知らせください。

○総務部長（山下健次君） 18年度末の現業職員の退職者8名でございます。同じく19年度末の退職者23名でございます。このうち任命がえに係る職員が10名となっております。病気休業等の数字でございますけれども、知事部局における現業職員の傷病休暇、平成18年度で8名、平成19年度は11名。傷病休暇は90日以内ということでございますから、90日を超えて休職となるわけですが、18年度で4名、19年度で8名となっております。

○鳥飼謙二議員 決して少ない数字とは私は思いません。任用がえにならなければずっと働き続けたであろうと、人生の生活設計を狂わされた結果ではないかなというふうに思っております。そこで、当時の責任者であります副知事——再度登場で恐縮ですけれども——にお聞きしますけれども、このような状況、状態を想定しておられましたか。

○副知事（河野俊嗣君） 新たな業務への就任で不安を感じる状況があるということで、さまざまなサポートを講じたところでございます。

○鳥飼謙二議員 想定していましたかと聞いていますから、想定していましたとか、していませんとか答えるのが筋じゃないですか。副知事、何かありますか。

○副知事(河野俊嗣君) 任命がえ後の職員のみさまざまな不安なりというものを想定して、私もさまざまなサポート体制を整えたところでございます。

○鳥飼謙二議員 そうしたけれども、結局、やめてしまった本人が悪かったんだとは、もちろん思っていないでしょうね。

いいでしょう。次に、行きます。しっかりとフォローしてもらいたいと思うんですけれども……。総務部の中でも人事管理部門と定員管理部門それぞれありまして、先ほどもほかの議員の方でも議論になりましたが、ここはしっかり連携をとってフォローしていただかないといけないと思うんですけれども、考え方を担当部長にお尋ねします。

○総務部長(山下健次君) 任命がえ職員の定数化につきましては、先ほどありましたような状況もございまして、すべてを定数に組み込んでいく、一挙に定数に組み込んでいくといったことはやっておりません。やはり、状況を見ながら定数化をしていくということで対応しているところでございます。

○鳥飼謙二議員 頑張っていたいただきたいと思うんですが……。

次に、宮崎県行財政改革大綱2007では、2011年度には2005年度比で1,000人の純減をするというふうになっております。主に退職不補充という形で進められていますけれども、昨年が126名の減、ことしが105名の減という実質減になっておりまして、今お答えがございましたけれども、人員の削減が急激過ぎて、職場がぎすぎすしている、他人のことまで手が回らないといいますか気が回らない、そんな状況が起きていると思うんですけれども、現状認識について、知事、わかればお答えいただけますか。知事がわ

からなければ、ほかの方で結構です。

○知事(東国原英夫君) 一段と厳しさを増す財政状況の中で、新たな行政需要とか県民ニーズに、迅速、かつ的確に対応していくために、事務事業の見直しとか職員数の削減など、やることはすべてやらなければいけない状況でございます。このため、昨年6月に策定いたしました行財政改革大綱2007に基づきまして、持続可能な行財政システムの確立に向けて、スピード感を持って、行財政全般にわたる徹底した改革に取り組んでおるところでございます。この改革は、当然ながら私一人の力だけでできるものではありません。職員一人一人がその持てる力を最大限に発揮して、ともに力を合わせて進めていかなければいけないと考えております。このようなことから、今後とも、職員が元気で意欲を持って仕事ができる環境づくりに努めながらも、県庁も総力戦で新しい宮崎の創造に取り組んでいかなければいけないと考えております。

○鳥飼謙二議員 残念ながら、知事の認識と私の認識はぐるっと違うんですね。職場は沈滞しています。県庁職員は萎縮しています。私はそんなふうには思えてならないんです。ですから、任用がえの人にまで気が回らないというか、回せないんですね。しっかりと現状を見据えていただいて、知事は直接そこまではやらないでしょうけれども、総務部長、しっかりやっていただきたいというふうに思っております。

最後に、週刊誌等でいろいろ報道されておりますけれども、そういうことがないように、知事、今後頑張っていたきたいと思っております。知事は常々、「すべての大人は、すべての子どもの教師たれ」とおっしゃっているわけですから、ぜひ心していただきたいというふうに思っ

ております。

それでは次に、地域医療の推進についてお尋ねをいたします。

先月末、社民党議員団で、千葉県印旛村にあります日本医科大学付属千葉北総病院を訪問し、宮崎出身の金丸勝弘医師からお話を伺い、同県での救命救急センターでの生々しい実態や、ドクターヘリの運用状況のすばらしさに圧倒されたところがございます。崩壊しつつある宮崎県の地域医療を何とかしなくてはと、頭の中がいっぱいになり帰ってまいりました。また、県内において、県医師会や市郡の医師会の皆さんとの懇談などを続けておりますが、悲鳴にも似た声が上がっております。例えば、延岡では県病院の循環器科などの医師の退職が大きな話題となりましたけれども、同市の医師会病院でも医師が退職し、その運営に非常に支障を来していることや、看護学校を自前で3億円かけて建設し、その支払いに大変困っていることなど、挙げれば切りがございません。以下、お尋ねをいたします。

平成20年度から24年度を推進期間とする県医療計画が発表されました。「すべての県民が質の高い医療サービスを受けられる医療体制の確立」を基本理念としています。7つの2次医療圏で基準病床数を定めておりますけれども、がんや脳卒中などの4疾病と僻地医療や救急医療などの6事業、いわゆる4疾病6事業の医療連携体制を構築するとしております。がんや急性心筋梗塞は県北、県央、県南、県西、小児救急は県北、県央、県西の3医療圏としています。これまでの1次、2次、3次のピラミッド型の連携体制が廃止され、拠点から外れた地域住民の不安を呼んでいます。今回の地域医療計画はどのような考えのもとに作成されたのか、福祉

保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 本県の医療を取り巻く状況は、お話のように医師不足により大きく変化しております。地域医療の確保が大きな課題となっております。このような状況を踏まえまして、新たな医療計画では、切れ目のない医療提供体制の構築や安心・安全な医療体制の充実、さらには医療従事者の養成・確保等を基本方針とし、ことしの3月に策定したものであります。また、今回の医療計画におきましては、がんや脳卒中、僻地医療や救急医療といった4疾病6事業ごとに医療連携体制の構築を目指すことを新たに記載したところが、新しいところでもございます。以上であります。

○鳥飼謙二議員 こども医療圏、とりわけ県南住民にとっては深刻で、さきに行われました県南地区の医療を考えるシンポジウムに私も行ってまいりましたけれども、ぜひ県南地区に小児科を残してほしいという悲痛な声が出されておりました。2月から3月にかけてパブリックコメントも徴されたようでございますけれども、コメントはどのようなもので、計画にどう反映されたのかお聞かせください。

○福祉保健部長(宮本 尊君) パブリックコメントにつきましては、ことしの2月に実施し、29名の方から合計42件の御意見をいただいたところであります。主なものとしましては、今お話にありました、こども医療圏の再編に関すること、あるいは災害派遣医療チームに関すること、また、医療を受ける側のモラルのあり方など、さまざまな意見があったところであります。これらの意見を参考に、本県の実態に合った計画を取りまとめたところでございます。

○鳥飼謙二議員 パブリックコメント、42件

中22件というのは、県立日南病院から小児科医療をなくさないでくださいというものでしたよね。半分以上がそういう声を出していた。それが反映されていないんですね。何のためにパブリックコメントをやっているのかというような思いがございました。

次に、医師確保についてでございます。このことについては、先日、我が党の満行議員が、県独自に医局を設置して医師確保を図るべきではないかというふうに提言を行ったところであり、多くは申し上げません。しかし、医師確保は、国に要望すれば解決するという生易しいものではありません。知事は県内医療崩壊の実態をどのように認識しておられるのか、お尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） 医師不足というのは、本県だけではなくて全国的に、地方が抱える難問だと思っております。医師の数というのは宮崎県の場合は20数位で、全国的には真ん中ぐらいなんですけれども、御案内のとおり、偏在というものが問題視されていると思います。それは地域の偏在であったり、診療科間の偏在であったり、御指摘の小児科とか産科といったものが非常に少なくなっておるのが現状でございます。医師確保につきましては、医師修学資金貸与制度とか医師派遣システム等々を導入して対応させていただいているんですけれども、やっぱり医師総数、絶対数の確保というのは——御指摘に反論するようなものなんですけれども——国の政策によるところが大きいわけがございます。ですから私も、地方分権とは相異なる意見でございますが、国に要望をしていかなきゃいけない部分の一つはあると思います。

それと同時に、国におきましては、医師数の抑制方針の転換に向けて動かれているというよ

うなことも伺っておりますので、今後とも、市町村や県医師会、あるいは宮崎大学等の関係各位の方々と十分、意見交換、協議をしながら、医師確保に全力を注いでいきたいと思っております。

○鳥飼謙二議員 確かに一理あります。国の政策というのもあるんですけれども、それではもう間に合わないんです。ですから知事、福祉保健部とか病院局だけに任せておってはだめです。医師を確保するために大学病院に行ってください。宮崎県出身のよそに出ている医師に会ってください。今、そういう努力を求められる時期が来ていると思いますので、ぜひ御検討いただければというふうに思っております。

次に、看護師確保対策についてであります。昨年も問題提起をいたしましたけれども、例えば、看護大学の卒業生は約60%が県外に就職しています。学費免除者の実態、奨学金の受給状況はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 看護大における授業料免除等の状況でありますけれども、19年度の後期についてお話をしますと、全額免除、半額免除とございますが、合計で36名の学生について免除をしております。

看護大学生に対する奨学金であります。平成19年度の奨学生が、大学の場合は3名でございます。

○鳥飼謙二議員 非常に看護師不足も甚だしいわけで、医師の場合と同じように、修学資金、奨学資金を返済免除することで県内就職を義務づけるといいますか、そういう措置も必要なのではないかと思うんですけれども、再度お尋ねします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 今申し上げた

のは、県立看護大学の生徒に対する奨学金の貸与状況でありますけれども、そのほかの、いわゆる看護師養成所の学生につきましては、69名に奨学金を貸与しており、この奨学金の条件といたしまして、卒業後は県内の医療機関に一定期間勤務するという事で貸与しております。そういう意味で、県内の看護師の確保ということに努めておるところでございます。

○鳥飼謙二議員 看護大はどうかと提起をしたんですけれども、どうですか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 看護大につきましては、修学資金については、先ほど申し上げたように3名に修学資金を貸与しております。

○鳥飼謙二議員 返済免除を検討していただいて、ぜひ義務づけをしていただけたらということですから、今後検討してください。よろしく願いをいたします。

医療機関の未収金対策についてお尋ねをいたします。先日、宮崎市内のある病院で調査をした結果でございますが、この救急病院は昨年度未収金が3,200万円あり、病院経営を圧迫しているとのことでした。救急車で搬送された患者は保険がない場合がありますが、医療を断るわけにはいかない。ところが、医療保険がなかったり資格者証の場合、全額負担で払えないとなりますと、即未収金となるわけでありまして。入院と同時に生活保護を適用するなど、生活保護関係機関との迅速な連携をすることで、未収金の増加を抑制することができるのではないかと思っておりますので、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 平成19年度に行われました厚生労働省のアンケート調査によりますと、病院の未収金の発生原因といたしま

して、生活困窮のケースが2割、それから払えるけれども払わないという悪質なケースが約1割ということでありまして。生活困窮のケースにつきましては、おっしゃるように生活保護による対応が考えられますが、その適用に際しては、本人の病状によっては、職権による生活保護適用や遡及適用など、各福祉事務所とも状況に応じた速やかな対応を図っておるところであります。

また、生活保護の決定につきましては、各種調査を要するものでありますけれども、適時適切な決定を行うよう、各福祉事務所に対して常に指導しておりまして、今後とも、生活保護の適正な運用に努めてまいります。また、厚生労働省では、保険医療機関の未収金対策として、未収金の回収だけでなく、国民健康保険の一部負担金の減免制度の活用など、未収金発生の防止策についても徹底したいとの考えがあるようですので、県としても、国と連携を図ってまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 ぜひ、柔軟、迅速な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、公立病院改革プランについてであります。自治体財政健全化法が施行される一方で、総務省から、公立病院の経済効率化と再編ネットワーク、経営形態の見直しの視点で、「公立病院ガイドライン」が示されました。しかし、県内医療は今、崩壊寸前、いや崩壊しつつある状況の中で、総務省が考えるガイドラインによる改革プランが策定されるとなると、地域医療は完全に崩壊するでしょう。改革プランの策定に当たっては、住民の地域医療を守るという観点から進められるべきと思いますが、知事の基本的考えをお尋ねします。

○知事(東国原英夫君) 公立病院は、地域医

療とか僻地医療など、地域医療を守るために非常に貢献していただいております。総務省から市町村へあてて改革プランというものが提示されております。経営状況の悪化とか周囲の環境状況を勘案した改革プランを策定するという指示でございますが、医師不足等々は、先ほど申し上げませんでした。女性の医師で今休業されている方とか、先ほど鳥飼議員から御指摘のあった、県出身者で県に深いお医者さん等々、きめ細かな医師確保の取り組みに邁進していかなくちゃいけないと思っております。確保もさることながら、医療機関同士の連携とかネットワーク化というものを、効率化の上で図っていかなくちゃいけないんじゃないかと思っております。この改革プランが地域医療を崩壊させることのないように十分留意しながら、地域医療を守ることに、県といたしましても全力で取り組んでいかなければいけないと考えております。

○坂口博美議長 答弁者、ちょっと簡潔に……。答弁と質問の時間のバランスがとれていない。おくらしているものですから……。

○鳥飼謙二議員 難しいことではあるんですけども、知事、ひとつそこはよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、県立病院関係についてお尋ねします。17年度から22年度までの5年間で3県立病院すべて単年度黒字化を目標とした、県立病院中期経営計画が進められておりますが、19年度決算見込みによります中期経営計画の進捗状況について、病院局長にお尋ねします。

○病院局長（甲斐景早文君） 平成19年度決算見込みでございます。御案内のとおり、平成18年度に策定をいたしております中期経営計画でございますが、19年度の目標値として収支差

を14億1,300万円の赤字としていたところでございます。たしか昨年12月の時点では御報告させていただいたかと思うんですけども、この計画を上回ります10億6,700万円まで赤字を圧縮できるという見込みを立てたところでございます。これは19年度において、より高い次元の施設基準となります入院基本料の通年化ですとか、新たな診療科の開設による診療機能の充実などにより収益の確保が図られたこと、あるいは医薬品の共同購入の推進などによります費用の削減に努めたことによるものであろうというふうに考えております。このようなことで、最終的には、年度後半においてさらなる収益の確保、あるいは費用の削減に努めました結果、昨年12月時点での収支見込みよりもさらに改善が図られる見通しになっておるということでございます。

○鳥飼謙二議員 先日、社民党議員団を中心に、日南病院で調査と意見交換を行わせていただきました。県立病院の今後のあり方に大きな方向性を示した今の中期経営計画に対しては、現場スタッフの理解と協力が絶対に欠かせないというふうに思っておるわけですが、現場との意見交換がなされていないとの驚くべき事実が明らかになりました。中期経営計画を成功させていくためにも、現場と病院局幹部との意見交換を行っていただきたいと思っておりますので、お尋ねをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 御意見のとおりでございますけれども、現在、病院事業の推進に当たりましては、第一線で勤務する医療スタッフの意識の醸成が最も重要であるというふうに考えておりました。職員一人一人が県立病院の経営状況など関係情報を共有し、共通の理解と認識を持つことが大変重要であるというふ

うに考えております。このようなことから、特にこれまで、院長あるいは事務局長会議をやりましたし、また看護部長等連絡会議、あるいは薬剤長会議、それから管理栄養士長会議など各分野における連絡会議を随時開催いたしまして、これらの会議を通じて、各病院における各セクションの職員の意見などの把握に努めるとともに、経営方針の周知徹底に努めているところでございます。また、私も就任以来、各県立病院に直接出向きまして、私の病院経営に関する考え方ですとか、中期経営計画の進捗状況について職員に説明をいたしたところでございます。さらに、今年度から、「1人1改善運動」といたしまして、各職員に、県立病院事業についての効率化やサービス向上策に関するアイデアなども提案していただくといった取り組みを行うこととしております。御指摘のとおり、今後とも職員一丸となりまして、より一層、経営計画参画意識の醸成に取り組みながら、高度で良質な医療の提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 ぜひ現場に行かれて、そこで、外科部長とか医療連携課長とか、たくさん現場で一生懸命頑張っておられる方がおられますので、いろいろ意見を聞いていただきたい。できたら知事にも行っていただくと、なおいいんじゃないかなと思っておりますので、お願いをしておきます。

次に、医師確保については、先日出されました。要望にとどめたいと思いますが、先日、宮崎病院の院長、副院長にも個別にお会いをしてまいりまして、医師確保については懸命に取り組んでおられることを、高く評価いたしたいというふうに思っているところでございますけれども、病院局内の医局設置についても、真剣に

検討をお願い申し上げたいと思っております。

次に、病院事業決算報告に関連してお尋ねをいたします。収益的収支におきまして欠損金等が記載されるわけですが、その際、救急医療や高度医療の不採算部門を再計上すべきではないかと思うのであります。なぜ病院会計が赤字になったのか、具体的に県民に示すことが極めて重要だと思っておりますので、お尋ねをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 決算の会計報告方式であろうと思うんですけれども、御案内のとおり、特に法律でこの方式の枠組みというのが、ある程度示してあります。こういうことから、いつも念頭にそういったものを置きながら進めていかないといけないということと、経営動向を時系列で正確に把握する必要もありますことから、裁量の範囲内といえども、計上方式の変更につきましては、おのずから制約があるというような状況でございます。今、御案内ありましたように、そういう政策医療ですとかいろいろな医療分野における区分ができればいいんですけれども、診療におきまして、どういう形でやったかとかそういったことが、集計といえますか、明確に区分できない部分がございます。なかなか御意見等のようなことはやれないというような状況でございます。

○鳥飼謙二議員 努力してください。でないと県民の理解は得られないと思います。難しいだろうと思いますが、何とか頑張って努力をお願いしたい、そういうことをやっていただきたいと思っております。

1次・2次医療の役割分担については、時間の関係で省略をいたします。1次救急の方が、県病院2次救急にかかる比率が6割ぐらいあるんです。これを減らしていくということで、いろんな努力をしていかななくてはならないと思

ますが、これは省略をいたします。

次に、経費節減についてお尋ねいたします。宮崎病院では、省エネルギーサービス事業であるESCO事業が行われておりますが、公募の結果、明電舎グループが選定され、事業を進められていると聞いております。実施状況について病院局長にお尋ねしますとともに、病院局以外でESCO事業を検討されているのか、担当部長にお尋ねします。

○病院局長（甲斐景早文君） ESCO事業でございますけれども、実は県立宮崎病院で19年度に実施をさせていただきました。幸いに建物が改築後20年以上経過したということもございまして、設備の更新時期を迎えて非常にタイミングよかったです。これによりまして、特に熱源機器について——ボイラーなどがございますが——従来の重油からガスを主力としたものにするなど、省エネルギー効果が非常に高く、また、環境負荷の少ない設備に更新したところでございます。この導入によりまして、年間約7,000万円程度の光熱水費の削減が見込まれるということで、御指摘のとおり、病院の経営改善にも非常に役立っているというような状況でございます。またもう一つ、CO₂の発生というのが大幅に抑制されます。こういうことから、県庁の地球温暖化対策にも大きく寄与するのではないかと考えているところでございます。

○県民政策部長（丸山文民君） ただいま病院局長から御答弁がありましたように、平成17年度に県有施設の導入可能性について調査を行いました。その結果、最も効果が高いと見込まれた県立宮崎病院につきまして、平成19年度から事業実施をしているところであります。その他の施設につきましては、経済効果あるいは機材

の更新時期等の理由から、現時点では導入の予定はないところであります。

○鳥飼謙二議員 最後に、業務委託についてあります。官製談合事件の反省から、一般競争入札による業務委託の業者選定が行われています。しかし、安かろう悪かろうでは困るわけで、余りにも低価格の入札となりますと、そこで働く従業員の処遇に大きく影響するわけがあります。委託業務について最低制限価格を設けるべきと思いますけれども、現状はどのようになっているのか、病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 病院局におきましては、昨年10月から財務規程を改正いたしまして、一般競争入札により製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するために必要があると認めるときは、最低制限価格を定めることができると、実はこういう規定を置いたところでございます。これにより、20年度におきましては、警備業務について最低制限価格を設けて入札を実施させていただきました。なお、今後とも、知事部局との連携を図りながら、こういう企業性、効率性を発揮した経営を踏まえた上で、最低制限価格を設けることができない、特にWTOと申しますか政府調達協定に基づいたものについてはなかなかでございますが、それ以外については検討してまいりたいという考えであります。

○鳥飼謙二議員 次に、こども療育センターについてであります。

こども療育センターは県内唯一の肢体不自由児施設であります。入所児童の障がいの重度化・重複化、発達障がい児童への対応など、障がいのあり方が大きく変化する中で、体制の整

備が大きな課題となっています。このため、平成17年7月に策定されました「宮崎県における障害児療育支援体制強化に関する報告書」では、現行機能の充実強化とあわせて、新たな機能として、重症心身障がい児施設としての機能の整備や発達障がい児への対応を強化するなどとしています。これまで前知事や担当部長は、「報告書は最大限尊重すべきもの」と答弁してこられましたけれども、障害児支援体制報告書の県政での位置づけ、認識について、知事に尋ねます。

○知事（東国原英夫君） 平成17年7月にまとめられました「障害児療育支援体制強化に関する報告書」において、こども療育センターが果たすべき役割としては、肢体不自由児、在宅障がい児及び重症心身障がい児への対応などがあると認識しております。県といたしましては、この報告書を踏まえ、身近な地域で必要な訓練を受けられる体制整備や、ショートステイの充実などに取り組んできたところでございます。今後も、財政的には非常に厳しい状況ではありますが、できる限り保護者のニーズにこたえられるよう、療育支援体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 どうもわかったようなわからんような感じがいたしますが、ぜひその実現に向けて頑張っていたきたいと思えます。

次に、医師不足によります機能の低下についてであります。医師の定員は、整形外科3名、小児科2名となっていますが、ことし4月に2名の医師が退職し、現在、整形外科医師2名の勤務となっています。4月にはA医師は当直15回、B医師は当直10回となっており、医師が過労で倒れるのではないかという過酷な勤務を強いられています。また、常勤の小児科医師が不

在となり、保護者も大きな不安を覚えており、センター機能の低下が懸念されておりますが、知事はこの現状をどのように認識しておられるのか、お尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 本年4月から、こども療育センターの医師が2名退職したことによりまして、センターを利用されている保護者の方々には、本当に大変御迷惑をおかけしておると思っております。センターの医師は、現在、常勤医師の2名であります。宮崎大学医学部からの協力をいただいております。診療体制に支障のないようにしているところであります。また、小児科医につきましては、非常勤医師3名で対応している状況にありますが、急病などの緊急時には、宮崎大学医学部や県立宮崎病院と連携して対応する体制をとるなど、できる限り保護者の皆さんが安心してお子様を預けられるように努めているところでございます。常勤医師の確保につきましては、依然として大変厳しい状況がありますが、今後とも宮崎大学医学部と連携しながら、県外も含めて、その確保に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 非常にセンターは必死で頑張っているんですね、今言われたとおりになんですけれども。しかし、なぜ小児科医がいないのか。先ほど申し上げた重症心身障がい施設科、これをやめてしまいました。それを宮崎大学医学部は非常に期待しておったんです。あそこに入院している子供さんの受け皿になっていただく。しかし、それができない、県がやらない。だから、日南の愛泉会というところに行ってしまった。ですから、小児科医師も向こうに行っているんですね。そういうふうになっているんですよ。しかし、実態はですね——本当に倒れ

ますよ。1回行って——1回、去年6月行かれたんですけどね——その現状を見ていただきたいというふうに思っております。

次に、保育士等のスタッフの確保についてであります。看護師の産休や育児休業の代替職員や保育士の確保が極めて困難な状態となっております。例えば、臨時職員は継続雇用ができなかったり、賃金が余りにも安過ぎるので働いてくれる人がいないのです。現状をどのように認識しておられるのか、担当部長にお尋ねします。

○総務部長(山下健次君) 臨時職員の勤務条件につきまして、通勤手当が支給されない、これを条件に基本的には来ていただいておりますけれども、御指摘のように、非常に採用確保困難な職種というのがございます。現実にもそういうことで現場は人材確保に苦労しているという話は十分聞いております。その中でどういった工夫ができるかということで私どもも考えておるわけですけれども、県民サービスの低下につながるような、例えば勤務時間、あるいは業務内容での工夫、そういったことで人材確保のための環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 働いている人も給料が10万円を切るんですね。例えば夜に皿洗いなどをして低収入を補っている。県庁本体でもそうですけれども、1,000名の非常勤職員、250名の臨時職員、こういう人たちがおるわけで、公的機関がワーキングプアをつくり出している。これは去年も申し上げましたけれども、勤務体系の柔軟化とか、少なくとも通勤手当ぐらいは出すべきではないかと思うんですね。知事は答えられないでしょうけれどもね。知事に答えていただきたい気持ちですよ、これは。総務部長。

○総務部長(山下健次君) 財政状況もございまして、1,200数名の人たち、1,000名の非常勤の職員の中には、例えば鳥獣保護員といった方たちも、もちろんいらっしゃるんですけども、その方たちを含めて通勤手当を支給するというのは、財政的には非常に厳しいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 では、人が来なくていいということですか。

○総務部長(山下健次君) 先ほど申し上げましたように、そういった条件の中で来ていただくということと、採用困難な職種につきましては、何か工夫がないかということで考えておるところでございます。

○鳥飼謙二議員 実際に人が集まらないんですよ。もっと考えてもらわないと困るんですよ。知事、どんげかせんといかんとですよ。知事はもう答えていいけど。だけど、どんげかしてもらいたい、本当にそんなふうに思います。

保育士の確保についてお尋ねをいたします。現在、保育士は、こども療育センターとか3児童相談所、みやざき学園で要保護児童の指導に当たっております。ところが、保育士を20年近く採用していなく、保育士は近くいなくなるようになります。保育士を計画的に採用すべきだと思いますので、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 保育士は、お話のように、こども療育センターにおいては、肢体不自由児の入所・通所や重症心身障がい児通園事業、ショートステイなどのさまざまなサービスに従事しているほか、児童福祉の中核機関であります児童相談所や県立みやざき学園において、入所児童の保育とか生活指導などの業務を担っております。児童福祉の分野においては、さらなるサービスの質の向上が求められて

おりますので、保育士の役割は重要であります。今後とも、効率的な職員配置に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 保育士の役割は重要とのお答えですが、採用試験が行われていないんですけれども。人事委員長にお尋ねいたします。

○人事委員長(黒木奉武君) 保育士の採用試験についてでありますけれども、職員の採用試験は、毎年、各任命権者の要請に応じて実施してきております。保育士につきましては、「職員の任用に関する規則」というのがございまして、「短期大学卒業程度」の試験区分において実施できることとなっておりますが、平成4年度以降につきましては、任命権者からの要請がなかったために実施をいたしておりません。ただ、人事委員会といたしましては、新たな行政需要や多様化する県民ニーズにこたえるために、今後とも職員採用試験等につきましては、御意見等の趣旨も踏まえながら、任命権者との連携を深めてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

○坂口博美議長 再度、答弁者側にお願いします。時間が随分経過していますので、簡単に速く御答弁をお願いします。

○鳥飼謙二議員 総務部長にお尋ねします。保育士の必要性についてどのように考えておられますか。なぜ試験を実施しないのか、お尋ねします。

○総務部長(山下健次君) 保育士の重要性は十分理解しておりますが、基本的には資格を持った非常勤職員の活用で対応できるということで考えております。

○鳥飼謙二議員 資格を持った職員の対応で十分活用できる。こども療育センターの場合ですけれども、保育士14名中2人は再任用職員、2

人は正職員、10人は非常勤職員ですよ。これでいいんですか。

○総務部長(山下健次君) 特段、非常勤職員を正規職員にという話は聞いておりません。

○鳥飼謙二議員 県のパイプはどうなっているんですか。現場では必要と言う。しかし、形としては、要求をすれば却下されるから要求をしない。預けのときと一緒にじゃないですか。今、ここは必要だと言っているんですよ。正職員にするのが当たり前でしょうが。それを必要ないというような答弁は納得できない。再度答弁してください。

○総務部長(山下健次君) 基本的には関係部局と協議をした上で決定してまいりたいと考えておりますが、先ほど申し上げましたように、非常勤職員で現在対応しておるということで、特段それを正規職員にということでは聞いておりません。

○鳥飼謙二議員 納得できません。この答弁では納得できません。休憩を求めます。

○坂口博美議長 暫時休憩をいたします。

午後3時6分休憩

午後3時8分再開

○坂口博美議長 会議を再開いたします。

ここで、答弁者、総務部長にもう一度、今のことを答弁、説明をいただきたいと思っております。

○総務部長(山下健次君) 申しわけございません。先ほど福祉保健部長からも答弁がございましたが、現場の必要性について、再度、関係部局と協議した上で、その必要性について考えてみたいと思っております。

○鳥飼謙二議員 十分検討してください。

最後に、エコクリーンプラザみやざきについてお尋ねをいたします。

これは、ごみ処理広域化計画に従ってつくられたわけでありまして、1999年から2013年までの15年間の期限として、県内を県北、県央、県南の3グループ化したごみ処理広域化計画を策定したわけでありまして。その後、いろいろ議論があったんですが、県央地区については、県が強引にといいますか、私どもからすれば強引に進めていってしまった。その結果、今こんな事態が起きている。その他の地域は4グループにしようということで、その後、方針が変更、転換されたわけですが、中央地区以外のごみ処理計画は今どようになっているのか、どう進められているのかお尋ねします。

○環境森林部長（高柳憲一君） ごみ処理広域化計画は、平成10年度、各市町村と協議の上策定したんですが、その後、17年度までに3度の改定を行い、全体35施設のうち、19年度までに22施設が整備されまして、30年度までの計画期間において13施設が整備予定でございます。これに基づきまして、県央地区ではエコクリーンプラザみやざき及び西都・児湯クリーンセンターが整備され、現在、延岡・西臼杵ブロックでも、平成21年度からの供用開始に向けて、焼却施設の整備が進められております。

○鳥飼謙二議員 それは、エコクリーンプラザみたいな広域処理ということよろしいんでしょうか。延岡と西臼杵を一本化したやつ、日向と入郷を一本化したやつ、そんな感じですか。もうちょっと具体的に御説明ください。

○環境森林部長（高柳憲一君） 県北地区では、延岡・西臼杵ブロックの焼却施設が、18年度着工で21年度供用開始予定になっております。それから、最終処分場が未整備3カ所ということになっております。それから、日向・入

郷ブロックでは焼却施設が1カ所、23年度着工予定で26年度供用開始予定、リサイクルプラザにつきましては1カ所で整備時期が未定、最終処分場につきましては1カ所が未整備という計画でございます。

○鳥飼謙二議員 社民党中央地区議員団で4月23日に、エコクリーンプラザみやざきの現場を調査してまいりました。理事長から話を聞いたんですけども、プレキャスト工法をなぜ採用されたのかなど、疑問は深まるばかりでございます。既にこの問題については議論されておりますので、1点だけ再度確認をしたい。事実の解明と責任の明確化、これは大事だと思っているんですけども、再度知事にお答えいただきます。

○知事（東国原英夫君） エコクリーンプラザみやざきの件に関しましては、外部調査委員会に、専門的あるいは客観的な判断を仰ぎまして、徹底的な原因の究明と責任の所在を追及していただきたいと思っております。県といたしましても、このような調査等を円滑に進めるために専任職員を配置したところであります。一日も早い問題の解決に向けて、全力を挙げていきたいと思っております。

○鳥飼謙二議員 環境整備公社は、市町村とか民間団体も出捐団体になっておるわけですが、こういう事態を説明しておくべきではないかと思っておりますので、お尋ねします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 関係11市町村につきましては、副知事を議長とする連絡調整会議を5月22日に開催しまして、これまでの経緯と今後の対応について説明を行ったところでございますが、その他の市町村や出捐団体につきましても、今後、公社と協議の上、適切に対応してまいりたいというふうに考えておりま

す。

○鳥飼謙二議員 よろしく願いをしておきます。

最後に、代表監査委員にお尋ねをいたします。環境整備公社に対して、工事監査を含めた監査を行っているのか。また、その内容はどのようなものなのかお尋ねをいたします。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 環境整備公社につきましては、平成7年3月に設立された後、8年度と12年度と14年度と17年度に、それぞれ前年度の事業について監査を実施しております。ただし、その中身は、公社の運営状況や経理事務などの財務面が中心でございました。なお、お尋ねの16年度事業を監査いたしました。が、17年度に完成した調整池工事については、技術的な面を含めた監査は実施しておりません。

○鳥飼謙二議員 事実解明に向けて、監査委員で監査する予定は、今後ございますか。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 今年度、この環境整備公社については監査する予定に入っておりますので、今、議論になっている部分を含めて監査したいと思っております。

○鳥飼謙二議員 ぜひよろしく願いをしておきます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、23日午前10時開会、きょうに続いて一般質問であります。

本日はこれにて散会をいたします。

午後3時15分散会

6月23日（月）

平成 20 年 6 月 23 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 東国原英夫 副知事 河野俊嗣 県民政策部長 丸山文民 総務部長 山下健次 福祉保健部長 宮本尊一 環境森林部長 高柳憲一 商工観光労働部長 高山幹男 農政水産部長 後藤仁俊 県土整備部長 野口宏一 会計管理者 長友秀隆 企業局長 日高幸平 病院局長 甲斐景早 財政課長 西野博之 教育委員長職務代理者 大重都志 教育長 渡辺義人 警察本部長 相浦勇二 代表監査委員 城倉恒雄 人事委員会事務局長 大野俊郎 | <ul style="list-style-type: none"> 知事 東国原英夫 副知事 河野俊嗣 県民政策部長 丸山文民 総務部長 山下健次 福祉保健部長 宮本尊一 環境森林部長 高柳憲一 商工観光労働部長 高山幹男 農政水産部長 後藤仁俊 県土整備部長 野口宏一 会計管理者 長友秀隆 企業局長 日高幸平 病院局長 甲斐景早 財政課長 西野博之 教育委員長職務代理者 大重都志 教育長 渡辺義人 警察本部長 相浦勇二 代表監査委員 城倉恒雄 人事委員会事務局長 大野俊郎 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局局長 石野田幸蔵 事務局次長 弓削孝幸 総務課長 田原新一 議事課長 富永博章 政策調査課長 桑山秀彦 議事課長補佐 孫田英美 議事担当主幹 日高賢治 議事課主査 山中康二 議事課主査 隈元康淳 | <ul style="list-style-type: none"> 事務局職員出席者 事務局職員出席者 事務局職員出席者 事務局職員出席者 事務局職員出席者 事務局職員出席者 事務局職員出席者 事務局職員出席者 事務局職員出席者 |
|--|--|

◎ 一般質問

○星原 透副議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。きょうも私の地元都城からたくさんの皆さん方が傍聴においでいただきました。感謝感激であります。

それでは、質問に入ります前に一言申し上げたいと思いますが、私は、今年8日、満88歳の母を亡くしました。天寿を全うし、家族に見守られながら静かに逝きましたから、悔いは残っておりませんが、つらかったとき、苦しかったとき、いつも優しく支えてくれた母だったと思っております。亡くしてわかる親の恩を改めて感じておりますが、まさに「一億人の人に一億の母あり。されど我が母は一人なり」、仏法の教えのとおりであります。ここまで育ててくれたことに感謝し、母の「千の風」を受けながら、通告に従いまして、順次質問に入らせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いしてまいります。

昨年1月に知事就任以来、超人的な動きの中、連日マスコミ、テレビ等に出演され、今や国民で東国原宮崎県知事を知らない人はいないほどであります。「無」の中から「有」を生み出すという発想から、例えば、県庁を観光スポットとして売り出した手法は驚嘆に値するものであります。現在では、連日多くの観光客が県庁を訪れていただいていること、まさにそれ

があかしであります。

今年8日日曜日は、サイパン、テニアンで戦死された方の全国遺族会の方々が県庁を訪れたいとのことで、私は案内役をお引き受けいたしました。遠くは岩手県、大阪府等からお見えになっておられ、知事にお会いできればと、皆さん楽しみにしておられましたが、ちょうど知事も取材があったということで、タイミングよく会うことができました。皆さん、大変喜んでおられました。また、物産館を案内していましたが、どこからか笛やかねの音色が聞こえて、見てみますと、宮崎市内の「ひょっとこ民謡会」の方々がひょっとこ踊りを県庁前で披露されており、観光客の方々を迎えておられました。皆さんもその輪の中に入り、笑顔で一緒に踊られる姿を見て、私は深く感動し、まさしく宮崎のよさを満喫していただいたものと思っております。代表者の方にお話を伺いましたら、「知事も頑張っちゃっがね。我々も少しでもお役に立てればと思っ、毎週ここで踊っちゃっ」ということであります。知事が言われている県民総力戦が実践されている場面に遭遇し、大変感激した次第であります。この県民総力戦の取り組みは、県内各地において行われていると思っておりますが、就任後の県民総力戦の定着を知事はどのように評価されておられるのか、お伺いをいたします。

また、観光客の流れが県内各地にどのような波及効果をもたらしているのか、お伺いをいたします。

次に、知事のトップセールスについてお伺いをいたします。前にも述べましたが、知事は就任以来、さまざまなマスメディアへの出演をされております。特に道路特定財源の廃止か存続かの議論においては、道路網の整備がおくられて

いる地方の代表として、堂々と存続に向けての討論を行っていただきました。宮崎県産品については、全国各地で熱心なトップセールスをしていただいておりますが、新たな取引や商談があったのか、また、実績があったとすればどのように評価されているのか、お伺いいたします。

また、取引拡大等に向けたトップセールスの今後の課題があるとすればどのような点か、お伺いをいたします。

次に、配合飼料・燃油高騰対策について、農政水産部長にお伺いしてまいります。地球規模での温暖化による異常気象や、石油資源等が市場に不足する中で、代替エネルギーとして、穀物のバイオエタノール化に拍車がかかっております。このような状況は、生産者のみならず消費者にも大きな不安を与えるとともに、食料自給率39%の日本にとって、食料の安定確保の上で重要な局面に立たされていることは御承知のとおりであります。6月3日から5日に、ローマで開催された、世界の食料安全保障に関するハイレベル会合、「食料サミット」では、世界的に穀物が不足する中、輸出国、輸入国のそれぞれの主張の違いが明確になり、自国が食料危機にあるときに、みずから飢えてまで食料を輸出する国はなく、金さえ出せば世界じゅうから食料を集められるとたかをくくってきた輸入国は、まさに冷水を浴びせられたように、今回、その厳しい現実を突きつけられた会合でありました。

そのような中、本県農業の中心であります園芸や畜産経営の悪化が加速しており、本県の農業の基盤が崩壊しかねない状況にあります。園芸農家は、収量アップや省エネ対策に取り組み、畜産農家は、飼料高騰対策として生産性の

向上や自給飼料の増産の取り組みと、日々必死の努力をしております。しかし、このような生産現場での取り組みを大きく上回るスピードで原油、飼料価格は高騰しており、このままでは本県の経営は危機的状況に陥り、国民の共通課題である食料自給率の向上どころか、我が国の農業を崩壊させることにつながるものであります。また、このことは、食料供給基地としての本県の役割が危ぶまれるところであります。そこで、昨年からの厳しい経営環境における園芸農家、畜産農家の経営状況はどうか、また、緊急的な農家経営支援策等は取り組まれておられるのか、お伺いをいたします。

次に、枝肉市場であります。ことしになり、景気低迷による消費の落ち込みもあり、3月の東京市場の枝肉卸売価格は、和牛去勢A4でキログラム当たり2,008円、前年比91%、同じく和牛去勢A3でキログラム当たり1,714円、前年比86.8%とかなり値下がりし、4月も同等の取引であります。また一方では、配合飼料の高騰も重なっております。そこで、労働費を含めた生産原価を割ったときに発動される肉用牛肥育経営安定対策事業、いわゆるマルキン事業の取り組み状況についてお伺いをいたします。

次に、ハウス農家の現状についてお伺いをいたします。今日現在、A重油1リットル当たり112円、去年は、1リットル当たり86円の価格でありましたが、ことしの作付までに価格が上がることはあっても、下がる要素は全くありません。本県の特産でありますピーマン、キュウリは作付ができないと、農家から悲鳴が出ておりますが、御認識のほどをお伺いいたします。また、代替エネルギー等への取り組みが、今年度どれほど見通しが立っておるのか、お伺いをいたします。

次に、配合飼料の代替穀物として、飼料用米の取り組みについてお伺いをいたします。既に本県の取り組みとして、肥育牛の代替飼料として給与試験の結果、良質の肉質が得られました。養豚経営においても、飼料用米の提供の要望が出ております。また、養鶏については、他県では、飼料用米を配合して75%まで自給率を高められたとのことであります。したがって、水田の利活用につきまして、穀物の代表として、飼料用米の作付が最も期待されておるところであります。取り組みについてお伺いをいたします。

次に、後期高齢者医療制度と介護支援について、福祉保健部長にお伺いしてまいります。

2006年、小泉内閣において成立した後期高齢者医療制度が、本年4月1日に施行されたところではありますが、その後、存続、廃止の大議論となりました。医療現場では、老人医療受給者証と国保・健康保険証の2枚提出の義務づけから後期高齢者医療受給者証への変更になったことなどが浸透しておらず、混乱しているとのことです。新制度の取り組みが二転三転しており、理解が難しいという声をよく聞きますが、制度及び保険料の負担等がどのように変わったのか、またどのように周知されるのか、お伺いをいたします。

次に、介護支援の現状についてお伺いをいたします。昨年の医療制度改革によって、平成23年度には、介護保険が適用される療養病床が全廃、そして医療保険が使えるところも限定されることから、この問題が急がれるところでもあります。昨年、県議会地域医療対策特別委員会におきまして、地域ケア整備構想の概要をお示しいただいたところでもあります。療養病床の再編成の対象となるのが、介護療養病床、約2,000床

という数字が示されたところでもあります。その方々が、介護施設や在宅医療などへ円滑に移行できるようにするためには、早急に受け皿の整備が求められていると考えます。医療の必要性が低いとされる療養病棟入院基本料が、ことしの診療報酬改定によって引き下げられたことで、実質的に療養病床の削減が進みつつあると考えます。最近しばしば耳にしますのは、療養病床に入院されている方が、「退院先を考えてほしい」と病院側から言われたため、福祉施設を探したが、どこもいっぱいに入所できる施設がなく、どうしたらいいのかわかっているといった内容であります。在宅ケアが可能ならよろしいのですが、そうでない場合、一体どうしたらよいのでしょうか。そこでお伺いをいたしますが、このような現状を県は把握し、対応ができていますのか。

また、老人保健施設、特別養護老人ホーム、ケアハウスなどの利用状況と、利用を希望しても利用できず、利用できるまで順番待ちしている、いわゆる待機者の実情と、今後の高齢化の進行による見通しはいかがなのか、お伺いをいたします。また、地域ケア整備構想の推進に当たって、県民ニーズの把握はどのようにされるのか、お伺いをいたします。

次に、介護施設の抱える課題等についてお伺いしてまいります。先日、厚生常任委員会の現地視察でお伺いした話ではありますが、「以前は介護士の募集をすると、募集人数をはるかに超える人数の申し込みがあったが、最近は施設拡充して募集しても人が集まらない、また来てくなくても長く続かない。デイサービスのほうはよいが、夜勤はだめだ」、また、介護職員の皆さんからは、「新3K」のはやり言葉として、「希望が持てない、結婚ができない、給料が安

い」といったぐあい、経営者は大変頭を痛めておられました。そこでお伺いいたしますが、県内の特別養護老人ホームに入所されている方々の平均要介護度は幾らか。また、平均年齢についてはどのような状況か、お伺いをいたします。

また、介護現場では介護職員の不足が懸念されておりますが、県内の介護福祉士の養成施設の入学状況や就職状況などを含め、本県の介護に携わる人材の現況等について、お伺いをいたします。

また、国の方針では、外国人の介護福祉士の受け入れを進めようとしておりますが、このような動きに対して、県としてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、少年犯罪の動向について、警察本部長、教育長、福祉保健部長にお伺いしてまいります。

最近の少年犯罪におきましては、多方面にわたって低年齢化が目立ち、ニュースを見るたび身震いすることばかりであります。戦後、我が国は飛躍的な発展を遂げ、物の豊かさに明け暮れ、バブルに酔いしれた時代でありました。しかし、それとは裏腹に、子供たちへの心の教育を忘れ、人への感謝の気持ちを持つことができないなど、豊かさの中で子供たちが犠牲になっているような気がいたしてなりません。そのような中、平成19年度、全国で特別法犯少年6,339人が検挙されており、前年同期で901人、16.6%増加しております。

私は、ことし1月19日、ライオンズクラブ主催の「薬物乱用防止教育認定講師育成講座」を受講する機会に恵まれました。そこで驚いたのが、薬物使用の低年齢化、そして10代の女性が多いという現実でありました。これは、「簡単

にやせるダイエットの薬」との誘い文句に安易に手を出してしまうという実態があるようで、地域での取り組みも必要との認識を持ったところであります。そこで、本県における少年犯罪の実態はどのようになっているのか、薬物乱用を含めた非行防止対策について、警察本部長にお伺いをいたします。

また、教育現場における防止策として、どのように取り組まれておられるのか、教育長にお伺いいたします。

また、いつ忍び寄るかわからない魔の手を防ぐためにも、教育現場だけに頼るのではなく、目に入れても痛くないと言われる孫のことでありますから、ぜひ高齢者クラブ等の組織を使った啓蒙運動は取り組めないのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

以上、壇上よりの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

県民総力戦についてであります。私は、地方自治の運営というのは、原則、全員直接参画だと思っております。地方自治は民主主義の学校だとよく言われますが、その民主主義の実現、その学校の実現に向けて尽力をさせていただいているところでございます。そういった意味では、条件不利地である宮崎が全国に冠たる宮崎として戦えるのは、やはり県民総力戦、一つになること、県民がそれぞれ自覚を持って、意識を持って、県のために何ができるかということ意識していただくことが、私、行政あるいは政治がなすべき役割ではないかと考えております。

日南市の油津中学校の生徒さんたちが、「僕ら観光隊」として修学旅行先の京都で宮崎の観

光地や特産品をPRしていただいたり、県民総力戦の趣旨に賛同するNPOの方々が、「まちづくり」をテーマにフォーラムを県内各地で開催していただくなど、さまざまな動きが出ているところでございます。いずれも県民の皆さんが、自分たちの宮崎をよくしたい、宮崎をブームから定番へ定着化させたいというような同じベクトルで行動されているあらわれであり、県民総力戦が少しずつ定着しているのではないかと考えております。これからも、このような取り組みが県内各地に広がっていくことを期待しているところでございます。

続きまして、県庁を訪れた観光客の県内への波及効果についてであります。御案内のように、県庁には連日多くの方々に御来庁していただいております。昨年4月からの累計で、先日50万人を超えたということでもございました。もう県庁は、本県の観光地として認知されてきたのではないかと考えております。県庁を訪れた観光客の動向はさまざまですが、職員が案内した県外からの団体旅行客約3万人の主な行程を見ますと、ほとんどのツアーで、宮崎市だけでなく綾、飫肥、えびの高原、高千穂峡など、さまざまな観光地を訪れていただいているようでございます。このように県庁ツアー客は、県内各地を周遊されておりまして、観光客が増加したという声も各地でよく聞くところでございます。今後とも、県庁への観光が県内の周遊につながるよう、本県観光のPRに努めていきたいと考えております。

続きまして、トップセールスに係る評価等についてであります。私は、知事就任以来、宮崎のセールスマンとして、マニフェストで県民の皆さんとお約束させていただいたとおり、全国各地や韓国、台湾において、農畜産物や物産、

観光などのトップセールスを積極的に実施してまいりました。その結果、宮崎の特産品等への注目度が高まり、大手量販店との取引拡大や外食チェーン店等との新規取引、さらに大手コンビニエンスストアにおいて初の宮崎フェアが全国で実施されるなど、新たな取引や商談等が進展しており、一定の成果を上げられているものと考えております。

続きまして、取引拡大に向けた今後の課題についてであります。今後は、取引拡大に向けて、民間企業や他県とのコラボレーションなどにより、より注目度の高いトップセールスを行ってまいります。また、商談等におけるさまざまな御意見や、量販店や市場等を通じて把握した消費者ニーズ等を十分に踏まえ、宮崎の特色や魅力を生かした商品開発、さらには信頼される産地づくりに積極的に取り組むことが重要な課題であると考えております。加えて、私があえてトップセールスをしなくても、県産品の販路や需要が高次安定、定番へ向かうことが重要な課題だと考えております。以上です。〔降壇〕

○福祉保健部長(宮本 尊君)〔登壇〕 お答えします。

まず、後期高齢者医療制度についてであります。後期高齢者医療制度は、宮崎県後期高齢者医療広域連合が運営主体となって、現行の老人保健制度と同様に、原則75歳以上の高齢者に対して、窓口での原則1割負担で医療の給付を行うものであり、その財源は、公費で5割、各医療保険者からの支援金で4割、そして高齢者からの保険料で1割をそれぞれ負担し、みんなで制度を支えていく仕組みになっております。この高齢者の保険料については、従来の国民健康保険税と比較して負担額に増減が生じますが、

これは世帯の構成や世帯の所得の状況によって異なることから、一概にお答えすることができませんが、先月、厚生労働省による全国一斉調査が行われたところであります。これは、市町村国民健康保険の平成19年度の国民健康保険税と、平成20年度の後期高齢者医療制度における保険料の負担について、県内30市町村ごとに12のモデルを設定して比較したものであります。これによりますと、全国では約7割が、本県では約8割のケースの保険料負担が減ったという結果が出ております。今後とも、今回の政府与党により決定された軽減措置を含め、県民の皆様が、制度の内容について十分御理解していただけますよう、広域連合及び市町村と連携して、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、療養病床の再編成に伴う入所者の受け皿整備についてであります。療養病床の再編成に伴う受け皿整備の方向性につきましては、各医療機関の意向や入所者の状況等を十分に踏まえながら、昨年12月に「地域ケア体制整備構想」として取りまとめたところでございます。その中で、重度者に対応するため、老人保健施設や特別養護老人ホームなどを中心に整備し、転換前の介護療養病床のベッド数を確保することとしております。また、訪問看護等の在宅サービスの充実につきましても、重要な課題として認識しており、療養病床の入所者が、再編後の施設や在宅等にスムーズに移行でき、適切な介護サービスが継続して受けられるよう、十分配慮してまいりたいと考えております。なお、これまでも医療機関が介護療養病床を廃止しようとする場合、入所者が入所先に困ることがないように、入所者の受け入れ先を十分確認した上で転換を認めるようにしているところであ

ります。

次に、特別養護老人ホームの利用状況等についてであります。利用状況につきましては、ことし3月末現在で特別養護老人ホームが定員の98%、老人保健施設とケアハウスがともに93%となっております。入所待機者につきましては、昨年4月時点で特別養護老人ホームが約3,200人となっておりますが、そのうちの約4割は、介護度2以下の比較的軽度な要介護者であり、施設等の声を聞きますと、予約的な入所申し込みも多いようであります。また、今後の高齢化の進行につきましては、10年後の平成27年には高齢化率28.8%と、現在よりも約5ポイントの増加が見込まれております。これらの諸状況を踏まえまして、当該整備構想におきましては、高齢者、中でも中・重度の要介護者の受け皿の確保を図ることを最重要課題の一つとしていただいております。今後は、各市町村や関係機関との連携により、引き続き利用者ニーズの把握等に努めながら、今年度策定する第4期の介護保険事業支援計画におきまして、その具体化を図ってまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームの入所者の平均介護度等についてであります。県内における特別養護老人ホーム79施設の入所者約4,700人の平均介護度は3.9であり、主に重度の介護を必要とされる方が利用しておられます。また、平均年齢についての具体的なデータはございませんが、国の「平成18年度介護サービス施設・事業所調査」によりますと、年齢区分別では80歳以上の方が全体の約8割となっており、その中でも90歳以上の方が全体の約3割を占めております。

次に、本県の介護人材の現状等についてであります。まず平成20年度の県内の介護福祉士養成施設の入学者数は、大学、短大、専修学校8

校の定員362名に対して、45.6%の165名となっております。また、就職状況については、19年度卒業生295名のうち、進学等を除く265名が就職し、うち約75%の198名が県内の福祉関係についております。次に、介護人材の状況であります。ことし1月の介護関係職種の有効求人倍率は、東京都の4.82倍に対して本県では1.14倍と、現在のところ、都市部に比べて介護人材が逼迫するような状況にはないと考えておりますが、介護需要の増大が見込まれる中、介護人材の確保が困難になることも懸念されるところであります。このため、県といたしましては、本年5月に成立した「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」を受け、今後、国において行われる人材確保に向けた検討の推移を見守るとともに、福祉人材センターにおける就業支援により、今後とも人材の安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、外国人の介護福祉士の受け入れについてであります。国は現在、インドネシアとの経済連携協定に基づき、約260名の介護福祉士候補者のことし7月の来日に向けて調整を行っているところであります。外国人の介護福祉士の受け入れについては、直接、事業者が日本側の仲介機関である国際厚生事業団に申し込むことになっており、基本的には、受け入れを希望する事業者の判断になるものと考えております。県といたしましては、こうした国等の動きを注視していくとともに、介護は人から人へ直接提供されるサービスでありますので、今後とも、質の高いサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

最後に、薬物乱用防止に係る老人クラブ等の活用についてであります。青少年の健全な育成

のためには、地域全体での取り組みが重要であり、地域の高齢者の中心的な団体である老人クラブ等を通じて、薬物乱用防止の啓発等に取り組むことは意義のあることとあります。そのため、県といたしましては、それぞれの地域において開催される老人クラブの研修会等の機会をとらえ、薬物乱用防止に対する理解を深めていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 お答えします。

まず、農家の経営状況と支援策についてであります。A重油1リットル当たりの県内JA平均価格が、平成16年5月の44円に比べ、現在108円と約2.5倍程度に高騰し、施設園芸経営に多大な影響を及ぼしております。また、畜産経営におきましても、配合飼料価格の高騰により生産費が20%程度上昇し、畜種によっては家族労働費も出ないなど、大変厳しい状況になっていると認識しております。このため、県といたしましては、農業普及部門を中心に農家の経営実態把握に努めるとともに、省エネルギー対策や生産性向上のための栽培・飼養管理技術、経営改善策等について、研修会や個別巡回指導を行っているところであります。また、県独自の緊急支援資金や国の家畜飼料特別支援資金の有効活用、今般示されました畜産に係る経営安定対策の追加等による支援も行いながら、農業経営への影響緩和を図ることとしております。今後とも、関係機関と連携し、国に対し必要な支援策の構築について働きかけを行うとともに、各種施策を活用しながら、経営安定に向けたきめ細やかな対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、肉用牛肥育経営安定対策事業の取り組

みについてであります。肉用牛肥育経営安定対策事業、いわゆるマルキン事業は、肉用牛肥育農家経営の安定を図るため、枝肉価格が低下し、収益性が悪化したときに家族労働費を補てんするものであり、平成19年度は4年ぶりに発動され、約5億2,000万円が交付されております。その発動基準及び補てん額の算定方法については、原則として、全国一律の基準で行われておりますが、本県のような和牛の肥育頭数が多い県では、地域の経営実態を反映させるため、補てん額の算定に当たり、収支に大きくかわる子牛価格や枝肉価格などについて、県の実績値を使用しているところであります。このようなことから、都道府県ごとに発動基準が異なることとなるため、現在、国においては、県域を越えたブロック単位で統一するよう、見直しが検討されているところであります。

次に、重油価格高騰が今年作付に及ぼす影響についてであります。今年の施設野菜の作付に当たり、経費に占める暖房費の割合が高いピーマン、キュウリ等においては、重油価格高騰が継続した場合、大幅な経費の増大による所得の減少が予想され、再生産が極めて厳しい状況になるものと認識しております。このため、県といたしましては、関係団体等と協力しながら、内張二層フィルムの導入など、省エネ対策のさらなる推進による大幅な重油使用量の削減を図るとともに、収量・品質向上対策に取り組み、生産者の所得確保、ひいては、産地の維持に努めてまいりたいと考えております。また、県内農家の代替エネルギーへの取り組みにつきましては、コショウラン、バラ、マンゴー等について、NEDO事業を活用したヒートポンプ加温機の導入への取り組みが進められております。今後とも、代替エネルギーの導入に向けた検討

を進め、関連情報の収集並びに生産者への情報提供に努めてまいりたいと思います。

最後に、飼料用米の取り組みについてであります。飼料用米につきましては、栽培方法が主食用米と基本的に同じで、近年の配合飼料価格高騰への対応や食料自給率の向上、さらには生産調整の推進を図る上でも重要な品目であると考えております。このため県では、農業団体等と連携を図りながら積極的に作付推進を行い、本年度は、昨年と比べ大幅な増加となる約70ヘクタールの作付が見込まれております。またあわせて、収量の多い品種の導入検討や実証圃の設置による低コスト栽培技術の確立に取り組むとともに、関連制度等も活用した収益性の確保にも努めているところでございます。さらに、生産の基本となる種子につきましても、需要に応じた効率的な種子供給体制を検討することといたしております。県といたしましては、関係団体等と連携しながら、これらの取り組みを進め、水田の利活用につながる飼料用米の普及・定着に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

薬物乱用の防止についてであります。薬物乱用につきましては、児童生徒の健全な心身の発達に悪影響を及ぼす重大な問題として受けとめております。学校におきましては、日ごろから、保健体育科の時間はもとより学校の教育活動全体を通して、「薬物乱用と健康」について指導しているところであります。また、警察職員や学校薬剤師等による「薬物乱用防止教室」を実施するとともに、非行防止の観点から、PTAや地域の方々の協力を得て、巡回指導等の御協力もいただいているところであります。県

教育委員会といたしましては、児童生徒の発達段階に応じた的確な指導ができるように、文部科学省が作成しております「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」やビデオ等を学校に配布して、指導の充実に努めているところでもあります。今後とも、学校はもとより、家庭や地域と緊密な連携を図りながら、継続的な薬物乱用防止教育の推進に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 少年犯罪の現況と薬物乱用防止を含めた非行防止対策についてであります。

本年4月末現在の刑法犯少年検挙人員は[※]311人でありまして、昨年と比較しますとプラス6人と微増しておりますけれども、強盗等の凶悪犯での検挙があるというわけではございません。自転車盗や万引きなど初発型非行、これは単純な動機で比較的容易に行われる形態で、しかしながら一方で、他の本格的な非行への入り口ともなり得るものと、こういう非行でございますけれども、これが234人で全体の75%を占めております。また、この初発型非行の8割が中高生によるものでありますことから、特に中高生を対象にした諸対策の推進がポイントであると考えております。そこで、1つは、啓発活動として学校における非行防止教室の開催——これはさまざまな事例を紹介しながら、少年の規範意識の醸成を図ることを内容とするものでございますけれども——昨年度は延べにすると約330回、5万3,000人の児童生徒に対して開催いたしました。また、2つ目は、具体的な対応ということでございますが、学校と警察との連携を特に強化いたしまして、「児童生徒の健全育成のための学校・警察連絡制度」、あるいは「スクールサポーター制度」を活用しまして、

具体的な児童生徒にかかわる学校内外の各種問題の早期解決に努めているところであります。また、少年のみならず、広く世の中全体の治安対策として、犯罪の起きにくい環境づくりを進めておりますけれども、自転車・オートバイ盗難防止モデル校における二重ロック運動の推進でありますとか、万引き防止モデル店に指定をしました量販店の協力のもと、万引きを抑止する店舗構造の整備にも配慮するなど、諸施策を推進しているところでございます。

次に、薬物乱用少年の現況についてでございますが、本年4月末現在、昨年同様で少年3人の検挙をいたしております。薬物乱用を根絶するためには、供給源を絶つことと、需要をなくすことの両面が重要であります。後者の面から、特に乱用の危険性、有害性について広く啓発を行うことに重点を置いて活動いたしております。お尋ねの小中高生等に対するものとしては、昨年度は、薬物乱用防止専用の広報・啓発車を活用いたしまして、各学校において延べ71回、約9,000人の児童生徒を対象に薬物乱用防止教室を開催するなどしたところでございます。警察といたしましては、今後とも、少年補導員等のボランティアや教育委員会等の関係機関・団体の方々と連携をしながら、少年の非行防止に鋭意努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 それぞれ多岐にわたる御答弁ありがとうございました。

まず最初に、農政水産部長のほうに農政の取り組みについてお伺いをしたいと思います。以前は十年一昔という言葉が言われておりました。十年一昔という言葉の中で、一つのサイクルだったと思うのです。物価が上がったり、給料が上がったりして、そして自然と我々もい

ろんな体験の中でそれにならされて、世の中というのは進んできただろうと思うのですが、振り返ってみますと、もう本当に10年前は大昔のことでありまして、1年前が一昔のような感じがいたします。それはどういうことかと申しますと、ここ1年ですべてのものが、今、我々農業に携わる者に大変な負荷がかかっているところでもあります。実は、このことに対して農業者も対応ができない。そしてJA、中央会、経済連、いわゆる農業を囲む団体も対応することができません。そして、企業もそうだろうと思うのですが、その中で私は、やはり本県のリーダーであります県の行政に携わる人たちに、このことを真剣に考えていただかなければならない、そういう思いであります。もちろん私たちも地域のリーダーでありますから、何とかこの状況乗り越えるためのいろんな知恵をつけていくことも大事であります。今、その方向が見えません。その中で本県の農政水産部として、こういう状況の中で、対策協議会——何とか我々にそういう方向を示していくべき協議会等の開催が行われているのか、お伺いをしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 農業を取り巻く厳しい情勢の変化に的確に対応するためには、農畜水産それぞれの分野で関係機関・団体と連携して取り組むことが重要でございます。このため、各分野で関係団体等と一緒にあって対策会議等を設置してありまして、耕種部門では、施設園芸の重油代替プラント等の開発・実証を行う民間を含めた連絡会議を設置しております。また、県の園芸振興協議会におきましても、施設園芸における重油高騰対策検討会を設置しております。畜産部門では、国の機関や大学、生産者及び消費者代表等も交えた、配合飼

料の価格上昇に対応する生産性向上推進会議が発足しております。また、水産部門では、漁連・漁協等と連携し、燃油対策や地域漁業改革のための推進協議会が設置されております。さらに、このような各対策会議等に対する情報収集や提供を初め、今後の緊急対策等に関する総合的な調整・推進を図るため、本庁各課及び出先機関等から成る連絡会議を現在設置いたしております。

○山下博三議員 ありがとうございます。ぜひ、そういう協議会の中での結果を我々もまた御指導いただければありがたいと思っております。

続きまして、学校給食における地産地消の状況と中国野菜の使用状況について、教育長にお伺いをしてまいります。地産地消の運動が始まって、もう10年近くになるだろうと思うのですが、このことは、今の子供たちが、ファストフード化された子供たち、つまり金さえ出せばいつでも近くのコンビニで何でも食料品が手に入る。このことは、どこの産地から供給されたものか、どこでつくられたものか、全くわかりません。また、長期保存剤や香料、着色剤が多量に使われてありまして、長い間それを使い続けると必ず体に悪い影響が出るという心配の中で始まった運動であります。地元でとれた安全・安心な食材を、学校でも家庭でも使いたいという運動であります。今、県内各地において地域との連携で、その取り組みについては展開がされておるだろうと思うのですが、その県内の取り組み状況、具体的に地産地消の運動がどれほど定着しているのか、そのことをお伺いしたいと思います。

それから、実はことし4月の環境農林水産常任委員会の席上におきまして、私は質問をさせ

ていただきましたが、この地産地消の取り組みの中で、学校給食の中に中国野菜の冷凍食品が使われておるといふことをお聞きいたしました。私は大変ショックを受けたのでありますが、その中国野菜の学校給食での利用状況等についても伺いたしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） まず、地産地消の取り組みについてであります。市町村におきましては、学校が地元の生産者と協定を結び、地元でとれる農産物を購入する取り組みですとか、生産者と児童と一緒に食事をする交流給食会の実施などにより、地場産物の活用に取り組んでいるところであります。また、県教育委員会といたしましては、毎月16日の「ひむか地産地消給食の日」の設定のほか、地場産物を活用した地産地消給食献立コンクール実施などの「食育みやざき元気アップ事業」によりまして、市町村に対して、県内産の食材の活用を働きかけているところであります。

次に、お話のありました原産地が「中国」と表示されている冷凍野菜についてであります。これにつきましては、実態として、季節によってほかにかわる野菜がないとか、あるいは国産の供給量が少ない、こういった理由などから、例えば、インゲンですとかチンゲンサイ、ニンニクの芽、カリフラワー、ほかにもあろうかと思えますけれども、こういったものが使用されているということでもあります。輸入冷凍野菜の使用の詳細につきましては、今後、調査を実施したいと考えております。なお、蛇足になりますが、冷凍野菜につきましても、一般家庭で利用されている食材と同様に、輸入時の検疫や納入業者等の自主検査に加えまして、保健所による食品衛生法に基づく検査が実施をされているところであります。以上です。

○警察本部長（相浦勇二君） 済みません、1点だけ。先ほどの答弁でちょっと手元の資料を読み間違えまして、訂正させていただきます。本年4月末現在の刑法犯少年の検挙人員であります。先ほど311人というふうに言ってしまったようなんですけれども、手元の資料によると312人でございます。訂正させていただきます。

○山下博三議員 教育長に答弁をいただいところでありますが、実は、中国産の冷凍野菜を使われているということ、これは子供たちも知らないでしょうし、親も全く知っておられないだろうと思うのです。私たちが知らなかったわけですから。ことしの1月に、中国冷凍野菜、ギョーザ問題で大変な社会問題となりました。私も日本の農業者というのは、今さまざまな食品安全についての規制がかかっています。ポジティブリスト制度、トレーサビリティシステム制度、それだけ我々は日本のものは安全・安心なんだと、そのことで世界一ということを誇りに思っております。その中で、一番大事な子供たちに、なぜ国産のそういうものを食べさせてあげられないのか、これがまず第1点の私の不安であります。そして今、全国各地で冷凍食品をつくっているんです、国産のやつを。それがなぜ対応できないのか、まずそのことが不思議でたまらないところであります。後ほどまた伺いたいと思うのですが、これは給食費の関連も出てくるだろうと思うのですが、私は、やはり中国産を使う以上は、今の時代はそういう周りの人たちの理解なくして、これを使える状況にないと思っております。今後、使用している学校と、そういう品目等についても調査をしていただくということでありましたから、ぜひそのことについては調査をよろしく願いました。

いと思います。

それから、もうちょっと触れたいと思うのですが、1月の中国製の冷凍ギョーザ問題が出ましたときに、輸入というのは、半分近くまで落ちてきたんですね。それはもう今、大変な不信がありますから、私たちも中国産とわかればなかなか手を出せない。これが今、国民・県民の偽らざる状況だろうと思っております。その中で、中国産そのものが問題とされたために——今、外食産業が大変なブームであります。安い価格で食事を提供してくれる、そういう外食産業というのが大変普及しておりますが、その中でも、一つの食品に対して6割以上外国のものを使っていけば、その産地表示をしなさいと、そういう消費安全局と申しますか、それが指導して、ことし立ち上げをされたところでありませぬ。そのことを考えましても、ぜひこのことに対しては、真摯な気持ちで、もう一回検討していただきますようお願いを申し上げたいと存じます。もう答弁は要らないと思うのですが……。

それから、私はこの実態がわかりましたときに——県内には3つの県病院があります。病院局のほうに今回は質問をしておりますから、答弁は要らないのですが、県が運営する病院局、この中での食材もぜひ調査してほしいと私は思うのです。外部に委託をされておるかわかりませんが、今、社会の世論を考えますときに、中国産を使っている食材はどういうものがあるのか、そういう実態をぜひ調べて報告していただくとありがたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、同じく教育長にお伺ひしてまいります。先ほどから申し上げておりますが、国内の農業というものに大変な逆風が吹いており

ます。また後ほど触れたいのですが、価格転嫁をしないと、もう日本農業は展開できません。その中で、私が一番不安に思うのが、学校給食費の値上げを来年度から本格的に皆さん方の理解をもらっていないと、安全・安心な給食は提供できないと思うのですが、その取り組みの御見解をお伺ひしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） お答えする前に、今の中国産冷凍野菜の問題ですけれども、これにつきましては、議員からお話がありましたように、やはり私どもも、顔の見える安全・安心なものを提供したいということは——これは給食の実施主体は市町村でありますから、その判断ということになるんですけれども——その気持ちは全く一緒でございます。そのネックになっているのは、価格の問題じゃないかなと思うのです。

今からその価格の問題でお答えさせていただきますけれども、野菜等の食材に関しましては、本年度、県内15市町村で学校給食費の値上げが実施されておりますが、こういう中で市町村におきましては、例えば、キャベツを使っていたものをモヤシに変えたり、ジャガイモの種類をメークインから男爵に変えたりとか、本当に涙ぐましい形でいろいろと工夫をされ、できるだけ栄養価を変えずに食材の工夫をして、給食の質の低下がないように、いろいろと努力をされていると伺っております。県教育委員会といたしましては、市町村に対しまして、引き続き安全で安心な、そして良質なものを子供たちに供給できるように、そしてまた、一方では、保護者の経済的負担の増大をなるべく招かないように、この辺の兼ね合いが大変難しいと思うのですけれども、そういったことにぜひ努力をしていただきたいということをお願いしてまい

りたいと思います。以上であります。

○山下博三議員 私もいろいろ調べさせていただいたのですが、1日の給食数、教職員をひっくるめて1日が約11万食というふうにお聞きいたしました。小学生で3,700円、中学生で4,200円、これが平均的な給食費だろうと思っております。確かに我々も未納者の実態を理解いたしております。未納者が1,061人、金額で2,300万、これが420校中の172校、41%を占めているということでもありますから、大変な金額であることも理解をいたしております。しかし、私は取り組み方があると思うのですね。

佐賀県のみやき町という町の取り組みを紹介したいと思うのですが、ここは、やはり地産地消の定義上、すべてを米飯に変えていったと。町長の発案だったと思うのですが、生徒の皆さん方に、すべて小中学生に同じ弁当を配布した。そして、御飯は我が家から弁当を持ってきなさい、給食はすべておかずだけの提供であります。今、子供たちが欠食で学校に来る。朝飯も食わない、そんな家庭が非常に多くなってきた現実があったんですね。そういうことをすることによって、必ずお母さんは御飯を炊く。そして、弁当に詰めなければならない。そして、必ず御飯も食べさせて出す。そして、給食費も下げてきたということで、非常にその効果が評価されている話をお聞きしました。

私は、こういう例もひっくるめて、今回の国産の食材の値上がりもいたし方ないと思っておりますから、給食費の問題も、ぜひ真剣な討議をして、いい形でPTAの理解が得られるように、お願いを申し上げたいと存じます。

次に、東国原知事に再度、今の農業状況についてお伺いをしてまいります。本当に今、価格転嫁ができないんですね。外国は、アメリカで

も、ヨーロッパでも、オーストラリアでもそうなのですが、自給率の高いところは、農業が苦しいときには、その国の合意で保護してくれるんですね。もちろん日本も、農家の救済というのはいろんな制度でやってきました。しかし、現在、価格転嫁がなかなか行われません。ちょうど1カ月ぐらい前だったと思うのですが、ドイツで大変な騒動があったんです。酪農家が1週間、原乳を工場に運ばなかったんです。どうしても採算がとれないということで。1週間目に30%の乳価値上げが決定したと、そういう話もあります。今、本当にそれだけ今農家は何らかの対策を講じていかないと、もう農業継続は無理な状況であります。本県は農業県でありますから、ぜひ知事が先頭に立って、本県農業を守る上でも、マスメディアの力をかりたりして、そのことを訴えていただく、そういう方向で展開できないか。知事にお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 原油の高騰とか配合飼料の高騰が、本当に過去、歴史に見えないような高騰率でございまして、農業生産者の方たち、現場の方たちは本当に限界点に達しているんじゃないかという認識は持っております。ただ、価格転嫁と簡単に言いますが、先ほどの給食代ではないですけども、価格を上げれば消費が落ち込むといった現象もございませぬ。この辺は慎重に考えなきゃいけないと思っておりますけれども、やっぱり農業供給県として、宮崎県の農業が今、限界点に来ているということは事実でございませぬから、生産者は限界にいるんだ、もう努力は最大限やっているんだということは、折に触れて消費者の方々に御理解いただくように、私のほうからもPRといえますか、そういった情報の発信はしていきたいと考

えております。

○山下博三議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。もう時間がないんですが、農政水産部長にお伺ひしてまいります。今までの牛乳の消費拡大というのは、酪農家が中心になって、経済連、県の協力をいただきながら、さまざまな努力をしてまいりました。そのことが、大きなマンネリ化の中で新たな運動展開をしようということで、私も今まで生産者、経済連団体、そしてメーカーの方、いろいろ議論してまいりました。今、宮崎県に年間1万人の赤ちゃんが生まれるそうではありますが、県もことし、東国原県政の目玉であります「こども政策局」を立ち上げていただきました。子育て支援をしようということではありますが、私は、ぜひ農政サイド、福祉保健部、一緒になって妊婦さんに1年間牛乳が提供できないか、そのことを今、相談しているところであります。これはどうということかと申しますと、妊婦さんも、お産をするまでに健診に10数回行かれるそうであります。そして、これは保険対象外でありますから、10数万お金がかかるそうなんです、そのことがなかなかできなくて、駆け込みお産とかそういうものも問題になっておるようでありますから、大変妊婦の健康にいい牛乳をもう一回原点に返った消費拡大につなげようということで、福祉保健部とも相談していただきながら、妊婦の方へ、お産をされるまで何とか我々助成をしながら牛乳を飲んでもらう、その運動を展開していこうと、今その話し合いをいたしておりますが、農政水産部長、その取り組みについての御所見を賜りたいと思ひます。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 県の牛乳消費拡大対策につきましては、学校給食での牛乳の利用推進を初め、牛乳普及協議会を核として、

職場での牛乳飲用拡大や酪農フェスティバル等の各種イベントを通じたPRを実施するなど、消費拡大に努めているところであります。御指摘の子育て支援の一環としての牛乳の提供につきましては、消費拡大の視点も踏まえ、窓口であります福祉保健部はもとより、市町村とも連携を図りながら、牛乳普及協会などの関係機関とも実施の可能性について検討してまいりたいと存じます。

○山下博三議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。ぜひ福祉保健部と連携をとって進めていただきますようお願い申し上げ、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透副議長 次は、十屋幸平議員。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。きょうは、傍聴席のほうに日向の高齢者クラブの方も多数おいでいただいて、本当にありがとうございます。一生懸命質問させていただきたいというふうに思ひます。

最初に、外国人観光客の誘致と交流人口拡大の取り組みについてお伺ひしたいと思ひます。

ようやくことし6月1日に、長年の御苦勞の結果、宮崎—台北線定期路線がスタートしました。関係者の皆様の御苦勞に敬意を表します。そして、台湾訪問団の一員として、知事や市町村及び民間経済団体の関係者並びに県議会を代表して同行させていただきました。本当にありがとうございました。台北市内のデパートでの「宮崎の観光と物産フェア」の記念イベントを皮切りに、総統府シャオ副総統やエバー航空会社等を表敬訪問いたしました。東国原知事は、「東東さん^{とんとん}」の愛称で人気が高く、連日テレビや新聞で大きく取り上げられていました。シャオ副総統も、「台湾での宮崎県の認知度がぐん

とアップした。国民も宮崎に興味を持つだろう」と言われていました。また、「知事が来て、これほど宣伝効果があるのは初めてだ」とも言われました。私も、宮崎の情報発信は大成功であったと感じております。そして、表敬訪問の行く先々で、台湾と宮崎双方の経済、観光、文化、若者や学生等の幅広い交流を希望されていました。そこで、知事は今回の台湾訪問にどのような感想をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

次に、教育長の基本姿勢についてお尋ねいたします。

先日の萩原議員の質問で、「教育はまず家庭にある。きずなを大切にしたい営みの中ではなく、ままれる」というようなことを述べられました。私も、人を育てるのは基本的に家庭が中心であるべきだと考えております。その中で、教育基本法改正や新学習指導要領の改訂が行われ、教育環境や社会が大きな節目を迎えています。教育長は、宮日の「ひと」の欄で「若竹の 伸びゆくごとく 子ども等よ 真直ぐにのばせ 身をたましひを」と若山牧水の歌を引用されて、教育現場へのメッセージとしています。宮崎の宝である子供たちの教育について、この歌の意味するところ、また新学習指導要領の基本理念「生きる力」や、教育長としての基本的な考えをお聞かせいただきたいと思います。

これで壇上からの質問を終わり、後は自席から質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 台湾訪問の感想についてであります。今回は、台北線開設を記念して、県議会や市町村及び経済団体の代表者の皆様方と訪問させていただいたところであります。改めて、台湾はエネルギッシュで親しみやすく、新しいものと歴史的なものが混在

した大変魅力的なところだと感じたところでございます。表敬訪問先では、どちらでも温かく迎えていただきましたが、特に総統府でシャオ副総統から、「宮崎と台湾は地理的に近く、親しみを感じている。定期路線の開設により、今後さらに交流が深まることを願っている」というお言葉をいただきまして、台湾との相互交流とお互いの活性化に全力で努力していきたいと考えた次第でございます。今回、定期便が就航したことで、宮崎からおよそ2時間で直接、台湾に行くことが可能になりましたので、台湾と宮崎・南九州の間で、観光だけではなく、人、物、産業、経済の交流がますます盛んになることを期待しているところでございます。〔降壇〕

○教育長(渡辺義人君)〔登壇〕 お答えいたします。

教育長としての思いについてであります。私は、これからの社会の発展や本県の未来を切り開くには、子供たちの健やかな成長がその原動力であると認識をいたしております。教育長に就任して2カ月余りが過ぎようとしておりますが、教育に対する価値観が多様化していることや、子供たちを取り巻く環境の厳しさなどを改めて痛感しているところであります。また、教育基本法の改正を初めとする我が国の教育の大きな変革に伴い、今後は、新たな学習指導要領による学校教育が進められ、これまで以上に生きる力の育成が求められることとなります。このような中、本県教育行政の推進に当たりまして、私は、人と人とのきずなを大切にしながら、学校、家庭、地域社会が一体となって、地域の宝、国家の宝である本県の子供たちに、課題を見出し解決する力、他人を思いやる心、健康や体力など、これからの社会を力強く生き抜

くための力を身につけさせることが大切であると考えております。先ほど議員が読まれた郷土の歌人、若山牧水の短歌にありますように、子供たちがすくすくと育ち、一人一人の個性や能力が最大限に伸びるよう、県民総ぐるみによる教育を一層推進してまいります。以上であります。〔降壇〕

○十屋幸平議員 ありがとうございます。台湾には、副議長と私と外山衛総務政策常任委員長も同行いたしましたので、その御報告もさせていただきますと思います。先ほど知事のほうからありました。私も行きまして本当に親近感を覚えまして、非常に交流を深めなければいけないというふうに思っております。そして、シャオ副総統が、外国の要人と会うのは東国原知事が初めてだということもありまして、本当に宮崎に対する期待も大きいのではないかな、そういうふうに思っております。知事はよく、宮崎を外から見るということで、県内外もそうでしょうが、外国からも宮崎というものを見ての、先ほどのようなお言葉だったと思います。我々も含めまして、職員も宮崎県人も全部、やっぱりもう一度、外から県を見直すということも大事ではないかなというふうに思っております。これは答弁は要りません。

それから、教育長、本当に「生きる力」、基本理念です。これは知・徳・体ということであらわせば簡単に済むんでしょうけれども、学校と我々保護者と地域の方々が、この一つの理念について共通の理解をしているかどうかというところが非常に難しいのではないかなと思うのです。概念的に頭では知識としてはわかるのですけれども、では実際何をどうしたらいいのかというところで非常に悩むのではないかなというふうに思っております。生きる力ということ

は何なのだということで、共有できる取り組みも、ぜひ教育長のほうにお願いしたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。地方財政健全化法の成立の背景には、夕張市の不適正な事務処理によって、赤字の実態が公表されず拡大しました。旧法の欠陥が引き金であったというふうにも考えます。そして、平成19年度から地方自治体には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、以上の4つの指標が義務づけられました。この目的は、地方自治体の破綻を未然に防ぎ、財政状況の改善を強く促すのが目的であるというふうに言われております。地方財政健全化法の趣旨にのっとり、住民や議会への情報開示、これが最も大事だと思うのです。これについて、県民に対して、この法律の意味と内容をわかりやすく説明いただきたいと思います。総務部長にお願いいたします。

○総務部長(山下健次君) 今の議員の御質問で大概説明になったかと思うのですが、それ以上に私、わかりやすく説明できるかどうかわかりません。比喻が適当かどうかわかりませんが、これを20年度から始まりました特定健康診査になぞらえますと、特定健康診査の場合は、健康な方と通常いいますメタボな方、それから病気の方、大きく3つに分かれると思います。これはそれぞれ幾つかの指標があるのですが、今おっしゃった4つの指標でそれぞれ各地方公共団体、数字を出しまして、それぞれの指標が3つの区分の中のどれに当てはまるかということで判断していくというものでございます。言うならば、メタボになっているかなというのが早期健全化基準、黄色信号がともった状態ということでございますけれども、ここは財

政健全化計画をつくる必要があると。赤信号、病気の状態ということでございますが、この団体については、財政再生計画をつくる必要があるということで、それぞれ健全化に取り組んでいく必要がうたわれておるところでございます。

従来、財政再建制度というのがございまして、これは一つだけの指標でいきなり赤信号という状態を出した。御指摘にありましたように、夕張市の状態がそういった状態だったと。そのようなことがわからないという状態だったのを改める理由もありまして、今回は複数の指標をもとに、その手前でも注意を喚起したいというのがございました。4つの指標の中に、普通会計のほかに特別会計あるいは病院等の公営企業、さらには公社や第三セクター等まで含めまして、財政状況をあらわす指標がございまして、フロー、それからストック、この両面から自治体の実質的な財政状況を開示することが求められますので、それぞれの自治体の台所事情が、よりわかりやすいものとなるというふうに考えております。

○十屋幸平議員 総務部長は、前病院局次長ただけに、健康診断になぞらえて非常にうまい答弁をされたな、わかりやすかったというふうに思いますが、それで県内の市町村が夕張問題のような心配はないのか。財政状況をどのように把握して、健全化法に照らしてどうなのか、再度、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(山下健次君) 本県市町村は、御承知のように、自主財源に乏しく地方交付税に大きく依存する財政構造にありますとともに、経常収支比率が平均で90%を超えるということで、硬直化が進んでいる状況にございます。このため、近年の地方交付税の削減等の影響もあ

りまして、非常に厳しい財政状況となっており、各市町村とも普通建設事業費や人件費の削減など、徹底した行財政改革により対応しているところでございます。こういった状況の中で、財政健全化法に基づく先ほどの4指標でございまして、19年度決算からの算定ということで、現時点でどうなるかというのを申し上げるのは困難なところもございまして、18年度の決算データで見えますと、実質収支あるいは実質公債費比率が早期健全化基準以上となる団体、黄色の信号となる状態、こういったものはまだございません。そういったことから、現段階で財政健全化団体、あるいは財政再生団体、赤信号の状態、こういったことになる市町村はないものと見込んでおるところでございます。

○十屋幸平議員 一応、一安心というようなことでございますが、そうならないように、それぞれの地方自治体で頑張っていただきたいと思っております。それで、県として法の施行を受けましてどのように取り組んでいくのか、再度総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(山下健次君) 法による健全化判断比率のうち、新たに設けられた指標として、特別会計あるいは公営企業を加えた県の全会計を対象としたり、また、普通会計が将来負担すべき公営企業あるいは出資法人等の負債も含む実質的な負債の状況を明らかにするものがございます。したがって、今後とも、県全体としての財政の健全な運営を推進するためには、基金あるいは地方債残高の状況のほか、普通会計のみならず、関係する他の会計まで見据えた非常に幅広い財政的な対応を行う必要があると考えております。なお、指標の算定は、決算の取りまとめ作業と並行して行うこととなりますけれども、関係機関との連携により、数値の正

確な把握に努めるということはもちろんでございますが、指標の公表に当たりましては、財政状況について一層の説明責任を果たしてまいりたいと存じます。

○十屋幸平議員 まさに今、御答弁いただいたように、これから法に基づく数字を合わせていくときに、監査部門も、それから会計も、財政課も含めてきちんと運営を行っていただきたいというふうに思っています。そして、何よりも住民への情報公開と、我々議会のチェック機能もきちんとやっていかなければいけないということも認識しております。そういうことも含めて、財政運営のほうをお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。2007年問題、団塊世代の大量の退職者が出ることは社会問題でありまして、民間企業では団塊世代の技術や経験、ノウハウなどがうまく継承できないのではないかなというふうな心配もござります。県庁も例外ではなくて、現場の技術者の大量退職が考えられます。そこで、公共三部におきまして、技術の継承を図る観点から、20年度末の退職者数及び新規採用者数をお伺いしたいと思います。また、今後、どのようにして定員管理をしていくのか、総務部長に再度お願いいたします。

○総務部長（山下健次君） 公共三部の技術職員退職予定者数につきましては、20年度末の定年退職者分、また21年度の採用予定者数は、既に採用試験の公告を大卒程度分ですしておりますけれども、それについて申し上げますと、環境森林部の林業職が退職予定6人、採用予定が2人、それから農政水産部の農業職、これは農業職のほかに畜産職とか幾つかの職がござりますけれども、退職予定が15人、採用予定が17人、また県土整備部の土木職等は、退職予定が20

人、採用予定が13人となっておりますところでございます。現在、行財政改革大綱2007に基づきまして職員数の純減を進めているところではございますけれども、一方で、御指摘にありましたように、技術職員の退職が非常に多いという状況の中で、こういった職員の持つ豊富な経験あるいは技術の継承を図っていくことは、県民サービスを維持していく上で非常に大切なことだというふうに考えております。県といたしましては、退職者数あるいは業務量等を勘案いたしまして、再任用制度等の活用を図るとともに、計画的な人材の育成あるいは執行体制の効率化等に努めまして、技術水準の維持に努めてまいりたいと存じます。

○十屋幸平議員 それでは、それぞれ環境森林部、農政水産部、県土整備部の技術者の経験やノウハウをどのように継承していくのか、お答えをお願いしたいと思います。

○環境森林部長（高柳憲一君） お話のように、団塊世代が大量に退職する中にありまして、経験豊富な職員の有する技術やノウハウを確実に引き継いでいくことは重要な課題でございます。このため、経験豊富な技術職員を各職場にバランスよく配置をし、若手職員を養成することにより、長年培った技術の継承に努めるとともに、再任用制度等の活用も図ることとしております。また、国や民間の研究機関等への派遣研修や、部内での専門研修を実施することにより、技術職員の能力開発にも努めております。今後とも、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応できるよう、技術の継承を図りまして、人材の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県の基幹産業であります農水産業の振興を図る上で、職員

が幅広い知識やしっかりした技術、情熱を有することは極めて重要であると思います。農政水産部におきましては、ベテラン職員の豊富な技術や経験を生かし、また継承するため、退職した技術者の試験研究機関等での再任用、あるいは非常勤職員としての任用等を行っております。また、国等が主催する研修への積極的な参加や、品目ごとの広域での講習会の実施等によりまして、技術力の向上に努めております。さらに、本年4月、普及部門を農林振興局等の内部組織としたところをごさいます、行政、普及等さまざまな経験や技術を有する職員が連携して業務を推進することにより、今後とも、技術の継承と人材育成に努めてまいりたいと存じます。

○県土整備部長(野口宏一君) 県土整備部でございますが、今後3年間で70名程度の技術職員の定年退職が見込まれております。今後とも良質な社会資本の整備を継続していくためには、ベテラン職員の技術や経験を若手職員にうまく継承していくことが大変重要であると認識しております。技術職員の育成につきましては、国等が主催する研修等への積極的派遣でございますとか、建設技術センターでの階層別研修、災害工事等の実務研修を実施しておりますが、今後、ベテラン職員の技術や経験を生かした研修カリキュラムの再編等も必要ではないかと考えております。また、建設技術推進機構では、昨年度から、退職いたしました技術職員を施工体制監視員として採用してございまして、その専門性の活用も図っているところでございます。今後とも、再任用制度等の活用を図りながら、退職職員やベテラン職員の専門性を生かし、世代間における技術や経験の継承を促進いたしまして、県土整備部全体の技術力の向上に

努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。当然、行革大綱の中で、事務量の減だったり財政的な節約も含めて職員さんの数が減るとというのは計画されておりますけれども、切れ目のない技術の継承をぜひお願いしたいというふうに思います。これは要望であります。

次に、観光行政についてお尋ねをしたいと思います。国際定期便、先ほど言いましたように、台湾線が開設されまして大変喜ばしいことではありますが、さきに開設しました韓国のソウル線でも搭乗率が伸びないで、特に乗客が韓国側と日本側ではかなり差があると。そういうところの課題もあるようでありますので、今後、国際定期便、韓国・台湾線を活用した観光または経済、そして人的交流をどのように図るのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 台湾・韓国との相互交流の拡大ということではありますが、まずこちらから行くほうですけれども、これは県民の皆様に、定期便の利便性でありますとか台湾・韓国の魅力をPRして、促進を図っていく必要がございますし、また、こちらに来ていただく分につきましては、台湾・韓国の方々のニーズを踏まえた観光商品の開発でありますとか、県内の施設等での外国語表記の充実など、受け入れ体制の整備に努めまして、県内への誘客を図っていく必要があるというふうに思っております。また、鹿児島等の隣県とか九州観光推進機構と連携いたしました周遊ルートの開発や共同でのセールスを充実するなど、広域的な観光客の誘致活動を積極的に展開する必要があるというふうに考えております。またさらに、このような観光だけにとどまりませんで、農産物を含めた県産品の一層の販路拡大や

経済分野での交流拡大、また、修学旅行を通じた学校交流とか文化・スポーツ交流など、さまざまな分野で定期便を活用した交流の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○十屋幸平議員 先日、福田議員もパスポートの件で質問されました。10万人単位で言いますと、宮崎が全国で42位、鹿児島が43位、熊本が32位、大分が29位、辛うじて福岡が14位という統計が出ております。これはパスポートがなければ外国に行けませんので、非常に密接に絡んでくると思うのですね。ですから、隣県ということによく言われるんですけども、それぞれの県でやるのではなくて、3県なら3県できちんと取り組みをしないと、この率は上がってこないし、観光も経済もこれからアジアに目を向けていくので、そういう点も踏まえて、しっかりとこの点も取り組んでいただきたいというふうに思っております。

向こうに行かせていただいて、お土産の話をしました。台湾から来られた観光客の方は大分産のシイタケをたくさん買って帰るということを知りまして、宮崎に来て何で大分のというふうな思いもしましたので、そのあたりの取り組みもまた、ぜひお願いしたいと思っております。そして、台湾では焼酎は余り飲まれないそうですけれども、せっかくどこかの会社の「東国原焼酎」というのがありますから、台湾で「東東焼酎^{とんとん}」で売り出してはどうかなというふうにも思っております。これは余談になりますけれども、そういう意味で、台湾のデパートの方だったんですが、ある民間の方にお話を聞くと、何でも売れますよという話で、非常に前向きなお話をさせてもらいましたので、そういう取り組みもぜひお願いしたいというふうに思っております。

次に、入札制度改革に移らせていただきたい

と思います。御案内のとおり、宮崎の産業構造は依然として建設産業への依存度が高いと。5月の倒産件数13件中8件が建設業。これは公共工事の縮減、また急激な入札制度の改革による影響が考えられると思います。これから夏枯れと言われる時期に入りまして、完全失業率全国第16位、有効求人倍率全国37位、そして雇用保険受給率全国5位、非常に高いです。この点が、やっぱり宮崎の経済が低迷している、そして建設産業が倒産していつているということであらわしているのではないかなというふうに思います。先日、NHK放送の「宮崎熱時間」「脱談合はどこへ向かうのか」が放送され、知事も出ておられまして、いろいろお話をさせていただきました。その中で、「大なたを振るって」、それから「大まかにふるいにかけて」、そして「改革というのは大体実験ですよ」というような発言をされておりました。私もその場面は見ました。当然番組ですから、前後の文脈に関係なく、その部分だけがカットされて流されたのだというふうに思いますが、テレビを見た視聴者のほうは、やっぱりいろんな考え、受け取り方をされると思うのですね。率直に言って、言葉だけを見ると非常に冷たい感じがするんですよ。ですから、3つの点につきまして、知事の真意のほどをお伺いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 御指摘のとおりテレビというものは、あるフレーズをカットして、そこだけを象徴的に流すものですから、ややもすると視聴者に間違った印象を与えてしまうというのはいたし方ないのかなという感じがします。「大なたを振るう」ということ、「大まかにふるいにかける」ということ、私は、改革というのは大なたを振るうことが改革だと思っているんですね——例えば、大阪の財政改革。地

方分権がいま一つ進まないのは、大なたを振るう人がいないからだと思っているんですね。ですから、改革というのは、それこそが改革だと思っているんです。その一連の言葉が、冷たく、あるいは何か突き放すような印象で皆さんに聞こえてしまったのなら、それは私の不徳のいたすところで、謝らなければいけないと思っておりますが、編集の関係もありまして、そういったふうに印象づけられた部分もあるということは御理解いただければと思います。それで、「実験である」という言葉なんですけれども、私は、改革は、改革をやると同時に検証していかなければいけないと、いつも思っているんですね。その改革が本当によい方向に進んでいるのか、悪い方向に進んでいるのかというのは、現場の皆さん、あるいは関係各位の皆さんが十分に検証に検証を重ねていく、そういった意味で実験の意味合いがあるということで使わせていただいたということでございます。今後とも、この入札・契約改革というのを――さきの官製談合、この意味で談合は根絶しなきゃいけない。県民の皆さんの大切な血税を無駄に使うことになりますから、それは粛々としていかなければいけない。これはマニフェストで県民の皆さんとお約束させていただいたとおりでございますが、十分な検証を重ねることも、また同時にやっていかなければいけないという認識しております。

○十屋幸平議員 それで大体真意はわかりました。先日も質問がありましたが、現在の建設産業に対する状況をどのように知事は思っているのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○知事（東国原英夫君） 建設業界を取り巻く環境というのは非常に厳しい状況となっております。

ことは認識しております。しかし、もとより社会資本整備の担い手であります建設産業は、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たしていただいていることも認識しております。また、地域経済と雇用を支える重要な産業の一つとしても、私は理解しておるつもりでございます。このため、平成20年度の重点施策の一つとして建設産業対策を位置づけさせていただきまして、技術と経営にすぐれた建設業者が伸びていける環境づくりなど、建設業者の実情に応じたきめ細かい支援、対応に今後も努めていきたいと考えております

○十屋幸平議員 2つの質問で、建設業者に言わせると、実験ではたまらぬという声もあることも御認識いただきたいというふうに思っております。

それでは、次に移らせていただきます。入札・契約監視委員会の審議内容等について、細かく質問させていただきます。「予定価格の公表のあり方について、積算能力等の条件などもあり、慎重に検討するように」と、委員会でも意見が出されています。全国的には、事前公表が29団体、事後公表が8団体、金額による事前事後の併用型が10団体となっております。また、国のほうから3月に、事後公表にするように要請があったとも聞きますが、本県において、工事のランク別に併用型を取り入れることはできないか、県土整備部長にお願いいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 予定価格についてでございますけれども、本年3月末に、事前公表の見直しに係る国からの通知がございまして、現在、本県を初め26の都道府県が、事前漏えいや入札不調による工期のおくれ等を防止する観点から事前公表としているところでござ

います。本県では、昨年10月に最低制限価格の引き上げを行いまして、また、この6月には公共三部における公共工事入札・契約事務の綱紀保持マニュアルを作成し、周知を図っているところでございます。したがいまして、予定価格の公表時期につきましては、入札・契約制度改革全般の十分な検証と情報漏えい防止の徹底を図った上で、議員から御提案のありましたことも含め検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 先ほど知事も必ず検証が必要だと言われておりますので、情報漏えいというのは官製談合であったということは御認識いただいているものと思います。

次に、最低制限価格についてであります。「最低制限価格の引き上げ後に品質は確保されているのか。また、落札率が85%で採算がとれているのか」という質問に対しまして、事務局は、「工事ごとに赤字の工事と黒字の工事があるが、一般的に現在の最低制限価格であれば、現場レベルであれば採算は成り立つようである。しかし、企業経営としては厳しいと聞いている」、そういうふうにご答えていらっしゃるわけですから、十分に認識されているというのはわかりますが、再度の見直しについてどのように考えているか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 最低制限価格についてでございますが、「入札・契約制度改革に関する実施方針」に基づき、また、昨年9月には県議会の決議もございましたけれども、これを踏まえ、工事の品質確保や健全かつ継続的な企業経営を考慮いたしまして、昨年10月に、この最低制限価格を引き上げたものでございます。引き上げ後の最低制限価格においても、企業の経営には厳しいという意見を承って

おりますが、これにつきましても、入札・契約制度改革全般の検証の中で十分な検討を行っていきたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、国土交通省が、現在の燃料や鋼材の高騰によって、28年ぶりに単品スライド条項を発動いたしました。県としては、いつから適用するのか、そして、件数とか金額とかがわかりましたら、お知らせいただきたいと思っております。

○県土整備部長（野口宏一君） 単品スライド条項につきましては、6月13日付で、国からの確な運用を要請する旨の通知があったところでございます。これを受けまして、本県におきましても、6月25日から本条項を発動していきたくて考えております。この単品スライドでございますけれども、特別な要因によりまして、主要な工事材料の価格が工期内に著しい変動を生じた際に、請負代金の変更ができるという措置でございます。今回の条項発動に際しましては、6月25日以降に完了いたします工事及び今後発注する工事を対象といたしまして、変動額が請負代金の1%を超える場合に適用することとしております。また、対象となる工事材料でございますけれども、鉄筋や鉄骨などの鋼材類、軽油・ガソリンなどの燃料油の2つの資材を予定しております。対象となる工事の件数や金額でございますけれども、県土整備部では、現段階で約50件、9,000万円程度と試算しているところでございます。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思っておりますが、公共工事に係る業務委託について、これも委員の発言を引用させていただきます。「一連の官製談合事件は、まだ一般競争入札に移行していない建設コンサルタント業務においてであった。そ

の経緯を踏まえると、県民にとってこの分野が後回しにならないように改革を進めていくことが求められている」と述べられております。建設関連業務委託のうちに、まだ指名競争入札が残っているのは何があるのか。そしてまた、それらの業務について、一般競争入札に向けての取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 建設関連業務委託には、測量を初めといたしまして、補償コンサルタント、建設コンサルタント、建築設計、地質調査の5つの業務がございます。このうち、測量と補償コンサルタント業務につきましては、昨年10月から条件付き一般競争入札を導入したところでございます。残る建設コンサルタント、建築設計及び地質調査業務、これらの3業務につきましては、現在、指名競争入札を行っているところでございます。これら3業務につきましては、技術的難易度が低い業務から高い業務までさまざまであること、必要となる専門知識も多岐に分かれていることなど、多様な業務内容を踏まえまして、現在、一般競争入札における入札参加資格要件の検討を行っているところでございます。県土整備部では、できれば本年8月から、これらの業務のうち50件程度を抽出いたしまして、一般競争入札を試行し、設定した入札参加資格要件等の検証を行っていきたいと考えております。

○十屋幸平議員 それでは、総合評価落札制度について3項目ほど続けて御質問します。

まず1点目は、企業の技術力の項目で、VE提案の採用実績について、これまで対象事業件数が少なかったのではないかと考えておりますが、その課題はないのか。

2点目は、地域社会への貢献度の一つで、過

去2年間の新規学卒者の雇用は、技術系卒業者ということですが、これだけ景気が悪くて、建設産業にあっては経営計画が立てられない状況の中で、技術者を新規採用する余裕がある企業は限られてくるんじゃないかというふうに思います。その雇用も、事務職の採用も条件に入れるべきではないかというふうに思っております。

3点目、障がい者の雇用については、法律で決められております。実際、雇用率が上がらない難しい現状であります。その点について課題等はないのか。以上3点について、県土整備部長にお伺いいたします。

○星原 透副議長 執行部、答弁を簡潔にお願いします。

○県土整備部長（野口宏一君） 3点の評価項目のうち、まずVE提案の採用実績についてでございます。VE提案対象工事につきましては、平成16年度から19年度までに県土整備部が発注したもので83件実施しており、その結果、VE提案が採用された県内企業は35社になっております。また、現在試行中の総合評価落札方式による工事につきましても、すべてVE提案対象工事としているところでございまして、企業の技術力の向上に対する意欲を高めることで、技術と経営にすぐれた企業が伸びていく環境づくりに努めているところでございます。

次に、2つ目の項目、新規学卒者の雇用状況でございます。建設業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況であり、新規雇用を図ることについては容易ではないものと承知しております。しかし、建設産業における技術の伝承のため、若手技術者を育成することは急務でございまして、技術系の新規学卒者の雇用について、評価の対象としているところでございます。

3点目、障がい者の雇用についてでございます。同様の状況にあると認識しておりますが、地域における社会貢献度を幅広い観点から評価するため、評価の対象としているところでございます。総合評価落札方式の評価項目につきましては、今後とも、試行結果を検証しながら、随時、見直しをしていきたいと考えております。

○十屋幸平議員 今、いろいろと聞きました。最終的にまた知事に、そのことについて最後のほうでお聞きしたいと思います。

次に、県道の整備について、日向に土々呂日向線というのがありまして、中町地区というのがあります。これは常任委員会でも現地調査をしていただきました。この地区は、200メートルの区間の前後が区画整理事業で整備が進んでおります。その間だけすっぱり何もありません。この整備について、地元の方々も早く整備していただきたいというふうに思っておられますので、今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（野口宏一君） 中町地区の未改良区間についてでございますけれども、議員のお話にございましたように、現在、隣接して整備が進められている日向市駅周辺地区と日向南町地区の区画整理事業を行っております。これと同様、まちづくりの観点から、区画整理事業等の面的整備と一体となりました道路整備が望ましいと考えております。このため、地元の日向市とともに、その整備手法等について検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 検討されて、市とも協議しながらやっていただきたいというふうに——これは要望であります。

次は、教育長のほうにお尋ねしたいと思います

す。学校の耐震化なんです、先週も新聞に大々的に出ていましたので、数字的なものはあれと全く一緒です。皆さんにお配りしているのは、その前に準備したのですが、これがそっくり出ていましたので、今さら質問することもないのかなと思うのですが、私の思いは、文科省が今まで出してきた耐震化診断率というものの中に、いささか疑問点があります。そういうことも含めて、私個人は、国の宝である子供の生命と安全は、やっぱり国が全責任を持ってやるべきだというふうに思っているんです。ですから、そういうことも踏まえまして、耐震診断実施率の内容と、公立小中学校の耐震化の今後の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 学校を対象とする耐震診断の種別には、今お話のありました優先度調査、それから1次診断、2次診断等がございます。先週末、文部科学省が公表いたしました耐震診断実施率は、これらすべての種別による診断を合わせたときのものでございます。本県の公立小中学校につきましては、97.8%となっておりますが、この数値から、簡易な調査であります、ただいまの優先度調査分を除きますと、76.4%ということになります。

次に、小中学校の耐震化の今後の取り組みについてであります。今回、いろいろな働きかけの結果、地震防災対策特別措置法改正法の成立を見たところでありますけれども、この法律におきましては、大規模地震の際に、倒壊等の危険性が高い建物を対象とする補強事業について、補助率が2分の1から3分の2に引き上げられるなど、地方負担の軽減が図られているところであります。県教育委員会といたしましては、こうした法改正の趣旨を受け、優先度調査

だけにとどまっている学校につきましては、より詳細な耐震診断の早期実施について指導を行うなど、耐震化の促進に向け、市町村への働きかけにさらに力を入れてまいりたい、このように考えております。以上であります。

○十屋幸平議員 簡単にこの表(配付資料)を説明したいと思えます。Cの昭和56年以前の棟数で1,134、その下の1,109、この開きが25あります。これはNHKが出されたと思うのですが、改築や取り壊すところもあります。それから、全く何もやらないところもあります。そして、ずっと下のほうを見ていただきますと、今、教育長が言われたように優先度調査、これは耐震診断をどれから先にやるかという調査も含めて耐震診断実施率、この言葉に、今まで私たちが97%あるんだなと思っておりまして、実際はそうではなかったということがわかりまして、非常に驚いております。最終的に、右端のほう、手書きしてあります。最大513棟、28.5%、これと25を合わせると、約3割がまだ済んでいないということです。市町村のことはありますけれども、ぜひ御指導のほどお願いしたいと思います。そして、知事、教育長、やっぱり子供の生命と安全ですから、きちんと国のほうに言っていただきたい、そのように要望申し上げておきたいと思えます。

次に移りたいと思えます。特別支援教育についてお尋ねしたいと思います。これは、私、毎回質問させていただいておりまして、本当に高等部設置についてはもう待ち切れません。保護者の、子供が入学したときの作文をひとつ読ませてもらいます。「笑顔」という題ですが、「4月11日、延岡たいよう支援学校入学式。我が家の三男「純」は大き目の制服を着て、少し照れながら高校生になった。式典後の写真撮影

も笑顔だった」(中略)ずっとありまして、小中学校の苦勞されたこともありました。結びに——ここからなんですけれども——「まだスタートしたばかりの高校生活だが、たくさんのことを吸収して、伸ばせる力を持っていると信じている。そして、笑顔で過ごせる日がずっと続くことを願っている」。これはまさに親の気持ちだと思います。ですから、苦勞と成長、そして未来への願いを込めての母親としての作文だと思いますが、それぞれ県内高等部設置を要望されております。その取り組みについて教育長にお尋ねをしたいと思います。

○教育長(渡辺義人君) 高等部設置につきましては、これまで全県的・総合的な視点に立って、計画的に整備を進めたところでございます。今後の高等部の設置につきましても、今年度中に策定を予定しております「宮崎県特別支援学校総合整備計画」を策定する中で検討してまいりたいと考えております。以上であります。

○十屋幸平議員 私が質問するたびに同じ答えなんです。整備計画策定委員会で最終報告を出されまして、「すべての高等部未設置校で高等学校の余裕教室を有効活用した高等部設置について検討すべきである」と出されています。本当にこの件については進展がないので、親としての気持ちが、もう待ち切れない状態が正直なところなんです。財政的な負担もかなりあると思えます。教育長、いつ計画は策定されるのか、御答弁をお願いいたします。

○教育長(渡辺義人君) 今、議員からお話がありました策定委員会の報告は私も当然のことながら了知しているわけでありまして、これを受け、本県としての計画策定につきましては、今年度の早い時期に策定をしたいと、このよう

に考えております。以上です。

○十屋幸平議員 勝手に解釈しますと、今年度ですから、ことしじゅうにはできるのかなというふうに思いますが、それを受けても、やっぱりまだ実施するまでには時間がかかります。それで、高千穂高校の「延岡わかあゆ支援学校」が開設されたのですが、そのときの保護者と関係者の声をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。教育長にお願いいたします。

○教育長（渡辺義人君） わかあゆ支援学校高千穂校の生徒の保護者からは、自宅から通学となり、我が子の成長する姿を間近で感じることでできる喜びの声、それから高千穂高等学校内に設置をしておりますので、ここの高校の生徒の思いやりに感謝する声が寄せられております。それから、地域内の小中学校からは、特別支援教育センターとしての果たす役割について非常に期待が大きいということでございます。

○十屋幸平議員 知事、お聞きになったとおりです。その障がいを持つ、特別支援教育を受ける生徒以外にもいろんな波及効果が出てくるということで、非常に財政は厳しいんですけれども、ぜひお願いしたいというふうに思っています。教育長のほうにも、計画を策定して実施するまで、できるだけ短い期間でやっていただくように要望しておきたいというふうに思っています。

今、御答弁いただきましたように、思いやりという言葉も出ました。次に、学習指導要領の内容について3点ほど質問させていただきます。

まず、道徳の時間数についてであります。戦後、失われてきた日本のアイデンティティー——という言葉を使いましたが——本来、日本人が日本人であるべき姿によりやく立ち返ることに気づいたというふうに思っています。その大き

な方向が、新学習指導要領の道徳教育の充実や、伝統や文化に関する教育の充実ではないかというふうに思います。道徳の時間が1週間で1時間しか組まれていません。個人的には、それでは少ないんじゃないかなというふうに思っております。道徳教育の充実をどのように図っていくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 新学習指導要領におきましては、「道徳教育は、道徳の時間を「かなめ」として、学校の教育活動全体を通じて行うこと」と明確にしているところであります。中でも、道徳の時間で学んだことを日々の生活の中で実践できるようにすることや、道徳性を育成するために、体験活動の推進を一層重視しているところであります。県内の多くの学校では、既に保護者や地域の方々などを外部講師として招いたり、校長を初め、学級担任以外の教職員も道徳の時間の指導にかかわるなど、積極的な取り組みを行っているところであります。また、高齢者クラブや年齢の異なる子供たちとの交流活動を初め、職場体験や福祉体験といった体験活動を実施しながら、地域ぐるみで道徳教育の推進に取り組んでいるところでございます。なお、今回の新学習指導要領によりまして、「道徳教育推進教師」を各学校に位置づけることが示されておりますけれども、本県におきましては、既に各学校に「道徳主任」という形で位置づけているところでありまして、今後とも、道徳教育の推進役となる教師のさらなる資質向上、さらにはシニアパワーやコミュニティパワーの積極的な活用等に努めてまいりたいと思っております。以上であります。

○十屋幸平議員 道徳につきましては、高校で必修化している学校があったり、素手でトイレを掃除する学校があったり、作法の先生に外部

講師として来ていただいて取り組んでいる学校があったり、そしてまた、究極は、保護者の道徳教育をしているところもあるというぐらい大事に思っている学校が多いと。本県におきましては、先ほど言われましたように、既に先生をきちんと配置されているということでありますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、外国語についてです。これは、小学校5～6年生に週1時間程度義務づけられました。日向市においては、小学校1年生から取り組んでおりますが、これからの地方分権を踏まえて、道州制も視野に入れるときに、九州の進むべき方向として、アジアとの経済交流を初め、歴史的な背景も視野に入れ、文化的な交流も含めて、中国語や韓国語なども重要になってくるのではないかなというふうに考えます。宮崎の外国語教育として英語だけでいいのか、英語以外の言語はどうするのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 今回、小学校5～6年生に外国語活動が新設されまして、週当たり1時間、原則として英語を履修することになっております。英語以外の言語の取り扱いにつきましては、近隣のアジア諸国を初め、さまざまな国の言語を取り入れ、異なる国の文化に対する理解を深めさせながら、英語と関連づけて指導することになっております。文部科学省が現在準備を進めております補助教材——「英語ノート」とか言われておりますけれども——を見ますと、世界各国のあいさつや食事、数の数え方、行事などが盛り込まれております。中には、例えば南半球でサンタクロースがサーフィンをしているとか、そういった児童生徒が非常に関心が持て、親しみやすく、意外性を

持って接してもらえようような工夫も講じながらつくられているようであります。そういった形で、英語以外の言語や文化もたくさん取り入れた構成になっているところであります。教育委員会といたしましては、外国語活動が新学習指導要領の趣旨に沿って円滑に実施されるように、市町村教育委員会や学校への支援を行ってまいりたいと考えております。以上であります。

○十屋幸平議員 英語は、ALTの方がたくさんいらっしゃるって学びやすいのですけれども、ほかの言語ということになりますと、そういうものも少ないのかなというふうにも思っております。ぜひ、身につく英語を学ばせていただきたいというふうに思います。

次に、武道についてです。中学1～2年生で武道が必修化されまして——ダンスもですけども——柔道、剣道、空手、合気道、相撲、なぎなた、いろいろあるんですが、改めて今回、必修化された武道で何を習得、学習させようとするのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 武道につきましては、我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるように、今回の学習指導要領の改訂におきまして、今お話がありましたように、中学校1～2年生で男女ともに必修とされたところであります。その内容につきましては、種目としては柔道、剣道、それから相撲、この3つの中から1つを選択するという形になります。私が申し上げるまでもないと思いますけれども、武道とは、礼節を重んじ、心とわざを鍛えることで、困難にくじけない強靱な体力と精神力を持つ人間の育成を目指すことというふうに考えております。県教育委員会といたしましては、この武道の必修化のねらいが達成さ

れますように、その趣旨の徹底を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

○十屋幸平議員 再度確認ですけれども、柔道、剣道、相撲、この3つだけなのでしょうか。

○教育長(渡辺義人君) それ以外に、地域や学校の実態に応じまして、例えばなぎなたなど、その他の武道についても履修させることができるということでもあります。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。なぎなたも非常に私は気に入っております、学校が取り入れればの話なんです、ぜひそのあたりにも取り組んでいただきたいというふうに思っております。

最後に知事、ちょっと時間がありますから——先ほど総合評価落札制度、入札制度改革、いろいろと言わせていただきました。その中ですべて出てくるのが、検証——先ほど知事も言われました、検証が大事なんだということで。その中で随時見直すことについて答弁もいただいたように思います。入札制度改革について、テレビでも知事は発言されておりました。柔軟性を持ってということでもありますので、制度の検証をした後に、制度も、それから予算も含めて柔軟に対応されるのか、知事の御答弁をお願いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 御指摘のように、今後とも、改革の十分な検証を行いつつ、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。本当に宮崎県経済は大変厳しい中にありますので、検証もスピーディーにやっていただきますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。(拍手)

○星原 透副議長 以上で午前の質問は終わり

ます。

午後は1時再開、休憩いたします。

正午休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い一般質問をいたします。

中山間地域対策について、まず知事にお尋ねをいたします。

豊かな自然に恵まれた宮崎県の中山間地域は、そこに暮らす人々たちにとって大切な、かけがえのない生活の場でありますと同時に、食料や木材の生産を初め、国土の保全、水源の涵養、さらには二酸化炭素吸収源としての地球温暖化の防止など、多面的で公益的な役割を果たしています。また、そこに暮らす人々の中から長年にわたって受け継がれてきた伝承文化や、もう都市部では忘れられつつある四季折々の行事、伝統工芸、素朴で工夫された郷土料理、温かな人情など、個性豊かな文化がはぐくまれたところでもあります。まさに日本のふるさとの原風景がここにあります。

しかしながら、本県の中山間地域は、人口減少と高齢化の進行に歯どめがかからず、農林水産業や建設業など人々の暮らしを支えてきた産業の低迷で、より一層、集落の維持すら懸念される状況となっています。また、近年の大型台風、集中豪雨等の災害による大きな打撃で、過疎に拍車がかかる事態となっています。県当局におかれては、これまでも、現状を直視しつつ、基礎的条件の厳しい中山間地域に対し多くの施策がとられてきました。しかしながら残念

にも、多額の費用を投じながらもその効果が得られていないことは、県議会としても真摯に受けとめられていると言えます。中山間地域が持つ多面的で公益的な機能の維持が困難となることが大いに懸念をされます。中山間地域の衰退は、本県全体の衰退につながります。この課題こそ、県民総力戦で立ち向かうにふさわしい課題であると言えます。平成19年6月に県が策定した新みやざき創造計画には、中山間地域はもとより、エリアを設定した計画はありません。

内閣府が2005年8月に行った調査では、県内の内陸部で、地震や災害で発生した土砂災害により孤立する可能性のある集落は549カ所、そのうち耐震性が確認された避難施設がある集落は8.2%の45カ所にとどまっています。非常電源の確保、水や食料の備蓄、ヘリ駐機用スペースがある集落も各10%以下です。連絡手段となる衛星携帯電話の整備は12.2%だったと、調査結果は報告をしています。

県は、今回のような地震での孤立集落対策として、第1段階で通信網の確保を目指しています。2005年の台風14号で椎葉村などで集落が孤立した苦い経験が生かされているというふうに思っています。台風14号で連絡手段に衛星携帯電話が有効だったことを受け、同年から2年間、購入代金の半分を補助する事業を展開しています。そこで、壇上では、災害時の避難場所の確保についてと、災害時における孤立集落対策のための衛星携帯電話の整備状況についてお伺いをします。

次に、サイバー犯罪について警察本部長にお尋ねをいたします。

内閣府世論調査結果で、国民が犯罪に対して不安になる場所として、1、路上60.2%、2、繁華街44.7%、3、インターネット空間40.1

%、4、公園37.9%を挙げています。また、取り締まり強化の要望が高まった犯罪としては、飲酒運転が19ポイントアップ、続いて、インターネット利用犯罪16ポイント、振り込め詐欺13ポイントアップとなっています。コンピュータ技術や高度情報通信技術を悪用した犯罪は、宮崎県においても例外なく増加傾向にあり、県民はつかみどころのないサイバー空間に不安を持っています。また、東京秋葉原での事件を見るまでもなく、残念ながら、必ず模倣犯が世間を騒がせ、不安をあおっています。サイバー空間の広さは、個人ではつかみ切れないものですし、まして、その空間を利用する犯罪では、取り締まりに限りがあることは明らかです。ネット上の掲示板のチェック等、多くの県民からの情報の提供が必要だと思いますが、サイバー犯罪対策の現状と今後の取り組みについて、お尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、残りについては質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕中山間地域における避難所の確保についてであります。避難所は、災害発生時に地域住民が一時的に避難したり、住居を失った被災者を応急的に収容、保護する施設であり、その確保は非常に重要なことであると認識しております。避難所の指定につきましては、各市町村の地域防災計画に基づき、市町村長が行うこととなっております。現在、県内で約1,500カ所が指定されております。このうち中山間地域では、主として小学校や中学校の体育館、公民館などの集会施設が避難所として指定されているところであります。県といたしましては、避難場所や避難路の確保、住民への広報・周知、避難所の耐震化など、安全性の確保は大変重要なことであると認

識しておりますので、今後とも、市町村に対し指導助言を行ってまいりたいと考えております。

中山間地域における衛星携帯電話の整備状況についてであります。中山間地域は、地震などの災害発生時に、道路の寸断により集落が孤立化するおそれがあることから、そのことを想定した通信手段の確保は重要なことであると認識しております。お尋ねのありました衛星携帯電話は、災害時の通信手段として非常に有効であることから、これまで椎葉村や諸塚村、美郷町、日之影町など11の市町村で54台の衛星携帯電話が整備されているところであります。一方、県におきましては、現在、防災ヘリや西米良駐在所において衛星携帯電話を活用しているところですが、今年度は、さらに災害対策本部の地方支部である出先機関9カ所にも配備し、災害発生時の通信手段として活用することといたしております。今後とも、衛星携帯電話の活用について、市町村など関係機関に周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 サイバー犯罪対策についてであります。情報通信技術を利用する犯罪でありますサイバー犯罪は、匿名性が高く、証拠隠滅が容易な上、近年の急速な技術発達に伴いまして、手口は年々、悪質・巧妙・多様化が進んでおります。インターネット上の情報量も今や膨大な量になりますことから、事案の解明には相当困難な捜査を強いられるというのが実情となっております。

相談、検挙の現況について触れますと、昨年相談件数で916件、これは対前年比でプラス261件でございます。また、検挙件数は昨年1年間で過去最高の18件、これはその前の年と比

較すると2件の増加でございました。ことしも5月末現在で9件、前年同期比でプラス2件ということで推移をいたしております。本県警察といたしましては、難しくなっております捜査の実態に加え、相談も急増しているということで、本年度、警察本部のサイバー犯罪対策室という組織を新たに立ち上げ、人員もふやしまして、サイバーパトロールを強化してネット上を不断にチェックするとともに、全国警察と連携をとりながら、徹底した取り締まりに努めているところであります。

しかしながら、ネット上にはらんしている違法有害情報に対しましては、我々だけの体制での確に対応することは困難であるため、県内のプロバイダーで構成するセキュリティ懇話会の協力を得ているところでございます。最近では、硫化水素自殺誘因事案に関する情報提供と削除の要請、秋葉原事件を受けての殺人・爆破予告等についての情報提供等をお願いいたしております。また、県警ホームページでも、一般県民からの情報提供を呼びかけまして、違法・有害情報の収集に努めているところでございます。これも最近の実例に触れますと、県庁前で全裸になった女性の写真が出ているよという情報提供を受けまして、最終的には、県内の各地の名所で公然とヌード撮影をしていたという事案の事件検挙に至った、このような実例がございます。

また、実態としてネットを広く利用しています中高生を対象に、サイバー犯罪による被害防止や違法・有害情報の提供を求める観点から、学校等への出前形式によりサイバーセキュリティカレッジを、昨年中に36回、約8,000人、本年は5月末現在で42回、約9,000人——もう去年を上回っておりますけれども——こうしたも

のを開催しているところがございます。今後、サイバーパトロール等、取り締まりを徹底するとともに、関係機関・団体との連携を一層深めまして、サイバー空間の安全確保に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 サイバー空間というのは、私どもではしっかりとつかみどころのないところに非常な問題点があると思いますので、これからの対策をよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、子供たちの考える力の育成についてお尋ねしていきたいと思っております。

平成19年全国学力・学習状況調査の結果によりますと、全国的に、今後の学習に影響があるA問題の正答率は高く、知識、技能等を実生活のさまざまな場面に活用する力や、さまざまな課題解決のための構想を立てて実践する力のB問題の正答率は、低い状況になっています。この調査結果ですべてを規定することはできませんが、情報のあふれ返った時代に生きる子供たちには、インテリジェンスも大切ですが、その知識を正しく活用できて処理できる力が必要であることは否定できないと考えています。子供たちに、創造力とともに考えて対処できる力を醸成できればと思っておりますが、一つの方法として読書は大切だと思いますので、取り組み状況をお尋ねいたします。また、県内の学校の図書購入は十分な状況か、教育長にお伺いをしておきたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 読書についてであります。まず、子供たちにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、また創造力を豊かにするなど、考える力を育成する上で欠かすことのできないものであり、今後ますます

重要になってくると思っております。

そういう中で、昨年5月に本県が実施をいたしました読書量の調査によりますと、1カ月の平均読書冊数は、小学生が12冊、中学生が3冊、高校生が2冊となっており、平成18年の同時期の調査と比較いたしますと、小学生では1.5冊、中学生では0.5冊、高校生では0.6冊、それぞれふえてきているところであります。

現在、県の教育委員会では、平成16年度に策定をいたしました「宮崎県子ども読書活動推進計画」に沿って、総合的な読書活動の推進を図っているところであり、特に平成18年度からは、「学校における読書活動推進モデル事業」や、読書活動推進校の指定を行い、司書の資格を有する地域の人材を活用した図書館先生や、専任の司書教諭の配置に取り組んでいるところであります。それらの学校では、子供たちの読書量がふえてきたことはもちろん、魅力的で利用しやすい学校図書館づくりですとか、学校図書館の授業への効果的な活用などの取り組みが行われ、学校の読書活動の充実が図られてきております。今後とも、市町村教育委員会と連携を図りながら、学校において、より一層読書活動が充実し、子供たちの考える力を高めていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

それから次に、学校の図書購入の状況でありますけれども、学校の図書館に備える図書の冊数は、文部科学省通知により、学校の種類や規模によって標準が示されております。文部科学省が実施しました「学校図書館の現状に関する調査」で、平成18年度の状況で申し上げますと、本県において標準を満たしている公立の小中学校は、小学校で75校で全小学校数の28.2%、中学校は42校で全中学校数の30.2%となっ

ております。平成17年度の同じ調査よりも、小学校では約4ポイント、中学校では約3ポイント上昇しているところではありますが、小中学校ともに、全国の平均には届いていない状況にあります。なお、高等学校につきましては、平成13年3月に、先ほど申し上げました図書の標準というものが廃止されましたけれども、その当時、すべての学校が標準を十分に満たしており、現在も当時の標準を上回っている、こういう状況でございます。以上であります。

○井上紀代子議員 図書購入につきましては、十分な配慮をいただくように要望しておきたいと思っております。

今一般質問の初日の、萩原耕三議員の競い合う切磋琢磨の教育に対する知事の答弁に、大変共感を持ちました。競い合い、勝ったとしても、負けた人への思いやりと気配りを持つ人であってほしいとの答弁であったと記憶をしています。私がいつ思い出しても吐き気にとらわれるのは、神戸で起きた酒鬼薔薇聖斗事件です。今回の秋葉原の事件の加害者は、神戸の加害者と同世代です。近年、さまざまな猟奇的事件が起こるたびに、その両親の気持ちを思うとやるせなくなります。ただ必死に働き、食事の支度に明け暮れ、子供たちの動きに一喜一憂した私のような親は、いまだに子育てに自信など持てずにいます。産めば親になるものではなく、子育てしながら親に育っていくとも思っています。愛していること、愛されていることが、なかなか体にしみていかないことに不安を感じています。秋葉原の加害者が親は他人だと証言したやみのような部分が、子供たちに伝染しないことを願ってやみません。

親も子も不安な時代に生きていかななくてはなりません。平成17年1月の中教審の答申など

を受けて、幼児教育推進指針が出ました。他県では、ここから一步進めて、親学等の取り組みをしているところもあるようです。しかし、行政がそこまで疑問もわきますが、これが現状なのでしょうか。時間が解決していくこともあるのに、すぐ答えを求めるとはいかがかとも思いますし、またインターネット空間の中でしか自分を表現できないのも大いに問題があると思っています。マニュアル世代の子育ての落とし穴とも思いますし、情報が多過ぎる時代の厳しさとも考えますが、知事の幼児教育についての取り組みと所見をお伺いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 本県の幼児教育につきましては、中央教育審議会の答申や、国の「幼児教育振興アクションプログラム」を踏まえ、県内の幼稚園、保育所、行政等が取り組む就学前教育の指針として、「宮崎の就学前教育すくすくプラン」を平成18年10月に策定し、推進しているところであります。子供の心身の健全やかな成長を促す上で、人間形成の基礎がはぐくまれる幼児期の教育は大変重要な意義があると思います。このプランの推進により、就学前の子供たちに、生きる力の基礎となる豊かな感性や探求心、考える力などを身につけてもらい、プランのキャッチフレーズにあります「夢いっぱい 笑顔きらきら 元気な子ども」に育つよう、幼稚園、保育所、地域等と連携し、精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 余り気持ちの伝わらない答弁をいただき、ありがとうございました。

次は、中山間地域対策についてお伺いをしたいと思います。

総務政策常任委員会、美郷町におけるデジタルディバイドの現状と情報化計画について調

査をさせていただきました。美郷町は、農水省の事業活用がうまくいっておりますので、成功例となりそうだというふうに私も思っておりますが、すべての中山間地域が農水省の事業と合致できる状況にはありません。中山間地域の生活の質の向上と情報格差を縮小するために、携帯電話、地デジ、ブロードバンドと、基礎整備を含む情報化の推進について、県民政策部長にお尋ねをしておきます。

○県民政策部長(丸山文民君) 情報化の推進であります。県はこれまで、国の事業等を活用しまして、中山間地域の情報化に努めてきたところであります。まず、携帯電話についてであります。平成6年度から平成19年度までの14年間に、約2万世帯のエリア拡大を図ってきたところであります。現在では、多くの中山間地域でも利用が可能となったところであります。また次に、ブロードバンドサービスでございますけれども、平成19年9月現在、世帯カバー率が95.7%となっており、中山間地域の市町村におきましても、その中心地においては、利用が可能となっているところであります。また、地上デジタル放送とブロードバンドの基盤整備が一体的に図られるケーブルテレビについても整備が進んでおりまして、一例として、今、議員の御質問にありましたように、美郷町では、既に整備をされている北郷区に加え、町内全域にこれを拡大されると伺っているところであります。今後とも引き続き、中山間地域の情報化に積極的に取り組んでまいりたい所存であります。

○井上紀代子議員 次に、中山間地域の物すごく大きな不安の材料の一つでもあります医療問題について、福祉保健部長にお尋ねをしておきたいと思っております。これは中山間地域だけではないんですけれども、療養病床の再編によって受

ける影響というのは、宮崎県内に大きく広がっていますし、不安を持たれている方も大変多いというふうに思っています。ただ、特に中山間地域の医療に対する療養病床再編の影響というのは大きいというふうに考えておりますが、福祉保健部長はどのようにお考えなのか、またこれにどのような対策をとっていかれるおつもりか、お伺いしておきたいと思っております。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 中山間地域におきましては、都市部に比較して医療機関そのものが少ないことから、療養病床を縮減するという国の方針のもとにおきましては、地域医療が衰退しないよう、医療的なケアを受けることのできるベッドをいかに確保するかということが大変重要であります。このため、昨年度策定いたしました地域ケア体制整備構想におきまして、現在入院されている方が療養病床の再編後も引き続き適切な医療・介護サービスが受けられるよう、医師配置のある介護老人保健施設や特別養護老人ホーム等を中心に、長期療養が可能な受け皿の確保を図ることとしたところであります。今後とも、医療機関や市町村と具体的な転換について十分協議の上、中山間地域における医療・介護サービスの提供に支障が生じないよう進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 先ほど壇上でも申し上げましたが、中山間地域の産業の衰退というのは、本当に目に余るものがあるという状況になっています。ですから、そこに暮らすということがなかなか厳しい状況になっていくわけですけれども……。実は平成15年度に創設されました緑の雇用担い手対策、これは国土保全、山を守るということと、新たな雇用の拡大を目指してということで、非常に注目を浴びた事業でした。緑の雇用担い手対策事業の現状と今後の取り組

みについて、環境森林部長にお尋ねをしておきます。

○環境森林部長（高柳憲一君） 緑の雇用担い手対策は、今お話にありましたように、平成15年度に創設されまして、森林整備の担い手等を育成することを目的に始められた事業でございますが、林業への就業希望者を対象に現場中心の研修を実施して、これを本格雇用へとつなげるものであります。研修内容としましては、林業技術や労働安全等の基礎知識の習得や、植栽や間伐等の実地研修を、年間200日程度行うものでございます。本県では、森林組合や素材生産事業体等の37事業体を取り組み、昨年度までの5年間で677人が研修を受講しまして、現在、約6割、398人が本格雇用されているところであります。県といたしましては、この事業が新たな林業担い手の確保育成に非常に有効な手段であることから、今後とも、十分な活用が図られるよう関係団体との連携に努めますとともに、事業内容の一層の充実について、国にも要望してまいりたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 この事業は、今後とも積極的にPRと事業内容の工夫をしていただいて、効果が拡大するように取り扱っていただきたい、それを要望しておきたいというふうに思います。

次に、教育長に再度お尋ねいたしますが、中山間地域における避難施設として位置づけられている公立小中学校及び県立学校の耐震化の状況と今後の取り組みについて、お尋ねをしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） お尋ねの地域は中山間地域ということですので、過疎法と山村振興法の適用地域——20市町村でございますけれども——の状況として申し上げさせていただきます。

それらの市町村には、小中学校で281校、棟数で1,119棟、県立学校では37校、408棟の校舎等があります。これらの学校の耐震化の状況ですが、本年4月1日現在、小中学校につきましては、県全体が71.4%であるのに対し66%、県立学校につきましては、県全体が83%であるのに対して83.1%となっております。御指摘のように、学校は災害時における避難場所ともなる施設でありますので、県教育委員会といたしましては、県立学校についての耐震化の推進を図ることはもとよりであります。市町村の教育委員会に対しましても、今回の地震防災対策特別措置法改正法の施行に伴う補助率の特例等を活用しながら、耐震化を一層進めていただくように指導助言に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 過疎地域における公立学校の統廃合の状況というのは、平成10年度から19年度までの過去10年間で、県内では小学校が17校、中学校8校の計25校が廃校または休校となっています。そのうち過疎地域の小学校が14校、中学校は8校すべての計22校と、そのほとんどを過疎地域の小中学校が占めています。一たん廃校・休校となった小中学校が再び開校された例はないと思っています。Uターンでふるさとに帰ってきてほしい、そういう願いをPRしても、そこに小中学校の設置や廃止がそのまま重い一つのネックとして残ってしまうということになると思います。地域の学校を今後も維持していくことができるような具体的な対策はないのか、お伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 学校は地域の中核的な存在であり、文化や教養の拠点でもあります。子供はもちろんのこと、すべての地域の方々にとっても、母校に対する尽きせぬ思いとい

うものが当然ございます。それだけに、学校の統廃合につきましては、それぞれの市町村において、保護者や地域の方々との協議を重ねながら、長期的展望に立って慎重に検討されていくものであります。現在、県内におきましては、少子化により小規模化がだんだん進んできておりますけれども、そういう中でも何とか地域の学校を維持していこうと、幾つかの独自の取り組みが行われております。例えば、豊かな自然や親密な人間関係など地域のよさを生かし、都市部から留学生を受け入れる山村留学制度を活用し、児童生徒を確保しているところもございます。また、大規模な学校から小規模の学校に就学することのできる小規模特認校制度を活用している市町村もございます。県教育委員会といたしましては、このような学校の取り組みや市町村教育委員会の意向を十分尊重しながら、子供たちに質の高い教育環境が提供できるよう、情報提供や必要な支援に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○井上紀代子議員 先日、新聞に、本県16集落消滅のおそれというのが出ておりました。本当に衝撃的な記事であったというふうに思っています。実は、「撤退の農村計画」という名の研究グループがあるということが、またこれも新聞記事に載っておりました。農村計画学会の会員有志が設立をしたと。研究対象は中山間地域で、中でも条件の不利な限界集落であると。限界集落とは、大野晃長野大教授が1991年に提唱したもので、65歳以上の住民が半数を超えた集落のことを意味するというふうに、新聞でも言っております。限界集落という言葉は知事も使いたくないというふうに新聞で言っておられましたが、本当に私も共感を持ってそのことについては新聞記事を読ませていただきました。

中山間地域の農林業の重要性とか共同体の価値は高く評価をしていると、この学会の有志の人たちも言っております。だが、集落の実態を直視するならば、すべての集落を永遠に維持するのは不可能だと、そこで一つの選択肢として、計画的な撤退の手法を研究しよう、そういうことでこの研究グループというのが立ち上がったそうです。私は、これに対しては抵抗勢力になりたいというふうに思っています。集落というか中山間地域をどうとらえるかというのは、新みやざき創造計画の中にもはっきりとしたエリアの指定はされていませんけれども、私たちの頭の中には、大体あの地域だろう、この地域だろうというものはあるわけです。ですけれども、その地域がなくなっていく。その地域がなくなっていくことを私どもがじっと見ている、それでいいというふうにはとても思えないんです。

先ほど私は再三再四、中山間地域の持つ公益的役割、そのことについても訴えさせていただきましたが、今度は、私たちは何ができるのか、これこそ県民総力戦でやるべき内容ではないかというふうに私は思っているところです。教育の現場で言えば——先ほど考える力のことについても皆さん方に御提起をいたしました——実はふるさとの原風景であるという中山間地域にこそ、私どもの子供たちが行ったときに、そして今、育とうとしている子供たちが行ったときに、大きな学びのものがあのではないかというふうに思います。わざわざフォレストピア学びの森というのを、宮崎県は中高一貫校をつくりましたが、そのことも大変大事だというふうに思いますけれども、今ある教育の原点をここに見出して、子供たちが、やっぱり出ていって、中山間地域の中でもう一度、教育

とは何なのか、考えていく力というのはどうい
うことなのか、生きるというのはどういうこと
なのかというのを、知恵の塊である、その地域
に住んでいらっしゃる高齢者の皆さんのお力も
かりて、学び取ることが必要ではないかという
ふうに思っているところです。改めて教育長に
お伺いをいたしたいと思いますが、その取り組
みを市町村教育委員会とともにやっていくお考
えがおありかどうか、お尋ねをしておきたいと
思います。

○教育長（渡辺義人君） 実は、答弁では触れ
ませんでしたけれども、中央教育審議会で、学
校の小規模化が進んでいる状況を踏まえて、来
年の夏ぐらいを目途に、小規模校のあり方につ
いて答申をとというようなことが、先日報道され
ておりましたけれども、一方でそういう流れが
ございます。そういう中で今、井上議員がおっ
しゃったように、やはり集落がだんだん衰退し
ていく中で、学校というのはその地域のシンボ
ルでありますから、これを何とか残したい、こ
ういうふうな取り組みがあるところございま
す。ただ、これは、先ほど来、集落の存続の話
が出ておりますけれども、県教委のほうでどれ
だけの取り組みというか、支援ができるのかと
いうことはもちろんあるわけではありますが、基
本的には、それぞれの学校の設置者である市町
村が、地域の方々あるいはOBの方々を含め
て、十分に協議を重ねていただくのが適当であ
ろうと私は思います。そういう中で何とか、先
ほど言いましたような山村留学制度とか、小規
模特認校制度ですとか、そういうところで、県
教委として地元の意向を十分尊重した形の中
で、何かしら御支援なりができるものがあれ
ば、その点については十分に勘案したい、この
ように考えます。

○井上紀代子議員 私よりか先に登壇された皆
さんの中にも、中山間地対策というのを取り上
げて発言がありました。そのとき知事が、どれ
が有効な対策なのかというのはまだ本当に模索
状態であるということをおっしゃってありまし
たし、交流人口をふやすこと、そのことがいい
のかどうかということについても、まだ検討し
ていきたいというふうに答弁をされたと私も
思っています。私は、宮崎というところが本当
にすばらしく、中山間地域があるだけではなく、
この中山間地があることによって、宮崎県
という地域がもっともっと豊かに——私たち
が生活していくときに大きな力をもらっている
ということについては否めないと思いますし、こ
れは本当に私たちの大きな力になっているとい
うふうに思っています。

スローフードが非常に注目されています。イ
タリアなどでスローフードの発祥地だとか言わ
れていますが、逆に言えば、私どもは常にス
ローフードというものの原点のところをいた
というふうに私は思っているわけです。スロー
フードというのは、ゆっくり食べるとか、特殊
な食事としてとるということではなくて、その
地域でできたものを大切に食べていく、味わ
って食べるということが大事だというふうに思
っているわけです。そのせっかくある私どもの
教育資源というのをどう生かすかということが
大事だというふうに思いますが、宮崎県内の状
況というのを本当に子供たちがしっかりと受け
とめるには、やはり中山間地域に出て行って、
そこでみんなと交流しながら、知恵に学びなが
ら、それを力にしていくということが本当に大
事なのではないかというふうに思っています。
子供のときに得た体験、体で覚えたこととい
うのは、決して忘れることなく、そこの中に残っ

ていく、たまっていくというふうに思っています。これには、高齢者の皆さんのお力をかりなければいけませんし、地域の皆さんのお力をかりなければいけません、これこそ県民総力戦で取り組む課題であるというふうに私は認識をしているわけです。ですから、知事がもっと中山間地の問題について積極的に県民に語りかけていただくということは、とても大事なことではないかなというふうに思っております。知事の所見をお伺いしておきたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 私は、小さいころ、中山間地域、山歩きというのが非常に好きでございまして、それは私の小説あるいはドラマの中でも表現させていただいたとおりでございます。この中山間地域が持つ多面的な機能と公益的な機能というのは、言わずもがなでございます。その中に教育の材料、資材というのがたくさん存在しているということも十分認識しております。私は、中山間地域が減れば国土が減びると再三申し上げております。中山間地域対策に対して、抜本的な、あるいは起爆剤になるような、あるいはそういった対策が——今のところ本当に試行錯誤して、国の緊急な課題になっていることも認識しております。そういった視点で——中山間地域にもっともっと視点を、あるいは視線を集中してもらうために、中山間地域のブームあるいは集落ブームというのはいかぬか、そういったものを含めて多面的に中山間地域を見詰めてもらう、交流してもらう、考えてもらうという運動を、ますます私を中心にして行政はやっていかなくちゃいけないと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ県議会も一体となって、本当にこれこそ県民総力戦で、中山間地域が光り輝くような地域になり、そして宮崎県が

輝くように、ともに頑張ってもらいたいというふうに思っているところです。

次に、医師確保対策について何点かお尋ねをしたいというふうに思えます。

まず、病院局長に、県立病院の医師確保対策として処遇改善が大変必要と思えますが、具体策をどのように考えておられるのか、お聞きしておきたいと思えます。

○病院局長（甲斐景早文君） 医師の確保でございますけれども、県立病院が高度で良質な医療を提供する上で、また経営の健全化を着実に進めていく上からも、極めて重要なものであると認識しております。県立病院の医師の給与改善につきましては、地方公務員である以上、法律上一定の制約がございますので、制度の枠内での検討となってまいりますけれども、給与以外の処遇あるいは労働環境等の改善を含めまして、医師の意見等も参考にしながら、総合的に検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 実は、私どもの宮崎県も医師数はある程度確保されているんです。問題は偏在なのかとか聞かれるんですけども、今、私どもが問題点は何かということを整理するときに、これは福田首相と舛添要一厚生労働大臣が首相官邸で会談をしたという記事なんですけれども、「地方で深刻な医師不足の解消に向け、医師数抑制のため大学医学部の定員削減を決めた1997年の閣議決定を事実上撤回し、医師の増員などの対策を検討していく方針で一致した」という新聞記事があります。偏在が問題だというふうに言われてきたんですけども、現実にはそうではなくて、週にすごい時間働かなくてはいけぬ勤務医の普通の労働条件に戻せないような現実というのが……。だから、勤務医

が疲弊していくのをじっと見ていなければならぬような状況、この状況こそ大変問題なのだというふうに思っています。ただ、この会談で残念なのは——決してこれに対して予算がつくということになっていないので、これが実現可能なのかどうかというのは本当に疑問視する内容になっています。

実は昨年1年間、特別委員会でこの医師の問題についてもずっと議論をしてまいりました。この1年間の議論というのは、私は大変有意義だったというふうに思っています。宮崎県内の医師の状況、それから、何に私たちが今後取り組まなければならないかということについて、明確に1年間、皆さんと一緒に検証ができたというふうに思っています。そのときに千葉県の東金病院で学んだことの一つに、こういうものがあります。まず発想の転換が必要であるということで、ポイント1、地域医療にとっての顧客は患者ではなく、若手の医師とその指導医である。ポイント2、宮崎県には、若手医師が望むよい研修プログラムとその指導医が必要であり、そのための施策を組むことが必要である。ポイント3、宮崎県は、専門医ライセンスの取得可能な認定研修病院に転換するために県費を投入すべきである。ポイント4、宮崎県では、地域医療で一番重要な総合医を育てるライセンスを早く取得すること。全国で4番目の県立病院、千葉県、福島県、沖縄県を目指してほしい、そして県議会からぜひ提言をしてほしいということを、この東金病院で学ばせていただきました。それで、病院局長に改めてまたお伺いさせていただきますが、県立宮崎病院で地域医療を支える総合医を養成するシステムをつくり上げたらいかかと思いますが、病院局長の見解をお聞きいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 総合医の養成の件でございますけれども、現在、医師の専門化といえますか、専門分化が非常に進んでおります。こうした中で、かかりつけ医といえますか、そういった形で総合的に患者を診察する総合医の育成というのは、地域医療の提供体制を充実させるために大変重要な課題であるというふうに認識をいたしております。これは、宮崎県の地域医療のあり方全体の問題として検討されることが必要であるというふうに考えておりますけれども、県立病院といたしましても、自治体病院等で勤務することとなる医師に対して、専門性を生かした助言あるいは研修等の支援など、必要な協力は行ってまいりたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 次に、県立病院で臨床研修医を積極的に受け入れるための具体策についてはどのように考えておられるのか、病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 臨床研修医の確保でございますけれども、優秀な医師を必要とする県立病院にとりまして、将来に向けて重要な取り組みでございます。現在、宮崎、延岡、日南の3病院が管理型臨床研修病院に指定をされておりました、現時点で宮崎病院に10名、延岡病院に1名、合計11名の臨床研修医を受け入れているところでございます。病院局といたしましては、臨床研修医の一層の確保を図るために、今年度から、研修医の報酬単価を大幅に引き上げるなど改善措置を講じたところであります。また、医学生を対象とした合同説明会を開催するとともに、各大学を個別に訪問いたしまして説明を行うなど、積極的なPRに努めているところでございます。今後とも、それぞれの県立病院の特性を生かしながら、臨床研修医の

希望に応じた研修内容の充実や指導医の育成を図るとともに、県立病院間での連携についても取り組むなど、臨床研修医の確保に向けて引き続き努力をしてまいりたいというふうに存じます。

○井上紀代子議員 次に、福祉保健部長にお尋ねをしておきたいと思いますが、医大生を見てもおわかりだとは思うんですけども、非常に女性が多くなってきています。そしてまた、研修医の方ももちろん女性の方が多くなっているわけですけども、女性医師を活用するための支援策というのは、福祉保健部ではどのようにお考えなのでしょうか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 女性医師の支援策についてであります。今、県内の女性医師の数は、平成18年12月末の調査で360人、医師総数の14.1%となっております。県におきましては、現在、女性医師の就労継続に大きな役割を果たす病院内保育所の運営費の助成を行っておるところであります。おっしゃるように、女性医師の割合が上昇している中で、働きやすい就業環境を整備充実していくことは、今後ますます重要になってまいりますので、国におきましても、今後、出産・育児等に配慮した勤務環境の導入・普及や復職研修の充実など、仕事と家庭の両立を行うことができる環境整備を進めることとしております。県といたしましては、これら国の施策の動向を踏まえながら、女性医師が働きやすい勤務環境の整備について十分検討してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 実は、女性医師が勤務できるようにしていくには、たくさんの支援プログラムというのが必要になります。現実には、医師として生きることだけを女性医師に求めるのか、それとも、普通に生活しながら医師として

の力を発揮していただくようにしていくかということ、物すごく大きな、周りの環境の整備というのが大変重要になってきています。他県の例を見てみますと、女性医師が現実に復帰していくための研修プログラムというのもきちんとつくられているんですが、それと同時に、働き続けていくためのプログラム、その病院においてどんな役割を果たしていくのかということについても、具体的なシステムをつくり上げている県もあります。現実には、せっかく資格を持っていらっしゃる女性医師の方が、また力を発揮できるような状況をつくり上げていくということは、きめ細かなプログラムを作成しなければいけないというふうに思っております。知事はこのことについては、どのように女性医師が勤務できる支援策を検討されているのか、そこをお尋ねしておきたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） このことについては、先週の土曜日、宮崎の市郡医師会の奥様方あるいは女性の医師の会がございまして、その場でも話をさせていただいたんですけども、医師不足を解消するのに、今、休業されている女性医師の確保というのも非常に有効な手段かと存じ上げております。女性医師数というのは、平成18年12月末現在で360人で医師総数の14.1%、今、宮崎大学の医学部は、女性の学生が40%を超えているということで、近い将来、女性の医師数が非常に多くなるという予想がされております。そういったことを勘案して、これからは女性医師が職場復帰しやすいような、あるいは働きやすいような環境を整えてまいることが重要な施策だと思っております。今、井上議員が御指摘の他府県の状況等も今後勘案しながら、十分検証させていただきながら、女性医師が本県で働きやすい職場の環境と

いうものを充実させるように検討していきたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひどうぞよろしくお願いをいたします。先ほども申し上げましたが、昨年1年、特別委員会で議論をさせていただきました。そして、あらゆる機会を通じて、今の医師確保の現状というのを議論もさせていただきました。また、ちょうど道路特定財源の関係がありまして、民主党の衆議院議員が宮崎に大挙して押しかけてきたという経過もありましたので、その折に公聴会も行われました。そのときの衆議院議員6名は、宮崎県の医師会に出向いておりますし、そこでいろいろな細かい議論をさせていただきました。そのときに、何が問題なのかという点は、医師会の皆さんですから、医師会の皆さんの立場というのを明確に私どもにもお話しをいただいたところでした。

行政が各医療機関の研修プログラムまで立ち入るということは、確かに困難なことだと思いますし、医師確保対策というのは、県と宮崎大学と宮崎県医師会で構成される地域医療対策協議会で検討を進めるというふうになっております。私は、ここでの議論を、もっと率直な議論をしていただけたらなというふうに思います。それぞれはそれぞれの立場によって、同じ問題を追及しているにもかかわらず、それぞれの考え方というか、課題というのが確かにあるというふうに思うんですね。ただ、少なくとも宮崎県の県民全体に関して言えば、もしかして宮崎の自治体病院である県立病院が、勤務医が大変なことによって、勤務医が不足することによって本来の機能を果たせなくなってきたときには、県民に与える影響というのはすごく大きいものがあるというふうに思います。ですから、本来は、宮崎県医師会の皆さんのお力もかり

て、もっと当直の数を減らしていくとか、地域にある医療資源と、現在ある、中心になっていきます自治体病院とが一緒になって、ここをどうにかして変えていくということをしていない限りは、なかなか現状というのを打破することにはできないのではないかとこのように思っています。率直な議論が——これを求めたからといって答弁というのは非常に苦しいものがあるかもしれませんが、地域医療対策協議会における検討がもっともっと具体的に、もっともっと真摯な議論がされることを望みたいというふうに思っています。そのことによって宮崎県が克服すべき課題と、宮崎県が意外に医療資源をたくさん持っているという場合もあり得るというふうに思っています。もっと細かな分析と率直な議論を要望しておきたいというふうに思います。

次に、エコクリーンプラザみやぎのことにしてお尋ねしていきたいと思っております。

この問題の経過につきましては、今議会開会日に環境農林水産常任委員会の委員長の報告があり、そのとおりだと私は認識をしております。また、これまで登壇された各議員の質問によって問題点が明らかにされてきたことも事実です。知事に、再三答弁の中で出てきます外部調査委員会、この役割とはどのようなものなのかをまずお尋ねしておきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 外部調査委員会では、エコクリーンプラザみやぎの浸出水調整池の安全性の検証や工法の検討、機能不全の原因究明などについて、客観的・専門的立場から、事実の調査、問題点の摘出・整理などを行うとともに、責任の所在についても徹底的に明らかにさせていただくこととしております。

○井上紀代子議員 責任の所在が明らかになっ

た場合はどのような対処をされるおつもりなのか、お伺いしておきたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 関係職員の処分等の責任の追及につきましては、外部調査委員会の調査結果を踏まえて、公社及び県、市等で判断するものと考えております。

○井上紀代子議員 これが知事に対しては最後だと思いますが、調整池の修繕とか補強について、関係市町村と財政負担等、意見交換されたのか、また今後、運営のあり方について議論されるおつもりなのかについてもお聞きしておきたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 5月22日に、副知事を議長とする連絡調整会議を開催いたしまして、関係11市町村長等とこれまでの経緯の説明や今後の対応について協議を行ったところでございます。また、引き続き、関係市町村長との意見交換の場において、一刻も早く工事をしてほしいとの意見がある一方、費用負担については、住民や議会の理解を得るために、原因を究明して責任の所在を明らかにする必要があるとの意見がありました。また、今後の公社運営のあり方につきましては、設立の経緯等もありますが、公社、関係市町村等と協議を行っていく必要があるのではないかと考えております。

○井上紀代子議員 このエコクリーンプラザの問題というのは、単に宮崎市周辺の市町村の問題だとはとても思えないんですね。宮崎県内の問題だというふうに私自身は思っています。知事は最初、新聞の報道か何かで知事の顔が見えないということを言われて、非常に怒っていらしたのを私も覚えておりますが、実は私もブログに書いてしまった経過があるわけです。というのは、どなたからか出ましたが、やはりこの問題というのは、本当に敏感に対応してほし

かった一番大きな問題なんですね。私は、そういう課題だというふうに思っています。というのは、私どもが生活していくのに、ごみを出さずに生活できれば、それが一番いいんですけども、私たちは本当にごみを出しながら生活をしていくというような実態にあります。ですから、エコクリーンプラザみやぎきは、私たちにとっては本当に必要な施設なんです。そして、それと同時に、このエコクリーンプラザみやぎきの稼働がとまるようなことがあっては——一番そこを心配しているわけです。ですから、そういうことが決してないというふうであってほしいと思っています。実は、知事が本部長を務められる対策本部にも大変な期待をしているんです。それと同時に、副知事が議長を務められる関係市町村や地元の対策協議会、公社との意見調整等を行う連絡調整会議、この連絡調整会議の役割というのは、とても大きなものがあるというふうに思っています。失った住民からの信頼を取り戻すのに、どうやったら取り戻せるのか、そしてこの稼働がずっと続いていくようなことにどうやったら取り組めるのか。そして、各市町村がそのことについてどう自分の責任と役割というのを果たしていただけるようになるのか、そのことはこの場所に非常に求められると思います。そして、この会合がすべて情報公開の対象になるということが大変重要ではないかと思いますが、副知事の御見解をお伺いしたいと思います。

○副知事(河野俊嗣君) 大変重要な指摘でございます。この問題の解決に当たりましては、連絡調整会議におきまして、公社を構成する県と11市町村が一堂に会しまして、これまでの反省を踏まえ、十分に情報交換、また意見交換をしながら進めていくこと——とりわけ、地元の

対策協議会の代表の方にも入っていただいております。今回の問題では地元の方に大変御心配をおかけしているわけでございますが、地元の皆様の声、不安というものにしっかり耳を傾けながら、率直に関係者が意見交換を行っていくと。外部調査委員会と連携を図りながら、問題究明、そして今後の施設の円滑な運営のために努力してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ率直な議論、そしてお互いが、本当にエコクリーンプラザみやぎきをずっと稼働させていくための努力というのをお願いしておきたいと思っております。常に行政の中で起こってくる、社会の中で起こってくる問題については過敏にありたいというふうに思っています。敏感で、そして、それに向けて対処を心を一つにやっけていく。だれかに責任をなすりつけることで、それで過ぎていけるものはないというふうに思っています。これからは、そういう意味では市町村と一体となって、これからのすべての問題に取り組んでいけたらというふうに思っています。ぜひ市町村も、県のいい施策は地域で自分たちがやるぞという思いでやっていただけるようになれるといいなというふうに思っております。

以上ですべての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 次は、権藤梅義議員。

○権藤梅義議員〔登壇〕(拍手) 一般質問も4日目、皆さん、大変お疲れさまです。通告に従いまして質問を行います。

まず、鉄道的高速化についてであります。

私ども、民主党3名の議員団ではありますが、このほど6月10日から11日にかけて、新幹線着工で氣勢の上がる長崎県と、県境議連活動で連携を深めております大分県を訪問し、

新幹線やフリーゲージトレインの調査研究をしてまいりました。

長崎県の場合は、鉄道・運輸機構の確約を得たものではなさそうですが、フリーゲージの技術確立を2～3年以内に終えるとの前提のもと、長崎新幹線を次期国体開催に向けて総力を挙げて推進したいという意気込みが感じられました。ただし、在来線供用区間の新鳥栖—武雄温泉区間51キロメートルと諫早—長崎区間の25キロメートルは在来線供用区間であり、その中でも特に肥前山口—武雄温泉区間は、まだ単線のようにあります。今後10年間は、法定上の地元負担金310億円(18.3%)と言われますが、その他の地元負担金257億円はもとより、建設にはかなりの試練が伴うものと思っております。しかし、説明する担当者からも、昭和48年の新幹線計画が政府承認されて以来、昭和63年の国鉄民営化を経て35年ぶりに、とにもかくにも今日ゴーサインを得るに至ったこと、さらには、久保、高田、そして現・金子知事と3代にわたって努力を重ね、やっと本事業が日の目を見る段階に来たことなど、力のこもった説明を聞くことができました。

また、大分県では比較的冷静で、フリーゲージによる整備構想は、ある程度現実的な検討が進み、今後は、フリーゲージの技術確立等を見守りながら実施計画の検討に入っていくのかなという印象を持ちました。特に新幹線から在来線への乗り入れ部分(アプローチ部分)の北九州市付近の地元自治体の理解と協力が費用対効果の面等から得られるのか、事業費試算にしても、小倉駅の西側を通過する場合260億円前後、同駅の東側を通過する場合560億円前後と試算されていること。さらには、私は、大分市までは複線化が完了していると理解していましたが、

立石—中山香間の5.2キロ、杵築—日出間の8キロは単線のように。また、大分市—佐伯市間は単線であるが、複線化できる用地購入は約100億円を投入して既に終えていること、平成14年10月15日にフリーゲージトレインの日豊本線の試験走行のイベントとして、別府—大分—佐伯間の披露式を行ったことなどが今回の調査でわかり、認識を新たにしたところであります。

また、帰りは大分市から電車で帰ってきましたが、所要時間は3時間21分かかりました。梅雨前線の接近で窓からの雨漏りのプレゼントがつきまして、車両についてもJRに苦情の一つも言いたい心境でありました。

以上のような調査結果であります。いずれも、県の取り組みや県民への説明や理解という意味で、本県との温度差を感じたところでもあります。本県においては、7月に鉄道高速化の期成同盟会総会を控えておりますが、内容は例年どおり、どこからどう攻めるのか、課題も方向性も見出せないのが現実であります。これはだれを責めるとか、だれが悪いのかという問題よりも、歴史的な事実があるわけですから、私も、知事だけを責めることにはならないかなと思います。しかし、もう少し何とか県民に対して明快な説明ができるよう道筋をつけてほしいと思います。

特に2011年度からは福岡—鹿児島間の新幹線が開通し、約1時間20分で福岡まで結ばれ、鹿児島—福岡の航空便も廃止になるやに聞いております。歴代の知事職は、鉄道高速化の会長と東九州新幹線推進の会長職を昭和42年から兼務する形になっております。新幹線やフリーゲージの実現がそう簡単でないことは、県民もある程度わかっているとは思いますが、今日までの状況や本県のJR利用の実態、さらには高速化

推進の課題やステップ等を説明すべき時期が近づいているのではないかと考えます。知事の現状認識と所感を伺います。

次は、エコクリーンプラザみやぎの問題について伺います。

知事は今議会開会の冒頭にも県民や地元民に陳謝されましたが、私ども宮崎市に籍を持つ地元議員としては、もっと深刻に受けとめております。当時の建設反対の激しい運動や、協議会との改善事項を丹念に遵守しながら信頼を一つ一つ築いてやっと建設にこぎつけた経緯が、きのうのこのように思い出され、今回の事件発覚で一挙に足げにされた感がして残念でなりません。この点について、知事は実感として理解しにくいかもしれませんが、地元民や県民感情は大変難しいものがあると思っております。

さらには、異例とも言える5回にわたる環境農林水産常任委員会の開催と調査・審議は感謝するところではありますが、私は、当時の経緯からして、環境整備公社の最高責任者は副知事であり、もっと県の姿勢や責任が追及されるべきであり、竣工検査までの責任と経過は、書類の紛失も含めて公社だけが矢面に立っていますが、県のほうがもっと責任は重いのではないかと思います。知事の考え方を伺います。

また、契約上の解釈からしても、公社に委託して県費を投入し、あるいは11市町村に分担してもらって、348億円を投入して建設した貴重な県民の財産であります。重大な欠陥や瑕疵があったとすれば、資産を公社が運転し始める時点で大きな問題であったと思いますし、何のために理事長に副知事が就任し、県の職員が多数出向していたのか、複雑な思いであります。また、故意に情報や資料を隠して会計検査院の検査をくぐり抜け、胸をなでおろした行為、さら

には施設の欠陥を隠し続けたことは、公社の当時の副理事長だけでできたことではないと判断せざるを得ません。つまり、必ず理事長である副知事への報告と協議は行われたものと推察いたします。当時にさかのぼって責任を追及すべきと考えますし、時系列的に少し立場は異なりますが、現在の副知事はいかが考えるか伺います。

次は、医師不足問題について知事に伺います。

全国に170ある都道府県立病院の3分の1以上に当たる61病院で、この4年間に診療科48が休診し、診療日を減らすなど診療を縮小した診療科も55に上ったことが、共同通信社の調査で明らかになっています。本県においても、県立延岡病院の医師の欠員8名を初め、宮崎市郡医師会病院の内科医3名の大学からの派遣中止、県立こども療育センターの医師不足等、枚挙にいとまがありません。

このような現状を打破するため、県も入学定員に地域枠を設けたり、奨学資金制度を充実したりと、四苦八苦しております。しかし、私は、この問題の根源は、4年前に改められた新医師臨床研修制度と、卒業後の研修先を研修医自身が選べるようになった結果だと断じても間違いではないと思うのであります。そこで、知事に伺います。私は、全国知事会は最も国の政策決定に強い影響力を持つと思うのでありますが、このような問題解消のための正攻法といたしますか、医師の定員増の論議は出なかったのか、余り報道されない気がいたしますが、少しはやってこられたのでしょうか、知事に伺います。

次は、入札制度改革について伺います。

県発注公共工事の入札・契約制度の改革は、

本県においては、全国知事会の改革案1,000万円以上の一般競争入札より厳しい250万円以上の導入を、本年1月より実施しております。しかし、この間、国の急激な公共工事の予算縮減対策と入札制度改革による過当競争等により、県内の土木・建設業者は倒産や自主廃業に追い込まれる事態となりました。業界の混乱に対応して、県も最低制限価格の見直しや総合評価方式の拡大など、工夫を重ねて業界の実態に対応してきました。人間の行う改革でありますから、当然、試行錯誤もあっていいわけですが、1年余にわたる本制度改革を振り返って、現在の知事の印象をお尋ねします。

次に、雇用と産業振興について伺います。

昨年からことしにかけて、電機・半導体大手メーカーが相次いで九州の生産拠点の売却・撤退に踏み切り、評価の高かった国内有数の半導体や先端産業の集積地は、業界再編や合理化の主舞台となったと、マスコミは警鐘を鳴らしています。昨年10月にソニーの大分市と長崎県諫早市のゲーム機用半導体設備を東芝に約1,200億円で売却することが公表され、ことし4月に入り、ルネサステクノロジ熊本工場を三菱電機が買収、パイオニア鹿児島工場は来年1月に閉鎖予定と発表されました。本県においては、ことし4月に富士通・日立プラズマディスプレイの国富工場から富士通が撤退することが、また沖電気は本年10月にローム社に売却予定と、5月末に公表されています。これまで1970年～1980年代に進出し、1,000人規模の先端企業として、また県内の有力企業として地域を代表する生産拠点を築いてきました。民間ベースの、しかも企業メリットを求めての離合集散とのさめた見方もあるかもしれませんが、我々は、一人でも多くの職場や企業を追い求める立場から、大変

心配しております。そこで、商工観光労働部長に、本県の経済や雇用面からどのような問題意識を持って見ておられるか伺います。

通告しております中国木材関連と雇用対策については、自席から行います。

次に、教育長に伺います。全国都道府県教育長協議会が3月末にまとめた「学校危機管理のための都道府県教育委員会のあり方」について、教育長に伺います。

同調査によりますと、地震や台風などの自然災害について、都道府県教育委員会と都道府県立学校の連絡体制は整っているものの、学校と地元の市町村との連絡体制が十分に整備されていないことなどがまず指摘されています。また、都道府県立学校が避難所になった場合、教職員の役割についても定めている都道府県教委は3割にとどまっていると指摘しております。また、不審者侵入以外のテロ行為、新型インフルエンザなどの感染症については、ほとんどの都道府県教委が対応計画を持っていないことも明らかになっています。この背景には、災害の際に避難所としての学校の役割がクローズアップされていることがあり、一方では、海外で起きているゲリラやテロなどから国民を守ることを定めた国民保護法の制定や、新型肺炎（SARS）や鳥インフルエンザなど新型感染症の世界的流行などを受け、学校が対応すべきものの一つとして位置づけられたことが注目されています。そこで、本県が今回の調査に応じた時点の内容をお尋ねします。

以後の質問は自席から行います。（拍手）
〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

鉄道高速化の現状認識等についてでありま

す。日豊本線は、東九州を縦貫する唯一の幹線鉄道であり、本県産業の振興や地域の活性化はもちろん、九州が一体となった発展を図る上でも大変重要な交通基盤だと考えております。そのような中で、九州の西側地域では、2011年春に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業の予定であり、また、長崎ルートもこの4月に着工されたところであり、九州内での東西間の格差がますます拡大する状況にあることは十分認識いたしております。本県では、日豊本線の鹿児島、大分両県との県境区間の高速化やフリーゲージトレインの導入、さらには東九州新幹線の建設といった高速鉄道の整備が長年の課題になっておりますが、いずれも多額の費用を要し、昨今の国、地方の厳しい財政状況、JR九州の経営実態、さらに、今後ますます求められる費用対効果の視点やコスト意識の中で、具体化の見通しが立たない状況であります。このような状況を踏まえ、私は、今後の鉄道整備のあり方や、県としての取り組みの方向性などについて、具体的な戦略を固める時期に来ているのではないかと考えておりますが、いずれにいたしましても、鉄道の整備は本県の重要課題の一つでありますので、積極的に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、エコクリーンプラザみやぎの一連の問題につきましても、地元の皆様の不安解消と一刻も早い施設の機能回復が大変重要であると考えております。今後、外部調査委員会において、客観的・専門的立場から徹底的な原因の究明を行うとともに、責任の所在も明らかにしていただくこととしております。県といたしましては、リーダーシップを発揮し、一日も早い問題解決に向け、公社や関係市町村と連携の上、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考

えております。

続きまして、医師不足についての全国知事会での取り組み状況についてであります。医師不足への対応につきましては、まさに全国の知事が抱える共通の課題であり、知事会の場でも活発な議論がなされております。また、知事会として、国に対し、あらゆる機会を通じて要望を行っているところであります。具体的に申し上げますと、毎年行っております国への要望活動に加えまして、政府主催の全国知事会で、総理を初め関係閣僚に対し、医師不足の抜本的対策を要望するとともに、厚生労働大臣との意見交換会におきましても、直接、深刻な状況に陥っている医師不足の現状を訴えておるところでございます。このような中、国において、医師数の抑制方針の転換に向けて検討がなされていると聞いておりまして、全国知事会等の活動も、大きな影響を与えたものと考えております。

最後に、入札・契約制度改革についてであります。本県では、一昨年の談合事件により失われた県政に対する信頼を回復するため、一般競争入札の拡大など、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度の確立に、スピード感を持って取り組んできたところであります。また、並行して改革の検証も随時行い、最低制限価格の見直しも行ったところであります。もとより、社会資本整備の担い手である建設産業は、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たすとともに、地域経済と雇用を支える重要な産業の一つでもありますので、建設産業が健全に発展することも大変重要であります。したがって、今後、技術と経営にすぐれた業者が伸びていけるよう、建設業者の実情に応じたきめ細かな支援にも努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○副知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

エコクリーンプラザみやざき問題の責任追及についてであります。この問題につきましては、外部調査委員会において、計画策定時から設計、施工、施工管理並びに検査に至るすべての過程において、当時の技術的な知見に基づく判断のあり方でありますとか、組織内部における意思決定の過程のあり方といった観点から、徹底した調査、検証を行うとともに、責任の所在等について明らかにしていただくこととしております。関係職員の処分等責任の追及につきましては、この委員会で客観的、専門的な立場から整理していただいた調査結果を踏まえて、公社及び県、市等で判断することになるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長(高山幹男君)〔登壇〕 お答えいたします。

企業の事業再編等についてであります。経済のグローバル化に伴うさまざまな競争の激化や、目まぐるしく変化する消費者ニーズへの対応など、企業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況でございます。このような中、産業界におきましては、事業の維持拡大を図るため、再編、統合等が行われており、御質問にありました県内2社の動きも、このような企業行動の一部であると伺っております。なお、沖電気工業半導体事業のロームへの売却に関連いたしましては、本県に立地しております宮崎沖電気及び沖マイクロデザインの事業体制は維持されると聞いております。県といたしましては、今後とも、関係自治体や県外事務所等と連携しながら、企業立地に対するフォローアップに努め、雇用や事業の維持拡大を働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

壇]

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

学校危機管理についてであります。全国都道府県教育長協議会では、全国の危機管理に関する状況等について調査を行い、本年2月に「学校危機管理のための都道府県教育委員会のあり方」として報告書を取りまとめております。本県の状況についてであります。まず、県立学校と県教育委員会の連絡体制につきましては、宮崎県教育委員会防災計画において定められております。次に、県立学校と地元市町村との連絡体制及び県立学校が避難所になった場合の教職員の役割につきましては、県教育委員会での定めは設けておりませんが、市町村地域防災計画の中で避難所として指定された県立学校においては、校長など管理職が避難所の連絡責任者等としての役割を担うことが定められております。さらに、テロ行為及び新型インフルエンザなどの感染症につきましても、県教育委員会独自の対応計画はございませんが、宮崎県国民保護計画及び新型インフルエンザ対応指針におきまして、教育委員会や学校現場を含め、全庁的に対応することとされております。以上であります。〔降壇〕

○権藤梅義議員 鉄道高速化について引き続き質問させていただきます。私は、新幹線やフリーゲージをどう考えていくのか、例えば、いつになるのかわかりませんが、道州制の実現後に東九州への社会資本の集中した投入を促すとか、そういうタイミングはあると思います。私は時々考えるのでありますが、明治や昭和の国策の偉大さは、国として統一した考え方があって、例えば、全国に鉄道を今日まで敷設してこられた。今はどのように予算を削減して切り詰

めるか、こういう時代になったことは理解をいたしますけれども、高速道路や鉄道は限界的にどこまで延ばして、どれだけの収入や採算があるかという考え方が、本当に国家の大計として正しいのだろうかと考えます。

漏れ聞いた話であります。国会議員レベルの話でも、鹿児島県では〇代議士がリーダー的に日豊本線のフリーゲージ導入を唱えているとか、大分県ではE代議士から同じ話を聞いたと指摘され、宮崎はと反問され、返事に困りました。宮崎は高速道路で頭がいっぱいなんだろうと答えざるを得ませんでした。

また今回、大分県からもらった資料に、昨年11月8日付の大分県知事と大分県議会議長名の、国や政府、JR等への要望文がありますが、日豊本線の佐伯―延岡間の高速化検討結果、最高時速110キロメートルの早期実現が第1項目に掲げてあります。私はこれを、宮崎さんもしっかり頑張らましようという気持ちで拝見をいたしました。本来、相手先に物事を要望するときには、当方としても、ある程度諸条件を大まかにでも検討し物を言わないと、迫力がないと思うのであります。重ねて、知事の高速化への考え方を伺います。

○知事（東国原英夫君） 私も、九州知事会で鹿児島に行ったときに日豊本線を使わせていただいたんですが、帰り、最終の西鹿児島――今、鹿児島中央駅ですか――からの鉄道に乗ったんです。国分あたりまでは人がたくさん乗っているんですが、それを越えて、つまり県境を越えたあたりから愕然とするほど人が少なくなるんですね。このまま費用対効果だけが前面に出るのはいかかなものかと思いますが、JRは民営化しておりますから、費用対効果というのは非常に重要なことだと思うんですけども、

やっぱり乗ってふやす、乗って高速化を目指すというような活動も、重点的に進めていかなければいけないと考えております。

日豊本線の佐伯—延岡間の高速化につきましては、本県も、国やJR九州に対して再三にわたり要望を行っておるんですが、宗太郎峠の地形の問題からでしょうか、莫大な費用がかかるということで、具体化に至っていない状況であります。今後、具体的な戦略を含め、大分県等との関連も強化しまして、この問題には取り組んでまいりたいと考えております。

○権藤梅義議員 私の先ほどの例示の中で、鹿児島県が空の福岡便をとめるという話がありました。本県は、観光客等の足が鹿児島でとまることのないように願うわけではありますが、本県は、一方では空港のアクセスが全国でも最もよい条件にあるわけですが、例えば、高速道路を経由したバス便やレンタカー利用を徹底して研究し、鹿児島や熊本と結んだ観光やビジネスの魅力あるルートを確立することが大変大切だと思います。例えば、旅行を鹿児島ルートで考えている人が、宮崎まで足を延ばすかどうか迷うことが今後多くなると思います。そのとき、旅行会社の担当者から、「鹿児島から宮崎へのルートは見どころがたくさんあり、決して行って見て後悔しませんよ」という言葉が出るような、特別な努力が必要ではないかと思えます。

そのような意味では、台北—宮崎、ソウル—宮崎便の推進等は、今は鹿児島に遠慮した形だという感じもしますが、今後は、有力な陸上ルートの確立をしていけば、宮崎からの帰り便の有利性が逆に出てくるのではないかと考えます。今後の高速化以外の点で補強すべき点を、知事にお伺いしたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） おっしゃるとおり、

鹿児島から福岡までの新幹線が開通しますと、鹿児島から福岡までの航空便が減少あるいは廃止に至るのではないかとという考え——それは認識しております。そういった意味で、鹿児島から福岡までこれまで航空便を使っていらっしゃる方、例えば北諸、西諸あたりの方たちは、鹿児島の空港から乗っていらっしゃる方が、宮崎から乗っていただくことなども考えられますね。ですから、宮崎—福岡間が多くなる可能性もあるということでございます。

そして、御指摘の観光なんですが、当然、観光ルートというのは、南九州あるいは九州全域で考える時代だと考えております。特に台湾、ソウル線等々の定期便が就航しましたので、そういったお客様たちも含めて、新幹線と高速道路の組み合わせ——それは鹿児島なのか、八代なのか、熊本なのか、そういったきめ細かい多面的な視野に立って、観光ルートの開発に努めていかなければいけないと考えております。

○権藤梅義議員 次に、エコクリーンプラザみやぎの問題です。私は、本庁の担当課という組織は、公社ができてあつたと思えます。私が想定する本庁の機能というのは、副知事は両方にまたがっておりますも、そこに環境の部長がおり、担当課があつたというふうに思うわけでありまして、建設が進むに従って、事業の進捗の打ち合わせとか、そういったもの等は逐次行われていたのではないかとこのように思うんですが、環境森林部長に実情の御説明をお願いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 県では平成13年12月に、環境対策推進課に担当主幹等を配置しまして、地元や関係市町村との調整を行うとともに、公社との事業の進捗などにつきまして、適宜、協議を行ってきたところでありま

す。また、当時、財団法人宮崎県環境整備公社に出向していました複数の職員からの聞き取りを行っておりますが、「ごみ処理施設は特殊な工事であったことから、技術的な協議は公社の技術職員と委託業者で行い、県の建設部門との協議は行ってない」とのことでありました。

○榎藤梅義議員 250億の投資をお願いするのには——公社にはもちろん副理事長とか県の職員とかが出向しておりますが——公社は公社、本庁は本庁、そして、さっきも言いましたが、その両方の責任者として一方で副知事が理事長で公社におり、さらには副知事の下には環境の部長がおり、担当課、環境対策推進課、そういうところがあって、そこは対等にものを述べ合い、また発注者としては、むしろ公社よりも注文をつけたり、かんかんがくがくやる立場にあって進行していたという理解をしておったんですが、もう公社任せだったという理解をしてよろしいわけですね。

○環境森林部長(高柳憲一君) 工事の中身につきましては、環境対策推進課につきましては、技術職員等は配置されておりましたが、例えば基本計画等の変更ですとか、進捗状況については随時、適宜、公社のほうと協議は行っていたということでございます。

○榎藤梅義議員 それでは、国からの348億円に対する補助金は県が申請したのか、公社が申請したのか。国は、県ではない公社に直接補助をするのでしょうか。

○環境森林部長(高柳憲一君) まず、その前提となります事業計画書の変更につきましては、公社から県を経由して進達という形でやっております。

○榎藤梅義議員 進達という言葉が使われましたが、結局、県は書類をずっと本庁に出した

と、責任も吟味もしておりませんと、そういう理解でいいんですね。

○環境森林部長(高柳憲一君) 進達に当たっては、内容については当然協議し、それを了解した上で国のほうへ提出しているということでございます。

○榎藤梅義議員 その時点での盛り土方式——3つの方式から盛り土方式を選んだとか、そういったこと等については県も納得ずくという解釈でよろしいんですね。

○環境森林部長(高柳憲一君) 17年の8月から10月にかけて補強工事等を行っておりますが、それ以前のいろんな協議等、具体的な内容については、県のほうでは協議、報告は受けていないというふうに理解いたしております。

○榎藤梅義議員 報告を受けていないということそのものがおかしいと思うんですね。問題意識があり、同等であるならば、報告とかそういうことじゃなくて、最善の方法が盛り土方式なのか、そういう議論をして納得をしたと、そういうことになるんじゃないかと思えます。これはもう、水かけ論じゃないけれども、部長と議論しても結論は出ないと思えますから、先に進みます。

このような場合に、故意に行った書類の紛失や証拠隠滅ということであれば、犯罪性があるんじゃないか、条件がそろえば背任や証拠隠滅の罪に問われると、私は思いますが、総務部長はどのように考えているのか伺います。

○総務部長(山下健次君) 今後、外部調査委員会の調査・検証によりまして、意思決定過程等に関する事実関係、あるいは責任の所在が明らかにされることとなっております。その結果、関係職員について、罪に問われるような重大な法令違反等があれば、大変遺憾なことであ

り、県としても厳正に対応する必要があると考えます。

○権藤梅義議員 これについても、まだひっかかれば前に進みませんので、調査結果等を見守りたいと思います。

次に、一部質問と重複いたしますが、理事会や理事の任命等については、設備が補修され、ある程度完全な形に戻された後には、11市町村の利用者重視の運営会社となるほうが望ましいのではないかと。今回の地元説明や協議会等との情報交換についても、例えば、8割の受益者となる宮崎市がもっと実質的に指導力を持つ形が望ましいのではないかと考えますけれども、知事のお考えを伺います。

○知事(東国原英夫君) 宮崎県環境整備公社の運営のあり方につきましては、その設立の経緯等も、もろもろありますけれども、今後、公社及び宮崎市などの関係市町村と十分な協議をする必要があると考えております。

○権藤梅義議員 この問題は、調査委員会の調査や環境調査の結果を見ながら、我々も今後、行動してまいります。常に県民や地域住民主体の機敏な判断を求めて、次に進みます。

再度、医師不足について知事に伺います。つい先日、6月17日に、福田総理と舛添厚労大臣が国の方針の一部を変更する旨の報道もなされておりますが、これまでの医師不足に対する国の施策は医療費削減が最重要テーマであり、医師不足問題は地域間、診療科間の偏在であるとの立場をとり、医師を大幅にふやすのではなく、調整するとの考えのようであります。

このたび県医師会の会長に就任された稲倉正孝先生は、「日州医事」の中で、「週40時間労働の守られていない勤務医の平均労働時間は64～66時間との調査結果があり、勤務医16万人

を40時間労働に置き直すと、10万人の医師不足となる。また一方、OECD加盟30カ国の平均医師数は人口10万人当たり290人、日本は27番目の210人であるので、日本の医師総数は26万人でOECDベースに置き直すと約36万人となり、こちら10万人の医師不足が指摘される」と述べておられます。また、別の指摘として、NPO法人医療制度研究会代表理事の本田宏医師は、約14万人の医師が不足していると試算しておられます。

今日の混乱を招いた最大の要因とも言われます新医師臨床研修制度についても、時代的に高度医療が求められる以上、当然の改正かもしれませんが、個人の人権を認める以上、研修医個人の希望を拡大することも否定しません。しかし、全国の調整を国や大学が放置したままの制度変更は、混乱を招き、もう限界に来ているものと考えます。もっと大学で研修医等を多く持てるような改正や、国の医師定数増を目指すことは当然ではないかと思えます。全国知事会での具体的かつ積極的な発言や提言を知事をお願いしたいと思えますが、再度、御答弁願います。

○知事(東国原英夫君) 御指摘のとおり、現在の医師不足というのは医師の偏在でございますが、それは新医師臨床研修制度によるところが大きいと認識をしております。国としましては、医師数をこれから多くするという、医師不足を抑制するような方針で考えられていると思えますが、なお一層、医師の絶対数をふやすとともに、医師の偏在をなくすような施策に積極的に取り組んでいただくよう、これからは国に対して、全国知事会等々を通じて働きかけてまいりたいと考えております。

○権藤梅義議員 また、同じ「日州医事」の中

で、副会長の河野雅行先生は、宮崎県医療計画の医師確保対策の中で、「宮崎大学の入学者地域枠の増員が決定されて、朗報ではあるが、卒業後、本県に残る保証はない。残留率を上げる為に、魅力ある十分な職場や研究環境が準備出来るか否かが問われている。入り口のみでなく、出口の整備・対策も必要と思われる」と述べておられます。これらの指摘に対しまして、知事は一部取り組んでおられますが、どのように感じておられるか伺います。

○知事（東国原英夫君） おっしゃるとおり、医師修学資金の貸与システムでございますが、一応これまで[※]10名の方たちに貸与させていたっているんですけども、卒業してから進路を確定する、あるいは地域を確定されるということに対して、非常に抑圧感みたいなことを考えていらっしゃる学生さんが多いと聞いております。保護者の方にはおおむね評判がいいんですが、学生本人はちょっとしり込みをしているというような状況もございます。これは今後の課題だと思っています。それは、自治医科大学の学生さんのマッチング率の本県の低さなんかも考えて、やはり医師の方が本県にとどまりたいと、本県で働きたいというような職場環境をつくっていくということも重要だと認識しております。

○権藤梅義議員 時間の関係で一部入れかえまして、中国木材の件であります。昨年から話題となっております中国木材が、今月に入り進展があったと聞きますので、お二方、部長にお伺いします。

私ども民主党県議団3名は、期せずして6月10日に、政務調査で佐賀県の伊万里事業所を訪問し、工場を視察させてもらいましたが、その意見交換の中で藤村所長本人から、あした日

向市に出張するというのを聞きまして、内容は触れられませんでした。明るい表情に接したところでもあります。工場は、8万坪の中に木材市場、製材関係、集成材工場、こういったものが整然と近代的な設備で設置をされておまして、焼却灰以外は出ないというようなものであり、配送センターも所狭しと製品が積まれておりました。中国木材の進出が決まれば、こういう工場が日向にできるんだなというふうに感じたところでもあります。

そこで、環境森林部長に伺いますが、本県の原木供給面への影響と、現地日向市の業者間の協議が進展したポイント等を、県の森林・林業行政の立場からどのように受けとめているか。また、私どもに対する藤村所長の説明でもありましたが、細島港を控えて、将来的には東アジアを向いているとのことでもあります。今後の耳川流域や製品供給の面からどのようなことが期待できると考えているか、伺います。

また、商工観光労働部長には、操業当初は何割かでしょうが、最大限4組3交代で400名の雇用が期待できるとの計画であります。企業誘致や雇用の面からの県行政の立場を伺います。

○環境森林部長（高柳憲一君） 中国木材の進出につきましては、先般、地元の関係者から成る会議が、林業3団体による検討会に対しまして、進出条件を取りまとめた提言書を提出するなど、大きな進展が見られたところでもあります。今後、進出が容認され、大型工場が稼働すれば、安定的な木材需要が生まれるなど、林業・木材産業の活性化や、森林資源の循環利用の促進が期待される所々であります。また、地元耳川はもとより、県内全域におきまして、伐採や植栽、育林等における就労機会の増加が見込まれますとともに、これまで利用の少なかつ

た曲がり材の活用が進み、森林所有者の所得向上につながるものと考えております。さらに、会社は専用船を持っておりまして、この専用船による製品出荷を行うこととしておりますことから、県産材製品の大量かつ安定的な県外出荷が期待されるところであります。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 中国木材の状況につきましては、ただいま環境森林部長がお答えしたとおりでございますけれども、雇用情勢の大変厳しい県北地域にとりましては、新たな雇用の創出が見込まれる企業の立地は、地域経済の活性化にもつながるものと考えております。このため、引き続き環境森林部と情報を共有しながら、話し合いの推移を見守ってまいりたいというふうに考えております。

○榎藤梅義議員 次に、本県の雇用対策について商工観光労働部長に伺います。

本県の有効求人倍率は4月が0.58と、全国の0.93を大きく下回るなど、厳しい雇用状況が続いております。既に、世界経済や日本の景気は、アメリカのサブプライム問題や重油価格の高騰などにより、後退局面に入ったと言われております。本県においては、大方の業種で好況感を味わわないままの景気後退であります。そのような中、雇用対策で大変困難な問題が多いことも重々わかっておりますが、一方、若い人を中心とした労働力の活用問題も大変注目されているところであります。このような状況を踏まえまして、改正後の雇用対策法に基づき、各都道府県の労働局では、知事の意見を十分取り入れた雇用対策の運営方針を作成していると言われております。今回設置された県北や県南の5ブロックでの地域別雇用対策連絡会議では、国と県、地域が一体となって雇用対策に取り組んでいくと聞いておりますが、その取り組み内

容や期待される効果を伺います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 地域別雇用対策連絡会議につきましては、地域の雇用情勢の的確な把握とか、雇用関連施策の円滑な推進を図ることを目的として、国や県、市町村などの関係機関が一体となりまして、雇用情勢の厳しい地域から順次設置したものでございます。現在、県北、県南、西都児湯の各地域の連絡会議におきましては、国の委託事業であります地域雇用創造推進事業、いわゆる新パッケージ事業と申しておりますけれども、これの構想提案に向けた検討を行っており、北諸県・西諸県地域においても準備が進められております。このうち延岡市におきましては、既に製造業や情報サービス業等における雇用拡大をテーマとした事業構想を国に提案中であり、県といたしましても、早期採択に向け、働きかけを行っているとあります。また、その他の地域におきましても、この事業を活用して、市町村の自立的な取り組みを促しながら、地域の特性を生かしたきめ細かな雇用対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

○榎藤梅義議員 ちょっと時間の調整を間違いまして、入札制度については全部聞けないかもしれませんが、お許しいただきたいと思いません。

知事にお伺いしますが、3月31日に、入札参加資格者の県内業者は2,723社と公表されました。知事は、県内の業者が多過ぎるという持論を持っておられますが、この数値をどのように見ておられるか伺います。

○知事（東国原英夫君） 入札参加資格認定業者数は、手元の資料によりますと、平成20年4月1日で、建設工事、建設関連、合計が2,723社あるというデータでございます。ちなみに、人

口1,000人当たりの建設業許可業者数は、福岡が1,000人当たり4.5社、大分県4.0、佐賀県4.0、長崎県3.9、熊本県3.9、沖縄県3.6、鹿児島県3.6、九州平均が4.1、全国平均4.0、宮崎県は4.7となっております。以上です。

○**権藤梅義議員** 総工事量が減少する中で生き残りをかけた新分野進出というものに、県土整備部長、汗を流していただいておりますが、これらの現在の実態と指導内容をお尋ねいたします。

○**県土整備部長(野口宏一君)** 建設業は、今後も建設投資の伸びが見込めず、また大変厳しい経営環境に直面しておりますことから、経営基盤の強化が求められており、新分野への進出が一つの方策となっております。このため県では、経営相談窓口を開設いたしますとともに、建設業の現状や経営基盤強化策等をカリキュラムとした講習会や、さらには新分野進出を検討している経営者向けのセミナーを県内各地で開催したところ、多数の相談や参加があったところでございます。また、昨年度創設いたしました新分野定着促進のための助成金を11業者に助成したところであり、このような状況から見ますと、新分野進出に対する取り組みの機運が高まっているのではないかと考えております。県といたしましては、今後とも、新分野進出等経営革新に取り組まれる業者の方々を、関係部局と連携の上、重点的に支援していくこととしており、本年度は、助成金の大幅な拡充や新たな貸付制度の創設も行ったところでございます。

○**権藤梅義議員** 一般的には、予定価格が下がれば品質も下がるのではないかとの懸念もあるわけですが、実際にはどのように検証し、確認されようとしているか伺います。

○**県土整備部長(野口宏一君)** 良質な社会基

盤を整備していくためには、工事の総合的な品質を確保することが重要でございます。250万円以上の工事について、県におきまして工事成績評定を行い、企業の技術力向上に対する意欲を高めることとしております。その結果でございますけれども、平成18年度と19年度に県土整備部が発注した工事の平均点を見ますと、18年度が78.2点、19年度が79.2点となっております。なお、19年度発注工事につきましても、繰り越し工事がまだ残っているということから、今後とも、落札率との関係等も含め、引き続き検証を行っていきたいと考えております。今後とも、総合評価落札方式の拡充ですとか、工事監督検査の充実強化を図りながら、公共工事の品質確保に努めてまいりたいと考えております。

○**権藤梅義議員** 時間が参りました。ありがとうございました。これで終わります。(拍手)

○**坂口博美議長** 知事から発言の申し出がありますので、発言を求めます。

○**知事(東国原英夫君)** 先ほど答弁の中で、医師修学資金の貸与制度でそれを適用されている人数を10名と申し上げましたが、平成20年度で9名の間違いでございました。訂正しておわびをさせていただきます。

○**坂口博美議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あしたの本会議は、午前10時開会、本日に続いて一般質問であります。

きょうはこれで散会いたします。

午後2時52分散会

6月24日（火）

平成 20 年 6 月 24 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|--|
| 知事
副知事
県民政策部長
総務部長
福祉保健部長
環境森林部長
商工観光労働部長
農政水産部長
県土整備部長
会計管理者
企業局長
病院局長
財政課長
教育委員長職務代理者
教育長
警察本部長
代表監査委員
人事委員会事務局長 | 東国原英夫
河野俊嗣
丸山文民
山下健次
宮本尊一
高柳憲一
高山幹男
後藤仁俊
野口宏一
長友秀隆
日高幸平
甲斐景早
西野博之
大重都志春
渡辺義人
相浦勇二
城倉恒雄
大野俊郎 |
|---|--|

事務局職員出席者

- | | |
|--|---|
| 事務局局長
事務局次長
総務課長
政策調査課長
議事課長補佐
議事担当主幹
議事課主査
議事課主査 | 石野田幸蔵
弓削孝幸
田原新一
桑山秀彦
孫田英美
日高賢治
山中康二
隈元淳二 |
|--|---|

◎ 一般質問

○坂口博美議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕（拍手） きょうは一般質問5日目、私が17番目であります。きのうまで各議員さんの一般質問を聞かせていただきました。それぞれ住んでおるところも違いますし、周辺的环境も違いますから、いろんな立派な質問を聞かせていただきました。私も自分の立場で、また視点を変えて質問をさせていただきたいと思います。

きょう来るときに車の中でちょっと考えていたんですが、この一般質問というのは議員だけに与えられた機会であります。そして、これだけ、知事を初め執行部の幹部の皆さんや議員の皆さん方が、こうしてそろってこの時間を費やすというのは、換算するとどのくらいの金額になるのかなど、そう考えましたら、これは時間を大事に使って質問せないかんと。そういう気持ちで質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして順次質問をしてまいります。特に今回、私は、新しい知事体制になって初めての一般質問であります。今まで代表質問しかしておりませんから、初めてであります。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず初めに、知事にお伺いをいたします。

知事は、本県の平成20年度当初予算編成に当たり、行財政改革大綱2007の財政改革プログラムを着実に実行することにより、財源の捻出に努め、収支不足の圧縮を図るとともに、本県が

抱える政策課題に的確に対応するため、選択と集中の理念のもと、新みやざき創造戦略に基づく施策のうち、中山間地域・植栽未済地対策、子育て・医療対策、建設産業対策を、特に重点的に推進すべき施策として取り組むと発表をされました。これを聞いて手をたたいて心から喜んだのは、過疎と高齢化が進む中で衰退する中山間地域で今日まで頑張って生活している人たちや、社会環境や経済的に苦しい生活の中で、必死の思いで子育てや子供の教育に頑張っている世代、行財政改革の中で、公共投資の大幅削減、一般競争入札制度の導入で、相次ぐ倒産や失業者がふえ続けている建設業関係者の方たちであります。この3つの基本方針は、紛れもなく本県の直面する重要な課題であり、まさに的を射た視点であると、敬意を表するものであります。関係する多くの県民は、かたずをのんで県政を見守り、この対策に大きな期待を寄せております。平成20年度も、はや3カ月が過ぎようとしておりますが、現在の知事の感想をお聞かせいただきたいと思います。

次に、地方分権改革についてであります。

日本国憲法第8章に定められている地方自治は、地方自治体に一定の権能を認め、住民の総意と責任において、みずからの行政運営を行わせるものであり、国民主権を支え、戦後の民主主義を具体化するものであります。しかし、実際には、中央省庁による機関委任事務制度や補助金行政など国の細かな関与によって、中央集権的な運営が行われてきました。それを変えたのが、地方分権一括法による第一期の地方分権改革であります。機関委任事務制度は廃止され、国と地方の関係は上下・主従から対等・協力に変わりました。しかしながら、三位一体改革では、税源移譲が中途半端に終わってしま

い、逆に国の財政再建を優先する地方交付税の一方的な削減などによって、自治体の財政的な自立は一層厳しくなり、地方自治制度そのものが大きな転換点に立たされております。地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、地方が主役の国づくりに向けた改革を行うとなっております。住民に身近な行政は地方で担い、それぞれ地域の実情に応じて自由度の高い行政運営が行われるべきであり、遠く離れた東京・霞が関で考えるべきものではないと思います。そこで、先般、5月28日、この地方分権改革推進委員会が出した第1次勧告、生活者の視点に立つ地方政府の確立について、どのような感想を持っておられるのか、知事にお伺いいたします。

また、第二期地方分権改革に取り組んでいる政府の地方分権改革推進委員会に対しては、地方の自治と財政の自立に向けた道筋をしっかりと描くことが強く求められております。我が国が一律に地方の発展を計画する時代は終わっていると感じます。これから必要なことは、地域住民の将来を考え、それぞれの地域に応じたものを、各自治体が独自の権限で地域経営ができるようにするため、権限と財源を移譲することです。そもそも地方分権改革とは、本来、国が行っている事務・権限とそれに伴う責任の主体を、大きく国から地方自治体へ切りかえていこうとする取り組みであります。しかしながら、報道によりますと、特に国の出先機関の改革については、各省庁ともそれぞれ省益を守るといふか、ほとんどがゼロ回答に近い主張であり、全く話にもなりません。今後、第二期地方分権改革が進められる中で、権限だけでなく、当然財源も含めた形で、真に地方の自主自立につながる改革となるように、知事には、全

国知事会や国に対し、積極的な意見を述べていただきたいと存じます。知事のお考えをお聞かせください。

次に、本年4月に始まった後期高齢者医療制度について伺います。

国民医療費は、急速な高齢化や医療の高度化に伴い、国民所得の伸びを上回るペースで増加しており、現在の年間医療費34兆円が、20年後には65兆円規模になるという試算があるほどであります。この観点から、我が国が世界に誇れる国民皆保険制度を将来に向けて充実強化していくためには、国民医療費の適正化を図るための制度改革は必要不可欠であります。しかしながら、今ここにある混乱は目を覆いたくなるほどであります。平成18年6月の法改正から2年、その間の準備期間は一体何だったのか。国は昨年参議院選挙後に、この制度を含む高齢者医療制度の軽減措置を急遽講じることにしました。また、その後の世論、地方における補欠選挙などの結果から、さらに見直しが検討されております。先週12日に与党・政府の改善案が公表されました。その努力には敬意を表するものであります。しかしながら、制度そのものは既に4月から動き出しております。まさに泥縄と言わざるを得ません。収入がない人や扶養家族として免除されてきた人を含め、全員が保険料を支払わなければならない制度設計は、果たして妥当であったのでしょうか。一部肩がわり納付が認められるようではありますが、年額18万円以上の年金受給者の全員が自動的に保険料を天引されることの是非を含め、国民に不評であることは明確であります。

これまでの論議では、国が講じる軽減措置を含め、高齢者や市町村の不安・不満にこたえるものにはなっておりません。保険料の軽減措置

では、新保険料が適用される従来からの保険加入者と、今回新たに適用されるはずだった被扶養者との間に新たな不公平が生ずることとなります。こうした混乱をさらに増幅するかのような措置ではなく、今、国民の意識が高まったこのときにこそ、高齢者医療について、利点は適切に評価してさらに磨き、欠点を敏速に改めていくべく、しっかりと議論をし直すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

また、厚生労働省は、新制度では担当医を決め、薬の重複をなくし、在宅での「みとり」をふやす方針と聞きますが、あなたは高齢だから治療・検査はここまでですよということでは納得がいきませんし、年齢で、受ける医療に差があってはなりません。この制度では、団塊の世代が75歳を過ぎるまでふえ続ける保険料に対する不安と、予想される、受ける医療の質の低下に、高齢者はおそれを持って見ております。この制度について、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、電波法の改正に伴うデジタル化への対応について伺います。

まず、テレビの地上デジタル放送への切りかえについてであります。2011年7月には、すべてのテレビ放送がアナログから地上デジタルに切りかわります。テレビを見るには、デジタル対応のものへの買いかえか、専用チューナーの取り付けなどが必要となり、視聴者は経済的負担を強いられることとなります。総務省では、経済的理由によりテレビが視聴できなくなる世帯に対する具体的な支援を今年夏までに検討するとしていますが、本県においての取り組みはどうなっているのか、県民政策部長にお伺いをいたします。

次に、未来への投資、少子化対策と子育て支

援であります。

日本は、第2次ベビーブーム以降の少子化傾向に歯どめがかからず、全国では05年（平成17年）に合計特殊出生率1.26、宮崎県では1.48と過去最低を記録しております。平成19年には全国で1.34、宮崎県では1.59と微増はしたものの、長期的な少子化傾向は変わっておりません。ちなみに本県の出生数は、昭和30年が2万6,740人、昭和50年が1万8,123人となり、平成17年には戦後初めて1万人を下回り、9,738人になりました。06年、国立社会保障・人口問題研究所は、この状況が続くと、50年後の2055年には日本の人口は9,000万人を切り、高齢化率は現在の22%から40%になると予測をしております。

こうした急速な少子化が進行する中で、平成15年7月、国における次世代育成支援対策推進法の制定に伴い、本県においても翌年6月に次世代育成支援対策推進本部が設置され、行動計画が策定されております。また、平成19年7月には、東国原知事を本部長とする宮崎県子育て応援本部に名称を変更し、さらには民間団体で構成する子育て応援みやざき県民会議も名を改めて設置されております。このように、表面的にはすばらしい体制整備がなされておりますが、実際には、いま一つその効果があらわれていないように思います。本県においては、具体的にはこれまでどのように取り組んでこられたのか、そして、その効果はどのような形であらわれているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

平成19年4月に児童手当制度が改正され、小学校6年生以下の子供を対象に児童手当が支給されております。3歳未満の乳幼児には一律に月額1万円、3歳以上の子供には第1子と第2

子に月額5,000円、第3子以降に月額1万円の支給であります。しかしながら、1歳の乳幼児と3歳児と5歳児の3人の子供を持つ家庭を例にとってみれば、貴重な税金ではありますが、わずか月額2万円の児童手当が支給されるだけであります。しかも小学校6年生までで打ち切りです。若い夫婦が夫一人の収入と2万円の児童手当で子供3人を育てていくと仮定すれば、かなりの無理があると思いますが、福祉保健部長はどうお考えでしょうか、お聞かせください。

子供を産む産まないは、もとより個人の自由ではありますが、社会は次世代を担う子供なくしては存続し得ません。しかも、自分自身は子育てをしなくても、だれかが育てた子供が成長して社会を支えていくこととなります。そして、いつかは、子供を育てていない人も、そういう次世代の働きによって支えられる立場になることは間違いない事実であります。少子化は、もはや社会全体の問題として、物心両面からの環境づくりを実現しなければならぬ時代が到来しております。近年、子育て支援策として、各都道府県では、保育料の軽減措置や公営住宅入居費の助成、出産祝い金などさまざまな試みがなされているようであります。本県及び県内市町村においてはどのような取り組みがなされているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わりました、後は自席から質問をさせていただきます。（拍手）

〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

重点施策に関する感想についてであります。平成20年度予算の重点施策につきましては、県内の実情や県民の皆様からの生の声などを踏ま

え、県政が抱える課題のうち、緊急な対応を要する重要課題として、中山間地域・植栽未済地対策、子育て・医療対策、建設産業対策の3つを掲げたところであります。あわせて、組織体制の見直しも行い、ことし4月に、中山間・地域対策室やこども政策局を設置し、現在、部局横断的な推進会議の開催や関連施策の展開など、全庁的な対策の推進に取り組んでいるところでございます。いずれも一朝一夕には解決困難な課題であり、腰を据えてじっくりと取り組むためには、これからはまさに正念場だと考えておりますが、一方で、いずれも待ったなしの状況にあることも十分認識しておりますので、スピード感を持って全力で取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、地方分権改革についてであります。政府では、今回の1次勧告、国と地方の役割分担を初め、今後予定されている国の出先機関や税財政制度の見直しなど、一連の勧告を受けて地方分権推進計画を策定し、来年度中には新分権一括法案を国会に提出する予定であります。しかしながら、今回の勧告に盛り込まれた農地転用許可権限の移譲や福祉施設の設置基準の撤廃等、見直し項目の多くが関係省庁の抵抗に遭い、政府の地方分権改革推進要綱では後退したものになっているところであります。また、一級河川の管理権限をめぐる、国から県へ移管すべきかどうかといった議論もなされておりますが、住民にとっては、管理主体がどこであるかということより、生活の安全・安心がいかに確保されるかが重要なのであり、もう少し生活者の視点に立った検討がなされるべきだとも考えております。私は、今回の地方分権の議論が、単に国と地方との綱引きに終わることなく、権限や財源が十分に担保され、真に住民

の利益につながるものとなるよう、今後の行方を注目しながら、あらゆる機会を通じて、さらなる地方分権の推進に向けて積極的に意見を申し上げてまいりたいと考えております。

続きまして、後期高齢者医療制度についてであります。この制度は、これまでの老人保健制度にかわり、4月から開始されましたが、今後、医療費がますます増加すると見込まれる中で、長期的に国民皆保険制度を維持していくために創設された制度であり、公費と現役世代と高齢者の皆さんで負担し合い、国民全体で制度を支えていく仕組みであると認識しております。この制度については、制度がわかりにくいといった声や、制度に対する不安の声を数多く聞いており、ある程度見直しが必要だと考えております。国民みんなが納得できるような制度になるよう、国は国民に対してしっかり説明をし、議論していく必要があると考えております。

次に、保険料や医療の質についてであります。この制度では、医療の提供につきましては、これまでの老人保健制度と同様、原則として窓口での1割負担で、必要な医療は十分に受けられることになっておりますが、保険料については、国の試算でも将来的には上がっていくことが見込まれております。今後は、終末期医療や担当医制度を含め、すべての医療保険制度や負担のあり方について、十分議論をしていく必要があると考えますので、国の動きを注意深く見守っていきたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○**県民政策部長（丸山文民君）**〔登壇〕 経済的理由によりましてテレビが視聴できなくなる世帯に対する本県の取り組みについてであります。地上デジタル放送への移行は、国の政策と

して推進されているものでありまして、国及び放送事業者において、円滑な移行のための措置がなされることが大前提であると考えております。県といたしましては、県内の地上デジタル放送を円滑に推進することは、都市部との情報通信格差の拡大を防止する上でも大変重要なことであると認識をいたしております。したがって、国に対する「みやぎきの提案・要望」におきまして、経済的弱者については、受信機の普及に向けた財政支援措置を講ずることを要望しているところであります。現在、国におきましては、生活保護世帯など経済的弱者に対するチューナーの無償配付などの対策を検討されていると伺っておりますので、県といたしましては、国の支援措置の内容等も注視しながら、今後も効果的な要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

○**福祉保健部長（宮本 尊君）**〔登壇〕 お答えします。

子育て支援対策の具体的取り組みとその効果についてであります。子育て支援対策につきましては、平成17年3月に策定しました次世代育成支援宮崎県行動計画等に基づき、総合的に施策を推進しております。具体的な取り組みとしましては、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費助成事業を拡充するとともに、多様化するニーズに対応するために、延長保育の充実などに取り組んでいるところであります。また、地域における子育て支援の観点から、地域子育て支援センターや放課後児童クラブの設置促進などに努めてきております。さらに、社会全体での機運醸成を図る「みんなで子育て応援運動」を展開するとともに、関係部局におきましても、子育てと仕事の両立支援、子供の安全の確保や生きる力をはぐくむ教育の

推進など、幅広い観点からの対策が実施されているところであります。なお、これらの取り組みの効果につきましては、合計特殊出生率の上昇などは見られますが、その検証につきましてはなかなか難しいと考えております。

次に、若い夫婦の子育てについてであります。平成19年の賃金構造基本統計調査によりますと、本県の30歳から34歳の男性の月平均給与額は約26万8,000円となっており、一般的に、夫一人の収入と児童手当で子供3人を育てていくことに対しましては、負担感を持たれる方も多いかと存じます。

次に、子育て家庭への支援についてであります。子育て家庭に対する経済的支援策につきましては、県、市町村ともに厳しい財政状況にある中、それぞれ独自の事業や取り組みを実施しているところであります。まず、県におきましては、乳幼児医療費助成事業の拡充に加えまして、県営住宅への優先入居や、子育て家庭に対し商品の割引や特典などのサービスを提供する「みんなで子育て応援運動」などの取り組みを行っております。また、市町村におきましても、17市町で第3子以降の児童の保育料を無料とするなどの負担軽減措置が実施されており、さらに、出産祝い金として、12市町村で金額や条件はさまざまですが、現金の支給が行われるなど、地域の実情に応じた子育て支援策に取り組んでおります。今後とも、これらの取り組みにより、安心して子供を生み、健やかに育てられる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○濱砂 守議員 それでは、自席から質問をさせていただきます。

まず、後期高齢者医療制度について、福祉保健部長にお伺いいたします。本県の後期高齢者

医療制度の対象者ですが、これは何人おられるのか。75歳以上の被保険者数と75歳以下の対象になっている障がい認定者数をそれぞれ教えてください。また、19年度に無受診者数、1年間病院にもかからず、介護給付も受けなかった人はそのうち何人おられたのか、教えてください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） ただいま数字を持ち合わせておりませんので、後ほど調べて報告させていただきます。

○濱砂 守議員 通告だけしかしておりませんので、よろしく願いいたします。

後期高齢者医療制度で、全国9つの都道府県が、加入者の、いわゆる75歳以上の負担を軽減するために、一般財源、税金から補助金を投入しているということを新聞報道で知りました。東京都を初め9都道府県ということですが、どのようにとらえていらっしゃるのか、福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 後期高齢者医療制度につきましては、制度上、県もかなりの額を広域連合に対して負担をしております。これに加えてまた新たな個別の支援をするというのは、なかなか困難ではないかと考えております。

○濱砂 守議員 佐賀県の唐津市は75歳以上の医療制度、いわゆる医療費抑制のためのご長寿健康手当というのを支給しております。1年間一度も病院に行かなかった75歳以上の健康管理に気をつけていらっしゃる高齢者、いわゆる18万円以上年金をもらっている人はすべて対象になって、今回の後期高齢者医療費を払っている、保険料を払っている。払っておるんですが、全く給付を受けていない人もいます。ですから、本来は受益者負担というのが、この制度の

中には入っていないんです。全員が払う。そして、全く利用しなかった人も払いっ放し。単年度予算ですからね。ですから、一回も使っていない人には払い戻しをしようという、いわゆる健康管理をしていただいたその奨励金を出そうという考えが、この佐賀県の唐津市の考えなんです。どのようにお考えですか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 後期高齢者医療制度、あるいは他の医療保険もそうでありませけれども、医療にかかる経費を国民全体で支えていく仕組みでありまして、仮に1年間医療等を受けない場合でも、それぞれの所得に応じて公平に保険料を負担していただく制度であります。そういう形での保険制度であります。そういう制度でありますので、今おっしゃったような健康手当、こういったものにつきましては、制度の趣旨からすると若干ずれているのかなというふうに考えております。

○濱砂 守議員 従来の保険、国民健康保険にしても、所得割合とか、均等割があります。人数割合があります。均等割、それに人数割、資産割、所得割ですよね。この場合は所得割だけなんです。人数割が入っていないんです。個人に対して、今まで2人、いわゆる、だんなさんが年金をもらって国民健康保険を払っていた。奥さんは払っていなかった。ところが、別々にいきなり来たんですね。きのうの答弁によると、保険料が少なくなったという人が7割とかいう話でしたが、どういう家庭の人たちが少なくなったのか、部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） きのもお話ししましたが、県内の30市町村ごとに12のモデルケースをつくりまして、従前の制度と今回の後期高齢者医療制度とを比較したわけですが、県内で360の中の7割程度ということでご

ざいます。

○濱砂 守議員 ですから、例えば国民健康保険で最高額の納付者、大体年間に、介護保険と合わせると、最高が65万ぐらいですね。この方たちの扶養になっておった高齢者、この方たちは免除だったんですね。この人たちは全部取られるように——取られると申しますか、保険料を払うようになります。それと、先ほど話しましたように、御主人がおって、奥さんが扶養になっておられた。この方たちも新たに保険料が天引されるということなんです。ですから、その12のケースがどういうふうになっているのか、詳しくわからないんです。それを聞いているんですよ。だから、どういう人たちがふえて、どういう人たちが減ったのか、部長、お答えください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 細かいあれで……。後ほど整理して、また御説明をさせていただきます。

○濱砂 守議員 では結構です。それで、宮崎県の保険料、1人当たりの老人医療費は80万なんです。年間80万、老人医療費を使っているんですね。私が最初に話をしたのは、佐賀県の唐津市は、全くかからなかった人に1万円返しているんです。1万円。このかからなかった人がふえるほど、大体80万前後ですから、80万円の医療費抑制につながるという趣旨なんです。部長は今、趣旨に反するような話をされましたが、これからの医療制度は、本当に悪い人は十分にかかっていたかなくちゃいけない。団塊の世代というのは、あと17～18年後にずっとふえてくるわけですね。このままいくと、医療費はだんだんふえますから、保険料を抑えようとするならば、一般財源から繰り入れるしか方法はないわけで、その辺を、健康な方は元気に生

活をしていただく、本当に悪い方は、みとりとかそういうものじゃなくて、十分にお医者さんにかかっていたら、やはり人間として最後まで最高の医療を受けていただきたいという気持ちからすると、私はそっちのほうがいいんじゃないかと思うんですよ。知事、そういう制度というのはどうでしょう、どうお考えですか。

○知事（東国原英夫君） この後期高齢者——後期と言っただけではいけないんですか——の医療制度というのは、基本的には現役世代の方たちが4割で、国が5割で、お年寄りの方たちに1割を負担していただくと。全員が支えるという基本姿勢というのは、これまた正しいと思うんです。おっしゃるように受益者負担をどうするかということなんですが、基本的に前提が、全員が、現役世代も、国も、そして高齢者の方々も全員で支えるというのが前提でございますので、そこの受益者負担で、交通事故の保険制度と似た感じですね。それは、交通事故を起こさなければ、だんだん保険料が安くなるというようなところでございますので、興味深い制度であるとは思いますが、やはり高齢の方たちも全員が支えるという基本前提に立ったときに、もっと低所得者の方々に対する軽減措置とか、そういったものを重点的に見直す必要があると考えております。ただ、その制度は非常に検討に値するのではないかというような感想は持ちました。

○濱砂 守議員 今のは、全員で負担するけど、その中で全く使わなかった人には健康奨励金をという意味ですから、よろしく願いいたします。

次に、少子化対策と子育て支援について、福祉保健部長に伺います。日本の子育て支援策に

投じられている経費、児童・家族関係給付費というんでしょうか、本県の予算額と国の予算額は、大体どのくらいか教えてください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 大まかな数字であります。国の児童・少子化対策関係予算の総額が1兆6,000億ぐらいであります。それから、本県の次世代育成関係の関連予算が約200億円でございます。

○濱砂 守議員 本県にことし新たにこども政策局が設置をされました。子育て支援に向けて本格的に取り組むという体制であろうと思いますが、18年までは児童家庭課ですね。職員が何名増員になったのでしょうか。そしてまた、ほかの都道府県でもこういう体制を敷いているところがあるのかどうか教えてください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 職員につきましては、今、数字を持っておりません。ただ、新しい業務が加わっておりますので、その分は人数がふえております。それから、こども政策局的な一元化した組織をつくっている他県の状況についても十分把握しておりませんので、後ほど答えさせていただきます。

○濱砂 守議員 通告だけしかしておりませんから申しわけありませんが、話は進めさせていただきます。今回質問するに当たって、全国の関係資料も随分集めて調べてみました。本県の次世代育成支援行動計画、進捗状況とかを見ると、他県に劣っておるようなことはありません。十分にやっておられると思うんです。ただ、ここはというところが、独特な宮崎県バージョンがないんです。これだけは日本一の施策だというものがもしあれば教えてください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） おっしゃるように、他県にぬきんでてという制度が、今の私の方では思い浮かぶところがございます。

○濱砂 守議員 せっかくこども政策局ができましたから——今までの18年度体制はほかと一緒になんです。今回新たに3つの基本指針として、こういうものをつくり上げました。新しく人材も投入されていると思います。費用対効果が金額であらわれてきませんから、行政サービスがどれだけ高まったか、その辺をまた1年後に聞いてみたいと思います。ぜひ日本一のこども政策局ができるように頑張ってくださいと思います。職員にも激励をしながら、日本一の子育て支援県になれるように、ひとつよろしく願いをいたします。

それから、先ほど壇上で伺いましたが、本県の20年度の保育料の軽減状況は、30市町村のうち17市町村なんです。それで、全国のものを見ると、大体57～58%ぐらいが保育園の軽減措置をしているんです。詳しく資料を見ればわかるんですけども。若い世代の子育てしている人に、一番負担になるのは何かと聞くと、アンケートでは、保育園の保育料、それから住宅の入居費なんです。保育料の軽減について、もっと推進していかれるつもりはないでしょうか、部長、お伺いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 保育料の軽減につきましては、市町村の事業として行われているものであり、県としては、そういった支援策について、市町村の財政事情が許せばぜひやっていただきたいと思いますと考えております。

○濱砂 守議員 市町村なんです、もちろん。ところが、市町村が率先して進めていくべきなんです、半分は県が措置するとか、そういうものがないと、市町村単独ではようやり切らぬ。だから、部長に答弁を求めているんです。市町村によって違うんですよ。第2子から無料のところは、宮崎県でも2カ所あるでしょ

う。2町あるんです。第2子から無料というのは結構あるんですよ、ほかの県にも。だから、こども政策局を今度つくっていただきましたから、そういうところはぜひ調べていただいて、まず積極的に調査をして、検討していただきたいと思います。

それから、住宅の入居費なんです、この住宅の入居費もかなりの負担になっているようです。保育料と住宅の入居費で約10万なんです。2人の子供を持っている人は。2人子供を育てる人は。だから、この辺の何か手助けができないか。産みなさい、産みなさいと言っても、生活ができなければ子育てできませんよ。ぜひひとつ検討いただきますように……。知事、どうお考えでしょうか。

○知事（東国原英夫君） こども政策局の機能性についてでありますけれども、今回、乳幼児医療費助成をさせていただいて、就学前の方たちに助成させていただくだけで1億数千万の予算が必要なんです。そこに保育園なり何なり助成ということは、また予算が絡んだ話になってくると思いますので、十分な検討が必要だと思います。いずれにしろ、子を生み育てる環境で、宮崎は日本一を目標にしておりますので、合計特殊出生率等々も含めまして、それは十分考えていかなきゃいけないというような考えであります。

○濱砂 守議員 子育ての支援なんです、今言われましたように、日本一子育てのしやすい宮崎県の創出ということですが、他県も、いろいろふるさと納税の関係で目的税をつくってやっているんです。子育てというのは、三重県でしたか、どこかやっています。甲子園を守ろうといったものとか、結構いろんな目的税にしているようなんですが、宮崎県も、寄附と、い

わゆるふるさと納税、こういったものの中で子育て基金というものを考えてみたらいかがでしょうか、知事、お願いいたします。

○知事（東国原英夫君） 子育て支援のための独自の財源確保につきましては、九州の地方知事会等でも検討された経緯がありますが、県民の理解が得にくいということなどから、長期的な視点からの調査研究が必要との結論と、今のところはなっております。県といたしましては、今後とも研究していく必要があるかと考えております。ふるさと納税制度につきましては、「ふるさと宮崎応援寄付金」として現在募集しておりますので、その収入につきましては、子育て対策など、平成20年度の重点施策の財源として使っていくつもりでおります。

○濱砂 守議員 県ももちろんなんですが、国に対しても、知事、子育て支援基金、目的税、財源はどういう形になるかというのは難しいところなんでしょうけど、ぜひ提言をしていただきたいと思います。フランスは出生率が1.65から2を超しましたね。これは、日本のお金に換算すると11兆円ぐらいの経費を投入している。国民総生産のうちの大体3%ぐらい投入しているそうなんです。日本は0.8%です。ですから、ぜひ全体の取り組みとして申し入れをしていただきたいと思います。

次に移ります。中山間地域の振興についてであります。

まず、中山間・地域対策室を設置されておりますし、私どもにとっては、知事がきのうの答弁でおっしゃいましたように、「中山間地域が減れば日本が減びる」、非常にありがたいことで、その熱意も十分伝わってまいりました。そこで、県民政策部長に伺いますが、この言葉、「中山間地域」の定義というのはどのよう

に考えておられますか。

○県民政策部長（丸山文民君） 「中山間地域」という言葉ですけれども、これは全国的に統一されたものはありません。ほかの県などの状況を見ますと、過疎法を初めとして、条件不利市町村の振興を図ることを目的とする地域振興5法、いわゆる過疎法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、半島振興法、この5法地域や、あるいは農林統計上の区分、中間農業地域、山間農業地域、これらをさまざまに組み合わせ定義している県もありますけれども、大体多くの県ではこういう定義づけはされていないのが現状であります。私ども宮崎県におきましては、既存事業における中山間地域の対象範囲としての整合性も勘案し、また、中山間地域を、今申し上げました主に地域振興法の指定地域を基本として、地理的条件に加え、さらに生産、経済的条件が不利で各種振興が必要な地域というふうに、私どもは考えておるところであります。以上です。

○濱砂 守議員 中山間地域というのは、「平野の周辺部から山間地に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域で、我が国の骨格部分を形成する地域」ということだけで、定義されていないんです。中山間地域というのはかなり広範囲にわたります。都市部から離れたら中山間地域だよと。準山間地域もあるんです。準山間地域。だから、やっぱりこの辺の区分が必要じゃないかと思うんですが、いかがですか、部長。

○県民政策部長（丸山文民君） 事業を進める上でもある程度の区分といいますか、そういう区分は必要かと思いますが、御存じのように、地域における中山間地域の実情、集落の実情、そういうものは地域におきましていろいろあります。そのあたりを勘案して、今後の

中山間地対策も進めていく必要があるのではないかと考えております。

○濱砂 守議員 せっかく中山間・地域対策室を設置されて、今後取り組んでいかれるわけで、さっきのこども政策局と一緒になんですが、やはりある程度定義を絞って、区分しながらその政策をつくり上げていかないと、田園地帯も中山間地域、山の真ん中も中山間地域ということでは、政策の立てようがないと思うんですが、皆さんは職員ですけど、知事は政治家ですから、その辺のところをどう考えられますか。

○知事（東国原英夫君） 中山間地域というのは、明確な定義というか、概念化がされていないということなんですけれども、私の中では、中山間地域対策といったときに、やはり——この言葉はいけないんでしょうか——限界集落と言われている、いわゆる維持存続が危ぶまれる地域というのがイメージされますね。

○濱砂 守議員 限界集落は決して悪い言葉じゃないと思うんです。私は、高齢者の方がそこで死にたいという地域がたくさんあると思うんですよ。実は、私は旧東米良村というところの出身なんです——今、西都市ということで隠れていますけど——もう皆さん御承知なんですけど、昭和37年に西都市と合併をしました。その当時の人口が4,700人。木城町に編入合併した中之又地区というところを入れると、5,000人を超した集落だった。今は400人なんです。そして、その点在する集落の中の人たちは、ここで死にたいと言われるんです。もう10年もたない、集落そのものが。やっぱりそういうところにこそ、何とか最後に、医療も福祉もまともに受けられるようなものが必要だと思うんです。だから、くり割りをして政策をつくってくださいという話をしているんですが、知事、いかが

ですか。

○知事（東国原英夫君） 維持存続が危ぶまれる集落ですが、そういったところが県内に至るところにあるんですが、その場その場に応じて、ケースによって違うと思うんですね。そういったものを県としては十分に把握して、その集落に対してどういうことが、この集落の維持存続、あるいは活性化につながるのかというのを十分調査した上で、一つ一つそれにきめ細かい対応をしていくべきだと私は考えております。

○濱砂 守議員 そういうところがたくさん県内にも点在していると思います。せっかく今回、こどもと中山間の対策室をつくっていただきました。やっぱりそれぞれ小さく分析して、これからスタートですから、ぜひいろんな宮崎県独自の政策をつくり上げていただきたいと思っています。

それからもう一点、ボランティアグループ、あるいはそういったボランティアの気持ちを持つ福祉法人等で、そこに施設をつくって、その人たちの最期を自分たちの手で見てやりたいという人たちがいるんですが、そういった人たちに対する支援というものについてはどのようにお考えですか、知事。

○知事（東国原英夫君） 中山間地域対策を推進するには、行政、地域あるいはNPO、ボランティアの方々、大勢の方々に協力していただいて連携しなきゃいけないと考えてはおります。そのような観点から、企業の社会貢献活動による森林づくりや、集落住民による都市との交流事業への支援など、民間主体による中山間地域活性化の取り組みの推進を図ってきたところでもあります。今後とも、中山間地域が果たす役割等について、都市住民等に広くPRするな

どして興味を持っていただき、各種主体の参画を促進していくとともに、これらの多様な主体による取り組みを支援していきたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。私は、実は平成13年、松形知事のときに同じようなことを言ったことがある。そのときは、制度上無理だと言われました。だから、「知事、あなたは政治家じゃないですか。制度がダメなら政治判断があるじゃないですか」という話をしたんですが、そのときはできませんでした。事情が変わっています。あれは、いわゆる行政でやってくれというお願いでした。今回は民間が入る、その支援をしてくださいということで、知事をお願いをいたします。そういったところもありますので、知事の政治判断を——明るいところだけじゃなくて、末端の行政の手が届いていないところにこそ政治の力が必要ですから、ぜひこれからの御検討をよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長 ここで、福祉保健部長に、先ほどの答弁の追加をお願いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 先ほど御質問いただきましたいろんな数字について申し上げます。

まず、後期高齢者医療制度の対象者であります。平成20年4月1日現在で15万238人です。このうち、74歳以下の障がい認定者が5,322人です。それから、平成19年で医療機関を全く受診されなかった方、これは国民健康保険に限ってであります。4,534人です。

2番目に、今回の後期高齢者医療制度で負担がふえた世帯についてであります。負担がふ

えた世帯は、簡単に申し上げますと、75歳以上の高齢者とその子供夫婦が同居している世帯、このケースではかなりのモデルで負担がふえております。一方、高齢者だけの夫婦世帯とか高齢者だけの単身世帯の場合には、負担がふえているケースは非常に少なくなっております。

次に、こども政策局の人員についてであります。平成20年度が25名——これは局長も含んでの数字であります——平成19年度に比べて9名の増となっております。それから、他県の似たような少子化対策の組織につきましては、今後調査をさせていただきたいと思っております。

○坂口博美議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） 日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従って一般質問をいたします。

まず最初に、エコクリーンプラザみやざき問題について伺います。

県の進める廃棄物処理の広域化のもとで、一般廃棄物と産業廃棄物を公共関与で処理するとして環境整備公社が設立され、事業が行われてきました。今回の浸出水調整池の破損問題は、開業前の試験段階で発覚しながら、その時点で公表されず、さらなる事態を招き、ましてや安全・安心を担保して地元との信頼関係抜きには成り立たない廃棄物処理事業で、公害防止協定を結んでいる地元への報告が全くなされていなかったなどなど、本来考えられないことが起こってきました。今回明らかにされた一連の問題を見て、資料の紛失も含め、余りにもずさんな内容に、驚きを通り越して憤りさえ覚えるものです。原因の解明はもちろんのこと、改修のための費用負担も含め責任の所在など、検討すべき課題が提起をされたと思っております。知事の

御見解を伺いたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度についてです。

4月1日から始まったこの医療制度に対して、国民の怒りや批判の声はますます大きくなっています。年を重ねてきたことを理由に差別医療を行い、命を差別する非人道的なこの後期高齢者医療制度は廃止以外にないと思いますが、知事の率直な御見解を伺いたいと思います。

次に、国民健康保険証の取り上げ問題について伺います。

現在も保険税の滞納を理由に、各市町村での保険証の未交付や取り上げが行われています。この保険証の取り上げは、命にかかわる重大問題を引き起こしています。宮崎県民主医療機関連合会の調査によると、昨年、宮崎市で、保険証がないため病院に行けず、容体が悪化して救急車で搬送されたものの、手おくれで死亡された方が3名おられました。これほど悲惨なことはありませんし、御本人の無念さを思うと胸が痛みます。本来、住民の健康と福祉の増進に責任を負うことが地方自治体の使命です。保険証の取り上げは直ちに改めることが重要であると考えます。県から各自自治体への指導を求めたいと思いますが、知事の答弁を求めます。

次に、新田原基地の米軍基地化問題について伺います。

今回、初めて新田原基地に米軍のための施設建設が行われることが明らかになりました。4月8日、九州防衛施設局は、新田原基地内に建設予定の食厨施設——食堂や厨房のことですが——これは米軍専用の施設であると説明しています。こういうことになれば、米軍基地化の第一歩ではないかと思いますが、知事はどのように認識しておられるか、お伺いをいたします。

最後に、下請代金未払いに関する特定建設業者の元請責任について伺います。

県の特定建設業許可を受けている企業が元請となっている工事の一部を、2次下請の業者が施工をしたものの、その工事を発注した1次下請企業の倒産により、工事代金が全く支払われないという事態が起きています。下請業者保護の点でも、特定建設業者である元請企業が建設業法に基づいて立てかえ払いを行うよう、県は行政指導をすべきと思いますが、県土整備部長に御答弁をいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席で続けさせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

エコクリーンプラザみやざき問題についてあります。この問題につきましては、外部調査委員会において、客観的・専門的立場から調査・検証を行うことにより、徹底的に原因を究明するとともに、責任の所在についても明らかにしていただくこととしております。

続きまして、後期高齢者医療制度についてあります。後期高齢者医療制度におきましては、これまでの老人保健制度の老人医療と同様に、原則75歳以上の高齢者が対象であります。これらの高齢者の多くの方々には、生活習慣病を原因とする疾患を中心に、入院による受療が増加するなどの特性があり、今後、高齢化が進む中で、医療費の増嵩が懸念されますので、75歳以上の高齢者にも1割の保険料を負担していただくことで、国民皆保険制度を維持しようとしたものと認識しております。しかし、多くの方々から、制度がわかりにくい、制度への説明や低所得者への軽減措置が十分ではないといった声があります。それを受けて、国は国民

にしっかり説明し、議論をしていく必要があると考えております。

続きまして、国民健康保険証の取り上げについてであります。国民健康保険は、相互扶助の精神で運営されており、被保険者間の公平を図る観点から、市町村においては、災害、病気、失業等の特別な事情がない1年以上の国保税滞納者には、被保険者証の返還を求め、これにかわる資格証明書を交付することとされております。しかしながら、市町村は、滞納者に対し、機械的に被保険者証の返還を求めるものではなく、事前に納税相談等を行い、滞納者の生計状況や納付状況等を十分に考慮した上で、適正に対応しているところであります。県といたしましては、今後とも国保事業の円滑な運用を図られるよう、市町村に対し適切な助言指導を行っていきたいと考えております。

次に、新田原基地についてであります。米軍再編に基づく訓練は、日米両国の政府レベルの合意に基づくもので、国の責任で適切に対応されるものと考えております。新田原基地を初めとした訓練移転対象基地の施設は、米軍が一定期間を限って使用する施設であり、その区域や使用条件についても、随時、閣議決定して、日米合同委員会で協定を締結することとされておりますので、今後とも米軍が常駐化することはないものと認識しております。今回の新田原基地の改修は、訓練が円滑に行えるよう必要な整備を行うものであり、基地の強化につながる整備ではないと、九州防衛局から説明を受けたところでございます。しかしながら、今後とも、県民の生命・財産を守る県の責務から、新田原基地の騒音対策や安全対策について、国に対して万全を期すよう、機会あるごとに申し入れを行ってまいりたいと考えております。以上で

す。〔降壇〕

○**県土整備部長（野口宏一君）**〔登壇〕 〇お答えいたします。

特定建設業者に対する指導についてであります。建設業法により、特定建設業者には、下請業者が起こした工事代金の不払い等について、その解決の責任が道義的に求められており、県は、必要がある場合には、立てかえ払い等の勧告を行うことができるようになっております。ただし、この措置は、ほかに解決手段がなく、行政運営上救済する必要がある場合に適用されるものであり、本来は支払い義務のない元請業者に代金の二重払いを求めることになるため、極めて限定的に実施すべきものとされております。しかしながら、適正な元請・下請関係及び下請業者の保護は不可欠であることから、県では、毎年、建設業者研修会を開催しているほか、建設業者相談窓口を設け、下請トラブル等の相談に応じており、また、新たに建設業法違反などの情報を収集する「建設業者ホットライン」も設置いたします。今後とも、元請業者と下請業者の適正な関係が確保されますよう、さらに適切な指導に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○**前屋敷恵美議員** それでは、引き続き質問させていただきます。

まず最初に、エコクリーンプラザみやぎの問題についてです。原因解明のための専門家による外部調査委員会が設置をされて、設計・施工、施工管理、予算執行や工法決定の意思形成過程などについての調査を行うことが示されております。その結果をもって具体的な対応策が提起をされるというふうに思っております。しかし、私は、この調査内容に示された事項は、いずれも県環境整備公社の理事会に、随所で最

終的判断が求められたものであったというふうに思っています。しかし、その理事会そのものが機能していなかったことが決定的な問題で、責任は重大だと思えます。私は、この組織の抜本的な改革なしに再生の道はないと考えておりますが、知事の御見解を伺いたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 環境整備公社のあり方につきましては、設立の経緯等もあり、今後、公社、関係市町村等と協議を行っていく必要があると考えております。

○前屋敷恵美議員 組織のあり方そのものについても検討がなされるということでしょうか。

○知事（東国原英夫君） その必要があると考えております。

○前屋敷恵美議員 また、広域化による大規模なごみ処理のあり方は、今後の課題としても問題提起がされたのではないかと思います。この点についても知事の御見解をいただきたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 市町村が行うごみ処理につきましては、ダイオキシン類の排出削減やごみ処理経費の節減等を図るため、各市町村と協議の上、平成10年度に、県内を7ブロックに分けたごみ処理広域化計画を策定して、広域的なごみ処理施設の整備を進めてきたところがあります。この計画では、全体35施設のうち、平成19年度までに22施設が整備され、平成30年度までの計画期間において13施設が整備される予定であります。現在、延岡・西臼杵ブロックでは、平成21年度からの供用開始に向けて、焼却施設の整備が進められております。県といたしましては、今後とも、情報提供や連絡調整に努めるなど、関係市町村と十分な連携を図りながら、広域的なごみ処理施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 私は、この広域的なごみ処理というものには問題があるんじゃないかというふうに思っています。このごみ処理は、一般廃棄物についてはそれぞれの自治体での排出者責任のもとで行われることで、本来いろんな問題が起きたときにすぐ対処ができる。そのことも含めて責任を負えるというふうに思っています。ですから、広域化については、今後、検討課題だというふうに思っているところです。いずれにしましても、今、毎日出されているごみの処理をとめるわけにはいかないわけですから、安全性の確保とともに、地元や関係自治体を含めて納得がいく解決を図っていただき、今回のこの問題を今後の廃棄物処理行政の教訓にしていくことが必要だということをお願いして、次に移りたいと思えます。

次は、後期高齢者医療制度についてです。制度が始まりまして2カ月余りが経過をいたしました。各自治体への怒りや苦情、その声は殺到しています。1日に数百件もの問い合わせがあったり、苦情があったりということをお聞きしておりますが、知事はこの怒りの原因は何だというふうにお考えでしょうか。

○知事（東国原英夫君） この後期高齢者医療制度に対する、国の国民に対する説明不足、あるいは75歳というようなライン引きをされたこと、あるいは低所得者に対する軽減措置が十分ではないこと、制度の難解さ、わかりにくさ等々の原因による国民の皆様の不平不満があるものだと認識しております。

○前屋敷恵美議員 私は、若干、認識不足じゃないかなというふうに思っています。まず、やはり年齢で線を引くといえますか、差別をすること自体、特に高齢者の皆さん方にとっては耐えがたい苦痛が——経済的な問題も含めてですけれ

ども——あるというふうに思っています。

福祉保健部長に伺いますが、広域連合や県内自治体に寄せられた、こういった苦情や——要望もあるかもしれませんが——県内の自治体の実態を把握しておられますか。もしそういう実態を把握しておられれば、どういう状況だったのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 直接には特に聞いておりません。

○前屋敷恵美議員 ぜひ把握をしていただきたい。この制度そのものに対して今、国民的な規模で問題が提起されているわけですから、ぜひ県内の状況を把握していただきたいと思います。今、私が申し上げましたように、この後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を健康保険の対象から強制的に外すやり方で、年齢による命の差別そのものだというふうに思います。お年寄りにかかる医療費をいかに減らすかという発想で、長生きが悪いことのように思わせるやり方に、私は日本に未来はないというふうに思います。これまでの日本を築いてこられた方々、日本の未来を築いてこられた方は、まさに今、75歳以上の後期高齢者と一方的に言われる、こういう方々だったというふうに私は思います。私は、こうした高齢者の方々から、「戦中・戦後、青春を奪われながら必死に頑張ってきた。今この年になって何でいろんなこんな仕打ちを受けなければならないのか」と、声を震わせて訴えられる。こういう局面に、私はたびたび出会います。本当にそのとおりだというふうに思います。

通常国会が閉会をいたしました。私ども日本共産党は、野党4党で参議院に廃止法案を提出して可決させ、衆議院に送りましたが、国会

の会期切れの中で継続とされました。次期臨時国会で、国民の立場での徹底審議で可決・成立させて、高齢者差別法を撤廃させていきたいというふうに思っているところです。今、県内でも、県の医師会や保険医協会なども、命を預かる医療者の立場から明確に反対を表明されています。また、これまでに13の市町村議会で制度の見直しを求めて意見書を採択するなど、理不尽な制度への批判も高まっています。新聞報道によって、高齢者の皆さん方や県の医師会の会長さんがコメントを寄せておりますので、少し紹介させていただきますが、県老人クラブ連合会の会長さんは、「だれだって病状に合った治療を受けたい。医療は年齢に関係なくすべての人に公平であるべきだ」、このように言われています。また、稲倉県医師会会長は、「75歳以上の医療レベルを下げるという根本は変わっていない」、これは今、若干の手直しが行われるということを取り上げて、全く変わっていないんだと、75歳以上の医療のレベルを下げるということを指摘しております。そして、「日本の平均医療費は、経済協力開発機構（OECD）の先進国と比べて5兆円も少ないという試算もある」というふうに言われています。「制度そのものが非常に不安を感じさせるもので、最低限の健康な生活を保障している憲法25条にも違反をする」と言われ、「これらが改善されないのなら廃止にすることだ」、このようにコメントをされています。

私は、高齢者の皆さん方が本当に今、この制度に対する憤りを持って、この制度の撤廃に向けて、全国的にもいろんな運動、署名の運動なども進んでいるゆえんだというふうに思います。私は、先ほども申しましたが、これまで戦中・戦後、県勢発展に尽くしてこられた高齢者

の方々の命と健康を守ることを使命とする自治体の長として、その立場からも、この制度の中止、撤廃を国に対して求める考えはないのか、改めて伺います。

○知事（東国原英夫君） 世界がかつて経験したことがない超少子高齢化の中で、この国の形をどのようにしていくかというのが今、問題になっているところだと思います。その中で、この医療制度、社会保障関係費の問題が喫緊の課題になっている現状だと認識しております。社会保障費が年々増大する中で、高齢者に対する医療費をどうするかということの議論の中で、高齢者の方々の医療費を、例えば極端にただにするということになりますと、医療費がかさむ、医療現場がサロン化したり、コンビニ化したりという現状もあった。国民皆保険制度をどう維持するかということの中で、皆さん平等に御負担を願おうという大前提のもとに、この医療制度というのは始まった制度だと私は認識しております。その中で、この制度の不備な点があったということは、国の説明が十分ではなかった、あるいは制度が複雑である、あるいは75歳というような線引きをされた、あるいは所得の低い方々に十分な軽減措置がないといった、つまり、きめ細かい、心温かい制度になっていないということが不備な点だと私は認識しております。その辺は、国に対して、国民に対する説明を求めるとともに、国民に対して優しい保険制度のできるようなことを、国に対して要望はしていきたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 高齢化社会の中で、国は今、毎年2,200億円ずつ社会保障費を減らしています。まさにそれは逆行するやり方だというふうに思うんですね。今、温かい制度と言われました、説明不足があったと言われましたが、そ

んなもので片づく問題じゃないというふうに思っています。ですから、私は、この制度は撤廃して、改めて、国民が安心してかけられる医療制度はどうあるべきか、財源の問題も含めて国民的な議論が必要だというふうに思っているところです。

では、次に移ります。新田原基地の米軍基地化問題について伺います。新田原基地に、新たに隊舎、駐機場、通信施設、滑走路の補修・補強など、基地の整備拡充が計画されていることは、昨年11月議会でも明らかにいたしました。今回見過ごせない新たな問題は、新田原基地が開設されて以来初めて、米軍施設として米軍専用の食厨施設の建設が進められていることが明らかになったことです。まさにこのことは、新田原基地の米軍基地化の第一歩になるということは明白だというふうに思っています。しかも、このことは、新田原基地を米軍基地化しないとして結んだ九州防衛局との覚書にも違反をするもので、日米共同訓練が始まった当初、地元住民の方々の抱いていた「米軍基地化されることだけは許されない」、そういう不安が現実のものになろうとしているというふうに思います。さらに問題は、今回の現滑走路の補強・補修中に使用するためにつくられる仮滑走路の建設に排水対策が全く講じられていないことや、仮滑走路がそのまま残される——結局滑走路が2本残されるということになるんですね——こういうことも明らかになっておりまして、地元では、「緊急時にこの仮滑走路の米軍使用があるのではないか」「今でさえ騒音に苦しめられているのにどうなるんだ」といった心配が広がっています。こうした点での知事の認識を伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 新田原基地の改修に

については、滑走路等の舗装改修等を行うとのことですが、F4機によるアラート待機に支障があるため、暫定的に仮滑走路を整備するものであり、この仮滑走路は、本滑走路整備後は使用しないこととすると聞いております。このことから、今回の改修は、現有機能を維持しながら整備するものであり、九州防衛局からも、「訓練実施に必要な整備で基地強化とは考えていない」ということの説明を受けておるところでございます。

○前屋敷恵美議員 私は非常にそれは甘い、単純な考えじゃないかと思えます。滑走路があってそれを使用しないから、もうそれは使われないのだというふうに言われますけれども、実際そこに使える滑走路があって、いつでも緊急時というのはアメリカのほうが特定をするわけですから、使える状態にある滑走路がいつまでも使われなくて済むという保証はどこにもないわけです。そんな簡単なことで、この滑走路を認めるわけにはいかないというふうに私は思っております。それから、こういった問題は国政間で決めていく問題だ、国の責任で対処をされると言われましたけれども、実際、基地周辺で生活をされる住民の皆さん方にとっては、耐えがたい苦痛を強いられるということですから、人ごとのようなそういう言い方は、私は非常に無責任だというふうに思うんです。やはり県民の問題、宮崎県の問題としてとらえて、率直に住民の声も政府・防衛省にも上げていく。そして、私は、この基地の拡充については明確に反対をすべきと考えますが、改めて知事の答弁を求めます。

○知事（東国原英夫君） 人ごとのようには言っておりません。私は、地域住民の方々の安全・安心が第一だと思っております。そういっ

た意味で、今回、九州防衛局からも、「訓練実施に必要な整備で基地強化とは考えていない」というような説明を受けております。重複しませんが、国防、日米の関係については、政府レベルで適切な対応をいただいているものと考えております。今後とも、県民の生命・財産を守る県の立場、その責務から、新田原基地の周辺住民に対する騒音問題とか安全対策については、国に対して強く要望していきたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ自分の問題としてとらえていただきたい。郷土の平和と安全を守る、これがやはり地方自治体本来の役割ですから…。そして、基地強化とは考えていないということですが、これだけの補強が行われれば、基地の整備強化であることは、もう言うまでもないというふうに思っています。さらなる基地強化には反対するという立場も、私はさらに求めていきたいというふうに思っています。

次に、国民健康保険証の問題について質問をさせていただきます。県内の国保税滞納状況、滞納を理由に保険証を渡されていない世帯、また、病院窓口で医療費の10割を払わなければならない資格証明書が発行されている世帯、有効期限の短い短期保険証が発行されている世帯、それが今、県内ではそれぞれ何世帯あるのか、また、短期保険証の内容はどうなっているのか、福祉保健部長にお答えいただきます。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 短期証等の交付状況についてであります。19年6月1日現在の数字でありますけれども、国民健康保険加入世帯26万5,000世帯余りありますが、うち、短期証が1万4,772世帯、資格証明書が3,496世帯にそれぞれ交付されております。

○前屋敷恵美議員 滞納世帯の状況はどうで

しょうか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 今、滞納世帯の数字を持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○前屋敷恵美議員 あわせて、短期保険証の内容、1カ月であるのか、2カ月であるのか、そういう中身もあわせてお願いをしたいと思いません。私は、宮崎市を例にとりて少しお話をいたしますが、宮崎市の現状を見ますと、07年度滞納世帯は2万4,526世帯、国保加入世帯の実に3割を占めています。深刻なのは、滞納世帯のうち44%を国民健康保険税の課税所得なしの世帯が占めていることで、滞納問題は低所得世帯ほど深刻になっています。保険証がないとどうなるのか。2006年の宮崎市の調査によりますと、資格証明書の発行世帯の1世帯当たりの受診件数は年間0.07件、一方、国保全体では1世帯当たり17.47件ですから、資格証明書という世帯は国保全体に比べて250分の1しか受診をしていない、受診できないという結果が示されております。資格証明書の発行世帯数は、この5年間で約3倍にもふえているというのが、今の宮崎市の状況です。ほかの自治体もこれと同じとは言いませんけれども、やはり同じような傾向にあるのではないかというふうに思うところです。病気になっても病院に行けない、治療できないという極めて深刻な事態で、これは人道的にも許されないことだというふうに私は思います。特に、子供さんを抱えた世帯ではなおさらのことです。

この滞納世帯がふえている背景には、格差と貧困の広がりがありますが、もう一つの要因に、国民健康保険税が高過ぎるという問題があります。この6月議会で、いずれの自治体でも国保税が確定をいたしますが、どこでも所得は

減っているのに負担はふえているという状況が示されております。国保税引き下げのためにも、国の国民健康保険の補助金をもとに戻すよう要求することと同時に、県からの財政支援が必要ではないかと思いますが、知事の答弁を求めます。

○知事（東国原英夫君） 保険税の滞納の背景にはいろいろな要因があると考えますが、保険税につきましては、それぞれの市町村における収支見通しや財政事情に基づき、市町村の判断により条例で定めているものであります。県におきましては、これまでも財政調整交付金や保険基盤安定事業、さらには高額医療費共同事業等により、毎年100億円を超える多額の財政支援を市町村に対して行ってきたところでございます。このような状況の中で、県としましては、新たな公費負担を行うということは、県の財政状況等から判断して、非常に難しいものがあると考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ今後の検討課題にもしていただきたいということを、再度お願いをしたいと思います。

また、各自治体においては、法に基づく減免制度を十分に機能させることも重要だというふうに私は思います。減免制度には「法定減免」と市町村が定める「申請減免」があります。その法的根拠は、地方税法に基づく申請減免になるわけですが、この地方税法の中に、水利地益税の減免というのにも含まれます。これは、風水害に遭ったときにいろいろ減税ができるということのほかに、経済的にも厳しい世帯への免除もあわせてできる、公費の扶助を受けているような世帯にこの減免ができるという制度なのですけれども、こういった減免制度が各自治体で有効に使われ、機能しているのか、そ

の辺のところを把握しておられれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 保険税等の減免制度についてであります。市町村におきましては、今おっしゃった災害とか、事業の廃止、こういったことで特別な事情がある場合には、条例の規定に基づいて保険税の減免、それから、法の規定に基づいて窓口の一部負担金の減免措置が行えるようになっております。まず、保険税の減免につきましては、平成18年度の実績では、県内全体で550世帯、3,563万8,000円を減免しております。また、窓口一部負担につきましては、同じく18年度で276件、703万4,000円を減免しております。こういった窓口、それから保険税の減免によって、低所得者あるいは災害等に遭われた方の救済がされているものと考えております。

○前屋敷恵美議員 この自治体が定める申請減免の点ですが、今言われましたように、条例がないとこの制度は使えませんので、すべての自治体で今、この制度はつくられて対応されているのでしょうか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） それにつきましては調べてみたいと思います。

○前屋敷恵美議員 もし設定されていなければ、ぜひ、条例をつくるということの指導や、その取り扱いも含めて十分に機能が果たせるように、県から積極的な指導を行って、保険証未交付世帯をいかに少なくするかということで、県の努力を、行政指導を含めてお願いをしたいというふうに思います。

次に、子供さんのいる世帯で、保険証のない世帯がどのくらいあるか、把握しておられたらお聞かせください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 今おっしゃっ

た、子供がいる世帯で資格証明書が交付されている世帯数につきましては、そういったデータがございません。そういうことでお答えできません。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、この点についても把握する努力をしていただきたい。各自治体にも、その状況をつかむこともあわせて指導いただくようお願いをしたいというふうに思います。

病気の子供を病院にすぐ連れていけない親のつらさは、どなたもおわかりだというふうに思います。親が失業中であつたり、低所得であつたりという、親の貧困のために子供が医療さえまともに受けられないという現実の中で、家庭が不安定だと子供の心も不安定になり、学習もままなりません。健康権や教育権という子供の基本的な人権までもが侵害されることになっています。病気になったらまずは病院にかかれるよう、少なくとも子供さんのいる世帯へ保険証は直ちに交付するよう、市町村への指導を行うべきと思いますが、知事の御見解をいただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 子育て支援乳幼児医療費助成事業……。済みません、もう一度質問を、いいですか。

○前屋敷恵美議員 保険証がなくて子供さんが病院にかかれないという状況をなくすためにも、子供さんのいる世帯には無条件に保険証を交付する、このことを各自治体に指導をしていただきたいということです。

○知事（東国原英夫君） 国民健康保険につきましては、市町村は滞納者に対して一律に被保険者証の返還を求めるのではなく、事前に納税相談等を行って、滞納者の生計状況とか納付状況を十分に考慮した上で、子供がいる世帯につい

でも個別に適正に対応していると聞いております。御質問の内容は、子供がいる世帯に対して保険税等々を免除しろ、してはいかが、それを検討してはいかがということでございましょうが、財政上厳しい等、勘案した上で、財政的には非常に厳しいかなという感じはしております。県といたしましても、個々の事情を考慮の上、適切に対応するよう、今後とも市町村に対して、助言指導はしてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ自治体への助言指導を徹底していただいて、子供たちが病気になっても病院にかかれないという事態だけは避けることが必要だというふうに思っています。また、前議会で、県の単独事業で、乳幼児医療費助成制度についての拡充が行われました。この制度は拡充されて非常に喜ばれております。しかし、保険証が未交付の世帯の子供さんは、この乳幼児医療費助成制度からはじかれるということを聞いておりますが、そうなのでしょうか。もしそうだとすれば、知事はこのことをどうお思いになりますか。

○知事（東国原英夫君） 乳幼児医療費助成制度については、所得制限等々も含まれておりますし、そういった場合は対象外となることは認識しております。しかし、所得制限なりで対象外となられる方についての医療費助成制度は、財政上は非常に厳しいのかなという感じはしております。

○前屋敷恵美議員 やはり結果的には、保険証がない世帯では、子供さんに乳幼児医療費助成制度は適用されないということになるわけですね。もう一度確認を……。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 乳幼児医療費助成制度そのものは、所得制限にかからないと

思いますので適用ができますが、助成制度の対象になっていない、いわゆる保険負担の部分、8割の部分については、お支払いをしていただかないといけないということになります。

○前屋敷恵美議員 結局、滞納している世帯については、十分に乳幼児医療費助成制度を活用できないという結果になってくるというふうに思うんですね。しかし、児童福祉法はもちろん御存じだと思いますが、その第2条で、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」というふううたっているんですけれども、この立場から見て、子供たちの医療の状況をどのように思われますか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 滞納の要因というのはいろんなものがあるかと思いますが。真に経済的に困窮している方、あるいはそうでない方がおられると思いますが、真に経済的に困窮されている方につきましては、いわゆる最低生活を保障する生活保護制度、こういったものが用意されているわけでありまして、そういったセーフティーネットを使っていただくということかと考えております。

○前屋敷恵美議員 このセーフティーネットがなかなか使えないという状況が今ございます。先ほど私は例を示しましたが、この宮崎市で、この5年の間に3倍、資格証明書を発行するという数が3倍に上っているんです。それぞれ機械的に取り上げはしないということもありましたけれども、懇切丁寧に、それぞれ対応が違って当然だというふうに思うんです。そういうふうなきめ細かな対応をすれば、これほどまでの資格証の発行にはならないというふうに私は思うんです。ですから、これは滞納世帯全体にかかわる問題でもありますけれども、とりわけ私

がここで問題にしたいのは、子供さんを抱える世帯で同じようにそれがかかってくるのでは、子供たちには何の責任もないし、親が責任を負えない部分は行政がその役割を果たすということも法的にうたわれているわけですから、そのところを十分加味していただいて、最低、子供たちのいる世帯の保険証はしっかり交付をしていく、こういう立場で、県から各自治体への行政指導を含めてお願いをしたいというふうに思います。知事、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 市町村にどれだけ助言できるかわかりませんが、あるいは市町村がどれだけの財政的な負担を得られるかわかりませんが、できるだけ住民福祉の充実については、今後、前向きに検討していきたいと思います。

○前屋敷恵美議員 ぜひその方向で当たっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

最後になりますけれども、下請代金未払いに対する元請責任の問題についてです。先ほど県土整備部長からも御答弁をいただきましたが、最近の事例で、1次下請の企業が倒産をして、その企業の下請で仕事をした、いわゆる2次下請の中小業者が、具体的に言いますと、計4件の工事を請け負って代金が438万円だったんです。これが仕事はしたけれども、全く未払いになってしまったという問題が起きました。この4件の工事の中には、小学校や森林管理署といった公共事業の一部も含まれておりました。しかも、倒産をした企業は、前日まで全くその様子はなく、疑う余地はなかったというふうに聞いています。こうした下請被害は仕方のないことなのではないでしょうか。再度、県土整備部長の見解をいただきます。

○県土整備部長（野口宏一君） 宮崎県といたしましては、公共事業費等が減っているとか、あるいは入札改革の関係で競争性が非常に高まっているということで、実質的に倒産等がふえているというような状況になっております。この倒産という状況、建設業者の皆さんが県土基盤の建設のために一生懸命やっていた、あるいは災害時にも一生懸命やっていた、地域の雇用力の受け皿にもなっているということでございますので、建設業者の体力を強くするということが必要であると思っております。今年度も、建設産業の対策というようなことで、例えば他業種への転換のためとか、あるいは融資関係の施策というものもさせていただいております。そういうことを総合的に行いまして、より健全な業界の保護に向けて、建設業界を発展させていきたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 そういう努力もしていただくのは当然のことだというふうに思います。私が今回事例に出しました、直接施工した業者に1円の工事代金も支払われないというのは、余りにも不合理だというふうに思うんです。その業者も零細企業で、従業員も抱え、その従業員の人件費であり、資材、材料費に充てられるわけですから……。こうした被害者を出さない、救済するために、法的に建設業法で特定建設業者の責任、元請責任がうたわれているわけです。今回の事例は、公共事業も絡んでおりまして、建設業法の規定に沿って、県が元請を指導すべきではないか、再度、部長の見解を求めたいと思います。

○県土整備部長（野口宏一君） 確かに議員がおっしゃるように、建設業法に規定されているということでございますが、先ほど申し上げま

したけれども、ほかに解決手段がない場合に適用されるものでございまして、現行では極めて限定的に実施させていただいているということでございます。建設業者相談窓口等もございしますので、そういうところも活用して、きめ細かく業者さんの相談に対応させていただきたいと思っております。

○前屋敷恵美議員 きめ細かな相談に乗っていただくことは大変重要なことですが、この建設業法の趣旨が生かせるように、県は責任を負うべきだというふうに思うんです。いろいろなケース・バイ・ケースがあろうかと思っておりますけれども、それぞれの状況に応じて相談も受けていただきながら、やはり基本的には、この建設業法の趣旨が生かせる形で、被害に遭われた業者の方々を救済するという立場で責任を果たしていただきたいというふうに思うところです。知事の御見解はいかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 建設業法に基づきまして、適正な元請・下請関係の確保及び下請業者の保護に、引き続き、きめ細かい対応をさせていただきたいと思っております。

○前屋敷恵美議員 特に今、宮崎県は入札制度改革の真っただ中で、公平な一般競争入札と言われながら、工事を受注するには大変な厳しさが現実問題としてございます。法的にも行政指導がゆだねられております下請工事代金の支払いなどに関して、行政がその役割を指導的立場で果たしていただく。このことは、より一層、今は重要だというふうに思っています。今後も起こり得る問題であります。基本的に県が被害者救済の立場で、繰り返し言いますが、ぜひ親身に相談に乗って、窓口も開設されているということでありまして、ぜひそういう立場で対処をしていただきたい、このことも

強く要望して、この質問は終わりたいというふうに思います。

○坂口博美議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩をいたします。

午前11時42分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、午前中の前屋敷恵美議員の質問に対する福祉保健部長の答弁を求めます。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 午前中の前屋敷議員の御質問に、追加でお答えいたします。

まず、国民健康保険税の滞納世帯数であります。4万9,233世帯であります。それから、短期保険証の期間、一月、二月という区分ごとの数値であります。期間ごとの数値は現在ございません。それから、保険税減免に係る条例がありますが、この条例は県内全市町村で制定されております。以上です。

○坂口博美議長 次は、松田勝則議員。

○松田勝則議員〔登壇〕（拍手） 愛みやざき3番バッターの松田勝則でございます。来る8月8日、アジアでは20年ぶりの北京オリンピックが開催されます。これまで県内からは、柔道の井上康生選手がかなり頑張ってくださいました。今回のオリンピックでは、県北からは水泳で松田丈志選手、そして県南からはバレーで津曲勝利選手が、日本国民の期待を背負って北京へ向かっていただきます。きょう私も、おいでの皆様、それから県民の皆様の期待を一身に背負って頑張りたいと思います。一生懸命頑張ります。よろしく願いいたします。

さて、知事の政治姿勢についてお伺いいたし

ます。

東国原知事の誕生と活躍ぶりは、地元宮崎県民にとどまらず、全国的な評価と期待を受けております。これまでの国の制度や政策に従って事業を遂行する限りでは、知事という存在は調整能力にすぐれた管理者であればよかったです。しかし、これからは経営能力を持つ者がトップに立たなければ地方の発展はあり得ない、そのことをひしひしと感じております。そのような中で、次代を担うにふさわしい知事のあるべき姿や将来への期待を込めて、先日、P H P 研究所が出版する雑誌「V o i c e」の6月号にこのような特集が組まれました。「知事が日本をだめにする」という見出しでワーストランキングが出されました。ワーストという言葉に少なからず不安感を抱いてページをめくりましたが、この中で東国原知事は25点満点中の19点、宮城県の村井知事、埼玉県の上田知事、愛知県の神田知事とともに、ダブルAの高い評価を得ておられました。我々県民といたしましても、うれしく思い、また誇りに感じております。しかし、その詳細分析の中では、意外なことに、知事の構想力や決断力は3点という評価がなされています。これらについての知事の所見を伺います。

次に、またこの雑誌のほかの特集、「知事は地域を繁栄させる経営者たれ」という特集の中で、8ページにわたり持論を展開されております。道州制トップの経営ビジョンや政治家としての「腹を切る覚悟があるのか」の項目に、私は賛同を超えて大きな感銘を受けたところです。ところで、この中で、本県の日照時間や晴天日数などを考慮した世界最大級の太陽光発電所の建設、それから中山間地域・植栽未済地対策など、「太陽と緑の国みやざき」のイメージ

を活用した全国一の環境先進国を目指そうとしておられます。総論として、あるいは方向性としては理解できるのですが、そのことと雇用の確保や企業の誘致が私にとってリンクせず、いま一つ具体的に結びついておりません。知事の提案される環境関連産業による経済振興策をぜひお聞かせください。

次に、環境問題につきまして、私のほうから提案を申し上げます。焼酎瓶のリユースに関してです。申し上げるまでもなく、本県は日本に冠たる焼酎王国です。2005年から2007年までの総務省統計局のランキングによりますと、都市別の焼酎消費量では、宮崎市が2万2,214ミリリットルで鹿児島市を抜いて第1位、生産量では鹿児島県に次いで第2位と、精彩を放っております。焼酎の一升瓶は、ビール瓶と並んでリサイクルあるいはリユース瓶の優等生ですが、おなじみの五合瓶はメーカーによりサイズが違うため、回収された後は洗って使わずに破断されてつくりかえられるケースが多いようです。日本酒業界が廃棄物問題への取り組みを一層強めるとの観点から、R瓶という規格統一の回収再使用瓶をつくり、活用しております。九州では、熊本、鹿児島でその利用が大変盛んです。宮崎県内の大手焼酎メーカーに伺いますと、現在、県内では使用されておらず、自社の瓶を回収して再利用しているという程度にとどまっておると聞いております。瓶の再利用を進めるこのR瓶活動、資源保護の観点からも、宮崎PRに一役買うことは受け合いかと存じますので、普及を提唱されたいかがかと思えます。知事のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

次に、知事はスーツに、北朝鮮に拉致された被害者を救出するためのシンボルであるブルーリボンのバッジをよくつけていらっしゃいま

す。また、テレビ出演される場合にも着用されており、県民の多くもその姿を見ております。このことは、拉致被害者の家族や関係者を勇気づけていることと思います。本県も事件現場の一つとされており、特定失踪者が4人おります。東国原知事も拉致問題に理解が深いことと思っておりますけれども、今回の日朝協議での北朝鮮側の回答と日本政府の経済制裁の一部緩和の姿勢について、どのような認識をされているのかお伺いします。

以下につきましては、自席のほうから質問させていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

雑誌「Voice」における知事の評価についてであります。この記事につきましては、私は全国の知事の中で、よいほうから2番目という、ありがたいのかがあがたくないのか、そういう評価を受けたわけであります。この評価基準の中で、構想力と決断力がともに3点——5点満点中3点でございます。これはまことに遺憾でございます。この評価基準の中に、多選という条項がないんですね。項目がないんです。こういったこともいかなものかという感じでございます。この種の評価は、その考え方によって異なった結果になることが多くありますので、私といたしましては、その結果に一喜一憂することなく、みずからを省みる材料として、慢心することなく、県民の皆様に満足いただける県政運営に、今後も全身全霊を傾けたいと考えております。

環境に対する認識についてであります。地球温暖化を初めとする環境問題は、人類にとって喫緊で重要な課題であり、生活や産業などあらゆる分野において、その対応は必須のテーマだ

と考えております。このような中、本県は、全国トップクラスの日照時間、そして豊かな水資源、森林資源など、すぐれた条件を備えていることから、将来、生活や産業分野を含めた地球環境保全のモデル的な地域として発展する可能性を秘めていると考えております。このようなことから私は、本県がこれから進むべき方向として、全国一の環境先進県を目指した取り組みが必要であると考えております。現在、本県には、太陽電池産業が立地しておりますが、私が先般提案した世界最大級の太陽光発電所の建設なども含め、今後、環境関連産業の集積を図ることにより、「太陽と緑の国みやざき」というイメージに合った、本県らしい活性化策を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、リターナブル瓶の利用促進についてであります。焼酎の五合瓶につきましては、一升瓶と異なり、回収ルートが確立されていないことや強度の面等から、県内で再利用されている例は少なく、また、強度の高いリターナブル瓶は、コストの面等から利用している事例はないとお聞きしております。しかし、このリターナブル瓶は、何回も使用できることから、使い捨ての瓶や紙パックを使用する場合に比べ、資源の節約や環境保全などの点から大変有効でありますので、利用促進について、今後、業界団体とも協議してまいりたいと考えております。

続きまして、日朝実務者協議に関する認識についてであります。今回の日朝実務者協議において北朝鮮は、日本側の要求を受け入れ、拉致問題の解決に向けた再調査の実施を約束したところでありますが、このことは、「拉致問題は解決済み」というこれまでの立場を変更したものであり、一定の前進はあったものと認識して

おります。また、日本政府の経済制裁の一部緩和につきましては、今後の再調査に関する協議の中で、双方が合意した場合に制裁の一部解除が行われるとのことであります。北朝鮮による拉致問題は、我が国の国家主権と国民の生命・安全にかかわる極めて重大な問題であると認識しており、一刻一日も早い拉致被害者全員の帰国が実現するよう、今後の日朝協議の動向に注目してまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○松田勝則議員 それぞれ力強い答弁、ありがとうございます。胸がいっぱいになるようなお言葉をいただいたんですけれども……。さて、日本政府の経済制裁の一部緩和措置の姿勢に対しては、国に対して宮崎県は何らかの行動を起こすべきじゃなかろうかという思いも私どもは持っておりますが、知事、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 今回の日本政府の経済制裁の一部緩和につきましては、日朝協議の中で慎重に行われるものと考えており、今後の動向を見守りたいという姿勢でおりますが、折に触れて全国知事会等を通じて、宮崎県の立場として、拉致問題の解決に向けて声を大に働きかけていきたいと思っております。

○松田勝則議員 追ってまた質問させていただきます。

報道によりますと、アメリカでは、テロ支援国家指定解除の動きが具体的に出ております。解除されますと、拉致事件の解決が一層難しくなるかと考えますが、アメリカ大使館に制裁解除反対の意見書を送るとか、そのようなお考えはお持ちではございませんでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 今のところ、そういう行動は念頭にございませんが、今後とも、全国知事会等々を通じまして、適切な対応をとつ

てまいりたいと思っております。

○松田勝則議員 たくさんの拉致被害者の家族の方々、支援者の方々も、今のお言葉をうれしく受けとめておると思っています。

では、次の質問に移らせていただきます。私が用意したほとんどの質問を、先に出られた議員の方々が質問されましたので、重複したところは割愛しながら進めてまいりたいと思っております。

まず、県立延岡病院対策について伺います。

延岡病院の医師確保、いや来ていただくのですから、医師の招聘と言ったほうが適切かと思われませんが、この問題につきまして病院局長にお伺いします。

研修医が研修先を自由に選べる新臨床研修制度の導入により、若い医師が都市部に集中していることに起因して、医師不足が、県内はもとより全国で深刻化しております。中でも、県北住民が県病院と呼び親しみ、また一番頼りにしている県立延岡病院では、この春、循環器科の医師5人のうち3人が相次いで退職し、これが延岡市に大変大きなショックを与えました。過去にもこの延岡病院では、麻酔科の医師5人が退職したために全身麻酔の手術に影響が出たことは、市民の記憶に新しく、また現在、19診療科のうち眼科と精神科は、医師の補充がされぬまま休診が続いております。医師が減った分、当然、医師の負担も増加いたします。延岡病院は県北唯一の第3次救急医療施設であり、本来の役割は重症患者への対応ですが、延岡市の夜間急病センターは、金曜日を除いて診療が午後11時で終了いたしますので、軽症の救急患者も多く延岡病院を利用し、俗に言うコンビニ診療の体をなしていました。当直医師は2人、看護師3人の5人体制ですが、平日の時間外患者

は20人近くにもなることが多く、当直医は仮眠もとれないという状態が長く続いておりました。

このような医療スタッフの多忙に加え、相次ぐ医師の退職に、このままでは県北の医療は崩壊してしまう、このような危惧を抱きました延岡市は、「皆様へのお願い！危ない！！県北救急医療」と銘打って、延岡病院の窮状を広報誌やチラシなどで訴え、また4月には、東国原知事と首藤延岡市長がマスコミを通して、病院での安易な受診を控えるようにと呼びかけをいたしました。これらのキャンペーンが奏功し、夜間診察の忙しさは軽減されたやに聞き及びます。その後も県は県立延岡病院の医師確保に尽力されておりますが、具体的にどのような努力をされているかお聞かせください。

○病院局長（甲斐景早文君） 現在の延岡病院の医師の状況でございますが、今、議員の御指摘のとおりでございます。今の状況でございますが、今、御指摘いただきましたけれども、実はこの全面改築後——9年に改築しておりますけれども——の平成10年度以降につきましては、定数・現員ともに50名前後で推移してございましたけれども、平成17年度に、診療体制のさらなる充実等を目指して、定数を11名増員いたしましたして、現在の定数である66名ということにいたしましたところでございます。それ以来、この医師確保に努めました結果、近年では一応60名程度で推移しているというような状況でございます。このような状況にありますけれども、医師の確保につきましては大変重要でございます。このようなことから、私もこの4月に就任して以来、宮崎大学や熊本大学など、病院長とともに既に数回にわたり訪問いたしまして、各大学医局への派遣要請を行うとともに、県出身

の医師あるいは臨床研修医への個別の働きかけ、こういったことをしながら医師の確保に最善の努力をしているというところでございます。

○松田勝則議員 最善の努力をしていただくと伺っておりますけれども、市民の目から見ましたら、延岡病院は県内でも医師が、お医者様が来づらいんじゃないだろうか、集まりにくいんじゃないだろうかという声も多数上がっております。確かに、医師が忙しいなというのは実感としてわかるんですが、巷説言われております、延岡病院は医師が集まりにくいとの見方、その理由はどの辺にあるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） 特に県立延岡病院に医師が集まりにくいのではないかという御指摘でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、この10年間、医師の一定の確保というものは図られているのではないかなという認識をいたしておりますが、近年の全国的な医師不足の中で、県立延岡病院に限らず、医師の確保につきましては非常に厳しくなっているのは事実でございます。このようなことでございまして、延岡病院につきましては、特に今お話にもございましたけれども、救急の患者さんが大変ふえ続け、昨年度では9,000名を超えまして、医師への過重な負担となっているのではないかなという感じを持っております。このことが、やはり医師確保への障害になることがあり、懸念をしているところでございます。そこで、この4月から、今、議員御指摘のとおり、それぞれ地元の県会議員さん、あるいは医師会の皆さん、それから県北の行政の皆さん、そういった方の御協力をいただきまして、「延岡病院支援キャンペーン」に取り組んでおりますけ

れども、その結果、軽症の患者さんを中心に救急患者さんが3割ほど減少するなど、一定の成果が得られたのではないかなという感じがいたしております。今後とも、医師の確保のために、地道ではございますけれども、こうした活動を継続してまいりたいというふうに考えております。

○松田勝則議員 集まりにくいという客観的な資料はなかなかないかと思うんですけれども、他の県内の3病院の中で比較いたしますと、県立延岡病院の医療スタッフの勤務状態、そういった現状はどうか、比較をした上でお聞かせいただきたいと思います。病院局長、よろしくをお願いします。

○病院局長（甲斐景早文君） 医療スタッフの忙しさといいますか、他の県立病院と比較してということでございますけれども、この医師の勤務につきましては、診療の内容によっても差がありますことから、一概に病院間での比較というのはなかなか困難であります。いずれの病院におきましても、夜間あるいは休日の集中治療室での対応、あるいはオンコール体制として交代で自宅待機制をとりながら、救命救急センターからの呼び出しというものも頻繁に行われています。こういう実態がありまして、医師等の負担感、こういったものにつながっているのではないかなというふうに認識をいたしております。

○松田勝則議員 医師確保に関しましては、大変努力をされており、他県でやっているほとんどのことは延岡病院でも尽力されておると伺っております。その中で、やはり県立延岡病院の医師、医療スタッフへの処遇の改善は考えられないものかと思うのですが、いかがでしょうか。病院局長、お願いいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立延岡病院における医師の処遇の改善ということでございますけれども、県立病院の医師の給与改善につきましては、御承知のとおり地方公務員でありますから、法律上一定の制約がありますので、この制度の枠内での検討ということになってまいるというふうに考えておりますけれども、給与以外の処遇あるいは労働環境等の改善を含めまして、医師の意見等も参考にしながら、総合的に検討していきたいというふうに考えております。

○松田勝則議員 そうはいいましても、宮崎と延岡を比較しましたときに、宮崎は空港もあれば高速道路もある、文化や娯楽のインフラも十分に整っている。家族のことを含めて考えましたらば、宮崎と延岡を一例に考えるのはちょっと無理があるんじゃないかなと思います。であれば、そこにこの都市格差を処遇で是正するというような考え方もあってしかるべきではなかろうか。日本じゅうを見渡しますと、大和市とか八戸市の市民病院では、そういった処遇に対してアップを図ったり、あるいは兵庫県の県病院局は、全面的に医師不足に対応して新たな手当を支給するなどの策を設けています。十分に御検討いただきたい、このように思っております。

続きまして、県内の防災について県土整備部長にお伺いいたします。

防災関係、かなり項目があったのですが、ほとんど重複しておりますので、北川ダムの水利権契約更新についてお伺いをしたいと思います。北川ダムは、大分県が管理を行う県営ダムで、大分県佐伯市に位置しております。北川流域の治水と水力発電を目的に、昭和37年に完成した多目的ダムですが、大分県にあるとはいえ

ども、下流域の延岡市民への影響力も大きい施設でございます。このダムの発電水利権の更新が迫るに当たりお聞きをいたします。

ことしも大雨が大変心配されておりますが、平成9年9月の台風19号で、北川流域は未曾有の大洪水に襲われました。一気に増水した北川は、地元の方々の証言によりますと、それこそ津波のように勢いを増した川の水が、旧北川町、そして下流域の延岡市東海地区をのみ込み、大きな傷跡を残しました。とうとい人命も失われました。各地で床上・床下浸水が相次ぎ、北川町では約700世帯もの家が災害に遭いました。その後、激特工事により河川改修は進みましたが、いまだ、かさ上げ工事などで仮設住宅の暮らしを送る人々も存在しております。50年に一度と言われる大規模な災害に見舞われた流域の住民たちは、北川ダム放流のあり方を疑問視し、住民の一部は災害補償についての裁判を行いました。ダム放流と水害には因果関係はないとの判決が下されたわけですが、平生はアユのすむ清流である北川、しかし、豪雨の後のダム放水では、やはり濁りが確認され、昨年は本川の濁りが1カ月も続くなど、依然、北川ダムが流域に及ぼす経済的あるいは環境的な影響は大きいものがあると言えます。地元では、これを機会に大分県側とダムのあり方や洪水対策などを検討しようと、平成18年4月に北川ダム対策検討委員会まで設置されました。交渉の相手先が大分県であります。戸惑いながらも忍耐強く活動を続けてまいりました。先日、委員会は報告書をまとめ、延岡市のほうに提出したと聞いております。そのような多くの地元住民の意見を、ぜひ県土整備部長にお受け取りいただきたいと思ひまして、お聞きいたします。

まず、国と大分県との北川ダム発電水利権

の50年ごとの——これは初めての更新ですが——許可更新が来年3月30日に迫っていることについて、本県はどのような認識をお持ちでございますでしょうか。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 議員からお話ございましたように、北川ダムの発電に係る水利権の許可更新は、大分県が申請いたしまして、国が許可するものでございますが、許可更新に際し、平成9年に激甚な災害を受けた地元の皆様方からは、さまざまな要望があると承知しております。

○**松田勝則議員** 今回の北川ダムの水利権の許可更新に際しまして、本県はどのようなかわり方ができるのでしょうか。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 北川ダムの発電に係る水利権の許可更新に際しまして、本県に対して意見聴取というものがございますので、県では、地元延岡市に意見を照会した上で、国へ回答するという形になります。

○**松田勝則議員** では、宮崎県は、意見聴取の場合、国へ対して意見を述べることができるというわけですね。では今、宮崎県はどのような意見をお持ちか、お聞かせください。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 県といたしましては、地元住民の皆様の不安解消が最重要と考えておりますので、延岡市からの意見も踏まえて、しっかりと国に伝えてまいりたいと考えております。

○**松田勝則議員** 延岡市からというお答えがありました。北川ダムの水利権の許可更新に関しまして、地元からは今どのような要望が届いておりますでしょうか。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 県に対して現段階で要望はございませんが、先ほど議員がお話しされたように、地元では、大分県などに対

する要望をまとめ、延岡市のほうに報告したと聞いております。

○松田勝則議員 では、延岡市のほうから、いづれ県のほうに要望書が上がってくるというふうに考えてよろしいかと思えます。北川ダムの管理者、これは大分県企業局ですが、県は今後どのような協議を進めていかれるのか、お聞かせください。

○県土整備部長（野口宏一君） 現在、延岡市が国、大分県、宮崎県、延岡市、そして関係団体で構成します、仮称北川流域防災会議というものの設立を準備しているところをございまして、この防災会議の場を通じて、さまざまな意見調整を行いまして、地元住民の皆様の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 北川ダムに関しましては、地元住民、大変な努力と苦勞をしております。さまざまな住民の声を受けて、北川ダムの管理者である大分県に対して、宮崎県は、ふるさとの安全なまちづくりを願う住民の民意をしっかりと尊重されてお伝えいただきたい、このように思っています。

続きまして、農林水産業の振興と地産地消について伺います。

農林水産業の中の農林業の振興につきましては、質問が出尽くしました。また、地産地消につきましても質問をされましたので、私は、漁業の分野についてのみ質問させていただきたいと思えます。

農水省の平成18年度の食料自給率レポートによりますと、我が国の食料自給率は、カロリーベースで39%、生産額ベースで68%、宮崎県の自給率は、カロリーベースで62%、生産額ベースで256%、まさに日本一の自給率を誇り、かつまた、農業産出額では全国第5位を占める我が

国屈指の食料供給県であることは言うまでもありません。さて、漁業生産高ですが、日本は中国に次いで世界第2位を誇る水産王国、一方でまた世界最大の水産物輸入国であり、世界の貿易金額の約3割を輸入しております。その中において本県は、22年連続日本一の生産量を誇る近海カツオ一本釣り漁業、また沿岸マグロはえ縄漁業のほか、底びき、きんちゃくなどの網漁業、そして養殖業も盛んな全国有数の水産県です。九州農政局宮崎農政事務所の発表によりますと、昨年宮崎県は豊漁でした。県全体の漁獲量は前年比4.5%増の10万7,639トン、過去5年間で平成15年に次ぎ2番目に多い結果となりました。中でもまき網漁のイワシ類の豊漁が目立ちましたが、理由として、昨年2月にカタクチイワシが千葉・三重県沖から多く南下したことが、宮崎の海にこんな恵みをもたらしたということであったようです。

ところが、その海にことしは変化が起きています。県南の油津ではクロマグロの水揚げが激減、県北の島浦や北浦では、まき網にかかるヒラゴやウルメといったジャコ類の水揚げが減りました。県北につきましては、3月以来、不漁の日々は続き、もう4カ月に入ろうとしております。このような日向灘の不漁とは反対に、鹿児島では豊漁とのことですから、潮目が変わった、環境が変わったとしか言いようがないと思うんですが、地元の漁業従事者は本当に苦勞しております。先ほどの島浦で聞きましたら、この5月までの収入は、平均で月5万円ということ。月に5万円。給料が出ない日もある。どうもこうもならぬというのが現状であります。水揚げに関しましては、昨年と比べて、北浦が3分の2、島浦が半分以下にまで落ち込んでおります。このままいきますと、大切な盆

の支払いにも事欠くありさまだと、口をそろえて言っております。こんな長期の不漁は経験がない。全国で、イカ釣り船の休漁を初め、漁船の一斉休漁が提唱されておりますけれども、回遊魚を相手にするきんちやく漁の場合は、いつ魚が戻ってくるかわかりませんから、2日ないし3日の一斉休漁に相乗りということもなかなかできないという現状だと伺っております。

このような、かつてない不漁が続く中で、漁業者は、漁獲量の減少、産地価格の低迷、魚離れ、燃料の高騰後の高どまり、後継者の減少など本当に厳しい状況の中にあって、宮崎の漁業を守るために一生懸命頑張っております。また、海の暮らしにすべてをゆだねる、人口1,300人のほとんどが漁業に従事している島浦の住民は、ほかの仕事につくこともままならず、大変苦しい生活を強いられております。このような深厚深刻な不漁の事態に対し、県としてはどのように対応されるのか、ぜひお聞かせください。よろしく願いいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 県北のまき網漁業における、ことし1月から5月までの水揚げ実績は、先ほど議員が数値をお示しになりましたが、過去3カ年の平均と比べまして、漁獲量で約4割、金額では2割強減少しており、経営への影響を非常に懸念しております。この不漁の原因を特定することは困難でございますけれども、黒潮の接岸によって、日向灘海域におけるイワシ、アジ、サバ等の漁場が形成されにくい状態が続いたことが一つの要因ではないかと考えられます。現在、黒潮は離岸傾向に移りつつあるということですので、今後の水揚げ回復に期待しておるところでございます。県といたしましては、水産試験場が運営いたします高度漁海況情報サービスシステム等による、水

温、海流の情報とともに、魚群の分布の調査結果を漁業者や漁協へ提供することなどにより、今後とも、まき網漁場の選択が容易にできるように努めてまいりたいと考えております。なお、基本的な経営コストを下げするため、国の事業の活用に向け、運搬船の一部を運休させ、効率的な操業の実証を行う漁業者の取り組み等を、県としても支援しているところでございます。以上です。

○松田勝則議員 御存じのように、不漁に加えて、漁村はダブルパンチを食らっております。オイルショックより危機的状況と皆が口にします燃油の高騰ですが、A重油の標準的な小売価格は、2003年の平均で1キロリットル当たり約3万9,000円でした。それが2007年に約6万9,000円、約1.8倍に上昇しました。ことしに入って値上がりがますます加速し、6カ月で約3割方上昇しております。6月は約10万5,000円になっております。また、漁網や発泡スチロール製のトロ箱も値上がりをしております。市場や小売関係者の間では、燃料価格の高騰が、魚の供給量減少と価格上昇につながる可能性を指摘する声も出ております。県レベルの支援には限界がありましょう。国が原油価格安定に強力に取り組むなど、抜本的な対策が必要かと思いますが、まずは県は一斉休漁を考えるまでに追い込まれた漁業者に対してどのような対応をされるか、ぜひお聞かせください。農政水産部長、よろしく願いいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 燃油高騰の影響を受けるカツオ・マグロ漁業につきましては、平成17年度と18年度に、国、県の事業による操業の効率化、省エネルギー化を推進した結果、燃油使用量が6%から10%程度抑制されたところでございます。その後も燃油価格の上昇

が続きましたために、本年2月に、国が水産業燃油高騰緊急対策として102億円の基金を設けたところをごさいますて、この事業を活用した省エネルギー化の早急な実現が必要となっております。県といたしましては、国の事業の実施に向けた漁協に対する指導助言を行うとともに、県の新規事業であります「地域漁業経営改革対策事業」等により、操業の効率化や付加価値向上等による漁業経営の安定化に努めてまいりたいと考えております。さらに、本年度に入りましたも、御指摘のとおり燃油高騰が続いております。団体では一斉休漁も検討されるなど、漁業経営は大変厳しい状況にごさいますことから、関係団体と連携しながら、さらなる緊急対策等の充実につきまして、国に働きかけを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○松田勝則議員 燃油高騰に対しましては、漁業者だけじゃなく、農業、林業、また運送業、すべてがひとしく苦しんでおるわけでありまして、特に弱小と言われる県内の漁業者に対して、鳥取県では、燃油価格の高騰に対応するため、経営安定資金を拡充したなどとも聞いております。また、そういった分野にも目を向けられまして御努力を賜りたい、このように思っています。

続きまして、県北の道路整備につきまして、再び県土整備部長に伺います。

去る4月6日に、東九州自動車道、九州横断自動車道の早期整備が待たれる中、九州横断道延岡線の舞野―北方間の6.4キロが開通いたしました。山腹を貫く真っすぐな新しいアスファルトを走ったときに、陸の孤島と呼ばれたこの県北にも着実に高速道路時代が到来したことを実感いたしました。また、北方町の住民の方々の県立延岡病院までの所要時間が15分短縮できる

との歓喜の声を聞き、本当にインフラ整備の重要性を実感したところではあります。一方、この路線の開通によりまして、延岡市南部の延岡南道路の通行量も増加いたしました。ところが、相変わらず短区間の料金をいとうがゆえか、料金所手前の伊形インターでほとんどの方がおりてしまひまして、一般道路を抜ける車が増加したのもまた事実です。地元の伊形、土々呂、一ヶ岡は通行車両がふえ、子供や高齢者が安心して道路を歩けないといった事態も起こっております。国土交通省延岡河川国道事務所が管理運営する西日本高速道路株式会社に対しまして、南インター料金値下げ実験の実施促進を、議会ではこれまでも提案してまいりました。さて、県民の生活に密着する一般の道路でありますけれども、県北に関しましては、なかなか改良の成果が見えてこないという声があります。特に国道10号の中でも混雑度の高い土々呂町の渋滞はどうなっているのか、そここのところを県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 国道10号の当区間におきましては、特に朝・夕の通勤時等を中心といたしまして、慢性的な渋滞が発生していると認識しております。このため、国では現在、歩道設置とあわせまして、県道の遠見半島線との交差点に右折レーンを設置するため、用地買収が進められているところをごさいます。さらに、現在事業中の東九州自動車道、国道10号延岡道路、国道218号北方延岡道路が開通しますと、国道10号の渋滞緩和に大きく寄与するものと考えております。県といたしましては、引き続き、国等に対しまして、整備中箇所を早期完成を働きかけてまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 おっしゃったように、整備中

の東九州自動車道、国道10号延岡道路、国道218号北方延岡道路が開通しますと、通行量もふえますが、国道10号の渋滞緩和につながるかどうか、甚だまだ疑問なところがあります。再三申し上げておりますように、南インターの料金値下げ、こちらのほうをぜひお取り組みいただきたい、このように思います。

続けて質問いたします。国道10号の中で特に混みますのが、今申し上げました土々呂なんですけれども、延岡市塩浜町から門川町加草区間、こちらは4車線化が進まずに、大きな渋滞の原因ともなっております。この延岡市塩浜町から門川町加草区間の4車線化の可能性について伺いたいと思います。また、4車線化が困難であれば、当区間の渋滞対策について県はどのように考えていらっしゃるのか、県土整備部長、お聞かせください。

○県土整備部長（野口宏一君） 現在、国におきまして、東九州自動車道の県境から北川間、さらに国道10号延岡道路ですとか国道218号北方延岡道路の早期完成を目指して、鋭意整備に取り組んでいるところでございまして、当面、当区間の4車線化を求めることは困難な状況にございます。県といたしましては、当区間の渋滞緩和を図るためにも、東九州自動車道、延岡道路、北方延岡道路などの早期完成につきまして、引き続き国等へ訴えてまいりたいと考えております。

また、当区間の渋滞緩和のためにどういう政策があるかということでございますけれども、これは先ほど議員のほうからお話があったこととございますけれども、延岡南道路の料金割引等が考えられると思っております。門川一日間が、公表されております平成22年度に供用されれば、東九州自動車道と一体的に利用できる

ようになりますことから、今後とも、例えば当区間をETC料金割引の対象区間としていただくよう、引き続き関係機関に要望していきたいと考えております。

〔発言する者あり〕

○松田勝則議員 今も大変力強い声が後ろから参りましたけれども、ぜひ前向きに取り組んでいただきたい、このように思います。また、10号線の渋滞に関しまして一つ関連なんです、土々呂町に、国道10号の下を流れている浦上川という川がございます。延長1.3キロの大変小さな川なんです、年に1回は必ず増水いたしまして、その都度、それがもとで国道10号が通行ストップになるという事態が起こっております。この浦上川の河川改修の予定につきましてお聞かせください。

○県土整備部長（野口宏一君） 浦上川につきましては、昭和59年度から改修を進めており、延岡市が整備を行った都市下水路との合流点から下流約500メートルの区間が整備を完了しているところでございます。しかし、残りの区間につきましては、用地買収が困難な箇所があったり、あるいは予算確保の問題などから、現在、改修が進められない状況にございます。現在、川の流れを阻害する土砂の掘削、あるいは地域の皆様の御協力を得ながら草刈りを行って、できるだけ水の疎通をよくするというところをしております。

○松田勝則議員 今、おっしゃいました土砂の掘削、大変地元の方たちも憂慮しております。こういった地方の小さい川にも目を向けていただきたい、このように思っております。

続きまして、国道10号、大分視点を交えます。延岡市北川町の市棚から佐伯市間、これがちょうど区間にいたしますと、10号線と326号線

の交差点から佐伯市の217号、それから10号線の交差点まで43.2キロメートル、時間にして約52分かかるんですが、登坂車線といいますか、追い越し車線ですね、登坂車線が一カ所もございません。こちらのほうの登坂車線の整備はどのようなものであるか、県土整備部長、お聞かせください。

○県土整備部長（野口宏一君） お尋ねの国道10号の区間でございますけれども、急峻な地形となっておりますが、国が現在、国道10号延岡道路並びに東九州自動車道を鋭意施工しているところがございますので、これらの道路が整備されますと、現在、国道10号を利用して大分―宮崎県境間を往来する車両の大部分が高速道路のほうに転換すると考えられますので、登坂車線の設置は困難と考えております。県といたしましては、国道10号延岡道路並びに東九州自動車道の早期整備を、国に対して引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 どのみち県北は今、インフラに関しましては、国道10号延岡道路あるいは東九州自動車道の整備にかかっているという形になるかと思えます。こちらのほうの要望あるいは支援のほうを力強くお願いしたいと思えます。

続きまして、県内の治安対策についてお伺いをしたいと思います。

サイバー犯罪、サイバーパトロールにつきましては質問が出尽くしましたので、私の場合、子供と携帯電話の関係について教育長にお伺いいたします。

あの秋葉原の無差別殺傷事件から3週間が過ぎました。しかし、携帯電話サイトへの犯罪をほのめかす書き込みは後を絶ちません。身近なところでは、今年14日、「あす、九州のある駅

で歴史に残る大量殺人をする」との書き込みがありました。主要駅や空港などの警備に大変尽力されたということを知っております。また、携帯電話を利用した爆破予告、殺害予告というものが取りざたされ、逮捕されるケースが毎日のように報じられております。今書き込みをしたら必ず捕まるということは常識になりつつあるほどです。膨大な量の迷惑な広告メール、出会い系サイト、悪質なチェーンメールなど、違法・有害情報が携帯電話を通して子供たちに雪崩のように押し寄せております。そして、携帯電話が子供たちに与える影響は、今まで以上に大きいとの認識が深まっています。その中で、政府の教育再生懇談会は5月26日、これまでの審議をまとめた第一次報告書を決定し、福田康夫首相に提出いたしました。特筆されるのは、「必要がない限り小中学生に携帯電話を持たせない」と明記されていることです。そこで、教育長に伺います。この教育再生懇談会の提案にあるように、子供たちを有害情報から守るため、携帯電話所持に関する小中学校、高等学校、そして教育委員会の取り組みはどのようにお考えか、お聞かせください。

○教育長（渡辺義人君） 今お話にありました、教育再生懇談会の第一次報告にあります小中学生の携帯電話の使用制限のことですけれども、この件につきましては、国も法規制の検討を含めた議論の途中であることから、私どもとしては、重大な関心を持ってその動向を注視してまいりたい、このように考えております。県の教育委員会といたしましては、有害情報から子供たちを守るということは大変なことですので、学校と家庭との協力により、携帯電話の正しくて安全な使い方が徹底するように今後も取り組んでまいりたい、このよ

うに考えております。以上です。

○松田勝則議員 携帯電話を持たせないということに対しては、県の教育委員会としては、「を持たせない」と明確に明言するわけじゃないということでございますね。

○教育長（渡辺義人君） 子供たちに携帯電話を持たせるか持たせないかというのは——当然、子供たちは未成年者でありますから、保護者の保護監督下にあるわけです。したがって、それを持たせるか持たせないかというのは、保護者の判断になるわけです。したがって、そうした場合には、保護者が持たせたことによって何らかの一定の結果が必然的に生ずる場合があります。こういった場合は、当然のことながら基本的には親が責任をとるべきだ、このように思っております。

○松田勝則議員 わかりました。ありがとうございます。

最後の質問になります。エコクリーンプラザみやざきの問題に関してでございます。

21日に行われました外部調査委員会の現地調査に副知事は立ち会っておられますが、さまざまな問題箇所をごらんになって、どのような感想をお持ちになったか、お聞かせください。

○副知事（河野俊嗣君） 土曜日に行われました外部調査委員会の調査に同行いたしまして、私も実際に浸出水調整池の第1水槽、第2水槽の中に入って現状を見てまいりました。その中には、プレキャストコンクリートのつなぎ目にずれが生じているものでありますとか——そのずれは防水テープで補修されておるんですが、一番ひどいところは、その防水テープにほころびが生じておるようなもの、また、前日来からの大雨の影響かと思いますが、雨水が内部に漏れ出している箇所も何か所かございました。こ

ういった現状を見るにつけ、やはり地元の皆様の不安解消、さらには一刻も早い機能回復のために、外部調査委員会の先生方にも工法を検証いただきながら、早期の補修工事に取り組む必要があると考えたところであります。

○松田勝則議員 今回の事件に関しましては、再三質問しておりますように、結論として外部調査委員会にすべてをゆだねるというふうに私たちは考えておるんですけども、外部調査委員会が明確にすると提起しております。その責任の所在をもとに、県はさらにどのような形で責任の追及を行っていくのか、副知事、お聞かせください。

○副知事（河野俊嗣君） 外部調査委員会におきましては、計画の策定時から設計施工、施工管理、検査に至るすべての過程について、当時の技術的知見に照らした判断がどうだったのかという問題でありますとか、組織内部における意思決定過程のあり方がどうだったかという問題、また、そういったものを公社並びに県なり関係市の間でどういうふうに情報共有しているのか、そういったところをすべてチェックいただくことにしております。そういった問題の全体像を踏まえた上で、県、公社、それから各市になります、任命権者がそれぞれの職員の責任のあり方というものを整理いたしまして、必要に応じて処分を行ってまいるということでございます。

○松田勝則議員 今のところ外部調査委員会にすべてをゆだねている形になろうかと思うんですが、知事にお伺いいたします。知事は、外部調査委員会の委員長とも当然お会いになり、さまざまな議論を交わしておられますでしょうか。

○知事（東国原英夫君） まだ議論は交わして

おりません。

○松田勝則議員 今後、お会いになる御予定はおありでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 当然でございます。

○松田勝則議員 予定がありましたらお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 具体的な予定はスケジュールとして把握しておりませんが、近々、恐らく議論あるいは対面する予定であると思えます。

○松田勝則議員 これだけ大きな問題、その原因解明をも一任しておる外部調査委員会でございますので、ぜひさまざまな議論を交わしまして、これからの調査に資するべきであると考えます。また、外部調査委員会の情報公開に関してですけれども、外部調査委員会は、年度内に最終報告をまとめるとなっておりますが、中間報告等のじきじきの報告を情報公開されるかどうか、その辺のことはどうお考えかを知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） それも含め、外部調査委員会の御意見等も含めまして、今後検討させていただきたいと思っております。

○松田勝則議員 では、情報公開に関しては、まだここでは何とも言えないということでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 外部調査委員会の調査、検証等や意見も含めまして、今後、検討の対象となると思いますが、基本的には情報公開というのはなされるべきだと考えております。

○松田勝則議員 中間報告でありますとか、議事録等々の公開あるいはホームページ上の公開等々も県民は待っているかと思えます。その検討をぜひお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

た。（拍手）

○坂口博美議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕（拍手） 一般質問2日目に登壇された黒木正一議員が、「鳥獣害対策、3回目です」と言われました。諸塚村、そういった山村部を代表する議員として、どうしても言っておかなければならぬという思いであったのだと思います。私も、北郷村という諸塚村にも似たすばらしい村で少年時代を過ごし、長ずるに及んで工都延岡という働く者の町に転校いたしました。農村部と都市部それぞれの光と影を見た思いがします。ですから私は、「働く」ということに関して、どうしても言っておかなきゃならぬということがあります。

前知事から数えて5回目になりますけれども、派遣労働に関して伺いたいと思います。

実は3年ほど前の話になりますが、ある高校の補導の先生から、次のような話を聞きました。その高校の女子生徒が自転車で通学中、交差点で高齢者のおばあちゃんとぶつかったそうです。そのとき、この高校生が、このおばあちゃんを「このくそばばあ」となじったそうです。このことを伝え聞いたその補導の先生は、非常に残念に思い、すぐに全校朝礼を開き、全校生徒の前でこう訴えたそうです。「こういう言葉を使ったら、もう幸せにはなれんぞ。正直に申し出なさい」と訴えたそうです。お年寄りになれば視野が狭くなったり聴力が衰えてくるのが、この少女には理解できなかったのでしょうか。これからという17歳の少女がこんな言葉を使うようでは、この子の将来の姿が暗示されているようで、補導の先生が言ったとおり、こういう言葉を使ったら、もう幸せにはなれないと思うのです。そしてまた、その社会も幸せになれないと思うのです。また

一方、その補導の先生が、高校教育の中で勉強のことだけでなく、「こういう言葉を使ったら、もう幸せにはなれんぞ」と、子供の将来の幸せを願い、切に訴えられたことに、教師としての姿、本分を見る思いがしました。

もう一つの話は、30年ほど昔の話になります。私が市役所に勤めていたころ、コンピューターもない時代、ある定型的な大量の事務が発生し、高校生をアルバイトとして募集し、日曜日に作業してもらうことになりました。1日だけの作業でしたので、申しわけないくらい本当に安い賃金でした。作業当日、私の上司が集まった高校生を前に、作業手順の説明の後、「本当に安い賃金で申しわけない」と頭を深々と下げられました。私は当時、20歳代でしたが、その上司から、お互いに「働くということ」への思いやりを教えられたように思います。そしてまた、職場にあっては、職場にいる臨時職員に対して、きっと正職員になろうと励ましたり、職員採用試験に向けての心構えを教えている風景も見られました。

さて、今日、労働者派遣法というものが制定され、それが社会にもたらす影響、弊害などについて、私はこれまで数回にわたって質問してきました。この国の成り行きを見ると、何かいたたまれない思いがあったからです。派遣労働、この新しい労働形態の存在によって何がもたらされたのか。それは、働くということの中に、第3の身分がつくられたことであると思います。これまで正規職員、そして臨時職員という2つの階層、2つの身分だけがあったものが、労働者派遣法の制定により、その間に第3の身分、しかも固定的な身分がつくられたのであります。いやむしろ、正規職員と臨時職員の間に派遣労働者が固定的な第2の身分として分

け入り、臨時職員を第3の身分に追いやったと言えるかもしれません。人間が生物学的にもおかしくなっているのではないかと思われる今日、派遣労働の存在というものが、県内においても、教育や福祉、警察行政など、さまざまな分野に少なからず負の影響を与えているのではないのでしょうか。そのことは、直近に起こったあの秋葉原の事件が物語っていると思います。今日の社会事象とも重ね合わせ、派遣労働に対する知事の所感を伺います。

後の質問については、質問者席にて行わせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

派遣労働についてであります。労働者派遣制度につきましては、制度創設から20年以上が経過し、事業所数、派遣労働者数ともに年々増加する中で、偽装請負や二重派遣などの違法派遣や、不安定で低賃金であることなどが指摘されている日雇い派遣の問題など、さまざまな問題が生じている今日でございます。このような状況を踏まえ、現在、国においては、日雇派遣指針に基づき、指導監督の強化を図るとともに、労働政策審議会等において、派遣労働者の保護や制度のあり方等に関する議論がなされております。私は、働く人々が経済的に自立し、将来に希望が持てるような社会づくりを進めることが大変重要であると考えております。このため、全国知事会を通じまして、国に対し、正規・非正規労働をめぐる問題に対処するため、法的な整備等の必要な取り組みを進めるよう要望しているところでございます。また、県といたしましては、今後とも機会あるごとに、企業や事業主団体に対して、正社員としての採用について配慮されるようお願いするなど、安定した

雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○太田清海議員 わかりました。法的な整備等を図っていきたいということでもあります。いろんな報道を見たりすると、そのコメントの中に、派遣労働で転々として30代、40代になって、どこも雇うところがないという人たちが、生きている意味がないという感想を漏らされたりするとき、何か今、私たちが対応しておる自殺の問題とか、そういったものに関連するんじゃないかなと思っています。知事も一般質問の中で答弁されておりましたが、負けた側がまた頑張る、そう思える社会にしたいということでもありますので、1年以上長期にわたって派遣労働する場合は、正規にさせていただくとか、ぜひそういった法整備、また、総合評価落札方式の中で、そういった正規職員の多いところを優遇するとかいうことも必要ではないかなと思っております。

次に、教育長に質問をいたします。関連でもありますが、実は、学校現場にこういった臨時的任用講師——派遣労働ではないんですが——という人たちがいらっしゃいます。その辺の確認をしたいと思いますが、高等学校の教員定数の中で、正規の教員と同じ条件で働いている臨時的任用講師は何人いらっしゃるのか、確認いたします。

○教育長（渡辺義人君） 正規の教員と同じ条件で働いている臨時的任用講師ということですが、県内に県立の高等学校は43校ございますけれども、このうち定数内の臨時的任用講師の数は、本年4月1日現在、195名でございます。

○太田清海議員 そのほかに、正規職員の育児休業等による後補充として勤務している、そう

いった身分の方というのはいらっしゃいますか。

○教育長（渡辺義人君） 今その後補充ということでもありますけれども、52名であります。その内訳は、研修、産前産後休暇、育児休業等がありますが、このうちで最も多いのは、育児休業の30名でございます。

○太田清海議員 本年度の高等学校の新規採用教員は何人だったのでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 12名でございます。

○太田清海議員 学校によって、臨時的任用講師の人数に偏りがいいのかどうか。私は、学校である程度均一にあらねば、いろいろ問題が出るんじゃないかと思ひまして……。その辺はどう把握しておられますか。

○教育長（渡辺義人君） 臨時的任用講師の配置につきましては、さまざまな理由から、学校間でその人数に差が生じているところでもあります。例えば、少人数指導や中途退学の対応等で、一部の学校に係る国の定数措置が一時的であるといったことから、臨時的な任用講師で対応している事例があります。それから、特に定時制におきましては、これらの定数措置に加えて、4年の修業年限を3年で修了できるようにするための定数措置がございまして、この関係で臨時的任用講師が多い学校もございます。また、建築環境科を初めとした学科の再編によりまして、特定の学科の教員減等が見込まれるということもございまして、特定の学校に臨時的任用講師を多く配置しているという状況もございまして、今後とも、学校の状況をそれぞれ踏まえながら、適正な教員の採用と配置に努めたい、このように考えております。

○太田清海議員 わかりました。いろんな統計を見てみると、少し偏りがあつたりするのかな

という気がしまして……。というのは、実は、この正規職員の先生たちが物を頼んだりするときに、彼は臨時講師として、将来先生になりたいと思って夜は一生懸命勉強しようという思いをいたすと、無理に頼んだらいかなとか、これは正職員の側でやるべきかなという、お互いの思いやりでの負担も、ややあるわけですね。悪いという意味じゃないんですが……。だから、そういう意味では、偏りが無い学校であってほしいなと思います。ただ、今言われた政策的なそういうものがあるとするならばやむを得ないと思いますが、今後の配慮をお願いしたいと思っています。また、不安定な身分でもありますし、ぜひ将来、先生として頑張っていたくような採用をお願いしたいと思っています。

次のテーマに移りますが、「みやざきの提案・要望」というのが、ことし5月30日に国のほうに提案されております。これを読ませていただくと、本当に宮崎県内の縮図と言っていいほど、いろんな問題が要望されています。これで本当に勉強になったところもあります。ただ、私が感じたのは、国に求めるということですが、財政的な支援を講ずることとか、中には、ある程度中に食い込んで、国のあり方についても少し入っているかなというところもあります。私は、この要望が実現するためには、どうしても税制の問題を考えないといかんと思ひまして、今回上げてみました。

資料を渡していると思いますが、資料2からいきましょう。これまでの国の所得税の税率構造の推移を挙げてみました。昭和49年当時、最高税率は75%掛けられた人たちも——そういう税制であったわけですね。現在、平成19年では40%が高額所得者に対する税率です。平成11

年は37%というところまで引き下げられておるわけですね。もう一つの資料として資料1がありますが、これは2004年の高額納税者の上位100人のランキングです。この高額納税者公示制度というのは、この2004年で終わりましたので、後はわかりません、それ以降は……。いわゆる個人情報保護法の関係で終わったと言われております。それからまた、こういう情報公開をすることによって、犯罪に巻き込まれるという事件もあったそうです。

それで、この順位1番の方、載っておりますけれども、名前は省きました。この所得税の税額のところ、36億というふうになるんです。これは納税額、所得税額ですから、課税所得、いわゆる所得と言われるものは、逆算していくと99億というふうになります。この11年度の税率を逆算して掛けると、99億の課税所得があったということなんですね。ですから、このとき36億税金として取られても、あと60億近くは残っているということの説明なんです。ちょうど100番目が3億1,000万の税金を納められた方ということなんです。そういう高額納税者がいらっしゃるわけですね。これを税務課の方にも多少根拠を確認しながら計算をしてみたんですが、この100人の方に、75%も掛けておったあの時代に戻って税率を掛けたとしたらどうなるかということ計算しましたら、上位100人で550億、これは大ざっぱですけども、最低でもこのくらいになるのではないかなと。それから、1億円以上の高額納税者が、この当時869人いたということでもあります。これに75%の税率を掛けると、1,500億の追加の税金がいただけるということなんですね。合わせて2,000億です。

実は、こういう額が税率を戻せば取れるんだがなという思いがあると、どうもこの宮崎県の

提案・要望という夢を実現するためには、この辺にまで自治体として、ぜひ最高税率あたりを少し考えてもらいたいなというような要望をやっていないと、この国は成っていかないんじゃないかと私は思うんです。私たちもいろんな人と接すると、本当に皆さん方が、財源がないということなんですよ。ところが、こんなところに優遇されているのではないかと。しかも、こういう高額所得者というのは、働く人たち、もしくは物を買ってくださる方がいらっしゃるから、こんなにもうけができるわけで、それはお互い持ちつ持たれつの共存の関係だろうと思うんです。そして、掛けても、30億円、1人では使い切れません。ですから、その辺が75%であっても成立した時代があったということだと思います。考えてみれば、ワーキングプアというのは年収200万、ここのところで生活しているんですね。ですから、このあたりは国の形としてどうなのかなと。ぜひこういう要望の中に、この辺も——知事はこれまでの説明の中で、水平的な税制、何かそういう水平的な改革よりか垂直的な改革をやっていたらどうかという、地方消費税という言葉も使われて説明されましたが、この高額所得者に対するお互いの助け合いということで、この辺まで踏み込んでもらえんかなというふうに思っています。

加えて言うと、話を短くしますが、日本の億万長者と言われる人が141万人いると言われます。億万長者というのは、資産形成をした方が141万人ということなんですよ。だから、日本の人口の100人に対して1人はおるということなんですよ。ここに大体100人おりますから、この中に億万長者が1人はおるはずなんです。それは、東京とかそういったところに密集しているんだろうと思います。これはメリルリンチ日本

証券とかアメリカの経済誌フォーブスというところがきちっと統計を出していますので、間違いのない数字だろうと思います。このあたりのいわゆる格差が広がっておるという意味でも、ぜひ今後の知事の活動の中に、こういった問題も組み込んでほしいと思うわけですが、知事の御見解をよろしくお願いします。

○知事（東国原英夫君） この中に1人だけ億万長者がいるということで、私ではないことは確かでございます。その税負担のことについて、平等で公正で公平で中立でかつ簡素であるというのが税の基本かなと記憶しております。その中で、累進税がいいのか、それは逆進性にならないのか、あるいは一律のほうがいいのか、それは議論されるべき問題だと考えております。いずれにしろ、我が国の税制については、消費税の導入とか個人所得課税の累進緩和等、幾度かの改革を重ねまして、その時々々の社会経済情勢に応じた、あるべき税制を目指す取り組みが行われてきたものと認識しております。また、政府の税制調査会が昨年11月に出しました答申におきまして、所得税の税率構造については、所得再分配機能が適切に発揮されるよう、他の税制に関する議論とあわせて見直すことが課題であるとされていることも認識しております。税制度のあり方につきましては、基本的には国におきまして十分議論されるべきだと考えておりますが、いま一方で、地方税財源の充実確保の問題等もございますので、これは地方六団体津等とも十分に連携を図りながら、国に要望等をしていきたいと考えております。

○太田清海議員 この辺は国の形の問題もありますので……。ただ、地方からこういうことを言っていくべき時代ではないかなと思っております。この100人の中には——実はこの当時は、

みんながあからさまになるということで、最初だけ1,000万ぐらいの納税に仮にしておいて、公示が終わった後、4月1日以降にどっとランクインした人たちもいらっしゃいますが、これはもう載らないんです。だから、これ以上の人たちがいらっしゃるということで考えていいだろうと思います。

次に、コミュニティバスについてであります。

廃止路線代替バスの補助金が、ことしの10月からカットされるということであります。これは、私たち宮崎県に住んでおる者としても、観光都市である、そして、それにどうネットワークを、交通機関をつくっていくかということは、県としても大きな課題だろうと思います。今回、補助金を廃止してコミュニティバスを入れるということでありますが、国のガイドラインとか法律的な解釈をすると、既存の公共交通機関がない空白地帯で、こういったコミュニティバスが認められるというふうに、私たちは解釈をするんですが、県民政策部長、そのあたりどうでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 市町村等が運営するコミュニティバスの導入基準は、国が示されているガイドラインの中で、1つ目には、バス等の公共交通機関が不在の場合となっております。これには、今、質問にございました、市町村が交通空白地域の対策として、廃止路線代替バスを運行している場合でも、この不在の場合に該当するというふうに、国の解釈を聞いております。それから、2つ目でありますけれども、既存の公共交通機関のみでは、地域における十分な輸送サービスの確保が困難な場合にそれらを補完する手段として運行される場合。以上の2つがガイドラインで示されておしま

す。

○太田清海議員 これも資料を上げましたが、資料3、これは宮崎市の場合の実例なんです。コミュニティバスが導入されたところで、これは水色が既存の宮交のバス停になるんですが、ここに赤いマークのコミバスというのが、コミュニティバスが隣接して、お互いにお客を取り合うかのような形で置かれてあるこの黒い丸のところ、これでは14ですが、15カ所あるというふうに聞いております。写真も載せておりますが、宮交のバス停が向こうにかすかに載っております、手前に巡回バスという形で、完全に競合しているわけですね。今、部長も言われましたように、既存のバス会社、そういった事業所と、そういう今までつくったネットワークに補完するようにつないでいって、お互いが共存し合って、地域の皆さんが喜んでいただけるというのが巡回バスの基本的な考えだろうと思うんですが、こういう実態が出てきておるのをどう思われるでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 今お示しされている木花地区の話ですけれども、ここの地区のバスについては、民間の交通事業者さんが国の許可を受けて運行されている形態であります。このバス停の重複等につきましては、ほかの交通空白地域と地区の中心部を結ぶルート設定のための最小限のもの、こういう理解で、地域内の交通需要に対応するために、既存のバス路線を補完する形で運行されていくことで許可されたものと理解しております。

○太田清海議員 言葉で言えば、補完をするということでもありますよね。私にはどうしてもこれは補完に見えなくて、競合というふうに見えるんですよね。こういうふうにバス停も近くにあって、こんなに人が住んでいるところにある

とするならば、なぜ、そういう既存のバス事業者と話し合いをしながら、うまく法の解釈どおりの形ができなかったのかなという心配をするんです。こうなった場合に、既存のバス会社がやせ細ったりすると、またこれは大もとがやられちゃいますので、そういう意味で、この辺はやっぱり法の解釈どおり各自治体に助言なりしていくべきではないかと私は思うんです。そのあたりが一番問題なんですね。どうでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） コミュニティバスの導入につきましては、地域住民あるいは市町村長さん、あるいはバス事業者等を構成員とした「地域公共交通会議」を、国のガイドラインに沿って設置・運営されているところがあります。この中で事業計画等を協議されまして、国の登録等を受けた上で、コミュニティバスを運行されるということになっております。現在、市町村等が運営するコミュニティバスにつきましては、このような適正な手続にのっとりながら運行されていると理解しております。

○太田清海議員 適正な運行がされておればいいんですが、私たちが現場のほうに行って担当者の話を聞いたりすると、ガイドラインというものをどうも知らなかったのではないかといいところも感じられたりとか、非常に危うい感じがするわけです。私は、国のガイドラインとか法律の趣旨に沿って、できるだけそれに近づけていこうとするのを、県の指導助言としてやっていかないかと思うのです。特に、いわゆるコンプライアンスとかいうことをずっとこの間、言ってきたわけですね。その辺からずれると、やっぱりまずいんじゃないか。特に事故があったりすると、これは新聞記事でありま

すけれども、埼玉県のみどり野市で市営プール事故がありまして、現場の係長と管理職の方が懲役——執行猶予はつきましたけれども、子供を死なせたことに対して、発注側の市のほうの責任だということになって、それと同じようなことが起こる、同じなんだよということ、私たちは弁護士のほうからも聞いております。そういう意味では、きちっとその辺をしておかないと大変だと思うんですね。そういう安全対策、そういった事故の責任体制とか、その辺はどうでしょうか、指導のぐあいは。

○県民政策部長（丸山文民君） コミュニティバスの導入に当たりましては、地域公共交通会議で合意が得られること、これも一つの条件であります。それから、2つ目には、運行管理責任者を置くこと、そしてその体制を整備すること、3つ目には、整備管理責任者を配置すること、そしてその体制を整備すること、そしてもう一つ大きなものとしましては、事故が起こった場合の責任者の配置と連絡体制の整備、こちらあたりを協議されて初めて国の登録が受けられるということになっておりますので、それはそれで、その協議の中で、適宜そういう問題の解決のための協議がなされた上で、コミュニティバスは運行されているというふうに思っております。

○太田清海議員 国の許可を受けたからということも確かに一つの口実にはなるんですね。しかし、今、この国の許可といいますか、国と地方は対等の関係ということで、いろんな書類上きちっとそろったものについては、自治を認めるという立場でちょっと控えておくというような動きもあるようです。そういう地方分権のそういったものもあるのではないかと。ただ、県としては、各自治体が取り組んでおる、そこに法

的な漏れがないかどうか、扱いの漏れがないかどうか、きちっと見ておくべきだろうと思います。陸運局が許可したからオーケーだということにはならない部分を、県がきちっと見ておく必要があると思います。このコミュニティバスについては、地元の人とか事業者とかいろんな方が集まって、十分合意をした上で導入するということなら、私は文句は言いません。ただ、どうも既存の事業者とかそういったところとの十分な相談がなく、安ければいいということで、ぼんとコンサルタント会社に経営判断してもらったりとか立案してもらったりというところもあるようです。宮崎県の交通を守るという意味では、その辺をきちっとしないといけない。だから、私たちは、このコミュニティバス導入については、ちょっと話し合い期間を置いていろんな意見を聞いてください、そして現場をきちっとすべきだったらやっていただきたいという思いで、9月いっぱい切るんじゃなくて、ちょっと考慮期間、そういう話し合いの期間を置きましょうということで申し入れもしたことがあるんですが、それについてはいかがでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 県におきましては、市町村に対して、コミュニティバスなど、より効率的な交通手段の導入を促す一方で、今、御質問にありましたように、単一市町村内の廃止路線代替バスに係る補助を段階的に縮小・廃止するというようにしております。現在、9つの市町村で、ことし10月までのコミュニティバスの導入を目指して準備を進められておるところであります。県といたしましても、引き続き、これらの取り組みを支援しますとともに、国のガイドライン等を踏まえた適正な運営が図られるよう、助言をしてまいりたいとい

うふうに考えております。今後は、こうした地域が主体となった新たな交通システムと、宮崎交通さんのように、バス事業者等が運行する路線との効率的な連携を促しながら、県民の暮らしを支える地域交通ネットワークの形成に向けて努力してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 長くは申しませんが、私たちは、この宮崎県でこういうコミュニティバスを導入するということが失敗策になってはいけないという思いもあります。それと、こういった中山間地の問題とかいろんなことを抱えて、バスが将来やっていけないということになってもいけないものですから、できたら超党派で何かその辺を考えてもらいたいかなという思いもいたします。9月いっぱいということではありますが、まだ時間も残されております。ぜひそういった話し合いの場をつくってほしいと思っております。いかがでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） コミュニティバスあるいは交通事業者等が運行される路線バスについて、将来的に安定的な確保をどうするかということで、一方におきましては、ただいま申し上げましたように、新たな交通システムとしてコミュニティバスの運行、そして、それをバス事業者等の交通網と効率よく連携させることによりまして、地域の公共交通のネットワークを形成していくということが基本であります。県といたしましても、引き続き、宮崎交通を初め交通事業者の方や、市町村と十分な連携をとってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 交通事業者ともっと話したい、話し合いをしてみるということではありますが、ぜひその話し合いの場を残しておいてほしいと思います。ぜひ、そういうお互いの情報交換をしながら、何かいい方法を考えていきたい

と思います。そういう話し合いの場をよろしく
お願いします。よろしいでしょうか。

○**県民政策部長（丸山文民君）** 検討させていただきます。

○**太田清海議員** では、次に行きます。実は、
延岡わかあゆ支援学校高千穂校のことでありま
す。

私はこれまで、県立の普通科高校に共生科と
いう、いわゆる知的障がい者の人たちが一緒に
通って学び合う、そういう学校をつくったらど
うだろうかというふうに申し上げてきました
が、日章学園がそういう共生コースというのを
設けられました。2年か3年たったのかなと思
いますが、その辺の評価といたしますか、お考え
はどうでしょうか、教育長にお伺いいたしま
す。

○**教育長（渡辺義人君）** ただいまお話にあり
ました日章学園高等学校の取り組みであります
が、障がいのある生徒の自立性や社会性の育成
のみならず、障がいのない生徒の障がいに対す
る正しい理解や認識を深める上でも、意義のある
取り組みであると思っております。また、障
がいのある生徒にとりましても、中学校卒業後
の進路を広げる取り組みでありまして、多様な
教育ニーズに柔軟に対応するための選択肢の一
つである、このようにとらえております。以上
であります。

○**太田清海議員** 延岡わかあゆ支援学校高千穂
校の取り組みであります。私も開校式に行か
せていただきました。知事も来られましたし、
教育長も来られました。私も初めてああいうの
を見て感動したわけです。私は、共生コースと
いうことだけを考えておったんですが、こうい
う余裕教室を使ってやる方法もあるのかなとい
うふうに思ったんです。この高千穂校について

どういうふうに思われますか、教育長。

○**教育長（渡辺義人君）** 延岡わかあゆ支援学
校高千穂校は、高等学校内の余裕教室を活用し
た分校としては、九州で初めての取り組みでござ
います。現在、延岡わかあゆ支援学校高千穂
校と高千穂高等学校、この両校の生徒の間には
——まだ開校して2カ月ちょっとにしかなりま
せんけれども——茶摘み体験ですとか部活動な
どで、日常的かつ自発的な交流が行われている
ところでありまして、思いやりや連帯感が日々
はぐくまれているというふうに聞いておりま
す。また、延岡わかあゆ支援学校高千穂校は、
西臼杵地区における特別支援教育のセンターと
して、その専門性を生かした教育相談や研修な
どを実施し、地域の小中学校等を積極的に支援
しているところであります。これらの取り組み
によりまして、共生社会を目指した相互理解が
図られますとともに、地域の特別支援教育が一
層推進されているものと考えておるところであ
ります。

○**太田清海議員** 実は、開校式に行ったとき
に、隣の高千穂高校の生徒会長さんが歓迎のあ
いさつをしました。その一節にじいんときたも
のですから、ちょっと紹介しますと、「学校名
は違いますが、同じ敷地内にある姉妹校のよう
なもので、お互いに頑張っていきたいと思いま
す。授業での交流や体育大会、文化祭など、行
事面での交流も行っていきたいと思えますし、
楽しみでもあります。また、本校は階段などの
段差も多く、大変不便な点もありますが、そん
なときでも支え合える仲になりたいと思ってい
ます」ということで、この段差と聞いたとき
に、本当に精神がぐらっときましたけれども、
そういう思いやりがあつていいなという思いで
あります。こういった余裕教室を利用したやり

方を、今後、教育長として、何かこういう手法をとっていききたいというようなことでも、計画としてあるのでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 高等学校等の余裕教室を活用した分校の設置は、両校の生徒が自然な形で触れ合い、ともに学び、ともに活動することで、互いの理解を深め合うという意味で、そういった教育環境を整備するものでありまして、共生社会を構築するという観点から、その教育的効果も高いものがあると考えておりますので、今後の特別支援学校の整備のあり方を示す「宮崎県特別支援学校総合整備計画」を策定する中で、全県的、総合的な視点から検討を行ってまいりたいと考えております。以上であります。

○太田清海議員 わかりました。

次に、太陽光発電についてお尋ねをいたします。

これは、前回もやらせていただきましたが、「みやざきの提案・要望」の中にも、太陽エネルギーを利用してということで、17ページに書いてあります。知事も一般質問の答弁の中でも、環境立県というような言葉を使いながら答弁されていますが、今、県も太陽光発電の企業誘致とかに一生懸命頑張っておられます。そして、洞爺湖サミットという環境を考える、そういう国の行事もあります。宮崎県が、日照条件も全国でもトップクラスというこの県の形として、こういった太陽光発電を個人が導入する場合に、それを触発するような、要はどんどん取り入れてくれと言えるように何か支援を——これは質問は知事じゃなくて県民政策部長でありました——促進するような政策を打ち出したらどうかということですが、どうでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 何とかしたいのはやまやまでございますけれども、本県は日照条件に非常に恵まれておりまして、豊かな太陽エネルギー、知事も申しあげましたように、それが全国に誇り得る地域資源であります。その活用策としての太陽光発電でありますけれども、積極的に進めていかなければならないと考えております。一般家庭への太陽光発電の設置に対しましては、平成17年度まで国の支援制度がございまして、県もその普及促進に努めてまいりました。その結果、全国でもトップレベルの普及率となっておりますけれども、この制度の廃止以降は、設置件数が減少傾向にございます。地球規模で環境問題が深刻化する中にありまして、温暖化対策としての太陽光発電の重要性が今後ますます高まってくることは、論をまたないと考えております。現在、国におきまして、来年度へ向けて新たな普及促進策の検討がなされているやに伺っております。それらの動きをまた注視してまいりたいと考えておるところであります。

○太田清海議員 わかりました。私の家は山陰にあるものですから光が当たらんで、「あなたのところはだめだ」と言われました。ただ、その他の人たちはいいと思うので、ぜひそういうのできるというなと思っています。導入したところの家族の話を見ると、どんどん家の電気を消して売電のほうに持っていこうと一生懸命節電に努力するということが、いい意味、生まれているんですね。これはいいんじゃないかなと思っております。

次に、NPO法人の監査体制についてお伺いしたいと思います。

県内にNPO法人はどのくらいあるのでしょうか。これも県民政策部長でございます。

○**県民政策部長（丸山文民君）** まず前提として、権限移譲もやっております、現在まで、認証権限を、昨年4月に宮崎市と都城市、それから、ことし4月に延岡市と日南市、この4市に権限移譲しております。現在、県及び今の4つの市が所管するNPO法人の数は、ことしの5月31日現在で、合計250となっております。

○**太田清海議員** 県は特定非営利活動法人の監査をどのようにやっているのかというのを、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○**県民政策部長（丸山文民君）** そもそも、いわゆるNPO法人制度といいますのは、簡易な手続で法人格が取得できる仕組みでありまして、自由な法人の運営を尊重するということが前提でございます。したがって、行政が監査するものではありませんで、法人の自主・自律的な運営のもとに、監事による監査を行うとともに、事業報告書等の情報を公開することによりまして、社会的信用を得るというスタイルになっているところであります。

○**太田清海議員** 新聞報道でも、NPO法人の方が一生懸命頑張っておられるというのはわかるんですが、時々不祥事が起こったりもするものですから、その注意喚起のためにも質問しておきたいなと思ったわけです。例えば、介護保険事業所、県内にNPO法人というのはどのくらいあるのでしょうか。福祉保健部長、どうぞよろしくお願いします。

○**福祉保健部長（宮本 尊君）** NPO法人が運営する介護保険事業所は、平成20年6月現在で84事業所となっております。

○**太田清海議員** 新聞報道にも、不祥事でNPO法人が指定取り消しを受けたということがありますが、県内で過去に指定取り消しを受けた事業所がどのくらいあって、NPO法人はその

中でどのくらいあるのかというのを確認させてください。

○**福祉保健部長（宮本 尊君）** 指定取り消し処分を行った事業所数ではありますが、介護保険制度が施行されました平成12年度以降現在まで、13事業所であります。このうち、NPO法人が運営する事業所に係るものは、平成18年度に同じ法人が運営する2事業所を取り消しております。

○**太田清海議員** 指定取り消し処分に至るような実地調査がどのように行われているのか、内部通報か何かあるのか、その辺はどうでしょうか。

○**福祉保健部長（宮本 尊君）** 介護保険事業所等に対する実地調査は、一定の周期で定期的に行う実地指導と、情報提供に基づいて随時行う実地指導がありまして、それらの中で、著しい基準違反等が認められた場合には、指定取り消し等の行政処分を行うことがございます。これまで指定取り消し処分を受けた13事業所のうち、定期的な実地指導による指定取り消し処分が8件、情報提供に基づく実地指導による取り消し処分が5件であります。

○**太田清海議員** わかりました。本当にNPO法人の人たちも頑張っているところです。ぜひ不祥事がないような指導も、またよろしく願いしておきたいと思います。一生懸命頑張っておるところを見るだけに、そういう残念な思いで質問させていただきました。

次に、長浜海岸の侵食対策について伺います。

実は昨年度、延岡新港のしゅんせつ土砂を長浜海岸に戻してはどうかということで、戻してもらったんですが、その実績と評価はいかがでしょうか。そしてまた、これは永遠に続くこと

であって、本当に心の痛む思いであります。ただ、その新港に、港に積もった砂をどこか遠いところに持っていったら、長浜海岸がどんどん削られていくということですから、やっぱり基本的には戻さざるを得ないと思うんです。それと、何かいいものがあれば、そういうものがとまるような何かがあればいいのですが、基本的にはしゅんせつ土砂をきちっと戻してもらいたいという思いからです。県土整備部長、いかがでしょうか。

○県土整備部長（野口宏一君） 県では、延岡新港のしゅんせつ土砂を、長浜海岸の侵食対策といたしまして、ことし4月に約7,300立方メートルを搬入させていただきました。その評価でございますが、継続的な観測が必要となっております。現状では、台風などによる波浪での流出は見られないという状況でございます。今後、延岡新港で発生いたしますしゅんせつ土砂につきましては、有効利用の観点から、地元関係団体等とも調整を図った上で、侵食されている海岸への活用に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。

最後の質問になりますが、高千穂鉄道についてであります。

この高千穂鉄道は、平成17年12月に高千穂鉄道としての経営を断念して、そのレールとかトンネルとか陸橋、そういったものを沿線の自治体に無償で譲渡するということになっております。例えばこの橋梁とかトンネル、そういったものをどう取り扱うのか。この後、全部取っ払わないかんのか。それから、その撤去にかかる費用、これはどのくらいで見えておられるのか。県民政策部長、よろしく願いいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 高千穂鉄道の

物件でありますけれども、トンネルや橋梁などの施設につきましては、今、御質問にありましたように、沿線自治体に無償で譲渡するということになっております。譲渡した後については、今後、譲渡を受けた沿線市町村のほうで有効活用を図っていかれるということになっております。中でも、最終的には不要物件ということで撤去しなければならない物件等も当然あると思います。それらにつきましては、現時点で調査もしておりませんし、額も特定されていないというところであります。

○太田清海議員 額もまだ確定していないということではありますが、私たちは、この高千穂鉄道はどうか残してくれんかと、30億、40億かかってでもどうだろうかという思いで、これまで言ってきたことがあります。ところが、この撤去費用に同じような額がかかっちゃったら、これは最初から再建したほうがいいんじゃないかということにもなるわけですね。そういうこともあります。残念な思いがあるわけです。もし撤去するとき何億かかかった場合、そういった場合の国の補助というのがあるのかどうか、どうでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 路線等の撤去を対象とした国の補助制度はないところであります。

○太田清海議員 今度で最後になります。補助制度がないということであれば、負の財産を受け取った地元が非常に苦しむことになるわけですね。その辺に不安があるわけです。これに対して、一緒に株式会社をつくって運営してきたわけですから、県としても、何らかの支援といったものが……。市町であろうとも、何億という金をそれぞれの自治体が負の財産としてもらうというのはつらいことであると思います。

そういう意味で、県の支援といいますか、どういうお考えを持っておられるでしょうか。

○**県民政策部長（丸山文民君）** 先ほど申し上げましたように、寄附を受けた沿線市町は、有効活用を図るということが第一でございますけれども、撤去に要する費用につきましては、既に県と沿線1市2町の間におきまして、共同で負担するという確認をとっているところであります。では、撤去をいつどこから始めるかという議論になると思うのですが、これにつきましては、県や沿線市町の負担が平準化されるように、中長期的に長いスパンで対応していくことが必要であろうかと考えております。今後、その具体的な費用負担の仕組み等について、県と沿線市町で協議をしてみたいと考えているところであります。

○**太田清海議員** わかりました。これですべての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○**坂口博美議長** 以上で一般質問は終わりました。

◎ **議案第10号から第12号まで採決**

○**坂口博美議長** ここで、さきに提案のありました、公安委員会委員及び収用委員会委員の任命の同意についての議案第10号から第12号までの各号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**坂口博美議長** 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第10号から第12号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**坂口博美議長** 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ **議案第1号から第9号まで及び
報告第1号から第3号まで並びに
請願委員会付託**

○**坂口博美議長** 次に、今回提案されました議案第1号から第9号まで、及び報告第1号から第3号までの各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせします。

あす25日から30日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、7月1日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時44分散会

7月1日（火）

平成 20 年 7 月 1 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|---|
| 知事
副知事
県民政策部長
総務部長
福祉保健部長
環境森林部長
商工観光労働部長
農政水産部長
県土整備部長
会計管理者
企業局長
病院局長
財政課長
教育委員
教育長
公安委員
警察本部長
人事委員
代表監査委員 | 東国原英夫
河野俊嗣
丸山文民
山下健次
宮本尊一
高柳憲一
高山幹男
後藤仁俊
野口宏一
長友秀隆
日高幸平
甲斐景早
西野博之
江藤利彦
渡辺義人
田代知代
相浦勇二
黒木奉武
城倉恒雄 |
|--|---|

事務局職員出席者

- | | |
|--|---|
| 事務局局長
事務局次長
総務課長
議事課長
政策調査課長
議事課長補佐
議事担当主幹
議事課主査
議事課主査 | 石野田幸蔵
弓削孝幸
田原新一
富永博章
桑山秀彦
孫田英美
日高賢治
山中康二
隈元淳二 |
|--|---|

◎ 常任委員長審査結果報告

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第9号まで及び報告第1号から第3号までの各号議案、並びに請願第7号から第9号まで及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願2件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。なお、請願第6号につきましては賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、中山間地域対策についてであります。

当局より説明のあった「集落の現状に関する調査結果」に対して、委員より、「以前も同様の調査が行われている。まずは、その調査結果や、集落再編を含めたこれまでの県議会等での議論がどのように施策に反映され、効果があったのか、具体的に検証を行うべきである」との意見がありました。また、他の委員から、「県議会の意見が中山間地域対策にどう生かされて

いるのか見えてこず、当局との意識の乖離を感じている」との意見があり、さらに別の委員から、「中山間地域における一番の問題である所得対策に的を絞るなど、実態に合った施策の展開を図ってほしい」との要望がありました。これに対して当局より、「中山間地域対策は、県政の最重要課題であり、中山間・地域対策室及び中山間地域対策推進本部を設置して、重点的に対策を講じることとしている。今後、県議会とも議論しながら、中山間地域に暮らす方々が少しでも満足感を得られ、幸福を実感できるような施策を展開していきたい」との答弁がありました。

次に、元気な集落づくりに取り組む集落に対する新たな呼称についてであります。

この新たな呼称については、中山間地域の活気と地域住民の意欲を高め、新たな希望を喚起するとともに、中山間地域に対する都市住民の理解と関心を高めることを目的に募集されているものであります。このことについて複数の委員より、「新たな呼称の募集については、「限界集落」に対する抵抗感から行われているものと理解しているが、中山間地域の厳しい実態や、国・県に対して切実な状況を伝えることを考慮した場合、「限界集落」を使用するほうがよいのではないか」との意見がありました。これに対して当局より、「新しい呼称は、決して「限界集落」を呼びかえるものではなく、「限界集落」が中山間地域の代名詞のごとく使用されることから、地域に活力を与えるような別の呼称を定めるために行うものである。今後、新しい呼称を旗印として、元気な集落づくりに取り組む集落を全県的に広げていきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、国際定期便宮崎—台北線についてであります。

6月に開設された宮崎—台北線の搭乗率を上げる取り組みに関する委員の質疑に対して、当局より、「宮崎・台湾がお互いに双方向で誘客・送客対策に取り組むことが重要である。本県としては、南九州全体で取り組むことを重視しており、熊本、鹿児島の行政機関・各種団体に対しても積極的に協力を呼びかけていきたいと考えている。また、旅行エージェントに対しても、九州内を周遊する安くて魅力ある旅行プランの開発に取り組んでいただくよう働きかけたい」との答弁がありました。これに対して他の委員より、「旅行エージェントへの対応については、県民政策部と商工観光労働部がお互いに協力して取り組んでほしい」との要望がありました。

次に、入札・契約制度改革についてであります。

このことについて、委員より、「県内建設業者の厳しい経営実態や今後の公共事業のあり方を見据え、県土整備部と、現行の入札・契約制度の改善について協議を行う予定はないのか」との質疑があり、当局より、「入札・契約制度の改革については、その透明化・公正化の確保や、公共事業の地域経済に占める位置、県民生活に与える影響などを考慮し、制度の検証が行われる過程で、県土整備部とも十分議論したい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、現行の入札・契約制度の検証に当たっては、総務部としても、その立場から積極的に発言を行い、制度の改善が図られることを要望いたします。

次に、指定管理者の第二期指定についてであります。

このことについて、委員より、「第二期指定により、指定管理者が変更となるケースも考えられるが、施設で働く労働者の雇用や労働条件を守るよう、協定書等に条件を付すことはできないか」との質疑があり、当局より、「基準価格の設定に当たっては、民間の同種業態の人件費水準を勘案するようにしている。雇用等について協定書等に条件をつけることは困難であるが、新たな指定管理者に対して、必要に応じ、業務経験者の情報を提供するなど、側面的支援を行うことは可能である」との答弁がありました。これに対して委員より、「県として、施設で働く労働者にも十分配慮してほしい」との要望がありました。

次に、「北方領土返還要求についての意見書」についてであります。

日本固有の領土である北方領土の返還の実現は、全国民の長年の悲願であります。ところが、戦後63年を経た今日もなお、北方領土は返還されず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは、まことに遺憾なことであります。

このような中、7月に北海道で主要国首脳会議が開催されますが、主要国首脳が一堂に会する全体会議において北方領土問題を取り上げ、二国間でいまだに領土問題が存在することを改めて提起し、日本の強い意思を国際的に発信することは、問題解決を推し進めるまたとない機会であります。

このため、国に対して、北方領土の返還を求める人々の総意と心情にこたえるよう、主要国首脳会議の場で北方領土問題を取り上げ、問題解決に向け、強い意思を持って臨むことを要望するものであります。

以上、意見書の提出につきましては、全会一

致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いをいたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、厚生常任委員会、権藤梅義委員長。

○権藤梅義議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第2号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、このうち請願第5号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第6号「宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例」についてであります。

このことについて、委員より、「小児科医師の確保は重要であるが、今回の取り組みにより、県内における小児科医の地域偏在は解消されるのか」との質疑があり、当局より、「小児科医の偏在是正もねらいの一つなので、強制はできないが、資金貸与時に指導はしていかなければならない」との答弁がありました。さらに別の委員より、貸与される資金が所得となる時

期について質疑があり、当局より、「研修資金は、返還免除が確定した時点で所得となる」との答弁がありました。

次に、真空採血管ホルダーの再使用の中止についてであります。

当局より、「平成17年1月4日に出された厚生労働省の通知について、製造業者に対して再使用の禁止を説明書に記載すること、あわせて、医療機関への説明については製造業者に義務がある」との説明がありました。

このことについて、複数の委員より、「安全性を求めて使い捨てで使用するとした厚生労働省の通知が、製造業者に対しての通知であること、また、今回、県当局が調査したのは所管の医療機関のみであり、民間の医療機関が調査の対象となっていないことについて疑問がある」との質疑があり、当局より、「現時点では感染のリスクは非常に低いということで、調査は行っていないが、全国的な問題になっており、調査の実施が必要という意見があることを厚生労働省には伝えたい」との答弁がありました。

当委員会としては、県立病院への相談や再検査依頼があるなど、各種報道等により県民の関心が高いことから、これ以上県民へ不安を与えないためにも、今後、安全性を高めるための対応を徹底していただくよう要望いたします。

次に、県立延岡病院支援キャンペーンについてであります。

このことについて当局より、「延岡病院における5月の救急患者総数が、前年と比べ30%程度減少しているが、入院患者数はそれほど減っていないことから、軽症者の救急患者数が減っていると考えられるため、キャンペーンの効果が出ている」との説明がありました。

このことについて、複数の委員より、「今後

の広報については、来院時間帯別の重症患者数の推移の公表や、医師会の宿直当番医等、患者やその家族が自発的に判断できるように、医師会等とも連携しながら具体的なPRを丁寧に行ってはどうか」との質疑があり、当局より、「市町村には繰り返し広報をお願いしたい。また、各医療機関に掲示依頼をしているチラシについては、一定期間経過後、内容をリニューアルして掲示をお願いしていきたい」との答弁がありました。

さらに、複数の委員より、「延岡をモデルケースとして、他の医療圏や地域に取り組みを広げていく考えはないのか。重症患者への対応や医師確保にもかかわることなので、当局としても、市町村や地元医師会への働きかけ等、地元の意識啓発に取り組んではどうか」との質疑があり、当局より、「新しい医療計画では、医療機能の分担、連携を強調している。1次救急体制、2次・3次医療に対する地元の意識が高まってこないと難しい面もあるが、地元市町村や医師会等の協力も得ながら、地域医療の実態に即して取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、「宮崎県障がい者工賃倍増5か年計画」についてであります。

障がい者が、住みなれた地域で自立して安心して暮らすことができる社会の実現を目指すため、障害者自立支援法が平成18年4月に施行されました。国におきましても、「成長力底上げ戦略」に基づく「福祉から雇用へ」推進五か年計画の一環として、産業界等の協力を得ながら、官民一体となって、障がい者の工賃向上に取り組むこととしたところであります。こうした中で、本県においても、就労継続支援B型事業所等で働く障がい者の工賃の倍増を図るた

めの具体的方策を盛り込んだ「工賃倍増5か年計画」を策定したところであります。

このことについて、複数の委員より、「計画策定や具体的な実現に向けた取り組みについては、事業所のみでの努力では難しい面もあると思う。国、県からの事業所への運営費助成はもとより、具体的な企業との契約等、計画実現に向けて、厳しい経済社会における実現可能な土壌づくりや、事業所の取り組みに対する企業の理解等が重要であるので、事業所の運営状況を把握しながら、計画の実現に向け取り組んではどうか」との質疑があり、当局より、「事業所経営者も含めた研修事業において、工賃向上のために必要な経営的視点や経営基礎知識の習得、マーケティング、事業計画の策定・実践等の具体的方法等を内容とする研修を行い、事業所の工賃向上に対する意識の醸成を図っていきたい。また、商工団体、中小企業診断士等から成る工賃向上支援チームが、売れる製品の企画力、販売力についてのノウハウの提供を行うことで、実効性のある計画の策定・実践を支援していきたい。これまでの福祉的な就労から一歩踏み出して、工賃を向上させようとする取り組みは大きな転換点であると考えており、計画の実現に向け、しっかり取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、指定管理者制度第二期指定についてであります。

このことについて、委員より、「特に宮崎県青少年自然の家については、平成18年度の指定管理者制度導入を契機に、利用団体、研修延べ人数、収入のすべての点で増加しており、制度導入のメリットが顕著にあらわれている」との意見があり、当局より、「指定管理者になり、年中無休等、利用者へのサービス向上が図られ

たもので、民間活力による効果が発揮されたものである」との答弁がありました。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第2号外3件及び新規請願1件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第2号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、建築基準法の一部改正により、建築確認審査・検査に要する事務量が増加したことから、建築物の確認及び検査に係る申請手数料の改定を行うものであります。

次に、議案第9号「損害賠償の額の決定について」であります。

これは、平成19年1月17日、県道大戸野清武線を自転車で通行中、バイパスから旧道への取り付け道路に進入した際に、段差部分から転落した事故に対して、その損害賠償の額を7,209万1,820円に決定するものであります。当局よ

り、「このような事故が発生したことを受け、県内すべての土木事務所において、同様の箇所について調査を行い、その対応を進めた」との報告がありました。

次に、新規雇用創出1万人についてであります。

このことについて、当局より、新規雇用創出の基本的な考え方について説明がありましたが、委員より、「新規雇用創出の範囲について、正社員、パート、派遣、工場の場合の季節労働者など、さまざまな労働形態があるが、どこまで目標の数字に含めるのか。雇用期間が決まっているものについても数に含めた場合は、毎年、新規雇用にならないか」との質疑がありました。このことに対して、当局より、「新みやざき創造計画に明確には定義されていない。労働局等の統計データを収集中である」との答弁があり、委員よりさらに、「新規雇用に含まれる労働の定義について、県民にわかりやすく明示してほしい」との要望がありました。

次に、指定管理者の第二期指定についてであります。

第一期の指定期間が平成21年3月31日で終了する施設の第二期募集について、商工観光労働部で1施設、県土整備部で9施設の説明がありました。それぞれの施設の指定管理者制度導入後の状況は、利用者増やサービスの向上などが図られているとのこととあります。

このことについて、複数の委員より、「第二期の指定期間が3年間の施設については、期間を5年間などに延ばしたほうが、指定管理者も利用者サービスの向上などにじっくり取り組めるのではないか」との要望がありました。また、委員より、「県が管理している他の公の施設についても指定管理者制度が導入できないか

検討してほしい」との要望もありました。

次に、「県内の経済浮揚を図るために入札・契約制度の早期改善を求める決議」についてであります。

当委員会では、これまでも入札・契約制度改革について、昨年9月の委員会発議の決議や各定例会の委員長報告等により、その積極的な検証・改善を求めてきたところであります。本定例会の委員会においても、委員より、最近の建設業の倒産件数等の状況について質疑があり、当局より、「本年4月から5月までの倒産件数は13件、その従業者数は102名であり、前年度の4月から5月までの倒産件数は8件、その従業者数は88名である」との答弁があったところであり、現在も建設業を取り巻く環境は厳しいものがあります。

そこで、当委員会では、決議案の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてそのお取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第2号及び報告第2号の計2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、

いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第2号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、「温泉法」の一部改正により、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害防止が法の目的に追加され、新たな許可や確認等の手続が必要となったことから、その申請に係る手数料を新設するものであります。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、産業廃棄物税基金と森林環境税基金の積み立てについて、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分の承認を求めるものであります。

次に、繰越明許費のあり方についてであります。

このうち、環境森林部所管の事業で明許繰り越しがなされたのは、12事業、79カ所で、繰越金額は24億3,200万円余となっております。このことについて、委員より、「繰越額は、環境森林部の公共事業費の何割程度になり、例年と比較するとどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「公共事業費のうち、林道事業についてはおおむね25%程度であり、昨年度は45%程度であった。繰り越しをしないような箇所ごとの予算配分や、1年間休止する方法で減少している。今後とも繰越額の減少に努めてまいりたい」との答弁がありました。

これに対し委員より、「さまざまな事情から繰り越しが出ることも理解できるが、繰越額の占める割合が大きく、厳しい業界の現状からも繰り越しとならないよう努力していただきました

い」との要望がありました。

繰り越しについては、農政水産部の繰り越しを合わせると、毎年数百カ所の繰り越しが行われており、委員からは、「報告であるため、実際に正当な理由で繰り越されているかのチェックがなされないまま了としている。議会として十分なチェックをすべきではないか」など、繰越明許費のあり方について意見が出されました。

次に、エコクリーンプラザみやぎ問題についてであります。

このことについて、当局より、外部調査委員会において了承された今後の進め方や、梅雨・台風対策などについて説明がありました。

これに対し、委員より、「飛灰を袋に詰めて埋め立てるなど応急的な対応をしているが、そのまま放置されると非常に危険である。処理策についてはどのように考えているのか」「廃棄物処理システム全般にわたる検討を行うとなっているが、プラントの検証などについて、現在の外部調査委員会のメンバーで対応できるのか」等の質疑や、「落札額が低かったため不備が出たのではないかとこの点についても、調査いただきたい」等の要望があり、当局より、「必要がある場合は他の専門家に意見を聞くなど、外部調査委員会において徹底的に検証していただくこととしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、将来にわたって影響が出ることがないように、外部調査委員会においては十分な調査検討をいただくよう、強く要望をいたします。

次に、重油価格高騰対策についてであります。

このことについて当局より、「耕種・畜産・

水産の各部門ごとに、関係団体と一体となって対策会議を設置し、状況把握や影響調査及び検討を行っている。また、農政水産部の本庁各課と出先機関等から成る連絡会議等を設置し、緊急対策等に関する総合的な検討や、現行制度を活用した対策等を実施している」との説明がありました。

このうち、省エネ効果の高い内張二層カーテンへの補助について、委員より、「今の予算では十分な対応ができない。品種改良することにより燃料費を削減するなど、ほかに対応できることがないか、知恵を絞って取り組んでいただきたい」との要望がありました。また、国の水産業燃油高騰緊急対策事業について、委員より、「漁業者からは、非常に基準がわかりづらく使いづらいとの声を聞く。十分な助言をお願いしたい」との要望がありました。さらに他の委員からは、「このままでは、宮崎の農林水産業は壊滅する。抜本的な緊急対策を講じる必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「県あるいは一事業体で解決するには難しい問題が多いが、金融支援や助成制度に加え、コスト高に耐えられる産業構造に変えていくような中長期的な展望を持ちながら対策を検討していきたい」との答弁がありました。

次に、農業農村整備事業独自の総合評価の試行についてであります。

土地改良事業などの農業農村整備事業については、事業費に対し一部農家負担を伴うことや、事業完了後は土地改良区など地元みずからその造成施設を管理することとなるなどの特性を踏まえ、総合評価落札方式において独自の評価項目等の設定を行うものであるとの説明がありました。

このことについて、委員より、「地域内にお

ける本支店の有無を地域貢献としている根拠は何か」との質疑があり、当局より、「工事終了後は、地元の土地改良区や農家等が管理することになるが、農家の減少や高齢化など厳しい状況もあることから、さまざまな事態に即応できるなどの点を考慮し、地域貢献としている」との答弁がありました。また、別の委員より、「地域貢献をしたことについては自己申告なのか」との質疑があり、当局より、「協力を受けた団体から、内容についての書面や写真を提出してもらうなど、簡便な証明で確認ができる方法を考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、地域貢献の評価項目については、試行の結果を十分に検証し、地域が必要としている内容を積極的に反映していただくよう要望いたします。

次に、県内産ウナギの信頼回復への取り組みについてであります。

このことについて、当局より、「養鰻業界が中心となって発足したウナギの安全・安心推進委員会から、本年3月に安全・安心なウナギを生産するためのルールを定めた、いわゆるGAPの取り組みなどの提言を受け、現在、シラスウナギ協議会を中心に取り組みが進められている」との説明がありました。

このことについて、委員より、「昨年の産地偽装問題後、宮崎独自のトレーサビリティができることを期待していたが、なかなかできない。何が問題なのか」との質疑があり、当局より、「業界全体が共通認識を持ち、自主的にGAPの基準を守っていけるようなしっかりした体制をつくることが大事であり、現在、一部で試行的に取り組みが行われている。県としては、取り組みの過程においてさまざまな助言を行っている。できるだけ早くこの取り組みが県民に対

して公表できるよう、引き続き指導していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、消費者の安全・安心の確保や、県内の生産者が安心して生産できるように、県内産ウナギの信頼回復に積極的に取り組んでいただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第4号及び報告第2号の2件であります。慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第4号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、自動車運転免許に係る取消処分者講習及び初心運転者講習を実施する公安委員会指定の自動車教習所の名称が変更されたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、退職手当の確定に伴い、3月31日に専決処分された「平成19年度宮崎県一般会計補

正予算（第6号）」について報告し、承認を求めるものであります。

次に、「平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書」についてであります。

これは、事業主体である県土整備部において事業を繰り越すため、事業費の一部を負担している企業局においても繰り越すものであります。

次に、平成20年6月1日施行、改正道路交通法についてであります。

当局より、「高齢運転者標識並びに聴覚障害者標識の表示が義務化された」との説明がありました。

当委員会といたしましては、高齢運転者にかかわる交通事故が増加傾向にある中、高齢者の割合が高い本県において、高齢運転者標識等を表示することで、みずからの安全を確保するという趣旨を高齢者等に対して明確に伝え、指導を徹底することを要望いたします。

次に、不審者、声かけ事案等への対応についてであります。

このことについて、委員より、「地域の皆さんにも協力をいただき、不審者情報等の広報を行ってほしい」との要望があり、当局より、「広報について重点的に取り組んでいる。あわせて、ボランティア団体、学校、教育委員会などとも連携し、地域の警戒を強化する活動も行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、関係者だけが連携を密にするのではなく、地域の協力をいただきながら、今後も地域の人々が安心・安全に暮らせるよう一層の努力を要望いたします。

次に、自転車の通行方法についてであります。

このことについて、委員より、「中高生の車道上での左側通行が守られていない状況が見られる。特に通行量の多い箇所では事故が起こる危険性も少なくない。交通安全についての警察及び学校の指導はどのようになされているのか」との質疑があり、当局より、「自転車交通安全教室等を開催し、指導を行っている。今後もさらに警察と学校が互いに連携しながら、今回の道路交通法の改正点の指導・啓発を含め、中高生の交通マナーの向上を図ってまいりたい」との答弁がありました。

次に、県立高等学校の旧通学区域外からの合格状況等についてであります。

このことについて当局より、「通学区域撤廃に伴う旧通学区域外からの合格者は100名程度と見られ、既に通学区域を撤廃した他県の初年度の合格状況と比較してもほぼ同様の結果である。また、全県的に見ると、交通の便のよい近接した地域間での移動が多い」との説明がありました。

このことに関連して、委員より、「通学区域を撤廃したことにより、県内の高校間で学力の偏在が出てくるのではないか」との質疑があり、当局より、「学力の変動については把握するのは難しいが、今回の通学区域撤廃により、中学生が、自分の興味・関心のある高等学校を選択する幅が広がったと考えられる」との答弁がありました。

また、委員より、「通学に要する時間が長くなり、家庭・地域にいる時間が短くなる。家族・地域との関係が希薄になるとの危惧もある。そのほかにもさまざまな影響が出てくることも考えられるため、今後、通学区域撤廃の影響等について検証を進めてほしい」との要望がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許可します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 今議会に提出をされました議案に対する討論を行います。

まず、議案第8号、報告第2号に反対の立場から討論をいたします。

議案第8号「市町の配置分合について」、同議案は、日南市、北郷町、南郷町を合併し、新たに日南市を設置するというものです。私は、市町村合併について全面否定するものではありません。そこに住む住民の利益につながり、必要なものであれば、住民の意思に沿って合併等の措置が図られることはあってしかるべきと考えます。

本県では既に、これまで44あった自治体は30に統合され、さらに少なくなろうとしています。しかし、果たしていずれの合併も、住民の側からの自発的な行為であったのか、徹底した論議の中で十分に住民の意思が反映されたのか。少なくとも住民投票による意思確認は必須

条件だと思えます。

政府は、三位一体の改革で地方交付税を大幅に削減しながら、税源移譲は不十分、こうして地方財政の危機感をあおりながら、さまざまな特例策を設けて強力に合併推進を押し進めてきましたが、果たしてこうした合併が本当に住民の利益につながるのでしょうか。

今回、日南市、北郷町、南郷町の合併が決まれば、人口約6万人、面積536.12平方キロメートルという大きな自治体になります。しかし、今、大きくなった自治体の弊害が、岩手・宮城地震で不幸にも現実問題として浮き彫りになっています。合併して職員が本庁機構に集中し、総合支所となった旧町村の役場では、地元の職員が大きく減った中で、被災者が、生活再生支援を受ける基準となる罹災証明の発行や、被害調査のおくれで、住民生活は不安と混乱の中に置かれている状況が伝えられています。

本県でも、既に合併をした自治体で、本庁に行かなければ受け付けられない事務手続がふえるなど、住民サービスの低下や税負担の増加など、「こんなはずではなかった」との声が寄せられています。住民にとっては、小さくても行政の顔が見える、物が言える関係を保つことが住民自治の鉄則ではないでしょうか。

今回の日南市、北郷町、南郷町の合併を判断するに当たっては、いずれの自治体も、住民の意思を明確に把握するための住民投票すら行っていない状況の中で、住民の意思は十分に反映されていないと言わざるを得ません。ましてや、財政難を口実にするのであれば、そもそも政府の責任によるものであって、地方にそれを押しつけるやり方こそ、改めさせるべきことではないでしょうか。

よって、今回、日南市、北郷町、南郷町を廃

し、新たに日南市を設置するとして同議案を認める立場にないことを表明するものです。

次に、報告第2号、平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）の「専決処分を求めることについて」です。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ10億9,535万5,000円を追加し、予算総額を5,489億9,980万8,000円とする予算専決です。

本来、予算を定めることは議会の権限であって、予算の専決はごく限られております。災害時の緊急な支出で議会を開けない場合や、地方交付税、国庫支出金の確定など税制上やむを得ない場合です。しかし、今回、県民税や事業所税など17億500万円の追加をしておりますが、本来、税収などについては的確な把握を行い、予算化しておくべきであり、2月補正以降の増収については、決算であらわし、翌年度の予算編成に生かすことが本来のあり方であると思いません。今後の改善を求めたいと思います。

最後に、請願についてです。

継続審査となりました請願第5号「後期高齢者医療制度の充実を求める請願」及び第6号「保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願」について、採択を求めるものです。

いずれの請願も、前回に続いて継続審査となっていますが、後期高齢者医療制度は、4月の実施以来、ますます国民の怒りが広がる中、政府も見直しをせざるを得ない事態となっています。制度が運用されている以上は、高齢者のだれもが安心して医療が受けられるよう、制度の充実を求める請願者の意思を尊重し、また、保険業法の見直しについても、構成員の相互扶助を図るために自主的につくられた団体共済を企業型保険と同列に扱うこと自体、道理のない

ことであり、団体共済を保険業法の適用から外すよう求めた同請願も、速やかに採択することを強く求めるものです。

また、採択となりました第8号「北方領土返還についての意見書提出を求める請願」については、歯舞・色丹を含め、千島列島そのものが日本の固有の領土であり、返還を求めることは国民的な立場からも当然です。しかし、過去に日本政府がサンフランシスコ条約で千島列島を放棄した経過があり、この問題も含め、話し合いによる道理ある説得で解決を図ることが重要だと思います。

さらに、同意見書案でも指摘しているように、問題解決に向けて、日露両国間の平和条約締結は重要であると思います。こうした立場での日本政府の真摯かつ積極的な外交努力を求め、同意見書案に賛成するものです。

以上、討論といたします。〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第8号及び報告第2号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議案第8号及び報告第2号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 議案第1号から第7号まで及び第9号並びに報告第1号及び第3号採決

○坂口博美議長 次に、議案第1号から第7号

まで及び第9号、並びに報告第1号及び第3号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 請願1件採決

○坂口博美議長 次に、請願第8号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第5号及び第6号について一括お諮りいたします。

両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、議員及び委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

平成20年7月1日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 丸山 裕次郎
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会会議規則の形式の左横書きの実施に関する規則

議員発議案第2号

地方分権改革の確実な取組みを求める意見書

議員発議案第3号

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を求める意見書

議員発議案第4号

嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

議員発議案第5号

教育予算の拡充を求める意見書
議員発議案第6号
原油価格高騰に関する対策を求める意見書
議員発議案第7号
地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進
を求める意見書

徳重忠夫
満行潤一
新見昌安
黒木正一
松田勝則

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

平成20年7月1日
宮崎県議会議長 坂口 博美 殿
提出者 総務政策常任委員長 外山 衛
議員発議案の送付について
下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

議員発議案第10号
森林・林業・木材産業施策の積極的な展開
を求める意見書

記

平成20年7月1日
宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

議員発議案第8号
北方領土返還要求についての意見書
平成20年7月1日
宮崎県議会議長 坂口 博美 殿
提出者 商工建設常任委員長 十屋 幸平
議員発議案の送付について
下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

提出者 丸山 裕次郎
徳重忠夫
新見昌安
権藤梅義
宮原義久
濱砂 守
関師博規
松村悟郎
外山 衛
山下博三

記

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号
県内の経済浮揚を図るために入札・契約制度の早期改善を求める決議

議員発議案第11号
北朝鮮に対する制裁解除に反対する意見書

平成20年7月1日
宮崎県議会議長 坂口 博美 殿
提出者 緒 嶋 雅 晃
星 原 透
井 上 紀代子
水 間 篤 典
外 山 衛

◎ 議員発議案第1号から第11号まで

追加上程

○坂口博美議長 ただいま朗読をいたしました

議員発議案第1号から第11号までを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 議員発議案第9号提案理由説明

○坂口博美議長 まず、議員発議案第9号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。商工建設常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕（拍手） それでは、「県内の経済浮揚を図るために入札・契約制度の早期改善を求める決議」の提案理由を説明させていただきます。

地方に暮らす我々の生活と大都市圏との地域間格差並びに所得格差はますます広がっております。特に、高速道路を初めとする社会インフラ整備がおこなわれている本県において、社会資本整備の担い手である建設産業は、地域経済及び県民の雇用を支え、本県経済を牽引する主要な産業であります。また、台風などの災害が多い本県においては、被災箇所の迅速な復旧という観点からも、大きな役割を果たしております。

しかしながら、公共事業の大幅な縮減、急激な入札・契約制度改革によって、建設産業及び関連産業は瀕死の状態であります。このまま建設産業の倒産が続けば、県全体の経済がより一層衰退するとともに、雇用の場も失われていくのは自明の理であり、県当局においても、この現実を真摯に受けとめ、対策をとるべきであります。

よって、知事を初めとする県当局に対し、情報漏えいの防止などコンプライアンスの徹底を図りながら、県内経済の全体的な浮揚、雇用の

安定を目指し、地域経済への貢献及び波及効果の高い建設産業の保護・育成を求めるべく、地域要件の拡大など、入札・契約制度の早期改善を講じるよう強く訴えるものであります。

何とぞ議員諸賢の御理解と御賛同をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 議員発議案第9号採決

○坂口博美議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第9号についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 討 論

○坂口博美議長 次に、議員発議案第1号から第8号まで、第10号及び第11号の各号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第11号「北朝鮮に対する制裁解除に反対する意見書」について、反対の立場から討論いたします。

北朝鮮の核開発計画の申告書の提出により、米政府は、北朝鮮をテロ支援国家から解除する手続に入りましたが、このことは、6カ国協議の合意に基づいた朝鮮半島の非核化に向けた第一歩として、中国、韓国、ロシアもこの一連の動きへ強い支持を表明しました。また、日本が議長を務めた主要8カ国外相会合（G8）でも、北東アジアで生起しているこの動きを一致して支持することが確認されました。

今、こうした国際的に支持が広がる流れの中で、北朝鮮の非核化に向けて段階的解決が図られようとしています。このようにして核問題が道理ある形で解決が図られるならば、拉致問題の早期解決の新しい条件が開かれることになると思います。

また、経済制裁について、段階的措置を否定するものではありませんが、今必要なことは、日朝平壤宣言や6カ国協議に基づいて、核問題、拉致問題、過去の清算の問題などを包括的に解決するために、日本政府としての主体的な外交戦略を持って当たることではないでしょうか。

とりわけ、核問題で日本政府が積極的姿勢をとることは、拉致問題に対する国際的理解と支援を高める上で有効かつ重要であり、この方向が強く求められていると思います。真の拉致問題解決に向けて、他国任せではなく、日本政府が道理ある主体的な方策を持って粘り強く臨むことが必要であることを強調したいと思いません。

以上申し述べ、本意見書案に反対であることを表明して討論といたします。〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第11号に賛成の立場から、宮崎県北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟を代表して討論をいたします。

北朝鮮による拉致は、幸せに暮らしていた被害者はもとより、家族、関係者を一瞬にして悲劇に陥れる、残酷かつ卑劣きわまりない国家的犯罪であるのは周知の事実であります。

平成14年9月、北朝鮮が初めて日本人拉致の事実を認め、被害者5名の帰国が実現して以降、6カ国協議を含め、拉致問題は解決済みと主張し、いまだこの問題に対して誠実な対応を見せておらず、一方で、核問題を交渉材料として、我が国を欺く態度に終始していると言わざるを得ません。

本県においても、過去に日向灘沖で工作船と思われる不審船事件が発生し、現に拉致被害者1名が青島海岸から拉致され、また、拉致被害者と疑われる特定失踪者が4名存在するなど、まさに他人事では済まされないものであります。

このような中、政府は、6月11日、12日の日朝実務者協議において、北朝鮮が拉致問題の再調査を行う姿勢を示したことに対して、経済制

裁を一部解除するとの方針を発表しました。基本的には、再調査の進展を見きわめながら、経済制裁解除を検討するとの態度であります。政府が具体的な判断基準を示さないまま制裁解除に言及することは、北朝鮮との交渉を有利に進める上で非常に危険な選択と言わざるを得ません。

本来であれば、北朝鮮が真摯な調査を実施し、すべての拉致被害者の帰国が実現した段階で制裁解除を検討すべきであります。このような政府の対応は、拉致被害者の御家族、関係者にとって到底納得できるものではなく、議員連盟を結成し、拉致事件の早期全面解決に努力してきた本県議会にとっても、非常に憂慮すべき事態であります。

このようなことから、本県議会として、政府に対して、拉致問題で具体的な進展がない限り制裁解除を行わないという従来の方針を堅持することを強く求めると同時に、この問題に対する国際連携のかなめであるアメリカに対して、テロ支援国家の解除を見直すよう最大限の外交努力を尽くすことを求めるものであります。

テロ支援国家指定の解除については、アメリカが今まさに手続を開始したところであり、事態は急を要します。

議員各位におかれましては、以上の趣旨を十分御理解の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私の賛成討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第11号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第11号についてお諮りいた

します。

本案は、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第1号から第8号まで及び第10号採決

○坂口博美議長 次に、議員発議案第1号から第8号まで及び第10号の各号議案を一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○坂口博美議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年6月定例県議会を閉会いたします。

午前11時6分閉会

資

料

平成20年6月定例県議会日程

19日間

月日	曜	区分	議事	備考
6. 13	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 環境農林水産常任委員長中間報告 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
14	土		(閉 庁 日)	
15	日			
16	月	休 会	(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
17	火			
18	水	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30
19	木			請願締切 12:00
20	金			
21	土		(閉 庁 日)	
22	日			
23	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
24	火		一 般 質 問 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
25	水	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
26	木			
27	金			
28	土		(閉 庁 日)	
29	日			
30	月	休 会	特 別 委 員 会 (議 事 整 理)	
7. 1	火	本会議	常任委員長審査結果報告、質疑 討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

2 1 5 - 6 6 2

平成20年6月13日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英



議案の送付について

平成20年6月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

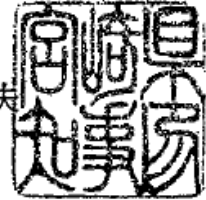
- 議案第 1 号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例
- 議案第 7 号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する
条例
- 議案第 8 号 市町の廃置分合について
- 議案第 9 号 損害賠償の額の決定について
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

2 1 5 - 6 7 1
平成20年6月18日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成20年6月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第 10 号 公安委員会委員の任命の同意について
- 議案第 11 号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第 12 号 収用委員会委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

一般質問時間割

6月18日(水)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
1	自由民主党	萩原 耕三	10:00~11:00	
2	社会民主党	満行 潤一	11:00~12:00	休憩
3	公明党	新見 昌安	13:00~14:00	
4	公明党	河野 哲也	14:00~15:00	

6月19日(木)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
5	愛みやざき	武井 俊輔	10:00~11:00	
6	自由民主党	福田 作弥	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	黒木 正一	13:00~14:00	
8	愛みやざき	函師 博規	14:00~15:00	

6月20日(金)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
9	自由民主党	松村 悟郎	10:00~11:00	
10	自由民主党	押川修一郎	11:00~12:00	休憩
11	自由民主党	中野 一則	13:00~14:00	
12	社会民主党	鳥飼 謙二	14:00~15:00	

6月23日(月)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
13	自由民主党	山下 博三	10:00~11:00	
14	自由民主党	十屋 幸平	11:00~12:00	休憩
15	民主党	井上紀代子	13:00~14:00	
16	民主党	権藤 梅義	14:00~15:00	

6月24日(火)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
17	自由民主党	濱砂 守	10:00~11:00	
18	日本共産党	前屋敷恵美	11:00~12:00	休憩
19	愛みやざき	松田 勝則	13:00~14:00	
20	社会民主党	太田 清海	14:00~15:00	

* 1人当たりの質問時間30分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第2号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決	可決	可決	
第3号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第4号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第5号	退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例		可決			
第7号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第8号	市町の廃置分合について	可決				
第9号	損害賠償の額の決定について			可決		
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (工事請負契約の変更)			承認		
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第6号))	承認			承認	承認
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて (宮崎県税条例の一部を改正する条例)	承認				

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第4号	高鍋土木事務所存続に関する請願	継続				
第5号	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		継続			
第6号	保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願	継続				
第7号	串間土木事務所存続に関する請願	継続				
第8号	北方領土返還要求についての意見書提出を求める請願	採択				
第9号	「宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)」の制定を求める請願			継続		

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成20年6月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	請願第4号 高鍋土木事務所存続に関する請願 請願第6号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願 請願第7号 串間土木事務所存続に関する請願 県民政策及び行財政対策に関する調査	慎重な審査 ・調査を要するため
厚生常任委員会	請願第5号 後期高齢者医療制度の充実を求める請願 福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査	慎重な審査 ・調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第9号 「宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)」の制定を求める請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査 ・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	7月1日・可 決
〃 第2号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第3号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例	〃
〃 第7号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	市町の廃置分合について	〃
〃 第9号	損害賠償の額の決定について	〃
〃 第10号	公安委員会委員の任命の同意について	6月24日・同 意
〃 第11号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第12号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	7月1日・承 認
〃 第2号	専決処分の承認を求めることについて	〃
〃 第3号	専決処分の承認を求めることについて	〃
議員発議案 第1号	宮崎県議会会議規則の形式の左横書きの実施に関する規則	7月1日・可 決
〃 第2号	地方分権改革の確実な取組みを求める意見書	〃
〃 第3号	過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を求める意見書	〃
〃 第4号	嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書	〃
〃 第5号	教育予算の拡充を求める意見書	〃
〃 第6号	原油価格高騰に関する対策を求める意見書	〃
〃 第7号	地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書	〃
〃 第8号	北方領土返還要求についての意見書	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
議員発議案 第9号	県内の経済浮揚を図るために入札・契約制度の早期改善を求める決議	7月1日・可決
" 第10号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書	"
" 第11号	北朝鮮に対する制裁解除に反対する意見書	"

意見書、決議文、その他

宮崎県議会会議規則の形式の左横書きの実施に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、宮崎県議会会議規則（平成十年宮崎県議会規則第一号。以下「会議規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 会議規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 この規則による改正前の会議規則（以下「改正前の会議規則」という。）における右方はこの規則による改正後の会議規則（以下「改正後の会議規則」という。）における上方とし、改正前の会議規則における上方は改正後の会議規則における左方とする。
- 二 改正後の会議規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、改正前の会議規則における文字の配置とする。

(用字の整理)

第三条 会議規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章名及び条名に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号名の漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字（次に掲げるものを除く。） ア 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの イ 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字

2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、議長

が定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

地方分権改革の確実な取組みを求める意見書

2006年12月に「地方分権改革推進法」が制定され、現在、地方交付税、国と地方の税源配分等の財政上の措置のあり方を含めて、地方分権改革推進委員会で議論されているところである。

しかしながら、地方分権改革推進委員会が昨年11月の「中間的な取りまとめ」で求めた「個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討」に対して、関係府省は、国の出先機関の見直しを始め、統一性の確保、広域調整の必要性といった抽象論や論理のすり替えに終始し、ゼロ回答を続けているところである。

地方分権改革推進委員会が示した第1次勧告における一般国道の維持管理権限、農地転用許可制度、福祉施設に関する基準など、各行政分野・事務事業にわたる見直し・検討項目の多くは、地方からの問題提起を受け、これまでもさまざまな場面で議論されてきたものである。

今後、第二期地方分権改革に向けたこれらの事務事業等について、国から地方へ権限を移譲し、国の関与を廃止・縮小する方向で、真摯な検討及び確実な取組が行われなければならない。

よって、国においては、真に自立的な地方行財政運営を実現するため、みずからの権益にとらわれることなく、国から地方への権限移譲等を進めるとともに、2010年春までの「新分権一括法案」の提出に向け、必要な法制上の措置及び地方への税財源の移譲につながる税財政制度の抜本的改革などに全力で取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を求める意見書

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、水源の涵養、食料・人材の供給など多面的な機能を担っているところである。

しかしながら、若者の流出による人口の減少や高齢化が急速に進行しており、耕作放棄地の増加や森林の荒廃により基幹産業である農林水産業の停滞を始めとし、公共交通の縮小、地域を担う医師の深刻な不足など基礎的な集落を維持することさえ困難な地域も拡大している。

このような中、平成12年に施行された現行の過疎地域自立促進特別措置法は平成22年3月末を持って期限切れを迎えるが、その後、新たな過疎対策が講じられなければ、財政基盤や地域経済が脆弱である過疎の市町村が山積する様々な課題に取り組むことがきわめて困難となる。

よって、国においては、こうした実情を踏まえ、失効する同法にかわる新たな法律を制定し、実態に即した地域の指定を含め、過疎地域に対する総合的な対策を引き続き行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
農林水産大臣	若林正俊様
国土交通大臣	冬柴鐵三様

嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

民法第772条第2項は、「婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」と、嫡出推定の規定を定めている。しかし、制定から100年以上が経過した今、社会情勢の変化や医学的進歩を背景に、この規定が実態に合わなくなり、裁判などを通して「無戸籍児」が存在する事例が多数明らかになり、社会問題となっている。

こうした中、国においては、平成19年5月に通達を出し、離婚後妊娠の場合に限り、医師の証明書を添付することで、現在の夫の子として出生届を認める特例救済措置が実施されている。

しかしながら、この特例で救済されるのは全体の1割程度であり、離婚交渉が長引く今日、離婚前妊娠による「無戸籍児」の根本的解決に至っていないのが現状である。

よって、国におかれては、子どもの人権を守るため、離婚前妊娠であっても社会通念上やむを得ないと考えられるものについては、現在の夫の子として出生届を認めるなど、嫡出推定の救済対象を拡大するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
法務大臣	鳩山邦夫様

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要である。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することは限界にあり、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつある。

教育は、未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられる必要がある。そのためには、教育予算を国全体としてしっかりと確保し、充実させる必要がある。

よって国においては、下記事項について特段の措置がなされるよう強く要望する。

記

- 1 義務教育費について、国の責務として必要な財源を確保すること。
- 2 学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
文部科学大臣	渡海紀三朗様

原油価格高騰に関する対策を求める意見書

世界的な需要拡大や大量の先物投資などを背景に、昨今の原油価格は史上最も高い水準にあり、現在も依然として高価推移すると予測されている。

このため、石油依存度が高く十分な価格転嫁を行い難い農林漁業、運送業や中小企業、医療・福祉関連業者などの経営を直撃し、地域経済にも深刻な影響をもたらし、県民生活を直撃している。

こうした状況を踏まえ、国におかれては、国民生活の安全・安心、産業の活力、地域の活性化を確保するためにも、関係省庁間連携により総合的な対策を早急に講じられるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 石油製品の価格の適正化及び安定供給の確保について万全の対策を講じるとともに、不透明な価格設定が行われないよう、国内の石油元売各社に対し調査・監視・指導を強化すること。
- 2 農林業用の燃油をはじめとした燃油高騰が続いており、価格安定対策を講じるとともに、燃油使用量抑制のため、農林業者の省エネ設備・機械の導入に対する支援措置を講じること。
- 3 漁業は他産業に比べ経費に占める燃料費の割合が高いことから、漁業用のA重油・軽油・ガソリンの価格の低減化を図る措置を講じるとともに、漁業経営を安定化させる措置を広く漁業者に対して講じること。
- 4 運送業、建設業、医療・福祉関連業、生活衛生関連業などの業種についてもその厳しい経営状況に配慮し、各業種別に実情を調査の上、価格安定対策や金融支援策など適切な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	福田康夫	様
財務大臣	額賀福志郎	様
農林水産大臣	若林正俊	様
経済産業大臣	甘利明	様
国土交通大臣	冬柴鐵三	様
内閣府特命担当大臣 (経済財政担当)	大田弘子	様

地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書

近年、乾燥地域の拡大や氷河の後退、異常気象の頻発、海面上昇等、地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が地球規模で顕在化している。20世紀の間に地球の平均気温は0.6℃上昇し、わが国の平均気温も1℃上昇した。

最悪の場合、2100年には1990年と比較して5.8℃気温が上がり88cm海面が上昇するとの予測もあり、地球温暖化防止に向けた取組が喫緊の課題であることは誰の目にも明らかである。

このような中、本年7月には、環境・気候変動問題等を主要テーマに、日本を議長国として北海道洞爺湖サミットが開催されるが、「環境立国」を目指すわが国が、サミット開催国として積極的に議論をリードするとともに、地球温暖化防止に向けた国民的取組を、より一層推進する責務があることは論を俟たない。

よって、国におかれては、サミット開催初日の7月7日を「クールアース・デー」として定めたことについて広く周知を図り、国民が地球温暖化防止のために、CO₂の削減など具体的に行動できる機会の創出に取り組むとともに、その普及促進を図るよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 毎年7月7日の「クールアース・デー」においては、電力の使用を一定時間控えるライトダウン運動等の啓発イベントを開催するなど、地球温暖化防止に向けた実効性の伴う国民的運動を創出し、その普及促進に努めること。
- 2 クールビズやウォームビズのさらなる浸透を図り、地球温暖化防止に配慮した室内の適正な温度調節等の実施率を高めること。
- 3 協賛企業の拡大やエコポイント制度の普及促進に努めることなどにより、「チーム・マイナス6%」などの国民的プロジェクトの一層の普及促進を図ること。
- 4 商品の料金の一部が温室効果ガス削減事業に充てられる仕組みとなるカーボンオフセット（温室効果ガスの相殺）については、関係者による協議体を創設し、その信用性を高めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
環 境 大 臣	鴨 下 一 郎 様

北方領土返還要求についての意見書

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島などの北方領土の返還の実現は、我々に課された国民的課題であり、全国民の長年の悲願である。

ところが、戦後63年を経た今日もなお、北方領土は返還されず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは、まことに遺憾なことである。

奇しくも本年7月、北方領土の属する北海道にて主要国首脳会議が開かれる。主要国首脳が一堂に会する全体会議で北方領土問題を取り上げ、主要国メンバーの2国間で未だに領土問題が存在することを改めて提起し、北方領土問題の解決に向けた我が国の強い意思を国際的に発信することは、問題解決を推し進めるまたとない機会である。

よって国におかれては、北方領土の返還を求める人々の総意と心情にこたえるため、7月の主要国首脳会議の場で北方領土問題を取り上げ、問題解決に向け強い意思をもって臨むよう、切に要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
外 務 大 臣	高 村 正 彦 様
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策担当)	岸 田 文 雄 様

県内の経済浮揚を図るために入札・契約制度の早期改善を求める決議

地方に暮らす我々の生活においては、ますます大都市圏との地域間格差並びに所得の格差が認められる状況である。

奇しくも日本銀行宮崎事務所が今年6月に発表した宮崎県金融経済概況によれば、最近の宮崎県の景気は回復の動きが鈍っていると報告されている。

言うまでもなく、建設産業は本県経済を牽引する主要な産業であり、県民の雇用の場として大きな受け皿となっているところである。

また、高速道を始めとする社会インフラの遅れている本県にとっては、建設産業は社会資本整備の担い手であるとともに、中山間地域等における地域経済及び雇用を支える重要な産業であり、かつ台風等の災害が多い本県において、被災箇所の迅速な復旧という観点からも大きな役割を果たしている。

しかしながら、近年の公共事業の大幅な縮減に加え、入札・契約制度改革による一般競争入札の急激な拡大やそれに伴う県外企業等との競合激化により、平成19年度の倒産件数は52件（従業者数では620名）と、昨年度比1.6倍にまで増加しており、県内の全業種の倒産件数の51%をも占めている。これは、全国の倒産件数の建設業の占める割合（約3割）をみてもはるかに高い数字である。

また、建設機材の売却などにより、企業存続を図るような危機的状況であり、災害復旧に駆けつけることも出来ない業者が増えつつあるのが現状である。

このまま、建設業の倒産が続けば、県全体の経済がより一層衰退するとともに、雇用の場も失われていくのは自明の理である。

県当局においては、この現実を真摯に受け止め、早急な対策を取るべきである。

よって、本議会は知事を始めとする県当局に対し、情報漏洩の防止などコンプライアンスの徹底を図りながら、県内経済の全体的な浮揚、雇用の安定を目指し、地域経済への貢献及び波及効果の高い建設産業の保護・育成を求めるべく、地域要件の拡大、最低制限価格の見直し、予定価格の公表のあり方など、入札・契約制度の早期改善を講じるよう、強く訴えるものである。

以上、決議する。

平成20年7月1日

宮 崎 県 議 会

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書

我が国の国土の3分の2を占める森林は、国土の保全や水源のかん養など多様な機能を有しているが、北海道洞爺湖サミットにおいて地球温暖化対策が主要なテーマとなる予定であるなど地球温暖化が世界的に深刻な問題となっている中で、森林が環境資源として果たす役割に対しても強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は弱体化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を適切に推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を向上させるための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益性の高い森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取組が極めて重要となっている。

よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じ、森林吸収源対策の推進はもとより、依然として厳しい状況にある林業・木材産業の再生、国有林の適切な管理運営体制の確保を図るなど、森林・林業・木材産業施策を積極的に展開されるよう強く要望する。

記

- 1 森林吸収源対策を着実に推進するため安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の向上を図ること。
- 2 緑の雇用担い手対策事業など森林・林業の担い手対策の拡充を図るとともに、施業の集約化、路網の整備・機械化の推進等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保や木質バイオマス利用の促進等による間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興を図ること。
- 3 水源林造成事業を含めた公益性の高い森林の整備を推進するための組織体制の確保を図るとともに、施業放棄林など民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設を図ること。
- 4 国民共有の財産である国有林の適正な管理を通じて、公益的機能の一層の発揮を図るとともに、地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化に寄与すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	江田野田	様
内閣総理大臣	福田康夫	様
財務大臣	額賀福志	様
農林水産大臣	若林正俊	様
経済産業大臣	甘利明	様
環境大臣	鳩山一郎	様

北朝鮮に対する制裁解除に反対する意見書

北朝鮮による拉致は、それまで何の落ち度もなく幸せに生活していた被害者本人、そして御家族・関係者を一瞬にして悲劇に陥れる残酷で卑劣極まりない国家的犯罪である。

平成14年9月、北朝鮮が初めて日本人拉致の事実を認め、拉致被害者5名の帰国が実現して以降、北朝鮮は、6カ国協議を含め、いまだにこの問題に対して誠実な対応を見せておらず、一方で国際社会の批判が強い「核」問題を交渉材料とするなど我が国を欺く態度に終始していると言わざるを得ない。

この問題は、本県においても、県内に拉致被害の疑われる特定失踪者が4名存在するなど、県民ひいては国民の安全・安心に影を落とす深刻かつ重大な問題として、日本政府はもとより、国際社会が一致団結して、全力で全容解明と早期解決に取り組むべきものである。

このような中政府は、再開された日朝協議において、北朝鮮が拉致問題の再調査を行う姿勢を示したことに対して、経済制裁を一部解除するとの方針を発表した。

基本的には再調査の進展を見極めながら、制裁解除を検討するとの態度であるが、政府が具体的な判断基準を示さないまま制裁解除に言及することは、北朝鮮との交渉を有利に進める上で、非常に危険な選択と言わざるを得ない。本来であれば、北朝鮮が真摯な調査を実施し、すべての拉致被害者の帰国が実現した段階で制裁解除を検討すべきであり、このような政府の対応は拉致事件の早期全面解決を願う本県議会にとって誠に憂慮すべき事態である。

よって本県議会は、政府に対して、拉致問題で具体的な進展がない限り制裁解除を行わないという従来の方針を堅持することを強く求めると同時に、この問題に対する国際連携の要である米国に対して、テロ支援国家指定の解除を見直すよう最大限の外交努力を尽くすことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
外務大臣	高村正彦様
内閣官房長官	町村信孝様

請 願 一 覽 表

總 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 統		
總 務 政 策	2	2	4	
厚 生	—	1	1	
商 工 建 設	1	—	1	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	3	3	6	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第7号	受理年月日	平成20年 6月13日
請願者 住所・氏名	<p>串間市大字西方5657番地 串間商工会議所 会頭 井手 徳幸 串間市大字西方15071番地128 串間市漁業協同組合 代表理事組合長 隈本 喜八郎 串間市大字大納136番地 串間市東漁業協同組合 代表理事組合長 近藤 守 串間市大字西方南方4400番地1 串間市自治会連合会 会長 松田 泉 日南市吾田東2丁目5番15号 はまゆう農業協同組合 副組合長 甲斐 次男 串間市大字奈留5237番地1 串間市大東農業協同組合 代表理事組合長 山口 文明 串間市大字串間2324番地1 南那珂森林組合 代表理事組合長 島田 俊光 串間市大字西方8978番地 串間市建設業協会 会長 有嶋 富夫 串間市大字西方8964番地3 串間市測量設計業協議会 会長 中島 洋 串間市大字西方5730番地2 串間市観光協会 会長 上米良 好光 串間市大字南方1987番地1 串間のみちを考える女性の会 会長 財津 さわ子 串間市大字西方5657番地 串間青年会議所 理事長 大山 育治</p>		
請願の件名	<p>串間土木事務所存続に関する請願 (理由) 「宮崎県行財政改革大綱2007～新しい宮崎づくりに向けたさらなる改革～」において、日南、串間地域の土木事務所の統合再編が検討されております。 串間市は平成8年に串間農業改良普及所、平成9年に串間保健所など県の出先機関が次々と撤退し、他の地域と比べ国県等の関係機関が極端に少なく、県央から遠隔に位置していることもあり、格差の広がりが懸念されております。 事実、串間保健所が日南保健所に統合されたことにより、日常の廃棄物処理や許認可等の対応に多大な不便を強いられておりま</p>		

	<p>す。</p> <p>串間市内に残る唯一の県行政機関である串間土木事務所の廃止は、情報交換や土木行政の推進に甚大な影響があります。</p> <p>特に、国道448号等の主要道路の崩落災害時の迅速な対応、地方港湾・漁港等の整備、河川改修など生活基盤の整備促進や災害対策など緊急時に求められる迅速かつ的確な対応など、市民の安心・安全を確保するうえから、また、県民として等しくサービスを受ける権利を有している観点から大変危惧いたしております。</p> <p>また、串間土木事務所に勤務されている職員の方々の市内経済への貢献は大きなものがあり、撤退された場合、飲食業はもとより小売業、不動産業など市中経済に悪影響を及ぼすことは必至であります。</p> <p>これらのことを踏まえ、市内各種団体、市民の総意をもって、また県土の均衡ある発展や格差の是正のために「宮崎県串間土木事務所の存続」を強くお願いいたします。</p>
紹介議員	野辺 修光
摘要	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第8号	受理年月日	平成20年 6月19日
請願者住所・氏名	都城市前田町1417-1神柱宮内 北方領土返還要求宮崎県民会議 会長 城 吉 信		
請願の件名	<p>北方領土返還要求についての意見書提出を求める請願 (理由)</p> <p>我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島などの北方領土の返還の実現は、我々に課された国民的課題であり、全国民の長年の悲願である。</p> <p>ところが、戦後63年を経た今日もなお、北方領土は返還されず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは、まことに遺憾なことである。</p> <p>奇しくも本年7月、北方領土の属する北海道にて主要国首脳会議が開かれる。主要国首脳が一堂に会する全体会議で北方領土問題を取り上げ、主要国メンバーの2国間で未だに領土問題が存在することを改めて提起し、北方領土問題の解決に向けた我が国の強い意思を国際的に発信することは、問題解決を推し進めるまたとない機会である。</p> <p>よって県議会におかれては、北方領土の返還を求める人々の総意と心情にこたえるため、政府が7月の主要国首脳会議の場で北方領土問題を取り上げ、問題解決に向け強い意思をもって臨むよう、意見書を採択の上、政府に対し強く働きかけて頂くよう、切に要望する。</p>		
紹介議員	中村 幸一		
摘要			

新規請願

		商工建設常任委員会	
請願番号	請願第9号	受理年月日	平成20年 6月19日
請願者住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮崎県商工団体連合会 会長 吉田 正春		
請願の件名	<p>「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願（理由）</p> <p>県民の暮らしと県内の中小商工業者の発展・育成のために、日々ご尽力いただいていることに敬意を表します。</p> <p>私たち宮崎県商工団体連合会と傘下団体でもある民主商工会（県内7カ所）は、地域の相談センターとして、中小業者をはじめ地域住民の様々な悩みや要求解決に応える活動を日々行っています。</p> <p>いま、政府の「税源移譲」による住民税の「平準化」や定率減税の全廃、あらゆる所得控除の縮小・廃止や後期高齢者医療制度の施行に伴う新たな負担増に対し、多くの県民・中小業者から悲痛な叫びが上がっています。</p> <p>ところが政府は、「社会保障の財源」を目的に消費税のさらなる引き上げを計画するなど、「後退期にある」本県の経済をいっそう深刻化させる恐れや、「消費税をもらえなくても、赤字でも身銭を切って消費税を払わされている」私たち中小業者を切り捨てる政治姿勢が顕著であります。</p> <p>行・財政両面での地方分権が推し進められ、都市部と地方間の格差問題が深刻さを増す中、個人消費を呼び戻し、地域経済・雇用を本当の意味で支える中小業者の発展とその施策の充実が求められていると思われまます。</p> <p>その様な中、本県は知事のマニフェストに基づき、「地域経済の振興と雇用の拡大、本県産業構造の高度化を図るため」として、工場の建設等をはじめとする様々な点で補助金を支出し、企業誘致の発展を図ろうとされています。</p> <p>しかしながら、本県同様に多額の補助金を使って大企業の誘致を図っている隣県の大分県では、県外からの派遣労働者は増える反面、「住民票を移動しないため住民税が入らない」といった問題や、低賃金・いじめ問題など、大企業の使い捨てとも言える労働の実態が明らかとなっています。</p> <p>確かに、企業の誘致を図ることで雇用の場も増え、本県の経済にも相応の効果が見られるとは思いますが、地域に根を張る中小零細業者の経営と暮らしが守れてこそ、その効果は絶大と考えま</p>		

	<p>す。 つきましては、以下の要請項目の実現のためにご尽力いただきますようよろしくお願い致します。</p> <p>【要請項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本県経済の発展と県民生活の向上を図る上で、本県の中小企業振興に関する基本的理念を明確にさせる必要性を鑑み、「中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求めます 2. 県下事業所の9割以上を占める自営商工業者を対象とした実態調査を行い、実態に即した中小零細業者の振興施策を求めます
紹介議員	前屋敷 恵美
摘 要	

継 続 請 願

		総務政策常任委員会	
請願番号	請願第4号	受理年月日	平成19年12月7日
請願者 住所・氏名	児湯郡高鍋町大字北高鍋5138番地 高鍋商工会議所 会頭 黒木 敏之 児湯郡川南町大字川南13680番地1 川南町商工会 会長 津江 章男 児湯郡木城町大字高城4040番地1 木城町商工会 会長 小川 将士 児湯郡新富町富田南1丁目112番地2 新富町商工会 会長 中下 和幸 児湯郡都農町大字川北4874番地2 都農町商工会 会長 黒木 陸廣 児湯郡高鍋町大字北高鍋99番地1 児湯農業協同組合 代表理事組合長 金田 清夫 児湯郡川南町大字川南13658番地1 尾鈴農業協同組合 代表理事組合長 黒木 友徳 児湯郡川南町大字川南13554番地1 川南町区長(分館長)会 会長 菊知 嘉人 児湯郡木城町大字高城1227番地1 木城町自治公民館連絡協議会 会長 宮崎 勝正 児湯郡高鍋町大字蚊口浦23番地2 高鍋町自治公民館連絡協議会 会長 大山 三津夫 児湯郡新富町大字新田3455番地1 新富町区長会 会長 土屋 公俊 児湯郡都農町大字川北5575番地1 都農町自治会協議会 会長 竹田 達夫 児湯郡川南町大字川南17437番地4 川南漁業協同組合 代表理事組合長 神谷 保徳 児湯郡都農町大字川北3741番地 都農町漁業協同組合 代表理事組合長 児玉 隼人		
請願の件名	高鍋土木事務所存続に関する請願		
紹介議員	図師 博規		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第5号	受理年月日	平成19年12月10日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目25番1 宮崎県社会保障推進協議会 会長 山田秀一		
請願の件名	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		
紹介議員	外山 良治 権藤 梅義 前屋敷恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第6号	受理年月日	平成20年 2月29日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮崎県商工団体連合会 会長 吉田正春 宮崎県連共済会 理事長 本部真一		
請願の件名	保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘 要			

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月13日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（十屋、河野哲也両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 環境農林水産常任常任委員長報告 議案第1号～第9号及び報告第1号～第3号上程 知事提案理由説明
6月14日	土		
6月15日	日		
6月16日	月	休 会	(議案調査)
6月17日	火		
6月18日	水	本 会 議	議案第10号～第12号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（萩原、満行、新見、河野哲也各議員）
6月19日	木		一般質問（武井、福田、黒木正一、冨師各議員）
6月20日	金		一般質問（松村、押川、中野一則、鳥飼各議員）
6月21日	土		
6月22日	日		
6月23日	月	本 会 議	一般質問（山下、十屋、井上、権藤各議員） 一般質問（濱砂、前屋敷、松田、太田各議員）
6月24日	火		採決（議案第10号～第12号）（同意） 議案・請願委員会付託
6月25日	水	休 会	常任委員会
6月26日	木		
6月27日	金		
6月28日	土		
6月29日	日		
6月30日	月	休 会	特別委員会 (議事整理)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
7月1日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第8号、報告第2号に反対、請願第5号、第6号の継続審査に反対、請願第8号に基づく意見書に賛成）（前屋敷議員） 採決（議案第8号、報告第2号）（可決または承認） 採決（議案第1号～第7号、第9号並びに報告第1号、第3号）（可決または承認） 採決（請願1件）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第11号追加上程 議員発議案第9号提案理由説明（十屋議員） 採決（議員発議案第9号）（可決） 討論（議員発議案第11号に反対）（前屋敷議員） 討論（議員発議案第11号に賛成）（丸山議員） 採決（議員発議案第11号）（可決） 採決（議員発議案第1号～第8号、第10号）（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 坂 口 博 美

宮 崎 県 議 会 副 議 長 星 原 透

宮 崎 県 議 会 議 員 十 屋 幸 平

宮 崎 県 議 会 議 員 河 野 哲 也